(漢籍國字解全書)

大正六年八月二十五日印刷
大正六年八月二十八日發行

不許複製
早稻田大學出版部

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京市牛込區早稻田　振替東京一一二三番　早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

敢て侵すことなからしめじことを記す、

越王既に吳を滅し歸りて五湖に至る、范蠡王に暇乞して曰く、君王之れを勉めよ、臣は復越國に入らずと、王曰く、不穀は子の謂ふ所のものを疑ふ、子は何の意にてかくいふかと、范蠡對へて曰く、臣之れを聞く、人臣たるものは君憂ふるときは臣勞苦し、君辱めらるゝ時は臣死すと、昔は君王會稽に辱められしとき、臣が此の道に反きて死せざりし所以のものは今日の事を行はんが爲なり、今や事既に成就せり、蠡請ふ會稽に死せざりし刑罰に服さん、君王之を裁せよと、王曰く、吾業を成就せし者は子なり、若し臣民にして子の惡を掩ひかくし子の美功を稱揚せざるものあらば、直に罰して其のものゝ身をして無事に越國に終ることなからしめん、子吾が言をきけ、子と國を分たん、之れに反し子吾言をきかずば、子の身は死し妻子は刑戮とならんと、范蠡對へて曰く、臣謹んで命をきけり、しかし君は法を行へ、臣は吾志を行はんと、遂に輕舟に乘りて五湖に浮び、其の終る所を知ることなし、王大に悼惜し、工に命じ良金を以て范蠡の像を鑄、自ら朝廷に奉祀して拜禮し、十日目毎に大夫をして朝廷に於て之れを拜禮せしむ、而して會稽山の周圍三百里の地を以て范蠡の奉邑となして曰く、後世子孫にして敢て蠡の地を侵すものあらば、無事に越國に身を終ることなからしめん、天の神地の神四方の神々は此の者を征討して蠡の邑の封境を正しくせよと、

〔此事〕今日の事なり、吳を討滅する事を指す、〔已濟矣〕濟は成なり、成就すること、〔終沒〕終ること、死すること、〔行レ制〕制は法なり、〔行レ意〕意は志なり、〔莫レ知三其所二終極一〕終極は終りなり、此には范蠡の終る所を知るなしとあれど、史記越世家には、齊に出でゝ貨殖し擢んでられて相となり、後辭して陶に行き、陶朱公と稱し、貨殖して貲鉅萬を累ね此に終るとあり、〔寫二范蠡之狀一〕范蠡の像を鑄造すること、〔浹日〕十日間なり、〔環〕周なり、メグルと訓む、〔皇天〕天の神、〔后土〕地の神、〔四鄕地主〕四鄕は四方なり、地主は其の地の神主なり、〔正レ之〕此の不敬漢を征討して蠡の奉邑の封境を正せといふこと、

國語國字解下　終

子〕上の子は尊稱語なり、〔不成子〕子は子爵なり、〔濱〕近なり、チカクと訓む、〔陂〕崖なり、岸邊をいふ、〔黿〕すつぽんの大なるもの、〔鼉〕蜥蜴に似て長丈餘鱗甲黒色なるもの、今のわにならん、〔鼈〕すつぽんなり、〔鼃〕蛙に同じ、〔黽〕蛙の一種、〔陼〕水邊なり、〔靦然〕面目の貌なり、〔諓々〕巧辯の言なり、〔反辭於王〕王の所に行き、くりかへして辭を申し上げんの意なり、〔執事之人〕蠡自ら謂ふなり、〔得罪於子〕子の爲に君王に罪を得ること、〔與師〕軍をすゝむること、〔越民〕民は兵なり、

反至五湖、范蠡辭於王曰、君王勉之、臣不復反於越國矣、王曰、不穀疑子之所謂者、何也、范蠡對曰、臣聞之、爲人臣者、君憂臣勞、君辱臣死、昔者君王辱於會稽、臣所以不死者、爲此事也、今事已濟矣、蠡請從會稽之罰、王曰、所不掩子之惡、揚子之美者、使其身無終沒於越國、子聽吾言、與子分國、不聽吾言、身死妻子爲戮、范蠡對曰、臣聞命矣、君行制、臣行意、遂乘輕舟以浮於五湖、莫知其所終極、王命工以良金、寫范蠡之狀、而朝禮之、浹日而令大夫朝之、環會稽三百里者、以爲范蠡地、曰後世子孫有敢侵蠡之地者、使無終沒於越國、皇天后土四鄉地主正之、

此の節は范蠡越を辭し去ること、越王其の功を追思し其の像を鑄て朝禮し蠡の奉邑を定めて子孫をして

其の不祥を受くるを忌まざるかと、范蠡曰く、王孫子よ、昔し吾先君は固より蠻夷の中にありしかば、周室の子爵の諸侯として待遇せざりしものなり、故に東海の海岸に近く、黿鼉魚鼈とともに居り、鼃黽とともに同じ水邊に住めり、故に吾は面目人面を爲せりと雖、此る國柄に生長せし者なれば、心も行も猶禽獸の如きなり、又安んぞ是の巧辯なる言を知りわくる者ならんやと、王孫雒曰く、子范子よ、子は將に天を助けて虐を爲さんとす、天を助けて虐を爲すは不祥なり、雒請ふ復び辭を以て越王に反告せんと、范蠡曰く、君王巳に吳に對する裁制を余に委ねたり、子歸れ、余をして子の爲に罪を余の王に得せしむることなかれと、王孫雒巳むを得ず、辭して吳軍に反る、范蠡王に報告せずして、鼓を擊ち軍を進めて、吳の使者に隨ひ、姑蘇の宮に至り、越の兵を傷つけずして、遂に吳を滅せり、

〔賢良〕親近の臣を指す、〔重祿〕大臣なり、〔王孫雒〕吳語を言よ、〔昔上天降二禍於吳一得二罪於會稽一〕昔は上天禍を越に降し、吳は之れを會稽に圍み、降和せしめ大王を辱しめたりといふを、謙遜してかくいへるなり、〔圖二不穀一〕不穀をこらさんとはかること、〔庸〕用なり、功用なり、〔還ㇾ形〕形は體なり、體勢なり、還形とは我に與へたる體勢をとりて敵にかへすこと、〔天節〕節は期なり、天道循還の期なり、〔小凶則近〕小凶は小なる凶事にて危敗を謂ふ、近は五年位をいふ、〔大凶則遠〕大凶は大なる凶事にて死滅を謂ふ、遠は十年或は二十年をいふ、〔先人〕先賢に同じ、昔の賢人なり、〔柯〕斧の柄なり、〔其則不ㇾ遠〕則は標準なり、どれ丈の長さ大さの斧の柄をきるべきか、其の標準なり、不ㇾ遠とは標準は遠くに非ず、近く我持てる斧の柄を標準とすべしといふこと、〔兪〕愈に同じ、イヨイヨと訓む、〔晏罷〕晏は晩なり、オソクと訓む、罷は退休なり、〔其事將ㇾ易ㇾ冀巳〕其の事は越王滅吳の事業を指す、冀は望なり、ノゾミと訓む、將ㇾ易ㇾ望とは將に望を達することいとやすからんとすといふ意なり、〔提ㇾ鼓援ㇾ枹〕直に鼓をうち三軍に號令して進擊さする意を示す爲に、鼓を提げ枹（鼓のむち）をとりしなり、〔反二此義一〕此義は上天が越に禍を下して裁制を吳に受けさすの義なり、〔報二此禍一〕報は復なり、一句の意は、此の禍を吳にかへし與ふとなり、〔子范

の親近の臣と其の大臣とを師ゐて以て姑蘇山上の宮に上り、王孫雒をして和を越に請はしめて曰く、昔は上天禍を吳に降して大王に罪を會稽に得たり、今君王其れ不穀を懲らさんとはかる、不穀請ふ復び會稽の和睦を請はんと、越王滅すに忍びず、之れを許さんと欲す、范蠡進み諫めて曰く、臣之れを聞く、聖人の事は天時に順ひて以て功用をあぐと、若し天時を得て成さゞれば天は我に與へたる體勢を敵に反へすことあり、夫れ天の循環の期は遠からず、五年にして復反るなり、故に天にそむけば小なる凶事は則ち近く五年位にして至り、大なる凶事は則ち遠く十年或は二十年位にして至る、先人曰へるあり、斧の柄を伐る者は、其の標準遠きにあらず、當に己が持つ所の斧の柄を以て標準とすべしと、吳越の關係も亦此の如し、吳昔し越を滅さゞりし故に今此の敗あり、君王の戒むべき事は卽ち目前の吳にあり、君王若し吳を赦さば他日復此の敗にあふや必せり、しかるに今君王決斷して和を斥けず、君王は其れ會稽に苦しみし事を忘れたるかと、王曰く、諾と、乃ち和を許さず、吳の使者歸り往きて復來れり、辭令いよ〳〵卑く、禮いよいよ尊し、越王又之を許さんと欲す、范蠡諫めて曰く、誰か我君臣をして早く朝廷に出で夜は晚くまで執務して後退休せしむるや、是れ吳に非ずや、又誰か我國と三江五湖の利を爭ふ者ぞ、是れ吳に非ずや、夫れ十年の間苦辛謀慮して一朝にして之れを棄てば其れ可ならんか、王姑く許す勿れ、王の事業は將に望を達し得ることやすからんとするのみと、王曰く、吾許すことなからんと欲すれども、顧みて哀憐の情に忍びず、吳の使者に對へがたし、子其れ我に代りて之れに對へよと、范蠡乃ち左に鼓を提げ右に枹を持ち、以て吳の使者に應へて曰く、昔は上天禍を越に降し國の裁制を吳に委ねたれども吳受けず、しかるに令上天は將に其の義をひつくりかへして此の禍を吳に復へさんとす、吾王敢て上天の命を聽くことなくして君王の命令を聽くことをせんや、子亦和を言ふ勿れと、吳使王孫雒曰く、子范子よ、先人言へるあり、天を助けて虐をなすこと勿れと、天を助けて虐を爲す者は不祥なり、今吾國稻蟹稻を食ひて其の種子を遺さず、君民困窮せり、しかるに子は飽迄之れを討滅せんとす、是れ將に天を助けて虐を爲さんとする者なり、子は

乎、王姑勿許、其事將易、冀已、王曰、吾欲勿許、而難對其使者、子其對之、范蠡乃左提鼓、右援枹、以應使者曰、昔者上天降禍於越、委制於吳、而吳不受、今將反此義、以報此禍、吾王敢無聽天之命、而聽君王之命乎、王孫雒曰、子范子、先人有言、曰、無助天爲虐、助天爲虐者不祥、今吾稻蟹不遺種、子將助天爲虐、不忌其不祥乎、范蠡曰、王孫子、昔吾先君固周室之不成子也、故濱於東海之陂、黿鼉魚鼈之與處、而鼃黽之與同渚、余雖靦然而人面哉、吾猶禽獸也、又安知是諓諓者乎、王孫雒曰、子范子、將助天爲虐、助天爲虐不祥、雒請反辭於王、范蠡曰、君王已委制於執事之人矣、子往矣、無使執事之人得罪於子、使者辭反、范蠡不報於王、擊鼓興師、以隨使者至於姑蘇之宮、不傷越民、遂滅吳、

此の節は吳使哀訴して和を請ひ、越王忍びず許さんとして、范蠡之れを諫止し、遂に越王に代りて吳使を引見して其の言を斥け、兵をすゝめて吳を滅したることを記す、

越王吳と對陣すること三年、吳軍自ら潰敗す、吳王其

くこと、用レ陰とは陰道に法りて隱忍持重すること、〔先則用レ陽〕先は敵に先ちて動くこと、用レ陽とは陽道に法りて輕疾猛厲なること、〔近則用レ柔〕近は敵近きこと、用レ柔とは陰道に法りて柔順の法を用ひ、之れに示すに弱を以てし敵を怠らし誘ふこと、〔遠則用レ剛〕遠は敵遠きこと、用レ剛とは陽道に法りて剛强の法を用ひ、之れに示すに威勢を以てし敵を恐れさすこと、〔陰蔽〕甚靜にゆるやかなること、〔陽察〕甚だ顯にすること、〔執〕準なり、標準なり、〔陽節〕陽の勢、卽ち剛勢なり、〔不レ死二其野一〕死は死戰なり、〔陰節〕陰の勢、卽ち柔勢なり、〔爲二人客一〕敵に先ちて敵地に攻め入ること、〔輕而不レ可レ取〕輕は輕窕なり、〔爲二人主一〕敵に後れて動くこと、〔重固〕持重堅固なり、〔陳之道〕陣立の法なり、〔設レ右〕右は右陣なり、〔益レ左〕左陣を益し設くること、〔蚤晏〕早晩に同じ、遲速の機をいふ、

居軍三年、呉師自潰、呉王帥其賢良與其重祿、以上姑蘇、使王孫雒行成於越曰、昔者上天降禍於越、得罪於會稽、今君王其圖不穀、不穀請復會稽之和、王弗忍、欲許之、范蠡進諫曰、臣聞之、聖人之功、時爲之庸、得時弗成、天有還形、天節不遠、五年復反、小凶則近、大凶則遠、先人有言曰、伐柯者、其則不遠、今君王不斷、其忘會稽之事乎、王曰、諾、不許、使者往而復來、辭愈卑禮愈尊、王又欲許之、范蠡諫曰、孰使我蚤朝而宴罷者、非呉乎、與我爭三江五湖之利者、非呉邪、夫十年謀之、一朝而棄之、其可

近ければ則ち陰に法りて柔順の法を用ひ之れに示すに弱を以てして敵を誘ひ、敵遠ければ則ち陽に法りて剛强の法を用ひ之れに示すに威を以てし敵を恐れさす、敵に後れて動くに甚だ靜に緩にすることなく、敵に先ちて動くに甚だ顯にすることなし、人を用ふるには標準なく其の時に應じて其の適材を用ふ、軍を行るには其の行く所に從ひて臨機に變動し豫め定めず、敵剛强にして以て我を禦ぐは敵の剛勢の盡きざるなれば、尙未だ克つ能はざるを以て其の野に死戰せず、敵來りて我を攻めば固く守りて之れと共に戰ふことなし、若し將に敵と共に戰はんとせば、必ず〳〵敵に天地の災變あるとき又其の民の饑ゑたるか飽けるか勞せるか安逸なるかを觀て之れをまじへ考へて、勝算の見込立てる上に於て戰ふべし、敵其の剛勢を出だしつくさば吾が柔勢を充實して敵の利を奪ふ、時によりて己が先づ動くに宜し、其の時は剛强にして力めて疾攻せよ、しかし敵の剛勢盡きざる時は、敵たとひ輕窕と雖妄に進み取るべからず、又時によりて後れて動くに宜し、其の時は安靜徐緩にして持重堅固なるべし、己が柔勢盡きざるときはたとひ柔弱なりと雖敵は己を困迫すべからざるなり、凡そ兵陣の法は、右陣を設けて之れを牝と爲し、其の上に左陣を設けて之を牡と爲して、牝牡の如く相離れて動くこと勿からしめ、之を用ふるに遲速の機會を失ふことなく、必ず天道の進退變易に順ひて周旋して窮ることなきを正しとす、臣今吳兵を見るに其の來るや剛强にして力めて疾し、是れ剛勢未だ盡きざるもの、妄に進擊すべからざるものなり、王姑く持重して之れを待てと、王曰く諾と、乃ち吳の挑戰に應ぜず、持重して陣を固めともに戰はず、

〔以爲ㇾ常〕常は法なり、〔四時以爲ㇾ紀〕四時の變化にて陰陽の變化をいふ、紀は法なり、〔天極〕極は中なり、天道の中庸なり、〔究ㇾ數〕天道の進退の數をきはむること、〔皇皇〕著明なる貌、〔日月以爲ㇾ常〕此の常は象なり、〔明者〕日月の盛滿の時、即ち蝕缺なき時をいふ、〔微者〕日月の蝕缺の時をいふ、〔陽至〕至は極なり、下句陰至の至も同じ、〔日困而還〕困は窮なり、キハマルと訓む、日窮りてまたかへるとは、夕方沒すれば(窮)復朝出づる(還)をいふ、〔月盈而匡〕匡は虧なり、カグと訓む、〔後則用ㇾ陰〕後は敵に後れて動

月盈而匡、古之善用兵者、因天地之常、與之俱行、後則用陰、先則用陽、近則用柔、遠則用剛、後無陰蔽、先無陽察、用人無埶、往從其所、剛彊以禦、陽節不盡、不死其野、彼來從我、固守勿與、若將與之、必因天地之災、又觀其民之饑飽勞逸、以參之、盡其陽節、盈吾陰節而奪之、宜爲人客、剛彊而力疾、陽節不盡、輕而不可取、宜爲人主、安徐而重固、陰節不盡、柔而不可迫、凡陳之道設右以爲牝、益左以爲牡、蚤晏無失、必順天道、周旋無究、今其來也、剛彊而力疾、王姑待之、王曰諾、弗與戰、

此の節は范蠡越王に吳が戰を挑むともこれに應ぜず、隱忍持久彼の疲弊するを待つべきことを說き、王諾せることを記す、

范蠡曰く、臣聞く古の善く兵を用ふる者は、天道の進退を以て法と爲し、陰陽の變化を以て法となし、天道の中庸より過ぐることなく必ず其の數を究めて止む、天道は著明なり、日月を以て其の象となす、日月の盛滿の時を以て進取の法となし、師を出だし兵を發す、日月の蝕缺の時を以て退守の法となし、隱忍持重す、陽氣極りて陰氣來り、陰氣極りて陽氣來る、是れ陰陽の變化なり、日きはまりて還り、月滿ちて虧ぐ、是れ日月の數の窮りなり即ちこれに從つて行動すと、是れ故に古の善く兵を用ふる者は、天地の常法に因りてこれと倶に行動し、即ち敵に後れて動くときは則ち陰に法りて隱忍持重の計を用ひ、敵に先ちて動くときは陽に法りて輕疾猛厲の攻擊を用ふ、敵

讎なり、〔徵〕無なり、ナシと訓む、〔謁レ之〕謁は請なり、コフと訓む、之は吳を伐つことを指す、〔亡人〕逃亡者なり、〔蹶而趨レ之〕蹶は走なり、ハシルと訓む、走而趨レ之とは一生懸命にかけゆくこと、

一日五反、王弗レ忍、欲レ許レ之、范蠡進諫曰、謀二之廊廟一、失二之中原一、其可乎、王姑勿レ許也、臣聞レ之、得レ時無レ怠、時不二再來一、天予不レ取、反爲二之災一、贏縮轉化、後將レ悔レ之、天節固然、唯謀不レ遷、王曰諾、弗レ許、

此の節は越王范蠡に聞きて吳の講和を許さゞることを記す、澁井大室の說に此の節は下節の吳より講和を請へる處の將レ易レ冀已の下にあるべしといへり、文意を考ふるに可なるに似たり、たゞ將レ易レ冀已の下に置くべき者なるや否やは詳ならず、

吳の使者一日に五たび往復して和を請ふ、越王忍びず、之れを許さんと欲す、范蠡進み諫めて曰く、吳を伐滅するの計を廟堂に於て謀り、之れを原野の中に於て失はゞ、其れ可ならんや、王姑く許すこと勿れ、臣之れを聞く時を得ば怠ること勿れ、時は再び來らず、天の予ふるものを取らざれば、反つて災を受くと、夫れ進退や變易や時に從ふべし、時に後るれば將に之れを悔いんとす、天道は固より變易あるも、たゞ計謀のみは一旦確定せる上は之れを變易す可からずと、王曰く諾と、乃ち吳に和を許さず、

〔五反〕五たび往復するなり、〔廊廟〕猶廟堂といふが如し、〔中原〕原野の中なり、今戰うて原野中にあり故にいふ、〔贏縮〕進退なり、〔轉化〕變易なり、〔天節固然〕天節は天道なり、固然は固より變易あること、〔不レ遷〕變易せざること、

范蠡曰、臣聞古之善用レ兵者、贏縮以爲レ常、四時以爲レ紀、無レ過二天極一、究レ數而止、天道皇皇、日月以爲レ常、明者以爲レ法、微者則是行、陽至而陰、陰至而陽、日困而還、

力ニ」力役の爲につかはれ其の力を罷弊しつくすこと、「殛」誅なり、誅罰をいふ、

○以上第五章、越王國に歸りて七年の後吳に飢饉ありしを以て之れを伐たんとし、范蠡の時機尙早きことを說きて諫止したる物語なり、

至於玄月、王召范蠡而問焉曰、諺有之曰、觥飯不及壺飧、今歲晚矣、子將奈何、范蠡對曰、微君王之言、臣固將謁之、臣聞、從時者猶救火追亡人也、蹶而趨之、唯恐弗及、王曰諾、遂興師伐吳、至於五湖、吳人聞之、出挑戰、

此の節は范蠡越王に說きて征吳の師をおこすことを記す、

越王國に歸りてより十一年、其の年の九月に至り、王は范蠡を召して之れに問ひて曰く、諺に之れあり、曰く飢ゑたるときはごちそうも壺飧の早く飢を療すに及ばずと、吾今の境遇も亦此に似たり、吳を伐たんとす、今歲くれぬ、子將に奈何せんとすと、范蠡對へて曰く、君王の言なくとも、臣は固より將に吳を伐たんことを請はんとせしなり、臣聞く時は得難し之れを得て之れに從ひ行く者は猶火を救ひ亡走せる人を追ふが如し、一生懸命に走るもたゞ之れに及ばざらんことを恐ると、今や時至れり、一刻も猶豫すべからずと、王曰く諾と、遂に師を興して吳を伐ち、五湖に至る、吳人之れを聞き出でて戰を挑めり、

「至於玄月」越王國に歸りてより十一年目の玄月に至るなり、玄月は九月なり、「觥飯不及壺飧」觥は大なり、大飯は御馳走をいふ、壺飧は壺中に入れる食物にて行道者の携ふるもの粗飯なり、一句の意は、飢ゑたるときは御馳走を待つ能はず、故に此の場合は御馳走も壺飧の早く飢を療すに及ばずとなり、吾は吳を伐ちて復讐したきは猶飢者の食を欲するが如し、大仕掛に一點の隙間もなき迄に用意をとゝのふるを待つ能はず、不充分ながらも早く伐ちたしとの

不得食、乃可以致天地之殛、王姑待之、

又一年の後、王范蠡を召して之れに問ひて曰く、吾は先きに子と吳を伐つことを謀りしに、子は未だ可ならずと曰へり、今吳國をみるに、稻蟹稻を食ひて其の種子を遺さゞらんとし、凶饉甚し、其れ之れを伐ちて可ならんかと、范蠡對へて曰く、天時は至れり、されど人事は未だ極點まで至らず、王しばらく之れを待てと、王怒りて曰く、道は固より此の如きものか、子は其れ不穀を欺くことなきか、吾さきに子と人事至ることを言へば子は我に應ふるに天時の未だ至らざるを以てし、今天時至れば子我に應ふるに人事の未だ極まらざるを以てするは何ぞやと、范蠡對へて曰く、王しばらく靜まれよ、臣の事を怪む勿れ、夫れ人事は必ず將に天地と相まじはりて然る後に乃ち以て功を成すべきものならんとす、今吳國は凶饉の禍新に至り民恐怖せり、故に其の君臣上下皆其の資財の長久の間を支ふべからざるを知りて、彼等は將に上下協同して其の死力を致して之れを免れんとす、されば之れを伐つは猶危し、王よそれしばらく遊獵にすさみふけるに至らざる範圍內に於てかけまはりて弋獵し、又宮中の樂も酒色にすさみふけるに至らざる範圍內に於てなし、又國の法度を忘るゝに至らざる範圍內に於て恣に大夫と宴飮せよ、以て吳をして我に復讎の念なきを思ひて油斷せしめよ、是れを以て彼れ吳の君は將に德政をうすくせんとし、民は力役の爲に將に其の力を罷弊しつくさんとす、而して其の民をして德政の薄く力役の苦しきを怨み之れに加ふるに飢饉を以てし、仰望して食を得る所なきに至らしめよ、かくして始めて天地の誅罰を吳に致すべし、王姑く之れを待てよと、

〔稻蟹〕稻を食ふ一種のかに、〔妄〕亡と通ず、無なり、ナシと訓む、〔參〕三つ相交ること、マジハルと訓む、〔禍新〕禍は稻蟹稻を食ひて飢饉となれるを指す、新は新に來ること、〔猶尙〕まだ〳〵の意なり、〔殆〕危なり、アヤフシと訓む、〔馳騁〕かけまはること、〔弋獵〕弋はいとぐるみにて鳥をとること、獵はけものをかること、〔肆〕放なり、ホシイマヽニと訓む、〔觴飮〕宴飮に同じ、さかもり、〔國常〕常は法度なり、〔盡〕其

諫め、王怒りて之れを殺せり、其れ吳を伐ちて可ならんかと、范蠡對へて曰く、吳王は逆亂の行萠し生ずれども、天地に禍を下すの兆未だあらはれず、而るに先づ之れを征伐することを爲さば、所謂天に逆ふものにして其の事業の是に成らざるのみならず、王も亦吳と共に天の禍害を受けけん、王姑く之れを待てと、王曰く諾と、

〔申胥驟諫云云〕吳語を見よ、〔逆節〕逆亂の行なり、〔天地未形〕形は見なり、アラハルと訓む、天地が吳に禍を下すの兆未だあらはれずとなり、〔雖受其刑〕雖は俱なり、トモニと訓む、其は天地を指す、刑は害なり、禍害をいふ、

○以上第四章、越王國に歸りて六年の後、吳王が忠臣申胥を殺したるを見、范蠡に之れを伐つべきかと問ひ、范蠡未だ可ならずと對へ王諾せる物語なり、

又一年、王召范蠡而問焉曰、吾與子謀吳、子曰未可也、今其稻蟹不遺種、其可乎、范蠡對曰、天應至矣、人事未盡也、王姑待之、王怒曰、道固然乎、妄其欺不穀耶、吾與子言人事、子應我以天時、今天應至矣、子應我以人事、何也、范蠡對曰、王姑勿怪、夫人事必將與天地相參然後乃可以成功、今其禍新民恐、其君臣上下、皆知其資財之不足以支長久也、彼將同其力致其死、猶尚殆、王其且馳騁弋獵無至禽荒、宮中之樂無至酒荒、肆與大夫觴飲、無忘國常、彼其上將薄其德、民將盡其力、又使之望而

又一年の後越王范蠡を召して之に問ひて曰く、吾はさきに子と吳を伐つことをはかりしに、子は未だ可ならずといへり、今吳王酒色音樂にふけりて其の百姓を忘れ、民事を亂り、天時に逆ひ、讒人を信任し、俳優を喜び、輔弼の良臣を憎み遠ざく、是を以て通知の人皆隱遁して出でず、忠臣其の力を盡くさず、臣下皆曲從して君意を迎合し、何れにゆくも相非毀するものなく、たゞ君に容れられ悅ばれんことをのみ求む、かく吳の上下は互にかりそめに身の安樂をのみ求めて國を顧みず、其れ之れを伐ちてよからんかと、范蠡對へて曰く、人事は至れり、されど天時のきたることは未だし、王姑く之れを待てと、王曰く諾と、

〔淫於樂〕淫は耽くること、樂は酒色音樂のたのしみなり、〔讒〕忠臣を讒する惡臣なり、〔優〕俳優なり、〔輔〕道を以て君をたすくる良臣なり、〔弼〕君の過を諫め矯むる良臣なり、〔聖人〕聖は通なり、通人は通知の人なり、〔解骨〕解は緩なり、骨を緩くすとは筋骨の力をゆるくすることにて、力を盡くさぬをいふ、〔皆曲相御〕曲は曲從なり、御は迓なり、迓は迎なり、迎合をいふ、〔吳適相非〕適は之なり、ユクと訓む、一句の意は、何處にゆきても君を相非毀するものなく、ただへつらひて君に容れ悅ばれんことを望めりとなり、〔相偸〕偸は苟且なり、かりそめに身の安樂のみをはかること、〔天應〕天の應ずること、人事の至るをいふ、

○以上第三章、越王國に歸りて五年の後、吳の君臣の偸安をみて、范蠡に伐つべきかと向ひ、蠡未だ可ならずと對へ、王諾せる物語なり、

又一年、王召范蠡而問焉曰、吾與子謀吳、子曰未可也、今申胥驟諫其王、王怒而殺之、其可乎、范蠡對曰、逆節萌生、天地未形、而先爲之征、其事是以不成、雜受其刑、王姑待之、王曰、諾、

又一年の後、王范蠡を召して之に問うて曰く、吾先きに子と吳を伐つことをはかりしに、子は未だ可ならずといへり、今吳王の忠臣申胥はしば〳〵吳王を

甚し、吾よりて子と謀りて之れを伐たんと欲す、其れ可ならんかと、范蠡對へて曰く、未だ可ならざるなり、蠡之れを聞く、上帝己を輔け成さゞれば天時の循環して歸るを待ち守りて妄動する勿れと、されば時歸らざるに强ひて事を成さんと求むる者は不吉なり、之れに反し天時を得て事を成さゞるも亦反りて其の殃を受く、二者共に己が德を失ひ名を滅し流されるか逃走するか死亡するかに至る、夫れ天は其の人の行爲によりて福祿を予へて奪ふことあり、又予ふることあり、又全く予へざることあり、天は今君王の行爲を監視しつゝあるなり、王よく早くはかるなかれ、天時は未だ反り來らざるなり、夫れ吳は終に君王の吳なれば急ぎてとらんとするに及ばざるなり、之れに反して王若し早く之れを取らんとはからば、其の事の結果は如何になりゆくか、將に未だ知るべからざらんとするなりと、王曰く諾と、

〔先人〕世を去りし父の稱、〔就レ世〕世を終るなり、死することと、〔恆常〕常行なり、〔禽荒〕遊獵にすさむこと、〔酒荒〕酒色にすさむこと、〔舟與レ車〕舟と車とにのみ乘りて酒色を肆にし遊獵するを好むとなり、〔吳人之那二不穀一〕那は安なり、ヤスンズと訓む、一句の意は吳人は不穀の臣事するに安んじて備をなさずとなり、〔不レ考〕考は成なり、ナスと訓む、〔沵走〕沵は流の古字なり、流竄をいふ、走は逃走なり、〔有レ奪〕予へて復奪ふこと、

○以上第二章、越王國に歸りて四年の後に范蠡に吳をはかるべきかを問ひ、范蠡其の未だ早きを說き王諾せる物語なり、

又一年、王召二范蠡一而問レ焉曰、吾與レ子謀レ吳、子曰レ未レ可也、今吳王淫二於樂一而忘二其百姓一、亂二民功一、逆二天時一、信レ讒喜レ優、憎レ輔遠レ弼、聖人不レ出、忠臣解骨、皆曲相御、莫二適相非一、上下相偸、其可乎、范蠡對曰、人事至矣、天應未也、王姑待レ之、王曰諾、

因りて己の常法と爲すこと、〔死生〕死は殺なり、殺生は生殺に同じ、〔天地之刑〕刑は法なり、〔天因人人云々聖人成之〕此の五句は前の德虐死生の句を申說するなり、〔天因人〕天は人の善惡の行によりて禍福を下すこと、〔人自生之〕之は禍福の因、卽ち善惡の行を指す、〔天地形之〕形は見なり、アラハスと訓む、之は吉凶の象卽ち禍福の萌を指す、〔聖人因而成之〕之は德虐死生卽ち予奪生殺を指す、〔不報〕敵報うる能はざること、

○以上第一章、越王范蠡の諫をきかずして吳と戰ひて大敗し大に後悔す、よりて范蠡にはかり其の言を用ひ吳に臣事し、大夫種をして專ら國を治めしめたる物語なり、

四年、王召范蠡而問焉曰、先人就世、不穀卽位、吾年旣少、未有恆常、出則禽荒、入則酒荒、吾百姓之不圖、唯舟與車、上天降禍於越、委制於吳、吳人之那不穀、亦又甚焉、吾欲與子謀之、其可乎、范蠡對曰、未可也、蠡聞之、上帝不考、時反是守、彊索者不祥、得時不成、反受其殃、失德滅名、流走死亡、有奪有予、有不予、王無蚤圖、夫吳君王之吳也、王若蚤圖之、其事又將未可知也、王曰諾、

越王國に歸りて四年の後、范蠡を召して之れに問ひて曰く、先人歿して不穀位に卽く、時に吾年少くして未だ常行あらず、宮を出でては則ち遊獵にすさみ、宮に入りては酒色にすさみ、吾大切なる百姓のことをはかり考へずして、たゞ舟と車とに乘りて遊獵酒宴することのみ好めり、故に上帝禍を越に下して、吾は吾身吾國の裁制を吳に委ぬるに至れり、今吳人を見るに不穀の臣事するに安んじて備をなさゞること

法に順ひて悖らざることは、蠡之れを能くす、予奪生死の事に就きて一寸細説せん、天は人の善悪によりて禍福を下すものにして、聖人は天の禍福する所に因りて之れを輔相す、再言すれば人自ら禍福の因卽ち善悪の行を生じ、天地よりて其の吉凶卽ち禍福の象をあらはし、聖人其の象によりて予奪生殺を行ふものなり、臣は以上の事を實行し得、是の故に戰に勝ちて敵敢て報ゆる能はず、地を取りて敵に反へさず、兵國外に戰ひて勝ち、福國内に生じ、力を用ふること甚少くして、名聲章明なるに至らしむるは、種の才ありと雖、亦蠡に及ばざるなり、故に臣は專ら此の方面に當らんと、王曰く、諾と、乃ち大夫種をして國家を治めしめたり、

〔至二於國一〕國は國都なり、〔其事不レ失〕萬物を包含して生育することは毫も其の序を失はずして各、其をして發育せしむること、〔其名〕名は功名なり、〔生二萬物一容二畜禽獸一〕の功名を指す、〔兼二其利一〕萬物の發育は大利なり、萬物は地上に發育するを以て地は萬物を所有す、故に地は萬物生育の大功名を受くると共に其の大利を有すといふ、〔美惡〕萬物の美惡なり、

〔養レ生〕生は生民、卽ち人民なり、〔時不レ至〕時は前節の天時なり、〔事不レ究〕事は前節の人事なり、究はおしつまること、〔自若以處〕自若として妄りに動かざること、〔度二天下一〕天下の形勢をはかりみること、〔待二其來者一而正レ之〕來は天時人事の來るをいふ、正は正しく裁制すること、〔男女之功〕功は事なり、仕事なり、下句民功の功も同じ、〔殷〕盛なり、〔曠〕空なり、空乏なり、〔亂梯〕禍亂の階梯なり、〔時將レ有レ反〕反はひつくりかへること、〔間〕間隙なり、〔恆制〕常法なり〔成利〕完成せる利、卽大利をいふ、〔保レ斂〕保は守なり、マモルと訓む、〔須レ之〕須は待なり、マツと訓む、〔不穀〕國君の謙稱なり、〔時節三樂〕時節は百姓の大切なる時、卽ち春夏秋の三時節なり、樂とは此の三時節を奪はず百姓をして其の業を樂しましむるをいふ、〔睦熟〕睦は和なり、和ぎ熟すること、〔蕃滋〕蕃は息なり、滋は益なり、繁盛に且つ殖すること、〔陰陽之恆〕恆は常法なり、剛柔晦明等の作用を指す、〔天地之常〕常は常數なり、〔柔而不レ屈〕外柔順と雖内屈撓せざること、〔彊而不レ剛〕内强盛と雖外剛强ならざること、〔德虐〕猶予奪の如し、〔因以爲レ常〕陰陽天地の常法に

にまかし、己は軍事に長ずるを以て此の方面につくさんと請ひ王許諾することを記す、

越王越に反りて國都に至る、王范蠡に問うて曰く、事物を節制することは如何と、范蠡對へて曰く、事物を節制するものは地のくみする所となる、たゞ地は能く萬物を包含して以て一となし、而も其の之を生育することは毫も其の事を失はずして相竝びて生を遂げしむ、かく地は萬物を生育し、禽獸を容れ畜ひて、然る後に其の功名を受けて、其の利を兼ね有す、而して萬物の美惡を擇ばず、皆平等に成育して以て人を養ふものなり、君も亦地のくみする所とならんと欲せば、須らく地に法るべし、夫れ天時至らざれば我より强ひて事を生ずべからず、人事窮まらざれば强ひて事を成すべからず、故に天時人事至り究らざるときは、則ち自若として妄動せず、以て天下の形勢をみはかり、其の天時人事の來るを待ちて之れを正して裁制せよ、細説すれば、天時の宜しき所に因りて其の計畫を定め、男女の仕事を同じくし、人民の害を除きて、以て天の災殃を避け、田野は開けて荒蕪なきやうにし、府倉は充實させ、民衆を盛ならせ、決して其の民衆をして窮乏して怨嗟を生じ禍亂の階梯をなさしむることを勿れ、夫れ天時は將に循環してかへることあらんとし、人事は將に間隙あらんとするものなり、故に必ず此の天地の常法を知ることありて之れに逆はずして、乃ち以て天下の大利をたもつべし、若し人事間隙の生ずるなく、天時循環して反りくることなきときは、君に未だ運の向かざるなれば則ち徐に民を撫育し敎を守りて以て其の來るを待たんのみと、王曰く、不穀の國は蠡の國家なり、蠡よ其れはかりて之れを治めよと、范蠡對へて曰く、四境の内に臨みて百姓の事を治め、春夏秋の三時節に從ひて、百姓を導きて其の業を樂ましめ、以て百姓の仕事を亂らず、天時に逆はず、五穀和ぎ熟し、百姓繁盛し、君臣上下こも〴〵其の志を得て睦しくするやうに至らしむるは、蠡は種に及ばざるなり、之れに反し、四境の外に臨み、敵國に對する裁制に於て立所に臨機の處置をとる事、陰陽の常法に因り、天地の常數に順ひて、兵を用ひ外柔順と雖内屈撓せず、内强盛と雖外剛强ならず、能く其の中を得る事、予奪の行は天地の常法によりて以て己の常法となし、殺生の行は陰陽天地の

而兼其利、美惡皆成以養生、時不至不可彊生、事不究不可彊成、自若以處、以度天下、待其來者而正之、因時之所宜而定之、同男女之功、除民之害、以避天殃、田野開闢、府倉實、民衆殷、無曠其衆以爲亂梯、時將有反、事將有間、必有以知天地之恆制、乃可以有天下之成利、事無間、時無反、則撫民保教以須之、王曰、不穀之國家蠡之國家也、蠡其圖之、范蠡對曰、四封之內、百姓之事、時節三樂、不亂民功、不逆天時、五穀睦熟、民乃蕃滋、君臣上下、交得其志、蠡不如種也、四封之外、敵國之制、立斷之事、因陰陽之恆、順天地之常、柔而不屈、彊而不剛、德虐之行、因以爲常、死生因天地之刑、天因人、聖人因天、人自生之、天地形之、聖人因而成之、是故戰勝而不報、取地而不反、兵勝於外、福生於內、用力甚少、而名聲章明、種亦不如蠡也、王曰諾、令大夫種爲之、

此の節は越王國に反りて治國の法を范蠡に問ひ范蠡備に其要をのべ、而して其適任は大夫種なればこれ

乃ち大夫種をして和を呉に行はしめて曰く、請ふ我國の士の女は大王の士にめあはせ、我國の大夫の女は大王の大夫にめあはせ、之に隨ふに國家の寶器を以て獻貢せんと、呉人許諾せず、大夫種歸り來りて王とはかり、復呉に往きて請うて曰く、請う我國城府庫の管籥を大王に委ね、我が國家を大王の治下につけ、我王自ら身を以て大王に隨ひ臣庶の勞に服さん、君王之れを裁制せよと、呉人許諾して和せり、是において越王將に呉に行きて臣事せんとし、范蠡に謂ひて曰く、蠡よ我が爲に國を守れと、范蠡對へて曰く、四境の內に臨み百姓を治むるの事は、蠡は種に及ばざるなり、之れに反し、四境の外に臨み、敵國に對する裁制に於て、立所に臨機の處置をとるの事は、種才ありと雖亦蠡に及ばざるなり、されば種をして國を守らしめよ、臣請ふ王と共に呉に行かんと、王曰く諾と、乃ち大夫種をして國を守らしめ、范蠡と呉に入り呉王に臣事せり、三年の後呉王は王及范蠡を越にかへせり、

〔玩好〕珍寶を指す、〔女樂〕女の樂人なり、〔尊レ之以レ名〕大なる名號(天王)を以て呉王を尊べといふこと、〔如レ此不レ已〕不レ已は釋さゞるをいふ、〔身與レ之市〕市は物を賣りて利をとること、一句の意は身を以て呉王に賣りて利をとれといふことにて、呉に入りて之れに臣事せよといふ意なり、〔女二於士一〕此の女はめあはすこと、女二於大夫一の女も同じ、士大夫の女を呉の士大夫に妾事せしむるといふをかくいひたるなり、〔重器〕寶器なり、〔委二管籥一〕管籥はかぎなり、國城府庫のかぎを委ぬること、呉に差出だすをいふ、〔屬二國家一〕屬は付なり、ツクと訓む、我國家を呉王の治下につくといふこと、〔制レ之〕制は制裁なり、〔四封〕四境なり國內をいふ、〔敵國之制〕敵國に對して裁制すること、〔立斷之事〕立ち所に臨機の處置をとること、〔宦二於呉一〕宦は臣隸となること、臣事するをいふ、

反至二於國一、王問二於范蠡一曰、節レ事
奈何、范蠡對曰、節レ事者與レ地、唯
地能包二萬物一以爲レ一、其事不レ失、
生二萬物一、容二畜禽獸一、然後受二其名一、

對曰、君王其忘之乎、持盈者與天、定傾者與人、節事者與地、王曰、與人奈何、范蠡對曰、卑辭尊禮、玩好女樂、尊之以名、如此不已、又身與之市、王曰諾、乃令大夫種行成於吳曰、請士女女於士、大夫女女於大夫、隨之以國家之重器、吳人不許、大夫種來而復往曰、請委管籥屬國家、以身隨之、君王制之、吳王許諾、王曰、蠡爲我守於國、范蠡對曰、四封之內、百姓之事、蠡不如種也、四封之外、敵國之制、立斷之事、種亦不如蠡也、王曰諾、令大夫種守於國、與范蠡入宦於吳、三年而吳人遣之歸、

此の節は越王范蠡の計を用ひて吳と和し、自ら吳國に入りて吳王に臣事し、三年の後歸るを得しことを記す、

越王范蠡を召して之れに問ひて曰く、吾この度子の言を用ひずして此に至れり、如何にせば可ならんかと、范蠡對へて曰く、君王其れ忘れたるか、臣が先きに言へる滿つるを守る者は天のくみする所となり、危を安んずる者は人のくみする所となり、事物を節制する者は地のくみする所となるの言をと、王曰く、吾今危き立場にあり、先づ人のくみする所となるには如何せばよきかと、范蠡對へて曰く、辭令を謙遜し禮儀を尊くして吳に和を請ふべし、而して珍寶女樂をおくり大なる名號を以て之れを尊び其の心を悅ばせよ、此の如くにして吳王許さゞるときは、王自ら身を以て吳に入り之れに臣事せよと、越王曰く、諾と、

らざるに先づ之れを攻め、人事起らざるに己先づ動きて之れに臨み攻む、此れ天に逆ひて人心に和同せざるものなり、王若し改めずして之れを行はば、將に國家を害ひ且つ王の躬を損せんとすと、王聽かず、范蠡進み諫めて曰く、夫れ勇は逆德なり、兵は凶器なり、爭鬪は行事の末節なり、故に陰謀逆德あれば凶器を用ひて爭鬪することを好むものなり、而して始め人を伐つ者は人終に己を害するに至る、又淫佚の行事は上帝の禁ずる所なり、人に先ちて之れを行ふ者は身に利あらずと、王曰く、吾に此の逆德淫佚なし、卿の評誤れり、吾已に意を決せりと、果して軍を起して吳を伐ち、五湖に戰ひて勝たず、退きて會稽山に籠れり、

〔持ㇾ盈〕持は守なり、マモルと訓む、盈は滿なり、滿るを守るとはたとへ國富むとも固く守りて徒に事をなさざると、〔定ㇾ傾〕定は安なり、ヤスンズと訓む、傾は危なり、危を安んずとは危きことの起らざるに先ちて周到に之に備へ以て國を安んずることと、〔節ㇾ事〕事物を節制して妄動妄費せざることと、〔與ㇾ天〕與はくみする所となること、〔矜〕大なり、大なりとすること、卽ほこるをいふ、〔隨ㇾ時〕天時なり、〔天時不ㇾ作〕天時は利害災變の應をいふ、作は起るなり、〔弗ㇾ爲二人客一〕他人の客とならざること、他人を攻めざるをいふ、〔人事〕人の怨畔逆亂の萌なり、〔弗ㇾ爲二之始一〕始は先づ動くこと、一句の意は己先づ動きて他に臨み之れを攻めざること、〔靡〕損すること、〔躬身〕二字共にからだなり、〔勇者逆德也〕德は禮讓を尙ぶに反し勇は攻奪す、故に逆德といふ、〔爭者事之末也〕賢者は其の政德を修めて遠方の人之れに附事す、德行はれずして然る後に武を用ひて爭鬪す、故に事の末といふ、〔始二於人一者人之所ㇾ卒也〕卒は終なり、一句の意は己人に先ちて人を伐つときは、一時はよからんも、終には人に害せらるゝに至るとなり、〔無二是貳言一也〕貳言は二言なり、前の逆德と淫佚とを指す、一句の意は我は是の逆德と淫佚となし卿の評は誤れりと、なり、〔斷ㇾ之矣〕意を決せりの意なり、〔五湖〕今の太湖なり、江蘇省蘇州府吳縣の西にあり、

王召二范蠡一而問ㇾ焉曰、吾不ㇾ用二子之言一、以至二於此一、爲ㇾ之奈何、范蠡

時以行、是謂守時、天時不作、弗爲人客、人事不起、弗爲之始、今君王未盈而溢、未盛而驕、不勞而矜其功、天時不作而先爲人客、人事不起而創爲之始、此逆於天而不和於人、王若行之、將妨於國家靡王躬身、王弗聽、范蠡進諫曰、夫勇者逆德也、兵者凶器也、爭者事之末也、陰謀逆德好用凶器、始於人者人之所卒也、淫佚之事上帝之禁也、先行此者不利、王曰無是貳言也、吾已斷之矣、果興師而伐吳、戰於五湖不勝、棲於會稽、

此の節は句踐范蠡の諫めをきかずして吳を伐ち大敗して會稽山に立籠るに至りしことを記す、

越王句踐位に卽きて三年、吳を伐たんと欲す、范蠡進み諫めて曰く、夫れ國家を治むるの事は三あり、滿つるを守ることあり、危きを安んずることあり、事物を節制することありと、王曰く、此の三つの者を爲さんこと如何と、范蠡對へて曰く、滿つるを守るものは天之れにくみし、危きを安んずるものは人之にくみし、事物を節制するものは地之れにくみす、王問はざれば蠡は敢て言はず、天道は滿ちても而も意溢れず、盛なりとも而も驕らず、勞すとも而も其の功をほこらず、夫れ聖人は天に則る故に天時に隨ひて以て行動す、是れを時を守ると謂ふ、又他國に於て天時卽ち利害災變の應起らざるときは之れを攻めず、人事卽ち怨畔逆亂の萌起らざるときは己先づ動きて之れに臨み攻むることを爲さざるなり、しかるに今君王は全く天に則らず聖人に從はず、卽ち國未だ富貴ならざるに意既に溢れ、敎化未だ盛大ならざるに氣既に驕り、未だ勤勞せずして其の功にほこり、他國に天時起

亦寡人の願ふ所なり、之れに反して君若し吾將に汝の社稷を殘滅し汝の宗廟を滅ぼさんとすと曰はゞ、寡人は請ふ死に就かん、余また何の面目ありて以て天下の人に視んや、越君其れ陣舍につきてやどり休めよ、余徐に自及せんとすと、句踐きかず、遂に呉を滅せり、

〔甬句〕呉語の終を見よ、〔吾與レ君爲二二君一乎〕君を甬句の王として、吾と君と越國に於て二君の如くならんかとなり、君を甬句に置きて無事に生を送らすといふを夫差を尊びてかくいひたるなり、〔寡人禮先壹飯矣〕壹飯は一飯の間にして少しの間をいふ、呉王は盟主なりしかば、寡人は禮に於て君より先づよき地位を有せること少しの間なりきといふ意なり、〔爲二敝邑宸宇一〕宸宇は屋宇なり、屋宇は室をおほひ守るものなり、敝邑の屋宇を爲さばとは、敝邑を許して保護しくるればの意なり、〔殘二女社稷一〕殘はそこなひ滅すこと、女は汝なり、〔其次也〕次は舍なり、ヤドルと訓む、陣舍に宿りて休息せよ、其の間に吾徐に自及せんとなり、

○以上第二章、句踐臣民を撫育し臣民其の恩に感泣して自らす〻みて報復戰を起こさせ、句踐此れによりて遂に呉を滅したる物語なり、

卷第二十一

越語下

本編は句踐一代の物語にて、呉を滅せる首動者范蠡の計策事功を記す、凡て六章あり、

越王句踐卽レ位三年、而欲レ伐レ呉、范蠡進諫曰、夫國家之事、有レ持レ盈、有レ定レ傾、有レ節レ事、王曰、爲二三者一奈何、范蠡對曰、持レ盈者與レ天、定レ傾者與レ人、節レ事者與レ地、王不レ問、蠡不二敢言一、天道盈而不レ溢、盛而不レ驕、勞而不レ矜二其功一、夫聖人隨

こと、〔安與レ知レ恥〕どうして恥知る資格あるものならんやといふ意にて謙辭なり、〔庸〕用なり、モチフと訓む、〔四封〕四境に同じ、〔少レ恥〕進みて功をたつるを念はず、危難に臨みて苟も免れんとすること、〔水犀之甲〕水犀の皮にて作れる甲なり、水犀は形豚に似て大なり、〔億有二三千一〕億は臆度なり、ハカルと訓む、三千は極めて多き意なり、〔旅進旅退〕旅は倶なり、トモニと訓む、〔果行〕果は竟なり、ツヒニと訓む、行は征途に上ること、〔囿、沒、郊〕囿は笠澤なり、沒郊と共に呉語の終に解す、

夫差行成曰、寡人之師徒不レ足下以辱中君上矣、請以二金玉子女一賂二君之辱一、句踐對曰、昔天以レ越予レ呉、而呉不レ受、今天以レ呉予レ越、越可下以無レ聽二天之命一而聽中君之令上乎、吾請達二王甬句東一、吾與レ君爲二二君一乎、夫差對曰、寡人禮先壹飯矣、君若不レ忘二周室一、而爲二敝邑宸宇一、亦寡人之願也、君若曰吾將殘二女社稷一、滅二女宗廟一、寡人請死、余何面目以視二於天下一乎、越君其次也、遂滅レ呉、

此の節は夫差和を請へども句踐許さず、遂に之れを滅することを記す、

夫差使者をつかはして和を請ひて曰く、寡人の師徒は微弱にして以て君王の辱くも親ら征討さるゝに足らず、請ふ金玉子女を獻上して、君王の辱く我土に臨まれたるに賂ひ贈らんと、句踐對へて曰く、昔天越を以て呉に予へ給へども呉之れを受けず、今天呉を以て越に予へ給へり、越天の命令を聽くことなくして君の命令を聽くべけんや、吾請ふ王を甬句の東に送りて此に主となし、君と二君の如くならんかと、夫差對へて曰く、寡人は禮に於て君に先つこと一飯の間なり、君若し周室を忘れずば敝邑を庇護されんこと、

夫曰、孰是君也而可無死乎、是故敗吳於囿、敗之於沒、又郊敗之、

此の節は國人句踐の恩に感泣し、句踐にすゝめて復讐戰を起こさせ奮戰して吳を破ることを記す、

國の父兄句踐に請うて曰く、昔は夫差吾が君を諸侯の間に耻しめたり、今や越國治りとゝのひてすべての點に於て節度あり、請ふ之れに報復せんと、句踐辭して曰く、昔者の戰や、二三子の罪に非ずして寡人の罪なり、寡人の如きものはいづくんぞ耻を知るの資格あらんや、請ふ姑く戰を用ふること勿れと、父兄又請うて曰く、越の臣民は四境の中到る處吾君を親しむこと猶父母の如し、子として父母の仇を報いんことを思ひ、臣として君の讎を報いんことを思ひて、敢て其の力をつくさゞるものあらんや、請ふ復戰ひて前の耻を報いんと、句踐既に之れを許す、乃ち其の民衆を招致し、之に誓ひて曰く、寡人聞く古の賢君は其の衆の足らざるを患へずして其の志行の恥少きを患ふと、今夫差は水犀の甲をきる精兵をはかるに極めて多からん、しかるに其の志行の耻少なきを患へずして猶其の兵衆の足らざるを患ふ、是れ天のすつる所なり、今寡人將に天を助けて之れを滅ぼさんとす、されど吾は吾兵が匹夫の勇を出だすことを欲せざるなり、一同號令に從ひて倶に進み倶に退かんことを欲するなり、而して進むときは賞を得んことを思ひ、退くときは則ち罰を得んことを思ふべし、此の如き心掛にて進退するときは則ち心堅く、勇み戰ひ得るを以て常に賞を得るあり、之れに反し進むときは命令を用ひず、退くときは命を全うすることをつとめて耻を知らず、此の如き心掛にて進退するときは、則ち心弱く勇み戰ふ能はざるを以て、常に刑罰を得るあり、汝等よく之れを守れと、竟に征途に上れり、國人皆勸め勵む、父は其の子を勉めはげまし、兄は其の弟を勉めはげまし、婦は其の夫を勉めはげまして曰く、たれか是の恩ある君の爲に死せざるが如きとあるべけんやと、故に兵みな協心戮力して戰ひたり、是の故に吳軍を囿に敗り、之を沒に敗り、又之を郊に敗れり、

〔節〕節度なり、治まりとゝのひて節度ありみだれぬ

釋は免除なり、政は賦役を指す、〔支子〕庶子なり、〔令三孤子寡婦疾疹貧病者納二宦其子一〕令二孤子宦一、令三寡婦疾疹貧病者納二宦其子一の略なり、疹は熱病なり、されど此にては疾疹にて疾病の意に見て可なり、納宦は宮中に入れて宦仕さすこと、〔達士〕秀俊の士なり、〔摩厲〕切磨奨勵なり、〔廟禮〕宗廟にて禮遇し先祖の靈に報告すること、〔稻與レ脂〕稻は稻飯、脂は脂肉の羹なり、〔孺子〕小兒なり、〔餔〕食物をくはすこと、〔歠〕すゝること、〔不レ收二於國一〕收は徵稅なり、〔民居〕家なり、〔三年之食〕三ケ年間の貯食なり、

國之父兄請曰、昔者夫差耻二吾君於諸侯之國一、今越國亦節矣、請報レ之、句踐辭曰、昔者之戰也、非二三子之罪一也、寡人之罪也、如二寡人一者、安與レ知レ耻、請姑無レ庸レ戰、父兄又請曰、越四封之內、親二吾君一也猶二父兄一也、子而思レ報二父母之仇一、臣而思レ報二君之讎一、其有二敢不レ盡レ力者一乎、請復戰、句踐既許レ之、乃致二其衆一而誓レ之曰、寡人聞、古之賢君不レ患二其衆之不一レ足也、而患二其志行之少一レ耻也、今夫差、衣二水犀之甲一者、億有二三千一、不レ患二其志行之少一レ耻也、而患二其衆之不一レ足也、今寡人將レ助レ天滅レ之、吾不レ欲二匹夫之勇一也、欲二其旅進旅退一也、進則思レ賞、退則思レ刑、如レ此則有二常賞一、進不レ用レ命、退則無レ耻、如レ此則有二常刑一、果行、國人皆勸、父勉二其子一、兄勉二其弟一、婦勉二其

まれり、寡人將に諸君の夫婦を帥ゐて以て民を繁殖し、國力を恢復せんとすと、乃ち壯者に命じて老婦を娶ることとなく、老者をして壯妻を娶ることとなからしめ、女子十七歲にして嫁せざれば其の父罪に處せらるゝあり、男子二十歲にして娶らざれば其の父罪に處せらるゝあり、將に分娩せんとする者は以て官に告げしめ、公乳醫をして之れを保育せしめ、男子を生めるものには二壺の酒と一匹の犬とを祝儀として與へ、女子を生めるものには二壺の酒と一匹の豚とを祝儀として與へ、三ツ兒を生めるものには公之れに乳母を與へ、双子を生めるものには公之に食料を與へ、適子死せるものには三年間其賦役を免し、庶子死せるものには三ヶ月間其の賦役を免し、必ず親ら之れを哭泣し埋葬すること恰も其の子の如し、孤兒をして官仕せしめ、又寡婦疾疹貧病の者をして其の子を宮に納れて宦仕せしむ、其の秀俊の士は其の住居を潔くし、其の衣服を美しくし、其の食祿を充分にやりて、忠義の心を切磨奬勵し、四方の賢士の來る者は、必ず宗廟に於て禮遇して祖先に報告す、而して句踐は稻飯と脂肉の羹とを舟にのせて、以て四方をめぐり、國の子供の遊べる者にあへば、之れを分ち與へて食ませざることなく、すゝらせざることなく、必ず其の名を問ひて撫愛せり、又節儉を旨とし、其の身の種うる所のものに非ざれば則ち食はず、其の夫人の織りし所のものに非ざれば則ち着ず、十年の間國より徵税せず、是に於て民家富みて各〻三年間の貯食あるに至れり、

〔句無〕今浙江省紹興府にあり、〔禦兒〕吳語に出づ、〔鄞〕今浙江省寧波府にあり、〔姑蔑〕今浙江省衢州府龍游縣にあり、〔廣運〕東西を廣といひ南北を運といふ、故に二字にて四方の義なり、〔致二其父兄昆弟一〕致は招致なり、〔二三子〕諸君といふが如し、〔蕃〕繁殖なり、〔取二老婦一〕取は娶なり、メトルと訓む、下句取二壯妻一の取も同じ、〔壯妻〕若き妻なり、〔丈夫〕男子なり、〔將レ免者〕免は分娩なり、〔令二醫守一レ之〕醫は乳醫なり、守は保育なり、〔二犬〕犬は食用の犬にて豢犬をいふ、犬は陽畜なれば男に與ふるなり、〔二豚〕豚は陰畜なれば女子に與ふるなり、〔生二三人一〕三人は三兒なり、〔與二之母一〕母は乳母なり、〔生二二人一〕二人は双子なり、〔餼〕食料なり、〔當室者〕適子なり、〔釋二其政一〕

之曰、寡人聞、古之賢君、四方之民歸之、若水之歸下也、今寡人不能、將帥二三子夫婦以蕃、令壯者無取老婦、令老者無取壯妻、女十七不嫁、其父母有罪、丈夫二十不取、其父母有罪、將免者以告、公令醫守之、生丈夫二壺酒一犬、生女子二壺酒一豚、生三人公與之母、生二人公與之餼、當室者死三年釋其政、支子死三月釋其政、必哭泣葬埋之如其子、令孤子寡婦疾疹貧病者納宦其子、其達士潔其居、美其居、飽其食、而摩厲之於義、四方之士來者、必廟禮之、句踐載稻與脂於舟以行、國之孺子之游者、無不餔也、無不歠也、必問其名、非其身之所種則不食、非其夫人之所織則不衣、十年不收於國、民居有三年之食、

此の節は、句踐節儉力行士民を安撫して人口の增殖をはかり以て吳に報復の準備をなせしことを記す、此の時句踐の國土は、南は句無に至り、北は禦兒に至り、東は鄞に至り、西は姑篾に至る、四方方百里あり乃ち其の士民の父兄昆弟を召し、之れに誓ひて曰く、寡人聞く古の賢君は四方の民之れになつき從ふこと、恰も水のひくきに流れ行くが如くなりしと、今寡人は不德にして此の如くなる能はざるも、願くば之を學ばん、今我國は戰敗て人口減少し、國力衰頽極

句踐說於國人曰、寡人不知其力之不足也、而又與大國執讎、暴露百姓之骨於中原、此則寡人之罪也、寡人請更、於是葬死者、問傷者、養生者、弔有憂、賀有喜、送往者、迎來者、去民之所惡、補民之不足、然後卑事夫差、宦士三百人於吳、其身親爲夫差前馬、

此の節は句踐敗北の罪を士民に謝して之れを慰撫し、夫差に臣事することを記す、

句踐國人をあつめ之れに言ひわけして曰く、寡人其の力の足らざるを知らずして、妄に大國と讎を結びて戰ひ、以て親愛なる百姓の骨を原野の中にさらさしめたり、此れ則ち寡人の罪なり、寡人改めんことを請ふ、是に於て厚く死せる者を葬り、傷つける者を見舞ひ、生存せる者を養ひ、憂ある者を弔ひ、喜びある者を賀し、民の征役に行く者を送り勵まし、民の征役より歸り來る者を迎へ勞り、民の惡む所のものを去り、民の足らざるを補ひめぐみ、然して後身を下して夫差に事へ、士三百人を吳にやりて宦事せしめ、其の身は親ら夫差の馬前の前驅となれり、

〔說於國人〕說は解なり、いひわけすること、〔執讎〕執は結なり、ムスブと訓む、〔暴露〕さらすこと、〔請更〕更は改なり、アラタムと訓む、〔往者來者〕征役に往き征役より歸り來る者、蓋し吳に從ひて征役する者をさす、〔卑事〕身を下して事ふること、〔宦〕宦事なり、めしつかひの如く事ふること、〔前馬〕前驅して馬前に在るもの、

句踐之地、南至于句無、北至於禦兒、東至于鄞、西至于姑蔑、廣運百里、乃致其父兄昆弟而誓

の地に住居する能はず、其の車に乘る能はず、之れに反し、越國は吾攻めて之れに勝たば、風俗同じきを以て、吾民は能く其の地に居り、又能く其の舟に乘るを得、是の利や失ふべからざるなり、君必ず之れを滅せ、今此の利を失はゞ後に至りて悔ゆと雖亦間に合はざらんと、

〔三江〕松江、錢塘江、浦陽江なり、〔有レ吳則無レ越、有レ越則無レ吳〕吳越二國は兩立せざれば、吳盛大なるあれば則ち越存在することなく、越盛大なるあれば則ち吳存在することとなしとなり、〔不レ可レ改ニ於是一矣〕越を滅す計を今日に至りて改むべからざることと、〔員〕伍子胥の名なり、〔水人〕舟を浮べて水中に住する人なり、〔上黨之國〕黨は所なり、上所の國とは中國を謂ふ、〔無レ及已〕間に合ふことなしの意なり、

越人飾ニ美女八人一、納ニ之大宰嚭一曰、子苟赦ニ越國之罪一、又有ニ美ニ於此一者上、將ニ進レ之、大宰嚭諫曰、嚭聞、古之伐レ國者、服レ之而已、今已服矣、又何求焉、夫差與レ之成而去レ之、

此の節は越吳王の嬖臣太宰嚭に賂ひ、嚭王に說きて越と和することを記す、

越人美女八人を美しく飾りて、之れを吳王夫差のお氣に入りの臣太宰嚭に納れて曰く、子苟も吳王に說きて越國の罪を赦さば、又此の女より美なるものあり、將に之れを進めて側に侍らしめんとすと、大宰嚭之れを喜ぶ、乃ち吳王を諫めて曰く、嚭聞く、古の君にて人の國を伐つものは之れを服するのみ、服さば許して滅さずと、今越すでに服從せり、此の上に何をか求むるを要せん、許して可なりと、夫差其の言に從ひ越と和し兵を帥ゐて越を去れり、

〔大宰嚭〕楚の大夫伯州犂の孫にて吳の正卿なり、夫差の御氣入りにて忠臣伍子胥を殺して吳王をあやまり吳を滅ぼしたる佞臣なり、〔去レ之〕之は越國を指す、兵を帥ゐて越國を去り吳にかへること、

○以上第一章、句踐大夫種の謀を用ひ吳王の嬖臣大宰嚭に賂ひ、吳王をして和を納れしめたる物語なり、

り、〔係二妻孥一〕係は繫なり、繫虜なり、捕虜としてつなぎしばること、妻孥は妻子なり、〔沈二金玉於江一〕金玉を江中に沈むること、吳の之れを得るを欲せざるをいふ、〔帶甲〕介冑を着ること、〔有レ偶〕偶は對なり、我五千の決死の兵を以て敵せば君王も亦五千の兵を以て對するあるなりとなり、〔是以二帶甲萬人一以事レ君也〕我五千の兵を以て敵すれば君王も亦五千の兵を以て之れに對するを以て、決戰すれば兩方にて合計一萬の兵を失ふ事となる、我は此の一萬の兵を殺すを欲せず、是の兵を生かして以て君王に事へんと欲するが故に降和を願ふなりとなり、〔君王之所レ愛〕兵士を指す、〔寧〕安なり、ヤスンジテと訓む、

夫差將レ欲二聽與レ之成一、子胥諫曰、不可、夫吳之與レ越也、仇讎敵戰之國也、三江環レ之、民無レ所レ移、有レ吳則無レ越、有レ越則無レ吳、將不レ可レ改二於是一矣、員聞レ之、陸人居レ陸、水人居レ水、夫上黨之國、我攻而勝レ之、吾不レ能レ居二其地一、不レ能レ乘二其車一、夫越國吾攻而勝レ之、吾能居二其地一、吾能乘二其舟一、此利也、不レ可レ失也已、君必滅レ之、失二此利一也、雖レ悔レ之、亦無レ及已、

此の節は吳王和を許さんとして伍子胥諫止することを記す、

吳王夫差種の言をきゝ之を和せんと欲す、伍胥諫めて曰く、不可なり、夫れ吳と越とは古より仇讎にして相敵戰する國なり、三江二國を包みめぐらし、民他に徙り行くを得ず、必ず一統して治むべき國なり、故に二國は兩立せず、吳越を合すに非ずんば、越吳を合すは見易きの理なり、されば今日に至りて計を改むべからず、員之れを聞く陸人は陸に住居し水人は水上に住居すと、是れ風俗の異なるを以てなり、夫れ中國は我攻めて之れに勝つも、風俗異なるを以て、吾民其

千人、將以致死、乃必有偶、是以帶甲萬人以事君也、無乃卽傷君王之所愛乎、與其殺是人也、寧其得其國、其孰利乎、

此の節は大夫種呉軍に使して降和を請ふことを記す、

大夫種呉軍に使し和を請ひて曰く、寡君句踐使ふ所の人なく、其の下臣種をして來り敢て天王にまみえて申上げずして、下執事に迄私に申し上げしめて曰く、寡君の師徒は微弱にして以て君王の辱けなくも親ら來り討ぜらるゝに足らず、願くは金玉と子女とを以て君の辱く來り臨まれたるに賂はん、請ふ句踐の女は王にめあはせ、大夫の女は君王の大夫にめあはせ、士の女は君王の士にめあはせ、越國の寶器は畢く奉呈し、寡君は越國の民衆を師ゐて以て君の師徒に從はん、たゞ君王の用ふる所のまゝ如何なることにてもなさん、君王若し越國の罪を以て赦すべからずとなし、將に我宗廟を焚き、我妻子を繋虜し、我寶の金玉を江中に沈めんとするなれば、我に帶甲五千人あり將に以て死力を致して防がんとす、然らば乃ち君王も亦必ず五千の兵を以て之に對するあるを以て、決戰せば兩方にて一萬の兵を失ふわけなり、寡君は今是の帶甲一萬の兵を殺さず是れを以て君王に事へんとするなり、君王若し肯ぜずば乃ち君王の愛する所の兵を傷つくるわけとなることなからんや、其の是の兵を殺さんと、安んじて此の越國を得ると、何れが利なるや、君それ之れをはかり考へよと、

〔乏無〕無きこと、〔所使〕使ふ所の人卽ち使者なり、〔徹聲聞於天王〕徹は通なり、聲聞は聲なり、天王は呉王を指す、聲を天王に通ずとは天王に見えて申上ぐるをいふ、〔私下執事〕私は私に申し上ぐること、下執事は呉王の臣を指す、〔辱君〕君王辱なくも親ら來討せらるゝこと、〔句踐女女於王〕下の女はめあはすこと、めあはすといふも妻となすに非ずして側に侍りて御用をつとめさす意に見るべし、〔畢從〕ことごとく奉呈して從はんの意なり、〔左右之〕用ひんと欲する所何にても御用をつとむといふ意な

之れと共に越國の政をつかさどらんと、大夫種進み對へて曰く、臣之れを商人に聞く、夏になれば則ち獸皮を仕入れ、冬になれば則ち絺を仕入れ、旱のときは則ち舟を仕入れ、洪水のときは則ち車を仕入れて、以て乏しき時の用意に備ふと、夫れ國と雖亦此の如し、四方の憂患なしと雖、然も謀臣と爪牙の士とは養ひて擇び以て他日の用に備へざるべからざるなり、四方の憂患起りて之れを擇び求むるは、譬へば時雨既に至りて急遽蓑笠を求むるが如し、今君王既に會稽山に立籠るに至りて、然る後に謀臣を求むるは、乃ち後れたることなからんかと、句踐曰く、苟も子等大夫の言を聞くを得ば、何ぞ後れたることかこれあらんと、其の手を執りて之れと謀り、遂に種をして吳にゆき和を求めしめたり、

〔棲〕は山中に立て籠ること、〔父兄昆弟及國子姓〕三軍の士を親しみていふ言なり、父兄は其の己より年長者に對していひ、昆弟は己と同年輩の人に對していひ、子姓は衆子孫の義にて己より年少者に對していふ、〔知越國之政〕知は主なり、つかさどること、〔賈人〕商人なり、〔資皮〕資は仕入るゝこと、皮は獸皮にて冬衣に製す、〔絺〕葛布にて夏衣に製す、〔旱則資舟〕洪水の時の用意に備ふるなり、〔水則資車〕旱の時の用意に備ふるなり、〔爪牙之士〕己が爪牙となりて己を守る士なり、〔子大夫〕子等大夫の意なり、

曰、寡君句踐乏無所使、使其下臣種不敢徹聲聞於天王、私於下執事曰、寡君之師徒不足以辱君矣、願以金玉子女賂君之辱、請句踐女女於王、大夫女女於大夫、士女女於士、越國之寶器畢從、寡君帥越國之衆、以從君之師徒、唯君左右之、若以越國之罪、爲不可赦也、將焚宗廟係妻孥沈金玉於江、有帶甲五

夏禹王——仲康——帝相——少康——□名不詳

此の間二十餘世系譜詳ならず

——允常——句踐——王鼫與——王不壽——王翁——王翳——王之侯——王無彊

此の間七世を經たり

闔君搖

本篇には句踐一代の事を記す、凡て二章なり、

越王句踐棲於會稽之上、乃號令於三軍曰、凡我父兄昆弟及國子姓、有能助寡人謀退呉者、吾與之共知越國之政、大夫種進對曰、臣聞之賈人、夏則資皮、冬則資絺、旱則資舟、水則資車、以待乏也、夫雖無四方之憂、然謀臣與爪牙之士、不可不養而擇也、譬如蓑笠時雨既至必求之、今君王既棲於會稽之上、然後乃求謀臣、無乃後乎、句踐曰、苟得聞子大夫之言、何後之有、執其手而與之謀、遂使之行成於呉、

此の節は句踐大夫種と謀りて和を呉に請ふことを記す、

越王句踐呉王夫差と戰ひ敗れ、會稽山上に立て籠り、乃ち三軍に號令して曰く、凡そ我父兄昆弟と國の子姓と能く寡人の謀を助けて呉を退くる者あらば、吾

此の節は越王の功績を贊美せる記事なり、越王既に呉を滅して後兵を進めて中國の諸侯を征す、宋鄭魯衞陳蔡の冠帶して圭璧を執る君卽ち中國の諸侯は皆服して入朝せり、越王が此く成功したるは、たゞ能く謙讓の德を以て其の羣臣に下り問ひ、以て其の謀を成し遺漏なかりしが故なり、〔上國〕中國なり、越は南蠻の中にあり故に魯衞等の諸國を指して中國といへるなり、〔陳〕陳は此の時既に滅び居れば、衍文なるべしといふ、〔執レ玉之君〕玉は諸侯が天子に見るときに持つ圭璧なり、冠帶して圭璧をもつ君とは、中國の諸侯をいふ、〔集ニ其謀ニ〕集は成なりナスと訓む、

○以上第八章、越王の深謀遠慮遂に呉を滅したる物語なり、

卷第二十

越語上

越の先祖は夏の禹王の苗裔にして、夏后帝少康の庶子なり、會稽に封ぜられ以て禹の祀を奉守せり、當時は斷髮文身して蠻族的生活をなせり、後二十餘世にして允常に至り、漸く强大なり、呉王闔廬と相爭へり、允常卒し、子句踐つぐ、句踐賢名あり、闔廬と戰ひて其の師を破り之れを傷つく、闔廬死し子夫差つぐに及び、臥薪の苦を嘗め越に襲來す、句踐敵せず、降を乞ふ、句踐後嘗膽苦辛十幾年、遂に夫差を破り之れを滅して其の地を併せ、越始めて大となれり、(此のことは呉語及越語に詳し)句踐乃ち師を率ゐて中國に侵入し、齊晉の諸侯と會盟し、貢物を周室に納れて、諸侯の霸となれり、句踐卒して後は別に記すべきことなし、其れより六世を經て王無彊に至り師を興して齊を伐ち中國の諸侯と彊を爭ひしが、楚の威王の爲に破り殺され、故の呉の地を取られしより、越は散亂の不幸にあひ、諸公子爭ひ立ち、或は王となり、或は君となりて、江南の海邊に居り、楚に服事せり、後七世閩君搖に至りて征秦の諸侯を佐けて秦を滅せしかば、漢の高祖は搖を以て越王となし其の祀を奉ぜしめたり、

と、越王答へて曰く、昔し天越を以て呉に賜ひて呉之れを受けず、今天呉を以て越に賜ふ、孤敢て天の命を聽かずして君の命を聽き罪を天に得ることをなさんやと、乃ち和を許さず、因て使者をして呉王に告げしめて曰く、今天呉を以て越に賜ふ、孤敢て之れを受けずんばあらず、人生は短し、王其れ死することなかれ、人の地上に生育するは一時世に寄寓するなり、其れ幾何時かあらん、よりて寡人は王を甬句の東に送り、王の安んじて信頼する所の臣民の夫婦各三百人を擇びて王に奉仕せしめ、以て王の壽命を終へしめんと、夫差辭退して曰く、天既に禍を呉國に降す、それが孤の前世又は後世にあらずして孤の身に當りて實に之にかゝり、宗廟社稷を失ふに至れり、凡て呉の土地と人民とは越既に之れを有てり、孤何の面目を以て天下の人をみんやと、夫差將に死せんとするとき、使者をして伍子胥の靈に告げしめて曰く、死者をして知ることなからしめば則ちそれまでなれども、死者にして若し知るあらば吾何の面目ありて以て員の靈を見るを得んやと、遂に自殺せり、

〔委ニ制於越君ニ〕吾身の制裁を越君に委ねしこと、實は越君が其の身の制裁を呉君に委ねしなれどかくいふは、和を請ふ場合故謙遜したるなり、〔天之不祥〕不祥は不吉なること、罪をいふ、〔臣御〕臣は男にかゝり、御は女にかゝる、御は女官なり、〔民生之不レ長〕民生は人生なり、不レ長は短きこと、〔民生ニ於地上ニ寓也〕人の此の地上に生育するは一時此の世に寄寓するなり、〔其與幾何〕其れ幾何時か、極めて短き間なりとなり、〔達ニ王於甬句東ニ〕達は送ること、甬句は地名、今の浙江省寧波府定海縣にある島なり、〔夫婦三百〕夫婦各三百人の臣下なり、〔唯王所レ安〕たゞ王の安んじて信頼する所の夫婦の臣下を擇びて奉仕せしめんの意なり、〔不レ在ニ前後ニ〕孤の前世又は後世にあらずの意なり、〔說ニ於子胥ニ〕說は告なり、ツグと訓む、伍子胥の靈に告ぐること、子胥の諫を用ひずして此に至りたるを始めて後悔したるなり、〔員〕子胥の名なり、

越滅レ呉、上征ニ上國ニ、宋、鄭、魯、衞、陳、蔡執レ玉之君皆入朝、夫唯能下ニ其群臣ニ、以集ニ其謀ニ故也、

天之不祥、不敢絕祀、許君成、以至于今、今孤不道得罪於君王、君王以親辱於孤之弊邑、孤敢請成、男女服爲臣御、越王曰、昔天以越賜吳、而吳不受、今天以吳賜越、孤敢不聽天之命、而聽君之令乎、乃不許成、因使人告於吳王曰、天以吳賜越、孤不敢不受、以民生之不長、王其無死、民生於地上寓也、其與幾何、寡人其達王於甬句東、夫婦三百、唯王所安、以沒王年、夫差辭曰、天既降禍於吳國、不在前後、當孤之身、實失宗廟社稷、凡吳土地人民越既有之矣、孤何以視於天下、夫差將死、使人說於子胥曰、使死者無知則已矣、若其有知、吾何面目以見員也、遂自殺、

此の節は吳王降を乞ひて越王許さず自殺することを記す、

吳王おそれ使者をして和睦を行はしめて曰く、昔し不穀身の制裁を越君に委ねしとき、君孤に告げて和を請ひ越國の男女をひきゐて服從せしかば、孤は越の先君と我先君と好あるを以て之れを如何ともすることなく、又天の罰を受けんことを恐れて敢て君の先君の祭祀を絕たず、君に和を許して以て今日に至れり、今孤不道にして罪を君王に得、君王親ら辱くなくも孤の弊邑に來り罪を問はる、孤よりて敢て和を請ひ我國の男女を率ゐ服從し、君王の臣御とならん

越之左軍右軍乃遂涉而從之、又大敗之於沒、又郊敗之、三戰三北、乃至於吳、越師遂入吳國、圍王宮、

此の節は越王吳軍を破り王宮を圍むことを記す、是に於て吳王は軍を起して江北に軍し越王は江南に軍せり、越王乃ち其の軍を中分して左右二軍を作り、其の直屬の士卒將校六千人を以て中軍となす、明日將に江上に於て舟戰せんとす、晩に及び乃ち左軍をして枚を銜み江を泝ること五里にして以て命を待たしめ、亦右軍をして枚を銜み江を下ること五里にして以て命を待たしめ、夜半に乃ち左右二軍をして江を涉り鼓を鳴らし川の中央にて以て命を待たしむ、吳の軍鼓聲を聞き大に駭きて曰く、越人分れて二軍となり將に以て我を夾み攻めんとするなりと、乃夜明けを待たず亦其の軍を中分して將に越軍を禦がんとす、是に於て越王乃ち其の中軍をして枚を銜みてひそかに江を涉り、鼓をうたず、喧譟せず、以て吳軍を襲ひ攻めしむ、吳軍不意をうたれ大に敗れ走る、越の左右二軍も亦遂に江を涉りて中軍に從ひ、又大に吳軍を沒に敗り、又吳都の郊にて之れを敗り、三たび笠澤に戰ひて吳軍三たび敗走せり、乃ち進みて吳都に至る、越軍遂に吳都に入り、王宮を圍めり、

〔江北〕江は松江なり、今の吳淞江なり、〔私卒君子〕私卒は直屬の兵をさす、君子は直屬の志行正しき將校を指す、〔銜枚〕枚を口にくはへること、聲を立てず喧譟を防ぐ爲なり、枚は形箸の如く兩端にひもあり、口にくはへひもにて後につなぐ、〔須〕待なり、マツと訓む、命令を待つこと、〔踰江〕踰は流に從ひて下ること、〔夜中〕夜半なり、〔中水〕川の中央なり、〔大北〕敗れ走るを北といふ、〔沒〕吳の地名、〔郊〕吳の都の郊内なり、〔三戰三北〕三度目に笠澤（湖の名、今の太湖なり）に戰ひ又敗北せるなり、〔乃至於吳〕吳は吳都を指す、〔入吳國〕吳國は吳都なり、

吳王懼、使人行成曰、昔不穀先委制於越君、君告孤請成、男女服從、孤無奈越之先君何、畏

有司に命じ大に軍中に徇へしめて曰く、二三子に曰へ歸へして歸へらず、止めて止まらず、進めて進まず、退けて退かず、左させて左せず、右させて右せざるものは、身斬罪に處せられ妻子は賣られんと、〔之二壇列一〕之は往なり、ユクと訓む、壇は野に在り士卒を列ねて誓告する所なり、故に壇列といふ、〔行レ之〕士卒を進むることと、〔以二環瑱一通相問〕環は金玉の環なり、瑱は楚語上に解す、問は遺なり、オクルと訓む、環や瑱を相遺り合ひて好を通じ軍規のみだること、〔徙レ舍〕舍は陣舍なり、陣地をいふ、〔伍之令〕伍は隊伍なり、〔父母耆老〕六十歳を耆といひ七十歳を老といふ、故に四字にて猶老父母といふが如し、〔轉二於溝壑一〕飢餓の爲食を求めて放浪し溝壑に轉死すること、〔沒二而父母之世一〕沒は終なり、而は汝なり、汝の父母を養ひ其の世を無事に終らせよとなり、〔眩瞀之疾〕目の暗み見えぬ疾、〔歸若已〕若は汝なり、已は止なり、歸りて汝止めよとは汝歸休せよの意なり、〔勝二甲兵一〕甲兵をとりて戰ふに勝ふるの意なり、〔接餘〕上下相和協すると、〔不レ果〕果は勇決なり、〔二三子〕百人千人の隊長を指していふ、〔妻子鬻〕鬻は賣なり、妻子奴隷の如く賣らるの意なり、

於是吳王起師、軍於江北、越王軍於江南、越王乃中分其師、以爲左右軍、以其私卒君子六千人爲中軍、明日將舟戰於江、及昏乃令左軍銜枚泝江五里以須、亦令右軍銜枚踰江五里以須、夜中乃令左軍右軍涉江鳴鼓中水以須、吳師聞之、大駭曰、越人分爲二師、將以夾攻我師、乃不待旦、亦中分其師、將以禦越、越王乃令其中軍銜枚潛涉、不鼓不譟以襲攻之、吳師大北、

進而不進、退而不退、左而不左、
右而不右、身斬妻子鬻、

此の節は越王軍士の罪あるものを斬り、父母を養ふべき責あるもの疾病の者を勞りかへして軍規の嚴寛宜しきを得たることを示し、軍士亦感激して死力を致す心あることを記す、

越王乃ち壇列にゆき鼓をうちて士卒を進め、陣地に至り罪ある者を斬りて以て衆に徇へて曰く、此の者の環や瑱を以て相遺り合ひ以て軍規を亂るが如くなる勿れと、明日陣舍を徙し、罪ある者を斬り以て衆に徇へて曰く、此者の其の隊伍の命に從はざるが如くなる勿れと、明日陣舍を徙し罪ある者を斬り、以て衆に徇へて曰く、此者の王命を用ひざるが如くなるなかれと、明日陣舍を徙して禦兒に至り、罪ある者を斬り以て衆に徇へて曰く、此者の淫逸にして禁ずべからざるが如くなる勿れと、既に衆を警め終るや、王乃ち有司に命じ、大に軍中に徇へて曰く、士卒の中にて家に老父母ありて兄弟なき者は來り告げよと、士卒來り告ぐ、王親ら之に命じて曰く、我に大事あり、しかるに子老父母ありて子が我が爲に死せば、子の父母は將に溝壑に轉死せんとす、子我が爲にする禮は既に重し、子は速に歸りて父母を孝養し以て其の世を無事に終らせよ、後若し事あらば吾は復子を召して之を圖らんと、明日又軍中に徇へて曰く、士卒の中にて兄弟四五人ありて皆此にある者は來り告げよと、士卒來り告ぐ、王親ら之れに命じて曰く、我に大事あり子兄弟四五人ありて、皆此にありて事若し勝たざるときは、則ち是れ子等の家をつくしたやすに至る、子の中にて歸さんと欲する者一人を擇べよ、我は之れを歸へして家をつがさんと、明日又軍中に徇へて曰く、士卒の中にて眩瞀の疾あるものは其れ歸休せよ、後若し事あらば吾は復び子を召して之をはからんと、明日又軍中に徇へて曰く、士卒の中にて筋力以て甲兵をとりて戰ふに足らず、志行薄弱にして以て命令を聽從するに足らざる者は歸れ、來り告ぐるを要せずと、王既に士卒を擇び終る、明日軍を遷して上下皆和協す、又罪ある者を斬り以て軍に徇へて曰く、此の者の志行の勇決ならざるが如くなること勿れと、是に於て士卒皆死力を致すの心あり、王乃ち

瑱通相問也、明日徙舍、斬有罪者以徇曰、莫如此不從其伍之令、明日徙舍、斬有罪者、以徇曰、莫如此不用王命、明日徙舍、至於禦兒、斬有罪者以徇曰、莫如此淫逸不可禁也、王乃命有司、大徇於軍曰、有父母耆老而無昆弟者以告、王親命之曰、我有大事、子有父母耆老而子爲我死、子之父母將轉於溝壑、子爲我禮已重矣、子歸沒而父母之世、後若有事、吾與子圖之、明日徇於軍曰、有兄弟四五人皆在

此者以告、王親命之曰、我有大事、子有昆弟四五人、皆在此、事若不捷、則是盡也、擇子之所欲歸者一人、明日徇於軍曰、有眩瞀之疾者告、王親命之曰、我有大事、子有眩瞀之疾、其歸若已、後若有事、吾與子圖之、明日徇於軍曰、筋力不足以勝甲兵、志行不足以聽命者歸、莫告、明日遷軍接龢、斬有罪者以徇曰、莫如此志行不果、於是人有致死之心、王乃命有司、大徇於軍曰、謂二三子、歸而不歸、處而不處、

出づ、夫人王を送りて屏より出でず、乃ち門の左のとびらを閉ぢ、土を以て之れを閉塞し、笄を去り、特席を設けて坐し、掃除せず、王乃ち宮を出で廟門を背にして立つ、留守の大夫廟門に向つて立つ、王大夫に命じて曰く、領土平ならず土地修まらず國内に辱あるは是れ子の罪なり、軍士死力をつくさず、國外に辱あるは是れ我の罪なり、今日より以後國内の政は國内より出づることなく、國外の政は國内に入ることなけん、吾子を見ること此れを限りとすと、王遂に門を出づ、大夫王を送りて門を出でず、乃ち門の左のとびらを閉ぢ土を以て之れを閉塞し、特席を設けて坐し、掃除せず、

〔屏〕寢殿の門内の屏なり、〔内政無レ出外政無レ入〕此の句前後二ヶ所に出づ、前の内政は宮中奥向きの政、後の内政は國政を指す、外政は共に國外の政即ち軍政を指す、夫人は奥向の政を宮外に出だして我にはかることなく自ら全力をつくして之れを治め、我は國政を外にありて處理し宮中に入りてはかることなし、又留守の大夫は國政を外に出だして我にはかることなく力を盡くして處理し、我は軍政を外にありて處置し國に入りてはかることなしといふ意なり、〔於レ此止矣〕此れを限りとすといふこと、〔夫人送レ王不レ出レ屏〕婦人の禮送迎門を出でざる禮なり、故に然り、〔闔ニ左闔一〕上の闔は閉なり、トヅと訓む、下の闔は門のとびらなり、左は陽にして右は陰なり、陽を閉ぢ右を開くは、生(陽)を期せず死(陰)を期するしるしなり、〔塡レ之以レ土〕土を以て門のとびらを閉塞すること、生還を期せざる決心の鞏固なるを示すしるしなり、〔去レ笄〕笄は晉語五に圖解す、之を去るは裝飾を去ることにて、喪に居る禮なり、亦決心を示すなり、〔側席而坐不レ埽〕亦喪に居る禮にて決心を示すなり、側は特なり、特席を設けて坐し掃除せざること、〔檐〕櫺なり、廟門なり、〔食土不レ均〕食土は領土なり、均は平なり、〔地之不レ修〕土地即ち田畑などの修まらざること、〔軍士不レ死〕不レ死死力を盡さゞること、〔大夫送レ王不レ出レ檐〕當に守備すべき決心を示すなり、

王乃之ニ壇列一、鼓而行レ之、至ニ於軍一、斬ニ有レ罪者一以徇曰、莫レ如下此以ニ環

堪へんものは皆國都の門外に來れと、王乃ち又國に令して曰く、國人の善き計策又は意見ありて告げんと欲する者は來り告げよ、孤に告ぐる明に誠ならざれば將に刑戮に處せられて身に利ならざらんとす、今より過ぎて五日に及ぶまで必ず明に誠に告げよ、五日を過ぐれば軍出づるを以て善謀あるも將に行はれざらんとすと、

〔任レ戎者〕任は堪ふること、戎は軍なり、戰爭をいふ、〔國門〕國都の門なり、〔欲レ告者〕善き計策又は職事上の意見を告げんと欲する者をいふ、〔不レ審〕明に誠ならざること、〔道〕術なり、謀計なり、

王乃入命夫人、王背屛而立、夫人向屛、王曰、自今日以後、內政無出、外政無入、內有辱是子也、外有辱是我也、吾見子於此止矣、王遂出、夫人送王不出屛、乃闔左闔、塡之以土、去笄側席而坐、不埽、王背檐而立、大夫向檐、王命大夫曰、食土不均、地之不修、內有辱於國、是子也、軍士不死、外有辱、是我也、自今日以後、內政無出、外政無入、吾見子於此止矣、王遂出、大夫送王不出檐、乃闔左闔、塡之以土、側席而坐、不埽、

此の節は越王夫人及び留守の大夫と訣別することを記す、

五日の後王乃ち宮中に入り夫人に命ず、王は屛を背にして立ち、夫人は屛に向つて立つ、王曰く、今日より以後內政は宮中より外に出づることなく、外政は宮中に入ることなけん、故に宮中に辱あるは是れ子の罪なり、宮中の外にて辱あるは是れ我の罪なり、吾子を見んこと此れを限りとすと、言ひ終りて王遂に

稷宗廟を殘ひ滅して以て原野と化し、吾をして鬼神を祭ること能はざらしめんとす、故に吾之れと天の善福を得ることを爭ひもとめんとす、たゞ是れ車馬兵甲士卒既に具はれども以て之を用ふるなし、吾楚使王孫包胥に問ひしに包胥既に孤に告げたり、敢て諸大夫に訪ふ、孤問ふ戰は何を用ひて可ならん、句踐願くは諸大夫の之に對して言はんことを請ふ、皆己が情に思ふ所を以て告げて、孤におもねりへつらふなかれ、孤は將に以て大事をあげんとするなりと、大夫舌庸乃ち進み對へて曰く、賞を審にしてあやまることなくば以て戰ふべきかと、王曰く情理に通ぜる言なりと、大夫苦成進み對へて曰く、罰を審にしてあやまることなくば則ち以て戰ふべきかと、王曰く嚴猛の言なりと、大夫文種進み對へて曰く、軍の器物を審に分ち定めば以て則ち以て戰ふべきかと、王曰く能く辨別を明せる言なりと、大夫范蠡進み對へて曰く、守禦の備を審にし堅くせば則ち以て戰ふべきかと、王曰く堅實なる言なりと、大夫皐如進み對へて曰く、鐘鼓進退の聲を審にして兵を惑はさゞれば則ち以て戰ふべきかと、王曰く當を得たるの言なりと、

〔王孫包胥〕申包胥なり、包胥は楚の王孫の後なり、故に王孫ともいへるなり、〔以レ情告〕情は實情なり、心中に思ふ所をそのまゝなり、〔阿レ孤〕阿はおもねりへつらふこと、〔聖〕通なり、事理に通ずること、〔猛〕嚴猛なり、嚴猛にして假借せざるなり、〔審レ物〕物は軍用の物にて旌旗物色徽幟の屬なり、〔辨〕辨別なり、〔審レ備〕備は守禦の備なり、〔巧〕審密にして攻め入るべからざること、堅實なり、〔審レ聲〕聲は鐘鼓進退の聲（號令）なり、〔可〕當を得たること、

王乃命有司、大令於國曰、苟任戎者、皆造於國門之外、王乃命於國曰、國人欲告者來告、告孤不審、將爲戮不利、過及五日必審之、過五日、道將不行、

此の節は王國に令して兵を募り意見を募ることを記す、

王乃ち有司に命じ大に國に令して曰く、苟も戰爭に

簞（三禮圖）

聲調を貪りきかざるをいふ、〔老其老〕上の老は老人を敬ひ養ふこと、下の老は老人なり、〔長其孤〕長は養育なり、〔寛民〕寛は寛仁に取扱ふこと〔裁〕餘あれば則ち之を税するをいふ、〔春秋〕四時の代名なり、〔賓服〕從ひ服すること、〔民之極〕民の兵として徴發すべき極數なり、〔銓度〕銓は稱なり、稱度ははかりしること、〔斷疑〕斷は斷定なり、

越王句踐乃召五大夫曰、吳爲不道、求殘吾社稷宗廟以爲平原、不使血食、我欲與之徼天之衷、唯是車馬兵甲卒伍既具、無以行之、吾問於王孫包胥、既命孤矣、敢訪諸大夫、問戰奚以而可、句踐願諸大夫言之、皆以情告無阿孤、孤將以擧大事、大夫舌庸乃進對曰、審賞則可以戰乎、王曰聖、大夫苦成進對曰、審罰則可以戰乎、王曰猛、大夫種進對曰、審物則可以戰乎、王曰辨、大夫蠡進對曰、審備則可以戰乎、王曰巧、大夫皐如進對曰、審聲則可以戰乎、王曰可矣、

此の節は越王吳を伐つことを五大夫に問ひ、五大夫其の見をのべ王納るゝことを記す、

越王乃ち五大夫を召して曰く、吳不道をなし吾が社

は之れを去り、其の善をなせるを稱揚し、其の惡をなせる者をおほひかくして自ら恥ぢて改めしむ、かくして以て吳に報いんことを求めり、願くは此れを以て戰はんと、包胥曰く、善きことは則ち善けれども、未だ以て戰ふべからざるなりと、王曰く越國の中にて富める者は吾之れを安撫し、貧しき者には吾之れに施與し、其の足らざる者をば之れを救ひ、其の餘ある者には之れに稅し、貧富をして皆利を得せしめ、以て吳に報復せんことを求めり、願くは此れを以て戰はんと、包胥曰く、善きことは則ち善けれども未だ以て戰ふべからざるなりと、王曰く、越國は南には則ち楚國あり、西には則ち晉國あり、北には則ち齊國あり、四時皮幣玉帛子女を貢して以て服從し、未だ嘗て敢て交を絕たず、以て吳に報復せんことを求めり、願くは此れを以て戰はんと、包胥曰く、善い哉、以て此の上なし、然れども猶未だ以て戰ふべからざるなり、其のわけを申さん、夫れ戰は知を始めとなし、仁之れに次ぎ、勇又之れに次ぐ、知ならざるときは則ち民の兵として募集し得べき極數を知らず、以て天下の兵の衆寡をはかり知ると能はず、仁ならざるときは則ち己の安全のみをはかりて三軍の士と饑餓罷勞の殃を共にすること能はず、勇ならざるときは則ち疑惑を斷定し以て大計を發すると能はず、故に此の三德具りて戰へば以て萬全なるべしと、越王曰く諾しと、

〔申包胥〕楚の大夫なり、〔殘〕そこなひ滅すこと、〔平原〕平なる野原なり、〔血食〕いけにへの毛血をさゝげて神に供すること、即神を祭ること、〔欲三與レ之徼二天之衷一〕徼は要なり、モトムと訓む、衷は善なり、吳王と天の善福を得んことを爭ひ求めんとすとは、吳王一戰せんといふ謙辭なり、〔卒伍〕士卒なり、〔無二以行一レ之〕行は用なり、モチフと訓む、〔奚以〕以は用なり、モチフと訓む、〔辭曰不レ知〕謙遜していへる辭なり、〔良國〕善き國なり、〔取二於諸侯一〕盟主たる地位にある故、諸侯の貢賦をとり、國豐なりとなり、〔觴酒〕觴は杯なり、杯酒とは一杯の酒なり、極少量の酒をいふ、〔豆肉〕豆は物を盛る器、周語上に圖解す、一豆の肉とは極少量の肉をいふ、〔簞食〕簞は竹を編み作りたる器、一簞の食とは極少量の食物をいふ、〔不レ致レ味〕致は極なり、味を極めずとは美味を貪らざるをいふ、〔不レ盡レ聲〕聲調を盡く奏せずとは美しき

戰、包胥曰、善哉蔑以加焉、然猶未可以戰也、夫戰知爲始、仁次之、勇次之、不知則不知民之極、無以銓度天下之衆寡、不仁則不能與三軍共饑勞之殃、不勇則不能斷疑以發大計、越王曰諾、

此の節は越王句踐吳に報復する準備を列擧して楚使申包胥に問ひ、包胥之に答ふることを記す、

時に楚の申包胥越國に來使せり、越王句踐之れに問ひて曰く、吳國不道をなし我が社稷宗廟を殘ひ滅し、以て原野と化し、吾をして鬼神を祭ること能はざらしめんとす、故に吾之れと天の善福を何れに下すかを爭ひもとめ得んとす、今やたゞこれ車馬兵甲士卒既に具はれども、以て之れを用ふることなし、請ひ問ふ戰は何を用ひて而して後可ならんと、包胥辭して曰く、知らずと、王固く問ふ、包胥乃ち對へて曰く、夫れ吳は善き國なり、且つ能く博く諸侯より貢賦を取れり、敢て君王の之と戰はんとする所以の用意を問ふと、王曰く、孤の側にある所のものは、一杯の酒にても、一豆の肉にても、一簞の食物にても、未だ嘗て敢て臣下に分たざることあらず、飮食は以て口腹を充たせば足る、決して美味を貪らず、音樂を聽くも以て耳を樂しませば足る、決して聲調の美を求めず、以て吳に報復せんことを求めり、願くは此れを以て戰はんと、包胥曰く、善きことは則ち善けれども、未だ以て戰ふべからざるなりと、王曰く、越國の中にて、臣民の疾む者は吾之れを問ひ、死せるものは吾厚く之れを葬り、其の老いたるものを敬養し、其の幼しきものを慈しみ、其の孤兒を養育し、其の疾病を問ひ勞ひ、以て吳に報復せんことを求めり、願くは此れを以て戰はんと、包胥曰く、善きことは則ち善けれども、未だ以て戰ふべからざるなりと、王曰く越國の中にて吾民を寬にして之れを子の如く愛し、忠惠の道を以て之れを善導せり、加之吾法令を修め刑罰をゆるやかにし、民の欲する所は之れを施し、民の惡む所

宗廟以爲平原弗使血食、吾欲與之徼天之衷、唯是車馬兵甲卒伍既具、無以行之、請問戰奚以而可、包胥辭曰不知、王固問焉、乃對曰、夫吳良國也、能博取於諸侯、敢問君王之所以與之戰者、王曰、在孤之側者、觴酒豆肉簞食未嘗敢不分也、飲食不致味、聽樂不盡聲、求以報吳、願以此戰、包胥曰、善則善矣、未可以戰也、王曰、越國之中、疾者吾問之、死者吾葬之、老其老、慈其幼、長其孤、問其病、求以報吳、願

以之戰、包胥曰、善則善矣、未可以戰也、王曰、越國之中、吾寬民以子之、忠惠以善之、吾修令寬刑、施民所欲、去民所惡、稱其善掩其惡、求以報吳、願以此戰、包胥曰、善則善矣、未可以戰也、王曰越國之中、富者吾安之、貧者予之、救其不足、裁其有餘、使貧富皆利之、求以報吳、願以此戰、包胥曰、善則善矣、未可以戰也、王曰、越國南則楚、西則晉、北則齊、春秋皮幣玉帛子女以賓服焉、未嘗敢絕、求以報吳、願以此

邊鄙の來兵と共に又戰はゞ、我は一擊に粉碎して、あはよくば吳王を擒にし、吳王若し天幸あらば遂に出奔せしめ得べし、之れに反して吳王若し戰はずして和を成さば、王はしづかに厚く其の大名譽を取りて吳を去り、以て後日の計をなすべしと、越王曰く、善い哉と、乃大に軍士を戒め將に吳を伐たんとす、

〔倡謀〕倡は眞先にとなふること、〔涉吾地〕涉は侵入なり、〔罷師〕罷は休息さすこと、〔日臣卜於天〕日は昔日なり、サキニ又はムカシと訓む、臣卜於天は第一章の大夫種の獻策の中に見ゆ、〔既罷〕罷は勞なり、ツカルと訓む、〔大荒〕凶年なり、〔赤米〕紅腐せる米、惡しき米をいふ、〔囷鹿〕囷は圓形のくら、鹿は簏に通用す、方形のくらなり、故に二字にて倉庫の意に見てよし、〔蒲蠃〕蒲は深蒲にて蒲の水中に生ずる新芽にて支那人は之れを生啖し又は苦酒に漬けて食へり、蠃は蛤の屬なり、〔天占既兆〕天の吳を棄つる占兆の既にきざせること、前句の大荒荐饑市無赤米を指す、〔人事又見〕人民の吳を棄つるの事又見ゆること、前句の其民必移就蒲蠃於東海之濱を指す、〔蔑〕無なり、ナシと訓む、〔以會〕會は會戰なり、以下會の字同じ、〔奪之利〕之は吳を指す、利は凡て有利なること、〔無使失悛〕悛は改なり、吳王をして其の失を悟り改めしむることなきこと、失とは前句の罷師而不戒以忘我を指す、〔邊鄙遠者〕邊鄙に居る遠き兵なり、〔罷而未至〕罷は歸なり、カヘルと訓む、黃池より歸り休みて未だ國都に至らずとなり、〔不須至之會〕須は待なり、マツと訓む、至は邊鄙の兵の國都に至るなり、〔中國〕國都なり、〔踐〕蹂躪なり、〔禦兒〕越の北境の邊邑なり、今浙江省嘉興府石門縣にあり、〔臨之〕臨みて之れに敵すること、之は吳の邊鄙の來兵を指す、〔吳王若慍而又戰〕慍は怒なり、吳王第一戰に敗れたるを怒りて敗卒を收め邊鄙の來兵と合して又戰はゞの意なり、〔幸遂可出〕出は出奔なり、あはよくば吳王を禽にすべし、若し天吳王に幸せば遂に之れをして出奔せしむるを得べしとなり、〔結成〕成は和なり、〔安厚取名〕安は安くしてしづかにの意なり、名は吳王をうちこらすの大名譽なり、

楚申包胥使於越、越王句踐問焉曰、吳國爲不道、求殘我社稷

今起師、以會奪之利、無使失悛、夫呉之邊鄙、遠者罷而未至、呉王將恥不戰、必不須至之會也、而以中國之師與我戰、若事幸而從我、我遂踐其地、其至者亦將不能之會也已、吾用禦兒臨之、呉王若慍而又戰、幸遂可出、若不戰而結成、王安厚取名而去之、越王曰善哉、乃大戒師將伐呉、

此の節は大夫種呉の罷弊に乘じて之れを伐つべきことを獻策し、越王許諾することを記す、

呉王夫差黃池の會盟より還り、民を休息さして越に戒め備へず、越の大夫種乃ち眞先きに越王に謀を獻じて曰く、吾呉王は黃池の會盟後將に遂に吾地に攻め來らんとおもへり、しかるに今兵を休めて戒め備へず、我を忘れたり、我は以て怠るべからざるなり、昔し臣嘗て呉越の興亡を天に卜せり、今呉の民既に罷勞して凶年しきりに至り、市に惡米すらなく倉庫空虛なり、其の民は必ず移りて東河のほとりに就き、蒲蠃をとりて食ひ生をつなぐに至らん、天の呉をすつるの占既に兆し、人民の君を厭ふ事の兆も亦見えたり、されば我卜筮するの要なし、王若し今軍を起して以て呉と會戰し、呉の利を奪ひ、其の失をして改めしむるやうにすることなかれ、夫れ呉の邊鄙の遠き所の兵は黃池より歸りて未だ國都に至らず、呉王は我侵攻せるを見我と直に會戰せざるの卑怯なるを恥ぢ、必ず邊鄙の兵の國都に至り會するを待たず、國都に居る兵のみを以て我と戰はんとするならん、若し此の事幸にして呉王我誘に從ひて戰はゞ、我は之れを擊破して其の地を蹂躪せん、たとへ呉の邊鄙の兵至るも、亦將に會戰する能はざらん まで急劇に進まんのみ、若し其の兵來りて我に向はゞ吾は禦兒の兵を以て之れに敵せしめ、君王は本軍を率ゐてますます進まんのみ、呉王若し敗戰を怒りて殘卒を收合し

陵一〕蓋は長き柄のある笠なり、故に蓋笠二字にて笠の意に見て可なり、艾陵は前に出づ、一句の意は、吾軍兵蓋笠を被りて敵と艾陵に相望みて戰ふことにて、雨を犯して戰ふをいふ、〔齊師還〕齊の軍敗れかへること、〔不レ稔二於歲一〕稔は熟なり、一年たち穀物のみのるを待たずの意なり、〔江〕揚子江なり、〔淮〕淮水なり、〔闕レ溝深レ水〕第五章を見よ、深水とは深く水路を通ずるの意なり、〔商魯〕商は宋なり、宋は商（殷）の後なるよりいふ、〔徹二於兄弟之國一〕徹は通なり、兄弟の國と使を通じ好を結ぶこと、〔告二於下執事一〕告二於王一の謙辭なり、〔命レ女來〕女は汝なり、〔紹享〕紹は繼なり、享は獻なり、先王の禮を繼ぎて貢獻するをいふ、〔若余嘉レ之〕若は如レ此なり、此の如き行の意なり、〔周室逢二天之降一レ禍、遭二民之不祥一〕周の微弱となれるをいふなり、民之不祥は民の善からざるなり、王に從はざるをいふ、〔憂郵〕うれひめぐむこと、〔下土〕諸侯を指す、〔康靖〕二字共に安なり、〔戮レ力〕戮は併なり、アハスと訓む、〔同レ德〕天子は諸侯を鎭撫し民を安んずるを以て德となす、呉王も盟主となりて諸侯を鎭撫し王室に勤むるを以て、同レ德といふ、〔兼受〕あはせうくること、〔而介福〕而は汝なり、介は大なり、〔多二歷年一〕經歷する年多きこと、長壽をたもつをいふ、〔沒二元身一〕沒は終なり、元は善なり、善身は善德の身なり、〔巳侈大哉〕巳は甚なり、ハナハダと訓む、侈は廣なり、

○以上第七章、呉王盟主の地位を奪ひて後己が功を周王に報告し、周王之れを勞したる物語なり、

呉王夫差還自二黃池一、息レ民不レ戒、越大夫種乃倡レ謀曰、吾謂呉王將三遂涉二吾地一、今罷レ師而不レ戒以忘レ我、我不レ可二以怠一也、曰臣嘗卜二於天一、今呉民既罷、而大荒荐饑、市無二赤米一、而囷鹿空虛、其民必移二就蒲贏於東海之濱一、天占既兆、人事又見、我蔑二卜筮一矣、王若

興して江に沿ひ淮水を泝り、溝渠を穿ちて深く水路を通じ、商魯の間に出で、以て我兄弟の國と使を通じ好を結びたり、兄弟の國亦夫差の意を諒としたれば、夫差はよく會盟の事を成就するあるを得たり、よりて敢て苟をして下執事にまで告けしむと、周王答へて曰く、苟よ、伯父汝に命じ來りて明に先王の禮を繼ぎ余一人に貢獻す、忠誠是の如し、余深く之れを嘉みす、昔し周室天の禍災を降すに逢ひ、又民のよからざるに逢へり、たゞに諸侯の安からざるのみならず、王室も亦此の如く安からざるなり、余の心豈一日も之れを憂卹することを忘れんや、力及ばざるのみ、今伯父は余と力を併せ德を同じうせんと曰へり、伯父若し能く然らば、余一人汝の大福を併せ受くるのみならんや、諸侯も亦之れを受くるわけなり、されば伯父は其の年壽を保ちて以て善き身を終へん、伯父德をとること甚だ廣大なるかなと、

〔王孫苟〕吳の大夫なり、〔告ニ勞於周一〕勞は功なり、諸侯を會盟せし功なり、〔承ニ共王事一〕王の命ずる事をつゝしみてうけなさゞること、王命につゝしみ從はざるをいふ、〔遠ニ我一二兄弟之國一〕遠は疏遠なり、兄弟の國と國との間を疏遠にし好を絶たせしをいふ、〔不レ貫不レ忍〕貫は赦なり、ユルスと訓む、忍は容忍なり、たへしのぶと、〔挺レ鈹〕挺は拔なり、ヌクと訓む、長く拔んずるやうに立つると、鈹は長矛なり、〔搢〕振なり、フルフと訓む、〔毒逐〕毒は猶劇といふが如し、劇逐とは劇しく逐ひあふことにて劇しく戰ふをいふ、〔中原〕原中なり、原野の中をいふ、〔柏擧〕楚語下に說く、〔天舍ニ其衷一〕舍は置なり、衷は善なり、善福なり、一句の意は天帝が其の善福を吳に置きてとなり、天が吳を助けしをいふ、〔王去ニ其國一〕王は昭王を指す、去ニ其國一とは隨に奔りしをいふ、楚語下を見よ、〔郢〕楚の都なり、〔王總ニ其百執事一〕王は王闔廬を指す、其は楚を指す、百執事は百官なり、〔不ニ相能一〕能は能く睦しきこと、〔夫槩王作レ亂〕夫槩王は闔廬の弟なり、闔廬の征楚の留守中自立して王となれり、闔廬よりて歸國し之れを攻め、夫槩は楚に奔り降れり、〔齊侯任〕任は齊の簡公の名なり、〔遠ニ我兄弟之國一〕齊の簡公が魯を伐ちしよりいふ、魯は吳の同姓の國なり、〔遵レ汶〕遵は沿なり、汶は川名、〔博〕齊の別都の名、今の山東省泰安府泰安縣にあり、〔簦笠相ニ望於艾

衷、齊師還、夫差豈敢自多、文武實舍其衷、歸不稔於歲、余沿江泝淮、闕溝深水、出於商魯之間、以徹於兄弟之國、夫差克有成事、敢使苟告於下執事、周王答曰、苟、伯父命女來明紹享余一人、若余嘉之、昔周室逢天之降禍、遭民之不祥、余心豈忘憂卹、不唯下土之不康靖、今伯父曰戮力同德、伯父若能然、余一人兼受而介福、伯父多歷年以沒元身、伯父秉德、已侈大哉、

吳王夫差既に黃池より退き、乃ち王孫苟をして諸侯を會盟せし功を周王に告げしめて曰く、昔は楚人不道を爲し王の命につゝしみ從はず、以て我少なき兄弟の國を疎遠にし好を絕たせしかば、吾先君闔廬は其の罪を赦さず又容忍する能はず、鎧を被り劍を帶び鈹を拔き鈴を振ひて三軍を指揮し、楚の昭王と原野中の柏擧にはげしく戰へり、天帝其の善福を吳に置きたれば、楚軍敗績し、昭王其の國を出奔せり、よりて遂に郢都に至り、王闔廬は楚の百官をすべ治め、以て楚の社稷の祭を修め、楚民を安んぜり、しかるに吳國の父子昆弟相親睦ならず、夫槩王亂を作ししかば、楚を平定する能はずして吳國に復歸せり、今齊侯任楚王の失をかんがみず、又王命につゝしみ從はず、以て我少なき兄弟の國を疎遠にし好を絕たせしかば、夫差は其の罪を赦さず、又容忍する能はず、鎧を被り劍を帶び鈹を拔き鈴を振ひて三軍を指揮し、汶水に沿ひて齊の博を伐ち、雨を犯して齊軍と艾陵に相望みて戰へり、天亦其の善福を吳に置きたれば、齊の軍は敗れて還れり、夫差豈敢て自ら其の功をまされりとして誇らんや、文武の二王の神靈の其の善福を吳に置きたる故、此の大功をなし得たるなり、齊を伐ちてより歸り、年穀未だ熟らざる中に、再び軍を

爲己害也、乃命王孫雒、先與勇獲帥徒師、以爲過賓於宋、以焚其北郭焉而過之、

此の節は呉王諸侯の己を犯すを防ぐ手段として宋の北郭を焚き呵喝することを記す、

呉王既に會盟して後、越の入寇の聞えいよ〳〵あきらかなり、齊宋の之れに乗じて己が害をなさんことを恐れ、乃ち王孫雒に命じて先づ勇獲と歩兵を帥ゐて以て宋を過ぎ客たるまねして、其の都の北郭を焚き呵喝して之れを過ぎ去れり、

〔勇獲〕呉の大夫なり、〔徒師〕歩兵なり、〔爲過賓〕爲はまねすること、過賓は其の地を過ぎて客となること、〔北郭〕北郭なり、都の城の北の外郭なり、

○以上第六章、黄池の會に於て呉王越の入寇の風聞を防止せんが爲に、決死的呵喝を以て晉に迫り、盟主の地位を奪ひし物語なり、

呉王夫差既退於黄池、乃使王孫苟告勞於周曰、昔者楚人爲不道、不承共王事、以遠我一二兄弟之國、吾先君闔廬不貰不忍、被甲帶劍、挺鈹搢鐸、以與楚昭王毒逐於中原柏擧、天舍其衷、楚師敗績、王去其國、遂至於郢、王總其百執事、以奉其社稷之祭、其父子昆弟不相能、夫槩王作亂、是以復歸於呉、今齊侯任不鑒於楚、又不承共王命、以遠我一二兄弟之國、夫差不貰不忍、被甲帶劍、挺鈹搢鐸、遵汶伐博、蓑笠相望於艾陵、天舍其

〔寡君未ニ敢觀ㇾ兵身見ニ〕觀は示なり、シメスと訓む、身はみづからなり、寡君は未だ敢て兵を示してみづから君に見ゆるをせずとは、晉は和好を欲し戰ふの意なきを示し、吳王の暴を諷したるなり、〔曩〕向なり、サキニと訓む、〔既卑〕卑は微弱なり、〔貞ニ於陽卜ニ〕貞は正なり、タヾスと訓む、陽卜は外事に向つての卜をいふ、陽卜を正しくすとは正しく卜ひ定めての意なり、〔收〕まとむること、〔文武之諸侯〕周の文王武王の封じて藩蔽とせる諸侯をいふ、〔密邇〕近接すること、〔訊讓〕問責なり、〔伯父〕天子が同姓の侯伯を呼ぶ辭、〔不ㇾ失ニ春秋ニ〕春秋は四時の代名なり、四時朝貢の禮を失はざること、〔顧在〕在は視なり、〔余一人〕天子の自稱、猶朕といふが如し、〔蠻荊〕楚國をいふ、〔虞〕うれひなり、〔禮世不ㇾ續〕世を繼て君となるも前君の職を續ぎて朝貢の禮を修めざること、〔周公〕周の宰公にて諸侯の師なり、〔休ニ君憂ニ〕休は息なり、一句の意は君が天子を憂ふるの憂を息めよとなり、〔掩王〕掩は奄有なり、（おほひたもつこと）王は王となること、〔淫名〕僭號なり、吳は王と稱せり、故にいふ、〔有ニ短垣ニ而自踰ㇾ之〕短垣は短きかき、僅の禮にたとふ、禮は名分を正すものなれば僅の禮と雖踰えて之を犯すべからず、王室は微弱なりと雖僭すべからざるに喩ふ、〔何ニ有於周室ニ〕周室に對して何の義理かあらん、王室を犯し王號を僭するも宜なりとなり、〔命圭有ㇾ命〕天子が諸侯に命じて圭玉（諸侯の位階によりて異なる、周語上及魯語上下に圖解す）を賜ふとき策命（簡策に記せる命辭）ありといふこと、〔敢辭〕敢て吳を盟主とすることを辭すとなり、〔諸侯無ニ二君ニ〕一國一君は禮なり、故にいふ、〔周室無ニ二王ニ〕天下に一王は禮なり、故にいふ、〔卑ニ天子ニ〕卑は賤なり、イヤシムと訓む、〔干ニ其不祥ニ〕干は犯なり、オカスと訓む、不祥は不吉なる名、即ち僭號をいふ、

就ㇾ幕而會、吳公先歃、晉侯亞ㇾ之、

此の節は會盟の事を記す、是に於て吳晉二君は帷幕の內に就て會盟し、吳公先づいけにへの血をすゝり、晉侯之れに次ぎてすゝれり、

〔歃〕いけにへの血をすゝること、

吳王既會、越聞愈章、恐ニ齊宋之

夫命圭有命、固曰吳伯、不曰吳王、諸侯是以敢辭、夫諸侯無二君、而周無二王、君若無卑天子以干其不祥、而曰吳公、孤敢不順從君命長弟許諾、吳王許諾、乃退、

此の節は董褐再び吳軍に使し吳の王號を僭するの無狀を責め、吳公と稱さば盟主たるべきことを告げ、吳王許諾することを記す、

晉君乃ち董褐をして吳王に復命せしめて曰く、寡君は未だ敢て兵を示して身づから君に見えず、故に褐をして復命せしめて曰く、さきに君の言に周室既に微弱にして諸侯禮を天子に失へるを以て、請ふ陽トを正して文王武王の諸侯を收めて、舊の如くに天子に奉事せんといへり、孤以下同姓の國を以て天子に近接しながら、之れを救ふことをなさず、其の罪逃るゝ所なし、是れを以て天子よりせめたゞさるの言日々に至る、其の言に曰く、昔し吳の伯父は四時朝貢の禮を失はず、必ず諸侯を率ゐて余一人を顧み視しに、今の伯父は蠻荊に備ふるの虞あれば、世を繼ぎて前人の職を續がず、朝貢の禮を廢せり、是れを以て孤に命ずらく、禮を以て周公を輔佐し以て我が少なき兄弟の國と相見て天子に朝聘せしめ、以て君が周室を憂ふるの憂を息めやるべしと、よりて孤は君と會するに及べるなり、今君東海の地を掩有して王となり僭號を以て天子に聞ゆ、君は禮の僅の垣にても守らずして之を踰えたり、兄弟の國にして既に此の如し、まして荊蠻の國に於てをや、荊蠻の國周室に何の義理かあらん、其王號を僭し天子をしのぞくも宜ならずや、夫れ天子より諸侯に圭玉を賜はるときに策命あり、固より吳伯と曰ひて吳王と曰はず、しかるに今君は之を僭せり、諸侯は是れを以て敢て君に事ふることを辭す、夫れ諸侯には二君なく、周には二王なし、君若し天子をいやしみ以て其の不祥の名を犯すことなくして吳公と曰はゞ、孤は敢て君の長幼の禮を守れとの命に順ひ之れを許諾せざらんやと、吳王許諾せり、董褐乃ち退出せり、

狂暴なるものと與に戰ふは不可なれば、或る條條を附し晉の體面を損せざる範圍に於て盟主たるべきことを許すべきを說き、趙鞅許諾せることを記す、

董褐既に復命し、大將趙鞅に告げて曰く、臣吳王の顏色をみるに大なる憂患あるに似たり、小なれば愛妾か嫡子の死したるならん、しからずば國に大難あるならん、大なれば則越兵の吳に侵入せるならん、されば狂暴なること猛獸の如く將に人を害すること甚大ならんとす、故に之れと共に戰ふべからず、主よ其れ之れに盟主となりて先きに血をすゝることを許せ、許さずして以て危難を加へらるゝを待つの愚を爲す勿れ、然れども空しく許す可からず、或る條件の下に我面目を損せざる範圍に於て許すべしと、趙鞅許諾せり、

〔致レ命〕猶復命といふが如し、〔趙鞅〕趙簡子なり、晉語を見よ、此の時晉の執政兼大將として晉君に從ひて來れり、〔類〕似なり、ニルと訓む、〔嬖妾〕愛妾なり、〔毒〕暴なり、狂暴人を害すること、〔許二之先一〕先は盟主となりて先づいけにへの血をすゝること、〔待レ危〕危は危難なり、吳兵の攻め來ることを指す、〔徒許〕徒は空なり、ムナシクと訓む、

晉乃令董褐復命曰、寡君未敢觀兵身見、使褐復命曰、曩君之言、周室既卑、諸侯失禮於天子、請貞於陽卜、收文武之諸侯、孤以下密邇於天子、無所逃罪、訊讓日至、曰、昔吳伯父不失春秋、必率諸侯、以顧在余一人、今伯父有蠻荊之虞、禮世不續、用命孤、禮佐周公、以見我一二兄弟之國、以休君憂、今君掩王東海、以淫名聞於天子、君有短垣而自踰之、況蠻荊則何有於周室

例なり)なり、〔孤〕諸侯の謙稱なり、〔匍匐〕はらばひ行くこと、急遽狼狽して行く意なり、〔就レ君〕君に就きて會合すといふ意なり、〔億負〕億は安んずること、負は恃むなり、〔衆庶〕兵衆を指す、〔式〕用なり、モチフと訓む、〔不ニ長弟ヿ以力ニ征一二兄弟之國ニ〕長弟は長幼なり長幼の禮節なり、不ニ長幼ーとは長幼の禮節を守らざること、吳は文王の伯父太伯の後にして晉は文王の孫唐叔の後なれば、吳は長にして晉は幼なり、故に晉が吳に盟主を望むを斥言したるなり、一二は少なき意なり、兄弟の國は周と同姓の國なり、周と同姓の諸侯は大抵殘滅せられて存するもの少なし、故に一二兄弟の國と云ふ、〔欲レ守ニ吾先君之班爵ニ〕班爵は爵位なり、吳は太伯の後なれば蠻夷の中に國すと雖位次は晉の上にあるべし、故に吳王は今晉の上に立ちて盟主の位置を取んとするなり、〔薄〕迫なり、セマルと訓む、〔不レ集〕集は成なり、ナルと訓む、〔孤之事レ君在ニ今日ニ云云〕孤の君に事ふると否とは今日の戰にあり、孤勝たざれば君に服事せん、勝たば盟主とならんとなり、〔無レ遠〕遠は疎遠なり、疎遠にあるなしとは吳と晉と兄弟の國なればかくいひしなり、

〔藩離之外〕藩離はまがきなり、軍の壘壁を指す、〔稱ニ左畸ニ〕稱は呼なり、ヨブと訓む、左畸は軍の左部なり、蓋し左部の將を指す、〔攝〕執なり、トルと訓む、とらへ來ること、〔少司馬茲與ニ王士五人ニ〕皆罪人にして許して死士の列に置けるものなり、少司馬は官名、茲は其の名なり、王士は王の直隷に屬する死士なり、〔自剄〕自剄なり、自らくびはぬること、〔客前〕客は董褐を指す、〔以酬レ客〕晉の使者來りたれば吳よりも使者をやりて報ゆべき禮なるを、茲と五士卒とを自剄せしめて使者を報ゆる禮にかへたりとなり、

董褐既致命、乃告諸趙鞅曰、臣觀吳王之色、類有大憂、小則嬖妾嫡子死、不則國有大難、大則越人入吳、將毒、不可與戰、主其許之先、無以待危、然而不可徒許也、趙鞅許諾、

此の節は董褐復命して晉將趙鞅に吳王の意を喝破し

度兩君兵をやめ和好を合はせん爲に、今日の日中を以て會期とせるに、今貴大國は其の秩序を越えて亂りて弊邑の軍壘に至れり、敢て期に先だち秩序を亂りたる理由を問ふと、呉王親ら之に對へて曰く、天子命あり、曰く、周室微弱にして貢獻の物入ることなし、上帝鬼神は天下の物を供へて祭る禮なるも、貢獻の物なければこの禮を用ひて告祭すべからず、而も我姫姓の諸侯の朕を救ひて孝を鬼神につくさしむるものなしと、徒歩或は傳車を以て孤に來り告ぐること日夜相繼げり、よりて急遽狼狽して君と此に相會するに至れるなり、しかるに君は今王室の安らかに平ならざるを是れ憂ふるに非ずして、晉の兵衆の多きを安んじ恃み、之れを戎狄の周室を卑しむ楚秦を征伐することに用ひず、又長幼の禮節を守らずして、少なる我兄弟の國を力征せり、孤は今吾先君の爵位を守らんとす、故に先君の地位より進まんことは敢てなさず、さればとて退かんことも亦則ち不可なり、今會日迫れり、孤は天子により命ぜられたるの事の成らずして以て諸侯の笑とならんことを恐る、されば孤の君に事へんことも今日にあり、君に事ふることを得ざらんも亦今日にあり、使者と孤とは疎遠ならざる間柄なる爲に、孤は親ら出でて君の命を藩離の間に聽けるなりと、董褐將に還らんとす、呉王左崎を呼びて曰く、少司馬茲と王の士卒五人とを執へ來りて王の前に坐せしめよと、左崎之を執へ來る、茲と五人の士卒と乃ち皆進み來りて使者の前にて自剄し、以て使者に報いたり、

〔周ㇾ軍〕周は繞なり、メグラスと訓む、〔飭ㇾ壘〕飭は治なり、ヲサムと訓む、壘は壘壁なり、〔董褐〕晉の大夫にて此の時軍司馬の役たり、〔請ㇾ事〕請は問なり、トフと訓む、下句請二亂故一の請も同じ、事は晉軍に迫れる事のわけなり、〔兩君〕呉晉兩國の君なり、〔偃ㇾ兵〕偃は臥なり、兵器をふすとは之を用ひざることにて兵を止むるをいふ、〔接ㇾ好〕接は合なり、アハスと訓む、〔越ㇾ錄〕錄は第なり、次第なり、秩序なり、〔造〕至なり、イタルと訓む、〔亂故〕秩序を亂りて軍をすゝめたる理由なり、〔卑約〕微弱なり、〔以告〕告は祭告なり、〔姫姓之振〕姫姓は姫姓の諸侯を指す、振は救なり、スクフと訓む、〔徒遽〕徒は徒歩なり、遽は傳車（宿場の車なり、急用の時は宿場々々の車に乘りかへて來る

裝をいふ、〔以レ勢攻〕將に攻めんとする勢を示すこと、〔昧明〕夜明けのまだ暗き頃なり、あかつき、〔親就〕親ら陣頭に立つこと、〔丁寧〕鉦なり、〔錞于〕軍用の樂器にて之を鳴らして鼓と相應和するもの、〔譁釦〕譁しく呼びさけぶこと、〔振旅〕武威をふるひおこすこと、

晉師大駭不レ出、周軍飭レ壘、乃令董褐請レ事曰、兩君偃レ兵接レ好、日中爲レ期、今大國越レ錄、而造於弊邑之軍壘、敢請亂故、吳王親對之曰、天子有レ命、周室卑約貢獻莫レ入、上帝鬼神而不レ可以告、無姬姓之振也、徒遽來告孤、日夜相繼、匍匐就レ君、君今非王室不安平是憂、億負晉衆庶、不レ式諸戎翟楚秦、將不長弟以力征一二兄弟之國、孤欲レ守吾先君之班爵、進則不レ敢、退則不可、今會日薄矣、恐事之不レ集、以爲諸侯笑、孤之事レ君有今日、不レ得レ事レ君、亦在今日、爲使者之無遠也、孤用親聽命於藩離之外、董褐將還、王稱左畸曰、攝小司馬茲與王士五人、坐於王前、乃皆進自剄於客前、以酬レ客、

此の節は晉使董褐吳陣にゆきて吳王の擧を詰問し、吳王恫喝して自ら盟主たらんことを强要することを記す、

晉軍大に駭きて出でず、軍兵を繞らし、壘壁を治めて、萬一に備へ、乃ち董褐をして吳の陣に行き、王の兵を進め晉に迫れる事のわけを問はしめて曰く、今

旌（三禮圖）

太常（三禮圖）

熊旗（三禮圖）

の大なるもの、之を抱くも亦鳴りて敵に用意の知られんことを恐るゝ爲なり、〔拱レ稽〕拱は執なり、トルと訓む、稽は兵士の名簿なり、〔肥胡〕幡なり、はたのぼり、〔奉二文犀之渠一〕奉は捧なり、サヽグと訓む、文犀はあや模樣ある犀皮なり、渠は楯なり、齊語に圖解す、〔十行〕十隊卽ち千人なり、〔一嬖大夫〕一人の下大夫なり、〔旌〕析羽を旄首につけたるはた、〔挾レ經〕挾は腋下にもつこと、經は兵書なり、〔秉レ枹〕秉は執るなり、枹は大鼓のむちなり、〔十旌〕十隊に一旌を立つるを以て十旌は其の十倍卽ち萬人の隊（一軍）をいふ、〔一將軍〕命卿之れに任ず、〔載レ常〕載は車上に建つること、タツと訓む、常は日月を畫けるはた、〔白旂〕旂は齊語に解す、〔方陳〕正陣なり、〔素甲〕素は白色なり、〔矰〕矢の名、〔荼〕茅の穗なり、〔鉞〕周語上に解す、〔以二中陳一〕以は率なり、ヒキヰルと訓む、中陳は中軍なり、〔左軍〕左翼の軍なり、〔赤旟〕旟は周語下に圖解す、〔丹甲〕丹は丹色卽ち赤色なり、〔朱羽〕朱も亦赤色なり、〔右軍〕右翼の軍なり、〔玄常〕玄は黑色なり、〔玄旗〕旗は熊虎の模樣を畫けるはた、〔烏羽〕烏の羽は黑し故に用ふ、〔帶甲〕矜（ほこ）鎧なり、帶鎧は武

應、三軍皆譁釦以振旅、其聲動天地、

此の節は吳王決死的軍陣をはりて以て晉軍を恐喝することを記す、

吳王夕暮に乃ち三軍を戒め馬に秣をくはし、士卒に飯を食はしめ、夜半に至り乃ち武器を執り鎧を着、馬の舌をつなぎ、竈の火を滅し、士卒百人を陳ねて以て一隊列となし、百隊あり、隊の先頭は皆官長ありて之れを統べ、鈴を抱き棨戟を執り、幡を建て犀皮の模様ある楯をさゝぐ、十隊毎に下大夫ありて之れを督率し、旌を建て鼓を提げ、兵書をもち枹を執る、十旌隊毎に一將軍ありて之れを督率し、常を建て鼓を建て兵書をもち枹を執る、此の一將軍率ゐる所の一萬人を以て方陣を爲す、中軍は皆白色の常白色の旂をたて、白色の鎧を着、白羽の矢を持つ、之れを望めば恰も茅の穗の如し、王親ら鉞を執り白旗を建て此の中軍を率ゐて立つ、左翼軍も亦此の如き陣立にして皆赤色の常、赤色の旟をたて、丹色の鎧を着、朱色の羽の矢を持つ、之れを望めば恰も火の如し、右翼の軍も亦此の如き陣立にして皆黑色の常、黑色の旗を建て、黑色の鎧を着、烏の羽の矢を持つ、之れを望めば恰も墨の如し、此の武裝せる三軍卽ち三萬人の軍をつくり將に攻めんとする勢を示す、鷄鳴の頃に乃ち整ふ、既に陳し、晉軍を去ること一里にして止まる、曉に王乃ち枹を執りて親ら陣頭に進み鉦鼓丁寧錞于を打ち鳴らして鈴を振るや、三軍の士の勇者も怯者もことごとく讙呼して相應じ、以て兵威を振ひ起す、其の聲天地を震動せり、

〔昏〕夕暮なり、〔夜中〕夜半なり、〔服兵〕服は執なり、トルと訓む、兵は武器なり、〔擐甲〕擐は貫なり、ツラヌクと訓む、着用すること、甲は鎧なり、〔係馬舌〕係は縛なり、ツナグまたはシバルと訓む、馬の舌をつなぐは馬の嘶きて敵に用意を知らるゝを恐るる爲なり、〔出火竈〕火を竈より出だして之れを消すと、亦敵に用意を知らるゝを恐るる爲なり、〔徹行〕徹は通なり、行は隊なり、通じて一隊なり、猶單に一隊といふが如し、〔百行〕百隊なり、〔行頭〕隊頭なり、隊の先頭をいふ、〔官帥〕官長なり、上士之れをつとむ、〔擁鐸〕擁は抱なり、イダクと訓む、鐸は鈴の一種にて形

之〕會盟に與りし諸侯を先きにやめて歸らすこと、〔必說〕說は悅に同じ、ヨロコブと訓む、〔入其地〕其の國境に入ること、〔安挺〕挺は寬なり、安寬は安んじゆるやかにすること、おちつくこと、〔惕〕疾なり、ハヤシと訓む、〔留〕徐なりユルクと訓む、〔以安步王志〕以ておちつきてゆつくりと步み歸るは王の志なることを示せといふ意なり、〔設以此民也封於江淮之間〕設は假りに許すこと、江淮の間は深溝を開きて侵略せる地なり、一句の意は此の勵みつとめし兵に國に歸らば江淮の間の地を以て汝等を封ぜんことを假に許すといへとなり、〔能至於吳〕能く早く吳に至らんの意なり、

○以上第五章、吳王北征して晉と盟主の地位を爭へる留守中に越入寇の變あり、吳王王孫雒の謀を用ひて武力を以て晉に迫り盟主の地位を得んことに定めたる物語なり、

吳王昏乃戒、令秣馬食士、夜中乃令服兵擐甲、係馬舌、出火竈、陳士卒百人、以爲徹行、百行、行頭皆官帥、擁鐸拱稽、建肥胡、奉文犀之渠、十行一嬖大夫、建旌提鼓、挾經秉枹、十旌一將軍、載常建鼓、挾經秉枹、爲萬人以爲方陳、皆白常白旟素甲白羽之矰、望之如荼、王親秉鉞載白旗以中陳而立、左軍亦如之、皆赤常赤旟丹甲朱羽之矰、望之如火、右軍亦如之、皆玄常玄旗黑甲烏羽之矰、望之如墨、爲帶甲三萬、以勢攻、雞鳴乃定、既陳、去晉軍一里、昧明、王乃秉枹親就、鳴鐘鼓丁寧錞于振鐸、勇怯盡

に貢賦を出だすことを責めず、而して先づ諸侯を歸らしめば、諸侯は必ず悦ばん、既にして諸侯皆歸途につき其の國境に入りて後、王は其の志を落付け一日は疾く一日はゆつくりと行くべし、かく靜に行軍するは王の志なるを示し、而して必ず此勤め厲める兵を以て江淮の間に封ぜんとするにあることを假に許すときは、兵も歸れば此重賞を得るとの勵みあるを以て、乃ち能く呉に歸り至るを得んと、呉王許諾せり、〔爭レ長〕長は盟主の地位を指す、〔未レ成〕成は定なり、〔邊遽〕遽は宿場卽ち驛なり、邊境の宿場よりの報知なり、〔不道〕無道に同じ、〔齊盟〕齊は同なり、同盟をいふ、〔悠遠〕悠は長なり長く遠きこと、〔無レ會〕會は會盟なり〔先レ晉〕先は會盟の時一番先きに牲の血を神前にすゝることと、盟主たるものの之れをなす、〔王孫雒〕呉の大夫にて呉王の嬖臣なり、史記には王孫雄に作れり、〔不レ齒〕齒は年齒なり、年齒の順序を以て對へず、誰にても意見あらば直に對ふるを得といふ意なり、〔越聞章矣〕章は明なり、一句の意は越の反亂の風聞あきらかならんとなり、〔民懼而走〕民は兵なり、古は兵農一致なれば兵の事を民といへり、〔遠無ニ正就ニ〕我は遠征せる事なれば此の場合正に與國(交際せる國)に就て援兵を乞ふすべなしとなり、〔徐夷〕徐は徐夷、夷は淮夷共に夷族なり、〔夾レ溝〕溝は深溝なり、〔𢫬〕旁擊なり、旁よりはさみうつことウツと訓む、〔諸侯之柄〕柄は政柄(政の權力)なり、〔須レ之不レ能〕須は待なり吾諸侯の盟主となり、其の政柄をにぎりて天子に見えんことを待つも時機を得ること能はずの意なり、〔僉章〕僉は愈に同じ、イヨ〳〵と訓む、〔二命〕二つの命令、卽ち晉を先さにすゝらすか呉が先づすゝるかの二つの命令をいふ、〔顧揖〕かへりみゑしやくすること、〔危事不レ可ニ以爲レ安〕危事を行ふには以て安を取るべからずとなり、次の死事一句同じ句法なり、〔貴レ知〕知は智に同じ、〔長沒〕長壽を保ちて沒すること、〔彼〕晉を指す、以下同じ、〔有レ還〕還は轉退なり、轉じ退きて死をのがること、〔絕レ慮〕歸國し得る慮を絕つこと、〔勇謀〕勇を奮ひ謀を出だすこと、〔廣ニ民心ニ〕兵士の心を廣く大にすること、〔朋勢〕朋は馮と通ず、怒なり奮怒の勢をいふ、〔重畜〕厚祿なり、〔歲之不レ穫〕飢饉をいふ、〔誅〕責なり、セムと訓む、諸侯に貢賦を納るゝことを責むること、〔先罷

征せることとなれば正に交際國に就て援を乞ふすべもなし、加之齊宋徐夷の諸國は呉既に敗れたりといひて將に深溝を夾て我を夾撃せんとす、此の如くば我に生くる命なけん、次に會盟して晉を先にすゝらせば晉既に諸侯の政柄を執りて我に臨み、將に其の欲する所を成して以て天子に見えんとす、かゝれば吾は諸侯を帥ゐて天子に見えんとするも到底時機を得る能はず、さればとておめ／＼こゝを去るも亦到底忍びざる所なり、遲疑して日を過ごす内に、若し越の反亂の聞えいよ／＼明とならば、吾が兵恐くは畔かん、されば必ず會盟して晉に先ちて血をすゝるを上策とすと、王乃ち歩して王孫雒の耳に就きて曰く、會盟して晉より先きに血をすゝるに就きての謀計は將に若何にせんとするかと、王孫雒曰く王其れ疑ふ勿れ、吾國へ歸る道路長く遠ければ王は必ず二命あることなく、一たび命を下さば斷々乎として行へ、以て事をばし得べしと、王許諾す、是に於て王孫雒進みて諸大夫を顧み揖(エシャク)して曰く、此の度は武力を以て晉に迫り先にすゝるの權を奪ふに在り、左に其の故を說ん、危事を行ひて以て安を取るべからず、死事に臨みて生を得べからざれば、則ち智を貴ぶを爲すことなし、智に貴ぶ所は危に臨みて安を得、死に臨みて生を得るにあり、夫れ兵の死を惡みて貴富の地位を得、長壽を以て終らんことを欲するや、我と同じ、然りと雖、彼れ晉兵は其の本國に近ければ危死の場に臨み、轉じ退きて生を得んとするの心あり、之れに反して吾は遠く本國と離れたれば歸國を得るの慮なきを以て、危死の場に臨みても轉じ退きて生を得るの心なし、王其れ此の心を利用せよ、彼れ晉はどうして能く我と此の危事(武力を以て先きにすゝることを爭ふことを指す)を行はんや、必ず我を先きにせん、諸君我等が君に事へて勇を奮ひ謀を出だすは此の時にこそ用ふべけれ、されば今夕必ず晉に戰を挑みて以て兵士の心を廣く大きくせん、請ふ王士卒を厲まして其の奮怒の勢をふるひ起し、之を勸め勵ますに高位厚祿の賞を以てし、同時に刑戮の罰を備へて以て其の厲まざる者を辱しめ、以て各兵をして其の死を輕んぜしめよ、しかるときは彼晉は將に我と戰はずして我を先にすゝらしめんとす、かくして我盟主となりて諸侯の政柄を執り、吾國の飢饉なるを以て之れ

焉、可以濟事、王孫雒進顧揖諸大夫曰、危事不可以爲安、死事不可以爲生、則無爲貴知矣、民之惡死、而欲貴富以長沒也、與我同、雖然、彼近其國、有遷、我絕慮無遷、彼豈能與我行此危事也哉、事君勇謀、於此用之、今夕必挑戰以廣民心、請王厲士以奮其朋勢、勸之以高位重畜、備刑戮以辱其不厲者、令各輕其死、彼將不戰而先我、我既執諸侯之柄、以歲之不穫也、無有誅焉、而先罷之、諸侯必說、既而皆入其地、王安挺志、一日惕、一日留、以安步王志、必設以此民也、封於江淮之間、乃能至於吳、吳王許諾、

此の節は吳王越の寇をきゝ晉及び諸侯に對する計をとひ、王孫雒の吳國の面目を傷つけずして會盟し且つ國にかへり得る計を用ふることを記す、

吳晉の二國黃池の會盟に於て其の長を爭ひて未だ定まらず、時に邊境の宿場よりの報知しきりに至り、越の反亂の事を以て告ぐ、吳王懼れて乃ち諸大夫を合はせて謀りて曰く、越無道をなして其の同盟にそむけり、されど今吾吳への道路は長く遠し、晉と會盟することなくして歸ると、會盟して晉に先に血をすゝらすと、孰れか利ならんと、王孫雒曰く、夫れ國家危難の事あるときは年齒の順序を以て對へずときけり、雒敢て先づ對へん、此の二策は共に利あるなし、何となれば會盟することなくして歸らば越の反亂の聞えあきらかに知れ渡らん、兵士懼れて逃げ走らん、遠

此の節は越王吳王北征の留守を犯すことを記す、是に於て越王句踐は、乃ち范蠡舌庸の二將に命じて師を率ゐて海に沿ひ淮水を泝りて以て吳王の歸路を絕たしめ、又一軍をして吳に入らしめ吳の王子友を姑熊夷に敗る、句踐乃ち自ら中軍を率ゐて江を泝りて以て吳の都を襲ひて、其の外郭に入り、其の姑蘇宮を焚き、其の大舟を分取りたり、

〔范蠡〕越の大夫の第一の名將なり、越が吳を亡ぼせしは此の人の力多きに居る、吳を亡ぼすの後隱遁して齊に入り、貨殖に從ふ、齊に用ひられて相となりしも間もなく辭し陶に止り復貨殖に從ひ巨萬の富を貯へたり、〔舌庸〕越の大夫なり、事蹟詳ならず、〔吳路〕吳王の歸路なり、〔王子友〕夫差の太子なり、〔姑熊夷〕吳の都の郊の名なり、〔泝江〕江は三江の一、吳江なり、〔襲吳〕吳は吳の都を指す、〔郛〕外郭なり、〔姑蘇〕姑蘇臺にて吳王の宮殿なり、〔徙〕取なりトルと訓む、

吳晉爭長未成、邊遽乃至、以越亂告、吳王懼、乃合大夫而謀曰、越爲不道、背其齊盟、今吾道路悠遠、無會而歸、與會而先晉、孰利、王孫雒曰、夫危事不齒、雒敢先對、二者莫利、無會而歸、越聞章矣、民懼而走、遠無正就、齊宋徐夷曰、吳既敗矣、將夾溝而𢊁我、我無生命矣、會而先晉、晉既執諸侯之柄、以臨我、將成其志以見天子、吾須之不能、去之不忍、若越聞愈章、吾民恐叛、必會而先之、王乃步就王孫雒曰、先之、圖之將若何、王孫雒曰、王其無疑、吾道路悠遠、必無有二命

此の節は申胥自殺し王其の屍を江に投ずることを記す、

申胥將に死なんとす、家人に告げて曰く、汝は吾目を抉ぐりて都の東門に懸けよ、吾以て越兵の入りて呉國の亡ぶるを見んと、遂に自殺せり、王之れを聞き怒りて曰く、孤は大夫をして此の不祥を見るあるを得せしめじと、乃ち申胥の屍を取りて之れを馬の革のふくろに入れて江に投ぜり、

〔而縣吾目於東門〕而は汝なり、縣は懸に同じ、東門は都の東門なり、〔慍〕怒なり、〔尸〕屍なり、〔盛〕入るるなり、〔鴟鵜〕馬の革の嚢なり、

○以上第四章、呉王申胥を責讓し申胥諫戒して自殺する物語なり、

呉王夫差既殺申胥、不稔於歲、乃起師北征、闕爲深溝於商魯之閒、北屬之沂、西屬之濟、以會晉公於黃池、

此の節は呉王運河をつくり兵を帥ゐて北征し晉侯と黃池に會することを記す、

呉王夫差既に申胥を殺し、年穀みのらず、而も憂ふる所なく、軍を起して北征し地を開鑿して深溝を商魯の間につくり、北の方之れを沂水につゞけ、西の方之れを濟水につゞけて運輸を便にして、以て晉公に黃池に會せり、

〔不稔於歲〕稔は熟なり、年が豐熟ならざるをいふ、〔闕〕穿なり土地を開鑿すること、〔深溝〕深き溝渠なり今の運河の一部なり、〔商魯〕商は宋國の一名なり、〔沂〕川の名、今の淮水の支流なり、〔濟〕川の名、亦淮水の支流なり、〔晉公〕晉の定公なり、公の名は午、〔黃池〕地名なり、今河南省汴州封丘縣にあり、

於是越王句踐乃命范蠡舌庸、率師沿海泝淮、以絕呉路、敗王子友於姑熊夷、越王句踐乃率中軍泝江、以襲呉、入其郛、焚其姑蘇、徙其大舟、

は、必ずしば〳〵其の僅小の喜びに狃れて其の大なる憂患を忘るにあり、王をして若し志を齊に遂げ得ずして以て其の心をさましさとらしめば、改め戒むる所あるを以て、呉國は猶世々相嗣ぐことを得ん、否先君の功を得るや必ず之れを取るの因あり、其之れを失ふや亦之れを棄て失ふの因あり、而も以て能く滿ち張れる國勢を維持して其の世を終へ又しば〳〵危難を救ふに時機を失はざりき、しかるに今王は功を取るべきの因なくして天の福祿しば〳〵至る、是れ喜ぶ可き事に非ず、呉の運命の短きを示すものなり、員は疾と稱して位をすてゝ隱遁し以て王の親ら越の捕虜となるを見るに忍びざるなり、員請ふ先づ死なんと、

〔釋レ劍而對〕佩劍をときて對ふるは官位を辭するの意を示すなり、〔吾先王〕闔廬以前の王を指す、〔遂レ疑〕遂は決なり、決定すること、〔計レ惡〕計は慮ること、〔播棄〕播は放なり、放ちすつること、〔黎老〕老人をいふ、〔孩童〕幼童なり、無知の小人にたとふ、〔比謀〕比は合なり、合議し謀ること、〔近二其小喜一〕近は猶狃るゝといふが如し、小喜は僅小の喜にて齊に克ちしなどのことを指す、〔遠二其大憂一〕遠は猶忘るゝといふが如し、大憂は越國の復讐の擧を指す、〔覺寤〕さめること、〔猶世〕世は世々嗣ぐこと、〔先君之得レ之也〕先君は闔廬を指す、得レ之の之は功を指す、下句取レ之、亡レ之、棄レ之の之の字皆同じ、〔亡レ之〕亡は失なり、〔用能〕用は以に同じ、〔援二持盈一〕援持とは猶維持といふが如し、盈は滿なり、滿ち張れる國勢を指す、〔以沒〕沒は終なり、其の世を終ふること、〔救レ傾以レ時〕傾は傾頽の事卽危難をいふ、以レ時とは時機を失はざること、〔天祿〕天の福祿なり、〔亟〕數なり、シバ〳〵と訓む、〔員〕申胥の名なり、〔辟易〕位を辭して隱遁すること、〔禽〕捕虜なり、

將レ死曰、而縣二吾目於東門一、以見二越之入、呉國之亡一也、遂自殺、王慍曰、孤不レ使二大夫得一レ有レ見也、乃使下取二申胥之尸一盛以二鴟鴺一而投中之於江上、

擧に破り昭王隨に出奔せる（楚語下を見よ）をいふ、〔恬逸〕恬は靜なり、逸は樂むなり、〔念惡〕惡を吳國に爲さんと念ふこと、〔罪吾衆〕吾兵衆を罪すとは前々章申胥が王を諫めて吳民離矣體有所傾と謂へる類を指していへるなり、〔撓亂〕みだすこと、〔百度〕もろ〳〵の法度なり、〔妖孽〕わざはひすること、〔衷〕善なり、善福なり、〔受服〕從服なり、〔先王之鐘鼓寔式靈之〕寔は誠なり、式は用なり、モツテと訓む、一句の意は先王より傳はりし鐘鼓は軍陣の際に於て誠に威靈あれば其のお蔭にて軍士勇みたち勝を得しとなり、

申胥釋劍而對曰、昔吾先王世有輔弼之臣、以能遂疑計惡、以不陷於大難、今王播棄黎老、而孩童焉比謀曰、余令而不違、夫不違、乃違也、夫不違亡之階也、夫天之所棄、近其小喜、而遠其大憂、王若不得志於齊、而以覺寤王心、吳國猶世、吾先君之得之也、必有以取之、其亡之也、亦有以棄之、用能援持盈以沒、而驟救傾以時、今王無以取之、而天祿亟至、是吳命之短也、員不忍稱疾辟易、以見王之親爲越之禽也、員請先死、

此の節は申胥の對にて王を戒飭し且つ自ら死せんことを請ふを記す、

申胥劍をときて對へて曰く、昔し吾先王世々輔弼の臣ありて、以て能疑を決定し惡を慮りたるを以て大難に陷らざりき、しかるに今王は老臣を放ち棄て、無智の幼童と合議し、謀りて曰く、余令して違はずと、夫れ違はずといふは乃ち道に違へるなり、夫れ違はずといふは亡ぶるの階段なり、夫れ天の棄つる所

國書にて此の時齊の將軍なり、〔犯獵〕獵は獵の如くおひかけまはりてあらすこと、〔下國〕天に對するの辭、呉自ら謂ふなり、

○以上第三章、呉王齊に勝ち行人をして傲慢の語を以て齊に言ひわけせしめたる物語なり、

呉王還自伐齊、乃訊申胥曰、昔吾先王體德聖明、達於上帝、譬如農夫作耦、以刈殺四方之蓬蒿、以立名於荊、此則大夫之力也、今大夫老、而又不自安恬逸、而處念惡、出則罪吾衆、撓亂百度、以妖孽吳國、今天降衷於吳、齊師受服、孤豈敢自多、先王之鐘鼓寔式靈之、敢告大夫、

此の節は呉王申胥の諫にもとりて齊を伐ち功ありしを以て、還りて申胥を召し詰責することを記す、

呉王齊を伐ちてよりかへり、乃ち申胥を召して、之をせめて曰く、昔吾先王德を身に有して聖明なるを上帝に迄達せり、大夫之れを輔佐して事を成せしこと、譬へば農夫の竝び耕して以て四方にはびこれる蓬蒿を刈りとりて嘉穀の成熟を大ならしめしが如し、先王の呉國を治めて名譽を楚國に立てしは、此れ則ち大夫輔佐の力なり、今大夫は老いたり、而るに又自ら家に安居して靜に餘年を樂しむことを爲さずして、國に居りては以て惡を呉國に爲さんことを思ひ、國を出でては則ち吾兵衆を罪し、もろ〳〵の法度をみだして、以て呉國にわざはひす、今天は善福を呉國に降して齊の師從服せり、孤豈敢て自ら其の功を多しとせんや、先王の鐘鼓は誠に軍事のときに威靈あり、故に我をして勝たしめしのみ、大夫さきに齊を伐つの不利を說き、今此の大利あり如何、敢て大夫に告ぐと、

〔訊〕告げて責むること、〔體德〕德を身に體すること、〔耦〕竝び耕すこと、〔刈殺〕刈りつくすこと、〔蓬蒿〕よもぎなり、〔立名於荊〕名譽を荊に立つとは楚を柏

間に合はんやの意なり、

王弗聽、十二年遂伐齊、齊人與戰於艾陵、齊師敗績、吳人有功、

此の節は吳王諫をきかず齊を伐ちて功ありしことを記す、

王申胥の諫を聽かず、十二年遂に齊を伐てり、齊人吳兵と艾陵に戰ふ、齊の軍敗績して吳人功ありき、〔十二年〕夫差即位の十二年なり、〔艾陵〕齊の地名にて今の山東省兗州府にあり、〔吳人有功〕左傳に齊の國書(卿の名)と革車八百乘と甲首三千とを得とあり、故に功ありといひしなり、

○以上第二章、吳王齊を伐たんとして申胥其の不急を說きて越に備ふべきを諫めたれどもきかず、遂に伐ちて勝ち功ありしことの物話なり、

吳王夫差既勝齊人於艾陵、乃使行人奚斯釋言於齊曰、寡人帥不腆吳國之役、遵汶之上、不敢左右、唯好之故、今大夫國子興其衆庶、以犯獵吳國之師徒、天若不知有辠、則何以使下國勝、

吳王夫差既に齊人に艾陵に勝ち、乃ち行人奚斯をして齊に言ひわけせしめて曰く、寡人粗末なる吳國の兵を帥ゐ、汶水のほとりに沿ひて進み、敢て齊の民を暴掠せざりしは、たゞ二國の好ある故なり、しかるに今齊の大夫國子は其民衆を徵發し軍を興して吳國の軍兵を犯して暴せり、此時天若し齊に罪あるを知るに非れば、則ち何を以て下國をして勝たしめんやと、〔行人〕官名周語中を見よ、〔奚斯〕吳の大夫なり、〔釋言〕釋は解なり、解言は言辭を以て自ら解くこと、言ひわけなり、〔不腆〕腆は厚なり、厚からずとは猶粗末といふが如し、〔吳國之役〕役は兵なり、〔遵〕沿なり、〔汶之上〕汶は川の名、齊にあり、上はほとり、〔不敢左右〕或は左に右に馳せて暴掠すること、〔好之故〕好はよしみなり、二國の好をいふ、〔國子〕齊の卿

は習なり、習練なり、士は軍士なり、〔司ニ吾間一〕司は伺に同じ、ウカヾフと訓む、間は間隙(スキ)なり、〔疥癬〕ひぜん、〔江淮〕揚子江と淮水と、齊魯より呉に入るには此の二川を渡らざる可からず、〔鑑〕鏡なり鏡としてみて戒むること、〔楚靈王〕楚語上の末章を見よ、〔不君〕君たるの道なきこと、〔箴諫〕いましめいさむること、〔章華〕地名、楚語上を見よ、〔闕〕穿なり、ウガツと訓む、岩をうがつをいふ、〔石郭〕石のくるわ、〔陂レ漢〕陂は壅ぐなり、漢は漢水なり、漢水の水を壅ぎて之れを引き石郭の周圍のほりにめぐらしみたすこと、〔象ニ帝舜一〕帝舜の墓に象れるなり、舜の墓は九嶷山にあり、水其の山下を旋り流れり、〔間ニ陳蔡一〕間は候なり、ウカヾフと訓む、陳蔡二國のすきをうかゞひ取らんとすること、〔方城之内〕方城は楚の北方にある山の名、険阻にして楚は此に城を築きて外寇に備へたり、〔踰ニ諸夏一而圖ニ東國一〕諸夏は陳蔡を指し東國は呉越を指す、陳蔡を通過して呉越を伐つことをいふ、〔三ニ歳於沮汾一〕沮汾の間に軍して呉越と戰ふこと三歳なり、沮汾は川の名、〔三軍叛ニ於乾谿一〕楚語上の末章を見よ、〔屏營〕おそるゝこと、〔徬徨〕さまよふこと、〔涓人疇〕涓人は官名、宮室の清潔を掌る、疇は其の名なり、〔墣〕土塊なり、つちくれ、〔棘闈〕棘は邑の名、今河南歸徳府永城縣にあり、闈は門なり、〔芋尹申亥〕楚の大夫なり、〔負レ王以歸〕王は宅内の園中にて縊死したれば申亥王の屍を負ひて室内に歸りたるなり、〔土ニ埋之其室一〕屍を其の室下の土中に埋むること、禮を具ふるに遑あらざればなり、〔此志也〕志は記なり、史に記載されたることをいふ、〔虧ニ鯀禹之功一〕鯀禹二王共に治水の功あり、鯀は失敗したれど子禹能く之れを補ひて全くせり、二王の水を治むる地勢に順適すれども、夫差は臺榭を姑蘇の山上に築く爲に山を崩づし水を上に引きなどせり、故にかくいひたるなり、〔高レ高〕臺榭を起すをいふ、〔下レ下〕園池を深くするをいふ、〔罷ニ民於姑蘇一〕姑蘇山上に臺を築き民を使役しつからすこと、姑蘇山は江蘇省蘇州府にあり、〔天奪ニ吾食一〕下句の荐饑を指す、〔都鄙〕都は國(郊内)をいひ、鄙は邊邑をいふ、〔很レ天〕很は違なり、タガフと訓む、〔體有レ所レ傾〕體は國の體勢即ち國勢なり、傾は傾頽なり、〔一个〕一個なり、〔無レ方レ收〕收聚するに方法なしの意なり、〔猶有レ及乎〕もう

鏡となさゞるや、人を以て鏡とせば其の成敗を見て以て自ら戒むるに足るなり、臣請ふ一鏡を呈せん、昔し楚の靈王君たるの道なし、其の臣箴め諫むれども聞き入れず、乃ち臺を章華の上に築き、岩を穿ちて石郭を造り、漢水を壅ぎて其の水を導き石郭をめぐらしめて、以て帝舜の冢に象れり、此くして楚國をつかれよわらせて、以て陳蔡二國のすきを伺ひ、方城の內の防備を修めずして徒に諸夏の國を踰えて東方の國を侵略せんと圖り、沮汾の間に軍すること三歲、漸くにして吳越の地を服せり、其の民饑ゑ勞るゝの殃に堪へ忍ぶ能はず、三軍の士王に乾谿に叛けり、王親ら獨り行き山林の中におそれさまよふこと三日ののち乃ち其の涓人の疇を見る、王之れを呼びて曰く、余食はざること三日なりと、疇趨り進みて食を進む、王其の股を枕として地上に臥せり、王寐むるや、疇は王に土塊を枕さして立ち去れり、王覺めて疇を索むれども見えず、乃ち匍匐して將に棘邑の門に入らんとす、棘邑の門にては之れを納れず、乃ち王已むを得ず芋尹申亥氏の家に入る、王遂に其宅の庭中に縊死せり、申亥王の屍を負ひて以て室に歸り、其の室下の地中に埋めたり、此の王の失敗の記事は名高きことなれば、豈遽に諸侯の耳に忘れられんや、今王此れが轍を覆み居るに非ざるか、王は既に聖王鯀禹の事功を變じて臺榭を築造し園池を深くし、以て民を姑蘇臺の經營につからせたり、故に天吾民の食を奪ひて都鄙共に頻りに飢饉なり、然るに今王は之を悟らず、天に違ひて齊を伐たんとす、夫れ此の如くんば吳の民離畔して國勢傾頽する所あらん、譬へば群獸の如く然り、一匹矢を負ひて斃るれば諸〻の群獸は恐れて皆走るが如し、吾民陣に臨み戰に就くも少しく敗るれば皆潰走せん、事此に至らば王は其れ之を收聚するに方法なからん、加之越人も亦必ず來りて我を襲はん、此時に當り王之を悔ゆと雖其れ間に合んやと、〔師徒〕軍兵なり、〔天命有レ反〕反は反覆なり、天命はひつくりかへることありとは盛なるもの更に衰へ衰ふるもの却て盛となること、〔舍ニ其愆令一〕舍は廢するなり、愆は過なり、過てる法令なり、〔征賦〕租稅なり、〔民所レ善〕民の善しとする所卽ち欲する所をいふ、〔自約〕約は儉約なり、〔般衆〕盛にして多きこと、〔戚然〕戚は惕なり、おそれつゝしむこと、〔服レ士〕服

枕其股、以寢於地、王寐、疇枕王以墣而去之、王覺而無見也、乃匍匐將入棘闈、棘闈不納、乃入芋尹申亥氏焉、王縊、申亥負王以歸、而土埋之其室、此志也、豈遽忘於諸侯之耳乎、今王既變鯀禹之功、而高高下下、以罷民於姑蘇、天奪吾食、都鄙荐饑、今王將很天而伐齊、夫吳民離矣、體有所傾、譬如羣獸然、一个負矢、將百羣皆奔、王其無方收也、越人必來襲我、王雖悔之、其猶有及乎、

此の節は呉王齊を伐たんとし申胥之を諫むるを記す

呉王夫差既に越に和を許し、乃ち大に軍兵を戒め將に以て齊を伐たんとす、申胥進み諫めて曰く、昔天越を以て呉に賜はりたれども王受けずして之れを許せり、夫れ天の命はひつくりかへることあるなり、今越王句踐戰敗にこり恐懼して、其の謀を改め、其の過てる法令を廢し、其の税租を輕くし、民の欲する所は之れを施し、民の惡む所は之れを去り、身自ら儉約にして其の民衆を恤みて裕にせり、故に其の民盛に且つ多し、是れを以て其の甲兵も亦多し、譬へば越の呉に於けるは猶人の腹心の疾あるが如きなり、夫れ越王は呉を敗らんことを其の心に忘れざるなり、故に恐れつゝみて其の軍士を習練し、以て吾國の隙を伺へり、しかるに今王は越國に對して備ふることを圖らずして、齊魯の國を以て憂となす、夫れ齊魯の憂は之れを疾に譬ふれば猶疥癬の如し、身を殺すに至らざるなり、齊魯は豈能く江淮を渉りて我を犯し晉地を得んと爭はんや、毫も憂ふるに足るなきなり、將に必ず越こそ實に呉の地を所有せんとし居れるなり、王はなんぞ水を以て鏡となすことなくして人を以て

とをいふ、〔自輕〕甲兵の威勢を以て越をむちうち使ふことを爲さゞること、〔荒成〕荒は空なり、空成は空しく和すること、

○以上第一章、呉王越を伐ち越王の術策に陷り忠臣申胥の諫をきかず、空しく和せる物語なり、

呉王夫差、既許越成、乃大戒師徒、將以伐齊、申胥進諫曰、昔天以越賜呉、而王弗受、夫天命有反、今越王句踐恐懼而改其謀、舍其愆令、輕其征賦、施民所善、去民所惡、身自約也、裕其衆庶、其民殷衆以多甲兵、譬越之在呉也、猶人之有腹心之疾也、夫越王之不忘敗呉於其心也、戚然服士、以司吾間、今王非越是圖、而齊魯以爲憂、齊魯譬諸疾疥癬也、豈能涉江淮而與我爭此地哉、將必越實有呉土、王盍亦鑑於人、無鑑於水、昔楚靈王不君、其臣箴諫以不入、乃築臺於章華之上、闕爲石郭、陂漢以象帝舜、罷弊楚國、以間陳蔡、不修方城之內、踰諸夏而圖東國、三歲於沮汾、以服呉越、其民不忍饑勞之殃、三軍叛王於乾谿、王親獨行、屏營傍偟於山林之中、三日、乃見其涓人疇、王呼之曰、余不食三日矣、疇趨而進、王

旋して軍隊を治め整ふること、此にては振旅して討つの意なり、〔忠心〕まごころ、〔懾畏〕おそるること、〔還玩〕轉しもてあそぶこと、〔蓋レ威〕蓋は尙なり、タツトブと訓む、威勢をたつとぶこと、〔婉約〕婉は柔順なり、約は卑下なり、〔縱逸〕放縱安逸なり、〔淫ニ樂於諸夏之國ニ〕諸夏の國を征して其の諸侯を統御し勢をほこりて淫樂をなすこと、諸夏の國とは中國の齊魯晉等を指す、吳は南蠻の區域内にあれば此れ等の諸國を諸夏といひたるなり、〔鈍弊〕にぶりやぶるゝこと、〔離散〕流落なり、〔安受ニ吾燼ニ〕前々節に說く、〔時孰〕孰は熟に同じ、每年豐熟すること、〔日長〕國勢の日に張り盛なること、〔炎々〕盛なる貌なり、〔爲レ虺弗レ摧爲レ蛇將ニ若何ニ〕古語にて太公兵法に見ゆ、虺は小蛇なり摧は打ち殺すこと、蛇は大蛇なり、〔隆〕隆盛なり、〔大虞〕大に虞り備ふること、〔春秋曜ニ吾軍士ニ〕春秋に田獵して武威を示し(古の田獵は練武の機關なり)吾が軍士を調練すること、曜は示なり、

將盟、越王又使諸稽郢辭曰、以盟爲有益乎、前盟口血未乾、足以結信矣、以盟爲無益乎、君王舍甲兵之威以臨使之、而胡重於鬼神而自輕也、吳王乃許之、荒成不盟、

此の節は越王辯口を以て吳王を誑かし盟はずして和を成せることを記す、

和成り將に神に盟はんとす、越王又諸稽郢をして盟を辭せしめて曰く、盟を以て益ありと爲さんか、前盟の時口にすゝりし血未だ乾かず、此れにて以て信を結ぶに足れり、之れに反し盟を以て益なしとなさんか、君王は甲兵の威勢を以て越を鞭ち使ふことをやめて徒に盟を爲さんとす、君王なんぞ鬼神を重んじて自ら其の威勢を輕んずるの甚しきやと、吳王乃ち之れを許し、空しく和して盟はざりき、

〔前盟口血未レ乾〕盟約の時は神前に於て牲の血を口邊にすゝるを禮とす、其のすゝりたる血の未だ乾かずとは時日の立たざるをいふ、〔臨使〕猶鞭使といふが如し、むちうち使ふこと、〔重ニ於鬼神ニ〕盟をなすこ

於越、越曾足以爲大虞乎、若無越則吾何以春秋曜吾軍士、乃許之成、

此の節は呉王越の術中に陥り之れに和を許さんとし申胥苦諫すれどもきかず遂に和を許すことを記す、呉王夫差乃ち諸大夫を會し之れに告げて曰く、孤は將に齊國を伐ち大に志をのぶる所あらんとす、故に吾此の度將に和を許さんとす、吾志既に決せり、汝等吾慮に逆ふこと勿れ、若し和を許して越既に改むれば吾又何をか之れに求めん、若し其れ改めずば齊を伐ちてより反り、振旅して復之れを討滅せんのみと、申胥諫めて曰く、和を許すべからざるなり、左に其の故を申し述べん、夫れ越は實に眞心より呉をよみするに非ず、又吾甲兵の强大なるを恐るゝに非ざるなり、大夫文種勇ありて謀をよくす、彼れ將に呉國を己が股掌の上に轉し玩びて、以て其の志を成し得んとするなり、彼は固より君王の威力を尙びて以て勝を好むことを知れり、故に其の辭を柔順にへりくだし、以て君王の志を放縱にし安逸にして、諸夏の國を伐ちて之れを統御し淫樂をなして以て自ら傷つかしめ、又吾甲兵をして鈍り弊れ民人をして離散流落して日々に憔悴せしめて、然る後に徐ろに吾が罷弊に乘じて大に事をなさんとするなり、夫れ越王は信義を好みて以て民を愛撫するを以て、四方之に歸服し年穀常に豐熟し國勢日に振張して盛なり、今越敗ると雖猶能く吾と一戰すべし、若し今許して後日國勢復張り軍備完修するに至らば、之れを破らんこと難きのみならず、却て吾を危くするに至るべし、古語にも小蛇たるときに打ち殺さずば、大蛇とならば如何にせんとあり、今越の呉に於ける猶此の如し、君王それ之れをはかれと、呉王曰く、大夫なんぞ越を隆盛なりとして恐るゝや、越はすなはち以て大に虞り備ふる敵となすに足らんや、若し越亡びてなくば則ち吾何を以て春秋に田獵して武威を示し以て吾軍士を調練するを得んやと、乃ち越に和を許せり、「大志於齊」齊を伐ちて大に志をのばすこと、「而無拂吾慮」而は汝なり、拂は逆なり、サカラフ又はモトルと訓む、「反行」行は齊の征伐をいふ、「振旅」凱

ろ〱の御なり、御は近臣宦官の類をいふ、〔解〕懈に同じ、オコタルと訓む、〔王府〕王の府庫なり、〔天王豈辱裁之云云〕天王はどうしても辱く飽くまで句踐を裁制して罪するに意あらんや、天子が諸侯の不享を伐ちこらし服すれば罪せざるの禮に倣ひたるにて、句踐が服したる以上はまだ罪せられざらんとなり、〔狐埋之〕下句の封殖越國に喩ふ、〔狐搰之〕下句の刈亡之に喩ふ、搰は掘りてあばくこと、〔封殖越國〕殖は立なり、越國を封じて立つるとは闔廬の時に越が勝ちて國の安全を得しを諷して言ひたるなり、〔成勞〕勞は功なり、〔實以事吳〕實は實心なり、〔秉利度義焉〕秉は取なり、利をとり義をはかりて句踐の請を許せとなり、利は句踐より獻ずる毎歲の貢物を指し、義は前の明聞於天下の句を指す、越を赦せし吳の高義をいふ、

吳王夫差乃告諸大夫曰、孤將有大志於齊、吾將許越成、而無拂吾慮、若越既改、吾又何求、若其不改、反行、吾振旅焉、申胥諫曰、不可許也、夫越非實忠心好吳也、又非懾畏吾甲兵之彊也、大夫種勇而善謀、將還玩吳國於股掌之上、以得其志、夫固知君王之蓋威以好勝也、故婉約其辭、以從逸王志、使淫樂於諸夏之國以自傷也、使吾甲兵鈍弊、民人離落、而日以憔悴、然後安受吾燼、夫越王好信以愛民、四方歸之、年穀時孰、日長炎炎、及吾猶可以戰也、爲虺弗摧、爲蛇將若何、吳王曰、大夫奚隆

れ毫も成功するをなしと、今天王既に越國を封じ立てたることは明に天下に聞えたり、而るを又之れを伐ち亡さば前に助けて封じたる功は悉く棄てたる譯なれば、是れ天王には毫も成功なきものなり、加之四方の諸侯と雖之れをきかば則ち實心に以て呉に事へんや、此に敢て下臣郢をして請罪の辭を盡さしむ、唯、天王利を秉り義を度りて許す所あれと、

〔諸稽郢〕越の大夫にて諸稽は姓、郢は名なり、〔不㆓敢顯然布㆑幣云云㆒〕自ら諸侯に比せずして屬邑を以て居る、故にかくいふ、顯然は公然なり、布は陳ぬること、幣は玉帛なり、禮は媾和の禮なり、告㆓於下執事㆒とは謙遜の辭、告㆓於天王㆒といふべきをかくいひたるなり、〔昔者越國見㆑禍（中略）而又宥㆓赦之㆒〕闔廬が越をうちて負傷し越が克ちたるを謙遜してかくいへるなり、〔見㆑禍〕天に禍災をうくること、闔廬と戰ふに至りたるを指す、〔得㆓罪於天王㆒〕闔廬を傷つけたるを謙していふ、天王は呉王を尊びて稱するの辭なり、〔玉趾〕おみあし、〔孤㆓句踐㆒〕孤は棄なり、スツと訓む、〔宥赦〕二字ともにゆるすこと、〔繄〕是なり、コレと訓む、〔起㆓死人㆒〕死人を生かすこと、〔今句踐申㆑禍無㆑良〕申㆑禍とは天の禍を申ねて得たること、夫差に伐たれたるを指す、無㆑良とは必掛よきことなしの意なり、〔草鄙之人〕草野之人に同じ、己を卑下していふ辭なり、〔邊垂之小怨〕邊垂は邊境なり、呉が越の邊垂を犯せし僅なる怨をいふ、〔重得㆓罪於下執事㆒〕重得㆑罪とは侵略せられたるに報いるを謂ふ、〔二三之老〕家臣を老といふ、句踐大夫に非ずして其臣を老臣といふは、亦謙遜の辭なり、〔委㆓重罪㆒〕委は歸なり、服すること、〔頓㆓顙於邊㆒〕頓は頓首、顙は稽顙、邊は邊境なり、〔屬㆑兵〕屬は會なり、アツムと訓む、〔殘伐〕伐ちそこなひ滅すこと、〔鞭箠〕共にむちなり、〔寇令〕侵寇し號令すること、〔一介〕一個なり、〔執㆓箕箒㆒〕箕はちりとり、箒ははゝきなり、箕箒を執るとは掃除の賤役に從ふをいふ、〔晐㆓姓於王宮㆒〕晐は備なり、ソナフと訓む、姓は庶姓なり王宮に奉仕する庶姓の女の一員に備ふること、〔槃匜〕槃は盥を承くる器なり、匜は晉語四に圖解す、〔諸御〕も

盥槃（三禮圖）

夫諺曰、狐埋之而狐搰之、是以無成功、今天王既封殖越國、以明聞於天下、而又刈亡之、是天王之無成勞也、雖四方之諸侯、則何實以事呉、敢使下臣盡辭、唯天王秉利度義焉、

此の節は越王使をやり辭を卑うして和を請はしむることを記す、

越王乃ち大夫諸稽郢に命じて呉に行き和睦を行はしめて曰く、寡君句踐下臣郢をして敢て公然と玉帛を陳ねて禮を行はずして、敢て私に天王の下執事に告げしむ、曰く、昔は越國天に禍せられ罪を天王に得たり、天王親らおみあしを趨らせて句踐を罪せられたり、時に天王の心に句踐を見棄てられしも而れども又之れをゆるされたり、されば君王の越國に於ける、是れ恰も死人を生かし白骨に肉をつくるが如く、其の恩甚大なり、孤敢て天の禍災によりて罪を得たるを忘れず、又其れ敢て君王の大なる恩賜を忘れんや、今句踐重ねて禍を得るは其の心得善からざりし爲なり、句踐は草鄙の人なり、敢て天王の大なる恩德を忘れて邊境の小怨を思ひ、以て重ねて復び罪を天王の下執事に得ることをせんや、よりて句踐は以て二三の老臣を帥ゐて親ら重罪に服し、邊境に頓首稽顙するなり、しかるに今君王之れを察せられず、怒を盛にし兵を集めて將に越國を伐ちそこなはんとせらる、越國は固より貢獻して天王に事ふるの邑國なり、君王之れを鞭うち使はれずして、辱くも軍士を以て臨み侵寇號令せらる、句踐惶懼やむなし、よりて句踐は罪を謝し和盟を請ひて、句踐が一個の嫡女は箕箒を執りて以て天王の宮中の用をなすに備へ、一個の嫡男は槃匜を奉じて天王の宮中に仕へて諸御のあとに隨はせ、年々貢物を天王の府庫に獻上して懈らざらんとす、天王豈能く辱くも飽く迄句踐を裁制するに意あらんや、亦天子が不享の諸侯を征伐するの禮にならはれし迄ならん、夫れ諺に曰く、狐は獲物を埋めてまた屢之を掘りて見る、是れを以て人に伺ひとら

フと訓む、〔戎〕兵なり、戎を設くとは兵を設けて自ら守るを、〔約レ辭〕約は卑なり、下卑して丁寧にするを、〔行レ成〕成は和なり、下句許二吾成一の成も同じ、〔廣侈〕大におごらすこと、〔不二吾足一也〕吾を畏るゝに足れりとせずの意なり、〔寛然〕ゆつくりとおちつきたる貌なり、〔伯二諸侯一〕伯は霸に同じ、〔罷弊〕つかれよわること、〔天奪二之食一〕天が民の食物を奪ふこと、飢饉を下だすを指す、〔安受二其燼一〕安はやすんじての意猶徐にといふが如し、燼は餘なり受二其餘一とは呉の罷弊の餘につけこむこと、〔無レ有レ命矣〕天命の呉をたすくることあるなしの意なり、

乃命諸稽郢、行成於呉、曰、寡君句踐使下臣郢不敢顯然布幣行禮、敢私告於下執事曰、昔者越國見禍、得罪於天王、天王親趨玉趾、以心孤句踐、而又宥赦之、君王之於越也、繄起死人而肉白骨、孤不敢忘天災、其敢忘君王之大賜乎、今句踐申禍無良、草鄙之人敢忘天王之大德、而思邊垂之小怨、以重得罪於下執事、句踐用帥二三之老、親委重罪、頓顙於邊、今君王不察、盛怒屬兵、將殘伐越國、越國固貢獻之邑也、君王不以鞭箠使之、而辱軍士使寇令焉、句踐請盟、一介嫡女、執箕箒以晐姓於王宮、一介嫡男、奉槃匜以隨諸御、春秋貢獻不解於王府、天王豈辱裁之、亦征諸侯之禮也、

越との消長はたゞ天の授くる所のまゝに従ふより外なきのみ、されば天呉に與みせば呉さかえ、越に與みせば越盛なり、此の度は不幸にして天越に與みせざれば如何に奮戰するも勝たんこと覺束なし、故に王其れ戰を用ふること勿れ、夫れ申胥華登の二賢大夫呉國の士を調練して之れを戰に用ひ、未だ嘗て挫け敗る所あらず、夫れ一人善く射れば百夫競うて決拾をつけて之れに倣ふ、況や二賢大夫身を以て呉國の士を帥ゐるに於てをや、されば之と戰ひて勝たんことは未だ決定すべからず、夫れ謀は必ず豫め成事を見て而る後に之れを行ふものなり、未だ成事を見ずして事をなし失敗して妄に我命を敵に授くる可からざるなり、されば今は此の場合にあたれば王は兵を設けて自ら守り其の辭を卑下して和睦をなし、以て其の國民を戰亂より脱し喜ばせ、且つ以て呉王の心を大におごらせんには如かず、吾此の事を天に向つてトはん、天若し呉を棄つる考ならば呉は必ず吾に和を許して吾を畏るゝに足らずとし、將に必ずゆつくりとして諸侯に霸者たるの心あらんとす、呉王既に其心を達せんとして其の民をつかれ弱わらし、天

禍災を下して其の民の食を奪はんとき、吾は徐ろに其のつかれ弱わりたるに乘じて之れを伐たば、乃ち呉は天のたすけあることなからんと、越王許諾せり、〔大夫種〕楚人にて越に事へて大夫となれるもの、姓は文、名は種、字は子禽といふ、智謀に秀で范蠡と共に越の二大人物なり、〔唯天所ㇾ授〕呉と越との興衰は天の授け命ずるまゝなれば天佑を得るに非ざる以上は妄に戰ふ可からずとなり、〔庸ㇾ戰〕庸は用なり、モチフと訓む、〔申胥〕姓は員字は子胥、（略して胥といふ）申邑を食むを以て申胥といふもと楚の賢大夫伍奢の子なり、呉に仕へて闔廬の拔擢にあひ夫差の時に及びても猶國政軍事を總括せり、呉國第一の人物なりしが太宰伯嚭の讒にあひしば〳〵夫差を諫めたるも聽かれず、遂に殺さる、後章に詳し、〔華登〕もと宋の大夫華費遂の子にて呉に仕へて大夫となる、亦賢名あり、〔簡服〕簡は練、服は習なり、練習は調練なり、〔甲兵〕よろひと武器と、戰爭にたとふ、〔挫〕挫け敗るゝこと、〔決拾〕決拾をつくること、決はゆがけ、拾はゆごてなり、〔未ㇾ可ㇾ成〕成は必なり、決定なり、〔素〕預なり、アラカジメと訓む、〔履〕行なり、オコナ

此の物語に記する所は夫差一代の事にかゝり凡て八章あり、

呉王夫差起レ師伐レ越、越王句踐起レ師逆二之江一、

此の節は夫差越を伐ち越王句踐之れを迎へ防ぐことを記す、

呉王夫差師を起して越を伐つ、越王句踐師を起して之を浙江に逆ふ、

〔呉王夫差起レ師伐レ越〕夫差は父闔廬が越王句踐と戰ひて負傷し死したれば復讐せんと思ひ、三年の後師を起して之れを伐ちたるなり、〔越王句踐起レ師逆二之江一〕江は今の浙江なり、句踐呉兵を浙江に逆へ五湖に至る、呉人大に之れを夫椒に敗り、遂に越に侵入し、句踐は會稽山に籠りて之れを防げり、次節大夫種謀を獻ずるのことは卽ち會稽山に籠りし後の事と知るべし、

大夫種乃獻レ謀曰、夫呉之與レ越、唯天所レ授、王其無レ庸レ戰、夫申胥華登簡二服呉國之士於甲兵一、而未三嘗有レ所レ挫也、夫一人善射百夫決拾、勝未レ可レ成、夫謀必素見二成事一焉、而後履レ之、不レ可三以授レ命、王不レ如下設二戎約一辭行レ成、以喜二其民一、以廣中侈呉王之心上、吾以卜二之於天一、天若棄レ呉、必許二吾成一、而不二吾足一也、將下必寛然有中伯二諸侯一之心上焉、既罷二弊其民一、而天奪二之食一、安受二其燼一、乃無レ有レ命矣、越王許諾、

此節は大夫種越王に呉に和を請ひ呉王を驕らし徐に後日の謀を爲すべきことを說き越王承知することを記す

越の大夫文種乃ち謀を越王に進めて曰く、夫れ呉と

卷第十九

吳語

吳は太伯の後なり、太伯は周の大王の長子なり、初め大王三子を生む、長を太伯となし、次を仲雍と爲し、次を季歷となす、季歷賢にして其の子昌(卽ち文王)聖瑞あり、大王季歷を立てゝ後となし以て昌に及ばんと欲す、太伯仲雍の二人父の志を成さしめんとし荊蠻に奔り吳國に君たり、太伯德ありしかば人民歸服せり、太伯卒して弟仲雍立つ、仲雍卒して季簡立つ、是れより十九代壽夢に至るまで記すべきことなし、壽夢地をひらきて吳始めて益〻强大となり、王と稱せり、始めて中國に通じ、楚を伐ち其の文化を入れたり、壽夢卒して子諸樊、餘祭、餘昧相ついで立つ、中國と交涉し、楚と相爭ひ漸く其の勢を中原の諸國に認められたり、廿四代闔廬に至り、英邁の資を以て國を治め楚を破りて大に國勢をはれり、越と戰ひ負傷して死し、子夫差立つ、夫差越を破り中國を侵略し齊晉と相馳逐し一時霸を稱ふるに至りしも、驕慢の餘、忠臣伍子胥を殺し、佞臣伯嚭を用ひしより、遂に越の乘ずる所となり、一敗復起つ能はず、自刄して死し、吳滅ぶ、

大王―(一)太伯
　　―(二)仲雍―(三)季簡―(四)叔達―(五)周章―(六)熊遂―(七)柯相―(八)彊鳩夷―(九)餘橋疑吾―(十)柯盧―(十一)周繇
―(十二)屈羽―(十三)夷吾―(十四)禽處―(十五)柯轉―(十六)頗高―(十七)句卑―(十八)去齊―(十九)壽夢―(二十)諸樊―(廿四)闔廬―夫差
　　―(廿一)餘祭
　　―(廿二)餘昧―(廿三)王僚

及白公之亂、子西子期死、葉公聞之曰、吾怨其棄吾言、而德其治楚國、楚國之能平均以復先王之業者夫子也、以小怨寘大德、吾不義也、將入殺之、帥方城之外以入、殺白公而定王室、葬二子之族、

此の節は子高の言適中して白公亂を爲し子西兄弟殺されたるを、子高は其の亂を平げて國家を定め兄弟を厚く葬りしことを記す、

白公の亂に及びて、子西子期の二子は白公の爲に殺されて死せり、葉公子高之れを聞きて曰く、吾は子西が吾言を棄てゝ此の禍亂を起こせしを怨めども、而も其の楚國を治めしことを德とす、楚國の能く太平に均しく治まりて以て先王の業に復せしは夫子の力なり、吾怨は小なり夫子の德は大なり、小怨を以て大德の人を棄つるは吾不義なり、將に入りて白公を殺さんと、乃ち方城の外兵を帥ゐて以て入りて白公を殺して王室を定め、厚く二子を始め其の一族の殺されたるものを葬れり、

〔白公之亂〕白公鄭が己の父を殺せしを以て（前節王孫勝の解の處を見よ）鄭を伐ち父の仇を報いんと請ふ、子西既に之れを許して未だ師を起さず、時に晉鄭を伐つ、楚又之れを救ひ之れと盟ふ、白公怒り遂に亂を作して子西及其の弟司馬子期を朝に殺せり、〔葉公〕即ち子高なり、〔夫子〕子西を指す、〔寘〕置くなり、〔方城之外〕方城の外兵なり、方城は山の名、城壘あり、〔定王室〕葉公白公を殺して自ら令尹、司馬の二官を兼ねて國を定め、既に定まりたる後子西の子寧を令尹となし、子期の子寛を司馬となし、己は葉に隱居せり、〔二子之族〕白公の爲に殺されたる二子と二子の一族の人をいふ、

○以上第九章、葉公令尹子西が白公を用ふるを諫めたれども子西きかず、之れを用ひ遂に其の爲に害せられ國亂れたるも子西を怨みず、白公を殺して亂を平げ子西及其の族を葬りし美しき物語なり、

むに喩ふ、〔疾眚〕疾病禍災なり、〔能者〕賢能の人なり、〔宗〕宗國なり、〔關籥〕關はくわんのき、籥は鑰と通ず門戸をとざすかぎ、〔藩籬〕かき(垣)なり、〔備閑〕閑は防なり備へ防ぐこと、〔日惕〕惕は懼なり、日懼は日に懼れつゝしむこと、〔野心〕山野を思慕する心なり、〔怨賊之人〕怨みそこなふ人なり、〔若敖氏〕大夫鬬椒を指す、莊王の滅せし所にして怨を抱くものなり、〔子干子晳之族〕二子は共に恭王の庶子にして平王の殺して之れに代りし所のもの、二子の族も亦皆怨を抱けり、〔其能幾何〕其れ能く安きこと幾時か危亡立ち所に至るの意なり、〔齊騶馬繻以㆓胡公㆒入㆓於具水㆒〕騶馬繻は齊の大夫なり、胡公は齊祖太公(太公望)の玄孫、具水は川の名なり、胡公馬繻を虐遇せしかば馬繻之れを怨み胡公を殺して其の屍を具水に投ぜり、〔邴歜閻職戕㆓懿公於囿竹㆒〕歜職二人は齊の大夫なり、戕は殘なり、そこなひ殺すこと、懿公は桓公の子なり、囿竹は園囿の竹林なり、初め懿公公子たりし時邴歜の父と田を爭ひて勝たず、位に卽くに及び歜の父の墓を掘りて其の屍の足を斬りて罪し、歜をして御者たらしめ、又閻職の妻を奪ひ職をして驂乘たらしめたり、二人深く之れを怨む、公の申池に游ぶや二人遂に之れを殺して其の屍を竹林中に棄てたり、〔晉長魚矯殺㆓三郤於榭㆒〕晉語六の末章を見よ、〔魯圉人犖殺㆓子般於次㆒〕圉人は馬を養ふ官にて犖は其の名なり、子般は莊公の太子なり、次は次舍なり、莊公の時子般梁氏の家にて雨請ひの祭をせるとき、女公子之れを觀る、犖牆の外より之れと戯れしかば、子般怒りて犖を鞭てり、莊公薨じて子般位に卽き黨氏の家にやどる、是れより先き公子慶父子般の夫人と通ず、夫人よりて慶父を立てんと欲す、是に於て慶父犖をして子般を黨氏の家に殺さしめたり、〔誰之故也〕何の故ぞやといふに同じ、〔善敗〕善惡に同じ、成功と失敗となり、〔猶㆓蒙耳㆒也〕蒙耳は耳を掩ふもの、一句の意は猶を耳をおほひて聞かざるが如しとなり、〔知㆑逃而已〕逃は王孫勝の亂を逃るゝこと、〔尙㆑勝也〕尙は崇なり、タットブと訓む、一句の意は王孫勝を餘り高く見過ぎたりとなり、〔白公〕白邑の君なり、白邑は吳との境にあり、〔閒居〕猶隱居といふが如し、〔蔡〕もとの蔡の國なり子高葉を領し兼ねて蔡を治めしなり、

心信ならざるなり、〔愛而不ㇾ仁〕外面は人を愛して內心不仁なること、〔詐而不ㇾ知〕智あれども巧詐にして眞智ならざること、〔毅而不ㇾ勇〕勇あれども徒に果毅にして眞勇ならざること、〔直而不ㇾ衷〕衷は中なり、剛直にして中正ならざること、〔周而不ㇾ淑〕周は周密なり、淑は善なり、用意周密にして而も內心善良ならざること、〔復言〕くりかへして言ひて欺かざること、〔不ㇾ謀ㇾ身〕人の身の安全を謀らざること、〔不ㇾ謀ㇾ長〕長は終身なり、人の終身の安全を謀らざること、〔以ㇾ謀蓋ㇾ人〕巧なる謀を以て人の明をおほひ勝を取らんとすること、〔直而不ㇾ顧〕剛直にして隱し諱むことを顧みざること、〔周言〕周密なる言議にて陰謀祕策をいふ、〔彼其父爲ㇾ戮㆓於楚㆒〕王孫勝の父太子建は前に說けるが如く鄭にて殺されたるものなれども、楚を出奔したるものなればかくいふなり、〔狷而不ㇾ潔〕狷は狷介なり、不ㇾ潔は其の德を潔くし行を修むること、〔潔悛〕悛は改なり淸くし改むること、〔復ㇾ之〕其の言をくりかへして人を欺かざること、〔蓋ㇾ之〕謀事を蓋ひかくすこと、祕密にすること、〔行ㇾ之〕己の欲する所を顧みずして行ふこと、〔奉ㇾ之〕奉は行ふこと、〔蔑ㇾ不ㇾ克矣〕蔑は無なり、ナシと訓む、克は能くすること、〔造㆓勝之怨㆒者〕造は成なり、ナスと訓む、勝の怨を成せし者とは前に敍べたる勝の父太子建を譖りし費無極の徒を指す、〔毅貪〕思ひきつて貪惏なること、〔厭〕飽なり、アクと訓む、〔曜〕示なり、シメスと訓む、〔長ㇾ之〕其の欲望を長ずること、〔脩㆓其心㆒〕其の心は復讐の心を指す、〔釁〕間隙なり、すきま、すき、〔必不ㇾ居矣〕必ず安居せず、亂を起さんといふ意、〔非㆓子職㆒ㇾ之其誰乎〕職は主なり、一句の意は此の如く勝が亂を起すに至らば勝を用ひたるは子なれば、此の度の亂の主動者たるものは子に非ずして其れ誰ぞや、子は必ず其の責をのがるゝこと能はずとなり、〔大寵〕大なる寵遇の地位卽ち尊き地位を指す、〔術〕謀なり、〔司馬〕子西の弟にて司馬の役にある子期を指す、〔寧〕安なり、〔可ㇾ高〕位を高くすべきこと、〔可ㇾ下〕位を下すべきこと、〔戚〕いたみかなしむこと、〔爲㆓之上㆒者〕己の上位にある者、卽ち子西、司馬などを指す、〔靖〕安なり、ヤスンズと訓む、〔壹㆓五六㆒〕五六の不義を一身に有せりの意なり、〔嗜㆓其疾味㆒〕其の疾病を生ずる味を貪り嗜むこと、不善を好

其の不善を好むと、其れ子の謂なるか、夫れ誰か疾病禍災なからん、能ある者は早く之れを除く、舊怨を抱く者が宗國を滅すは古今の通弊にして此れ國家の疾病禍災なり、國家を保つ者が之れが爲に關籥や蕃籬を設爲して遠く備へ防ぐも、猶其の至らんことを恐るゝなり、是れを之れ日々に懼れ戒むべきことといふ、しかるに若し之れを召して近づけば其の疾病禍災にかゝりて死すること日なけん、又人言へるあり狼の子は之れを養ふも山野を欲するの心あり、必ず逃れんと欲して養ふ人を害するものなりと、人を怨み賊ふの人も亦此の如し、其れ又之れを善く遇し近づくべけんや、若し子我言を信ぜずんば、なんぞ試に若敖氏と子干子晳の族とを求めて之を近づけ用ひざるや、此れ等は皆舊怨を抱くものなれば、之れを近づけ用ひば必ず子を害せん、勝は猶之れにまされり、安んぞ勝を用ひんや、之れを用ひば其れ能く幾何時か安からん、危難は立ち所に至るなり、昔し齊の騶馬繻は胡公を殺して具水に入れ、邴歜と閻職とは懿公を囿竹に殺し、晉の長魚矯は三郤を榭に殺し、魯の圉人犖は子般を次舍に殺せり、夫れ是れは何の故か、たゞ舊怨の爲に非ずや、是れは皆子の聞きて知る所なり、すべて人の多く物事を聞き知らんことを求むるは、其の成功失敗を聞きて以て鑑み戒めんとするなり、しかるに今子は之れを聞き知りて棄つること猶耳を蔽ひて聞かざるが如し、されば吾子に語るも何の益かあらん、吾は勝の禍難を逃るゝを知るのみと、子西笑ひて曰く、子はあまり勝を高く見過ぎたるなり、何ぞ憂ふるに足らんやと、之れに從はず、遂に白公たらしむ、子高はよりて疾を以て職を辭し蔡に閒居せり、

〔王孫勝〕平王の太子建の子なり、初め費無極太子少師と爲りて寵なし、太子秦に娶りて美なり、無極王に勸めて之れを納れしむ、遂に太子を譖りて曰く、將に叛かんとすと、太子恐れて鄭に奔る、又晉とくみして鄭をはかる、鄭人よりて之れを殺せり、勝はよりて吳に奔りて難を避けたり、此に至り子西之れを召還せんとするなり、〔沈諸梁〕楚の大夫にて字は子高、葉邑を食むを以て葉公といふ、〔子高〕卽ち沈諸梁の字なり、〔欲レ寘二之境一〕寘は置なり、境は吳境を指す、〔展而不レ信〕展は誠なり、外面誠なるをいふ、不レ信は內

即ち其の父を殺すをはかりし徒黨は皆死して現存せざれば、彼を監視し邪間するものなければ、彼が欲する所を爲すには容易なるなり、故に彼若し歸り來りて寵を加ふるなければ其の怨怒を速に發することになり、之れに反して若し之れを寵遇せば思ひきつて貪惏の擧をなし飽き足ることなからん、且其の寵を得ると否とに拘らず、彼既に楚に入るを得ば人に示すに大利を以てして其の收攬に務め、不仁の心を以て其の欲望を長じ、舊怨をはらさんことを思ひて、以て其の復讐の心を修め養はゞ、苟も國に間隙あるときは必ず安居せず、亂を起こさん、若し此の如くんば國亂を起こすに至りし主動者は子に非ずして誰ぞや、子は決して其の責を免るゝこと能はざるなり、彼や楚に入れば將に舊怨を報いんことを思ひて大なる尊位を欲し、一擧一動を愼みて人心を得、怨を報ゆるにはかり知る可からざる謀計をめぐらすことあらんとす、故に若し果して彼を重用せば國家の害立所に待つべきなり、余は子と子の弟なる司馬とを愛するが故に、敢て言はずんばあらずと、子西曰く、德を施せば其れ怨を忘れんか、余之れを善く禮遇せば彼は乃ち其れ安居して亂を起さゞらんかと、子高曰く、然らず、吾之れを聞く曰く、たゞ仁者のみは之れを嘉みすべく又惡むべく又高くすべく又下だすべし、何となれば之れを嘉みして寵遇すとも己に偪りて陵がず、之れを惡めども怨まず、之れを高くするも驕らず、之れを下だすとも懼れざればなり、不仁者は則ち然らず、人之れを嘉みして寵遇すれば則ち偪り陵ぎ、之れを惡まば則ち怨み、之れを高くすれば則ち驕り、之れを下だせば則ち懼る、驕れば則ち寵を專にせんと欲するあり、懼るれば則ち惡むに至るありと、欲すると惡むと怨むと偪り陵ぐとはこれ詐謀を生ずる所以の本なり、彼は不仁者なり、子は之れを召して將に如何にせんとするか、若し彼を召して之れを下さば將に痛み悲みて懼れんとす、而も己が上位たる者に對しては將に其の下だせしを怒りて怨みんとするを以て、彼が詐謀の心は安んずる所なく、期を見て之れを成さんとするなり、一の不義あるも猶國家を敗るものなるに、彼は今五六の不義を一身に有せり、而るに子は必ず之れを用ひんとするは亦難からずや、吾聞く國家の將に敗れんとする時は必ず姦人を用ひて

子高以レ疾、閒二居于蔡一、

此の節は令尹子西沈諸梁の諫をきかずして王孫勝を用ひ諸梁蔡邑に隱居することを記す、

令尹子西、人をして王孫勝を召さしむ、沈諸梁之れを聞き子西を見て曰く、聞く子王孫勝と召すと、信なるかと、子西曰く然りと、子高曰く、將にいづくに之れを用ひんとするかと、子西曰く、吾之れを聞く、勝は直くして剛毅なりと、故に召して之れを吳境に置き吳に備へしめんとすと、子高曰く不可なり、勝の人と爲りは外面誠に似て内心信ならず、外面人を愛して内心仁ならず、巧詐にして眞智ならず、果毅にして眞勇ならず、剛直にして中正ならず、用意周到にして内心善からず陰險なり、夫れ彼が人に對してくりかへして言ひて人を欺かざるも而も人の身の安全を謀らざるは、此れ外面誠にして内心信ならざるものなり、又人を愛して其の人の終身の安全を謀らざるは、此れ外面人を愛して内心不仁なるものなり、又謀を以て人の明を掩ひ勝を取らんとするは、此れ巧詐にして眞智ならざるものなり、又何事にても堅く堪へ忍びて敢て義を犯すは、此れ果毅にして眞勇ならざるものなり、又剛直にして隱し諱むことを顧みざるは、此れ剛直にして中正ならざるものなり、又陰謀密策を弄して德義をすてゝ顧みざるは、此れ用意周密にして内心善ならざるものなり、是の六の德行は皆外面美にして内心邪なるもの、猶草木の華のみ咲きて實らざるが如し、子は將に此かる者をいづくに用ひんとするや、且つ彼は其の父楚にて誅戮せられたれば、其の心は狷介なり、狷介なるも身を潔くして自ら好くするものに非ず、若し其れ狷介なれば父の殺されたる舊怨を忘れず、舊怨を忘れざれば、己の德を清くし改め父の讎を厳まざらんとは勉めずして、其怨を報んことを思ふのみ也、此の如き時は則ち其の外面人を愛するの行は以て人心を得るに足り、外面誠なるの行は其言をくりかへして人を欺かざるを示すに足り、其巧詐や事を謀計するに足り、其剛直なるや衆を帥ゐ統ぶるに足り、其用意周密なるや其謀事を祕密にするに足り、其潔からざる心事は己の欲する所を顧みずして行ふに足る、之れに加ふるに内心の不仁を以てし、之を行ふに不義の情を以てせば、其の欲する所をせざるなし、且つ彼れ勝の怨を成せし者、

不懼、不仁者則不然、人好之則偪、惡之則怨、高之則驕、下之則懼、驕有欲焉、懼有惡焉、欲惡怨偪所以生詐謀也、子將若何、若召之而下之、將戚而懼、爲之上者、將怒而怨、詐謀之心無所靖矣、有一不義、猶敗國家、今壹五六、而必欲用之、不亦難乎、吾聞國家將敗、必用姦人、而嗜其疾味、其子之謂乎、夫誰無疾眚、能者蚤除之、舊怨滅宗、國之疾眚也、爲之關籥蕃籬而遠備閑之、猶恐其至也、是之爲日惕、若召

而近之、死無日矣、人有言、曰、狼子野心、怨賊之人、其又可善乎、若子不我信、盍求若敖氏與子干子晳之族而近之、安用勝也、其能幾何、昔齊騶馬繻以胡公入於具水、邴歜閻職戕懿公於囿竹、晉長魚矯殺三郤於榭、魯圉人犖殺子般於次、夫是誰之故也、非唯舊怨乎、是皆子所聞也、人之求多聞善敗以鑑戒也、今子聞而棄之、猶蒙耳也、吾語子何益、吾知逃而已、子西笑曰、子之尙勝也、不從、遂使爲白公、

而不衷、周而不淑、復言而不謀
身展也、愛而不謀長不仁也、以
謀蓋人詐也、彊忍犯義毅也、直
而不顧不衷也、周言棄德不淑
也、是六德者皆有其華而不實
者也、將焉用之、彼其父爲戮於
楚、其心又狷而不潔、若其狷也、
不忘舊怨、而不以潔悛德、思報
怨而已、則其愛也、足以得人、其
展也、足以復之、其詐也足以謀
之、其直也足以帥之、其周也足
以蓋之、其不潔也足以行之、而
加之以不仁、奉之以不義、蔑不

克矣、夫造勝之怨者、皆不在矣、
若來而無寵速其怒也、若其寵
之、毅貪而無厭、既而得入而曜
之以大利、不仁以長之、思舊怨、
以脩其心、苟國有釁、必不居矣、
非子職之、其誰乎、彼將思舊怨
而欲大寵、動而得人、怨而有術、
若果用之、害可待也、余愛子與
司馬、故不敢不言、子西曰、德其
忘怨乎、余善之、夫乃其寧、子高
曰、不然、吾聞之、曰、唯仁者可好
也、可惡也、可高也、可下也、好之
不偪、惡之不怨、高之不驕、下之

之以梁之險而乏臣之祀也、王曰、子之仁不忘子孫、施及楚國、敢不從子、與之魯陽、

惠王梁邑を以て魯陽文子に與ふ、文子辭して曰く、梁邑は險にして而も北境にあり、臣此の邑を領せば子孫の此によりて二心を抱くものあらんことを懼るゝなり、夫れ君に事ふるものは志滿つとも驕ならず、驕恣の結果思ふやうにならざれば君を恨むに至るは普通の情なれども決してかゝることなし、之れに反して若し恨めば則ち上に偪り陵がんことをおそる、上に偪りて陵げば二心を抱かんことをおそる、夫れ志滿ちても上に偪り陵がず恨みて二心を抱かざることは、臣の身は能く自ら之れを保證せんも、其の他のものに至りては知らざるなり、さればたとへ臣は此の邑を得て安全に身を終るを得るも、臣の子孫が梁邑の險によりて二心を抱きて誅戮され、以て臣の祀を乏絶せんことをおそるゝなりと、王曰く、子の仁なる子孫を忘れず、其れのみならず其の仁を楚國にまで施し及ぼせり、吾敢て子の意に從はざらんやと、梁のかはりに魯陽を與へたり、

〔惠王〕昭王の子にて名は章といふ、〔梁〕楚の北境の邑名、〔魯陽文子〕魯陽は楚の邑名、文子は平王の孫司馬子期の子なり、魯陽の邑を食むを以て魯陽文子を曰ふ、〔貳〕二心なり、〔憾〕恨なり、〔偪〕上を偪り陵ぐこと、〔盈〕志滿つること、〔壽〕保なり、タモツと訓む、〔以首領以沒〕首領を斬られずして死すること、刑せられず安全に死するをいふ、〔乏臣之祀〕臣の祭祀を乏絶すること、家を絶やすをいふ、

○以上第八章、魯陽文子の忠節なる物語なり、

子西使人召王孫勝、沈諸梁聞之、見子西曰、聞子召王孫勝、信乎、曰然、子高曰、將焉用之、曰、吾聞之、勝直而剛、欲寘之境、子高曰、不可、其爲人也、展而不信、愛而不仁、詐而不知、毅而不勇、直

の皮をいひ革は犀兕の皮なり、〔羽毛〕羽は鳥の羽、毛は旄牛の尾なり、〔備二賦用一戒二不虞一〕賦は兵賦の用にて兵器なり、不虞は不虞の變なり、龜甲は吉凶をトするに用ひ、珠は火災を禦ぐに用ひ、角は弓弩を作るに用ひ、象齒を弭と爲し、虎豹の皮は茵鞬と爲し、犀兕の皮は甲冑と爲し、鳥羽は旌と爲すに用ひ、旄牛の尾は竿首の飾となすに用ふ、故にかくいふ、〔共二幣帛一〕共は供なり、〔賓享〕すゝめたてまつること、〔好幣〕よき幣物なり、〔導レ之〕導は行なり、之は幣帛を指す、幣帛を行ふとは幣帛を進呈すること、〔皇神〕皇は大なり、大神をいふ、〔免二罪於諸侯一〕罪を諸侯に得ることを免るにて諸侯の意を害せず交を損なはぬこと、〔保〕安なり、〔先王之玩〕玩は玩具なり、〔制議〕制定議論すること、〔玉足下以庇二蔭嘉穀一云云〕玉は祭祀に用ふる玉なり庇蔭はかばふこと、嘉穀はよき穀物なり、古は水旱を祈るときには必ず玉を用ふ故に嘉穀をかばひ助くといふ、〔憲〕表し示すこと、〔臧不〕善惡なり、吉凶を指す、〔珠足三以禦二火災一則寶レ之〕珠は水(五行の一)の精なれば防火の寶として古珍重せり、故にいふ、〔金足三以禦二兵亂一則寶レ之〕金屬は武器を作る、武器は兵亂を防ぐに用ふ、故にいふ、〔山林藪澤云云〕山林藪澤は貨財の産する所なり、故にいふ、〔譁囂之美〕かまびすしく鳴る美しき佩玉の意なり、簡子が故らに美しき佩玉を鳴らして禮を相けたるより暗に諷示する意にてかくいひしなり、〔楚雖二蠻夷一〕楚は南蠻なり、故にいふ、

○以上第七章、王孫圉晉に聘し晉卿趙簡子の楚の白珩を問へるに對へて、楚は玉を寶とせず賢人財物を寶とすることをいひ、以て國家の面目をあげ簡子を諷刺せる物語なり、

惠王以梁與魯陽文子、文子辭曰、梁險而在北境、懼子孫之有貳者也、夫事君無憾、憾則懼偪、偪則懼貳、夫盈而不偪、憾而不貳者、臣能自壽也、不知其它、縱臣而得以其首領以沒、懼子孫

なからしめ、又能く天地に事へて鬼神を悦ばしめ、鬼神の欲する所惡む所に順ひ由りて逆はず、鬼神をして楚國に對して怨み疾むあることなからしむ、又藪あり名を雲と曰ふ、徒洲に連り、金や木や竹箭の產する所なり、又龜甲、珠、齒、角、皮革、羽毛は兵賦の用に備へ以て不虞の變に戒め備ふる所以のものなり、幣帛に供へ以て諸侯にすゝめ奉る所以のものなり、此れ亦楚國に產す、若し諸侯に進呈する善き幣帛具りて之を行ふに訓辭を以てし、不虞の變に戒め備ふる用意ありて大神之を助けば、寡君は其れ以て罪を諸侯に得ることを免れて國民亦安かるべし、以上列する所のものは實に楚國の寶なり、彼の白珩の如きは先王の玩具なり、以て傳はりて今に至れるのみ、何ぞ寶とせん、圉聞く國の寶は六つのみ、聖人の能く百事を制定議論して以て國家を輔相するものは則ち之れを寶とす、祭玉の以て嘉き穀物をかばひ洪水旱魃の災禍なからしむるに足るものは則ち之れを寶とす、龜の以て吉凶を表し示すものは則ち之れを寶とす、珠の以て火災を禦ぐに足るものは則ち之れを寶とす、金の以て兵亂を防ぐに足るものは則ち之れを寶とす、山林藪澤の以て財用に備ふるに足るものは則ち之れを寶とすと、彼のかまびすしく鳴る佩玉の若きは楚は蠻夷の國と雖寶とすること能はざるなりと、

〔王孫圉〕楚の大夫なり、〔定公〕晉君なり、名は午といふ、〔趙簡子〕晉の卿相なり、晉語を見よ、〔鳴ㇾ玉〕佩玉〔腰に佩びる玉〕を鳴らすなり、〔以相〕相は禮をたすくること、〔白珩〕橫形の佩玉を珩といふ、白珩は純白の珩玉にて珍貴の品として諸侯の間に喧傳せられしものなり、〔幾何〕幾何世なり、〔行ニ事於諸侯一〕交際の事を諸侯に行ふにて、諸侯と交結すること、〔寡君〕己が君の謙稱なり、〔口實〕毀疵戲弄なり、〔道ニ訓典一〕道は言なり、言說なり、訓典は古先王の訓典なり、〔叙ニ百物一〕叙は次なり、次第すること、百物は百事なり、〔善敗〕善惡の事なり、〔上下說ニ乎鬼神一〕上下は天地をいふ、說は悅に同じ、天地に事へて鬼神を悅ばすこと、〔順道〕道は由なり、順ひ由ること、〔其欲惡〕其は鬼神を指す、欲惡は欲する所惡む所なり、〔怨痛〕疾なり、怨み疾むこと、〔藪〕草木の繁茂せる大澤なり、〔徒洲〕洲の名、洲は水中の居るべきもの、す、〔金〕金屬なり、以下同じ、〔齒角〕象齒と獸角となり、〔皮革〕皮は虎豹

寡君、使寡君無忘先王之業、又能上下說乎鬼神、順道其欲惡、使神無有怨痛乎楚國、又有藪曰雲、連徒洲、金木竹箭之所生也、龜珠齒角皮革羽毛所以備賦用以戒不虞者也、所以共幣帛以賓享諸侯者也、若諸侯之好幣具而導之以訓辭、有不虞之備、而皇神相之、寡君其可以免罪於諸侯而國民保焉、此楚國之寶也、若夫白珩先王之玩也、何寶焉、圉聞、國之寶六而已、聖能制議百物以輔相國家、則寶之、玉足以庇蔭嘉穀使無水旱之災、則寶之、龜足以憲臧否、則寶之、珠足以禦火災、則寶之、金足以禦兵亂、則寶之、山林藪澤足以備財用、則寶之、若夫譁囂之美、楚雖蠻夷、不能寶也、

楚の大夫王孫圉晉國に聘す、晉の定公之を饗應す、定公の相趙簡子佩玉を鳴らして其禮をたすく、王孫圉に問うて曰く、楚の寶玉白珩は猶在りやと、王孫圉對へて曰く然り、在りと、簡子曰く、其の寶とする幾何世なるかと、王孫圉對へて曰く、楚國にては未だ嘗て白珩を以て寶となさず、楚國には寶とする所の者を觀射父と曰ふ、能く訓辭を作りて諸侯と交結し、寡君を以て諸侯の毀疵玩弄と爲ることなからしむ、又左史倚相といふ者あり、能く古の訓典を言說して以て百事を次第し、以て朝夕に善と惡とを寡君に獻じて、寡君をして常に戒懼して先王の業を忘るゝこと

を得れば己賞を受くるが如く喜び、過失あれば必ず改め、不善の行あれば必ず懼れ戒めたり、是れ故に民の信服を得て以て其の志を成就せり、されど今吾聞く所によれば其の嗣王夫差は之に反して民力を罷弊して以て私欲を成し遂ぐることを好み、過を縱に飾りて改めず、忠臣の諫を障へ防ぐことを好み、一夕の宿りにも臺榭陂池を必ず築造し、六畜玩好の物は必ず從へ、以て驕奢をつくすと、此の如くんば夫れ必ず先づ自ら敗れんのみ、焉んぞ能く人を敗らん、子は德を脩めて以て吳を待て、吳は將に自ら斃れんとす、何ぞ歎息することとあらんやと、

〔崇替〕興廢に同じ、〔哀二殯喪一〕殯は假葬にて喪中の一禮なり、殯葬のときは哀戚至切なるを禮とす、〔思レ義〕義は公義なり、〔闔閭能敗二吾師一〕闔閭は吳王の名、(吳語を見よ)、敗二吾師一は前々章の柏擧の戰を指す、〔卽レ世〕死すること、〔甚レ焉〕政德父より過ぐるをいふ、〔嘉味〕美味なり、〔逸聲〕逸は淫なり淫猥の音樂をいふ、〔不レ懷二於安一〕安は安逸なり、〔羸〕病なり疲病をいふ、〔悛〕改なり、〔濟二其志一〕濟は成なり、成就なり、〔罷二民力一〕罷は疲なり、〔翳〕障なり、さゝへおほふこと、〔陂池〕陂も亦池なり故に二字にて池に見てよし、〔六畜〕馬、牛、羊、豕、雞、犬をいふ、〔玩好〕玩好の物品なり、

○以上第六章、令尹子西が吳の强大にして楚を侵さんことを憂へたるを、藍尹亹が吳の必ず自ら衰敗すべきを以て、自ら德を修めて其の弊を待つべし、恐るるに足らざることを說ける物語なり、

王孫圉聘二於晉一、定公饗レ之、趙簡子鳴レ玉以相、問二於王孫圉一曰、楚之白珩猶在乎、對曰然、簡子曰、其爲レ寶也幾何矣、曰、未二嘗爲一レ寶、楚之所レ寶者、曰二觀射父一、能作二訓辭一、以行二事於諸侯一、使レ無三以二寡君一爲二口實一、又有二左史倚相一、能道二訓典一、以叙二百物一、以朝夕獻二善敗於

子臨政思義、飲食思禮、同宴思樂、在樂思善、無有歎焉、今吾子臨政而歎何也、子西曰、闔閭能敗吾師、闔閭卽世、吾聞其嗣又甚焉、吾是以歎、對曰、子患政德之不脩、無患吳矣、夫闔閭口不貪嘉味、耳不樂逸聲、目不淫於色、身不懷於安、朝夕勤志、恤民之羸、聞一善若驚、得一士若賞、有過必悛、有不善必懼、是故得民以濟其志、今吾聞、夫差好罷民力以成私、好縱過而翳諫、一夕之宿臺榭陂池必成、六畜玩好必從、夫先自敗也已、焉能敗人、子脩德以待吳、吳將斃矣、

令尹子西朝廷にて歎息す、藍尹亹曰く、吾聞く君子はたゞ獨居して前世の興廢を思念するときと、殯喪を哀むときとのみ是に歎息することあり、其の餘は則然らずと、故に君子は政に臨めば公義忘れざらんことを思ひ、飲食には禮を失はざらんことを思ひ、一同と宴するときは樂しく睦しくせんことを思ひ、樂しむときにありては耽らず善を失はざらんことを思ひて、歎息することあることなし、しかるに今吾子政に臨みて歎息するは何ぞやと、子西曰く、さきに吳王闔閭能く吾軍を敗れり、今闔閭死するも其の嗣王夫差政德父より過ぎ、極めて強しと聞けり、吾是れを以て歎息するなりと、亹對へて曰く、子は政德の脩まらざるを患へよ、吳を患ふることなかれ、夫れ闔閭は口に美味を貪り食はず、耳に淫猥なる音樂をきくを樂しまず、目は美色を貪り好まず、身は安佚を懷はず、朝夕志を練り行を勤めて民の疲病を憂恤し、一善を聞けば珍美を見て驚くが如く必ず之を失はず、一賢士

子文の玄孫の孫にて蔓成然の子鬪辛なり、鄖邑を領するを以て鄖公といふ、〔平王殺二吾父一〕平王は昭王の父、吾父は蔓成然なり、成然平王を擁立して貪求厭くなし、平王之を殺せり、〔不レ爲二外內行一〕君が國の內外に在るによりて其の行を易ふることを爲さざること、〔不レ爲二豐約擧一〕豐は盛、約は衰、擧は動作（卽行）なり、一句の意は君の盛衰によりて行を易ふることを成さゞること、〔苟君レ之尊卑一也〕苟も君として仕へたる上は其の君の身分が天子諸侯（尊）卿大夫（卑）に拘らず同一に事ふべしとなり、〔敵〕同位置のものをいふ、〔虐〕殺すなり、〔鬪伯比〕子文の父、鄖公の玄祖の祖に當る、〔以レ是殃レ之〕是は王を弑するの惡行を指し之は臣節を失はざる家名を指す、殃は害なり、そこなひ傷つくること、

王歸、而賞及二鄖懷一、子西諫曰、君有二二臣一、或可レ賞也、或可レ戮也、君王均レ之、羣臣懼矣、王曰、夫子旗之二子邪、吾知レ之矣、或禮二於君一、或禮二於父一、均レ之不二亦可一乎、

此の節は昭王が鄖公兄弟を賞したることを記す、王呉兵を退けて國都に歸りて有功を賞するや、賞鄖懷に及べり、令尹子西諫めて曰く、君に二人の臣あり、一人は賞すべく一人は誅戮すべし、しかるに君王は均しく之れを賞せり、賞罰は嚴なるを貴ぶに此の如くんば、毫も別なきなり、群臣之れを懼ると、王曰く、そは彼の子旗の二子の事を言ふか、吾之れを知れり、一人は君に禮あり、一人は君に不禮なるも父に禮あり、其の心情嘉みすべし、されば之れを均しく賞するも亦可ならずやと、

〔子旗〕鄖公兄弟の父蔓成然の字なり、

○以上第五章、昭王が出奔の際己を守りし鄖公と、己を害せんとせし鄖懷との兄弟をともに賞せし美談なり、

子西歎二於朝一、藍尹亹曰、吾聞君子唯獨居思二念前世之崇替一、與レ哀二殯喪一、於レ是有レ歎、其餘則不レ君

豐約擧、苟君之尊卑一也、且夫自敵以下則有讎、非是不讎、下虐上爲弒、上虐下爲討、而況君乎、君而討臣、何讎之爲、若皆讎君、則何上下之有乎、吾先人以善事君、成名於諸侯、自鬪伯比以來、未之失也、今爾以是殃之不可、懷弗聽曰、吾思吾父不能顧矣、鄖公以王奔隨、

此の節は昭王鄖に奔れるとき、鄖公の弟平王の其の父を殺したるを含み公の言をきかず、平王の子なる昭王を殺さんとせしかば、鄖公王を奉じて隨に奔れることを記す、

吳人の楚の都に攻め入りしとき、楚の昭王は鄖邑に出奔せり、鄖公の弟懷將に王を殺さんとす、鄖公之れを止む、懷曰く、平王吾父を殺せり、昭王は其の嗣なり、國内に在りては則ち君なるも出奔して外にあれば則ち君にあらず讎なり、讎を見て殺さざるは人に非るなりと、鄖公曰く、夫れ君に事ふる者は君が國の内外にあるによりて行を易ふることをなさず、又君の盛衰によりて行を易ふることをなさず、苟も之れを君とすれば天子諸侯大夫に拘らず同樣に之れに事ふべきなり、且つ夫れ同地位の者より以下は則ち讎とすることあれども同位の者に非ざれば讎とせざるなり、下が上を殺すを弒殺と爲し上の下を殺すを討と爲す、而るを況んや君が殺すに於てをや、君にして臣を討ずるは當り前なり、何ぞ讎とすることを之れ爲さん、臣にして若し皆君を讎とせば何ぞ則ち上下の別かこれあらんや、吾が先人は善道を以て君に事へ美名を諸侯の間にあげたり、鬪伯比より以來未だ之れを守りて失はざりき、汝今是の惡行を以て家名を害するは不可なりと、懷聽かずして曰く、吾は吾父を思ひて他を顧ることと能はずと、鄖公乃ち王を伴ひて隨に奔り、以て懷の亂を避けたり、

〔鄖〕楚の邑の名、前に出づ、〔鄖公〕前々章にある令尹

以て柏擧に大敗せり、其の爲めの故に君も亦成臼に苦しまるゝに至れり、しかるに今君又子常の行に效ひて舊怨を積まば乃ち不可なるなからんや、臣が成臼にて君を避け去りしは以て君を儆戒せんとせしなり、臣謂へらく君は庶くば此によりて心を改め且つ行事を更めんかと、今日敢て來り見ゆるは君の德の如何なりしかを觀んとするなり、臣曰へらく君は庶くは懼れつゝしみて前惡を鑒み戒めんかと、君若し前惡を鑒み戒めずして更に之れを積めば、君實に國を有つて而も之れを愛せざるもの亦何をか言はん、臣の罪は大なり、臣何ぞ死を惜まん、死刑を行ふは其の職司敗にあり、臣請ふ司敗に至りて死に就かん、たゞ君よく圖り考へよと、子西聞きて王に謂ひて曰く、彼が言理あり、赦して其の位に復せしめ、以て彼を見る每に前敗を忘るゝことなく戒め愼み給へと、王其の言を納れ乃ち亹を見、赦して舊位に復せり、

〔吳人入レ楚〕前章の柏擧の役の時なり、次章皆同じ、〔成臼〕渡し場の名、今湖北省漢陽府漢川縣にあり、〔藍尹亹〕楚の大夫なり、〔載二其孥一〕載は舟にのすること、孥は妻子なり、〔隊〕墜に同じ、失墜なり、〔王歸〕王は成臼を渡りて隨にのがれ後秦の援兵を得て吳兵をしりぞけ國都にかへれり、〔子西〕昭王の庶兄公子申の字なり、此時令尹たり、〔夫其有レ故〕夫は彼なり、亹を指す、〔而棄二不穀一〕而は汝なり、今而の而も同じ、不穀は諸侯の謙稱なり、〔瓦〕子常の名なり、〔長二舊怨一〕長は積なり、ツムと訓む、〔效レ之〕效はならふこと、〔悛而更〕悛更共に改なり、悛は改レ心をいひ、更は行事を革むるをいふ、〔何二有於死一〕何ぞ死を惜まんといふが如し、〔司敗〕楚にては司寇を司敗といふ、司寇は周語上に解す、

〇以上第四章、昭王令尹子西の諫を納れて藍尹亹の舊惡を赦し之れを用ひたる物語なり、

吳人之入レ楚、楚昭王奔レ鄖、鄖公之弟懷、將レ殺レ王、鄖公辛止レ之、懷曰、平王殺二吾父一、在レ國則君、在レ外則讎也、見レ讎弗レ殺非レ人也、鄖公曰、夫事レ君者、不レ爲二外內行一、不レ爲二

たる物語なり、

吳人入楚、昭王出奔濟於成臼、見藍尹亹載其孥、王曰載予、對曰、自先王莫隊其國、當君之世而亡之、君之過也、遂去王、王歸、又求見王、王欲執之、子西曰、請聽其辭、夫其有故、王使謂之曰、成臼之役、而棄不穀、今而敢來何也、對曰、昔瓦唯長舊怨、以敗於柏擧、故君及此、今又效之、無乃不可乎、臣避於成臼、以儆君也、庶悛而更乎、今之敢見、觀君之德也、曰、庶懼而鑒前惡乎、君若不鑒而長之、君實有國而不愛、臣何有於死、死在司敗矣、唯君圖之、子西曰、使復其位、以無忘前敗、王乃見之、

吳人蔡唐の二國と楚に攻め入りて郢都を圍めり、昭王出奔して成臼の渡し場より川を渡らんとせしとき、大夫藍尹亹が其の妻子を舟にのするを見たり、王亹に謂ひて曰く、予を舟にのせよと、亹對へて曰く、先王の時より其の國を失墜することなかりしに、君の世に當りて之れを失へるは君の過なり、臣の知る所に非ずと、遂に王をすてゝ去れり、王後秦の救を得て吳を破りて都にかへるや、亹又來りて王に見えんことを求む、王怒りて之れを執へんと欲す、令尹子西王に謂ひて曰く、彼が來れるは必ず故あらん、請ふ其の辭をきかんと、王乃ち臣下をして亹に謂はしめて曰く、成臼の役に汝は不穀を棄てたり、しかるに今汝敢て來りて見えんとするは何故かと、亹對へて曰く、昔令尹子常政權を恣にして舊怨を貯へ積みしかば、

り、〔先大夫〕子嚢を指す、前編の始に出づ、〔令名〕令は美なり、善なり、〔羸餒〕つかれうゝること、〔已甚〕已も亦甚なり、故に二字にてはなはだしきこと、〔四境〕四境の内なり、〔盈レ壘〕盈は滿なり、壘は壘壁なり、とりで、〔道殣相望〕道殣は路傍の冢（墳墓）なり、壘壁を築つく爲に民を使役す民飢ゑつかれて死する者多し、ゆゑに冢相望むがごとくなるなり、〔司レ目〕司は伺と通ず、ウカヾフと訓む、伺レ目とは人目をうかゞふこと、〔無レ所レ放〕放は依なり、ヨルと訓む、たよること、〔厭〕飽なり、アクと訓む、あき足ること、〔速〕召なり、マネクと訓む、〔潰〕決潰なり、〔成靈〕成王靈王なり、〔成不レ禮ニ於穆ニ云云〕穆は穆王なり、熊蹯は熊の掌なり、古最上の料理に用ふ、初め成王子商臣を立てて太子となす、後之れを廢し次子職を立てゝ太子となさんと欲す、商臣聞きて大に怒り宮衞の兵を率ゐて成王を圍む、成王恐れて如何ともする能はず、熊掌を食ひて死なんことを請ふ、商臣きかず、王遂に自ら絞殺せり、商臣代りて立つ是れを穆王となす、〔靈王〕靈王が餓死のことは前編の終に說けり、〔遺迹〕旅人が其の步みし足迹を遺棄して顧みざること、〔待レ之〕待は禦なり、フセグと訓む、

期年ニシテ、乃有リ柏擧之戰一、子常奔リレ鄭ニ、昭王奔リレ隨ニ、

此の節は鬬且の豫言の中れることを記す、

後一年にして乃ち柏擧の戰役あり、子常は鄭に出奔し、昭王亦隨に出奔せり、

〔期年〕一年なり、〔柏擧之戰〕柏擧は或は柏山と擧水とをいふといひ、或は地名といふ、未だ何れか是なるかを詳にせず、初め蔡の昭侯楚に朝す、子常其の佩玉を欲す、唐の成公も亦朝す、子常其の驌驦馬（霜の如く白きつやある毛の名馬）を欲す、二公與へず、子常よりて二公を楚に拘留すること三年二公已むを得ず之れを與へて、然る後歸るを得たり、二公國にかへるや、乃ち吳とはかりて共に楚を伐つ、昭王子常をして之れを防がしむ、吳兵伐ちて子常を破る、子常逃げて鄭に奔る、楚兵潰ゆ、吳之れを追ひて郢（楚の都）を圍む、昭王逃げて鄖に入り、又隨に奔れり、

〇以上第三章、鬬且令尹子常の民を恤へず貪慳飽くなきを見、其の必ず禍にかゝることを豫言し適中し

こと二王より甚し、其れ獨り何の力を以て死亡の禍を禦がんとするかと、

〔其不レ免乎〕免は禍を免るゝこと、〔積實〕實は貨財なり、〔國馬〕國用の馬なり、民馬を指す、古は民馬を徵發し軍用に用ふる例なり、一丘（十六井）の地より馬一匹牛三頭を徵發するを法とす、〔公馬〕公用の馬なり、君の兵車乘車等をひく馬をいふ、〔稱レ賦〕稱は擧なり、あげること、賦は兵賦なり、〔公貨〕公用の貨財なり、君の用ふるもの、〔賓獻〕賓は賓客の饗應、獻は贈物貢物なり、〔家貨〕家は大夫なり、〔郵〕過なり、スグと訓む、〔闕二於民一〕闕は缺なり、民の財を乏しくすること、〔何以封〕封は封土なり、何を以て封土を保たんの意なり、〔鬭子文〕名は於菟、字は子文、楚の賢大夫なり、〔三舍二令尹一〕三たび令尹となり三たびやむること、〔一日之積〕一日の貯蓄なり、僅の貯をいふ、〔朝不レ及レ夕〕朝飯を造り得ば夕食を造り得るに及ぶ丈の費なきこと、極貧をいふ、〔脯〕乾肉なり、ほしじし、〔糗〕乾飯（ほしひ）なり、一說に大豆と米とをいりたるもの、いりまめ、〔一筐〕筐は竹なり、かたみ、〔羞〕進むること、〔秩〕常なり、常例をいふ、〔王止〕止は祿を

大筐（三禮圖）
小筐（三禮圖）

出だすことを止むること、〔庇〕おほひめぐむこと、〔曠者〕曠は空なり、空乏なり、〔勤レ民〕勤はつとめつからすこと、〔自封〕封は厚なり、アツクスと訓む、〔莊王の世滅二若敖氏一云云〕莊王は成王の孫なり、若敖氏は子文の族なり、子文の弟の子鬭椒亂を爲せしかば莊王は若敖氏を滅せり、時に子文の孫箴尹克黃齊に使す、其の一族の滅されたるをきゝ還りて自ら拘へらる、莊王子文の功を追思して曰く、子文にして後なくんば何を以て善を勸めんと、其の位に復して之れを優遇せり、其の子孫昭王の時に當りて鄖公となれり、鄖は今湖北省德安府安陸縣の境內にあ

之れをやめて、少しの貯蓄もなかりしは、民を恤憂して自ら貪らざりし故なり、成王は子文の極貧を聞き、是に於てか朝廷に出づる毎に脯一束と糗一筐とを設けて以て子文に進め食はしめぬ、此の事ありてより今に至るまで令尹の職につけるものは、王より之れを受くるを常例とせり、成王子文の俸祿を出だし與ふる毎に、子文は必ず逃げ去りて之れを受けず、王之れを出だし與ふることを止めて、而して後に子文は反り來れり、或る人子文に謂ひて曰く、人生五十年皆富を求む、而るに子は之れを逃げて求めざるは何故かと、子文對へて曰く、夫れ政に從ふ者は以て民を庇ひめぐまんとするなり、民に空乏の者多くして我獨り富まば、是れ民を勤め勞らして以て自らのみを厚くするものなり、かゝれば民の怨府となり死亡せんこと日なけん、故に我の富を求めざるは怨府となりて死亡するを逃がるゝなり、富を逃るゝに非ざるなりと、此れ故に其の德は上下に普く、莊王の世に若敖氏の一族を滅せしかども、たゞ子文の子孫のみは其の禍を免れて存在し、今に至るまで世々鄖に處りて楚の良臣たり、子文は是れ民を恤憂することを先にして、己の富を得るを後にせるものに非ずや、今子常は賢名ある先大夫子囊の後なり、而して楚君に宰相となりて四方に美名なし、民の虐政に苦しみてつかれ餒うること日々に甚しく、四境の內に壘壁滿ちて路傍の冢は相望むが如く日々に增して盜賊は相率ゐて人の目を伺ひ殺掠を恣にし、民窮困して依る所なし、子常は此の如きを憂恤せずして、貨馬を蓄聚し猶あき足ることを知らず、其の怨を民にまねくこと多し、貨財を積み蓄ふることます／＼多ければ民の怨を蓄ふることます／＼厚し、亡びずして何をか待たん、夫れ民心の怒は恰も大川を防ぐときは終に決潰して犯し壞る所必ず大なるが如し、誠に恐るべきものなり、且つ子常は吾先王成靈の二王より賢ならんや、成王は穆王に禮あらざりしかば其の圍まれて死するとき、熊掌を食はんことを願へども遂に得ずして死せり、靈王は暴虐にして國民を顧みざりしかば、其の攻められてくるしむや、一國の民之れを棄つること恰も旅人の其の步みし迹を遺棄して顧みざるが如し、二王王位にありてすら猶是の如し、子常令尹の位にありて政を爲し其の臣庶に禮なく民を顧みざる

氏、唯子文之後在、至于今處鄖爲楚良臣、是不先恤民而後己之富乎、今子常先大夫之後也、而相楚君、無令名於四方、民之羸餒、日日已甚、四境盈壘、道殣相望、盜賊司目、民無所放、是之不恤、而蓄聚不厭、其速怨於民多矣、積貨滋多蓄怨滋厚、不亡何待、夫民心之慍也、若防大川焉、潰所犯必大矣、子常其能賢於成靈乎、成不禮於穆、願食熊蹯、不獲而死、靈王不顧於民、一國棄之、如遺迹焉、子常爲政、而無禮不顧、甚於成靈、其獨何力以待之、

此の節は鬭且子常の心掛の間違へるを見、其の必ず禍にあふべきことを其の弟に語れることを記す、
鬭且朝廷より歸りて其の弟に告げて曰く、楚國は其れ亡びんか、然らずば令尹は其れ禍を免れざらんか、何となれば令尹は蓄聚して貨財を積むこと餓ゑたる豺狼の如し、殆ど必ず亡びんものなり、夫れ古の君臣は貨財を聚むるに民の衣食の利を妨げず、馬を聚むるに民の財力を害せず、國用の馬は以て軍隊を動かすに足り、公用の馬は兵賦を擧ぐるに足る範圍内に於て徵發す、共に是れより過多に徵發せざるなり、又公用の貨財は賓客の饗應贈物貢物の用に供するに足り、大夫の貨財は以て一家の費用に供するに足るだけを取り、共に是れより過多に貪り取らざるなり、夫れ貨財馬を取ること過多なるときは則ち民の用を缺ぐ、民用多く缺ぐれば則ち衣食に苦しむを以て離れ畔く心あり、かゝれば將に何を以て封土を保たんとするか、昔し鬭子文が三たび令尹の職につき、三たび

鬭且延見令尹子常、子常與之語、問蓄貨聚馬、

此の節は令尹子常鬭且に貨馬を蓄聚するを問ふことを記す、

鬭且朝廷にて令尹子常にあへり、子常之れと語り、貨財を蓄へ良馬を聚むる法を問へり、

〔鬭且〕楚の大夫なり、〔延見〕朝廷にあふこと、〔子常〕前編の始に見えたる賢臣子嚢の孫にて名を嚢瓦といふ、

歸語其弟曰、楚其亡乎、不然令尹其不免乎、吾見令尹、令尹問蓄聚積實、如餓豺狼焉、殆必亡者也、夫古者聚貨不妨民衣食之利、聚馬不害民之財用、國馬足以行軍、公馬足以稱賦、不是過也、公貨足以賓獻、家貨足以共用、不是過也、夫貨馬郵則闕於民、民多闕則有離畔之心、將何以封矣、昔鬭子文三舍令尹、無一日之積、恤民之故也、成王聞子文之朝不及夕也、於是乎每朝設脯一束糗一筐、以羞子文、至于今令尹秩之、成王每出子文之祿必逃、王止而後復、人謂子文曰、人生求富、而子逃之何也、對曰、夫從政者、以庇民也、民多曠者、而我取富焉、是勤民以自封也、死無日矣、我逃死、非逃富也、故莊王之世、滅若敖

言能聽徹其官者、而物賜之姓、以監其官、是爲百姓、姓有徹品十於王、謂之千品、五物之官陪屬萬爲萬官、官有十醜爲億醜、天子之田九畡、以食兆民、王取經入焉、以食萬官、

此の節は觀射父王の問に對へて、百姓、千品、萬官、億醜、兆民、經入、畡數の義を說くことを記す、

王曰く、子がさきに謂ふ所の百姓千品萬官億醜兆民經入畡數とは何なるかと、觀射父對へて曰く、民を治むるの官は通計するときは凡そ百あり、王公の子弟の善き材質ありて能く言論し能く聽察し、其の官の職務に通達する者は、其の官の職務に由りて之れに姓を賜ひ、以て其の官務を總監せしむ、其の官務は上述の如く百あるが故に是れを百姓といひ爲すなり、百姓は一姓每に其の王の所に達する屬寮十階級あり、故に百姓の下には合計千階級の屬寮あり、是を千品といふ、天地、民、神、物類を治むる外官の千品に陪屬するもの一品各十官なれば合計萬あり、是れを萬官と爲す、萬官には又一官每に命を受けて役務に服する衆庶十人あり、故に萬官の人民は合せて一億人なり、又天子の田は九州の內にあり其數畡なり、之れによりて兆民をやしなひ、王は其の常入即ち租稅を取りて、以てこゝに萬官に祿を與へやしなふなり、

〔民之徹官百〕徹は通なり、民を治むる官數を通計すれば合計百ありとなり、〔質〕善き才質なり、〔能言能聽〕言は言論なり、聽は聽察なり、〔徹其官〕徹は通達なり、官は官の職務なり、〔物賜之姓〕物は官務なり、〔姓有徹品十於王〕百姓は一姓每に各王の所にまで達する所の屬官十品ありといふ意、品は階級なり、〔五物〕天と地と民と神と物類となり、〔陪屬〕陪は重なり、屬は隨屬なり、〔十醜〕醜は衆なり、十人なり、〔九畡〕九州に畡數ありの意なり、畡は垓に同じ、億の千倍なり、〔經入〕經は常なり、常入とは租稅をいふ、

〇以上第二章、觀射父昭王の問に對へて祭祀の止むべからざる國の大事なることを說きたる物語なり、

こと、〔齊肅〕つゝしみうやまふこと、〔致二力于神一〕力を致し神に事ふること、〔攝固〕をさめ固くすること、〔舍レ之〕舍は廢なり、

王曰、所謂一純二精七事者何也、對曰、聖王正二端冕一、以二其不レ違心一、帥二其羣臣一、精レ物以臨二監享祀一、無レ有二苛慝於神一者、謂二之一純一、玉帛爲二二精一、天地民及四時之務爲二七事一、

此の節は觀射父王の問に對へて一純二精七事の義を說くことを記す、

王曰く、子さきに謂ふ所の先王の祭祀に要する一純二精七事とは何なるかと觀射父對へて曰く、聖王端冕の冠服を正しく着、其の禮義に反き違はざる善き心を以て其の群臣を帥ゐ、供物を精潔にし、以て祭祀に臨み視、神に對してあしき心行あることなき、之れを一純といひ、玉と帛と之れを二精となし、天と地と民と四時の務とを七事となすと、

〔端冕〕端は玄端の服なり、冕は大冠なり、周語上に圖解す、〔不レ違心〕禮義に違はざるの良心なり、〔精レ物〕精は精潔なり、物は供物なり、〔臨監〕臨み視るなり、〔享祀〕祭服なり、〔苛慝〕あしき行なり、

王曰、三事者何也、對曰、天事武、地事文、民事忠信、

此の節は觀射父王の問に對へて三事の義を說くことを記す、

王曰く、子さきにいふ所の七事の内天地民三事の務とは何ぞやと、觀射父對へて曰く、天行は健にして武なり、地の質は柔にして山川原隰の文あり、民の行は忠信を貴ぶ、故に君は之れに則りて武を盛にし禮文を振興し忠信を厚くするなりと、

王曰、所謂百姓千品萬官億醜兆民經入畡數者何也、對曰、民之徹官百、王公之子弟之質能

と、〔天明昌作〕天明は天明の氣卽ち陽氣なり、昌は盛なり、作は起なり、一句の意は陰氣の盛大となりたれば陽氣が盛に起りて上騰すること、〔百嘉〕もろ〳〵の穀物なり、〔備舍〕成熟して藏にをさめ入れらるゝこと、〔頻行〕頻は竝なり、竝び行くこと、〔烝嘗〕烝は冬の祭の名、嘗はもろ〳〵の物を嘗むる義なり、冬祭は穀物成熟の時なれば供物も殊に多く賑なり、故に神も多くのものを嘗め得るを以て烝嘗といふ、〔嘗祀〕嘗は烝嘗の嘗に同じ、嘗祀も亦烝祭なり、〔令辰〕吉日なり、〔齋盛〕黍稷なり、〔潔二其糞除一〕糞除は汚物を掃ひ除くこと、一句の意は廟の掃除をし清潔にすること、〔采服〕祭服なり、祭服は必ず采色の模樣あるより采服といふ、〔禋〕潔なり、イサギヨク、又はキヨクと訓む、〔酒醴〕酒は清酒なり、醴は一夜造りの酒、あまざけをいふ、〔子姓〕子孫なり、〔時享〕其の時の祭祀の禮なり、〔虔〕敬なり、つゝしみ事ふること、〔宗祝〕宗は祭祀を掌る官、祝は祝詞及祈を掌る官なり、〔道二其順辭一〕道は言なり、言ひのぶること、順辭は孝順の辭にて神に祭ることを告ぐる辭、卽のりとなり、〔昭〕明なり、〔肅肅〕つゝしむ貌なり、〔濟濟〕おごそかなる貌なり、〔或臨レ之〕或は有なり、臨レ之は神が己の頭上に監臨し給ふこと、〔州鄕〕むらなり、むらの人をいふ、〔婚姻〕婚姻によつてなれる親類、卽ち姻戚なり、〔比〕親なり、シタシムと訓む、〔弭二其百苛一〕弭は止なり、百苛はもろ〳〵の怨なり、〔紓二其讒慝一〕紓は覆なり、覆ひて出ださぬやうにすること、なくすること、讒慝はそしりなり、〔合二其嘉好一〕合は結ぶこと、嘉好は美しきよしみなり、〔親暱〕親睦なり、〔億二其上下一〕億は安なり、ヤスンズと訓む、上下は上下の宗族なり、〔申二固其姓一〕申固はかさねて固くすること、充分に固くすること、姓は同姓の族なり、〔禘郊之事〕禘は五年に行ふ宗廟の大祭をいひ、郊は天帝の祭をいふ、〔自射二其牲一〕牲を殺すときには天子が自ら之れを射る禮あり、故にいふ、〔舂二其粢一〕舂は臼つくこと、粢は粢盛にて黍稷なり、〔宗廟之事〕宗廟の祭なり、〔刲〕刺なり、刺し殺すこと、〔擊〕殺すこと、〔其盛〕盛は粢盛なり、上句には粢といひ此には盛といふは互文なり、〔戰々兢々〕おそれつゝしむこと、〔天子親舂二禘郊之盛一〕舂は黍稷を耕し作り王后を帥ゐて舂つくこと、〔繅二其服一〕其祭服につくる絲をくり織る

は是に於て祭祀を行ふ、此の時百姓夫婦は其の吉日を擇び、其のいけにへをさゝげ、其の黍稷を敬しくたてまつり、其の廟の掃除を淸潔にし、其の祭祀を愼み仕立て、其の酒醴を淸らかにし、其の子孫を帥ゐ、其の時の祭祀の禮に從ひ、其の宗祝に敬み事へ、其の孝順の辭をのべて、以て明に其の先祖をまつり、つゝしみおごそかにすること、恰も神が己の上に監臨し給ふあるが如く思ふ、此くして祭終れば是に於て其の州鄕の人朋友姻戚を合せて宴し、以て汝の兄弟親戚を親み、是に於て其のもろ〳〵のうらみを止めそしりをやめて、其の美しきよしみを結び、其の親睦を結び、以て其の上下の宗族を安んじ、以て其の同姓の親を固くす、故に祭祀は上は民に敬虔を敎ふる所以にして、下は上に事ふることを明に示す所以なり、されば天子より以下皆之れをつゝしむ、卽ち天子は禘郊の祭事には必ず自ら其のいけにへを射、王后は必ず自ら其の黍稷を舂つき、諸侯は宗廟の祭事には必ず自らいけにへの牛を射羊を刺し、豕を殺し、夫人は必ず其の黍稷を舂つく、天子諸侯すら此の如し、まして其の以下の人は其れ誰か敢ておそれつゝしみて以てよろづの神に事へざらんや、必ず事ふるなり、又天子は親ら其の神に奉る黍稷を耕し作り王后を帥ゐて舂つき、王后は親ら其の祭服をいとくり織る、天子すら此の如し、まして公より以下庶人に至るまで其れ誰か敢てつゝしみうやまひて力を致し神に事へざらんや、此れを以て祭祀は民の其の德を修め固くする所以のものなり、之れを如何ぞ其れ之れを廢すべけんやと、

〔昭孝〕孝は孝養の道なり、〔息ㇾ民〕民を蓄息すること、〔縱〕放縱なり、〔底〕止なり、怠ること、〔滯〕廢なり、仕事を廢すること、〔不ㇾ震〕震は動作なり、〔生乃不ㇾ殖〕生は生物なり、〔月享〕享は物を供へてまつること、〔時類〕時は四時なり、類は事類を以て告げまつること、〔祀〕だんを設けてまつること、〔舍ㇾ日〕舍はやめてせぬこと、〔品物〕百物なり、百物の神なり、〔三辰〕日月星なり、〔祀二其禮一〕禮は定められたる禮、卽ち五祀なり門、行、(道)戶、竈、中霤の五神の祭祀をいふ、〔日月會二于龍豵一〕龍豵は龍尾星なり、日月が龍尾星の所に會するは孟冬(十月)なり、〔土氣含收〕土氣は陰氣なり、含は藏なり、陰氣が萬物を收藏するこ

下所以昭事上也、天子禘郊之事必自射其牲、王后必自舂其粢、諸侯宗廟之事必自射其牛、刲羊擊豕、夫人必自舂其盛、況其下之人、其誰敢不戰戰兢兢以事百神、天子親舂禘郊之盛、王后親繰其服、自公以下至於庶人、其誰敢不齊肅恭敬致力于神、民所以攝固者也、若之何、其舍之也、

此の節は觀射父昭王の問に對へて祭祀の必ずやむべからざる所以を說くことを記す、

昭王曰く、祭祀は如何にしても止むべからざるかと、觀射父對へて曰く、祭祀の禮は、孝養の道を明にし、民を蕃息し、國家を撫安し、百姓を安んじ定むる所以なり、故に如何なる事ありても之を止むべからず、夫れ民の志氣放縱なれば則怠る、怠れば則ち仕事を廢す、仕事を廢すること久しければ則ち復働かず、働かざれば生物繁殖せず、生物繁殖せざれば食ふに困まるに至るを以て、上の命令に從はず爭ひ亂れるに至る、加之其の土地の生物繁殖せざれば君も亦以て其の封國を保つべからざるなり、是れを以て古は先王は每日に祭り、每月享り、四時類り、每歲祀る、諸侯は每日祭ることを除くの外、每月四時每歲必ずまつり、卿大夫は每日每月のまつりを除くの外四時每歲必ずまつり、士庶人は每日每月四時のまつりを除くの外每歲必ずまつる、其のまつる神は、天子はあまねく羣神百物をまつり、諸侯は天地三辰の神及其の國土の山川の神をまつり、卿大夫は其の禮に定められたる五祀をまつる、士庶人に至りては其の祖をまつるに過ぎず、そは身分賤しければなり、今其の上下通じて行ふ每歲の祭に就きて言はん、孟冬日月龍尾の宿に會すれば、陰氣萬物を收藏し陽氣上騰し、もろ〳〵の穀物は盡く成りて藏にをさめらる、群神は並び行きて食を求めんと欲す、國家は是に於て烝祭をなし、家々

〔芻豢〕草食の家畜を芻といひ、穀食の家畜を豢といふ、家畜はいけにへに用ふるものなれば此にてはいけにへの意に見てよし、いけにへは朝廷にて特養する禮なり、〔遠〕時日の久しきものをいふ、牛羊豕の如きを指す、〔近〕時日の短きものをいふ、雞鶩の類を指す、〔浹日〕十日なり、

王曰、祀不可以已乎、對曰、祀所以昭孝息民撫國家定百姓也、不可以已、夫民氣縱則底、底則滯、滯久則不震、生乃不殖、是用不從、其生不殖、不可以封、是以古者先王日祭月享時類歲祀、諸侯舍日、卿大夫舍月、士庶人舍時、天子徧祀羣神品物、諸侯祀天地三辰及其土之山川、卿大夫祀其禮、士庶人不過其祖、日月會于龍豵、土氣含收、天明昌作、百嘉備舍、羣神頻行、國於是乎烝嘗、家於是乎嘗祀、百姓夫婦擇其令辰、奉其犧牲、敬其齍盛、潔其糞除、愼其采服、禋其酒醴、帥其子姓、從其時享、虔其宗祝、道其順辭、以昭祀其先祖、肅肅濟濟如或臨之、於是乎合其州鄉朋友婚姻、比爾兄弟親戚、於是乎弭其百苛、殄其讒慝、合其嘉好、結其親暱、億其上下、以申固其姓、上所以敎民虔也、

く持續すべからず、又禮をたすくる臣民の力も永く續きては堪へざるものなり、故に敏捷に承へまつることをするなり、

〔精明〕純粹公明なる心なり、〔豐大〕ゆたかに大なること、〔一純〕下節に說明しあり、純一にして精潔なる心なり、〔二精〕下節に說明しあり、玉帛の稱、〔三牲〕牛羊豕なり、〔四時〕四時の產物なり、〔七事〕下節に說明しあり、天地民及四時の務の稱、〔八種〕八音の樂なり、〔九祭〕諸說あり、韋昭は九州の助祭といひ、董增齡は周禮大祝にある命祭、衍祭、炮祭、周祭、振祭、擩祭、絕祭、繚祭、共祭の稱といひ、增注は四時及禘、郊、祖、宗、報の九祭といひ、龜井昭陽は下節說く所の天、地、三辰、祖、山、川、群神、品物、禮の九祀となす、龜井の說是なるに近きか、〔十日十二辰〕十日は十干(甲乙丙丁戊己庚申壬癸)十二辰は十二支(子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥)をいふ、祭は干支の最も吉なるときを擇ぶを以てかくいふ、〔致レ之〕之は神を指す、下句奉レ之、照レ之、聽レ之の之も同じ、〔百姓千品萬官億醜〕下節に詳說しあり、〔兆民〕すべての民なり、天子にいふ、〔經入畡數〕畡數は九州(天下)の內にある畡(億の千倍)位ある卽無數の田をいふ、經入は常入の租稅なり、〔餘聲〕中和の音樂なり、〔偏至〕至は備なり、あまねく備はること、〔休〕慶福なり、〔接レ誠〕誠心を神へ接へつくすこと、〔拔取〕いけにへの毛を拔き血をとること、古は王が親ら刀をとりいけにへの毛をぬき血をとりて先づ神にさゝぐる禮なり、〔獻レ具〕具は毛をとり血をとりしあとのいけにへの全體なり、〔齊敬〕齊は敏速なり、齊敬は敏速なる恭敬の義なり、〔民力不レ堪〕祭には王親らいけにへを割き卿大夫之れをたすくる禮なれば、永く恭敬の態を持續するときは臣民の力とても之れに堪へずとなり、〔齊肅〕齊敬に同じ、

王曰、芻豢幾何、對曰、遠不レ過二三月一、近不レ過二浹日一、

此の節は觀射父昭王の問に對へて祭祀に供ふるいけにへを養ふ時月を說くことを記す、

昭王曰く神にさゝぐるいけにへを養ふ時日は幾何なるかと、觀射父對へて曰く、養ふこと久しきは三月に過ぎず、短きは十日に過ぎずと、

をいふ、此にては二祭を以て四時の祭の代りに用ひしなり、「不過把握」いけにへの角の長さの片手ににぎり得る程に過ぎざること、

王曰、何其小也、對曰、夫神以精明臨民者也、故求備物不求豐大、是以先王之祀也、以一純二精三牲四時五色六律七事八種九祭十日十二辰以致之、百姓千品萬官億醜兆民經入畡數以奉之、明德以昭之、龢聲以聽之、以告徧至、則無不受休、毛以示物、血以告殺、接誠拔取以獻具、爲齊敬也、敬不可久、民力不堪、故齊肅以承之、

此の節は觀射父昭王の問に對へて祭祀に供ふるいけにへの小さき所以を説くことを記す、

昭王曰く、いけにへの體の何ぞそれ小なるや、詳かに其の理由をきかんと、觀射父對へて曰く、夫れ神は純粹にして公明なる心を以て民に臨むものなり、故に之れを祭るにはすべてあらゆる物を備ふることを求めて、其の物の豐大なるを求めざるなり、是れを以て先王の神を祭るや、純一にして精潔なる一心と、玉帛と、牛羊豕の三牲と、四時の產物と、五色の物と、六律の調と、七事の務と、八音の樂と、九祭と、干支とを以てこれを神に致し、百姓千品萬官億醜兆民と、畡數の經入とを以て之れに奉じ、明德を以て事へて之れに孝敬の心を昭に示し、中和の音樂を以て之れにきかせ、以て以上陳ずる所の數物偏く備はることを告ぐれば、則ち神の慶福を受けざることなし、又いけにへを獻ずるには、先づ毛色にて其の何物なるかを示し、血にて其れを殺すことを告ぐ、再言すれば己が誠の心を神に接へ、先づ親らいけにへの毛を拔き、血をとり、以て其の割く所の全體を獻じ、敏捷に恭敬のさまを示し爲すなり、何となれば恭敬のさまは久しく永

以二特牲一、祀以二少牢一、士食二魚炙一、祀以二特牲一、庶人食レ菜、祀以レ魚、上下有レ序、民則不レ慢、

此の節は觀射父昭王の問に對へて各階級に於ける祀牲の別を說くことを記す、

昭王子期おくる所の牛俎をみて感ずる所あり、觀射父に問うて曰く、祭祀に供ふる犧牲は何れの種類に及べるかと、觀射父對へて曰く、祭祀の供物は擧食より增すを禮とす、天子は擧食に大牢を用ひ、祭祀には大牢と四方の貢物とを用ふ、諸侯は擧食に特牛を用ひ、祭祀に大牢を用ふ、卿は擧食に少牢を用ひ、祭祀に特牛を用ふ、大夫は擧食に特牲を用ひ、祭祀に少牢を用ふ、士は魚の炙り物を食ひ、祭祀に特牲を用ふ、庶人は菜を食ひ祭祀に魚を用ふ、此の如く上下の禮に秩序ありて亂れざれば、民は則ち禮を慢りてよこしまのことをなさざるなり、

〔祀牲〕祭祀に供ふるいけにへ、〔祀加二於擧一〕祀は祭祀なり、加は增なり、擧は擧食なり、擧食は朔日と十五日との御馳走なり、〔大牢〕牛羊豕なり、〔會〕大牢と四方の貢物とをあはすこと、〔特牢〕一匹の牛なり、〔少牢〕羊豕なり、〔特牲〕豕なり、〔士食二魚炙一〕此の食は朔日と十五日との食なり、〔庶人食レ菜〕の食も同じ、魚炙は魚のあぶりもの、

王曰、其小大何如、對曰、郊禘不レ過二繭栗一、烝嘗不レ過二把握一、

此の節は觀射父昭王の問に對へて祭祀に供ふるいけにへの大小を說くことを記す、

昭王曰く、祭祀に供ふるいけにへは體の大小如何ほどのものを用ふるやと、觀射父對へて曰く、郊禘の祭にはいけにへの角の大きさ繭又は栗の如き程のものに過ぎざる極めて小なるものを用ひ、四時の祭祀にはいけにへの角の長片手にて握り得る程のものに過ぎずと、

〔郊禘〕郊は天をまつる祭、禘は宗廟の大祭にて五年毎に行ふ、〔不レ過二繭栗一〕いけにへの角の大きさ繭又は栗位の極めて小さきものに過ぎざること、郊禘は大祭なればいけにへも極めて若く純潔なるものを用ふるなり、〔烝嘗〕烝は宗廟の冬まつり、嘗は秋まつり

を同じくし狎れて敬せざること、〔瀆二齊盟一〕齊盟は祈詛をいふ、祈詛の道を瀆すとは妄に祈詛すること、〔神狎二民則一〕〔嚴威〕嚴は敬ふこと、威は畏るゝこと、〔神狎二民則一〕狎は輕忽なり、カロンズと訓む、則は傚ふなり、神は民が相傚うてなす所の非禮を輕んずること、〔蠲〕潔なり、イサギヨシと訓む、〔荐臻〕荐は重なり、かさねがさねの意なり、臻は至るなり、〔氣〕壽命なり、〔顓頊〕魯語上を見よ、〔南正重〕正は長なり、重は名なり、南は陽位にして天も亦陽なり、故に南正とは天を司る長の義なり、〔屬レ神〕屬は會なり、神を會むとは群神をあつめて各〻分序あり相亂れざらしむること、〔北正黎〕北は陰位にして地も亦陰なり、故に北正とは地を司る長の義なり、黎は其の名なり、〔屬レ民〕民をあつめて各〻其の分を守り神をけがさゞらしむること、〔舊常〕舊時の狀態なり、〔絕二地天通一〕地民と天神と相通じまざりて別なき道を絕つこと、〔三苗〕九黎の後にして高辛氏の末年に亂をなせり、〔不レ忘レ舊〕舊は舊典なり、〔典〕司なり、ツカサドルと訓む、〔分主〕神と民とを分主すること、〔程伯休父〕程は國名、伯は爵名、休父は其の名なり、〔官守〕守る所の官職なり、〔寵神〕寵は尊なり、神の如く尊ぶこと、〔能禦〕禦は止なり、民神相雜るの非道を止むるをいふ、〔不レ然〕民神相雜るに非ざればの意なり、〔比〕親近なり接近なり、

○以上第一章、觀射父昭王の問に對へて、周書にいふ所の重黎使二天地不一レ通の義を說明したる物語なり、

子期祀二平王一、祭以レ牛、俎二於王一、

此の節は子期平王をまつり牛俎を昭王におくれることを記す、

平王の子子期平王をまつれり、其のまつるや特牛を供へ、其の牛を盛れる俎を昭王におくれり、

〔子期〕平王の子にて名は結といふ、〔祭以レ牛〕まつるに特牛を以てす、卿の禮なり、〔俎二於王一〕昭王に牛をもれる俎をおくること、俎は周語中に解す、

王問二於觀射父一曰、祀牲何及、對曰、祀加二於擧一、天子擧以二大牢一、祀以レ會、諸侯擧以二特牛一、祀以二大牢一、卿擧以二少牢一、祀以二特牛一、大夫擧

は祭事なり、〔昭穆之世〕昭穆は周語下に說く、世は世次なり、〔崇〕飾なり、〔禋潔〕淸潔なり、〔祝〕大祝なり、福祥を神に祈ることを掌る、〔名姓〕名族舊家なり、〔四時之生〕四時生ずる物、神に供ふる四時の動植物を指す、〔采服之儀〕彩服の法なり、祭服は彩色を用ふ、故にいふ、〔彝器の量〕彝器は俎豆(周語中に解す)をいふ、祭の供物を盛るもの、量は大小をいふ、〔次主之度〕神主の次第位次なり、〔屛攝之位〕屛は屛風、攝は翣に同じ、二者共に尊卑を分別して祭祀の位を爲す所以なり、〔壇場〕壇は土を盛りて高くしたるもの、場は掃除したる一區域の土地をいふ、共に祭場なり、〔氏姓之出〕氏姓の出づる所なり、神は非族の祭をうけざれば之れをしるの要あるなり、〔宗〕宗伯なり、祭祀の禮を掌る、〔類物〕庶類庶物なり、〔司二其序一〕其の秩序ある職を掌ること、〔民神異レ業〕司民司神の官、其の職事を異にすること、〔嘉生〕よき生物なり、生物は動植物を指す、〔以レ物享〕物は嘉生を指す、享は供へてまつること、〔求用〕財用なり、〔匱〕乏なり、〔少皞〕黃帝の子、名は淸陽、少皞と稱す、其の子孫摯、天下を有つに及びて金天氏と稱す、〔九黎亂レ德〕九黎は九黎の君にて蚩尤と號す、黃帝の時に亂をなせし蚩尤の後なるべし、〔民神雜糅〕雜糅はまざりみだること、司民司神の官相混淆すること、〔方物〕方は別なり、物は

龍翣（三禮圖）

黼翣（三禮圖）

名なり、別ち名づくること、〔夫人〕人人なり、〔巫史〕巫は別句の覡巫を指し、史は大祝宗伯を指す、〔要質〕信實なり、〔匱二于祀一〕祭祀することの輕少なること、〔烝享〕烝はむしたるものを供ふること、享はにたるものを供ふること、故に二字にて供物の意なり、〔無レ度〕きまりなきこと、〔民神同レ位〕民と神と其の處位

しかば、堯帝は復南正重北正黎の子孫の舊典を忘れざる者をして、復天(神)地(民)を司らしめ、以て夏商の世に至れり、故に重黎二氏は世々天地の事を次第し民神を分ち主ることを別ちて亂らざりしなり、其の下りて周の世にありては、程伯休父は其の子孫なりしが、宣王の時に當り其の守るべき官職を失ひて、司馬氏となりぬ、司馬氏の子孫其の祖を神の如く尊び、以て威を民に取らんとして曰く、我祖重は實に天を上にあげ、黎は實に地を下にさげ、相通じたる天と地とを通せず別にしたりと、是れ實に妄説民を惑はすものなり、されど世の騷亂にあひて之れをよく止むることとなきなり、若し民神相雜るに非ざれば、天地は體成りて復變せざるものなれば、何ぞ相接近するといふことあらんや、天地相接近せりといひ傳ふるは、彼等が職責を果す能はず民神相雜るに至らしめしを蔽んが爲の造語のみ、何ぞ信ずるに足らんやと、〔昭王〕平王の子、名は軫といふ、〔觀射父〕楚の大夫にて博聞の君子なり、〔周書〕書經呂刑篇なり、〔重黎實使二天地不一レ通何也云云〕重黎は南正重と北正黎となり、下句に說く、當時古は天と地と相接近して通せり、それを重黎が分ち掌りて通ぜざるやうにせりといふ說をいひ傳ふるものあり、よりて王は之れを問ひたるなり、〔民神不レ雜〕雜はまじり亂ること、司民司神の官、各分掌して相混淆せざるをいふ、〔精爽〕爽は明なり、心の精粹明潔なるをいふ、〔攜貳〕攜は離るゝこと、貳はたがふこと、〔齊肅〕齊莊肅敬なり、〔衷正〕中和公正なり、〔上下比レ義〕比は親しみ從ふこと、上下の理に通達して義に從ふをいふ、〔其聖〕聖は通明の德をいふ、〔光遠〕大に遠くにかゞやくこと、〔宣明〕宣は徧なり、朗は明なり、あまねく明なること、〔其明〕明は眼力の明をいふ、〔光二照之一〕天下の事物を明にてらしみること、〔其聰〕聰は耳力の聰をいふ、〔聽二徹之一〕徹は達なり、天下の事物を明に聽き達すること、〔覡巫〕ともにみこのこと、〔處位〕神の祭位なり、〔次主〕神主の位次なり、〔牲器〕牲は神に供ふる犧牲なり、器は神を祭る器具なり、〔時服〕四時用ふる所の祭服なり、祭服は四時によりて色をかふるを禮とす、〔光烈〕烈は明なり、光明の德をいふ、〔山川之號〕號は名位なり、山川の神の名位をいふ、〔高祖之主〕高祖は宗廟の第一祖なり主は神主なり、〔宗廟之事〕事

力の明は能く天下の事物をてらしみ、其の耳力の聰は能く天下の事物を聽き達す、是の如くなれば則ち明神この民の上に天降る、この民を男に在りては覡と曰ひ、女に在りては巫と曰ふ、是に於てこの覡巫をして、神の祭位神主の位次を制し、之れを祭るに用ふる犧牲、器具時服を治め以て神に事へしむ、而る後に先聖の後の光明の德ありて、能く山川の神の名位、高祖の神主、宗廟の祭事、昭穆の世次を知りて、莊敬の勤め方、禮節の宜しきに叶ひ、威儀の則あり、容貌の飾あり、忠信の質あり、清潔の服をき、而して明神に敬み恭しく事ふる者をして、大祝と爲り以て神に祈らしめ、舊族の名家の子孫にして、能く四時の生物、犧牲の畜物、玉帛の種類、采服の法、俎豆の大小、神主の次第位次、屏攝の位置、壇場の所、上下の神祇氏姓の出づる所を知りて、心正しく舊典に循ふ者をして、宗伯となり以て神を祭らしむ、是に於てか天と地と神と民と庶類庶物を掌る官あり、之れを五官といふ、五官各〻其の秩序正しき職を司りて相亂れざるなり、民は是れを以て能く忠信の質あり、神は是れを以て能く光明の德あり、かく民と神とを司る官各〻其の職を異にし、民は能く神を敬して敢て之れをけがさず、故に神之れによき生物を降し、民は其の生物を以て神に供へまつり、禍災至ることなく、財用乏しきことはなかりき、しかるに少皞氏の世衰ふるに及び、九黎の君德を亂り、民神を司る官其の職混淆して別ち名づくべからず、人々肆に神を祀ることをなし、家家巫史の事を爲して信實なることなし、民祭祀すること輕少にして其の之れによりて福を得るを知らず、烝享の供物をさゝぐるもきまりなく、民と神と其の處位を同じうし、民祈詛の道をけがして神を敬ひ畏ることとなし、神は民が相倣ふ所の非禮を輕んじ、其の爲す所を潔よしとせず、民を護ることとなし、こゝに於てよき生物降らず、民は物の以て神に供へまつるものなく、禍災しきりに至りて、其の壽命をつくすことなかりき、帝顓頊其の後をうけて之れを憂ひ、乃ち南正重に命じて天を司りて以て群神を會め、北正黎に命じて地を司りて民を會め、各〻をして舊時の狀にかへりて相侵し瀆すことなからしむ、是れを周書に地(民)と天(神)と相通ずるを絶つと謂ひしなり、其の後三苗の君、九黎の君の德を復びし、民神を混ぜ

異業、敬而不瀆、故神降之嘉生、民以物享、禍災不至、求用不匱、及少皞之衰也、九黎亂德、民神雜糅、不可方物、夫人作享、家爲巫史、無有要質、民匱于祀、而不知其福、烝享無度、民神同位、民瀆齊盟、無有嚴威、神狎民則、不蠲其爲、嘉生不降、無物以享、禍災荐臻、莫盡其氣、顓頊受之、乃命南正重、司天以屬神、命北正黎、司地以屬民、使復舊常、無相侵瀆、是謂絕地天通、其後三苗復九黎之德、堯復育重黎之後不忘舊者、使復典之、以至于夏商、故重黎氏世叙天地、而別其分主者也、其在周、程伯休父其後也、當宣王時、失其官守、而爲司馬氏、寵神其祖、以取威於民、曰重實上天、黎實下地、遭世之亂、而莫之能禦也、不然、夫天地成而不變、何比之有、

昭王觀射父に問うて曰く、周書に謂ふ所の、重黎が實に天地をして通ぜざらしむとは何ぞや、若し然ることなくば天地相通じ民は將に能く天に登らんとせしかと、觀射父對へて曰く、此のことを謂ふに非ざるなり、古は民と神と別にして相雜らず、民の心精粹明潔に道に離れ貳はざるものにして、而又能く齊莊肅敬中和公正にして、其の智は能く上下に通達して義に從ひ、其の德は能く大に遠くに輝き偏く明に、其の眼

卷第十八

楚語下

本編は昭惠二王間の物語にて凡て九章あり、

昭王問於觀射父曰、周書所謂重黎實使天地不通者何也、若無然民將能登天乎、對曰非此之謂也、古者民神不雜、民之精爽不攜貳者、而又能齊肅衷正、其知能上下比義、其聖能光遠宣朗、其明能光照之、其聰能聽徹之、如是則明神降之、在男曰覡、在女曰巫、是使制神之處位次主、爲之牲器時服、而後使先聖之後之有光烈、而能知山川之號、高祖之主、宗廟之事、昭穆之世、齊敬之勤、禮節之宜、威儀之則、容貌之崇、忠信之質、禋潔之服、而敬恭明神者以爲之祝、使名姓之後能知四時之生、犧牲之物、玉帛之類、采服之儀、彝器之量、次主之度、屛攝之位、壇場之所、上下之神、氏姓之出、而心率舊典者爲之宗、於是乎有天地神民類物之官、謂之五官、各司其序不相亂也、民是以能有忠信、神是以能有明德、民神

以て之れを鄢陵にたふせり、芊尹申亥靈王の欲に從ひ以て王の命を乾谿におとせり、君子評して曰く、命に從ひて道にそむけりと、すべて君子の行は其の道を得んことを欲するなり、故に進退周旋たゞ道にこれ從ふなり、夫れ子木は能く父若敖の欲に違ひ、以て道に從ひて芰の供物を去れり、吾子楚國を治めて若敖が遺命して芰を供へさすの欲に從ひて以て道を犯さんとす、其れ可ならんやと、子期悟る所あり乃ち妾を內子とすることを止めたり、

〔司馬子期〕平王の子にて、名は結、字は子期、官大司馬たり、故に司馬といふ、〔內子〕卿の適妻の稱、〔愿〕愨なり、誠實をいふ、〔欲ㇾ笄ㇾ之〕笄は內子の用ふる笄をいふ、內子の用ふる笄を用ひさせんと欲すとは、之れを內子にせんと欲すの謎なり、〔子囊違二王之命謚一〕本編第二章を見よ、謚は遺命の謚なり、〔子夕嗜ㇾ芰云云〕本編第三章を見よ、子夕は屈到の字、子木は屈建の字なり、芰薦は芰の供物なり、〔穀陽豎云云〕穀陽豎は令尹子反の近侍なり、未だ冠せず、故に豎といふ、鄢陵の役（晉語六を見よ）楚晉の爲に敗られ、恭王目を傷つく、王明日將に復戰はんとし令尹子反を召す、時に穀陽豎子反の勞れたるを見、之れに酒を飲ます、子反醉ひて見ゆること能はず、王之れを見、天楚を敗れるなりといひて、乃ち夜遁れ歸れり、子反よりて自殺せり、〔芊尹申亥云云〕芊尹は官名、隕は命を隕すこと、死をいふ、靈王乾谿の亂に逃れて出づれども、民王を救ふなし、飢ゑて起つ能はず、大夫申亥曰く、吾父王命を犯しゝこと再なりしが王は誅さゞりき、恩孰れか是れより大ならんと、乃ち王を索む、王の釐澤に飢うるに遇ひ、之れを奉じてかへる、王遂に亥の家に縊死す、亥二女を以て殉葬せり、〔若敖〕子木の族姓なり、此にては父子夕を指す、〔之ㇾ道〕道に從ふこと、〔經〕治むること、〔薦ㇾ芰以干ㇾ之〕薦ㇾ芰は若敖が芰を供物としてそなへさす欲、卽ち妾を內子にせんとする欲にたとふ、干は犯なり、犯ㇾ之は道を犯すこと、

〇以上第九章、司馬子期妾を內子とせんとし、左史倚相の言をきゝて其の不可をしりて止めし物語なり、

に死せり、

〔乾溪の亂〕乾溪は今の安徽省潁州府亳州にあり、靈王十二年乾溪に遊び樂しみてかへらず、國人役に苦む、是れより先き王蔡の大夫觀起（公子弃疾の臣）を殺す、是に至り起の子從吳王にすゝめて楚をうたせ、又公子弃疾を誘ひ、公子比を晉より迎へ兵を起して都を襲ひて、太子祿を殺し、比を楚王となし、弃疾を司馬となし、公子子晳を令尹となす、從乾溪にゆき王の兵に告げて曰く、國に新王あり、先づ歸るものは賞し、後るゝものは罰せんと、兵皆散じ去る、靈王逃れて餓死せり、之れを乾溪の亂といふ、

○以上第八章、靈王白公子張の諫を用ひず、遂に死滅の災禍にかゝりたる物語なり、

司馬子期欲以其妾爲內子、訪之左史倚相曰、吾有妾而愿、欲弃之、其可乎、對曰、昔先大夫子囊違王之命謚、子夕嗜芰、子木有羊饋而無芰薦、君子曰、違而道、穀陽豎愛子反之勞也、而獻飲焉、以斃於鄢、芋尹申亥從靈王之欲、以隕於乾谿、君子曰、從而逆、君子之行、欲其道也、故進退周旋、唯道之從、夫子木能違若敖之欲、以之道而去芰薦、吾子經楚國、欲以芰以干之、其可乎、子期乃止、

司馬子期其の妾を以て內子と爲さんと欲し、之れを左史倚相に問うて曰く、吾妾ありて誠實なり、之れに內子の弃を與へんと欲す、其れ可ならんかと、倚相對へて曰く、昔我國の先大夫子囊は恭王の遺命せる謚に違ひて之れを改めたり、子夕芰を嗜み遺命して靈前に供へしめしに、子木は之れに違ひ羊饋を供へて芰の供物をあげざりき、君子評して曰く、命に違ひて道に合へりと、穀陽豎子反を愛し之れに酒をすゝめ、

り、擧げて以て相と爲す、殷國大に治まる、故に遂に傅險を以て之れを姓とし號して傅說と曰ふと、〔用㆑女〕女は汝なり、〔礪〕砥石なり、〔津水〕渡し場なり、こゝにては渡し場をわたる意に見るべし、〔霖雨〕三日以上降りつゞく雨なり、ながあめ、〔乃心〕乃は汝なり、〔瞑眩〕目くらむこと、〔瘳〕癒なり、〔叡廣〕叡は通なり、通達なり、廣は廣大なり、〔不疾〕疾は苦しみなやむこと、〔未㆑入〕入は治なり、〔旁〕徧なり、アマネクと訓む、〔荒失遺忘〕荒失は慌訣なり、失ふこと、故に四字にて失ひ忘るゝこと、〔嗣〕世嗣なり、〔還軫〕巡歷すること、〔心類德音〕類は善なり、音は評判なり、心善く修まり令德の評判あること、〔輿人誦〕輿人は衆人なり、誦は善敗をいふこと、〔誥〕告なり、〔四封不㆑備二一同一〕齊晉二國は小ならざれども、桓文二公を稱美せんが爲に、其の入りて位に卽きしときは小國なりといひしなり、四封は四方の境內卽ち國の義なり、備は滿なり、ミツと訓む、一同は百里なり、〔畿田〕方千里を畿といふ、〔厲〕會なり、會合すること、〔令君〕明君なり、〔君不㆑度二憂於二令君一〕靈王も世嗣に非ずして卽位す、故に卽位以前は桓文二公と其の憂を共にせり、一句の意は、君は二明君ともと憂を同じしたる身分なれば、卽位の後二明君が如何にして憂を去りて國を興し賢明の名を得しかを度り考へずしてとなり、〔自逸〕逸は安逸なり、〔周詩〕詩經小雅節南山の篇なり、〔弗㆑躬弗㆑親〕躬親ら德を正しうし政をなすこと、〔何急〕急は遽なり、〔病㆑之〕病はうれへにくむこと、〔憖〕願なり、ネガハクハと訓む、〔寘〕置くなり、〔巴浦〕地名なり、或は曰く巴郡と合浦と、〔犛〕一種の野牛にて長尾なり、其の角は裝束に用ふ、〔兕〕犀の一種なり、〔瑱〕耳を塞ぐ裝飾の玉、みちだま、〔杜㆑門〕杜は閉なり、トヅと訓む、

瑱（古玉圖攷）

七月、乃有二乾谿之亂一、靈王死㆑之、

此の節は靈王諫言を斥けし因果は忽ち死滅の災を招きしことを記す、

其れより後七月めに、乃ち乾溪の亂あり、靈王はこゝ

ことを懼るゝなり、故に敢て諫言せずんばあらず、然らずんば何ぞ遽に諫言して罪を得ることをせんやと、王之れを病へて曰く、子復語げよ、不穀用ふる能はずと雖、願くは之れを耳に留め置かんと、伯公對へて曰く、君の臣の言を用ふるを賴む、故に言ふなり、然らずしてたゞ耳におくのみならば、瑱と等しきのみ、巴浦の犀犛兕象の牙角は之を瑱に造るも盡く瑱として用ひつくすべけんや、それと同じく規諫も亦盡く之を耳におくべけんや、且つ夫れ瑱は裝飾品に過ぎざれども、規諫に至りては修身治國に關する肝要のもの、豈又之を以て瑱と同視して可ならんやと、遂に趨りて退出し、歸りて門をとぢて復出でざりき、

〔般武丁〕湯王より二十代目の君にて中興の名君なり、謚して高宗といふ、〔聳〕敬なり、ツツシムと訓む、〔至二於神明二〕神は聰明なるものなり、故に神明といふ、神明に至るとは德を神と等しくするに至るをいふ、〔入二於河一自レ河徂レ亳〕入は行くなり、河は河內なり、徂は往くなり、亳は般祖湯王の舊都にて今の河南省歸德府商邱縣にあり、武丁太子たりしとき父王小乙民の難苦をしらしめんと欲し、民間に居り遷徙常ならざらしむ、故に武丁は國都（今河南省河南府偃師縣）を去り、河內の地に行き、又舊都亳に往き、實地に國情民風を觀察し、復都にかへり、父王崩じて帝位につきしなり、〔三年默以思レ道〕道は人に君たるの道なり、三年間默したる所以は、尙書によれば父王の喪中三年の間默して言はず政を宰相に任すとあり、史記によれば、位に卽きて般を興さんことを思へども未だ其の輔佐を得ず、三年言はず、政を宰相に任じ以て國情をみるとあり、二說未だ何れが是なるかを知らず、〔卿士〕周語上を見よ、〔稟〕受なり、〔正二四方一〕正は君長なり、〔不レ類〕類は善なり、ヨシと訓む、〔使三以レ象レ夢求二四方之賢聖一得二傅說一以來升以爲レ公〕象レ夢は夢中見る所の偉人に象りて其の狀貌を畫くこと、以來は搜索して來ること、升は位にのぼすこと、公は三公なり、此の事は史記般本紀に詳し、曰く、武丁夜夢む聖人を得、名を說と曰ふと、夢に見る所を以て群臣百吏を視るに皆非なり、是に於て廼ち百工をして之れを野に營求せしむ、說を傅險の中に得たり、是の時說胥靡となりて傅險に築く、武丁に見ゆ、武丁曰く、是れなりと、得て之れと語るに果して聖人な

てつげて曰く、余四方に君長たるを以て余德の善からざらんことを恐る、此の故に言はずと、王は是の如くにして、又其の夢中に見し所の偉人の肖像を畫き、臣下をして持ち行きて四方の賢聖の中に物色せしむ、臣下偉人傅說を得て以て歸り來れり、王喜び直に升せて以て上公と爲し、朝夕に己を規諫せしめて曰く、若し余金ならば汝を以て砥石となし磨かしめん、若し余渡場をわたる者ならば汝を以て舟となし余が身を安全ならしめん、若し余苗稼たり天旱にあはゞ汝を以て霖雨となし枯死を免れしめん、汝は汝の心に有する所を開きて以て我心に沃ぎ入れよ、若し藥ものみて目がくらまざればきゝめなきを以て、其の疾の癒えざるなり、汝良藥となりて余が過を直せ、若し徒跣して地を視ずして走らば其の足以て傷つく、汝余が目となりて萬事余をして誤つことを免れしめよと、武丁の德神の如く、其の聖心の通達廣大なる、其の智の明にして物事に苦しまざるが如きも、猶自ら未だ治まらずとおもふ、故に三年の久しき默して以て人に君たるの道を思へり、既に君たるの道を得るも猶敢て專制せず、夢中に見し所の聖人の肖像を畫き以てあまねく之れを搜索せしめ、既に聖人を得て用ひて以て輔佐とすれば、又其の己の道を失ひ忘れんことを恐る、故に朝夕に規し誨へ箴め諫めしめて曰く、必ずこも〳〵余を輔け修めて余をすつること勿れと、今君或は未だ武丁に及ばざるものありて、規諫する者を惡まば、亦以て國を保ち難からずや、齊の桓公晉の文公は皆繼嗣に非ざるなり、國を亡げ諸侯の國を巡歷し備に辛苦を嘗むるも敢て淫逸せず、心治まりて善く德修まりて令名あり、是れを以て國を有つを得たり、而も安逸を貪らず、近臣は諫め、遠臣は失德を謗り、衆人は善敗を誦し、以て自ら進みて之れを告ぐ、二公皆之れを納れて身を修め政をなしたり、是れを以て二公の國に入りしときは四方百里の小領地に過ぎざりしかども、遂に方千里の地を有ちて以て諸侯を會し霸者となり、今に至るまで明君と稱せらる、桓文の二公亦皆然り、君亦憂を此の二明君と等しくして其の功を成しゝ所以を度らず、自ら安逸を得んと欲す、乃ち不可なること勿らんや、周詩にこれあり、曰く、圭躬親ら身を修めて政をなさゞれば庶民は信せずと、臣は君の行を見て民の君を信ぜざらん

故使朝夕規誨箴諫曰、必交修余無余棄也、今君或者未及武丁、而惡規諫者、不亦難乎、齊桓晉文皆非嗣也、還軫諸侯、不敢淫逸、心類德音、以得有國、近臣諫、遠臣謗、輿人誦以自誥也、是以其入也、四封不備一同、而至於有畿田以屬諸侯、至于今爲令君、桓文皆然、君不度憂於二令君、欲自逸也、無乃不可乎、周詩有之、曰、弗躬弗親、庶民弗信、臣懼民之不信君也、故不敢不言、不然何急、其以言取辠也、王病之曰、子復語、不穀雖不能用、吾慭寘之於耳、對曰、賴君之用也、故言、不然、巴浦之犀犛兕象其可盡乎、其又以規爲瑱也、遂趨而退、歸杜門不出、

此の節は、白公又諫め王史老の言を用て之れをやめさせんとす、白公顧みず苦諫すれども王きかず、白公遂に門をとぢて出でざることを記す、

白公又諫む、王史老の諷意をさとらず、其の言へる如く言ひて之れを止めしめんとせり、白公對へて曰く、昔し殷の武丁能く其の德を敬みて神の如くなりき、其の太子たりしとき、都を去りて河内に行き、河内より舊都の亳にゆきて國情民俗を視察し、都にかへり、父王の崩御にあひて即位せり、是に於てか三年默して言はず、以て人に君たるの道を思へり、卿士王の言はざるを患へて曰く、王の言は直に以て命令となして之れを天下に出すなり、王若し言はずば是れ天下命令をうくる所なきなりと、武丁是に於て書を作り

し、彼若し諫めば、君則ち余は左に鬼中の術を執り右に殤宮の術を執れり、故に汝の殺活余が手中にあり、すべてあらゆる箴諫は吾ことごとく之れを聞けり、むしろ他言をきかんと曰へよと、史老の言は蓋し諷する所あるなり、

〔白公子張〕楚の大夫なり、白縣の長たるより白公といふ、〔史老〕前章の子亹なり、〔左執鬼中右執殤宮〕人の死したるを鬼といふ、中は身なり、殤は夭死なり、宮は躬と通ず、身なり、一句の意は、人を鬼にするの術を右手にとり、人を夭死さすの術を左手にとる、卽ち余は人を殺す權力を持ち居れば汝の殺活は余が自由なりとなり、〔凡百〕すべてあらゆるの意なり、〔它言〕他言に同じ、

白公又諫、王如史老之言、對曰、昔殷武丁能聳其德、至於神明、以入於河、自河徂亳、於是乎三年默以思道、卿士患之曰、王言出令也、若不言是無所稟令也、武丁於是作書曰、以余正四方、余恐德之不類、茲故不言、如是而又使以象夢求四方之賢聖、得傅說以來、升以爲公、而使朝夕規諫曰、若金用女作礪、若津水用女作舟、若天旱用女作霖雨、啓乃心沃朕心、若藥不瞑眩、厥疾不瘳、若跣不視地、厥足用傷、若武丁之神明也、其聖之叡廣也、其智之不疾也、猶自謂未乂、故三年默以思道、既得道、猶不敢專制、使以象旁求聖人、既得以爲輔、又恐其荒失遺忘、

なり、〔位宁〕位は君が朝政をとる位、宁は朝廷の門屏の間なり、故に二字にて朝廷の意に見て可なり、〔官師之典〕官師は官長なり、典は法なり、〔倚几〕おしまづきに倚ること、安坐をいふ、〔誦訓〕古訓を誦すること、工師（樂師瞽矇）の役目なり、〔寢〕寢處なり、〔暬御〕侍御の人なり、〔臨レ事〕事は君のとる所の凡ての事を指す、〔瞽史〕瞽は樂大師にて吉凶を告ぐることを掌り、史は太史にて禮事を告ぐることを掌る、〔宴居〕うちくつろぎて休み居ること、〔師工〕師は樂師、工は瞽矇なり、〔史不レ失レ書〕史官君の言行を書く法を失はぬこと、直書すること、〔矇不レ失レ誦〕此の句前句の師工之誦の句と重複す、史不レ失レ書の對としてあげ、文を調へしものなり、〔訓御〕御は進なり、〔作ニ懿戒一以自戒〕懿戒は美善の戒なり、詩經大雅抑の篇を指す、抑の詩序に曰く、抑衞武公刺ニ厲王一亦以自警也と、〔叡聖〕叡は明、聖は通なり、〔周書〕書經無逸篇なり、〔日中昃〕昃は日の傾くこと、〔皇暇〕二字ともにいとまなり、〔老ニ楚國一〕老は老臣なり、〔禦ニ數者一〕禦は止むなり、數者は箴戒誹謗をいふ、〔將ニ何爲一〕將に如何せんといふが如し、〔難哉〕治め難い哉にて、猶危い哉といふが如し、〔老之過也〕老は子亹の名なり、

○以上第七章、老臣子亹左史倚相の規諫をきゝて己の之れを見ざりしを悔い、後しば〳〵見て規諫をうけ自ら戒めたる物語なり、

靈王虐、白公子張驟諫、王患レ之、謂ニ史老一曰、吾欲レ已ニ子張之諫一、若何、對曰、用レ之實難、已レ之易矣、若諫、君則曰、余左執ニ鬼中一、右執ニ殤宮一、凡百箴諫、吾盡聞レ之矣、寧聞ニ它言一、

此の節は、靈王白公の諫を患へ之れを止むる法を史老に問ひ、史老之れに教ふることを記す、

靈王暴虐なり、白公子張しば〳〵諫む、王之れを患へ、史老に謂ひて曰く、吾子張の諫をやめんことを欲す如何せばよからんと、史老對へて曰く、子張の諫を用ふるは實に難けれども、之れを止むるはいとやす

の暇ありてか見えて戒むるを得んや、昔し衞の武公は年齒九十有五なるも、猶國に令し己を戒めさせて曰く、卿より以下大夫士に至るまで苟も朝廷にある者は、我を老耄せりと謂ひて我をすつること勿れ、必ず朝廷に恭しくつゝしみて、朝夕かはる〳〵我を戒めよ、少しの毀譽を聞かば必ず或は口に誦し或は文にしるして之を納れ、以て我を訓へ導けよと、故に公は車に在りては旅賁の諫言あり、朝廷にありては官長の常法を以て戒むるあり、安坐するときには工師古訓を誦して諫むるあり、寢處するときには侍御の戒むるあり、事に臨みては瞽史の訓道をいふあり、宴居には師工の箴諫を誦するあり、史官は君の言行を書す法を失はず、矇は箴言を誦する法を失はず、以て訓へ進めたり、是に於て公は美善の戒を作りて以て自ら戒めたり、されば其の歿するに及び、謚して叡聖武公といへり、今子は出でて我を見規諫を求めず、子は實に叡聖ならざるなり、倚相見ゆるを得ずとも我に於て何の害かあらん、たゞ子の損なるのみ、周書に曰く、文王は日の中してかたむくに至るまで食するに暇あらず、小民を惠みたゞ政をこれつゝしめりと、文王の聖人すら猶敢て惰らず、しかるに今子は楚國に老臣として自ら安んぜんことを欲して、以て己を箴諫誹謗するものを止む、人臣にして倘此の如くば、將に王を如何せんとするか、人臣にして若し常に此の如くならば、楚國は其れ危いかなと、子亹おそれて曰く、これ老の過なりと、是れより後乃ちしば〳〵左史を見規諫をきゝたり、

〔左史〕官名、人君の言を記すことを掌る、〔倚相〕當時列國を通じて博學の賢人として名高き人なり、〔廷見〕朝廷にて見ゆること、〔申公子亹〕姓は史名は老、字は子亹、楚の卿なり、申邑を食むを以て申公といふ、〔擧伯〕楚の大夫なり、〔女〕汝なり、〔舍〕棄なり、〔儆〕戒なり、〔經營〕治むること、〔百事〕もろ〳〵の事務なり、〔承序〕序は事務の次第なり、〔給〕供給なり、〔武公〕名は和、衞國にて賢明の君なり、〔年數〕年齒なり、〔箴儆〕箴は刺戒なり、〔師長士〕師長は大夫、士は衆士なり、〔恭恪〕恭しくつゝしむこと、〔一二之言〕一二は少しの意、言は毀譽の言を指す、〔訓道〕道は導なり、〔旅賁〕勇力の士にて戈楯を執り君の車を夾みて趨り、車止れば則ち輪を持つことを掌る、〔規〕規諫

耄、故欲見以交儆子、若子方壯、能經營百事、倚相將奔走承序於是不給、而何暇得見、昔衛武公年數九十有五矣、猶箴儆於國曰、自卿以下、至於師長士、苟在朝者、無謂我老耄而舍我、必恭恪於朝、朝夕以交戒我、聞一二之言、必誦志而納之、以訓導我、在輿有旅賁之規、位宁有官師之典、倚几有誦訓之諫、居寢有䙝御之箴、臨事有瞽史之道、宴居有師工之誦、史不失書、矇不失誦、以訓御之、於是乎作懿戒以自儆也、及其沒也、謂之叡聖武公、子實不叡聖、於倚相何害、周書曰、文王至于日中昃、不皇暇食、惠於小民、唯政之恭、文王猶不敢惰、今子老　楚國、而欲自安也、以禦數者、王將何爲、若常如　此、楚其難哉、子亹懼曰、老之過也、乃驟見左史、

左史倚相朝廷にて申公子亹に見えんとす、子亹出でず、左史之れを謗る、擧伯子亹に告ぐ、子亹怒り出でて左史に向ひて曰く、汝も亦我を老耄せりといひ我をすてゝ我を謗ることなかれと、左史曰く、たゞ子老耄せり、故に見えて人々とともに〳〵子を戒めんと欲せしなり、若し子方に年壯にして能くもろ〳〵の事務を治めば、倚相は將に奔走して事務の次第を承けて爲すもこゝに之を供給し得ざらんとす、而らば何

子晳復命、王曰、是知天恖、安知民則、是言誕也、右尹子革侍曰、民天之生也、知天必知民矣、是其言可以懼哉、

此の節は王范無宇の言を以て荒誕となし、子革侍りて諫むることを記す、

子晳復命す、王曰く、無宇は少しく天道を知るのみ、いづくんぞ民を治むるの法を知らんや、されば是の言は荒誕にして信ずるに足らざるなりと、時に右尹子革侍れり、王の言をきゝ諫めて曰く、民は天の生ずる所なり、故に天道を知れば必ず民を治むるの道を知る、されば無宇の言は聽きて以て戒懼すべきかなと、王はとりあはざりき、

〔知天恖〕恖は少しの義なり、一句の意は少しく天道を知るのみとなり、〔民則〕民を治むるの法なり、〔誕〕荒誕なり、〔右尹子革〕右尹は官名、子革は楚の大夫にてもと鄭の大夫子然の子丹なり、

三年、陳蔡及不羮人、納棄疾而弑靈王、

此の節は無宇の言の中れることを記す、

三國に城をきづくの後三年目に、陳蔡と不羮の人と公子棄疾を納れて王となし靈王を殺せり、

〔陳蔡及不羮人云云〕棄疾は恭王の末子にて靈王の弟なり、靈王無道なり、棄疾蔡より國に入りて亂をなす、三國の軍畔きて之れに應ず、王逃れて餓飢し遂に自殺す、棄疾卽位す、之れを平王となす、王自殺せるに本文に殺すとあるは、王の死は三國の軍の叛きたるにあれば三國の軍が殺したるに同じ、故にかく書きたるなり、

○以上第六草、靈王陳蔡不羮の三國に城きて萬全の策となす、大夫范無宇諫むれどもきかず、遂に三國の軍に殺されたる物語なり、

左史倚相廷見申公子亹、子亹不出、左史謗之、擧伯以告、子亹怒而出曰、女無亦謂我老耄而舍我而又謗我、左史曰、唯子老

其の意にまかす、昭公を立てゝ之を逐ひ、厲公を立て又之れを逐ひ昭公を復す、厲公櫟邑に城きて居る、昭公出獵し大夫渠彌の爲に殺さる、弟子亹立つ、子亹死して弟鄭子立つ、祭仲死するや、厲公櫟より兵を起して鄭を侵し、大夫傅瑕を捕へ之れと盟ひて赦し、鄭子を殺して己を納れしむ、瑕乃ち鄭子を殺して厲公を納れ公復位せり、鄭子は莊公の末子にて名は子儀（史記嬰に作る）といふ、〔衞蒲戚實出ニ獻公一〕蒲は大夫甯殖の領邑、戚は大夫孫林父の領邑なり、二人獻公の己を冷遇せるをにくみ攻めて公を出だし、殤公を擁立せり、〔宋蕭蒙實殺ニ昭公一〕蕭蒙は公子鮑の領邑なり、昭公無道國人附かずして鮑を奉じ、祖父襄公の夫人によりて昭公を殺し、鮑を立てゝ君となす、文公是なり、〔魯弁費實弱ニ襄公一〕弁費は卿季武子の邑なり、武子專擅にして三軍をつくり征伐をほしいまゝにす、襄公之れを制する能はざるをいふ、〔齊渠丘實殺ニ無知一〕渠丘は大夫雝廩の領邑なり、初襄公無道なり、公孫無知之れを殺して自立す、無知出獵するや雝廩嘗て怨むことあり、射て之れを殺せり、〔晉曲沃實納ニ齊師一〕曲沃は大夫欒盈の領邑なり、盈逐はれて齊に奔る、齊侯之れを曲沃に納れ、兵を出だして之れを助く、盈曲沃にかへり兵を起して叛く、晉語八を見よ、〔秦徵衙實難ニ桓景一〕徵衙は公子鍼（桓公の子景公の弟）の領邑なり、鍼桓公に寵ありしを以て專擅の行多く桓公及景公をなやませり、因りて逐はれて晉に奔るに至る、〔志ニ於諸侯一〕志は記なり、シルスと訓む、〔體性〕性も亦體なり、故に二字にて身體の意に見るべし、〔首領〕首は頭領は頸なり、〔拇〕大指なり、〔毛〕鬚髮なり、〔大能掉レ小〕大は首領股肱を、小は手拇毛脈を指す、掉は搖なり、〔變而不レ勤〕變は動なり、勤は勞なり、ツカルと訓む、〔都鄙〕國都と地方の邑となり、〔帥〕循なり、シタガフと訓む、〔以レ義〕義は上下の義なり、〔旌レ之以レ服〕旌はあらはし明にすること、服は尊卑の服飾なり、〔辨レ之以レ名〕辨は辨別なり、名は名號にて官位の名等を指す、〔書レ之以レ文〕官位職掌等を文詞に書きあらはすこと、〔道レ之以レ言〕道は導なり、言は言語にて詔勅法令等を指す、〔易レ物〕易は變ふること、物は上句の義、服、禮、名、文、言を指す、〔處暑〕七月中なり、〔蝱鑯〕蝱はあぶなり、鑯は其の小なるものゝ稱、〔惕々〕懼るゝ貌なり、

を得ざらしめ、衞の蒲戚二城の主は實に獻公を放逐し、宋の蕭蒙の城主は實に昭公を殺し、魯の弁費の城主は實に襄公を弱め、齊の渠丘の城主は實に公子無知を殺し、晉の曲沃の城主は實に齊の軍を誘ひいれて君を困しめ、秦の徵衙の城主は實に桓景の二公をなやませり、是れ等は皆諸侯の記錄にしるされて、都邑に大城を築くの不利なる著明なるものなり、且つ夫れ城邑を制治するは、恰も身體の首領股肱の大ありて以て手拇毛脈の小に至るが如し、首領股肱の大能く手拇毛脈の小を搖がす、故に動きて勞れざるなり、地に高下の別あり、天に晦明の別あり、民に君臣の別あり、國に都鄙の別あるは、古よりの制度なり、下の高に從ひ、晦の明に從ひ、臣の君に從ひ、鄙の都に從ふは定まりたることなれども、先王は其の循はざらんことを懼る、故に之れを治むるに上下の義を以てし、之れを旌し明にするに尊卑の服飾を以てし、之れを行ふに貴賤の禮を以てし、之れを辨別するに名號を以てし、之れを書すに文詞を以てし、之れを導くに言語を以てせり、是れを以て、國治まるなり、既にして其の國を失ふや、此の制度を變ふるに由るなり、夫れ邊境は國の尾なり、尾に大城を築くの不利なるは、譬へば牛馬の處暑の季既に至り虻蟻の蟲既に多く其の尾にたかりて之をうごかす能はざるが如し、臣も亦三城の君王を苦しむるに至らんことをおそるゝなり、然らずんば、是の三城や豈諸侯の心をして己を侵略する爲に築きたるなりとておそれしめざらんや、必ずおそれしめん、來服することは以ての外なりと、

〔志〕記錄なり、〔京櫟〕鄭の二邑なり、京は今河南省開封府滎陽縣に、櫟は同府禹州にあり、〔蒲戚〕二邑の名なり、蒲は今の直隷省太名府長垣縣に、戚は同府戒州にあり、〔蕭蒙〕邑の名なり、今の河南省歸德府商邱縣にあり、〔弁費〕邑の名なり、今の山東省兗州府泗水縣にあり、〔渠丘〕邑の名なり、今の山東省青州府臨淄縣にあり、〔曲沃〕晉語一を見よ、〔徵衙〕邑の名なり、今の陝西省同州府白水縣にあり、〔叔段以京患嚴公〕叔段は嚴公の弟なり、嚴公は莊公なり史記左傳皆莊に作る、叔段京邑に大城を築きて反し、公漸くにして之を破るを得たり、〔封〕國なり、〔櫟人實使鄭子不得其位〕鄭は莊公歿後大夫祭仲權を擅にし廢立皆

嚴公、鄭幾不封、櫟人實使鄭子不得其位、衞蒲戚實出獻公、宋蕭蒙實殺昭公、魯弁費實弱襄公、齊渠丘實殺無知、晉曲沃實納齊師、秦徵衙實難桓景、皆志於諸侯、此其不利者也、且夫制城邑、若體性焉有首領股肱至於手拇毛脈、大能掉小、故變而不勤、地有高下、天有晦明、民有君臣、國有都鄙、古之制也、先王懼其不帥、故制之以義、旌之以服、行之以禮、辨之以名、書之以文、道之以言、既其失也、易物之由、夫邊境者國之尾也、譬之如牛馬處暑之既至、虻蠓之既多而不能掉其尾、臣亦懼之、不然、是三城也、豈不使諸侯之心惕惕焉、

此の節は范無宇の對にて、三國に城をきづきしはただに諸侯の信來を得ざるのみならず、他日の禍根たることを說けることを記す、

范無宇對へて曰く、都邑に城を築くの可否は、其れ記錄の書にあり、之れによれば國にて都邑に大城を築造して未だ利あるものあらず、其の例をあげん、昔し鄭に京櫟二邑に大城を築くあり、衞に蒲戚の二邑に大城を築くあり、宋に蕭蒙の邑に大城を築くあり、魯に弁費の邑に大城を築くあり、齊に渠丘の邑に大城を築くあり、晉に曲沃の邑に大城を築くあり、秦に徵衙の邑に大城を築くあり、是に於て、鄭にては、叔段京邑の城を以て叛て嚴公を患へしめ、鄭殆ど國するを得ざらんとし、櫟邑の人實に鄭子を殺して其の位

民の利をはかる、故にいふ、〔不レ知〕知は聞知なり、〔爲二之正一〕之れを築作する法を以て正しき事となすこと、〔殆〕危なり、

○以上第五章、伍擧靈王が臺をきづき其の美にほこれるを諫めたる物語なり、

靈王城二陳蔡不羹一、使下僕夫子晳問中於范無宇上曰、吾不レ服二諸夏一、而獨事レ晉何也、唯晉近我遠也、今吾城二三國一、賦皆千乘、亦當レ晉矣、又加レ之以レ楚、諸侯其來乎、

此の節は靈王陳蔡不羹に城きたれば諸侯服し來るかと范無宇に問ひたることを記す、

靈王陳蔡不羹の三國に城をきづき、僕夫子晳をして范無宇に問はしめ曰く、吾諸夏の國を服する能はず、而して諸夏の國の獨り晉にのみ事ふるは何故か、吾思ふにたゞ諸夏より晉は近くして我楚は遠ければなり、今吾三國に城を築けり、三國の兵賦は皆千乘なり、此れだけにても亦以て晉に當るに足らん、其の上に加ふるに吾楚の本國の兵を以てせば、晉はとても吾に當らじ、諸夏の諸侯は其れ來朝し來らんかと、〔城二陳蔡不羹一〕靈王即位の七年、陳を滅し穿封戌をして陳公たらしめ、十年に蔡を滅し公子棄疾をして蔡公とならしむ、不羹をとりしは何れの時なるかをしらず、不羹は今の河南省許州府襄城縣南陽府舞陽府一帶の地なり、〔僕夫子晳〕僕夫は官名、君の車を御するもの、子晳は其字なり、名は晳父、楚の大夫なり、〔范無宇〕楚の大夫なり、〔不レ服二諸夏一〕諸夏の諸侯を服する能はざる意なり、〔獨事レ晉〕獨の上に諸夏の字を入れて見るべし、〔賦皆千乘〕賦は兵賦なり、千乘は兵車千乘なり、〔亦當レ晉矣〕三國だけにても亦晉に當るに足らんの意なり、

對曰、其在レ志也、國爲二大城一、未レ有二利者一、昔鄭有二京櫟一、衞有二蒲戚一、宋有二蕭蒙一、魯有二弁費一、齊有二渠丘一、晉有二曲沃一、秦有二徵衙一、叔段以レ京患二

臺をつくること、〔距〕違抗なりそむき去りてはりあふこと、〔太宰〕官名なり、〔啓疆〕楚の卿なり、〔魯侯〕魯の昭公なり、〔懼レ之以二蜀之役一〕懼はおどすこと、來らざれば蜀の役の如く征伐すとおどすをいふ、魯の宣公和好を楚に求むる時に、楚の莊王卒し宣公も亦間もなく卒して沙汰止みとなれり、成公即位するに及び晉に朝事す、楚王怒り公子嬰齊をして師を帥ゐて魯を侵さしめ、蜀(魯の地名)に至る、成公おそれ卿の孟孫をして楚に賂ひ以て盟を請はしむ、之れを蜀の役といふ、〔富都〕都は閑なり、富閑は容貌富贍動作閑雅なるもの、貴遊の子弟を指す、〔那豎〕那は美なり、美しき豎子卽ち綽約たる少年をいふ、〔長鬣〕美しき鬚髯なり、〔遠邇〕遠近なり、〔目觀〕目にみゆる所のもの、〔縮〕ちゞめとること、〔封〕厚なり、アックスと訓む、〔邇者〕國内の民を指す、〔騷離〕騷は愁なり、離ははなれそむくこと、〔遠者〕鄰國の諸侯を指す、〔距違〕そむき去りて從はぬこと、〔官正〕百官の長なり、〔師旅〕もろ〳〵の官なり、百官をいふ、〔令德〕善德なり、〔小大〕小大の國民なり、猶遠近の國民といふが如し、〔蒿焉〕耗焉に同じ、物のへりなくなる貌なり、〔遠心〕畔きはなるゝ心なり、〔樹〕大殿屋にして室なきものゝ稱、古は之れを講武に用ひたり、〔講二軍實一〕講は習なり、軍實は兵器兵車の類をいふ、〔氛祥〕吉凶の雲氣なり、〔大卒〕侯王に直隸する士卒にて、所謂中軍王族の士卒なり、〔其所〕其は臺樹を指す、以下其爲其事其日の其字皆同じ、〔穡地〕稼穡の地にて田畑を指す、〔其爲〕爲は築作の費用を指す、〔其事〕事は築造監督の事を指す、〔官業〕官吏の平常の業務なり、〔其日〕日は築作の時日なり、〔瘠磽之地〕不毛の地なり、〔城守之末〕城郭の築造の餘材なり、〔四時之隙〕四時の農隙にて冬季をいふ、〔周詩〕詩經大雅靈臺の篇なり、〔經始〕經は經度することにて設計なり、始は土臺をきづくこと、〔靈臺〕天子の臺の稱なり、〔攻レ之〕攻は治なり、ヲサムと訓む、〔不レ日〕日限をきめぬこと、〔亟〕疾なり、スミヤカと訓む、〔子來〕子の父の事を走り來りてなす如く勇み來りてなすこと、〔靈囿〕靈臺下の園囿なり、〔麀鹿〕牝鹿なり、〔攸レ伏〕攸は所なり、トコロと訓む、伏は伏息なり、〔爲二臺樹一將三以敎二民利一也〕臺は吉凶の雲氣を望みて災害に備ふる所以、樹は軍實を講習して寇亂を禦ぐ所以にして皆

楚國は其れ人民の離反にあひて危殆ならんと、〔靈王〕恭王の庶子にて諱を虔(史記園に作る)といふ、王郟敖を弑して自立す、〔章華之臺〕章華は地名、(今の湖北省荊州府監利縣にあり)此に築きし臺なるを以て名づく、臺は土を高く積み上げて築きたるものにて、其の用は下句に詳し、〔伍擧〕前章の湫擧なり、前章の註を見よ、〔服ㇾ寵〕服はつくること、寵は寵威にて令聞廣譽をいふ、〔聽ㇾ德〕德言を聽き用ふること、〔致ㇾ遠〕致は極なり遠くの事を觀察し極むること、〔土木〕土木にて築造するもの、樓臺を指す、〔彤鏤〕彤は柱を丹く美しくぬること、鏤は桷を雕刻すること、〔金石匏竹〕金は鐘、石は磬、匏は笙、竹は簫を指す、〔昌大〕盛大なり、〔囂庶〕囂は譁なり、庶は多なり、聲の譁しく多きことをいふ、〔淫ㇾ色〕美色を貪ること、〔匏居之臺〕臺の名、匏居は地名に非ず、〔國氛〕氛は祲氛にて妖氣をいふ、古は雲氣を望みて國事行廢の吉凶を卜せり、〔宴豆〕宴禮を行ふ時に用ひる豆器(周語上に圖解す)なり、〔木〕材木なり、〔不ㇾ妨ニ守備一〕守備は國家の守備の城郭をいふ、不ㇾ妨とは城郭築用の材木を妨げ用ひざること、其の材木をとりて用ひざるをいふ、〔用不ㇾ煩ニ官府一〕用は財用なり、不ㇾ煩ニ官府一とは官府の財を用ひて國の財をへらさゞるをいふ、〔民不ㇾ廢ニ時務一〕民の大切なる春夏秋の三時の農務を廢せぬこと、民を農隙なる冬期に使用するをいふなり、〔官不ㇾ易ニ朝常一〕朝常は朝夕の常務なり、監督する官吏は朝夕の常務を廢せず、閑暇にゆきて監理するをいふ、〔宋公鄭伯〕公伯は爵位なり、二國は此の時楚に朝事せり、故にあぐ、〔相ㇾ禮〕相は國賓を導き相すくること、禮は宴禮なり、〔華元〕宋の卿なり、〔駟騑〕鄭の穆公の子なり、〔贊ㇾ事〕宴禮の事をたすけなすこと、〔陳侯蔡侯許男頓子〕四國は此の時楚に朝事す、故にあぐ、侯男子は爵名なり、許陳は周語中に、蔡は鄭語に説く、頓は今河南省開封府項城縣に其の故城あり、〔國民罷焉〕罷は罷弊なり、農時に國民を使役するを以て國民罷弊せるなり、〔財用盡焉〕官府の財を濫用するを以てつくるなり、〔年穀敗焉〕敗は登らぬこと、民農時を奪はれ力を耕作に專にすること能はざるを以て穀物登らず不作なるなり、〔百官煩焉〕百官朝夕の常務と築臺の監理とを兼ぬるを以て煩しきなり、〔擧ㇾ國留ㇾ之〕國を擧つて官民其の職事を留めて

くし民を瘠せしむるものなり、なんぞ之れを美と爲さんや、夫れ國に君たる者は將に民と共に此の國に處らんとするものなれば、民實に瘠するときは君安んぞ獨り肥ゆるを得んや、且つ夫れ君の私欲弘く侈れば則ち德義の行少なし、德行はれずば則ち國内のものは愁ひ畔き遠き國のものは畔き去るなり、天子の貴き所以のものは、たゞ其れ公侯の諸侯を以て官長となし、伯子男の諸侯を以て師旅の長となせばなり、其の美名ある所以は、たゞ其れ善德を遠近に施し小大の國民皆之れに安んずればなり、國君は卽ち天子の小なるものなり、故に之に則らざるべからざるや明なり、故に君にして若し民の財利を收斂し以て其の私欲を成し、民をして蒿焉として畔き離るゝ心あらしめば其の惡しきことたるや甚し、目にみる所の美ありと雖安んぞ之れを用ひん、この故に先王の臺榭をつくるや、榭は大さ軍實を講習し得るに過ぎず、臺は高さ吉凶の氣を望み得るに過ぎず、故に榭は大卒の居り得る廣さを度り、臺は吉凶の氣を臨み觀得る高さを度りて作り、決して大に廣くして大に高くせず、又其の建設の所は稼穡の地を奪ひて民を苦しめず、其の作るや財用を乏絕せず、其の監督は官吏の職事を煩さず、其の作る時日は農隙を以てし農耕の務を廢せず、故に磽确の地を擇びて是に之れをつくり、城郭建設の餘材ありて是に之れを用ひ、官寮の暇ありて是に之れを臨監し、四時の農隙に是に之れを成す、これ故に周詩に曰く、文王靈臺を經始す、之れを度り之れを築くに庶民來りて之れを治むるに日限を期せずして之れを落成す、文王は之れを度り之れを築くに速にするやう命ずるに非ざれども、庶民は子の來りて父の事に赴くが如く爭ひ來りてなせり、臺成り文王臺下の囿に遊ぶ、牝鹿の伏息する所を見るに牝鹿は安處して誠に太平を樂むに似たりと、是れ獸すら安處して太平を樂む、民の鼓腹安樂する知るべきをいへるなり、何となれば文王臺を作るも民を苦しめずして安利を與へたればなり、夫れ故に國君の臺榭をつくるは、此の如く將に以て民に安利を敎へんとするなり、臣は其の臺榭をつくりて以て民の財を乏しくし苦しむることを聞き知らざるなり、されば君若し此の臺を美なりと謂ひ、之れを經築する所以の法を以て正しと爲し、反省する所なくんば、

靈囿、麀鹿攸伏、夫爲臺榭、將以教民利也、不知其以匱之也、若君謂此臺美、而爲之正、楚其殆矣、

靈王章華の臺を作り、伍擧と共に升りて曰く、臺美なるかなと、伍擧對へて曰く、臣聞く、國君は寵威を身につけて以て美となし、民を安んじて以て樂となし、德言を聽き用ひて以て聰となし、遠くの事を觀察し極めて以て明となすと、未だ其の樓臺の崇高に彤鏤の華麗を以て美となし、鐘磬笙簫の盛大にして譁しく多きを以て樂となすことを聞かず、又其の廣大を觀、侈麗を視、美色を貪ぼるを以て明と爲し、清濁の聲を觀察するを以て聰と爲すとを聞かざるなり、先君莊王匏居の臺を作るや、高さは國の妖氣を望み得るに過ぎず、大さは宴禮の樂器を陳ね得るに過ぎず、材木は城郭守備の材木を用ひて之を妨げず、財用は官府を煩さず、人民は其の農耕の務を廢せず、官吏は朝夕の常務を廢せず、而して王は此の臺にて誰と宴禮を催すと問はば、則宋公鄭伯の國賓なり、誰か其禮を相くるかと問へば、則ち華元、駟騑の二卿なり、誰か其の事を賛くるかと問へば、則ち陳侯蔡侯許男頓子にして、其の大夫各、之れに侍る、先君は是れを以て害亂を除き敵に克ちて諸侯に惡しきことなかりき、しかるに今君の此の臺を作るや、國民は罷弊し、財用は盡き、收穀なく、百官煩しく、國を擧りて官民其の職事を留めて之れを治め、數年にして乃ち成れり、君は諸侯を得て共に始めて升り樂まんと願へども、諸侯皆そむきて至るものあるなし、よりて後に太宰の啓彊をして魯侯に來觀せんことを請はしめ、之れをおどすに蜀の役を以てして、僅に以て來觀さすことを得たり、而して宴禮を催すに及びては、貴遊の子弟綽約の少年をして其の事を賛けしめ、美鬚髯の士をして其の禮を相けしむ、臣は其の美なることを知らざるなり、夫れ美とは上下小大遠近皆害なきことなり、害なくんば則ち善のみなり、故に美といふなり、若し目に觀る所に於ては則ち美なるも、此の美をつくる爲に民の財用をちゞめ取りたれば則ち民の財は乏しくなれり、是れ即ち民の財利をあつめて以て自ら厚

蜀之役、而僅得以來、使富都那豎贊焉、而使長鬣之士相焉、臣不知其美也、夫美也者、上下外內小大遠邇皆無害焉、故曰美、若於目觀則美、縮於財用則匱、是聚民利、以自封而瘠民也、胡美之爲、夫君國者、將民之與處、民實瘠矣、君安得肥、且夫私欲弘侈、則德義鮮少、德義不行、則邇者騷離、遠者距違、天子之貴也、唯其以公侯爲官正、而以伯子男爲師旅、其有美名也、唯其施令德於遠近、而小大安之也、

若斂民利、以成其私欲、使民蒿焉忘其安樂、而有遠心、其爲惡也甚矣、安用目觀、故先王之爲臺榭也、榭不過講軍實、臺不過望氛祥、故榭度於大卒之居、臺度於臨觀之高、其所不奪穡地、其爲不匱財用、其事不煩官業、其日不廢時務、瘠磽之地、於是乎爲之、城守之末、於是乎用之、官寮之暇、於是乎臨之、四時之隙、於是乎成之、故周詩曰、經始靈臺、經之營之、庶民攻之、不日成之、經始勿亟、庶民子來、王在

訓む、〔東陽〕晉の地名なり、一説に楚の北邊の邑名といふは非なり、〔不レ然不レ來矣〕盜に賂ひて殺すか然らざれば湫擧を呼び來たす方策をめぐらさざるべけんやとの意なり、〔賊〕害ふこと、〔倍二其室一〕其家室を益すにて祿爵を倍することをいふ、〔湫鳴〕湫擧の子なり、〔復レ之〕舊の祿爵に復へすこと、

○以上第四章、蔡の聲子が楚の大夫湫擧の故國をおもふ忠誠に感じ、執政子木に說きて之れを楚に呼びかへし、舊官に復せしめたる物語なり、

靈王爲章華之臺、與伍擧升焉、曰、臺美夫、對曰、臣聞、國君服寵以爲美、安民以爲樂、聽德以爲聽、致遠以爲明、不聞其以土木之崇高彤鏤爲美、而以金石匏竹之昌大囂庶爲樂、不聞其以觀大視侈淫色以爲明、而以察清濁爲聰也、先君莊王爲匏居之臺、高不過望國氛、大不過容宴豆、木不妨守備、用不煩官府、民不廢時務、官不易朝常、問誰宴焉、則宋公鄭伯、問誰相禮、則華元駟騑、問誰贊事、則陳侯蔡侯許男頓子、其大夫侍之、先君是以除亂克敵、而無惡於諸侯、今君爲此臺也、國民罷焉、財用盡焉、年穀敗焉、百官煩焉、擧國留之、數年乃成、願得諸侯與始升焉、諸侯皆距、無有至者、而後使太宰啓疆請於魯侯、懼之以

而函ニ吾中ニ〕合は合戰なり、函は入なり、イルと訓む、攻め入ること、中は中軍なり、〔吾上下必敗ニ其左右ニ〕上下には上軍下軍（中軍の左右翼軍にて中軍の上下軍に非ず）なり、其左右は楚の左右翼軍なり、〔三萃以攻ニ王族ニ〕萃は集なり、上下二軍楚の左翼二軍を敗りて中軍をたすけ、三面より楚の中軍なる王族の軍を攻めばとなり、〔陳公子夏〕陳の宣公の子なり、〔御叔〕公子夏の子なり、〔取ニ於鄭穆公ニ〕鄭の穆公の女夏姬を娶ること、取は娶なり、〔子南〕名は徵舒、子南は其の字なり、〔子南之母亂レ陳而亡レ之〕子南の母は卽ち夏姬なり、御叔早く死す、陳の靈公孔寧、儀行父の二大夫と共に夏姬に淫す、徵舒靈公を殺す、楚の莊王諸侯を率ゐて之を討ち、陳を滅し、徵舒を誅戮せり、故に下句に子南戮ニ於諸侯ニといふ、〔夏氏之室〕夏姬のことなり、〔申公巫臣〕姓は屈、名は巫臣、字は子靈、申邑を食むを以て申公といふ、〔畀〕予なり、アタフと訓む、〔子反〕楚の公子にて名は側、字は子反、司馬に官するを以て司馬子反ともいふ、〔於ニ襄老ニ〕襄老にあたふること、襄老は楚の大夫なり、〔襄老獲ニ於邲ニ〕襄老が邲の役（晉語六を見よ）に傷つきて晉軍に捕へられ死せるをいふ、〔二子爭レ之〕巫臣子反の二子、襄老が死せるを以て夏姬を得んと爭へること、〔未レ有レ成〕成は定なり、サダマルと訓む、〔恭王使ニ巫臣聘ニ於齊ニ以ニ夏姬ニ行〕以は連れ行くこと、行は去るなり、是れより先き巫臣夏姬を導きて其の夫襄老の尸を晉に求むるに託して里方なる鄭に歸らしむ、恭王乃ちこれを鄭にやれり、巫臣鄭侯に夏姬を娶らんことを請ふ、鄭侯之れを許せり、後巫臣恭王の命を奉じて齊に使するや、歸途鄭に至り、遂に夏姬を連れて去れり、〔行人〕官名、周語中に解す、〔王子牟〕卽ち前の公子牟なり、公子卽ち王子なり、故に或は公子といひ或は王子といふ、〔緬然〕はるかに思ひ望む貌なり、〔領〕頸なり、〔南望〕楚は鄭の南にあり故に南望するなり、〔又弗レ圖也〕楚の執政は湫擧の罪をゆるすことを圖らずの意なり、〔豐敗〕豐は大なり、〔愀然〕愁ふる貌なり、〔夫子何如〕夫子は聲子を指す、何如とは如何思ふかの意なり、〔夫子不レ居矣〕夫子は子木を指す、不レ居とは夫子は執政にて晉の虞あれば寧居するを得じとなり、〔春秋相レ事〕春秋（四時の代名）に聘問の事を相くること、〔還軫〕巡歷なり、〔資〕賂なり、マヒナフと

右翼軍の如し、西廣は左廣軍なり、〔若敖氏〕子玉の同族なり、〔王孫啓之爲也〕爲は行爲なり、〔方弱〕弱は幼弱なり、二十歳未滿をいふ、〔申公子儀父〕姓は鬪、名は克、字は子儀父（單に子儀ともいふ）なり、申邑を食むを以て申公といふ、大夫なり、〔王子燮〕楚の公子なり、故に王子といふ、名は燮なり、〔師崇〕楚の大夫潘崇なり、太師たるを以て師崇といふ、〔子孔〕楚の令尹成嘉の字なり、〔舒〕小國の名、今の安徽省廬州府舒城廬江二縣の境にあり、〔施二二帥一〕施は罪を施すこと、二帥は師崇子孔の二將なり、初め子儀父秦に囚はる、秦後歸へして和睦を求めしむ、儀父周旋して和睦成立すと雖志を得ず、王子燮亦令尹の官を求むれども得ず、故に二人相謀りて二將を陷れ志を得んと欲するなり、〔其室〕室は家財なり、〔師還至則以レ王如レ廬〕師は二將の軍なり、廬は邑の名にて、今湖北省襄陽府南漳縣の東五十里にあり、初め子儀父子孔の二人二將の留守中郢（楚の都）に城き、賊をして竊に子孔を殺さしめんとせしが能はず、二將凱旋するや、おそれて王を連れて廬に逃げゆきたるなり、〔戢黎〕楚の大夫にて廬邑の長なり、〔析公臣〕楚の大夫なり、〔實讒敗レ楚〕繞角の役（晉楚の爭）晉將に遁れんとす、析公臣晉將に謂ひて曰く、楚の軍は輕窕にして動かし易し、されば若し鼓を多くし其の聲を等しくして、夜を以て軍せば、楚軍はおそれて必ず遁れんと、晉人之れに從ふ、楚軍果して潰走せり、之れをいふ、〔使レ不レ規二東夏一〕規は有なり、タモツと訓む、東夏は蔡沈二國の地を指す、繞角の役に晉人楚軍を逐ひ遂に蔡を侵し沈を襲ひ其の君を捕へたり、是に於て楚は蔡沈の二國に勢力を失へり、故にかくいふ、〔雝子之父兄〕雝子は楚の大夫なり、父兄は同族の父兄をいふ、〔鄢之役〕鄢陵の役なり、晉語六を見よ、〔欒書〕晉の軍帥なり、〔料〕料度すること、〔在二中軍王族一而已〕楚の精鋭は中軍の王族の帥ゐる兵にあるのみとなり、〔若易二中下一楚必歆レ之〕易は易へ置くこと、中下は中軍の下軍なり、（每軍上下二軍に分ち上軍は軍帥之れを帥ゐ下軍は佐將之れを帥ゐる）歆は貪なり、一句の意は、若し我軍の中軍の下軍を易へて上軍の位置におき、上軍を下軍の位置におきて、兵の弱きを示して誘ふときは、（中軍の精鋭は上軍におく例なればなり）楚は必ず我を侮り勝を貪り攻め來らんとなり、〔合

奔り、緬然としてくびすをのばし南望して曰く、庶幾くは楚は吾罪を赦さんことをと、しかるに執政は其の罪をゆるすことをはからざるなり、湫擧是に於て遂に晉に奔れり、晉人又之れを用ひて大夫とせり、彼若し晉の爲に楚を破ることを謀らば、楚は其れ亦必大敗をうくることあるかなと、子木きゝ終り愀然として愁へて曰く、夫子は如何に思はるゝや、之れを呼び返へせば其れ歸り來らんかと、聲子對へて曰く、亡人は生くることを得ば、又何ぞ歸り來らざることを爲さん、必ず歸り來るべしと、子木曰く、若し歸り來らざるときは則ち之れを如何せんと、聲子對へて曰く、夫子は晉の虞あるを以て寧居するを得じ、春秋に聘問の事を相けて諸侯の間を巡歷する時、若し東陽の盜賊に賂ひて之をして湫擧を誘ひ殺さしむれば、其れ可ならんか、然らずんば夫子彼れを歸り來さすの道を講ぜずんばあるべからず、此の二策夫子之れを擇べと、子木曰く、前策は不可なり、我楚の卿となりて盜に賂ひて一大夫を晉に賊ふは義に非ざるなり、子我が爲に湫擧を呼び歸しくれよ、吾其の祿爵をまして優遇せんと、聲子乃ち湫鳴をして其の父湫擧を晉より呼び歸へさしめたり、子木乃ち湫擧の祿爵を舊に復せり、

〔還〕聲子が晉より還り、又楚にゆくこと、〔令尹子木〕令尹は官名、執政なり、子木は前に出づ、屈建の字なり、〔兄二弟於晉一〕蔡晉二國は周より出で同姓なり、故に兄弟といふ、〔蔡吾甥也〕蔡の靈侯の夫人は楚王の女なり、故に甥といひしなり、〔杞〕くこの木なり、〔皮革〕犀兕の皮革を指す、〔公族〕諸侯の同姓一族をいふ、〔甥舅〕諸侯の卿大夫にて異姓のものを指していふ稱、〔令尹子元之難〕子元は楚の武王の子文王の弟にて、名は善、子元は其の字なり、文王の夫人を惑し誑かさんと欲し、遂に王宮に處る、大夫鬪班其の姦を知り之れを欲せり、〔譖〕讒なり、ソシルと訓む、〔王孫啓〕子元の子なり、〔弗レ是〕是は諟と通ず、正なり、タダスと訓む、〔城濮之役〕晉語四を見よ、〔先軫〕晉の軍帥なり、〔子玉欲レ之與二王心一違〕子玉は楚の令尹成得臣の字なり、城濮の役子玉晉と戰はんとし成王之れを欲せず、故に王の心と違ふをいふ、晉語四を見よ、〔東宮與二西廣一〕東宮は東宮（太子）に屬する兵團の名なり、西廣亦軍の名なり、楚に左右二廣軍あり、猶左

は己が謀の發覺をおそれ王をつれて廬邑にゆき徐に謀を成さんとせり、廬邑の大夫戢黎之れを知り二子を殺して王を都にかへせり、時に或人析公臣二子の謀にあづかれりと王に譏せり、王是非を正さず之れを罪せんとす、析公臣おそれて晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫とせり、繞角の役に、實に楚を晉に譏して楚軍を敗り楚をして東夏の諸國を有つことを得ざらしめしは、則ち析公臣の行爲なり、是れ其の二例なり、昔し大夫雝子の父兄雝子を恭王に譏せり、王是非を正さず、之れを罪せんとす、雝子おそれて晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫とせり、後晉楚鄢陵に戰ふの役に及びて、晉軍將に遁れんとす時に雝子晉の軍事に參與せり、軍帥欒書に謂ひて曰く、楚の軍の模樣は料り知るを得べし、其の精銳は中軍の王族の帥ゐる兵にあるのみ、故に若し吾中軍の上軍と下軍とを取り易へ、下軍を以て上軍となし、上軍の精銳を以て下軍となし、弱きを示すときは、楚は必ず勝をむさぼり、中軍なる王族の銳を以て當るべし、されば若し合戰して彼が吾中軍に攻め入りたるとき、吾上下の二軍は必ず楚の左右の軍を敗らん、しかる後上下の二軍は中軍と合して三面より楚の王族の軍を夾擊せば必ず大に之れを敗らんと、欒書之れに從ひ、大に楚軍を敗り、王親ら面に傷つくの不幸にあひしは、則ち雝の行爲なり、是れ其の三例なり、昔し陳の公子夏、其の子御叔の爲に鄭の穆公の女夏姬を娶り子南を生めり、夏姬陳を亂して之れを亡ぼし、子南をして諸侯に誅戮せられしめたり、我莊王既に陳を亡し、夏姬を以て申公巫臣に賜はんとし、又之れを子反に與へんとして決せず、終に襄老に與ふ、襄老邲の役に晉軍に獲られて死するや、巫臣子反の二子は夏姬を得んとして爭ひ未だ定まらず、時に恭王巫臣をして齊に聘せしむ、巫臣夏姬を連れて去り遂に晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫となせり、巫臣是に於て吳を晉に通じ、其の子狐庸をして吳に仕へて行人たらしめ、又自ら吳王に射御を敎へ、吳王に楚を伐つことを導きたり、是れより今に至るまで吳が楚の患を爲すは則ち巫臣の行爲なり、是れ其の四例なり、今湫擧王子牟の女を娶る、子牟罪を得て逃亡す、執政その是非を正さずして湫擧に謂ひて曰く、汝實に子牟を逃しやりたりと、將に之を罪せんとす、湫擧おそれて鄭に

不來矣、子木曰、不可、我爲楚卿、而賂盜以賊一夫於晉、非義也、子爲我召之、吾倍其室、乃使湫鳴召其父而復之、

此の節は聲子楚にゆきて子木と談じて之れを諷し、子木をして懼れて湫擧を呼びかへし優遇せしめしことを記す、

聲子晉より還りて楚にゆき、執政子木を見る、子木之れと語りて曰く、子の國は晉國と兄弟の國なりと雖、然も我楚よりいへば蔡は甥の國なり、さて晉と楚との二國は孰れかまされるかと、聲子對へて曰く、晉の卿は楚の卿にしかざれども、其の大夫は楚の大夫よりまされり、其の大夫は皆卿の才なり、而も此の大夫や、杞梓皮革の產物を楚より晉に供給するが如く、實に楚より遺りたるものなり、楚には有才の大夫ありと雖之れを用ふること能はざるなりと、子木曰く、彼れ晉には公族甥舅の臣下あり、濟々多士と稱す、之れを如何ぞそれ吾楚より有才の臣を遺ることあらんやと、聲子曰く、否、子の見る所は誤れり、左に之を條說せん、昔し執政子元の難ありしときに、或る人子元の子王孫啓を父と同罪なりとて成王に讒せり、成王是非を正さず、之れを罪せんとせしかば、王孫啓は晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫とせり、後晉楚城濮に戰ふの役に及びて、晉楚をおそれて將に遁れんとす、時に王孫啓晉の軍事に參與せり、軍師先軫に謂ひて曰く、是の度の楚軍や唯執政子玉のみ晉と戰はんとを欲し王の心と違へり、故に唯東宮西廣の二軍のみ實に從ひて來れり、且つ諸侯の子玉に從ふものと畔くものと相半せり、加之子玉と同族たる若敖氏の人人も子玉と離れて戰ふを欲せず、故に之れを伐たば楚の師必ず敗れん、何の故に之れを避け去らんと、先軫之れに從ひ、大に楚軍を敗りしは則ち王孫啓の行爲なり、是れ其の一例なり、昔し莊王まさに幼弱なりしとき、申公子儀父其の師たり、王子燮其の傅たり、時に王師崇子孔の二夫をして、師をひきゐて以て舒を伐たしむ、燮と儀父との二子ひそかにはかりて罪を崇孔の二將に施して之れを殺し、其の家財を分たんとせり、二將舒を伐ちて都に還り至れば、則ち二子

軍王族而已、若易中下、楚必歆之、若合而函吾中、吾上下必敗其左右、則三萃以攻其王族、必大敗之、欒書從之、大敗楚師、王親面傷、則雖子之爲也、昔陳公子夏爲御叔娶鄭穆公、生子南、子南之母亂陳而亡之、使子南戮於諸侯、莊王既以夏氏之室、賜申公巫臣、則又畀之子反、卒於襄老、襄老獲於邲、二子爭之、未有成、恭王使巫臣聘於齊、以夏姬行、遂奔晉、晉人用之、實通吳晉、使其子狐庸爲行人於吳、

而教之射御、道之伐楚、至於今爲患、則申公巫臣之爲也、今湫舉取於王子牟、子牟得辠而亡、執政弗是、謂湫舉曰、女實遣之、彼懼而奔鄭、緬然引領南望曰、庶幾赦吾辠、又弗圖也、乃遂奔晉、晉人又用之矣、彼若謀楚、其亦必有豐敗也哉、子木愀然曰、夫子何如、召之其來乎、對曰、亡人得生、又何不來爲、子木曰、不來則若之何、對曰、夫子不居矣、春秋相事、以還軫於諸侯、若資東陽之盜使殺之、其可乎、不然

子雖兄弟於晉、然蔡吾甥也、二國執賢、對曰、晉卿不若楚、其大夫則賢、其大夫皆卿才也、若杞梓皮革焉、楚實遺之、雖楚有材、不能用也、子木曰、彼有公族甥舅、若之何、其遺之材也、對曰、昔令尹子元之難、或譖王孫啓於成王、王弗是、王孫啓奔晉、晉人用之、及城濮之役、晉將遁矣、王孫啓與於軍事、謂先軫曰、是師也、唯子玉欲之、與王心違、故唯東宮與西廣實來、諸侯之從者畔者半矣、若敖氏離矣、楚師必

敗、何故去之、先軫從之、大敗楚師、則王孫啓之爲也、昔莊王方弱、申公子儀父爲師、王子燮爲傅、使師崇子孔帥師以伐舒、燮及儀父施二帥而分其室、師還至、則以王如廬、廬戢黎殺二子而復王、或譖析公臣於王、王弗是、析公奔晉、晉人用之、實讒敗楚、使不規東夏、則析公之爲也、昔雝子之父兄、譖雝子於恭王、王弗是、雝子奔晉、晉人用之、及鄢之役、晉將遁矣、雝子與於軍事、謂欒書曰、楚師可料也、在中

子曰、子尙良食、吾歸ㇾ子、湫擧降三拜、納二其乘馬一、聲子受ㇾ之、

此の節は、蔡の聲子湫擧が楚を亡げて猶楚を思ふ忠心に感じ、楚に歸るを得るやう周旋せんと約せることを記す、

大夫湫擧申公子牟の女を娶りて妻となす、子牟罪ありて逃亡す、康王湫擧が之れを逃せしと爲し、將に罪せんとす、湫擧おそれて鄭に奔り、將に遂に晉に奔らんとす、蔡の聲子將に晉にゆかんとして之れに鄭の郊にて遇へり、聲子之れを饗し、璧を以て食をすゝめて曰く、子は庶幾くは强ひて食へ、二先子の靈は其れ皆子を保護せり、子は庶幾くは能く晉君に事へて以て諸侯の盟主となせよと、湫擧辭して曰く、こは我願ふ所に非るなり、我若し楚に歸るを得ば、死すともまさに悔いざらんとすと、聲子其の忠誠に感じて曰く、子庶幾くは强ひて食へ、吾盡力して子を楚にかへるやうにせんと、湫擧其の好誼に感じ降りて三拜し其の四馬を贈れり、聲子之れを受けたり、

〔湫擧〕湫一に椒に作る、同音通用なり、姓は伍名は擧なり、湫邑を食むを以て湫擧といふ、楚の大夫なり、〔申公子牟〕楚の公子にて申に食むを以て申公といふ、〔康王〕恭王の子にて名は昭といふ、〔將二遂奔ㇾ晉〕鄭は國小にして楚に近し、故に國大にして楚に遠き晉に奔らんとしたるなり、〔聲子〕蔡侯の公孫にて、名は歸生、字は子家、聲子は諡なり、〔郊〕都の四方百里の間の稱なり、〔以ㇾ璧侑〕璧玉（魯語上に解す）を以て食をすゝむること、優遇の禮なり、〔尙〕庶幾なり、コヒネガハクハと訓む、尙字と同じ、〔良食〕良は猶彊の如し、彊食はしひて食への意なり、〔二先子〕湫擧の父伍參と聲子の父子朝とをいふ、伍參と子朝と交相親善なりしを以て、其靈必ず子の身を保護すべしといひしなり、〔諸侯主〕主は盟主なり、〔得ㇾ歸二骨於楚一死且ㇾ不ㇾ朽〕骨といふ故に朽の字を用ふ、一句の意は、楚に歸るを得ば死すともまさに悔いざらんとすといふが如し、〔納二其乘馬一〕納は猶贈るといふが如し、馬四匹を乘といふ、〔聲子受ㇾ之〕聲子が之れを受けて辭せざるは其の約を果たすことを誓へる意を示せるなり、

還見二令尹子木一、子木與ㇾ之語曰、

く、祭祀の禮、國君は牛享あり、大夫は羊饋あり、士は豚犬の供あり、庶人は魚炙の供あり、籩脯と豆醢とは則ち上下之れを共に供ふ、此の外に敢て珍異の物をすゝめず、もろ〳〵の多くの品を陳ねずと、若し芰をすゝめば此れ國の祭法を犯すものなり、夫子は其の私欲を充さんが爲に國の法を犯さゞりきと、遂に芰を用ひず、

〔屈到〕楚の卿にて字は子夕といふ、國政をとれり、〔芰〕ひしなり、其の外皮の四角又は三角なるものゝ稱、〔宗老〕卿大夫の臣を老といふ、宗老は祭祀を掌る臣なり、〔屬〕囑に同じ、たのむこと、〔祥〕大祥なり、二周忌をいふ、〔屈建〕到の子にて字は子木といふ、國政をとる、〔子木〕屈建の字なり、〔夫子〕屈到を指す、〔在二民心一〕民心に刻みて忘れざること、〔王府〕王の府庫なり、〔比二先王一〕先王の法刑に比すること、〔雖レ微二楚國一〕微は無なり、ナシと訓む、一句の意は楚國にて稱譽するは勿論となり、〔祭典〕祭法なり、祭祀の法典なり、〔牛享〕大牢なり牛羊豚をいふ、三者の中牛は其の主なるものなるを以てあげて二者を括せしなり、〔羊饋〕少牢なり、羊豚をいふ、亦羊の主たるを以てあげて豚を括せしなり、饋は享に同じく供物なり、〔豚犬之奠〕犬は豢犬にて食用の犬なり、奠は供物なり、〔魚炙〕魚のあぶりたるもの、〔籩豆脯醢〕籩に盛る脯と豆に盛る醢となり、籩豆は國語中に解す、脯はほじし、醢はししびしほ、〔庶侈〕侈は多なり、もろ〳〵の多きものをいふ、〔干二國之典一〕干は犯なり、典は法なり、

○以上第三章、屈到芰を嗜むを以て遺命して己を祭るときに之を供へしむ、子屈建禮を守りて之れに從はず、以て父の美を傷つけざりし物語なり、

湫擧娶申公子牟、子牟有皐而亡、康王以湫擧爲遣之、湫擧奔鄭、將遂奔晉、蔡聲子將如晉、遇之於鄭郊、饗之以璧侑、曰子尙良食、二先子其皆相子、尙能事晉君、以爲諸侯主、辭曰、非所願也、若得歸骨於楚、死且不朽、聲

びて謚をおくる禮なり、〔子囊〕恭王の弟にて、名は貞、子囊は字なり、時に楚の執政たり、〔其善〕其は君を指す、其過の其も同じ、〔撫征〕征伐して撫安すること、〔訓及諸夏〕訓は敎令なり、楚王より恭王に至るまで諸侯の盟主たりし地位にあり、故に及諸夏といふ、〔寵〕光榮なり、〔恭〕謚法に既に過ちて能く改むるを恭と曰ふとあり、

○以上第二章、恭王不德を耻ぢ遺命して靈若くは厲と謚せよといへるを、王卒後執政子囊改めて恭と謚せる物語なり、

屈到嗜芰、有疾、召其宗老而屬之曰、祭我必以芰、及祥、宗老將薦芰、屈建命去之、宗老曰、夫子屬之、子木曰、不然、夫子承楚國之政、其法刑在民心、而藏在王府、上之可以比先王、下之可以訓後世、雖微楚國、諸侯莫不譽、其祭典有之、曰、國君有牛享、大夫有羊饋、士有豚犬之奠、庶人有魚炙之薦、籩豆脯醢則上下共之、不羞珍異、不陳庶侈、夫子不以其私欲干國之典、遂不用、

屈到芰を嗜む、疾めるとき其の宗老を召し、之に囑して曰く、我を祭る時には必ず芰を供へよと、到死し、大祥の祭に及び、宗老其の遺命に本づき、將に芰をすすめんとす、屈建命じて之れを去らしむ、宗老曰く夫子之れを供ふることを遺囑せりと、屈建曰く、然らず、我夫子楚國の政をうけて之れを統ぶること久し、其の施せる所の法刑は深く民心に刻みて忘れず、其の成文は藏めて王室の府庫にあり、其の公明なる上にしては先王の法刑に比すべく、下にしては以て後世に敎ふべし、故に楚國にて稱譽するは勿論、諸侯にても亦皆稱譽せざるなし、其の祭法にこれあり、曰

失先君之業、覆楚國之師、不穀之辠也、若得保其首領以沒、唯是春秋所以從先君者、請爲靈若厲、大夫許諾、王卒、及葬、子囊議諡、大夫曰、君王有命矣、子囊曰、不可、夫事君者、先其善不從其過、赫赫楚國、而君臨之、撫征南海、訓及諸夏、其寵大矣、有是寵也、而知其過、可不謂恭乎、若先君善則請爲恭、大夫從之、

恭王疾あり、諸大夫を召して曰く、不穀不德にして先君の霸業を失ひ、楚國の師を敗れり、是れ皆不穀の罪なり、若し無事に死するを得ば、たゞ是れ春秋の祭に先君に從ふとき名諡をば、請ふ靈若しくば厲とせよと、諸大夫許諾せり、王卒す、葬式に及びて執政子囊諡を議す、諸大夫曰く、君王遺命ありて從ひて可なりと、子囊曰く不可なり、夫れ君に事ふる者は、先づ君の善事を擧げて稱することを爲せども、君の過を擧げて稱するには從はずと、王は我赫々たる楚國にありて之れに君臨し、南海の地を征して撫安し、敎令諸夏の國にまで及びたり、其の光榮大なりといふべし、王は是の光榮ありて而も自ら其の過失を知る、恭敬といはざるべけんや、若し君の善事を先づ擧げて稱する臣たるものゝ義に從ふとせば、則ち請ふ諡して恭王と爲さんと、諸大夫其の理に服し之れに從へり、

〔恭王〕莊王の太子にて名は箴といふ、よく父王の業をつげり、〔不穀〕諸侯の謙稱なり、〔業〕霸業をさす、〔覆楚國之師〕覆は敗なり、ヤブルと訓む、楚國の師をやぶるとは鄢陵の戰（晉語六を見よ）に晉に破らるるをいふ、〔辠〕罪なり、〔保首領以沒〕戰死又は弑逆にあはず、首領を保ちて死すること、無事に死するをいふ、〔春秋所以從先君者〕春秋の祭に於て先君に從ひて祭祀をうくるときの名諡にはの意なり、〔靈〕諡法に亂れて損せざるを靈と曰ふとあり、〔厲〕諡法に不辜を殺戮するを厲と曰ふとあり、〔及葬〕葬に及

と、〔鎭二其浮一〕其の浮薄の心を鎭壓して出さぬやうにすること、〔令〕法令なり、〔訪二物官一〕訪は問なり、物は事なり、事官とは執事の官をいふ、執事の官に問ひて法令を實地に驗すること、〔語〕治國の善語なり、政事上の金言の如きもの、〔故志〕前世の成敗を記す所の書なり、〔訓典〕先王の訓典にて尙書の堯典の如きを指す、〔族類〕萬事の條理なり、〔行二比義一〕比は親なり、義に親しみて行ふこと、〔動而不レ悛〕動は行ふこと、悛は改なり、〔文詠レ物以行レ之〕文詞にて事物を詠じて之れを感動さすこと、詩を諷誦して輔け導くをいふ、〔賢良〕賢良の友を指す、〔翼〕輔なり、〔攝〕固なり、カタシと訓む、〔身勤レ之〕身は師傅の身を指す、勤レ之は勤勉躬行して率ゐること、〔典刑〕法則なり、〔惇篤〕二字共にあつくすること、心をあつくすることを指す、〔徹〕通なり事情に通ずること、〔施舍〕施し惠む道なり、〔道二之忠一〕道は導なり、以下同じ、忠は惠愛なり、〔久長〕久長の德なり、心身家國を長久ならしむる善德なり、〔度量〕經國の制度なり、〔等級〕貴賤の等級なり、〔恭儉〕うやうやしくつゝまやかなること、〔事〕事功なり、事功は敬戒を以て成る、故にいふ、

〔昭利〕昭は明なり、明利とは人及物を益する大利をいふ、〔文〕文明の德なり、物を利するは害を除く武勇の德に比すれば公明なり、故にいふ、〔除害〕害亂を除く道なり、〔精意〕精誠の意思を以て之を斷ずるに情を以てすること、〔罰〕處罰の法なり、〔正德〕偏愛なき公正の德なり、〔賞〕行賞の法なり、〔齊肅〕齊莊嚴肅なり、〔耀二之臨一〕耀は明なり、明に導く意なり、臨は民に臨む法なり、〔濟〕成なり、〔不レ可レ爲也〕爲は治なり、〔威儀〕動作に就ていふ、〔先後〕前後より輔け導くこと、〔體貌〕目口手頭の容に就ていふ、〔左右〕左右より輔け導くこと、〔明レ行〕行は善行なり、〔宣翼〕宣は猶導の如し、導きたすくること、〔制二節義一〕制は治なり、節義を治め行ふこと、〔動行〕感動して奮ひ行はすこと、〔發レ之〕發は感發なり、〔德音〕古人の德音なり、〔揚レ之〕揚は奬勵なり、〔興〕作なり、鼓舞して起すこと、〔夫子〕太子を指していふ、〔赧〕憂懼なり、

〇以上第一章、莊王士亹を擇びて太子の師傅となし、士亹其の責任を自覺し用意の周到なりし物語なり、

恭王有レ疾、召二大夫一曰、不穀不德

を信に導き、經國の制度を明にして以て之れを義に導き、貴賤の等級を明にして之れを禮に導き、恭儉の道を明にして以て之れを孝に導き、敬戒の道を明にして之れを事功に導き、慈愛の道を明にして之れを仁惠に導き、人を利するの道を明にして以て之れを文に導き、暴害を除くの道を明にして之れを武に導き、精誠の意思を以て之れを斷ずるに情を以てする道を明にして以て之れを處罰の法に導き、正德偏愛なきの道を明にして之れを行賞の法に導き、齊莊肅敬の道を明にして之れを民に臨む法に導くべし、是の如くにして成らざるは、所謂不材にして到底導き治むべからざるものなり、且つ夫れ日々詩を誦して以て之れを輔け、威儀を愼みて以て之れを導き輔け、體貌を恭くして以て之れを導き輔け、善行を明にして以て之れを導き輔け、節義を治め行ひて以て之れを感動し奮行さし、恭敬の態度を以て之れに臨みて監督し、勤勉の行を示して以て之れを奬勵し、孝順の敎を以て之れを其の心に納れ、己が言行を忠信にして以て之れを感發し、古人の德音を稱して以て之れを奬勵す、かく敎導の道備りて從はざるものは是れ人に非ず、其れ再び鼓舞して興起せしむべけんや、而して太子君位を踐むときは則ち辭職して官を退けよ、自ら辭職して退けば則ち敬せらるゝも、然らざるときは則ち憂懼ありと、

〔問ニ於申叔時一〕士亹が申叔時に敎導の法を問ふなり、申叔時は楚の賢大夫なり、〔春秋〕歷史なり、諸國の歷史を指す、〔聳レ善而抑レ惡〕聳は奬なり、ス、ムと訓む、古の君の善き事迹を奬め揚げて古の君の惡しき行迹を抑へ斥くること、〔其心〕其は太子を指す、以下其動、其志、其穢、其浮、其德の其の字皆同じ、〔敎ニ之世一〕世は世系なり、先王の系譜を指す、〔昭ニ明德一〕昭は顯なり、明德は明德の君なり、明德の君卽ち堯舜禹湯文武周公等を顯し稱揚すること、〔廢ニ幽昏一〕幽は闇なり、昏は昧なり、闇昧は闇昧の君なり、闇幽の德ある君卽ち桀紂幽厲等を廢斥すること、〔休ニ懼其動一〕休は嘉みすこと、動は行なり、明德の君に從ふを嘉みし闇昧の德の君に從ふを懼れて其の行を愼み戒めさすこと、〔道廣〕道は導なり導きて廣大にすること、〔顯德〕善德なり、〔耀明〕猶啓發といふが如し、〔疏ニ其穢一〕疏は滌なり、其の邪穢の氣を洗滌するこ

也、且夫誦詩以輔相之、威儀以先後之、體貌以左右之、明行以宣翼之、制節義以動行之、恭敬以臨監之、勤勉以勸之、孝順以納之、忠信以發之、德音以揚之、教備而不從者非人也、其可興乎、夫子踐位則退、自退則敬、不則赧、

此の節は莊王士亹を太子の師傅とし、士亹申叔時に敎導の法を問ひ、叔時之れを詳說することを記す、王卒に士亹をして太子に師傅たらしむ、士亹乃ち敎導の法を申叔時に問ふ、叔時曰く、之に諸國の歷史を敎へて、之れが爲に古の君の善迹を奬め揚げて、古の君の惡行を抑へ斥け、以て其の心をして戒懼し勸勉せしめ、之れに先王の世系を敎へて、之れが爲に明德の君を顯し揚げ、闇昧の德の君を廢斥し、以て其の行をして明德に從ふを嘉みし闇昧の德に從ふを懼れしめ、之れに詩を敎へて、之れが爲に、善德を導き廣め、以て其の志を啓發し、之れに禮を敎へて、上下の法則を知らしめ、之れに音樂を敎へて其の邪穢の氣を洗滌して其の浮薄の心を鎭壓し、之れに先王の法令を敎へて執事の官に問ひて實地に驗せしめ、之れに治國の善語を敎へて其の德を明にし、先王の務を知りて其の明にしたる德を民に用ひることを知らしめ、之れに故志を敎へて國家の廢興する所以を知りて戒め懼れしめ、之れに訓典を敎へて萬事の條理を知り義に親みて事を行はしめよ、是の如くにして太子敎に從はず、行ひて舊習を改めざるときは、則ち詩を諷誦して以て之れを輔け、賢良の友を求めて以て之れを翼けよ、是の如くにして太子改悛する所あるも而も心固からざるときは、則ち師傅自ら勤勉躬行して之れを率ゐ、多く法則を訓へて之れを其の心に納れ、務めて心を篤くすることを愼みて示し、以て太子の心を固くせよ、是くして太子の心固くなるも而も事情に通せざるときは、則ち施し惠む道を明にして以て之れを惠愛に導き、久長の德を明にして以て之れ

なりて政を専にするや、管蔡の二人之れを疑ひ乃ち武庚を挾みて亂を作す、周公王命を承け伐ちて武庚を誅し、叔鮮を殺し、叔度を捕へて之れを放てり、〔元德〕元は善なり、〔頫〕やかましくの意なり、〔賓〕服なり服從すること、

王卒使傅之、問於申叔時、叔時曰、教之春秋、而爲之聳善而抑惡、以戒勸其心、教之世、而爲之昭明德、而廢幽昏焉、以休懼其動、教之詩、而爲之道廣顯德、以燿明其志、教之禮、使知上下之則、教之樂、以疏其穢而鎭其浮、教之令、使訪物官、教之語、使明其德而知先王之務用明德於民也、教之故志、使知廢興者而戒懼焉、教之訓典、使知族類行比義焉、若是而不從、動而不悛、則文詠物以行之、求賢良以翼之、悛而不攝、則身勤之、多訓典刑以納之、務愼惇篤以固之、攝而不徹、則明施舍以道之忠、明久長以道之信、明度量以道之義、明等級以道之禮、明恭儉以道之孝、明敬戒以道之事、明慈愛以道之仁、明昭利以道之文、明除害以道之武、明精意以道之罰、明正德以道之賞、明齊肅以耀之臨、若是而不濟、不可爲

と、王曰く、否子の善良なるを恃みて大子を託し、之れを善良にせんと欲するなり、辭する勿れと、士亹對へて曰く、夫れ善良になるは太子の心掛にあり、太子善良を欲せば善人將に至りて用ひられんとし、之れに反して若し善良を欲せざれば善人則ち至りて用ひられず、其の例多し、帝堯に丹朱あり、舜帝に商均あり、啓王に五觀あり、湯王に大甲あり、文王に管叔蔡叔あり、是の五王は皆善良の德あり、而るに是れ等姦邪の子あり、夫れ五王は豈其の子の善良なるを欲せざらんや、欲すること甚しと雖其の子善良を欲せざるが故に之れを善良にする能はざるなり、民に於ても亦此の如し、若しやかましく敎訓して善良ならしむるを得可くば、蠻夷戎狄も亦敎へて善良にするを得べし、されど蠻夷戎狄の服せざると久しく、中國の之れを用ふる能はざる所のものは、亦其の自ら善良を欲せざる故なり、此れ等の例によりても太子の善良は太子の心掛にありて師傅の如何ともなす能はざることを知るべしと、

〔莊王〕名は侶、英邁にして南方諸侯の霸となる、在位二十三年にして卒す、〔士亹〕楚の大夫なり、〔太子葴〕卽位して共王といふ、〔堯有二丹朱一〕丹は封地の名、朱は其の名なり、朱の不肖の子なりしことは史子に明記すれども、其の事蹟は詳ならず、〔舜有二商均一〕商は封地の名、均は其の名なり、均の不肖の子なりしと亦史子に明記すれども其の事蹟は明ならず、〔啓有二五觀一〕啓は夏の啓王（禹王の子）なり、五觀に就きては或は兄弟五人の總稱といひ、或は末子の名なりといひて、諸說紛紜たれども、後說可なるに近きか、竹書紀年に帝啓十一年、放二王季子武觀于西河一、十五年武觀以二西河一畔、彭伯壽帥レ師征二西河一、武觀來歸、註に武觀卽五觀也とあり、〔湯有二大甲一〕大甲は湯王の孫にて大丁（湯王の子）の子なり、大丁夭死せしを以て王の後をうく、されど湯王の法に從はざりしかば相伊尹之れを桐に放ちたり、しかし後改心したるを以て伊尹復之れを帝位に復へせり、〔文王有二管蔡一〕管は封地の名、名は鮮、字は叔、武王の弟周公の兄なり、蔡は封地の名、名は度、字は叔、武王周公の弟なり（一說に武王の弟周公の兄と）武王殷を滅し叔鮮を管に叔度を蔡に封じ、殷の紂王の子武庚祿父を相けて殷の遺民を治めしむ、武王崩じ成王年少く周公攝王と

本編は莊、恭、康、靈、昭五王間の物語にて凡て九章あり、

莊王使士亹傅太子蔵、辭曰、臣不材、無能益焉、王曰、賴子之善善之也、對曰、夫善在太子、太子欲善、善人將至、若不欲善、善則不用、故堯有丹朱、舜有商均、啓有五觀、湯有太甲、文王有管蔡、是五王者皆元德也、而有姦子、夫豈不欲其善、不能故也、若民煩可教訓、蠻夷戎翟、其不賓也久矣、中國所不能用也、

此の節は莊王士亹を太子の傅とせんとし、士亹不材を以て辭し、教は師傅によらず太子の心掛にあることを說けることを記す、

莊王士亹をして太子蔵に傅たらしむ、士亹辭して曰く、臣は不才なり、能く太子の智德をますことなし

王と稱せしが周の厲王の時に至り、王に伐たるゝを懼れて王號を去れり、十六代蚡冒に至り濮を亡ぼして領土を開き漸く盛運に向へり、十七代熊通に至り復王と稱してより歷代之れを襲へり、二十代成王に至り賢明の資を以て晉齊の諸侯と中原に追逐し勢力大に張れり、孫莊王雄邁にして大志あり、祖父の志をつぎ大に國勢を振張し、遂に南方諸侯の霸となれり、子恭王能く其の志をつぎ國勢をおとさゞりしが、其れより後は內訌相つぎて記すべきなし、二十八代昭王に至り稍、國を盛にせり、其れより戰國時代に至り、大國を以て南方に蟠據し、一方の雄を稱すれども强秦を抑へて霸をとなふるに至らず、三十六代懷王に至りて讒小を信じて忠臣を疎んじ、秦の爲に敗北削地の難をうけ身亦秦に囚はれて死せしより、國勢陵遲して振はず、遂に四十一代王負芻に至りて秦に滅さる、熊繹國を享けてより八百餘年なり、

〔騷〕擾なり、〔十一年而斃〕幽王卽位の十一年太子を廢して襃姒生む所の伯服を立つ、太子其の母の國申による、申公怒り繒國及西戎を召して周を伐ち幽王を驪山の下に殺せり、〔平王〕幽王の太子卽ち申公の母の生む所なり、〔秦莊襄於ㇾ是乎取二周土一〕莊公は周の宣王の七年に立ち幽王の四年に死せり、莊公取二周土一とは莊公周室に功ありしかば周之れに土地を賜ふをいふ、襄公は莊公の子なり、襄公取周土とは平王東遷するに及び襄公之れを佐く、故に周の豐鎬の地を得、始めて命ぜられて諸侯となれるをいふ、莊公は平王の時の人に非ざれども功を以て周の地を得し故にあげしなり、〔晉文侯於ㇾ是乎定二天子一〕文侯平王を迎へて新都洛邑に奉ずるをいふ、〔齊莊僖於ㇾ是小伯〕僖公は莊公の子なり、小伯は小霸なり、少しく諸侯の盟會を主りしことをいふ、其の事蹟は共に詳ならず、〔楚蚡冒於ㇾ是乎始啓ㇾ濮〕蚡冒は前節に見えたる季紃の孫なり、濮は前節に見えし叔熊の逃れて國せし濮なり、啓ㇾ濮とは濮を滅して領土を開くをいふ、

○以上一章、桓公史伯にきゝて國を遷し以て周室の難を免れしこと及び史伯の豫言の中りし物語なり、

卷第十七

楚語上

楚の先祖は顓頊より出づ、顓頊稱を生み、稱卷章を生み、卷章重黎と吳回とを生む、重黎高辛氏（帝嚳）の火正となり功あり、後共工の亂を平ぐる能はざるを以て誅せられ、弟吳回其の後をうけて火正となる、吳回陸終を生む、陸終六子を生む、季を季連といふ、羋姓を冒す、季連附沮を生み、附沮穴熊を生む、其の後中ごろ微にして或は中國にあり或は蠻夷にありて世次詳ならず、周の文王の時鬻熊といふものあり、鬻熊の子文王に事ふ、早く死す、其の子を熊麗といふ、熊麗熊狂を生む、熊狂熊繹を生む、繹先世功勞あるを以ての故に、成王の時楚蠻に封ぜらる、實に楚國の祖となす、其れより六代熊渠に至る、時は周の夷王の時に當り王室衰へ諸侯朝せず相攻伐す、熊渠よりて江漢の間の民を和して其の信賴を得、

〔秦仲〕此の時の秦の君なり、襄公を指す、秦仲は實は襄公の祖父なるも襄公の時未だ列して諸侯とならざりしかば、襄公も亦猶祖父の稱呼を用ひたるなるべし、襄公は賢名の譽あり、後幽王犬戎に殺さるゝに及び、襄公兵を率ゐて平王を保護し王の東遷を成さしめたり、よりて王襄公を諸侯とせり、齊侯は莊公なり事蹟傳はらざれども其の賢君なりしことは、史伯の擧げたるにて推しはからる、〔儁〕俊に同じ、俊傑なり、

公說、乃東寄帑與賄、虢鄶受之、十邑皆有寄地、

此の節は、桓公史伯の言に從ひ東虢鄶に帑賄を寄託せしことを記す、

桓公史伯の言をきゝて大に悅ぶ、乃ち其の言に從ひ東のかた虢鄶の二國に妻子と貨賄とを寄託せり、二國之れを許諾し住地として邑を與へたり、其の他の八邑の君も亦各、土地を寄與せり、公は之れによりてそこに國するを得たり、

〔說〕悅に同じ、〔受之〕許諾すること、〔十邑〕虢鄶と前節にあげたる鄢、蔽、補、丹、依、騍、歷、華の八邑をいふ、桓公の子武公に至りて皆之れを攻め其の地を領せり、〔寄地〕寄與の地なり、

幽王八年、而桓公爲司徒、九年而王室始騷、十一年而斃、及平王末、秦晉齊楚代興、秦莊襄於是乎取周土、晉文侯於是乎定天子、齊莊僖於是乎小伯、楚蚡冒於是乎始啓濮、

此の節は史伯の豫言の中れることを記す、

史伯が桓公に語りし豫言は適中せり、幽王卽位の八年に桓公司徒となり、其の九年に王室始めて亂れ十一年に王は斃れたり、平王の末に及び秦晉齊楚かはるゞ興れり、卽ち秦の莊公襄公は是に於て周の舊土を取り、晉の文侯は是に於て天子を新都洛邑に定め、齊の莊公僖公は是に於て小霸となり、楚の蚡冒は是に於て濮をとり、領土を開きたり、

公曰、若周衰、諸姬其孰興、對曰、臣聞之、武實昭文之功、文之胙盡、武其嗣乎、武王之子應韓不在、其在晉乎、距險而隣於小、若加之以德、可以大啓、

此の節は、桓公姬姓の侯にて勃興するものは誰かと問ひ、史伯其の晉國たるべきことを對ふるを記す、
桓公曰く、若し周衰へばもろ〳〵の姬姓の諸國にて其れ孰れか興らんと、史伯對へて曰く、臣之れを聞く周の武王は實に文王の功を昭にしかゞやかせり、今や文王の孫の國の福祚衰へ盡きんとす、されば武王の子孫の國其之れに嗣ぎて興り榮えんか、武王の子孫の國にては、應韓の二國は弱小にして勃興の運に在らず、勃興するものはそれ晉國にあらんか、晉國は距守の地險にして四方小國に鄰れり、故に若し之れに加ふるに德を以てせば、以て大に土地を開き盛大にすべしと、

〔武〕武王なり、〔文〕文王なり、〔文之胙盡〕胙は祚に通す、福なり、今や文王の子孫の國(魯衞をさす)の福祚盡きんとすの意なり、〔應韓〕應は前節に解す、韓は周語上に解す、後晉に滅ぼされて邑となる、其の子孫晉に仕ふ、所謂韓氏なり、〔距〕距守の地なり、〔鄰於小〕小は小國なり、晉の隣には虞、虢、霍、楊、韓、魏、芮の諸國あり、〔大啓〕大に土地をひらきて盛大になること、

公曰、姜嬴其孰興、對曰、夫國大而有德者近興、秦仲齊侯姜嬴之儁也、且大、其將興乎、

此の節は、桓公齊秦二國何れか興らんかと問ひて、史伯何れも興るべきことを對へたることを記す、
桓公曰く、姜氏(齊)嬴氏(秦)の國は其れ孰れか興らんと、史伯對へて曰く、夫れ國大にして德のあるもの近く興らん、今侯秦仲齊侯は姜嬴の代々の中にても殊にすぐれたる俊傑なり、而して國亦大なり、其れ二國ともに將に興らんかと、

〔婦言是行〕褒姒の言を信じ用ふるを指す、〔建二立卿士一〕賢人を立てゝ卿士に任ずること、〔妖試〕妖は妖妾なり、褒姒を指す、試は用なり、モチフと訓む、〔幸措〕幸は佞幸の人なり、虢石父を指す、措は置なり、位に置くをいふ、〔是物〕是の五惡物にて上述の剸同、窮固、頑童、讒慝、暗昧をいふ、〔宣王〕今王幽王の父なり、〔檿弧〕山桑にて造りたる弓なり、〔箕服〕箕は木の名、服は矢房なり、箕木にて造りたる矢房をいふ、〔聞レ之〕之れを聞きて索し求むること、〔是器〕檿弧箕服なり、〔戮レ之〕戮は罪すること、〔府之小妾〕府は後宮なり、小妾は卑しき妾なり、〔此人〕檿弧箕服をうりし夫婦ものなり、〔收〕拾ひとること、〔褒人〕褒君なり名は姁といふ、〔獄〕罪なり、〔以爲レ入〕檿弧箕服をうりし夫婦ものゝ拾ひ來りし女を王に入れて罪を許されんことを求めしをいふ、〔命レ此〕周に衰敗を命ずること、〔又可レ爲乎〕爲は治なり、〔訓語〕訓語の書なり、〔同二于王庭一〕共に處るを同といふ、ツドフと訓む、〔漦〕龍の吐く所の沫なり、〔布レ幣〕玉帛をしき陳ぬること、〔策〕策書なり竹策に願文を書くこと、〔櫝〕櫃なり、〔厲王〕幽王の祖父なり、〔韠〕禕に同じ、ひざをおほふもの、ひざかけ、〔譟〕さわぎよぶこと、〔玄黿〕蜥蜴なり、〔王府〕府は後宮なり、〔既齔〕既は盡なり、コト〴〵クと訓む、齔は齒の拔けかはること、〔笄〕笄をさすことにて十五歲をいふ、女子は十五歲になれば笄をさすなり、〔不レ夫而育〕育は生なり、ウムと訓む、〔弧服〕檿弧箕服なり、〔嬖〕よこしまにかたより愛すること、〔加レ之〕加は遺なり、オクルと訓む、之は褒姒を指す、〔酋腊〕二字ともに久しき意なり、〔申繒〕共に周語中に解す、申は幽王の后の國にて、繒は其の與國なり、〔西戎〕周の西方の戎狄の總稱、大戎最もつよし、亦申に黨せり、〔騷〕擾なり、ミダルと訓む、〔求二之申一〕太子殺されんとすれば其の母の國たる申に走るを以て、王は申に太子の引き渡しを求むとなり、〔弗レ畀〕畀は與なり、アタフと訓む、〔將レ德レ申〕申をたすけて之れに恩德を加へ他日の報酬を求むとなり、〔申呂〕呂(周語中に解す)は申と同姓の國なり、故に申呂と連言せしなり、〔隩愛〕隩は隱すなり、〔周之存亡〕存の字は句調を整へる爲に用ひたる字にて意味なし、〔三稔〕稔は年なり、〔覭〕求なり、モトムと訓む、〔求レ用〕用は備なり、準備なり、

耳、手なり、〔九紀〕或はいふ九功(水、火、金、木、土、穀、正德、利用、厚生)なり、或はいふ九祭(天、地、三辰、祖、山、川、羣神、品物、禮)なり、或はいふ辰、宿、日、月、春、夏、秋、冬、歲なり、或はいふ九臟(五臟と胃と旁胱と腸と膽と)なりと、第二說是なるにちかし、〔純德〕純一の德なり、〔合二十數一〕合は建設すること、十數は十等の位階なり、王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は皁、皁の臣は輿、輿の臣は隸、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺なり、〔百體〕百官の屬なり、〔出二千品一〕出は出し設くること、猶設くといふが如し、千品は千の階級なり、百官各〻十級に分つ、故に千の階級となる、〔萬方〕方は道なり、官に其の道あり、故に萬官之れを萬方といふ、千品亦各〻十の官屬あり、故に萬官となる、〔億事〕億の事なり多くの事をいふ、上句百千萬下句の兆經姟亦皆衆多の意味なり、〔材二兆物一〕材は裁なり、裁成なり、兆は億の十倍なり、〔經入〕經は京に同じ、兆の十倍なり、入は收入なり、〔行二姟極一〕行は通行なり、姟は經の十倍にて數の極なり、故に姟極といふ、天下あらゆるすべての物を指す、〔九畡之田〕九州の田なり、天下中をいふ、〔食二兆民一〕食は養なり、ヤシナフと訓む、兆民は天下中の民なり、〔和樂如レ一〕民和樂すること、一室に家族團欒する如しの意なり、〔有方〕諸方なり、〔取二諫工一〕工は官なり、諫官を用ふること、〔講以二多物一〕衆多の事物の是非を講明すること、〔和同〕此の同は合なり、和合は和協に同じ、〔聲一無レ聽〕聲は五聲雜りて然る後きくべし、故にいふ、〔物一無レ文〕物は物の色なり、物の色は五色雜りて然る後文章(アヤモヤウ)をなす、故にいふ、〔味一無レ果〕果は美なり、ウマシと訓む、味は五色合うて後に旨く食ふべし、故にいふ、〔不レ講〕講は比較して講明すること、〔是類〕類は和なり、和協の正道をいふ、〔剸同〕剸は專に同じ、專同は同欲同氣相從ふ邪道をいふ、〔虢石父〕虢君の名なり、〔巧從〕君にこびへつらひて巧にとりいること、〔棄二聘后一而立二內妾一〕聘后は禮を以て聘迎せし后にて申后(申伯の女)なり、內妾は褒姒(褒君の謝罪の爲に王に納れし女下に詳し)を指す、〔侏儒〕一寸法師なり、〔戚施〕せむしなり、侏儒と共に技を演ぜしめて弄使するもの、〔寔〕誠なり、マコトニと訓む、〔御在〕御は侍なり、侍在は侍べりてあること、〔周法〕周の先王の法なり、

たるなり、而して毒の久しきものは其の人を殺すや甚だ速なるものなれば、王の亡ぶるや亦速なり、且つ申繒の二國と西戎とは今方に强盛に、王室は今方に亂る、而るに王は將に以て其の欲を縱にし極めんとす、其の存せんと亦難からずや、王太子を殺して以て伯服を太子とせんことを欲すれば、太子は其の母の國なる申に奔るを以て、王は必ず太子引渡しを申に求めん、申人太子を引き渡さずば、王必ず之れを伐たん、王若し申を伐ちて、繒國と西戎と會して以て周を伐たば、周は守る能はざらん、而して繒國と西戎とは、此の時に當り將に申を助けて恩德を施し、其の後の報酬を求めんとするならん、こは想像なれども、實は想像を要せず實際然かなるなり、何となれば申呂は今まさに强盛なれば、其の太子を愛し隱して出ださざるは必ず知るべく、よりて王の師若し申を伐たば繒國と西戎と申を救はんとも亦必然るべきことなり、しかるときは王の心怒らん、虢公も亦王に從ひて怒らん、是に於て遂に大亂をきたし、三國共同して周を攻めん、されば周の亡ぶるは三年を出でじ、君若し其の難を避けんと欲せば、速に安全なる所を求めて國せよ、騷亂の時に至りて準備を求むるも、恐らくは間にあはざらんと、

〔斃〕衰敗なり、ヤブルと訓む、〔大誓〕書經の大誓篇なり、〔高明昭顯〕高明の德ありて世に昭顯する賢人なり、〔讒慝暗昧〕讒は讒諂なり、君にへつらひ良臣を讒言すると、慝は邪なり、姦邪なり、暗昧は暗昧の德なり、〔角犀豐盈〕賢人の人相なり、角犀は骨の額上より髮のはえぎはに入るに當りて隱起せること、豐盈とは頰の肉の豐滿なること、〔頑童〕頑迷にして昏愚なること、〔窮固〕固は陋なり、窮陋はいやしくきはまること、〔去レ和而取レ同〕和は和協の道なり、同は同欲相從ふ邪道なり、〔同則不レ繼〕同は同氣なり、〔下句以レ同裨レ同〕の同も同じ、前の同欲のかへ字なり、不レ繼は繼續せざるとにて成らざること、〔裨〕益なり、マスと訓む、〔盡乃棄レ之〕成る所なきをいふ、〔百物〕もろくの器物なり、〔五味〕辛、甘、鹹、酸、苦の味なり、〔剛二四支一〕剛は彊なり、强健なり、四支は手足なり、〔六律〕周語下を見よ、〔聽〕さとくすること、〔七體〕七竅なり、目、耳、鼻各二つ、口一つなり、〔平二八索一〕平は正なり、タヾシクスと讀む、八索は首、腹、足、股、目、口、

ざるなり、且つ宣王の時に童謠あり、曰く檿弧箕服のもの實に周の國を亡さんと、是に於て宣王は之を聞き、命じて之れを索む、時に夫婦の是の器をひさぐものあり、王執へて之れを罪せしむ、時に後宮の卑妾女子を生めり、されど王の子にあらず、懼れて之れを路に棄てたり、罪せられし夫婦のもの此の棄兒を拾ひとりて褒國に奔りて育てたり、褒君罪あり、よりて此の女美なりしかばとりて王に進め以て罪を免れたり、是れ卽ち王の愛して后に立てし所の內妾なり、是れによりて之れを觀れば天の我周に衰敗を命ずるや久しき以前よりなり、其れ又治むべけんや、此の褒君の納れし女の因緣は極めて深し、更に之れを詳說せん、訓語の書にこれあり、曰く、夏の世の衰ふるや、褒君の神化して二龍となり、以て王の宮庭につどひて言ひて曰く、余は褒の二君なりと、夏の君之れを殺さんと、之れを去らんと、之れを止めんと、三者孰れか吉なるかをトひしに、皆吉ならず、其の吐く沫を請うて之れを藏めんとトひしに吉なり、乃ち玉帛を陳ね、策書を以て龍に告げて、其の吐沫を請ひしに、龍はにげて吐沫のみ殘れり、よりて櫝に入れて之れを藏め、

歷世相傳へて之を郊祭し、殷周に及ぶまで之れを發きしことなし、我厲王の末年に及びて、櫝を發きて之れを觀しに、吐沫宮庭に流れて除き去る能はず、王婦人をして幃をなさずして之れに向ひてさわぎ呼ばしむ、蓋し厭ひて之れを去らしめんと欲するなり、しかるところ吐沫は化して玄黿となりて王の後宮に入れり、後宮の童妾の未だ齒の盡く拔けかはらざるもの之れに遭へり、既にして此の妾笄してはらみ、宣王の時に及びて女を生めり、蓋し玄黿の精に感じたるなり、此の妾は夫あらずして子を生みし故に、懼れて之れを棄てたり、此の時檿弧箕服を賣る夫婦のものまさに罪せられて路上にあり、夫婦のもの其の夜棄兒のなきさけぶを哀みて之れを拾ひとり、にげて褒の國に逃れり、女長じて美なり、褒君褒姁罪あり、よりて此の女を王に入れ罪をゆるされんことを求む、王遂に此の女を納れて其の罪をゆるし、是の女をかたより愛し后妃となして皇子伯服を生むに至らしめたり、されば天の此の周室を害ふの妖妾を生ずるや久しく、其の害毒たるや亦實に大なり、かく天は將に王の淫德の長ずるをまちて此の妖妾をおくらんとし

ば則ち生ぜず、かく他の氣を以て他の氣をとゝのへ平にする之れを和協といふなり、二氣和協する故に其の氣能く豊に長じて萬物こゝに生育するなり、之れに反し同氣を以て同氣に益さば猶水を以て水に益すが如く、毫も成る所なきなり、先王は深くこの理を知る故に土と金木水火との五者を和協し合せて以て種々の器物を成せり、器物のみならず人を養ふも亦此の如し、是れを以て五味を和協して以て口を調へ、四支を強健にして以て身體を衞り、六律を和協して以て耳をさとくし、七體を和協し正しくして心に使役せしめ、八索を和協し正しくして以て人を成し、九紀の道を建設して以て純正の德を立て人に守り則らせ、十等の位を設けて以て百官の屬を訓導し、千の階位を設け萬の官屬を具へ、億の事を計り兆の物を裁成し、經の收入ををさめ、姟の數のものを通じ行はれて悖るなからしむ、故に王者は天下の田を所有し其の經の收入ををさめて以て兆民を養ひ、忠信を以て訓へ導きて能く之れを用ふ、故に民和ぎ樂むこと恰も一室に一家團欒するが如し、夫れ是の如きは和協の至極なり、是に於てか先王は后妃を異姓より聘し、貨財を諸方に求め、良臣を擇び諫官を用ひ、多くの事物の是非を講明にし、和協の道を務むるなり、蓋し聲一なれば聽くべきなく、物一なれば文章なく、味一なれば甘きことなく、物一なれば是非を講明し得ざればなり、換言すれば同欲同氣相從ふの道の不可を知りたればなり、しかるに我王は是の和協の道を棄てゝ同欲同氣相從ふの邪道にくみせんとす、是れ天が王の聰明を奪ひて暗愚ならしめしもの、國衰敗することなからんと欲するも得べけんや、夫れかの虢石父は讒諂にして君に取り入るに巧なる小人なり、而るに王は立てゝ以て卿士となせり、是れ同欲同氣相從ふの邪道にくみするものなり、聘迎せる后妃をすてゝ内妾を立つるは、是れ窮陋に陥るを好めるものなり、侏儒戚施の側に進み侍れるは、是れ頑迷昏愚のものを親近するものなり、周の先王の法行はれずして婦人の言を用ひ行ふは、是れ讒諂姦邪の人を用ふるものなり、有德の臣を立てゝ卿士となさずして、妖妾を用ひ佞幸の臣を位に置くは、是暗昧の德のものを用ひて政を行ふものなり、王や上述の五惡物を近づけ行ふ、以て久しく國をたもつべから

故懼而棄之、爲弧服者、方戮在路、夫婦哀其夜號也而取之、以逸逃於褒、褒人褒姁有獄、而以爲入于王、王遂置之、而嬖是女也、使至於爲后而生伯服、天之生之久矣、其爲毒也大矣、將俟淫德而加之焉、毒之酋腊者、其殺也滋速、申繒西戎方强、王室方騷、將以縱欲、不亦難乎、王欲殺太子以成伯服、必求之申、申人弗畀必伐之、若伐申、而繒與西戎會以伐周、周不守矣、繒與西戎方將德申、申呂方彊、其隩愛太子、亦必可知也、王師若在、其救之、亦必然矣、王心怒矣、虢公從矣、凡周存亡不三稔矣、君若欲避其難、速規所矣、時至而求用、恐無及也、

此の節は桓公周は衰敗するかと問ひて、史伯其の衰敗することを説き、公に早くよき所を求めて國し後の安全をはかるべきことをすゝめたることを記す、

桓公問うて曰く、周はそれ衰敗せんかと、史伯對へて曰く、必ず衰敗するに近きものなり、左に其の故を説かん、大誓に曰く、民の欲する所は天必ずこれに從ふと、今我王は高明の德世に昭顯するの賢人をすてゝ、讒諂姦邪暗昧の德ある小人を好み、角犀豐盈なる賢明の人相ある臣を惡みて、頑迷昏愚窮陋德義を知らざるのものを親近し、和調の道をすてゝ同欲の道を取れり、今之れを例說せん、夫れ陰陽二氣相和協すれば實にこゝに萬物を生ずるも、同氣のものゝみなれ

一不講、王將棄是類而與剸同、天奪之明、欲無弊得乎、夫虢石父讒諂巧從之人也、而立以爲卿士、與剸同也、棄聘后立內妾、好窮固也、侏儒戚施寔御在側、近頑童也、周法不昭、而婦言是行、用讒慝也、不建立卿士、而妖試幸措、行暗昧也、是物也、不可以久、且宣王之時有童謠、曰、檿弧箕服、實亡周國、於是宣王聞之、有夫婦鬻是器者、王使執而戮之、府之小妾生女、而非王子也、懼而棄之、此人也收以奔褒、

褒人有獄、而以爲入、天之命之久矣、其又可爲乎、訓語有之、曰、夏之衰也、褒人之神、化爲二龍、以同于王庭而言曰、余褒之二君也、夏后卜殺之與去之與止之、莫吉、卜請其漦而藏之吉、乃布幣焉而策告之、龍亡而漦在、櫝而藏之、傳郊之、及殷周莫之發也、及厲王之末、發而觀之、漦流於庭、不可除也、王使婦人不幃而譟之、化爲玄黿、以入于王府、府之童妾、未盡齓而遭之、既笄而孕、當宣王而生、不夫而育、

なり、故に二字にて貪慾の義なり、〔忍〕忍んで不義を行ふこと〔不レ可レ因也〕因は就なり、其の地に就きて國すること、〔謝郟之間〕郟は國の名、今河南汝州直隷州にあり、謝郟の間とは謝國の北郟國の南の間の國にて前に史伯が就いて國すべしといひし虢鄶などをいふ、〔冢君〕冢は大なり、大君は大國の君なり、虢鄶の君などを指す、〔怠二沓其君一〕沓は貪なり其の君の事を怠り欲を貪ること、〔周德〕周王の德なり、〔周訓〕周は忠信なり、忠信を以て敎ふること、

公曰、周其弊乎、對曰、殆於必弊者也、大誓曰、民之所欲、天必從之、今王棄高明昭顯、而好讒慝暗昧、惡角犀豐盈、而近頑童窮固、去和而取同、夫和實生物、同則不繼、以它平它謂之和、故能豐長而物生之、若以同裨同、盡乃棄矣、故先王以土與金木水火雜以成百物、是以和五味以調口、剛四支以衛體、和六律以聰耳、正七體以役心、平八索以成人、建九紀以立純德、合十數以訓百體、出千品具萬方、計億事材兆物、收經入行姟極、故王者居九畡之田、收經入以食兆民、周訓而能用之、龢樂如一、夫如是龢之至也、於是乎、先王聘后於異姓、求財於有方、擇臣取諫工而講以多物、務和同也、聲一無聽、物一無文、味一無果、物

周語中に解す、〔偪陽〕今山東省兗州嶧縣の南に其の故城あり、〔曹姓〕妘姓の祖求言の弟安をその祖となす、〔鄒莒〕前節に解す、〔采衞〕采服衞服なり、周語上を見よ、〔斟姓〕曹姓の別なり、〔融〕祝融なり、〔芈姓〕重黎の孫陸終の第六子季連を其の祖とす、〔夔越〕芈姓の別國にて楚の熊繹の六世の孫熊摯の國なり、今湖北省宜昌府歸州の西南に其の故城あり、〔不レ足レ命〕猶論ずるに足らずといふが如し、〔蠻芈蠻矣〕蠻芈は前にある叔熊の居りし濮をいふ、蠻は蠻俗に從ふをいふ、〔姜〕齊侯の姓なり、〔嬴〕秦侯の姓なり、〔諸姬〕もろ〳〵の姬姓の國にて周と同姓の諸侯をいふ、〔相干〕干は與なり、アヅカルと訓む、相勃興する運にあづかること、〔伯夷〕堯の臣にて祭祀の禮儀を司りし人なり、〔伯翳〕舜の臣にて山林川澤を掌りし人なり、〔議二百物一〕よろづの事物を議定し宜しきにかなふやうにすること、〔將レ至矣〕將に諸侯の霸に至らんとすとなり、

公曰、謝西之九州何如、對曰、其民沓貪而忍、不レ可レ因也、惟謝郟之間、其冢君侈驕、其民怠沓其君、而未レ及二周德一、若更レ君而周訓之、是易レ取也、且可二長用一也、

此の節は、桓公謝西の九邑は居るべきかと問ひて、史伯其の居るべからざるを說き、謝郟の間ならば君道を修めて之れに臨まば取り得べしと對へたることを記す、

公曰く、謝國の西の九邑は居るべきや、否やと、史伯對へて曰く、其の民は貪欲にして忍んで不義を行ふ、故にそこに就きて國すべからず、たゞ謝國の北郟國の南の間のみは、就きて國するに難からず、何となれば今其の間に國する大國の君は驕侈にして其の民は其の君事を怠りて己の欲を貪り未だ周室の德に化せず、されば若し其の君を改め忠信を以て之れを敎へ導かば是れを取ること容易ならん、且つ其の民不義を行ふに忍びざれば、敎化の曉は善良となり、長く之れを用ふるを得べしと、

〔謝〕周の宣王の舅、申伯の國なり、申は周語中に解く、〔九州〕州は二千五百家の邑なり、〔沓貪〕沓も亦貪

成育して其をして生を樂しましむること、〔單〕盡なり、コトゴトクと訓む、〔平ニ水土一〕洪水を治めて土地を平安にすること、〔品處〕其の種類に應じて其の安全の處を得さすこと、〔庶類〕萬物なり、〔契〕魯語上に解す、〔和ニ合五敎一〕五敎を以て敎へ導きて民を和合さすこと、五敎は父は義に母は慈に兄は友に弟は恭に子は孝なる道なり、〔棄〕后稷なり、周語上に解す、〔播殖〕種ゑつけそだつること、〔百穀蔬〕もろもろの穀物蔬菜なり、〔其後皆爲ニ王公侯伯一〕幕、契棄の子孫なる舜、湯王、武王は王となり、禹は自身王となれり、又幕、禹契の孫は王となり、滅びて後も其の子孫は猶公侯伯の諸侯として周代に存せり、卽ち陳は幕の後、杞は禹の後、宋は契の後なり、〔天地之光明〕天地の光明厚大の德なり、〔生柔〕柔は潤なり、〔嘉材〕嘉は善なり、〔八姓〕己、董、彭、禿、妘、曹、斟、羋なり、〔侯伯〕諸侯の霸なり、〔佐ニ制物於前代一〕佐制はたすけ治むること、物は事なり、天下の事功なり、前代は夏殷を指す、〔昆吳爲ニ夏伯一矣〕昆吾は重黎の孫陸終の第二子なり、名は樊、己姓たり、昆吾に封ぜらる、伯は霸なり、夏衰へ昆吾諸侯の霸となりしが、夏の桀王の時に滅さる、昆吾は今直隸省大名府開州にあり、〔大彭豕韋爲ニ商伯一矣〕大彭は昆吾の弟にて名は籛、彭姓たり大彭に封ぜられ、彭祖と謂ふ、豕韋は彭姓の別にて豕韋に封ぜられしものなり、殷の衰ふるや、二國相つぎて諸侯の霸となりしが殷の紂王の時に滅さる、大彭は今の江蘇省徐州府銅山縣に、豕韋は今河南省衞輝府滑縣にあり、〔當レ周未レ有〕周の世に當りては未だ諸侯の霸者となるものあらずの意なり、〔蘇〕今河南省懷慶府內に居りし國なり、〔顧〕今山東省曹州府范縣の東南に其の故城あり、〔溫〕後の溫邑なり、周語中に解す、〔董〕今山西省絳州直隸州聞熹縣の東北に其の故址あり、〔董姓鬷夷豢龍〕董姓は己姓の別なり、己姓の叔安といふものゝ後に父といふものあり、龍を馴らすを以て帝舜に事ふ、姓を董と賜ひ氏を豢龍と曰ふ、之れを鬷川に封ず、夏の興るにあたり鬷夷に封ぜらる、其の故城今河南省南陽府唐縣にあり、〔彭祖〕前の大彭なり、〔諸稽〕今の所在地詳ならず、〔禿姓〕彭祖の別なり、〔舟人〕楚の近邊なれども今の所在地は詳ならず、〔妘姓〕昆吾の弟求言を其の祖となす、〔鄔〕今の河南省河南府偃師縣の西南に其故城あり、〔鄶〕

ものなり、祝融の功は前に述べたるが如し、三姓とも其の子孫先祖の祀を失はずして存立すれども而も未だ勃興するものあらず、是れ周室盛にして時運の未だ到來せざる爲なり、されば周衰へば其れ將に勃興して霸たるに至らんとすと、

〔南方〕成周の南方なり、〔荊子〕荊は卽ち荊蠻にして楚なり、子爵の國なるを以て荊子といふ、〔熊嚴生㆓子四人㆒云云〕熊嚴は楚の十四世の君にて鄭の桓公の父周の厲王の時の人なり、故に此に引說せしなり、嚴卒して長子伯霜つぐ、伯霜卒して三弟立たんことを爭ひ、中雪は死し、叔熊は濮（南蠻の邑）に逃れて蠻族となり、季紃位に卽けり、後大夫蔿氏叔熊を起して立てんとせしが禍難ありて能はず、季紃は毫も害を受けず壽を以て終へたり、故に天之れをたすくといふ、〔啓㆑之〕啓は開なり、佐けて運を開く義なり、〔和協〕臣民を和協すること、〔蓋㆓其先王㆒〕先王は其の先祖の諸王を指す、功德先王をおほふ程大なりしとなり、〔十世不㆑替〕替は廢なり十世の間は衰へざるをいふ、〔重黎之後也〕重黎は火を司る官名、此の官に居りしより、轉じて其の名に用ひしなり、顓頊（五帝の一）の孫なり、顓頊老童を生む、老童重黎と吳回とを生む、重黎死して弟吳回つぎ、亦兄の職をつぎ重黎といふ、陸終を生む、陸終六子あり、其の季を季連といふ、芈姓となる、卽ち楚の祖なり、因にいふ、此の重黎は楚語に見えたる南正重北正黎の重黎とは別なり、混ずべからず、〔黎爲㆓高辛氏火正㆒〕黎は重黎の略、重黎と吳回とを指す、高辛氏は五帝の一にて堯の父帝嚳なり、火正は火を司る官なり、〔淳燿〕淳は大なり、燿はかゞやかすこと、〔惇大〕惇は厚なり、〔天明地德〕天の明なる德と地の大なる德となり、火ありて天の明を佐け地の萬物を育つる德をたすく、故に天明地德を大にかゞやかし厚く大にすといふ、〔光㆓昭四海㆒〕火ありて四海夜と雖暗黑を免るのみならず、民亦安樂の生活をなすを得、故に四海を光らし昭にすといふ、〔祝融〕祝は始なり、融は明なり、火を司り以て始めて四海を明にする義にとりて名づく、〔不㆑章〕章は顯なり、〔虞幕〕幕は舜帝の先祖なり、時代詳ならず、帝顓頊の頃か、韋注に舜の後とあるは誤なり、〔聽㆓協風㆒〕和協なる風の吹く時を聽き知りて之れを詳にして民に耕作の時期を示すこと、〔成㆑物樂㆑生〕萬物を

德を大にかゞやかし厚く大にして四海を光らし昭にせしを以ての故に、帝は之れを命じて祝融と曰ふ、其の功績偉大なるを以てなり、夫れ凡て天地をたすけて大功を成就せしものは其の子孫未だ嘗て顯はれずんばあらず、虞夏商周の四國是れなり、虞の幕は、能く和協の風を聽き知り、時に因り氣に順ひて、以て萬物を成育し之れをして生を樂しましめし者なり、夏の禹王は能くこと〴〵く洪水を平げ土地を治め以て、萬物をして各、其の種類によりて其の適當の所に安んじ處らしめし者なり、商の契は、能く五敎を敎へて父子兄弟を和合さし、以て百姓を養ひし者なり、周の棄は能くもろ〳〵の穀物蔬菜を播きそだて、以て人民に衣食の道を敎へし者なり、故に其の身或は子孫は皆王又は公侯伯となれり、祝融も亦前の四子と同功あり、能く天地光明の德を昭に顯はして以て善き材用を生じ、民を潤し惠みし者なり、しかるに其の子孫なる己、董、彭、禿、妘、曹、斟、芈の八姓は我周に於て未だ諸侯の霸となりしものあらず、しかし其の子孫にて前代にありて天地の事を助け治めし者は、昆吾と大彭となり、昆吾は夏代に於て諸侯の霸となり、豕韋は商代に於て諸侯の霸となれり、されど周代に當りては實に未だ霸となるものあらざるなり、今其の八姓の存亡を考ふるに、己姓の昆吾、蘇、顧、溫、董の五國と董姓の鬷夷豢龍の國は則ち夏王之れを滅ぼせり、彭姓の彭祖、豕韋、諸稽の三國は則ち商王之れを滅ぼせり、禿姓の舟人の國は則ち周王之れを滅ぼせり、妘姓の鄔、鄶、路、偪陽の四國と曹姓の鄒莒二國とは皆采服衞服の域内にありて、或は王室の配下にあり、或は夷翟にあれども、數へ上ぐるだけの國に非ずして又令德の聞ゆるなし、故に必ず與らず、斟姓は子孫絶えてなし、しからば祝融の後にて興らん者は、其の芈姓にあらんか、芈姓の中にて夔越の國は言ふに足らざるなり、蠻芈の國は蠻俗なり亦言ふに足らず、たゞ荊楚のみ實に明德あり、されば若し周衰へば其れ必ず興らん、今の諸侯の中にて姜嬴荊芈の三姓は實に諸姬と代る〳〵勃興にあづかるの運命を有せり、姜(齊)は伯夷の後なり、嬴(秦)は伯翳の後なり、荊芈は則ち祝融の後なり、伯翳は能く神を敬祀して堯帝を佐けしものなり、伯翳は能くもろ〳〵の事を議定して宜しきにかなはしめ以て舜帝を佐けし

蘇、顧、溫、董、董姓、鬷夷、豢龍、則夏滅之矣、彭姓、彭祖、豕韋、諸稽、則商滅之矣、禿姓舟人、則周滅之矣、妘姓、鄔、鄶、路、偪陽、曹姓、鄒、莒、皆爲采衞、或在王室、或在夷翟、莫之數也、而又無令聞、必不興矣、斟姓無後、融之興者、其在芈姓乎、芈姓夔越、不足命也、蠻芈蠻矣、唯荊實有昭德、若周衰、其必興矣、姜嬴荊芈、實與諸姬代相干也、姜伯夷之後也、嬴伯翳之後也、伯夷能禮於神、以佐堯者也、伯翳能議百物、以佐舜者也、其後皆不失祀、而未有興者、周衰其將至矣、

此の節は桓公南方には國すべからざるかと問ひ、史伯南方には楚あり勃興すべき運命あれば其の不可なることを對へしことを記す、

桓公問うて曰く、成周の南方には國すべからざるかと、史伯對へて曰く、夫れ南方の大國は荊なり、荊子熊嚴は伯霜、中雪、叔熊、季紃の四子を生めり、嚴卒して伯霜立つ、伯霜卒して三弟相爭ひ、中雪は死し、叔熊は難を濮に逃れて蠻俗となれり、季紃是れを以て立ちて位をうく、大夫薳氏將に叔熊を起して之れを立てんとせしが、又禍難ありて立つること能はず、是れ天季紃の運を開き作くるものなり、季紃は又甚だ聰明にして其の民を和協し、其の功德其の先王をおほへり、臣之れを聞く天の開き佑くる所のものは十世の間は衰へざるものなりと、されば季紃の子孫は必ず大に土地を開きて領土を大にせん、故に迫り近づきて國すべからざるなり、且つ荊は重黎の後なり、夫れ重黎は高辛氏の火正たり、天の明德地の大

八邑は皆虢鄶の附近の小國なり、〔前レ華〕前の華邑なり、〔主二茉騩一〕茉騩山の神主となること、國君は山神を主祭す、故にいふ、茉騩山は今河南省開封府新鄭縣の西南四十里にあり、〔食二溱洧一〕溱洧二水一帶の地に食むこと、食むとは其の土地を領有して税賦を收むること、溱水は洧水の支流、洧水は淮水の支流なり、〔典刑〕典は常なり、刑は法なり、

公曰、南方不可乎、對曰、夫荊子熊嚴生二子四人一、伯霜、中雪、叔熊、季紃、叔逃二難於濮一而蠻、季紃是立、薳氏將レ起レ之、禍又不レ克、是天啓レ之也、又甚聰明和協、蓋二其先王一、臣聞レ之、天之所レ啓、十世不レ替、也、夫其子孫必光二啓土一、不レ可レ偪也、且重黎之後也、夫黎爲二高辛氏火正一、以下淳二燿惇一大天明地德上、

光中昭四海上、故命レ之曰二祝融一、其功大矣、夫成二天地之大功一者、其子孫未三嘗不二章一、虞夏商周是也、虞幕能聽二協風一、以成レ物樂レ生者也、夏禹能單二平水土一、以品二處庶類一者也、商契能和二合五教一、以保二于百姓一者也、周棄能播二殖百穀蔬一、以衣二食民人一者也、其後皆爲二王公侯伯一、祝融亦能昭二顯天地之光明一、以生二柔嘉材一者也、其後八姓、於レ周未レ有二侯伯一、佐二制物於前代一者、昆吾爲二夏伯一矣、大彭豕韋爲二商伯一矣、當二周未レ有、己姓昆吾、

づくこと、〔當二成周一〕當は對すること、成周は後の洛陽なり、河南省河南府洛陽縣にあり、〔荊蠻〕楚の國のこと、〔申、呂〕周語中に解す、〔應〕姬姓の國なり、今河南省汝州魯山縣の東二十里に其の故城あり、〔鄧〕今湖北省襄陽府の東北二十里に其の故城あり、〔陳〕周語中に解す、〔蔡〕今河南省汝寧府上蔡縣に其の故城あり、〔隨唐〕二國共に今湖北省德安府隨州の中にあり、〔翟〕黃河以北に住める北狄を指す、〔鮮虞〕白狄の別種にて今直隸省正定府新樂縣にあり、〔路洛泉徐蒲〕五國皆赤狄の種族なり、路は一に潞に作る、今山西省潞安府潞城縣にあり、洛は今河南同州朝邑縣にあり、泉は一に前に作る、今河南省河南府洛陽縣の西南に其の故城あり、徐は今の何れの地にあたるか詳ならず、蒲は蒲城なり、晉語一を見よ、〔虞虢隗霍楊魏芮〕皆姬姓なり、虞霍は晉語二に解す、虢は西虢なり、芮と共に周語上に解す、隗は今の地を詳にせず、楊は今山西省平陽府洪洞縣にあり、魏は今山西省解州芮城縣にあり、〔曹宋滕薛鄒莒〕曹は晉語三に、宋は周語中に解す、滕薛は今の山東省兗州府滕縣に、鄒は今山東省兗州鄒縣に、莒は今山東省沂州府莒州あり、曹滕以外皆周の異姓なり、〔是非二王支子母弟甥舅一也、則皆蠻荊戎翟之人也〕王は周の王なり、支子は適子以外の子の稱、母は王の弟なり、甥舅は異姓の諸侯の稱、蠻荊は南夷戎翟は北夷なり、以上列擧の諸國中、王の支子母弟の國は皆姬姓にして、應、蔡、隨、唐、衞、燕、虞、虢、晉、隗、霍、楊、魏、芮、魯、曹、滕の十七國なり、申、呂、齊、（共に姜姓）鄧（曼姓）陳（嬀姓）宋（子姓）薛（任姓）鄒（曹姓）莒（己姓）の諸國は異姓の國、他は皆戎狄なり、〔非レ親則頑〕親は親しき者にて王の支子母弟甥舅を指し、頑は頑迷のものにて蠻荊戎翟を指す、〔濟洛河潁〕四水の名、濟洛二水は黃河の支流、河は黃河、潁水は淮水の支流なり、〔虢鄶〕虢は東虢なり、周語上に解す、鄶は周語中に解す、〔虢叔〕叔は虢君の字、名は石父なり、〔鄶仲〕仲は鄶君の字、名は詳ならず、〔貪冒〕冒も亦貪なり、故に二字にて貪欲のこと、〔寄二孥與一レ賄〕寄は寄託なり、孥は妻子なり、賄は貨財なり、〔弊〕衰ふること、〔以二成周之衆一〕以は帥なり、ヒキヰルと訓む、桓公は幽王の司徒となり周民の信賴を得たること、前に見ゆ、故に其の衆をひきゐるなり、〔二邑〕虢鄶を指す、〔鄢、蔽、補、丹、依、槩、歷、華〕此の

君、君若以成周之衆、奉辭伐罪、無不克矣、若克二邑、鄢蔽補丹依緊歷華君之土也、若前華後河、右洛左濟、主芣騩而食溱洧、脩典刑以守之、唯是可以少固、

此の節は、桓公王室衰微の兆あり、難の己が國に及ばんことを恐れ、國すべき安全の地を史伯に問ひ、史伯濟洛河潁の間の地を擇びて對ふることを記す、

桓公史伯に問ひて曰く、王室難多し、余亦其の難に及ばんことを恐る、其れ何れの所にか以て死を逃るべきやと、史伯對へて曰く、王室將に衰微せんとす、戎狄の勢は必ず盛とならん、されば之れに迫り近づきて國すべからざるなり、成周に對せる國は、南に荊蠻、申、呂、應、鄧、陳、蔡、隨、唐の諸國あり、北に衞、燕、翟、鮮虞、路、洛、泉、徐、蒲の諸國あり、西に虞、虢、晉、隗、霍、楊、魏、芮の諸國あり、東に齊、魯、曹、宋、滕、薛、鄒、莒の諸國あり、是等の諸國は周王の支子母弟甥舅の國に非ざれば、則ち皆荊蠻戎翟の人なり、王の親戚に非ざれば頑迷のえびすなり、故に入りて國すべからず、其れ入りて國すべきは、濟洛河潁四水の間の地か、是の四水間の地に國するものゝ中子男二爵の國にて虢鄶の二國を大なりとなす、今虢叔は權勢を恃み、鄶仲は險阻を恃みて德を修めず、驕侈怠慢の心ありて其の上に貪欲なり、されば君若し周室難多きの故を以て妻子と貨賄とを二國に寄託して保護を請はば、敢て其の地に居ることを許さずんばあらず、周は亂れて衰へ、是の二國は驕りて貪欲なれば、後必ず將に君にそむかんとす、其の時君若し成周の民を率ゐ正しき辭命を奉じて其の罪を鳴らし伐たば、勝たざることなし、若し二國に勝たば鄢、蔽、補、丹、依、緊、歷、華の八邑は君の領土とならん、其の時若し華邑を前にし河水を後にし洛水を右にひかへ濟水を左にひかへ、芣騩山の神主となり溱洧二水一帶の地を食み、典法を修めて之れを守らば、たゞ是れ以て少しく安固なるべきのみと、

〔史伯〕周の太史にて名は穎、字は碩父といふ、〔多故〕故は難なり、〔卑〕衰微なり、〔偪〕迫なり、迫り近

├共公（廿）─ 幽公（廿一）
　　　　　├ 繻公（廿二）
　　　　　└ 鄭君（廿三）

此の物語に記する所は桓公一代の事にて一章なり、

桓公爲司徒、甚得周衆與東土之人、

此の節は、桓公司徒となり民の信頼を得たることを記す、

桓公周の幽王の司徒となり、大に周の人民と東土の人民との信頼を得たり、

〔司徒〕周語上に解す、〔東土之人〕陝西以東の地なり、

問於史伯曰、王室多故、余懼及焉、其何所可以逃死、史伯對曰、王室將卑、戎狄必昌、不可偪也、當成周者、南有荊蠻、申、呂、應、鄧、陳、蔡、隨、唐、北有衞、燕、翟、鮮虞、路、洛、泉、徐蒲、西有虞、虢、晉、隗、霍、楊、魏、芮、東有齊、魯、曹、宋、滕、薛、鄒、莒、是非王之支子、母弟甥舅也、則皆蠻荊戎翟之人也、非親則頑、不可入也、其濟洛河潁之間乎、是其子男之國、虢鄶爲大、虢叔恃勢、鄶仲恃險、是皆有驕侈怠慢之心、而加之以貪冒、君若以周難之故、寄孥與賄焉、不敢不許、周亂而弊、是驕而貪、必將背

の兆あるを見其の難を蒙らんことを恐れ、封地棫林(陜西省華州)を去り虢鄶二國の地(河南省開封府新鄭縣)を得てこゝに移り以て後世の安をはかれり、幽王の犬戎に殺さるゝや桓公も亦殺されたり、子武公立つ周に仕へ平王の司徒となれり、武公卒して子莊公立つ、莊公周の地を侵して禾をとりし爲に周の桓王の怒にふれ朝するも禮せられず、よりて朝せず、桓王怒りて之れを伐つ、莊公之れを防ぎて王師を敗れり、莊公卒して後は大夫祭仲權を專にし君を易ふること四たびに及ぶ、祭仲死し、厲公(五代)復位(厲公は祭仲の爲に廢逐せらる)するに及び、周室の難を平げて王子頽を殺し惠王を安んぜり、是れより後は其の國中原に位するを以て晉楚抗爭の渦中に投ぜられ、或は晉につき或は楚につき、其のたび毎に削地の患を蒙り、存するもの僅に彈丸黑子の地に過ぎず、簡公(十五代)の時賢人子產相となり、內は國政をとゝのへ、外は諸侯に應接して治安の實をあげたれども、亦たゞ危きを支へ亡ぶるを救ひしに止まり、削地を恢復して國勢をはる能はず、聲公(十八代)の時、子產卒せしより復振はず、二十三代鄭君の時に至りて韓の爲に滅さる、桓公國を享けてより四百三十二年なり、其の系圖左の如し、

此節は襄子防守の地として晉陽を擇べることを記す、知韓魏の三卿襄子を攻む、襄子出でて走らんとし、曰く、吾いづくに走らんかと、從者曰く、長子は近くして且つ其の城堅く完しと、襄子曰く、長子の城は民に力をつからして之れを完くさせしものなり、しかるに今又其の身を斃して以て守らせんとせば、民其の不仁を怒る、誰か我にくみし從はんやと、從者曰く、邯鄲の倉庫みてりと、襄子曰く、邯鄲の倉庫は民の膏血をさらへて以て之れを實てしものなり、しかるに今又こゝに籠り其の身を殺して守らせんとせば、民其の不仁を怒る、誰か我にくみし從はんや、我走るべき處は其れ晉陽か、先主の我に一朝難あらば立こもれと言ひ置きし地なり、尹鐸の寛大の政を以て民をめぐみし所なり、民必ず其の上を親めるならんと、乃ち晉陽に走る、三家の軍圍みて汾水を決して水攻めにす、水中に沈みつかりたる竈のところに蝦蟇を產するやうに苦境に陷りたれども、民にそむく心なかりき、

〔長子〕趙の別縣なり、今の山西省潞安府にあり、〔厚完〕堅く完きこと、〔斃以守レ之〕其の身を斃して防守さすこと、〔邯鄲〕趙の別縣にて今の直隸省廣平府邯鄲縣にあり、〔膏澤〕猶膏血といふが如し、〔殺レ之〕其の身を殺して防守さすこと、〔屬〕言ひ置くこと、〔所レ寛〕寛は寛大なるめぐみの政を施すこと、〔龢〕其の上に親むこと、〔晉師〕三卿の軍をいふ、〔圍而灌レ之〕圍みて汾水の水をそゝぎ水攻めにすること、〔鼃〕蝦蟇なり、

○以上第廿一章、趙襄子三家の攻伐にあひ、貨財を賂ひて諸侯に援を請はず、又防守の地として晉陽を擇べる遠大の志ある物語なり、

卷第十六

鄭語

鄭の祖は桓公といひ、其の名を友と曰ふ、周の厲王の少子にして宣王の庶弟なり、宣王卽位の二十二年初めて鄭に封ぜらる、封ぜられて三十三歲百姓親愛せり、よりて幽王に拔擢せられて司徒となり、大に周の民を和輯せり、公周室の衰微

に賂ひて助を求むべしといふ計を斥けたることを記す、

晉陽の圍守の前に、張談趙襄子に說きて曰く、先主の重寶を造れるは一朝國家に難あるときに備へんが爲なり、子なんぞ此の重寶を愛まず諸侯に賂ひて援を請はざるやと、襄子之れを欲せず、たゞ曰く、吾使者として諸侯に赴かすべき臣なしと、張談曰く、地や適任なりと、襄子曰く、吾不幸にして疾あり、先子に及ばず、不德にして貨財を貪れり、彼の地や常に吾を諫むることなくして吾に貪欲を勸む、是れ吾疾を養ひて增長させて吾祿を求むるの臣なり、若し之れに從へば君臣共に斃るべし、吾は倶に斃るゝの不道をなす人には與みせずと、談に其の計の不可なるをそれとなく悟らせたり、

「晉陽之圍」前章晉陽之難の條を見よ、「張談」趙襄子の相なり、「先主」先大夫なり、「重器」貴重の寶器なり、「無ㇾ使也」使は使者なり、「地」襄子の親臣なり、姓は明ならず、「疾」短所なり缺點なり、「不ㇾ夷二於先子一」夷は等なり、ヒトシと訓む、先子は趙簡子なり、先子に等しからずとは先子に及ばざるをいふ、「不德而賄」此れ不幸有疾の疾なり、賄は貨財を貪ること、「求ㇾ飮二吾欲一」吾に貪欲といふ惡酒を飮ましむることを求むにて、貪欲をすゝむるをいふ、「不ㇾ與二皆斃一」皆は倶なり、トモニと訓む、臣貪欲をすゝめて君之れを用ひば、是れ君臣倶に斃るゝの道なり、故に吾は此の倶に斃るゝ道を我にすゝむるもの卽ち地に與みせずとなり、

襄子出、曰、吾何走乎、從者曰、長子近、且城厚完、襄子曰、民罷ㇾ力以完ㇾ之、又斃以守ㇾ之、其誰與ㇾ我、從者曰、邯鄲之倉庫實、襄子曰、浚二民之膏澤一以實ㇾ之、又因而殺ㇾ之、其誰與ㇾ我、其晉陽乎、先主之所ㇾ屬也、尹鐸之所ㇾ寬也、民必龢矣、乃走二晉陽一、晉師圍而灌ㇾ之、沈竈產ㇾ鼃、民無二畔意一、

せり、〔欒有二叔祁之愬一〕欒は欒盈なり、叔祁は范宣子の女にて盈の母なり、其の家老州賓と通ず、盈之れを患ふ、叔祁之れを范宣子に愬ふ、宣子遂にはかりて盈を逐ひ滅すに至れり、〔范中行有二函冶之難一〕范中行は前に見えたる范吉射と中行寅となり、函冶は范皐夷（吉射の一族）の邑なり、吉射皐夷を寵せず、皐夷怨り、吉射中行寅の趙簡子を晉陽に圍むや、皐夷内より起りて二子を陷れ、出奔せしむるに至れり、〔夏書〕今の書經の五子之歌篇に見ゆれども、五子之歌篇は僞古文なれば古は何篇にありしか明かならず、〔一人三失〕一人は君なり、三失はたび／＼過失するなり、〔在レ明〕明は著明なり、著明なる過失なり、〔周書〕書經康誥の篇になり、〔小物〕物は事なり、〔君相〕君は韓康子を指し、相は段規を指す、〔誰不レ可レ喜〕誰を以て喜ぶべからずと爲すか皆喜ぶべしとなり、〔誰不レ可レ懼〕誰を以て懼るべからずと爲すか皆懼るべしとなり、〔蚋〕蚊なり、〔蛾〕蟻なり、〔蠭〕蜂なり、〔蠆〕さそりなり、〔有二晉陽之難一云云〕知襄子貪慾なり、其の勢を恃み地を韓魏の二卿に求む、二卿之れを與ふ、趙襄子に求む、與へず、よりて怒りて韓魏の二卿を強誘して之れを攻む、趙襄子晉陽に走る三家圍みて水攻めにす、趙襄子竊に夜其の相張談をして韓魏の陣にゆきて説かしむ、段規もと知襄子を怨む、乃ち首として其の君に説き遂に韓と力をあはせて趙をたすくるに決し、水を知伯の陣に注ぎて之を破り、知襄子を殺せり、〔知伯〕伯は知襄子の字なり、

○以上第二十章、知襄子知伯國の諫をきかず遂に亡滅の非運に陷りし物語なり、

晉陽之圍、張談曰、先主爲二重器一也、爲二國家之難一、盍二姑無一レ愛二寶於諸侯一乎、襄子曰、吾無レ使也、張談曰、地也可、襄子曰、吾不幸有レ疾、不レ夷二於先子一、不德而賄、夫地也求レ飲二吾欲一、是養二吾疾一而干二吾祿一也、吾不レ與二皆斃一、

此の節は晉陽の圍の前に、趙襄子張談の貨寶を諸侯

衞より還りて後、知襄子、韓康子、魏桓子の三卿藍臺に宴す、ときに知襄子韓康子に戲れ、魏桓子の相段規を侮れり、知伯國之れを聞き、襄子を諫めて曰く、主禍難に備へずば禍難必至らんと、襄子曰く、禍難は將に我より起らんとす、我禍難を起さずば誰か敢て之れを興さんと、伯國對へて曰く、臣の思ふ所は是れに異なり、夫れ郤氏に車轅の難あり、趙氏に孟姬の讒あり、欒氏に叔祁の難あり、范中行氏に亟冶の難あり、殺亡の禍を招きしは皆主の知れる所なり、夏書に之れあり、曰く、人君たび／＼過失す、たとへ小過なりとて油斷すべからず、凡て人の怨む所は豈著明なる大過にあらんや、實に皆小過より起るなり、故に怨の未だ形れざるに先ち小過と雖、戒懼し以て後の禍怨の起らぬやうにはかるべしと、又周書に之れあり、曰く、人の怨は常に大なる事より起るとも限らず、亦小なる事より起ると限らざれば、大小によらず愼みて戒めざるべからずと、それ故に君子は能く小さき事と雖勤めて忽にせざるを以て大なる患なきなり、しかるに今主は一たび宴して人の君相をはづかしめ、又之れに備へずして曰く、我より難を起さずば他人は敢て難を起さずと曰ふは、乃ち不可なることなからんか、夫れ人は誰を以て喜ぶべからずと爲すか皆喜ぶべきなり、又誰を以て懼るべからずと爲すか皆懼るべきなり、喜ぶべきを見て懼るべからざるを見ざるは、難を招くの本なり、彼の蚋蛾蚤蠆の如き小蟲すら皆能く人を害す、況や君相をや、懼れて備へざるべけんやと、襄子きかず、伯國の言は違はず、是れより五年の後に晉陽の難あり、段規反して難を起し、知襄子を軍に殺し遂に知氏を滅ぼせり、

〔還ㇾ自ㇾ衞〕知襄子鄭を伐ち衞より晉にかへること、〔三卿〕知襄子と韓康子と魏桓子となり、〔藍臺〕地名なり、〔段規〕魏桓子の相なり、〔知伯國〕晉の大夫にて知襄子の一族なり、〔郤氏有二車轅之難一〕郤犫（晉語六を見よ）長魚蟜と田を爭ひ、蟜を執へ其の父母妻子と共に之れを車轅の上に繫ぎて辱しむ、既にして蟜厲公に嬖せらるゝや、之れを讒し、遂に犫を始め郤氏の一族を殺せり、〔趙有二孟姬之讒一〕趙は趙同趙括なり、孟姬は趙文子の母、莊姬（景公の姊）なり、孟姬趙嬰（趙同趙括の弟）に通ず、同括の二人之を知りて嬰を逐ふ、孟姬憖ぢ怨みて二人を景公に讒す、公之れを殺

〔知襄子〕知宣子の子瑤なり、〔士茁夕〕士茁は知襄子の家臣なり、夕は夕に往きて見ゆるなり、〔秉筆〕筆をとる役名にて史官をいふ、〔記〕錄なり、〔高山峻原不生草木〕峻は峻嶮なり、高山峻嶮の原は寒冷にして岩石峨々たり、故に草木を生ぜざるなり、勢力高きものは人羨み怨み恐れて歸せざるにたとふ、〔松柏之地其土不肥〕松柏の繁茂せる地は其の土乾燥して肥沃ならざるなり、蓋し松柏の養分を吸收し盡すを以てなり、勢力盛なるものの處には他人來るも勢力を得る能はざるを以て、羨み怨みて歸服せざるにたとふ、〔土木勝〕土木は築造のもの、即ち宮室をさし、勝は美麗なること、

○以上第十九章、知襄子宮室をつくりて美麗なり士茁諷してきかず遂に亡びたる物語なり、

還自衛、三卿宴于藍臺、知襄子戲韓康子、而侮段規、知伯國聞之、諫曰、主不備、難必至矣、曰、難將由我、我不爲難、誰興之、對曰、異於是、夫郤氏有車轅之難、趙有孟姬之讒、欒有叔祁之愬、范中行有函冶之難、皆主之所知也、夏書有之、曰、一人三失、怨豈在明、不見是圖、周書有之、曰、怨不在大、亦不在小、夫君子能勤小物、故無大患、今主一宴而恥人之君相、又弗備、曰、不敢興難、無乃不可乎、夫誰不可喜、而誰不可懼、蜹蛾蠭蠆、皆能害人、況君相乎、弗聽、自是五年、乃有晉陽之難、段規反首難、而殺知伯于師、遂滅知伯、

の適子にて字は伯、謚して襄子といふ、〔知果〕晉の大夫にて宣子の一族なり、〔宵〕宣子の庶子なり、〔很〕もとること、〔宵之很在レ面〕宵の很れるは面貌にありとは面貌の人好きのせぬをいふ、〔鬢〕びんづらなり、〔足力〕力の充足すること、大力なり、〔伎藝畢給〕藝は藝に同じ、給は足なり、其能なること、〔巧文〕文は辭令なり、辭令に巧なること、〔辯惠〕辯舌敏捷なること、〔待レ之〕其の爲す所を受けて之れに應ずること、〔知宗〕知氏の一族なり、〔別二族于大史一〕大史に願ひて知氏より分離し別の族となること、大史は氏姓を掌ればなり、〔知氏之亡〕知瑤は後己の勢力をたのみ韓魏二卿を强要して趙襄子を攻め、二卿の裏切りして趙襄子と共に之れを亡ぼせり、後章に詳し、

○以上第十八章、知果知宣子に知瑤を世嗣となすの不可を諫めて聽かれず、其の亡滅の不幸に陷るを知り自ら知族と別れて輔氏となりし先見の明ありし物語なり、

知襄子爲室美、士茁夕焉、知伯曰、室美夫、對曰、美則美矣、抑臣亦有懼也、知伯曰、何懼、對曰、臣以秉筆事君、志有之曰、高山峻原不生草木、松柏之地其土不肥、今土木勝、臣懼其不安人也、室成三年而知氏亡、

知襄子宮室をつくる、美麗なり、士茁夕に往きて見ゆ、知伯曰く、宮室は美麗なるかなと、士茁對へて曰く、美麗なることは則ち美麗なり、されど臣も亦之れを見て懼るゝことありと、知伯曰く、何をか懼ると、士茁對へて曰く、臣は史官を以て君に事ふ、記錄にこれあり、高山峻原には草木を生ぜず、松柏の繁茂せる地は其の土肥えずと、是れ勢力高く盛なるものの處は羨望怨惡し又恐懼するもの多きを以て歸するもの少なきの譬なり、今子の築造あまりに美麗なり、是れ子の勢の高く盛なるを示すものなり、臣懼る、其の人をして羨怨恐懼して安心せざらしめんことを、知伯きかず、宮室成り三年にして知氏亡びたり、

○以上第十七章、趙襄子德なくして翟にかちしを恐れたる物語なり、

知宣子將以瑤爲後、知果曰、不如宵也、宣子曰、宵也很、對曰、宵之很在面、瑤之很在心、心很敗國、面很不害、瑤之賢於人者五、其不逮者一、美鬢長大則賢、射御足力則賢、伎藝畢給則賢、巧文辯惠則賢、彊毅果敢則賢、如是而甚不仁、以其五賢陵人、以不仁行之、其誰能待之、若果立瑤也、知宗必滅、弗聽、知果別族于大史爲輔氏、及知氏之亡、唯輔果在、

知宣子將に瑤を以て世嗣となさんとす、知果諫めて曰く、瑤は宵に及ばず、まさに宵を以て世嗣となすべしと、宣子曰く、宵は很れりと、知果對へて曰く、宵の很れは其の面貌にあり、瑤の很れるは心にあり、心の很れるものは國を敗れども面貌の很れるは少しも害ならず、瑤の人に賢れるもの五ありて其の人に及ばざるもの一あり、びんづらの美しき身體の長大なるは則ち人にまさり、射御の巧なる力の充足するは則ち人にまさり、伎藝の畢く堪能なるは則ち人にまさり、辭令の巧に辯舌の敏捷なるは則ち人にまされり、志氣の强毅にして果敢なるは則ち人にまされり、是の如くにして甚だ不仁なり、是れを人に及ばざる第一缺點とす、夫れ其の五つのまさりたる長所を以て人を陵辱し、不仁を以て之れを行ふときは、其れ誰か能く其の爲す所を受けて應ぜんや、されば若し瑤を立てゝ世嗣とせば、知家の一族は必ず滅びんと、宣子聽かず、知果は大史に願ひ知氏の族より分離し、改めて輔氏と爲れり、故に後年知氏の亡ぶるに及びてたゞ輔果のみ滅びずして存在せり、

〔知宣子〕正の卿にて名は甲、宣子は謚なり、〔瑤〕宣子

〔君子〕位を以ていふ、君卿大夫を指す、〔哀無人〕人は賢人を指す、〔寵〕尊榮の位なり、〔不令〕令は善なり、〔年之不登〕登は高なり、年の高からずとは年齒の壽ならざるをいふ、〔庶難〕諸〻の禍難なり、〔宗廟之犧爲畎畝之勤〕畎は田間のみぞ、畝はうねなり、故に田間轉じて農耕の義に用ふ、一句の意は宗廟の神に仕ふる犧牛は主家亡び子孫微祿せる爲に今や田間にありて農耕の勤をなせりとなり、〔何日之有〕何ぞ期日あらんにて直に間もなき意なり、〇以上第十六章、趙簡子人は能く化せずと歎じたるを以て、竇犨其の然らざることを例說して諷したる物語なり、

趙襄子使新稺穆子伐翟、勝左人中人、遽人來告、襄子將食尋飯、有恐色、侍者曰、狗之事大矣、而主色不怡何也、襄子曰、吾聞之、德不純而福祿竝至、謂之幸、夫幸非福也、非德不當雝、雝不爲幸、吾是以懼、

趙襄子新稺穆子をして翟を伐たしめ、左人中人の二邑に勝つ、遽人來り告ぐ、時に襄子將に飮食し、ついで飯をくはんとす、此の報を得て恐るゝ顏色あり、侍者曰く、新稺狗の二邑に勝ちしは大功なり、而るに主の悅びざるは何故かと、襄子曰く、吾之れを聞く、德純一ならずして福祿ならび至る、之れを徼幸といふと、夫れ徼幸は眞の福に非ざるなり、德あるに非れば神の福を受くるに當らず、神の降す福は徼幸と爲さず、吾今德なくして此の大勝を得たり、是れを以て懼るゝなりと、

〔趙襄子〕簡子の子無卹なり、襄子は謚なり、〔新稺穆子〕晉の大夫にて新稺は姓、名は狗、穆子は謚なり、〔左人中人〕翟の邑の名なり、〔遽人〕遽は傳（驛）なり、傳は驛の役人なり、〔食尋飯〕食は飮食なり、尋は繼なり、ツイデと訓む、飯は飯くふこと、〔狗之事大矣〕狗は新稺穆子の名、大は大勝なり、〔怡〕悅なり、〔幸〕徼幸なり、〔雝〕祐に同じ、神の福なり、

を指す、
○以上第十五章、趙簡子賢士を壯騶茲に問ひて騶茲の其の心掛を祝賀したる物語なり、

趙簡子歎曰、雀入于海爲蛤、雉入于淮爲蜃、黿鼉魚鼈莫不能化、唯人不能哀夫、竇犨侍曰、臣聞之、君子哀無人不哀無賄、哀無德不哀無寵、哀名之不令不哀年之不登、夫中行范氏不恤庶難、而欲擅晉國、今其子孫將耕於齊、宗廟之犧爲畎畝之勤、人之化也、何日之有、

趙簡子歎息して曰く、雀は海に入り化して蛤となり、雉は淮水に入り化して蜃となり、黿鼉魚鼈も亦能く化せざるなしと聞く、たゞ人のみ化する能はず、哀しいかなと、時に竇犨侍れり、曰く、臣之れを聞く、君子は賢人なきを哀みて貨財なきを哀まず、德の修まらざるを哀みて尊榮の位なきを哀まず、名の善からざるを哀みて年齒の壽ならざるを哀まずと、夫の中行范の二氏は、もろ〳〵の難をうれへずして晉國の政を擅にせんとせしかば、今其の子孫は將に齊國に耕さんとし宗廟の犧牛は農耕の勤を爲すに至れり、是れ人の大變化にあらずや、是によりて之れを觀れば人の化するや何ぞ期日あらん、其の心掛一にて直に如何やうにも化するものなりと、

〔雀入于海爲蛤、雉入于淮爲蜃〕雀は黃雀なり、體の小にして口の黃なる雀なり、淮は淮水、蜃は大蛤なり、雀雉の蛤蜃に化するとは大戴禮にも見ゆ、古より言ひ傳へたる言なるべし、〔黿鼉魚鼈莫不能化〕鼈はすつぽんなり、黿は鼈の一種にて極めて大なるもの、鼉は蜥蜴に似て長丈餘鱗甲黑色とあり、穿山甲か鰐の類なるべし、論衡に蛇化して魚鼈となりとあり、開寶本草に石首魚化して野鴨となるとあり、亦皆古より言ひ傳へたることなるべし、〔竇犨〕晉の大夫にて字は鳴鐸（鐸一に犢に作る）といふ、賢名あり、

不は非なり、君の非とする所にして善あらば、其の善を説きて其の非を去り、君の善を大きくすること、〔獻能而進賢〕獻は進なり、能賢は君の才能賢德なり、〔擇才〕才は賢才の士なり、〔善敗〕前世得失の事なり、〔導之以文〕道は導に同じ、之は君を指す、以下行之勤、之致之の之字皆同じ、文は文德なり、〔行之〕君に對して己が身を行ふことにて君に事ふることをいふ、〔致之〕君の爲に力を致すこと、〔匡相〕ただしたすくること、〔使至於難〕范中行二氏の放逐されたることをいふ、前章に解す、〔君出在外〕鐵の戰（前章を見よ）以後二氏は晉より逃れて齊にあり、故にいふ、〔不能定〕君の職業を定めて安んずる能はざること、〔勤營〕つとめはかること、〔立於外〕外國に於て身を立て爵士を得ること、

○以上第十四章、趙簡子范中行二氏の遺れる良臣を得んとせるを史黯諫めて止めたる物語なり、

趙簡子問於壯馳茲曰、東方之士孰爲瘉、壯馳茲拜曰、敢賀、簡子曰、未應吾問、何賀、對曰、臣聞之、國家之將興也、君子自以爲不足、其亡也若有餘、今主任晉國之政、而問及小人、又求賢人、吾是以賀、

趙簡子壯馳茲に問ひて曰く、東方の國の士は誰を賢れりとするかと、壯馳茲拜して曰く敢て賀すと、簡子曰く、未だ吾問にこたへずして何故に賀するかと、壯馳茲對へて曰く、臣之れを聞く、國家の將に興らんとするや、其の君子は自ら以て足らずとなし德を修め賢を求め、國家の將に亡びんとするや、其の君子は自ら以て餘あるが如く思ひ德を修め賢を求めずと、今主は晉國の政を總ぶる官にありて、問ふこと吾の如き小人にまで及び、又賢人を求めんとす、これ國家の將に與らんとする兆なり、吾是れを以て賀せるなりと、

〔壯馳茲〕晉の大夫、蓋し吳の人といふ、〔東方之士〕東方は齊魯より吳のあたりの地を指していふ、〔瘉〕賢なり、マサルと訓む、〔君子〕位を以ていふ、君卿大夫

不能定而棄之、則何良之爲、若弗棄則主焉得之、夫二子之良、將勤營其君、使復立於外而後止、何日以來、若來乃非良臣也、簡子曰、善、吾言實過矣、

趙簡子歎息して曰く、吾願くは范中行二氏の遺れる良臣を得たしと、史黯側に侍りて曰く、之れを得て將にいづくに用ひんとするかと、簡子曰く、良臣は人の願ふ所なり、又何の故ありて之れを問へると、史黯對へて曰く、臣以爲らく遺れる良臣は眞の良臣ならざる故にかく申せしなり、夫れ君に事ふる者は君の過を諫めて救ひ、君の善をすゝめて益〻大きくし、君の善とする所にして非あれば其の非を說きて其の善をたすけ成し、君の非とする所にして善あれば其の善を說きて非を去り、以て君の才能を進め、君の賢德を進め、又賢才の士を擇びて之れを推薦し、朝夕前世の得失の事を誦して君の心に納れて奬勵戒懼する所あらしむ、かく君を導くに文德を以てし、君に事ふるに忠順を以てし、君の事を勤むるに全力を以てし、君の爲に盡くすに死を以てす、而して己が言を聽用すれば則ち進みてます／＼盡くし、然らざれば則ち退いて身を全うするは、臣たるものゝ道なり、しかるに今范中行二氏の臣は、其の君を匡したすくること能はずして禍難にかゝるに至らしめ、其の君出でて外國にあるも又其の君の職業を定めて安んずる能はずして之れを棄て去る、則ち何ぞ此れ等を以て良臣と爲すを得んや、若し彼等にして其の君を棄て去らずば則ち主はいづくんぞ之れを得べけんや、夫の二子の良臣は將に勤めて君の事を謀り、君をして外國に於て爵土を得せしめて死するまでつくして而して後に止めんとす、何れの日か來り主に仕へんや、若し來りて主に仕へば乃ち良臣に非ざるなりと、簡子曰く善し、吾が言は實に過てりと、

〔范中行〕前に見えたる范吉射中行寅なり、〔賞レ善〕君の善をすゝめてます／＼大きくすること、〔薦レ可〕君の善とする所にして非あらば、其の非を說きて之れを去り、其の善を成就さすこと〔替レ不〕替は去なり、

に獵するの不禮を諷したるなり、簡子悟る所あり、乃ち中止して家に還れり、
〔田〕獵なり、〔螻〕晉君の囿の名なり、囿は禽獸を放養する所なり、〔史黯〕晉の大夫、時に簡子に事へて史官たり、〔門〕囿の門なり、〔麓〕君の苑囿を主る官なり、〔當日〕直日なり、直日の吏（其の日務に當りて役所につめ居る役人）をいふ、
○以上第十二章、史黯趙簡子の君の許を得ずして君の囿に獵せんとしたるを諷して止めたる物語なり、

少室周爲趙簡子右、聞牛談有力、請與之戲、弗勝、致右焉、簡子許之、使少室周爲宰曰、知賢而讓、可以訓矣、

少室周趙簡子の車右と爲る、牛談が力ありと聞き、請うて之れと角力し勝たず、よりて車右の職を談におくれり、簡子之れを許し、少室周をして家宰たらしめて曰く、賢を知りて之れに讓るは以て敎訓となすべしと、
〔少室周〕簡子の臣なり、〔右〕車右なり、〔牛談〕簡子の臣なり〔與之戲〕之れと角力するなり、〔宰〕家宰なり、
○以上第十三章、趙簡子少室周の賢を知りて職を讓れるを嘉みし家宰に拔擢したる物語なり、

趙簡子歎曰、吾願得范中行之良臣、史黯侍曰、將焉用之、簡子曰、良臣人之所願也、又何問焉、對曰、臣以爲不良故也、夫事君者、諫過而賞善、薦可而替不、獻能而進賢、擇才而薦之、朝夕誦善敗而納之、道之以文、行之以順、勤之以力、致之以死、聽則進、不則退、今范中行之臣不能匡相其君、使至於難、君出在外、又

い」なり、〔止レ之〕馬を止めて徐行し轍のきれるを免れしこと、〔上之次也〕上は上官にて車右莊公を指す、〔乘レ材〕乘は轢なり材は路上に横へたる敵を防ぐ材木なり、〔諄〕佐なり、タスクと訓む、〔趙鞅〕鞅は簡子の名なり、〔昭〕明なり、〔皇祖文王〕皇祖は大祖なり、文王は周の文王にて衞の先祖康叔の父なり、〔烈祖康叔〕烈祖は顯祖なり、功績顯明の祖の義なり、康叔は乃ち衞の先祖にて周の文王の子なり、〔文祖襄公〕文祖は文德ある祖の義なり、襄公は莊公の祖父なり、〔昭考靈公〕昭は明、考は父なり、賢明なる父の義なり、靈公は莊公の父なり、〔夷〕傷なり、キズツクと訓む、〔無レ筋無レ骨〕筋を絕つことなく骨を折ることなしとなり、〔敗レ用〕用は兵用なり、兵器を指す、〔隕懼〕隕越の懼なり、隕越はおちたふること、〔志父寄也〕簡子初の名は鞅といふ、晉陽の圍を免れたる後名を改めて志父といふ、寄とは其の禱に寄せて己も成功をいのるといふ意なり、

○以上第十一章、鐵の戰に簡子の壯烈なりしこと、車右莊公の戰勝無事を禱りし物語なり、

趙簡子田二于螻一、史黯聞レ之、以レ犬待二于門一、管子見レ之曰、何爲、曰、有下所レ得レ犬、欲レ試二之茲圃一、管子曰、何爲不レ告、對曰、君行臣不レ從不順、主將レ適レ螻、而麓不レ聞、臣敢煩二當日一、簡子乃還、

趙簡子螻の圃に獵せんとす、史黯之れを聞き、獵犬をひきゐて圃の門に待てり、簡子門に至り、之れを見て曰く、何の爲に來りしかと、史黯對へて曰く、この度犬を得たりしかば、茲の圃内にかりして之を試みんとせしなりと、簡子曰く、然らば何ぜ前以て獵することを告げざりしかと、史黯對へて曰く、君の行ふ所にして臣從はざるは不順の至なることは古よりの法なり、今主は將に螻の圃に適き獵りせんとするも、豫め麓吏に告げて君の許を得ざるを以て、麓吏は毫も主の來るを聞知せざるなり、されば臣も亦敢て主の行に倣ひ臣が獵することを豫告し主の直日の吏を煩すことを爲さんやと、蓋し暗に其の君に請はずして圃

筋無骨、無面傷、無敗用、無隕懼、死不敢請、簡子曰、志父寄也、

鐵の戰に趙簡子曰く、鄭人我を擊ち吾車中に斃れ弢上に伏して血流れて面を汚せしも猶能く鼓をうちて進擊し、其の音少しも衰へざりき、今日の事功は我にしくものなしと、時に衞莊公車右たり、曰く、吾九たび車を乘降して敵人を擊ちて盡くたふし簡子を救へり、今日の事功我上に出づるものなしと、郵無正御たり、曰く、吾兩靷將にきれんとせしに吾能く馬を止めて徐行し漸く之れを保ちたり、今日の事功我は上官の次なり、車を進めて地に橫はる防材を轢り行きしときは兩靷は皆きれて如何ともすべからざるに至りしなりと、是に於て再び戰はんとす、衞の莊公禱りて曰く、曾孫蒯聵趙鞅を佐くる故を以て、敢て明に我皇祖文王烈祖康叔文祖襄公昭考靈公の靈に告ぐ、願くは我等を保護し傷つくも、請ふ筋を絕つことなく骨を折ることなく、又面を傷つくことなく、兵器を敗ることなく、隕越の懼あることなくせよ、死することは敢て請はずと、簡子曰く、志父も亦其の禱に寄せて成功をいのらんと、

〔鐵之戰〕鐵は衞の地なり、直隸省大名府開州の北にあり、下邑の役に中行寅范吉射簡子を晉陽に圍みしも、內部に紛爭ありて二子は却て定公に逐はれ、簡子は韓魏二卿の爲に救はれ誓ひて服從の義を立てたるを以て許されたり、是に於て寅吉射の二子は朝歌を以て畔く、齊鄭の二國之れを助く、定公の十九年齊人之れに粟を輸る、鄭の罕達駟弘兵を帥ゐて其輸送の任に當り、吉射之れを迎へている、簡子乃ち兵を率ゐて鄭兵を禦ぎ戚（地名）に遇ひ遂に鐵に戰ひてかてり、〔鄭人擊我吾伏弢衂血鼓音不衰〕鄭人簡子を擊ちて肩に中つ、簡子車中に斃れ弢上に伏し、出血面を汚せしも而も能く鼓をうち號令せしをいふ、弢は弓衣なり、衂は面の血に汚るゝと、〔衞莊公爲右〕莊公名は蒯聵、靈公の太子たり、靈公の夫人南子を惡み之れを殺さんと欲して果さず、出奔して晉に奔り、簡子に賴る、故に此の時簡子の右（車右）となりて働きしなり、後簡子の援により衞に入りて卽位す、〔九上九下〕九たび車を乘り降するなり、〔莫我加也〕我上に出づるものなしの意なり、〔兩靷〕靷は靷（むなが

一族なり、〔何望矣〕吾望む所に非ずといふに同じ、〔說〕悅に同じ、〔微レ子〕微は無なり、〔幾〕は殆なり、ホトンドと訓む、〔免レ難之賞〕軍功の賞なり、

初伯樂與二尹鐸一有レ怨、以二其賞一如二伯樂氏一曰、子免二吾死一、敢不レ歸レ祿、辭曰、吾爲レ主圖、非レ爲レ子也、怨若レ怨焉、

此の節は、尹鐸郵無正が怨を忘れて己を救へるをきき往きて謝し、己が受けし賞をおくりしに無正の辭したることを記す、

初め郵伯樂尹鐸と怨あり、鐸伯樂の簡子を諫めて己を救ふを聞くや、其の受けし賞を以て伯樂の宅に往き謝して曰く、子は吾が死を免れしめたり、吾敢て賞を子に遺りて謝せざらんやと、伯樂辭して曰く、吾は吾主の爲に圖りしにて子の爲に圖りしに非ず、されば怨はもとの如しと、

〔伯樂〕郵無正の字なり、〔歸レ祿〕歸は遺なり、オクルと訓む、祿は得る所の賞を指す、〔怨若レ怨〕はもとの如く變らずの意なり、

○以上第十章、趙簡子郵無正の諫をきゝて尹鐸を賞し、尹鐸無正の怨を忘れて己を救ひしを謝して無正の辭せる物語なり、

鐵之戰、趙簡子曰、鄭人擊レ我、吾伏レ弢衉レ血、鼓音不レ衰、今日之事、莫二我若一也、衞莊公爲レ右、曰、吾九上九下、擊レ人盡殪、今日之事、莫二我加一也、郵無正御、曰、吾兩鞁將レ絕、吾能止レ之、今日之事、我上之次也、駕而乘レ材、兩鞁皆絕、衞莊公禱曰、曾孫蒯聵以二諄趙鞅一之故、敢昭告于皇祖文王、烈祖康叔、文祖襄公、昭考靈公、夷請無

ば庶幾くは以て趙氏の一族を安んずるを得んかと、鐸の忠や此の如し、子若し之れを罰せば是れ善人を罰するなり、善人を罰せば必ず惡人を賞せん、此の如きは臣の望む所に非ざるなりと、簡子きゝて悔悟し大に悦びて曰く、子の吾を諫むることなかりせば、吾は人と爲るを得ざりきと、乃ち軍功の賞を以て尹鐸を賞せり、

〔墮二其壘培一〕墮は壞なり、コボツ又コハスと訓む、壘培は壘壁なり、下邑の役に中行寅范吉射が簡子を晉陽に圍みし時に築きしものを指す、〔増レ之〕増は増築なり、〔辭レ之〕辭は請なり、コフと訓む、請レ之とは尹鐸をゆるさんことを請ふなり、〔郵無正〕字は伯樂晉の大夫なり、一に姓を王名を良ともいふ、〔先主〕卿大夫を主と稱す、先主猶先大夫といふが如し、〔文子〕簡子の祖父なり、〔少釁二於難一從二姫氏於公宮一〕釁は動なり、動二於難一とは禍難に遇ひ心を動かせしとなり、姫氏は莊姫にて文子の母なり、初め趙朔景公の姉莊姫を娶りて文子を生む、朔死して莊姫趙嬰に通ず、嬰の兄趙同趙括嬰を放つ、莊姫同括二人を公に讒す、公乃ち伐ちて之を殺し趙氏を滅す、此時文子は莊姫に從ひて宮中にあり、此にて育てられたり、〔公族〕公族大夫なり、〔在レ位〕位は卿位なり、〔羞〕進なり升進なり、〔失二趙氏之典刑一〕典刑は常法なり、趙氏は一時亡滅の非運にあふ、故にいふ、〔去二其師保一〕文子は竊に宮中に育てられて師保に教育せられず、故にいふ、〔基二於其身一〕基は始なり、其の身より趙家中興の業を始めて德を修めしとなり、〔復二其所一〕其所は其の祖先の職位をいふ、〔景子長二於公宮一〕景子は文子の子簡子の父趙成なり、幼時其の祖母(莊姫)に從ひて公宮にありて育てらる、〔未レ及二教訓一而嗣立〕景子幼にして文子卒す、故に師保につき教訓を受くるに及ばざるうちに位を嗣げるをいふ、〔纂修〕纂はつぐなり、父の志をつぎて德を修むること、〔先業〕祖先の業なり、〔學レ子〕學は教なり、ヲシフと訓む、〔父兄〕一族の父兄の位置にあるものゝ總稱なり、〔此難〕晉陽に圍まれ苦しむの難なり、〔夫尹鐸曰〕曰は其の意を推すに曰へらくの意なり、猶思へらくといふが如し、下句の庶曰の曰も同じ、〔委レ土〕委は積なり、積みて殘し置くこと、土は土をあつめて築きたるもの壘壁を指す、〔鳩〕安なり、ヤスンズと訓む、〔趙宗〕趙氏の

此の節は尹鐸晉陽を治め簡子の命を用ひず、壘培を增したるを以て、簡子怒りて殺さんとせるを、郵無正之れを諫め簡子改悟して尹鐸を賞したることを記す、

趙簡子尹鐸をして晉陽を治めしめて曰く、必ず中行寅范吉射が我を晉陽に圍みしときに築きし所の壘壁をこぼて、吾將に晉陽に行かんとす、若し壘壁を見ば是れ猶寅と吉射とを見るが如く不快に堪へずと、尹鐸晉陽にゆくや、其の壘壁をこぼたず却て增築して他日の防備となしたり、簡子晉陽に往き壘壁のこぼたず增築されたるを見て、大に怒りて曰く、必ず鐸を殺して而る後に入らんと、諸大夫之をゆるさんとを請ふ、簡子きかずして曰く、是れ余が怨讎を明にし以て我を辱しむるものなりと、郵無正進み諫めて曰く、昔し先主文子幼少にして禍難に遭遇して心を動かし、莊姬に從ひて公宮に育つ、されど孝の德ありしかば以て出でゝ趙氏の嗣を存し公族大夫の列にあり、恭敬の德ありしかば以て升進して卿位にあり、武勇の德ありしかば以て升進して正卿となり國政を統べたり、溫恭の德ありしかば以て其の名譽を成就して失ふとなかりき、かく文子は趙氏の常法を失ひ其の師保を去り敎養をうくるを得ざりしも、其の身より趙氏中興の業を始め德を修めたるを以て能く其の祖先の職位に復り志を果たすを得たり、文子卒するや、子の父景子は猶幼年にして公宮にありて育てられき、是れを以て未だ師保につきて敎訓を受くるに及ばずして家を嗣ぎて位に立てり、されど亦能く父につぎて其の身を修め正し以て先祖の業を受け守りて失墜なく國に誇らるゝことなかりき、是に於て善德に順ひて子を敎へ、善言を擇びて子を敎へ、之の上に重ぬるに師保を擇びて子を相け、之の上に加ふるに一族の父兄に賴みて子を保護せり、しかるに子は皆之を疎んじて從はざりしかば此の晉陽に圍まるゝの難に及べるなり、彼の尹鐸は思へらく、樂を思ひて而して喜び、難を思ひて而して戒懼するは、人の道なり、故に壘壁をこぼたずして存すれば子は之れを見て戒懼するを以て、これは以て子の師保と爲すべし、吾何ぞ增築修理して之れを永世に殘さゞるべけんやと、是れを以て之れを修築したるなり、彼又思へらく、子之れを見て前失をかんがみ戒懼して德を修め

め、襄子に他日騷難の際こゝを賴りよる所とすべきことを命ぜし物語なり、

趙簡子使尹鐸爲晉陽、曰、必墮其壘培、吾將往焉、若見壘培、是見寅與吉射也、尹鐸往而增之、簡子如晉陽、見壘怒曰、必殺鐸也而後入、大夫辭之、不可、曰、是昭余讎也、郵無正進曰、昔先主文子釁於難、從姬氏於公宮、有孝德以出在公族、有恭德以升在位、有武德以羞爲正卿、有溫德以爲其名譽、失趙氏之典刑、而去其師保、基於其身、以克復其所、及景子長於公宮、未及教訓而嗣立矣、亦能纂脩其身、以受先業、無謗於國、順德以學子、擇言以教子、擇師保以相子、今吾子嗣位、有文之典刑、有景之教訓、重之以師保、加之以父兄、子皆疏之、以及此難、夫尹鐸曰、思樂而喜、思難而懼、人之道也、委土可以爲師保、吾何爲不增、是以脩之、庶曰、可以鑑而鳩趙宗乎、若罰之是罰善也、罰善必賞惡、臣何望矣、簡子說曰、微子吾幾不爲人矣、以免難之賞賞尹鐸、

の年輩をいふ、〔耆二其股肱一〕耆は致なり、イタスと訓む、蓋し極むると、股肱は股肱の力なり、〔司馬〕兵を掌る官なり、〔苛慝不レ產〕苛慝は姦惡なり、姦惡のもの生ぜざるなり、〔臣之長〕年長じ老ゆるなり、四十より五十の年輩をいふ、〔端〕玄端の服なり、周語上に圖解す、〔委〕委貌冠なり、周語上に圖解す、〔韠〕韍に同じ、韋皮の膝おほひなり、〔帶〕大帶卽ち紳なり、〔宰人〕家宰（卿大夫の家の政を總ぶるもの）なり、〔狂疾〕狂疾の行なり、戰は凶事なり、人相殺傷せる恰も狂疾の行の如し、故にいふ、〔釋レ之〕釋は止なり、舍なり、賞することを止めたること、

○以上第八章、下邑の役に董安于功多きを以て趙簡子賞せんとしたるを、安于辭して受けず、暗に簡子を諷したる物語なり、

趙簡子使二尹鐸爲一レ晉陽、請曰、以爲二繭絲一乎、抑爲二保障一乎、簡子曰、保障哉、尹鐸損二其戶數一、簡子誡二襄子一曰、晉國有レ難、而無レ以二尹鐸一爲レ少、無レ以二晉陽一爲レ遠、必以爲レ歸、

趙簡子尹鐸をして晉陽を治めしむ、尹鐸請うて曰く、以て繭絲の政をなさんか、抑保鄣の政をなさんかと、簡子曰く、保鄣の政なるかなと、尹鐸乃ち其の戶數をへらして民を豐にせり、後簡子襄子を誡めて曰く、晉國に若し騷難の起るあらば汝は尹鐸を以て輕んずることなく、晉陽を以て遠しとすることなく、必ず以て賴りとなせよと、

〔尹鐸〕簡子の家臣なり、〔爲二晉陽一〕爲は治なり、晉陽は趙氏の邑にて其の地河東にあり、〔繭絲〕絲を繭より引き出す如く絕えず民より稅を取る苛酷の政をいふ、〔保鄣〕鄣は蔽ひ扞ぐ壁垣をいひ、保は小城をいふ、保鄣を設けて自ら蔽ひ守る如く仁惠を施して民を保護する政を指す、〔損二其戶數一〕民を他邑に分ちて其の戶數をへらすこと、戶數をへらせば民に分與する田地多くなるを以て民は豐になる、故にかくなせしなり、〔襄子〕簡子の子無卹の諡なり、〔而無レ以二尹鐸一爲レ少〕而は汝なり、少は輕んずること、〔歸〕賴りよる所なり、

○以上第九章、簡子尹鐸をして仁政を晉陽にしかし

如レ亡、趨而出、乃釋レ之、

下邑の役に董安于功績多し、趙管子之れを賞す、安于之れを辭す、簡子固く之れを賞す、安于對へて曰く、臣の年少なるにあたりてや、進みて筆を秉りて主をたすけて號令を作爲し、前世の法を稱量し、義を諸侯に行へり、而るに主は其の功をしるさず、臣の年壯なるに及びてや、其の股肱の力を盡くし、以て司馬の職に從事せば姦惡のもの生ぜず、而るに主之れをしるさず、臣の年長ずるに及び、玄端を服し、委貌を冠り韠をつけ大帶を結び以て家宰に隨ひて政をなせば、民に二心を懷くものなかりき、しかるに主之れをしるさず、今臣一旦狂疾の行を爲すや、主は必ず汝を賞せんといはる、是れ狂疾の行を以て賞せらるゝなり、臣は居りてこのいはれなき賞を受けんよりは逃ぐるに如かずと、趨りて出づ、簡子乃ち之れを賞することを止めたり、

〔下邑之役〕定公の十五年に簡子邯鄲の大夫趙午（簡子の一族なり）を殺す、午の子稷邯鄲の兵を帥ゐて畔く、午は大夫中行寅の甥にして、中行寅は大夫范吉射の姻戚なりしかば、二子稷を助けて亂を作し、簡子の宮を攻む、簡子晉陽に奔る、三子之を圍む、之を下邑の役といふ、〔董安于多〕董安于は、簡子の家臣なり、多は功多きなり、〔臣之少〕少は年少なり、二十より三十の年輩をいふ、〔秉レ筆〕左史右史の類の官なりしを以て、筆を秉るといひたるなるべし、〔贊ニ爲名命一〕贊爲は主を助けて作爲すると、名命は號令なり、〔稱ニ於前世一〕稱は稱量なり、前世は趙氏の前代にて趙衰趙盾の頃を指す、一句の意は前世の法を稱量斟酌してもとらぬやうにすること、〔義ニ於諸侯一〕諸侯に義を行ふこと、〔弗レ志〕志は識なり、しるして功とせぬこと、〔臣之壯〕壯年なれば三十より四十

韍（三禮圖）

大帶（三禮圖）

も退出せず、獻子將に食せんとし、誰か朝廷にありやと問ふ、左右曰く、閻明叔褒の二子ありと、獻子二子を召し勸めて共に食はしむ、食を終るに及ぶ迄に二子は三度歎息せり、既に飽きて膳を撤す、獻子二子に問うて曰く、人言へるあり、たゞ食は以て憂を忘るべしと、然るに吾子は一食の間に三たび歎せしは何故かと、二子辭を同くして對へて曰く、吾は小人にて貪れり故に饋食の始めて至るや、其足らざるを恐る故に歎息せり、中頃食ひて自ら咎めて曰く、豈主の食にして足らざることあらんやと、是を以て再び歎息せり、既に食ひ終りて後以爲らく、願くは小人の腹を以て君子の心とせんと、小人の腹は飽き足らば止め復之を求めず、君子の心も亦宜しく然るべし、是を以て三度歎せりと、それとなく遠廻しに諷したり、獻子さとりて曰く、善しと、乃ち梗陽の人の賄賂を辭退せり、

〔梗陽〕魏氏の邑なり、山西省太原府晉陽縣にあり、〔獄〕訟なり、〔賂〕賄賂なり、左傳には女樂をおくるとあり、〔魏獻子〕晉の正卿魏舒なり、獻子は其の謚なり、〔閻沒〕字は明、晉の大夫なり、〔叔寬〕字は襃、晉の大夫なり、〔吾主〕卿大夫を主と稱す、〔不ㇾ賄〕貨賂を貪るを賄といふ、〔殃ㇾ之〕其の行を傷つくるをいふ、〔庭〕廷に同じ、朝廷なり、〔佐食〕佐は勸なり、〔比ㇾ已〕比は及なり、已は終なり、〔既飽〕既に飽食して膳部を撤去すること、〔饋〕進めおくらるゝ食物なり、〔屬厭〕屬は足なり、足厭はあきたること、

○以上第七章、閻沒叔寬の二大夫魏獻子の賄賂を貪らんとするを諷示し、獻子之れに從ひたる物語なり、

下邑之役、董安于多、趙簡子賞之、辭、固賞之、對曰、方臣之少也、進秉筆、贊爲名命、稱於前世、義於諸侯、而主弗志、及臣之壯也、耆其股肱、以從司馬、苛慝不產、及臣之長也、端委韠帶以隨宰人、民無二心、今臣一旦爲狂疾、而曰必賞女、是以狂疾賞也、不

欲せば、肸や子の爲に敵に抵抗して拒ぎ退くるの任に備はるも可なりと、

〔趙簡子〕趙文子の孫、景子の子名は鞅といふ、〔孟獻子〕魯の卿魯語上を見よ、〔鬭臣五人〕鬭臣は君の爲に難を扞ぐ勇士なり、五人の名は詳ならず、〔肸〕叔向の名なり、〔待交捽〕待は備なり、ソナハルと訓む、交捽は抵觸なり、抵抗して難を扞ぐこと此にては其の任を指す、

○以上第六章、趙簡子が己に鬭臣なきを怪めるを叔向がそは子が欲せざるが爲なりとて、暗に招募すべきことをさとしたる物語なり、

梗陽人有獄、將不勝、請納賂於魏獻子、獻子將許之、閻沒謂叔寛曰、與子諫乎、吾主以不賄聞於諸侯、今以梗陽之賄殃之不可、二人朝而不退、獻子將食、問誰在庭、曰、閻明叔褒在、召之使佐食、比已食三歎、既飽、獻子問焉曰、人有言、曰、唯食可以忘憂、吾子一食之間而三歎何也、同辭對曰、吾小人也貪、饋之始至、懼其不足、故歎、中食而自咎也曰、豈主之食而有不足、是以再歎、既食願以小人之腹、爲君子之心、屬厭而已、是以三歎、獻子曰善、乃辭梗陽人、

梗陽の人訟ふるあり將に勝たざらんとす、其の一族のもの賄賂を魏獻子に納れ以て之れを緩うせんことを請ふ、獻子將に之れを許諾せんとす、閻沒叔寛に謂ひて曰く、子と共に諫めんか、吾が主は貨財を貪らざるを以て諸侯に聞えたり、今梗陽の賄賂を受けて其の德を傷つくるは不可なりと、二人朝して時すぐる

董祁愬於范獻子曰、不吾敬也、獻子執而紡於庭之槐、叔向過之、曰、子盍爲我請乎、叔向曰、求繫既繫矣、求援既援矣、欲而得之、又何請焉、

董叔范獻子の妹を娶らんと欲す、叔向曰く、范氏は富めり、富めるものは驕る、驕るものは人を陵ぐ、子之れを娶らば將に陵がれんとす、なんぞ止めざるやと、董叔曰く、范氏と縁を繫ぎ以て援となさんことを欲するのみと、遂に之れを娶れり、他日妻董祁董叔を兄范獻子に訴へて曰く、吾を敬せざるなりと、獻子乃ち董叔をとらへて之れを己が家の庭の槐樹につなぐ、叔向范氏に至り槐樹の傍を過ぐ、董叔叔向に謂ひて曰く、子なんぞ我が爲に獻子に宥恕を請はざるやと、叔向曰く、子は繫がんことを求めて既に繫がれたり、援を求めて既に援けらるゝを得たり、子欲して皆之れを得たり、又何ぞ請ふの要あらんやと、

〔董叔〕晉の大夫なり、〔取於范氏〕取は娶なり、メトルと訓む、范氏は范氏の女にて宣子の女獻子の妹なり、〔已〕止なり、〔繫援〕縁を繫ぎて援助となすこと、〔董祁〕董叔の妻即ち獻子の妹なり、祁は范氏の本姓なり、祁姓にして董家に嫁せしより董祁といひしなり、〔愬〕訴なり、〔紡〕つなぐこと、〔求援既援〕獻子の庭につながれてあれば他人は危害を加へざるを以て援を求めて援けられしに等し、故にかくいひしなり、

○以上第五章、董叔叔向にきかずして范獻子の妹を娶りてしのがれ、叔向に救を請ひて却つて冷笑されし物語なり、

趙簡子曰、魯孟獻子有鬪臣五人、我無一、何也、叔向曰、子不欲也、若欲之、肸也待交捽可也、

趙簡子曰く、魯の孟獻子には鬪臣五人ありきといふ、しかるに我は一人もなきは何故なるかと、叔向曰く、子鬪臣を欲せざる爲に來らざるなり、子若し之れを

なり、〔頃公〕昭公の子にて名は去疾といふ、〔河陰〕晉の河南（黄河の南）の地なり、

○以上第三章、中行穆子鼓子の臣夙沙釐の忠節を感じ、頃公に言して鼓子に河陰の地を與へ之れをして其の相たらしめし物語なり、

范獻子聘於魯、問具山敖山、魯人以其鄕對、獻子曰、不爲具敖乎、對曰、先君獻武之諱也、獻子歸徧戒其所知曰、人不可以不學、吾適魯而名其二諱、爲笑焉、唯不學也、人之有學也、猶木之有枝葉也、木有枝葉、猶庇蔭人、而况君子之學乎、

范獻子魯に聘せしとき、具山敖山のことを問ひしに、魯人は其の二山のある鄕の名を言ひて對へ、山の名を言はざりき、獻子不審に思ひ、また問ひて曰く、今は具山敖山と呼びなさゞるかと、魯人對へて曰く、具敖の二字は我先君獻武二公の諱なり、故にいみて言はざるなりと、獻子大に悟る所あり、晉に歸り徧く其の知る所の人を戒めて曰く、人は學ばざるべからず、吾魯にゆきて其の二君の諱を名いひて笑はれたり、これ吾がたゞ學ばざればなり、夫れ人の學あるや、猶木の枝葉あるが如し、木の枝葉あるも猶其のかげにて人をおほひて安をあたふ、しかるを況や君子の學をや、其の人を益するはかるべからざるなりと、

〔范獻子〕范宣子の子にて名は士鞅、晉の卿なり、〔具山敖山〕ともに山東省靑州府蒙陰縣にあり、〔不爲具敖乎〕今は呼びて具山敖山といひなさゞるかとなり、〔獻武〕獻公諱は具武公諱は敖なり、〔庇蔭〕かげにておほふこと、

○以上第四章、范獻子魯に聘し知らずして魯君の諱をいひ、大に其の不學を耻ぢ歸りて士大夫を戒飾し學問の必要を說きたる物語なり、

董叔將取於范氏、叔向曰、范氏富、盍已乎、曰、欲爲繫援焉、它日

勿れと、蓋し鼓子を慕ひて從ひゆくものゝ多からんことを恐れたるなり、鼓子の臣に夙沙釐といふものあり、其の妻子をひきゐて鼓子に從ひ行く、軍吏之れを執ふ、夙沙釐辭して曰く、我は君に是れ事へて土地に事ふるに非るなり、故に名づけて君臣といふ、豈土臣といはんや、今我君實に他に遷る、臣何ぞ鼓の地に倚賴して居り得んやと、軍吏穆子に白す、穆子之れを召して曰く、鼓には新君あり、汝止まりて新君に事へよ、吾汝の祿爵を定めんと、夙沙釐對へて曰く、臣は贄を翟の鼓の君に委ねて臣となりたれども、未だ贄を晉の鼓の君に委ねて臣とはならざるなり、臣之れを聞く贄を委ねて臣となれば二心あることなし、贄を委ねて臣となり其の名を策に書したる以上は、其の君の爲に死すと、是れ古の先王の法なり、既に策名して君臣の義を結びたる以上は、君には臣を服從せしむるの烈名あり、臣には君に畔くの性質なきものなり、臣は卽ち之を守れるなり、故に臣は私利につきて君に畔き罪を得て司寇を煩はし、先王の舊法を亂ることをせんや、若しすべて臣下にして此の義を守らざるときは其れ不虞の患ありたるとき、君は將に如何にせんとするかと、穆子聞きて其の忠義を感嘆し其の左右に謂ひて曰く、吾は如何なる德を修め務めて是の如き忠臣を有するを得るかと、乃ち夙沙釐を放ち鼓子に從ひて行かしめたり、穆子既に凱旋して功を朝廷に獻じ、夙沙釐の賢を頃公に言し、鼓子に河陰の田を與へてこゝに君とし、夙沙釐をして之れに相たらしめたり、

〔中行伯〕穆子なり、伯は其の字なり、〔宛支〕鼓子の名なり、〔寮〕官屬なり、晉の置きたる官屬をいふ、〔挐〕妻子なり、〔鼓有レ君〕此の君は晉の置きたる新君を指す、下句爾止事レ君の君もおなじ、〔而祿爵〕而は汝なり、〔委レ質〕質は贄なり、臣となるときに君に上る盟の品物なり、身分によりて異なる、委贄とは贄を君に上りて臣となり其の身を委ぬること、〔策〕名を策にかきしるすこと、〔烈名〕威烈の名なり、〔畔質〕謀反の性質なり、〔煩二司寇一〕君に畔き罪を犯せば司寇は捕へて誅罰す、故にかくいふ、〔舊法〕前句古之法をいふ、〔若二不虞一何〕臣下にして古の舊法を犯して反く性質をいだけば、不虞の患あるとき君は將に之れを如何にせんとするかとなり、〔既獻〕獻は功を獻ずる

〔中行穆子〕晉の卿にて中行偃の子なり、名は吳、穆子は諡なり、〔翟〕白狄の別種、鮮虞なり其の故城直隸省正定府新樂縣の西南にあり、〔鼓〕翟の別邑にて其の故城直隸省正定府晉州の西にあり、〔以城畔〕城中より內應して君に反き來降すること、〔盈〕滿なり、〔晉豈其無〕晉人の其の君を恨むもの、豈鼓人に傚ひて晉の城を以て敵人に降るものなからんやとなり、〔邊鄙〕邊境の邑なり、〔貳〕二心なり、〔儆〕戒告なり、〔傅〕著くなり、城の屏に迫り登ること、

○以上第二章、中行穆子鼓を圍みしとき鼓の內應者を斥け正々堂々の攻伐を用ひ鼓の降附せし物語なり、

中行伯既克鼓、以鼓子宛支來、令鼓人、各復其所、非寮勿從、鼓子之臣曰夙沙釐、以其孥行、軍吏執之、辭曰、我君是事、非事土也、名曰君臣、豈曰土臣、今君實遷、臣何賴於鼓、穆子召之曰、鼓有君矣、爾止事君、吾定而祿爵、對曰、臣委質於翟之鼓、未委質於晉之鼓也、臣聞之、委質爲臣、無有二心、委質而策死、古之法也、君有烈名、臣無畔質、敢即私利、以煩司寇、而亂舊法、其若不虞何、穆子歎而謂其左右曰、吾何德之務而有是臣也、乃使行、既獻、言於頃公、與鼓子田於河陰、使夙沙釐相之、

中行伯既に鼓に克ち、鼓子宛支をひきゐて來る、時に鼓人に令して曰く、各〻其の住所にかへりて業に從ひ、我置く所の晉の官屬に非ざるものには從ふこと

者、必將求利於我、夫守而二心、姦之大者也、賞善罰姦、國之憲法也、許而弗予、失吾信也、若其予之、賞大姦也、姦而盈祿、善將若何、且夫翟之憾者、以城來盈願、晉豈其無、是我以鼓教吾邊鄙貳也、夫事君者、量力而進、不能則退、不以安賈貳、令軍吏呼城、儆將攻之、未傅而鼓降、

中行穆子師をひきゐて翟を伐ち鼓を圍む、鼓人の或るもの其の君に叛き城中より內應して晉に降らんと請ふ、穆子之れを受けず、軍吏曰く、此の如くんば我師を勞することなくして城を得べし、子は何故に之れを爲さゝるかと、穆子曰く、此れ君に事ふるの禮に非ざるなり、夫れ城を以て內應し來り降る者は、必ず

將に利を我に求めんとするものなり、又其の君の爲に城を守りて二心を懷き敵に內應するは姦邪の大なるものなり、夫れ善人を賞し姦人を罰するは國家の法則なり、されば鼓人の言を許諾して城を得其れに利を與へざるは吾信義を失ふやうになり、其れに反して之れに利を與へば大姦人を賞するわけなり、姦人にして賞せられ祿を滿つる程にもつやうになれば將に善人を如何にせんとするか、且つ翟人の其の君を恨むあるもの城を以て內應して來降するを許し、以て其の所願をみたすを得るやうにしてやるときは、我晉人と雖亦翟人に傚ひて我城を以て內應し敵に降り、其の願をみたすものなからんや、必ずこれあるに至るべし、されば是れ我は鼓を得て吾邊鄙の民に二心を懷くことを教ふるなり、夫れ君に事ふる者は力をはかりて進み、能はざるときは則ち退きて後圖を爲さんのみ、決して己が安逸を貪り欲して人の二心あるものを買ひ以て國を害することを爲さずと、乃ち軍吏に令し城に向つて呼びて攻擊することを戒告し、將に之れに攻め入らんとし、兵士を進めしに、其の未だ城堞に迫らざる中に鼓は降服せり、

生けるもの（邢侯）を誅殺し、其の死せる者（叔魚と雝子と）の屍をさらさんと、宣子曰く如何にして此くいふかと、叔向對へて曰く、鮒や獄訟を賣り、雝子は之れを買ふに其の女を以てせり、邢侯は己其の官に非ずして之れを犯して人を殺せり、夫れ邪曲を以て國の公平なる法を賣りて利をもとむると、親子の情を絶ち以て直とせられんことを買ひ求むるものと、司寇の官に非ずして擅に人を殺すとは、其の罪同一なりと、邢侯之れを聞くや殺さるゝを恐れ逃亡せり、故に邢侯の家族を捕へて罪し、叔魚と雝子との屍を市にさらせり、

〔士景伯〕晉の大夫にて名は彌牟、理官（獄訟を司る官）にあり、〔贊理〕贊は佐なり、理は理官なり、佐理は理官の輔佐卽ち代理をいふ、〔邢侯〕楚の申公巫臣の子なり、巫臣晉に奔るや、晉之に邢を與ふ故に邢といふ、侯は其の名なり、仕へて大夫たり、〔雝子〕楚の大夫にて晉に奔り仕へて大夫となりし者なり、〔爭レ田〕領田の境界を爭ふこと、〔求レ直〕己の方を直とせんことを求むること、〔蔽レ獄〕蔽は決なり、判決なり、サダムと訓む、獄は獄訟なり、〔抑〕枉なり、枉げて不直とすること、〔三姦〕邢侯、雝子、叔魚を指す、〔戮〕屍をつらねさらすこと、サラスと訓む、〔鮒〕叔魚の名なり、〔鬻レ獄〕鬻は賣なり、獄訟を司る官にありこれを利用して訟を枉げ以て利を求むるは恰も獄訟を賣りものにして利を貪るに等し、故にいふ、〔買レ之〕買なり、〔其官〕其の人を殺すべき官卽ち司寇を指す、〔干レ之〕干は犯なり、〔回〕邪なり、邪曲なり、〔國之中〕國の中平なる法をいふ、〔絶レ親〕親子の情を絶つこと、雝子が女を叔魚にやりしは己の利を求めんが爲に其の女を犠牲とせるものなり、故にいふ、〔施ニ邢侯氏一〕施は彈劾して捕へ罪すること邢侯氏は邢侯の家族なり、〔尸〕は屍をさらすこと、サラスと訓む、

○以上第一章、叔向が邢侯雝子叔魚の三姦を罪して國法の公平を示せる物語なり、

中行穆子率レ師伐レ翟圍レ鼓、鼓人或請ニ以レ城畔一、穆子不レ受、軍吏曰、可レ無レ勞レ師而得レ城、子何不レ爲、穆子曰、非ニ事レ君之禮一也、夫以レ城來

をさらすこと、宗は一族なり、〔八郤五大夫三卿〕郤氏八族あり、故に八郤といふ、卽ち五大夫（其の名不詳）三卿（郤錡、郤至、郤犨）なり、〔起〕宣子の名なり、〔桓叔〕宣子の先祖なり、〔嘉〕嘉納なり、

○以上第十九章、韓宣子貧を憂ひ叔向の訓戒をきゝて改悟し感謝せる物語なり、

卷第十五

晉語九

本編は昭、頃、定、出四公間の物語にて凡て二十一章あり、

士景伯如楚、叔魚爲贊理、邢侯與雝子爭田、雝子納其女於叔魚以求直、及蔽獄之日、叔魚抑邢侯、邢侯殺叔魚與雝子於朝、韓宣子患之、叔向曰、三姦同罪、請殺其生者、而戮其死者、宣子曰若何、對曰、鮒也鬻獄、雝子賈之以其子、邢侯非其官也而干之、夫以回鬻國之中、與絶親以買直、與非司寇而擅殺、其罪一也、邢侯聞之逃、遂施邢侯氏、而尸叔魚與雝子於市、

獄訟を司る官の士景伯楚に如く、よりて叔魚其の留守中代理となりて獄訟を掌れり、是れより先きに大夫の邢侯と雝子と領田の境界を爭ひて決せず、雝子其の女を叔魚に納れ己の方を直とせんことを求む、是に於て獄訟を判決するの日に及び、叔魚は雝子を直とし邢侯を枉げて不直とせしかば、邢侯は怒りて叔魚と雝子とを朝廷に殺せり、韓宣子之れを患ふ、叔向宣子に謂ひて曰く、三姦のもの同罪なり、請ふ其の

れ得べきも、之れをなさゞりしかば、桓子の罪身に及びて以て楚に出亡するに及べり、又かの郤昭子は其の富は公室の富の半を有し、其の家は三軍の田の半を有し、其の富貴尊榮をたのみて國に奢りたかぶりしかば其の身は殺されて朝にさらされ、其の一族は絳に滅ぼされたり、夫の郤昭子は一族すべて八人あり、五人は大夫にして三人は卿なり、其の尊榮を専にする大といふべし、しかるに一朝にして滅びて之れを哀むものなきは何故か、たゞ德なければなり、之れによりて富の恃むに足らざるを知るべし、今吾子欒武子の貧あり、故に吾其の德を能く行ひ得と思へり、是れを以て賀せり、之れに反し吾子若し德の建たざるを憂へずして貨財の足らざるを憂へば、吾は將に其の滅亡を弔するだも暇あらざらんとす、何ぞ賀することかこれあらんと、宣子拜し稽首して曰く、起や德を修めず將に亡びんとせしに、子の訓戒に賴りて存するを得たり、起や敢て獨り子の訓戒を受けて喜ぶのみならず、其の高祖桓叔より以下の祖も亦吾子の賜を嘉納せんとあつく感謝せり、

〔其實〕實は財を指す、〔無ニ以從ニ二三子ニ〕二三子は諸卿を指す、一句の意は、貧乏なる故諸卿に從ひて充分に交驩するを得るなしとなり、贈答饗應等充分になし能はざるをいふ、〔欒武子〕欒書なり、前編に出づ、〔其官〕其の卿の官位なり、〔宗器〕祭器なり、先祖を祭るに用ふる器をいふ、宣のべひろむること、〔憲則〕法則なり、〔越〕發揚なり名を發揚すること、〔不レ疚〕疚は病なり、〔以免ニ於難ニ〕難は君を弑するの難なり、武子が君たる厲公を弑したるは晉語六を見よ、〔桓子〕武子の子欒黶なり前編に出づ、〔驕泰奢侈〕四字ともにおごること、〔蓺〕極なり、キハマリと訓む、〔略レ則〕略は犯なり、オカスと訓む、則は法則なり、〔行レ志〕己の志の欲するまゝ我儘を行ふこと、〔假貸〕人民に貨財をかしつけ利を貪ること、〔居レ賄〕居は蓄なり、タクハフと訓む、賄は貨財なり、〔武之德〕武は欒武子なり、〔懷子〕桓子の子欒盈なり、〔桓之行〕桓は欒桓子なり、〔離ニ桓之罪ニ以亡ニ於楚ニ〕晉語八を見よ、離は罹なり、〔郤昭子〕郤至なり、前編を見よ、〔半ニ三軍ニ〕三軍の田の半を有するなり、三軍の田は三萬七千五百頃なり、〔富寵〕富貴尊榮なり、〔泰ニ於國ニ〕泰は驕なり、〔其身尸ニ於朝ニ其宗滅ニ於絳ニ〕晉語六を見よ、尸は屍

貸居賄、宜及於難、而賴武之德、以沒其身、及懷子、改桓之行、而修武之德、可以免於難、而離桓之罪、以亡於楚、夫郤昭子其富半公室、其家半三軍、恃其富寵、以泰於國、其身尸於朝、其宗滅於絳、不然、夫八郤五大夫三卿、其寵大矣、一朝而滅、莫之哀也、唯無德也、今吾子有欒武子之貧、吾以爲能其德矣、是以賀、若不憂德之不建、而患貨之不足、將弔不暇、何賀之有、宣子拜稽首焉曰、起也將亡、賴子存之、非起也敢專承之、其自桓叔以下、嘉吾子之賜、

叔向韓宣子を見る、宣子貧を憂ふ、叔向之れを賀す、宣子曰く、吾卿の名あれども其の財なく、以て二三子に從ひて其の交驩の禮をつくすことを得ず、吾是れを以て憂ふ、しかるに子の我を賀するは何故かと、叔向對へて曰く、昔し欒武子は晉の正卿となりて一卒の田もなく、其の卿の官位にありて其の備ふべき祭器を備へ得ず、極めて貧なりしも、武子は能く其の德行をのべひろめ、其の法則に順ひ守りて其の名を諸侯の間に發揚せしめ、諸侯は之に親み戎狄は之れになつき、かくして以て晉國の政を正し刑罰を行ふ公平にして病しき所あらざりしかば、以て君を弑するの難を免れたり、其の子桓子に及びて、驕奢にして貪欲極りなく、法則を犯し志の欲するまゝを行ひ、人民に貨財を貸しつけて利を貪り蓄へたり、されば宜しく禍難に及ぶべきにかゝはらず、武子の德によりて以て無事に其の身を終はれり、其の子懷子に及び、桓子の惡行を改めて武子の德を修むれば以て禍難を免

なり、案内すること、〔客〕使客なり、公孫成子を指す、〔徧諭〕徧は普くなり、諭は祭り告げて祈謝すること、〔無レ除〕病除くなしにて癒ゆるなきをいふ、〔寢門〕寢殿の門なり、〔人殺〕殺すことを主る人靈をいふ、〔厲鬼〕惡鬼なり、〔子產〕公孫成子の字なり、〔大政〕美大の政なり、〔厲〕厲鬼なり、此にては其たゝりを指す、〔僑〕公孫成子の名なり、〔鯀違二帝命一殛二之於羽山一〕尚書の堯典には鯀(夏の禹王の父)が洪水を治めて成功せず故に之れをころすとあり、呂覽論行篇には、堯位を舜に禪りたるを不平とし反きて命をきかず舜之れをころすとあり、二說何れが是なるを知らず、殛は放なり、放ち殺すなり、羽山は江蘇省海州贛楡縣の西、北八十里にあり、〔黃能〕或は獸名といひ、或は三足の鼈といふ、何れが是なるかを知らざれども、前說可なるにちかきか、〔夏郊〕郊は天祭をいふ此にては天に配祭さるゝ神の義なり、〔三代擧レ之〕三代は夏殷周なり、擧は祭祀を擧ぐるなり、祭ることなり、〔所レ及〕及は關係なり、〔族類〕親族なり、〔紹〕繼なり、〔百辟〕死を以て事を勤め功百姓に施せる多くの諸侯をいふ、〔卑〕衰弱なり、〔董伯爲レ尸〕董伯は晉の大夫なり夏の子孫の一族なるより鯀の祭の尸となりしなり、尸は神代(カミシロ)なり、〔莒鼎〕莒の國の寶鼎にて晉の有となりしもの、故にいふ、

○以上第十八章、鄭の公孫成子平公の疾の本をいひ其の癒えし感謝として公より莒鼎をおくりし物語なり、

叔向見二韓宣子一、宣子憂レ貧、叔向賀レ之、宣子曰、吾有二卿之名一而無二其實一、無三以從二二三子一、吾是以憂、子賀レ我何故、對曰、昔欒武子無二一卒之田一、其官不レ備二其宗器一、宣二其德行一、順二其憲則一、使レ越二於諸侯一、諸侯親レ之、戎狄懷レ之、以正二晉國一、行レ刑不レ疚、以免二於難一、及二桓子一、驕泰奢侈、貪欲無レ埶、略レ則行レ志、假

違帝命、殛之於羽山、化爲黃能、以入於羽淵、實爲夏郊、三代擧之夫鬼神之所及、非其族類、則紹其同位、是故天子祀上帝、公侯祀百辟、自卿以下、不過其族、今周室少卑、晉實繼之、其或者未擧夏郊邪、宣子以告祀夏郊、董伯爲尸、五日公見子產、賜之莒鼎、

鄭の簡公公孫成子をして來聘せしむ、時に平公疾あり、韓宣子案內して使客に旅館を授く、使客宣子に君の疾を問ふ、宣子對へて曰く、寡君の疾めること久し、上下の神祇は偏く祭りて告げ祈謝せざることなけれども、而も癒ゆることなし、今君病中黃能の寢殿の門に入るを夢みたり、知らず黃能は殺すことを主る人靈か、抑も亦惡鬼かと、子產曰く、君の賢明を以て朝に臨み、子之れを輔けて美大の政を爲す、其れ何ぞ惡鬼のたゝることあらんや、僑之れを聞く、昔し鯀堯帝の命に違ひしかば帝は之れを羽山に放ちて殺せり、時に鯀の靈化して黃能となり以て羽山の淵に入れりと、其の神靈は實に夏の郊祭の配神として祭祀せし所なり、夏殷周の三代常に之れを祭祀して絕えず、夫れ鬼神の關係する所は其の族類に非れば則ち其の鬼神の子孫と同じ位を繼ぐ所のものなり、是の故に天子は上帝を祭り、公侯は百辟の君を祭り、卿より以下は其の親族の靈を祭るに過ぎず、今周室少しく衰微し晉實に之れを繼ぎて諸侯の盟主たり、其の君の黃能を夢みるは或は周室の爲に代りて鯀の靈を祀らざる爲かと、宣子以て公に告げ、鯀の靈を上帝に配祭せり、時に董伯神代（カミシロ）となれり、五日の後公の疾癒ゆるあり、是に於て公子產を引見して謝し、禮として之れに莒鼎をおくれり、

〔簡公〕僖公の子にて名は嘉といふ、〔公孫成子〕鄭の穆公の孫にて名は僑、字は子產、成子は其の謚なり、賢聖の名あり、孔子も其の人と爲りを稱せり、〔贊〕導

なきを以ての故なり、又彼等は能く諸侯の貨財を交通して其の信頼を得れども、而も少しの祿もなきものは民に大なる功績なき故なり、富の貴からざるや是の如し、且つ秦楚は對等の國なり、之れを如何ぞ其れ富めるもの丶爲に曲げて多く祿を賦與すべけんやと、乃ち其の祿を均しくせり、

〔秦后子〕前章に出づ、〔楚公子干來仕〕子干は恭王の庶子にて名は比といふ、晉平公十七年に楚の令尹公子圍王郟敖を殺して自立す、子干禍の及ぶを恐れ共に逃れ來れるなり、〔太傅〕國法を掌る、故に賦祿を掌るなり、〔賦〕賦與なり、分ち與ふること、〔韓宣子〕名は起、宣子は謚なり文子死後代りて執政たり、〔一旅之田〕兵五百人を旅となす五百の兵を養ふ丈の税を得る田を一旅の田といふ、田五百頃（一頃は百畝）なり、〔一卒之田〕兵百人を卒となす百人の兵を食ふ丈の税を得る田を一卒の田といふ、田百頃なり、〔鈞〕同なり、ヒトシクスと訓む、〔建レ事〕事は職事なり、〔功庸〕功績なり、〔稱レ之〕稱は副なり、カナフと訓む、〔韋藩〕韋にて車の前後を蔽ひ風塵を禦ぐもの、此にては其の車を指す、粗末の車なり、〔木櫨〕木檐なり、木にて造れる冠のひさしなり、此にては其の冠を指す、粗末なる冠なり、〔文錯〕文はあやもやう美しく織ること錯は美しく鏤め飾ること、故に二字にて美飾の意なり、〔行二諸侯之賄一〕行は通なり、賄は貨財なり、〔尋尺之祿〕僅少の祿をいふ、〔大績〕大なる功績なり、〔匹〕對等なり、〔回二於富一〕回は曲なり富めるが爲に曲げて多く祿を與ふ可けんやとなり、

○以上第十七章、叔向が秦楚二公子の祿を同じくしたる公平の物語なり、

鄭簡公使二公孫成子來聘一、平公有レ疾、韓宣子贊二授客館一、客問二君疾一、對曰、寡君之疾久矣、上下神祇無レ不二偏諭一也、而無レ除、今夢二黃能入二於寢門一、不レ知二人殺乎、抑厲鬼耶、子產曰、以二君之明一、子爲二大政一、其何厲之有、僑聞レ之、昔者鯀

秦后子來仕、其車千乘、楚公子干來仕、其車五乘、叔向爲太傅、實賦祿、韓宣子問二公子之祿焉、對曰、大國之卿一旅之田、上大夫一卒之田、夫二公子者、上大夫也、皆一卒可也、宣子曰、秦公子富、若之何其鈞之也、對曰、夫爵以建事、祿以食爵、德以賦之、功庸以稱之、若何其以富賦祿也、夫絳之富商、韋藩木楗、以過於朝、唯其功庸少也、而能金玉其車、文錯其服、能行諸侯之賄、而無尋尺之祿、無大績於民故也、且秦楚匹也、若之何、其回於富也、乃均其祿、

秦の后子來り仕ふ、從車千乘あり、楚の公子子干亦來り仕ふ、其從車五乘あり、叔向太傅たり、實に其の食祿を賦與することを掌れり、韓宣子二公子の祿を問ふ、叔向對へて曰く、大國の卿は一旅の田の祿、上大夫は一卒の田の祿なり、夫の二公子は上大夫の地位なれば皆一卒の田の祿にて可なりと、宣子曰く、秦の公子は富めり、之を如何ぞ其れ均しくするを得んやと、叔向對へて曰く、夫れ爵ありて以て其に適當なる職事を建て、祿を設けて以て爵の尊卑に隨ひて食ます、故に德あれば以て其れに相當なる爵祿を賦與し、功績あれば以て之れにかなふ爵祿を授く、此の外に爵祿を授くることなきは、古よりの制なり、如何ぞ其れ富める故を以て食祿を多く賦與するを得んや、夫の絳都の富商は富めりと雖韋藩の車木楗の冠にて朝を過ぐるは、ただ其の功績少なければなり、而して彼れ等は富めるを以て其の車を金玉にて裝飾し其の冠服を美飾し得るに拘らず、此の如きもの は功績なく位爵

の疾を歴へて伏れ潜みて出でざらしむるやうにするなり、しかるに今君は晝夜を一にし以て女色に耽り惑はる、是れ穀物を食はずして蠱蟲を食ふに同じ、又是れ穀の美盛にして天下章明否塞するなき美德を明にせずして惡蟲を皿に入れ保護するに等し、夫れ文字に於て蟲と皿との連りなれるものを蠱となす、吾是れを以てかくいへりと、文子曰く、しからば我君の年を受くるは其れ幾何ぞと、龢對へて曰く、若し諸侯服せば三年を過ぎずして死し、服せずば十年を過ぎずして死なん、是れを過ぐれば晉國の殃を來たすに至らんと、

〔武〕文子の名なり、〔二三子〕晉の諸卿をさす、〔苛慝〕姦惡なり、姦惡なる民を指す、〔不レ二〕二は二心なり、〔自レ今之謂〕今より以往の謂なりの意なり、〔直不レ輔レ曲明不レ規レ闇〕天命不レ佑の對に引きし古語なり、言ふは天道直にして明なり、故に文子の曲闇を輔け正して佑けずとなり、〔榣木不レ生レ危松柏不レ生レ埤〕良臣不レ生の對に引きし古語なり、榣木は大木なり、危は高く峻しき危險の處なり、埤は下濕の地なり、言ふは大木松柏は危埤の地に生ぜず、晉の國勢危殆にして君暗昧なり、故に良臣生きてあらずとなり、〔寵ニ其政ニ〕寵は榮なり、其の執政の地位を尊榮として去らざること、〔蠱之慝〕慝は惡なり、惡蟲を指す、〔穀之飛〕穀物の朽腐して輕く飛ぶやうになること、〔伏〕かくれ潜むこと、〔嘉〕善なり、〔穀興〕穀物美盛なること、〔男德〕男子の德あるもの、〔穀明〕穀物の美盛にして天下章明なること、〔靜ニ女德ニ〕靜は安なり、ヤスンズと訓む、女德は女子の德あるものなり、〔伏ニ蠱慝ニ〕穀物美盛にして蠱の惡蟲を伏れ潜ましめて出でざらしむるやうに蠱惡の疾を生ぜしめぬと、〔一レ之〕晝夜を一にし女色に耽り惑ふこと、〔皿レ蟲〕惡蟲を皿に入れて保護すること、〔夫文〕文は文字なり、

是歲也、趙文子卒、諸侯叛レ晉、十年平公薨、

此の節は醫龢の豫言の中れることを記す、醫龢の豫言は中れり、是の歲や趙文子卒し、諸侯晉に叛きて楚に從へり、後十年にして平公薨ぜり、

○以上第十六章、秦の醫龢平公の疾を診察して公の將來を豫言し中りたる物語なり、

德、以象穀明、宵靜女德、以伏蠱慝、今君一之、是不饗穀而食蠱也、是不昭穀明而皿蠱也、夫文蟲皿爲蠱、吾是以云、文子曰、君其幾何、對曰、若諸侯服不過三年、不服不過十年、過是晉之殃也、

此の節は醫穌趙文子の問に對へて前言を覆說せることを記す、

趙文子之れを聞き、穌に謂ひて曰く、武は我二三子に從ひて以て君を輔佐し、諸侯の盟主たること今に八年なり、國に姦惡の民なく諸侯亦二心を抱かず、子は何故に良臣生きて あらず天命助けずといふやと、穌對へて曰く、今より以往の謂なり、和之れを聞く、曰く、正直なるものは邪曲のものを輔けず、聰明なるものは愚闇のものを規さず、大木は高く險しき處に生ぜず、松柏は下濕の地に生ぜずと、これ移して以て吾子の問に對ふべし、且つ吾子君の女色に惑ふを諫止することも能はずして疾病を生ずるに至らしめ、又自ら身を退かずして其の執政の地位を光榮として之れを保つは無責任の至なり、されば八年だも已に多しとなす、何を以て將來能く久しく保ち得んやと、文子曰く、醫の職は國家にまで及べるかと、穌對へて曰く、上醫は國家をいやし、其の次は病人をいやす、固より醫の職務なりと、文子曰く、君の疾を蠱疾と稱せるが、蠱なるものは何より實に之れを生ぜるかと、穌對へて曰く、蠱の惡蟲は穀物の朽腐して輕く飛ぶやうに至りて實に之れを生ぜるなり、物は蠱蟲の伏れ潛みて出でざるよりよきはなく、穀物の美盛にして朽腐せざるよりよきはなし、穀物の美盛にして蠱蟲の伏れ潛みて出でざるときは、則ち人民歡喜し天下章明否塞することなきものなり、故に穀物を食ふ所の人は、晝は男子の有德者を選みて之れを親近し以て德を研き明にして、穀物の美盛にして天下章明否塞することなきに象り、夜は女子の德あるものに安んじ親み禮を以て自ら節し以て蠱の惡蟲の如き蠱惑

喪レ志、良臣不レ生、天命不レ佑、若君不レ死、必失二諸侯一、

此の節は、秦の醫緩平公の病を見て治むべからざることをいへるを記す、

平公疾あり秦の景公醫緩を遣して之を診察せしむ、緩公の疾を診察し、出でて曰く、公の疾は治療すべからざるなり、是れを師傅を遠ざけて女子を近づけ、其の色に惑ひて以て蠱疾を生ぜりといふ、鬼神にたゝられて疾むに非ず、飲食の爲に疾むに非ず、全く女色に惑ひて其の志を失喪せるなり、今や晉良臣生きてあらず、天命佑けず、されば若し君死せずんば必ず諸侯を失はん、二者必ず其の一を得んと、

〔醫緩〕緩は名なり、〔不レ可レ爲〕爲は治なり、〔遠レ男〕男は師傅をいふ、〔蠱〕蠱疾なり、心の惑亂せる疾をいふ、〔不レ生〕生きてあらずの意なり、〔佑〕助なり、〔君不レ死必失二諸侯一〕君が死するか然らざれば諸侯を失はん、晉は此の二つの中何れかの災禍にかゝるとなり、

趙文子聞レ之曰、武從二二三子一、以佐レ君、爲二諸侯盟主一、於レ今八年矣、內無二苛慝一、諸侯不レ二、子胡曰二良臣不レ生天命不一レ佑、對曰、自レ今之謂、和聞レ之、曰、直不レ輔レ曲、明不レ規レ闇、樛木不レ生レ危、松柏不レ生レ埤、吾子不レ能レ諫レ惑、使レ至二於生一レ疾、又不二自退一而寵二其政一、八年之謂多矣、何以能久、文子曰、醫及二國家一乎、對曰、上醫醫レ國、其次疾レ人、固醫官也、文子曰、子稱レ蠱、何實生レ之、對曰、蠱之慝穀之飛實生レ之、物莫レ伏二於蠱一、莫レ嘉二於穀一、穀興蠱伏而章明者也、故食レ穀者、晝選二男

の在世中に及びて成就する能はざらんことを懼るべきに、今は徒に一日一歲の短時日を貪り愛みて永世無窮の計を思はず、怠りかりそめなることと甚し、此の如くんば死の其の身に及ぶに非ざれば、必ず大なる罪咎にあはんと、果せるかな此の年の冬趙文子は卒せり、

〔秦后子來奔〕平公の十七年なり、后子は秦の景公の弟鍼なり、〔對曰不レ識〕之れを明言するをはゞかる、故にしらずといひしなり、〔辱ニ於敝邑一〕辱くも敝邑に來り避けらるゝはの意なり、〔可ニ以久一乎〕秦君は久しく國を保つを得べきかの意なり、〔鍼〕后子の名なり、〔年穀龢孰〕龢は年をうけ、孰は穀をうく、年和ぎ穀物豐熟すること、〔鮮レ不ニ五稔一〕稔は年なり、一句の意は五年間國を保ち位を存するものは古來より少しとなり、〔視レ日〕日は日景なり、〔朝夕不ニ相及一〕朝夕移り易りて朝は夕に及ばず夕は朝に及ばざること、白駒の隙を過ぐるが如く甚速なり、人生の常に定なき亦此の如しとなり、〔誰能俟レ五〕人生の老いゆく甚早きに后子は五年を待たんといふも、そは甚悠長にして其の間に我身如何になるやもはかられず、誰かよく后子の如く五年の久しきを俟つもの世にあらんやと冷笑したる語なり、〔其徒〕徒は從者なり、〔趙孟〕趙氏世々趙孟と稱す、〔恤レ後〕後世のことをうれふること、〔濟〕成なり、〔長世之德〕長世は永世なり、永世に德を施すこと、〔歷ニ遠年之數一〕歷は謀なり、遠久の年數のことを謀るとは國家百年の爲に計慮するをいふ、〔懼レ不レ終ニ其身一〕其の身の在世中に計慮の成就せざらんことを恐るとなり、〔愒レ日而潵レ歲〕愒潵共に貪るなり、一日一歲の短時日を貪り愛して永遠の計なきをいふ、〔怠偷〕怠りかりそめなること、〔非ニ死逮レ之〕死が其身に及ぶに非ざればにて其の身死するに非ざればの意なり、

〇以上第十五章、秦の后子趙文子の永世の計慮なきを見、死するに非ざれば大咎あらんといひしに適中したる物語なり、

平公有レ疾、秦景公使ニ醫龢視一レ之、出曰、疾不レ可レ爲也、是謂ニ遠レ男而近レ女、惑以生レ蠱、非レ鬼非レ食、惑以

〇以上第十四章、趙文子叔向と九原の墓地に遊びて先大夫を評論し隨武子を稱慕せる物語なり、

秦后子來奔、趙文子見之、問曰、秦君道乎、對曰不識、文子曰、公子辱於敝邑、必避不道也、對曰、有焉、文子曰、猶可以久乎、對曰、鍼聞之、國無道而年穀龢孰、鮮不五稔、文子視日曰、朝夕不相及、誰能俟五、文子出、后子謂其徒曰、趙孟將死矣、夫君子寛惠以恤後、猶恐不濟、今趙孟相晉國以主諸侯之盟、思長世之德、歷遠年之數、猶懼不終其身、今忨日而濊歲、怠偸甚矣、非死逮之、必有大咎、冬趙文子卒、

秦の后子晉に來奔す、趙文子之れを見、問ひて曰く、秦君道ありやと、后子對へて曰く、知らずと、文子曰く、公子の辱くも敝邑に來らるゝは必ず無道を避くる爲ならんと、后子對へて曰く、然り、誠に無道の事ありと、文子曰く、果して無道ならば猶以て久しく位を保つべきかと、后子對へて曰く、鍼之れを聞く、國家無道にして年和ぎ穀物熟するは猶天佑あるなり、されど省みて德を修むることをなさゞれば古來より五年の年月を保ちて位を存するもの少なしと、文子其の時の日景を視て曰く、朝夕直に移り易りて相及ぶ能はず、人命常定なき亦此の如し、誰か能く五年の久しきを待つを得んと、暗に后子の五年間も永く秦の現君の死して嗣君の代となるを待つの氣長さ加減を冷笑せり、文子出づ、后子其の從者に謂ひて曰く、趙孟は將に死せんとす、夫れ君子は寛大惠愛にして以て後世のことをうれへはかるも、猶成らざらんことを恐るゝものなり、しかるに今趙孟は晉國に宰相として以て諸侯の盟主たり、されば永世に德を施さんことを思ひて國家百世の爲に謀慮するも猶其の身

犯、見レ利不レ顧二其君一、其仁不レ足レ稱也、其隨武子乎、納レ諫不レ忘二其師一、言身不レ失二其友一、事レ君不レ援而進、不レ阿而退、

趙文子叔向と九原の墓地に遊びて曰く、死者にして若し再び起すべくば吾誰にかたより從はんと、叔向曰く、其れ陽子なるかと、文子曰く、夫れ陽子は晉國にありて廉直の行あれども謀なきを以て其の身の殺さるゝを免れず、其の知稱述するに足らざるなりと、叔向曰く、然らば其れ舅犯かと、文子曰く、舅犯は利を見て其の君を顧みず、其の仁稱述するに足らざるなり、我の見る所を以てすれば其れ隨武子か、武子は諫を君に納れて其の師を稱述することを忘れず、其の身の爲に謀りて其の友を見すてず、君に事ふるに不道を以て取り入ることをせずして賢人を進め、おもねりへつらはずして不肖の臣を退け、以て國の爲にはかりたればなりと、

〔九原〕晉の大夫の墓地のある所なり、一說に原は京に作るべしとあれど非なり、〔作〕起なり、よみがへらし起すこと、〔歸〕たより從ふこと、〔陽子〕陽處父なり、前編に出づ、〔不レ免二其身一〕其の身の殺さるゝを免れざること、陽子が狐射姑に殺されたることは前編に見ゆ、〔稱〕稱述なり、〔舅犯〕狐偃なり、亦前編に出づ、〔見レ利不レ顧二其君一〕文公が秦より晉に入りて君たるとき、舅犯は臣の罪多ければ是れより逃げんといひしに、文公は舅氏と心を同じくせざることは河水の明白なるが如しといひて璧を河中に投じて誓ひたり(前編に詳し)、是れを一面より解釋すれば、舅犯は文公をして己に對して將來の優遇の保證を與へしめんが爲になせし狂言と見るを得べし、故に文子はかくいひたるなり、〔隨武子〕范會なり、前編に出づ、〔不レ忘二其師一〕其の師を稱述するを忘れざること、常に師より聞くといひて諫めしをいふ、〔言レ身不レ失二其友一〕言は謀なり、失は遺なり、見棄つるなり、一句の意は其の身の爲に謀りても其の友を見棄てゝ迷惑不利をかくることなしとなり、〔不レ援而進〕援はむまく取り入ること、進は賢人を進むること、〔阿〕おもねりしたがふこと、〔退〕不肖の臣を退くること、

り、文子之れをきゝ車に駕して張老の許に往きて曰く、吾不善のことあらば子も亦我に告けよ、何ぞ歸り去ることの速なるやと、張老對へて曰く、天子の宮室は其の椽をけづりて之れを磨き、更に密理なる砥にてみがきて潤澤を加ふ、諸侯は之れを磨くのみにて其の上を密理なる砥にてみがかず、大夫は之れをけづるのみで磨かず、士は其の椽首をけづるのみにて全體をけづらず、之れを古の制となす、すべて身分に應じて其の物を備ふるは義にして、其の尊卑の等級に從ふは禮なり、今子貴位にありて其の義を忘れ富みて其の禮を忘る、不義不禮の人は與に交るべからず、吾若し子と交らば同じく不義不禮の謗を受けんことを懼る、吾何ぞ敢て以て子にあはんやと、文子之れを聞きて大に恐懼し、歸りて急に匠人に命じて椽を磨くことを勿からしむ、匠人更めて皆之れをけづらんことを請ふ、文子曰く、止めよけづりたるものと磨きたるものと相交へて、後世子孫をして之を見て其のけづりたるは仁者の行爲にして、磨きたるは不仁者の行爲たることを知り戒飾する所あらしめんと、

〔斲〕けづること、〔椽〕榱なり、たるき、〔礱〕磨なり、あらみがきすること、〔夕而見レ之〕夕方ゆきて匠人のけづりみがけるを見ること、〔不レ謁而歸〕謁は告なり、面會して談話すること、〔加二密石一〕密は密理なり、石は砥なり、あらみがきしたる上を密理なる砥にて更にみがき潤澤を加ふること、〔首レ之〕椽の首（たるきのはし）をけづり全體けづらざること、〔從二其等一〕等は尊卑の等級なり、〔吾懼レ不レ免〕吾は子の如き禮義を守らざる人と交れば吾も禮義を忘れたる謗を免れざることをおそるとなり、〔仁者之爲〕爲は行爲なり、不仁者之爲の爲も同じ、

○以上第十三章、趙文子宮室を造りて禮に叛きたるを張老の忠言をきゝて改めたる物語なり、

趙文子與二叔向一游二於九原一、曰、死者若可レ作也、吾誰與歸、叔向曰、其陽子乎、文子曰、陽子行二廉直於晉國一、不レ免二其身一、其知不レ足レ稱也、叔向曰、其舅犯乎、文子曰、舅

といふ、〔求レ貨〕貨賂を求め其の報酬として助けんとすること、〔令尹有レ欲ニ於楚一〕楚の國を奪はんと欲する心あること、〔懦〕弱なり、〔諸侯之故求レ治レ之〕故は事なり、一句の意は自ら霸王となりて諸侯の事を治めんことを求めりとなり、〔不レ求レ致也〕致は威を立つることを致すなり、〔剛〕剛慢なり、〔尙レ寵〕尙は好なり、自ら尊寵にすることを好むなり、〔若及〕罪禍の及ぶこと、〔弗レ避也〕誅戮して避くる所なしの意なり、〔不幸必及ニ於子一〕楚の令尹圍は穆子を誅戮せんと思ふのみにて未だ明に諸侯に告げず、故にかくいひたるなり、〔豹〕穆子の名なり、〔魯必不レ免〕不レ免は討伐を免れざること、〔魯誅盡矣〕盡は止なり、〔實難〕實に避け難しの意なり、〔自レ它及レ之〕他人罪を犯して己の身に連及すること、〔何害〕何ぞ傷まんといふが如し、〔美惡〕生死をいふ、〔齊盟〕齊は一なり、協同なり、〔不レ難ニ以死安ニ利其國一〕難は憚なり、ハヾカルと訓む、〔郵〕憂なり、ウレフと訓む、〔是道也果〕是道は穆子のとれる憂國の道なり、果は果して行はるゝこと、

○以上第十二章、趙文子が虢の會盟に魯使叔孫穆子の精忠に感じ之れを救ひたる物語なり、

趙文子爲レ室、斲ニ其椽一而礱レ之、張老夕焉、見レ之、不レ謁而歸、文子聞レ之、駕而往曰、吾不善子亦告レ我、何其速也、對曰、天子之室、斲ニ其椽、而礱レ之、加ニ密石一焉、諸侯礱レ之、大夫斲レ之、士首レ之、備ニ其物一義也、從ニ其等一禮也、今子貴而忘レ義、富而忘レ禮、吾懼レ不レ免、何敢以告、文子歸、令ニ之勿一レ礱也、匠人請ニ皆斲一レ之、文子曰、止、爲ニ後世之見一レ之也、其斲者仁者之爲也、其礱者不仁者之爲也、

趙文子宮室を造り其の椽をけづりて之れを磨けり、張老夕方ゆきて之れを見、文子にあはずしてかへれ

らば彼の慘忍なる罪禍必ず子の身に及ばんとすと、穆子對へて曰く、豹や命を君に受けて以て諸侯の會盟に從ひ連るは我社稷を守らんと欲するが爲なり、若し魯罪ありて諸侯の會に列して盟を受くる者逃亡せば魯は必ず討伐を免れず、されば是れ吾出でて國を危くするものなり、吾若し止まりて諸侯の爲に誅戮せらるゝことをなさば、則ち魯の誅罪は此れにて止まり必ず師を加へて伐つことをなさゞらん、吾請ふ誅戮せられん、夫れ誅戮の罪の吾身より出づるものは實に避け去り難し、避け去れば不義なり、之れに反して他人罪を犯して吾に及ぶものは、吾義に於てやましき所なし、吾何ぞ傷まん、苟も以て君を安んじ國を利すべくば吾は生くるも死するも同じことなり、吾は運命に託せんのみと、文子其の忠を感じ、將に楚に請うて之れを救はんとす、樂王鮒文子を見て曰く、諸侯會盟するありて未だ退かざる中に魯は之れに背けり、此の如くんばいづくんぞ協同盟約することを用ひん、されば縱ひ之れを討伐する能はざるも、又其の盟約を受くる代表者たるもの（穆子を指す）を免さば諸侯の不信を買ふに至るを以て、晉は何を以て盟主と爲るを得んや、必ず叔孫豹を殺せと、文子樂王鮒の穆子を救はんとして貨賂をもとめ其の拒絕にあひ怨みて殺さんとせる貪戾の心を惛む、乃ち之れに謂ひて曰く、穆子の死を以て其の國を安んじ利することをはゞからざるあるを見て愛することはなかるべけんや必ず愛せざるべからず、人臣にして若し皆國をうれふること穆子の如くならば、則ち大國は其の威を失はず、小國は他より陵辱せられず、若し穆子のとれる道が果して諸侯に行はるれば、以て天下の人臣を敎訓すべし、天下の人臣之れに效ひ行はば何ぞ國を敗ることこれあらんや、穆子は實に天下人臣の師表たる善人なり、吾之れを聞く、善人の患にあるを救はざるは不祥なり、惡人の位に在るを去らざるも亦不祥なりと、吾は必ず叔孫を救ひて免さんと、乃ち固く楚に請ひて之れを免せり、

〔虢之會〕平公の十七年にあり、宋の盟を尋ぬるなり、魯語下を見よ、〔魯人食レ言〕食は僞なり虢の會盟に列席の諸侯未だ退かざる中に、魯の卿季武子莒を伐ちて其の邑鄆を取れり是れを其の言を僞るといふ、〔楚令尹圍〕魯語下を見よ、〔樂王鮒〕晉の大夫謚して桓子

子盍逃之、不幸必及於子、對曰、豹也受命於君、以從諸侯之盟、爲社稷也、若魯有罪、而受盟者逃、魯必不免、是吾出而危之也、若爲諸侯戮者、魯誅盡矣、必不加師、請爲戮也、夫戮出於身實難、自它及之何害、苟可以安君利國、美惡一也、文子將請之於楚、樂王鮒曰、諸侯有盟未退、而魯背之、安用齊盟、縱不能討、又免其受盟者、晉何以爲盟主、矣、必殺叔孫豹、文子曰、有人不難以死安利其國、可無愛乎、若皆郵國如是、則大不喪威、而小不見陵矣、若是道也果、可以敎訓、何敗國之有、吾聞之、曰、善人在患弗救不祥、惡人在位弗去亦不祥、必免叔孫、固請於楚而免之、

虢の會盟に魯人食言して盟を破れり、楚の介尹圍將に魯の代表者叔孫穆子を捕へ誅戮となさんとせり、時に晉の大夫樂王鮒貨賄を穆子に求め、よりて以て楚に請ひ穆子を救はんとす、穆子與へず、趙文子（晉の代表者）叔孫に謂ひて曰く、夫の楚の介尹は楚國を得んと欲する心あり、諸侯を以て弱小となし自ら霸王となりて諸侯の事を治めんことを求む、たゞに威を立つるを致さんことを求むるのみに非るなり、且つ其の人と爲りや剛慢にして自ら尊寵にすることを好む、されば若し事を以て罪に及ぶものは必ず誅戮して避くる所なし、子なんぞ逃げざるや、不幸に事あ

歃り盟ふと雖、諸侯將に服せずして之れをすてんとす、されば何ぞ先きに歃ることを欲せん、昔し周の成王岐山の南に諸侯をあつめて盟ひし時、楚は荊州の蠻國たりしかば茅蕝を置き望表を設け鮮牟と共に燎火を守りて會盟の列にあづからざりしも、今に至りては將に晉とかはる〴〵諸侯の會盟を主らんとするに至りしは、他なしたゞ德を養ひたる故なり、されば子亦德を務めて先に歃り盟ふことを爭ふなかれ、我德を務むるはやがて楚を服するに至る所以なりと、文子之れに從ひ、乃ち血を歃り盟ふに楚人を最先にせり、

〔宋之盟〕前章と同時なり、〔楚人〕令尹子木なり、〔請二先歃一〕歃は牲の血をすゝりて盟ふこと、盟主先づすすり盟ひて他に及ぶを禮とす、此の度は晉盟主たれども楚强をたのみ先づすゝりて威を諸侯に示さん考あり、故に請へるなり、〔伯王〕伯は霸は同じ、〔裨〕補なり、オギナフと訓む、〔闕〕缺なり、缺けたる政を指す、〔成レ事〕事は霸政を指す、〔成王盟二於岐陽一〕成王卽位の六年なり、岐陽は岐山(周語上を見よ)の南なり、〔置二茅蕝一設二望表一〕茅蕝は茅を剪りて地にたて相聯ねめぐらして尊卑の位次を表すと、望表は卽ち其の位次を示す剪りたる茅の表をいふ、一句の意は會盟の際一定の地を區劃して茅の表を樹てつらねて列席諸侯の位次を明にすることをいふ、〔鮮牟〕東夷の名後の鮮卑の譌訛にはあらざるかといふ、〔燎〕庭燎なり、〔狎〕更なり、カハルガハルと訓む、

○以上第十一章、宋の盟に趙文子叔向にきゝて先づ歃り盟ふことを楚に讓りて忠信を諸侯に示せる物語なり、

虢之會、魯人食レ言、楚令尹圍將下以二魯叔孫穆子一爲上レ戮、樂王鮒求レ貨、弗レ與、趙文子謂二叔孫一曰、夫楚令尹有レ欲二於楚一、少二懦於諸侯一、諸侯之故求二治之一、不レ求レ致也、其爲レ人也、剛而尙レ寵、若及必弗レ避也、

は運搬車なり、一句の意は、士卒各、輦車を引き水草のある便利の地に就きて屯舍すとなり、〔候遮扞衞〕候は候望なり遮は遮罔なり、此の二者は士卒二十人を以て軍壘を去る三百歩さきに置きて敵狀を視聽候望するものをいふ、扞衞は羅闉狗附をいふ、共に夜設けて敵襲に備ふるものなり、軍壘を去る五十歩にして陣し軍の左右前後を周らして弩を張り矢を注けて誰何する之れを羅闉といひ、士卒二十人を一隊となし壘を去る三百歩の處に屯せしめ、犬を其の中に畜ひ、或は前後を視或は左右を視て警戒する、之れを狗附といふ、

○以上第十章、宋の會盟のときに趙文子叔向に聽き忠信を以て諸侯に對せしかば楚敢て襲擊せざりし物語なり、

宋之盟、楚人固請先歃、叔向謂趙文子曰、夫伯王之勢、在德不在先歃、子若能以忠信贊君、而裨諸侯之闕、歃雖後、諸侯將戴之、何爭於先、若違於德、而以賄成事、今雖先歃、諸侯將棄之、何欲於先、昔成王盟諸侯於岐陽、楚爲荊蠻、置茅蕝、設望表、與鮮牟守燎、故不與盟、今將與狎主諸侯之盟、唯有德也、子務德無爭先、務德所以服楚也、乃先楚人。

宋にて諸侯の會盟に楚の令尹子木固く先づ血を歃りて盟はんと請ふ、叔向趙文子に謂ひて曰く、夫れ霸王の勢は德にありて先づ血を歃り盟ふに非ず、子若し能く忠信を以て君を輔佐して諸侯の缺けたる政治を補ひ正せば、血を歃り盟ふこと後なりと雖、諸侯將に信じて之を戴かんと欲す、されば何ぞ楚と先きに歃ることを爭ふを要せんや、之れに反して若し德に違ひて貨賄を用ひて霸政を成さば、今たとへ先づ血を

あるものは陵辱すべからず、忠は心より出づるのまことにして信は之れを身に行ふのまことなり、其の德たるや深大にして、其の基本をたつるや堅固なり、故に之れを動かすべからず、今我忠心を以て諸侯を安んぜんことを謀り、信義を以て之れを重ねんとす、楚の主盟となり諸侯を迎へて會盟するときも亦此の如きのみ、楚亦忠信の缺ぐべからざるを知るを以て此に來りて盟へるなり、しかるに若し我を襲はゞ是れ自ら其の信義に背きて其の忠心を絕塞するものなり、信義に反けば諸侯從はざるを以て必ず自ら斃れ、忠心絕塞すれば自らの民をすら用ふる能はず何を以て能く諸侯の主となりて之れを用ふるを得ん、且つ夫れ今諸侯を會合して楚不信の行を爲さば諸侯何ぞ楚を望み慕はんや、故に此の行や若し楚我を襲はば諸侯必ず彼の不信を怒りて彼に叛きて從はざらん、彼豈之れを知らざらんや、故に安んぞ能く我を害するを得んや、されど萬一襲はるれば奮戰して死せんのみ、子何ぞ死を愛まん、子死して以て晉國の忠信を示し以て其の盟主たる地位を固くするを得可くば、子の功や大なるに非ずや、子何ぞ懼んと、文子之れに從ひ、忠信を以て之れに對せり、故に是の行や藩籬を以て軍壁となし、輦車を引き、便利の地に就きて屯舍し、侯望遮罔羅闌狗附を用ふることをなさゞりしも、楚人敢て晉を襲擊することを謀らざりしは、晉の信義を守りて諸侯の之れに與みすることを畏れたる故なり、是の時より後平公の世を終るまで楚の侵患なかりき、

〔諸侯之大夫盟二於宋一〕平公の十二年なり、晉盟主となりて會盟せるなり、〔子木〕楚の卿屈建の字なり、〔盡晉師〕盡は盡殺なり、〔趙武〕此の時晉の正卿にて晉を代表して會盟に臨めり、〔文子〕趙武の諡なり、〔暴〕侵暴なり、〔犯〕陵なり陵辱なり、〔自レ中〕中は心なり、〔自レ身〕身により表はし示すを、言行に表はし示すことを云ふ、〔置レ本〕根本を立つるを、〔抈〕動なり、ウゴカスと訓む、〔覆〕重なりかさねて表はし示すを、〔逆〕迎なりムカフを訓む、〔亦云〕猶ほ亦如レ是といふが如し、〔塞〕絕なり絕ち塞ぐこと、〔斃〕踣なりタフルと訓む、〔以レ蕃爲レ軍〕蕃は籓籬（カキ）なり、軍は軍壁即ち壘壁なり、籓籬を以て壘壁にかへ別に壘壁を築きて備をなさゞりしなり、〔攀レ輦卽レ利而舍〕攀は引なり、輦

カ、ランと訓む庶乎とは興るにちかゝらんかとなり、〔心競〕心を正し德を修むることを競ふこと、〔力爭〕撫劍拂衣を指す、

○以上第九章、秦の公子鍼和の爲に來朝せしとき、叔向行人子朱を退けて爭ひしを師曠が晉室衰微の兆なりと評したる物語なり、

諸侯之大夫盟於宋、楚令尹子木欲襲晉軍、曰、若盡晉師而殺趙武、則晉可弱也、文子聞之、謂叔向曰、若之何、叔向曰、子何患焉、忠不可暴、信不可犯、忠自中、而信自身、其爲德也深矣、其置本也固矣、故不可抈也、今我以忠謀諸侯、而以信覆之、荊之逆諸侯也亦云、是以在此、若襲我是自背其信、而塞其忠也、信反必斃、忠塞無用、安能害我、且夫合諸侯以爲不信、諸侯何望焉、此行也、荊敗我、諸侯必叛之、子何愛於死、死而可以固晉國之盟主、何懼焉、是行也、以藩爲軍、攀輦即利而舍、候遮扞衞不行、楚人不敢謀、畏晉之信也、自是沒平公無楚患矣、

諸侯の大夫宋に會盟して兵を弭め和を結べるとき、楚の令尹屈子木は晉軍を襲はんと欲して曰く、若し晉の軍を盡殺して其の將趙武を殺さば、則ち晉は弱くすべきなりと、趙文子（武なり）之れを聞き叔向に謂ひて曰く、之れを如何せんと、叔向曰く、子何ぞ患ふるを要せん、夫れ忠あるものは侵暴すべからず、信

軍之士暴骨、夫子員道賓主之言無私、子常變之、姦以事君者、吾所能禦也、拂衣從之、人救之、平公聞之曰、晉其庶乎、吾臣之所爭者大、師曠侍曰、公室懼卑、其臣不心競、而力爭、

秦の景公其の弟鍼をして來りて媾和を求めしむ、叔向命じて行人子員を呼ぶ、時に行人子朱曰く、朱や此にありと、叔向顧みずして曰く、子員を呼べと、子朱曰く、朱や進みて事に當る役にあたれりと、叔向曰く、肸や子員の秦の貴客に應對せんことを欲するなりと、子朱怒りて曰く、子員も我も皆君の臣なり、且つ官位同じきに何を以て朱を退けて用ひざるやと、劍を撫でゝ叔向につめよれり、叔向曰く、秦晉相和せざること久し、今日の談判幸にして成らば、二國の平和を得て子孫實に其の福をうけん、若し成らずば戰開かるゝを以て三軍の士骨を郊野にさらすに至らん、夫れ子員は賓主の言を取り次ぎて言ふに私なし、しかるに子は常に之を言ひ易ふ、此の如く姦邪の行を以て君に事ふる者は吾能く拒絕する所なりと、衣を振うて之につめよれり、時に傍に居る人々之れを救ひて事なきを得たり、平公之れを聞きて曰く、晉は其れ興るにちかゝらんか、吾臣下の爭ふ所のもの私怨の小事に非ずして國家の大事なりと、時に師曠側に侍れり、曰く、公室は是れより懼くは衰微せん、何となれば其の臣下心を正し德を修むることを競はずして力を爭へばなりと、

〔秦景公〕穆公の玄孫、桓公の子なり、〔鍼〕桓公の子、景公の弟字は伯車なり、〔成〕媾和なり、〔行人子員〕行人は賓客を掌る官、子員は其の名なり、〔當レ御〕御は進なり、進みて事に當る役にあたれりとなり、〔肸〕叔向の名なり、〔班爵〕官位なり、〔黜〕退なり、〔就レ之〕就はつめよること、〔今日之事〕事は談判の事を指す、〔集〕成なり、ナルと訓む、〔子孫饗レ之〕饗は享なり、其福を享くるをいふ、〔暴レ骨〕暴はさらすと、〔禦〕拒絕なり、〔拂レ衣從レ之〕拂は振ふなり從レ之は子朱のそばに從うてつめよることなり、〔庶乎〕庶は庶幾なり、チ

叔向見司馬侯之子、撫而泣之曰、自此其父之死、吾蔑與比而事君矣、昔者此其父始之我終之、我始之夫子終之、無不可、藉偃在側曰、君子有比乎、叔向曰、君子比而不別、比德以贊事、比也、引黨以封己、利己而忘君、別也、

叔向司馬侯の子を見撫でて泣きて曰く、此の兒の父の死せしより吾はともに比交して君に事ふるものなし、昔は此の兒の父事を始むれば我之れを成し終へ、我事を始むれば夫子之れを成し終へ、互に一致して不可とすることなかりき、今や乃ちなし、悲しきかなと、藉偃側に在り、叔向に謂ひて曰く、子の言によれば君子も亦比交することあるかと、叔向曰く、君子は比交して而も別離せず、德を比べて以て互に事を相たすけ君に事ふ是れを比といふなり、私黨を引きて以て己が身を厚くし己を利して君を忘るゝ之れを別離すといふなりと、

〔夫子〕司馬侯を指す、〔贊事〕贊は佐なり、タスクと訓む、〔封己〕封は厚なり、アツクスと訓む、

〇以上第八章、叔向が人を擇びて交る極めて公正なりし物語なり、

秦景公使其弟鍼來求成、叔向命召行人子員、行人子朱曰、朱也在此、叔向曰、召子員、士朱曰、朱也當御、叔向曰、肸也欲子員之對客也、子朱怒曰、皆君之臣也、班爵同何以黜朱也、撫劍就之、叔向曰、秦晉不和久矣、今日之事、幸而集、子孫饗之、不集、三

時は歌舞之れに伴ひ禮式嚴なり、故に修禮といふ、節は節制なり、〔時節〕奏樂に一定の時あり、奏舞に一定の禮節ありて亂れざること、〔邇不レ遷〕近き所のものは其の鄕に安住して他鄕に遷らざること、
○以上第六章、平公新聲を悦ぶ師曠公室衰微の前兆として嘆せし物語なり、

平公射鴳、不死、使豎襄搏之、失、公怒、拘將殺之、叔向聞之夕、君告之、叔向曰、君必殺之、昔吾先君唐叔射兕於徒林、殪以爲大甲、以封於晉、今君嗣吾先君唐叔、射鴳不死、搏之不得、是揚吾君之恥者也、君其必速殺之、勿令遠聞、君忸怩顏、乃趣赦之、

平公鴳を射しに鴳死せずしてにぐ、豎襄をして之れを搏たしめしに取り逃がせり、公大に怒りとらへて將に之れを殺さんとす、叔向之れをきゝて夕方朝廷に來れり、君之れを告ぐ、叔向曰く、君必ず豎襄を殺して赦す勿れ、昔し吾國の先君唐叔徒林に獵して兕を射斃し其の皮をとりて大なる鎧をつくれり、之れによりて其の才力をみとめられ晉國に封ぜられたり、今君吾先君唐叔の位をつぎ鴳を射れども死せず、豎襄に命じて之れを搏ちて捕ふるを得ず、是れ吾君の恥を世に揚げひろむるものなり、君必ず速に之れを殺し遠く君の恥を聞えしむること勿れと、遠まはしに諷諫せり、君之れを聞くや顏色忸怩たり、乃ち速に豎襄を赦して殺さゞりき、
〔鴳〕小鳥なり、ふなしうづら、〔豎襄〕豎は內豎（宮中の小臣）襄は其の名なり、〔聞レ之夕〕夕は夕方朝廷にゆくこと、〔兕〕牛に似て色青き一種のけもの、其の皮堅く厚く鎧に造るべし、〔徒林〕林の名なり、〔殪〕一發にてたふすこと、〔大甲〕甲は鎧なり、〔忸怩〕慙るさま、〔趣〕速なり、スミヤカと訓む、
○以上第七章、叔向平公を遠まはしに諷諫して公改めたる物語なり、

遠服而邇不レ遷、

平公新しき音樂を悅ぶ、師曠之れを見て曰く、我晉の公室は其れ將に衰微せんか、君の明德衰微の兆をあらはせり、夫れ音樂は以て山川の風氣を開通し以て君の德を廣く遠く耀す所以のものなり、卽ち君の德をのべて以て之れを四方に廣め、山川の風氣をのべて之れを開通し、八音をのべて之れを人に聽かせ、詩辭を修めて之れを詠歌し、禮式を修めて以て之れを節制するなり、夫れ此の如くにして君の德廣く遠くに及び、而して君奏樂するに時あり、奏舞するに禮節ありて亂れず、是を以て遠き所の民は歸服し、近き所の民は其の鄕に安んじて他に遷りゆかざるなり、

〔平公說二新聲一〕說は悅なり、新聲は新しき調子の音樂なり、史記樂書に曰く、衞の靈公將に晉に行かんとし濮水の上に至りて舍る、夜半の時、琴を鼓くの聲を聞き左右に問ふ、皆對へて曰く聞かずと、乃ち師涓を召して曰く、吾琴を鼓くの音を聞く。其の狀鬼神に似たり、我が爲に聽きて之を寫せと、師涓端坐し琴を援り聽きて之れを寫す、明日曰く臣之を得たり、然れども未だ習はざるなり、請ふ宿して之れを習はんと、因りて復宿す、明日報じて曰く習へりと、卽ち去りて晉にゆく、平公酒を施惠の臺に置く、酒酣にして靈公曰く、今は來るとき新聲を聞けり、請ふ之れを奏せんと、平公師涓をして師曠の旁に坐し琴を援りて之を鼓かしむ、未だ終らず、師曠撫でゝ之れを止めて曰く、之れ亡國の音なり、聽くべからず、師延の作る所なり、紂と靡々の樂を爲す、武王紂を伐つや、師延東に走り濮水の中に投ず、故に此の聲を聞く、必ず濮水の上に於てせん、先づ此の聲をきくものは國削らると、此にいふ新聲とは卽ち此の新樂を指すなり、〔師曠〕師は樂師、曠は名、字は子野なり、賢名あり、〔卑〕衰微なり、〔君之明〕明は明德なり、〔兆二於衰一矣〕兆は形なり、きざしあらはるゝこと、衰は衰微の兆なり、〔開二山川之風一〕山川の風氣を開通してとゝのへること、禮記の樂記によれば音樂は天地に象りて制定したるものなれば音樂を奏すれば天地の氣相應じて順調なりとありこれと同じ理なり、〔風レ德〕風はのぶること、〔風二山川一〕山川の風氣をのぶること、〔遠レ之〕猶之れを開通すといふが如し、〔風レ物〕物は八音〔金石絲竹匏土革木〕を指す、〔修レ禮以節レ之〕奏樂の

雖衷、不敢謂是也、必長者之由、宣子曰、可以免身、

范宣子の家老訾祏死す、宣子子の獻子に謂ひて曰く、鞅よ昔は吾の訾祏あるや、吾朝夕之れに問ひて以て晉國を相け且つ吾家を治めたりき、今汝をみるに獨り事を行はんとするときは則ち智德足らずして行ふ能はず、謀り問はんと欲すれば則ち與に謀るべき輔佐の臣なし、汝は將さに如何せんとするかと、獻子對へて曰く、鞅や平常家に居るときは、恭しく敬ひて敢て自ら安んじて修養をおろそかにせず、學問を敬み修めて仁人を愛好し、上官の政に柔和に順ひて其の道ある者を親好し、事每に衆に謀りて行ひ以て媚して好かれんとを求めず、私心にて善しと思ふとも敢て明に是なりと謂はず必ず長者の考に之れ從はんと、宣子曰く、此の心掛あらば以て身の禍にかゝるを免るゝことを得べしと、

〔獻子〕宣子の子范鞅の諡なり、〔顧レ焉〕顧は問なり、〔爲二吾家一〕爲は治なり、大夫の領を家と稱す、猶諸侯を國といふが如し、〔觀レ女〕女は汝なり、〔無レ與〕ともに謀るべき輔佐の臣なしとなり、〔居處〕平素家居することをいふ、〔安易〕易は簡なり安簡は身を安んじて修養を簡にすること、〔好レ仁〕仁は仁人なり、〔和二於政一而好二其道一〕和は柔和に順ふこと、道は有道者なり、一句の意は上官の政に柔和に順ひて逆はず其の有道者を擇みて親好を結ぶこと、〔賈レ好〕賈は求なり、モトムと訓む、好は媚を呈して好かるゝこと、〔衷〕善なり、〔之由〕由は從ひよること、

○以上第五章、范宣子子獻子に其將來の身の處置に對する心掛をきゝ、之を嘉みして安んぜる物語なり、

平公說新聲、師曠曰、公室其將卑乎、君之明兆於衰矣、夫樂以開山川之風、以耀德於廣遠也、風德以廣之、風山川以遠之、風物以聽之、修詩以詠之、修禮以節之、夫德廣遠而有時節、是以

の家邑を治むる長なり、〔典刑〕典は常なり、刑は法なり、〔訪咨〕とひはかること、〔耈老〕耈老に同じ、老人なり、〔司馬侯〕女齊字は叔侯なり司馬に官せしより司馬ともいひしなり、〔祁午〕前に見えたり、中軍の尉なり、〔靖端〕靖は治なり、端は正すなり、〔密和〕密は親密なり、和は和惠なり、〔和レ大平レ小〕大は諸侯を指し小は都邑を指す、平も亦和なり、〔陽叔子違ニ周難於晉一〕前章の周卑晉繼レ之爲ニ范氏一の條を見よ、違は避なり、サクと訓む、〔爲レ理〕理は理官なり、獄訟を掌る官をいふ、〔司空〕周語上を見よ、〔敗績〕績は功なり、〔世及ニ武子一〕世は父子相承ぐこと、武子は前に出づ、子輿の孫成伯缺の子なり、〔佐ニ文襄一爲ニ諸侯一〕文襄は文公と襄公となり、爲は治なり、二公の時武子は大夫たり大に力を霸業に致せり、〔成景〕成公景公なり、〔景帥〕景は景公、帥は軍の長即ち中軍の將なり、〔輯ニ訓典一〕輯は和集なり、訓典は典禮なり、典禮を和集すとは典禮を講聚することをいふ、〔隨范〕二邑の名なり、〔文子〕前編に出づ、〔豊ニ兄弟之國一〕豊は厚なり、和げ厚くすると、兄弟の國は鄭衞の國を指す、〔間隙〕二字共にすきまにて仲違ひを指す、〔郇櫟〕二邑の名なり、〔四方之患〕諸侯侵寇の患なり、〔外内之變〕外は國内、内は朝廷を指す、〔三子〕子輿武子文子を指す、〔非レ龢〕非は恨なり、ウラムと訓む、〔於レ是加レ寵將何治爲〕寵は猶富といふが如し、一句の意は是に於て和邑を伐ち之にかちて和邑の富を增し加へたりとて、はた何ぞ之れを治むる價値あらん、徒に事端を起す緒とならんのみとなり、〔宣子說〕說は悅なり、〔益ニ龢田一〕己が領田を割きて和に田を益し與ふること、

○以上第四章、范宣子が衆の言をきゝて一朝の怒を改めたる美談なり、

訾祏死、范宣子謂ニ獻子一曰、鞅乎昔者吾有ニ訾祏一也、吾朝夕顧レ焉、以相ニ晉國一、且爲ニ吾家一、今吾觀ニ女也、專則不レ能、謀則無レ與也、將ニ若之何一、對曰、鞅也居處恭、不ニ敢安易一、敬レ學而好レ仁、和ニ於政一而好ニ其道一、謀ニ於衆一不ニ以賈レ好、私志

はざるを恨み是に於て之れを攻めんとす、攻めて勝ち和邑の富を得るとも、此の區々たるもの何ぞ之れを治むるの價値あらんや、徒に事端を生ずるの緒とならんのみと、宣子悦ぶ、乃ち和邑の大夫に己が田を割きて益し與へ之れと和睦せり、

〔龢〕和の古字、邑の名なり、〔無ㇾ成〕成は平なり、和睦なり、〔伯華〕晉の大夫羊舌赤の字なり、此の時中軍の尉の輔佐なり、中軍は執政范宣子の率ゐる所なり、〔外事〕軍事なり、〔有ㇾ出〕出は軍を國外に出だして服せざる諸侯をうつこと、〔徵訊〕徵は召なり、訊は問なり、〔孫林父〕衞の大夫にて衞を去り晉に事ふるもの、〔旅人所ニ以事ㇾ子也〕旅人は客旅の人なり、林父自身を指す、林父客旅の身をもつて晉に事へ宣子にこれよる、故に所ニ以事ㇾ子といふ、〔唯事是待〕たゞ事を待ちて是れ命に從ひて働かんの意なり、〔張老〕此の時上軍の將たり、〔以ニ軍事一承ㇾ子〕宣子は執政にして中軍の將たり、張老は上軍の將たり、上軍は中軍の命をきゝて動く、故にかくいふ、〔戎〕軍なり、軍事なり、〔祁奚〕此の時公族大夫（前編に解す）の長なり、〔公室之有ㇾ回〕公室は諸侯の一族なり、回は邪なり、〔內事〕宮中內の事なり、〔以ニ君之官一〕君より任命せられたる官職をすてゝの意なり、〔懼ニ子之應且憎一也〕子は吾に對して外面は快く應和するならんも（子の私事に從ひたる故を以て）內面は吾が官職をすてゝ私事に從ひしを怒り憎まんことを懼るゝなりとなり、謝絕に對する婉曲の辭なり〔藉偃〕晉の大夫にて此時上軍の司馬となり、張老に屬す、字を游といふ、〔以ニ斧鉞一從ニ張孟一〕軍司馬は軍を監督して犯罪者を正す役なるを以て、常に斧鉞をとり、從はざる者は此れにて刑殺す、故に以ニ斧鉞一といふ、張孟は張老なり、孟は其の字なり、〔曰ㇾ聽ㇾ命〕吾子（宣子を指す）は吾に張老の命をきけと曰へりとなり、〔夫子〕張老を指す、〔何二之有〕二は二心なり、〔釋ニ夫子一而擧〕釋は舍なり、すつること、擧は動なり、行動なり、〔叔魚曰待ニ吾爲ㇾ子戮一〕叔魚は此の時獄訟を掌る官たり、故に和邑の大夫を執へて殺し宣子に忠義立せんとせしなり、故にかくいひしなり、〔未ㇾ寧〕寧は息なり、未ㇾ息とは猶未だ和睦せずといふが如し、〔端辯〕端は正なり、辯は別つなり、〔上下比ㇾ之〕古今上下の事を比較して宜しきにかなふ樣にはかること、〔家老〕卿大夫の臣にて其

に和邑の大夫を戮するを待て、必ずしも急に攻むるを要せずと、叔向之れをきゝ宣子を見て曰く、聞く子は和邑の大夫と未だ和せず、之れを攻めんとして徧く諸大夫に問へども又決することなしと、なんぞ之れを訾祏に問はざるや、訾祏は實に正直にして博聞なり、正直なれば能く事物の可否を正しく別ち、博聞なれば能く古今上下の事を比較して其の宜しきを處分す、且つ吾子の家老なり、吾之れを聞く、國家大事あるときは必ず國の常法に順ひ耆老に諮詢して而して後之れを行ふと、吾子宜しく訾祏に問ふべきなりと、司馬侯又聞きて宣子を見て曰く、吾は吾子が和邑の大夫に對して怒れるありと聞けども、之れを信實ならずと思へり、何となれば諸侯吾晉に對して二心あるに、吾子は是れを憂へずして徒に和邑の大夫の從はざるを怒るは吾子の任務に非ざる故なりと、祁午又之れを聞き宣子を見て曰く、晉は諸侯の盟主たり、子は晉の正卿たり、子若し能く諸侯を治め正しくし服從して晉に命をきかしめば、晉國のもの誰か子に從ふことを爲さゞらん何ぞ必ず和邑の大夫のみならんや、子はなんぞ親密に惠和するの道を以て、大は諸侯を和し小は都邑を和することをなさざるやと、宣子諸大夫皆己の擧を不可とするを知る、乃ち訾祏を召して問ふ、訾祏對へて曰く、昔し吾子の祖隰叔子周の難を避けて晉國に來り、子輿を生めり、子輿晉に事へて理官となり、以て朝廷を正せば朝廷に姦邪の官なく、司空となりて以て國を正せば國に失敗の功なし、父子相承けて武子に及ぶ、武子文公襄公を輔佐して諸侯を治むれば諸侯從ひて二心ある者なく、卿となるに及び成公景公を輔佐して軍を治むれば軍に失敗の政なし、景公の軍帥となるに及び兼ねて太傅の職に居り國の刑法を正しくし典禮を講聚すれば國に姦惡の民なく後の人亦法り從ふべし、是れを以て賞として隨范の二邑を受けたり、文子に及びては、晉楚の盟を成立し兄弟の國を厚く保護して仲違あることなからしめたり、是れを以て賞として郇櫟の二邑を受けたり、今吾子位を嗣ぎて政をなしてより、朝廷に於ては姦惡の行をなす者なく、國に於ては姦邪の民なし、是に於て我國四方の患なく又外內の憂なし、かく吾子は先祖たる三子の功に頼りて其の最高の祿位を受け、今や國家既に無事なるに拘らず、和邑の大夫の從

及為景師、居太傅、端刑法、輯訓典、國無姦民、後之人可則、是以受隨范、及文子、成晉荊之盟、豐兄弟之國、使無有間隙、是以受郇櫟、今吾子嗣位、於朝無姦行、於國無邪民、於是無四方之患、而無外内之憂、賴三子之功、而饗其祿位、今既無事矣、而非龢、於是加寵何治為、宣子說、乃益龢田而與之和、

范宣子和邑の大夫と境界の田地を爭ひ久しくして和睦せず、宣子怒りて之れを攻めんと欲し、中軍の尉の輔佐役たる羊舌伯華に問ふ、伯華曰く、國家外に對して軍事あり、内に對して政事あり、赤や軍事を主るものなり、敢て己が官職を侵して他の事に與らず、もし吾子の心にて外に軍を出ださんとあらば、官を以て召して問はるべしと、宣子又孫林父に問ふ、孫林父曰く、臣は客旅のものなり、客旅の人は子に身を託するを以て子に事ふる所以の外復他事なし、たゞ事あるを待ちてこれ命に從はんのみと、宣子又上軍の將張老に問ふ、張老曰く、老や軍事を以て子の命を承く、此れ吾職なり、されば軍事に非れば則ち吾關り知る所に非るなりと、宣子又公族大夫の長祁奚に問ふ、祁奚曰く、公族の恭敬ならざる、公室の人のよこしまなる、宮中の内の政事のよこしまなる、大夫の貪欲なるは是れ吾罪なり、吾若し君より命ぜられたる官職をすてゝ子の私事に從はゞ、吾は子が吾に對して外面は應ずるも内面に於ては吾官職をすてしことを憎み怒るならんことを懼るゝなりと、宣子又上軍の司馬藉偃に問ふ、藉偃曰く、偃は斧鉞をとりて以て吾將張孟に從ふ、此の時吾子は吾に將張孟の命を聽けと曰へり、されば吾は何事も張夫子の命に順はんのみ、何の二心かこれあらん、若し張夫子の命をすてゝ動けば、是れ吾子の吾に言はれたる命にそむくわけなりと、宣子又獄訟を掌る叔魚に問ふ、叔魚曰く、吾が子の為

室之有回、內事之邪、大夫之貪、是吾罪也、若以君之官、從子之私、懼子之應、且憎也、問於藉偃、藉偃曰、偃以斧鉞從於張孟、曰、聽命焉、若夫子之命也、何二之有、釋夫子而舉、是反吾子也、問於叔魚、叔魚曰、待吾為子戮之、叔向聞之、見宣子曰、聞子與龢未寧、徧問於大夫、又無決、盍訪之訾祏、訾祏實直而博、直能端辯之、博能上下比之、且吾子之家老也、吾聞國家有大事、必順於典刑、而訪咨耇老而後行、

之、司馬侯見曰、聞吾子有龢之怒、而吾以為不信、諸侯皆有二心、是之不憂、而怒龢大夫、非子之任也、祁午見曰、晉為諸侯盟主、子為正卿、若能靖端諸侯、使服聽命於晉、晉國其誰不為子從、何必龢、　盍密和和大以平小乎、宣子問於訾祏、訾祏對曰、昔隰叔子違周難於晉國、生子輿為理以正於朝、朝無姦官、為司空以正於國、國無敗績、世及武子、佐文襄為諸侯、諸侯無二心、及為卿、以輔成景、軍無敗政、

ひて、朽ちざることを謂ふに非ず、我魯の先大夫臧文仲其の身沒すれども其の言は後世に存して滅びず、人々の法る所たり、此れを死して朽ちずと謂ふなりと、

〔叔孫穆子〕魯の卿叔孫豹なり、穆子は其の謚なり、〔匄〕范宣子の名なり、〔虞〕舜の國名なり、〔爲ニ陶唐氏ー〕堯を陶唐氏といふ、しからば范氏の祖は堯の一族たりしことを知るべし、〔在レ夏爲ニ御龍氏ー〕史記夏本紀に曰く陶唐既に衰ふ、其の後劉累といふものあり、龍を擾すことを豢龍氏に學びて以て孔甲（夏王の名）に事ふ、孔甲之れに姓を賜ひて御龍氏と曰ふと、〔在レ商爲ニ豕韋氏ー〕商の武丁の時諸侯豕韋氏道を失ひたるを以て之を滅し、御龍氏の後を以て此に封ぜり、故に爲ニ豕韋氏ーといふ、〔在レ周爲ニ唐杜氏ー〕唐杜は共に國の名なり、豕韋氏商の末より國を唐と改む、周の成王の時唐を杜に遷し、其のあとに弟唐叔虞（晉の祖）を封ぜり、故に爲ニ唐杜氏ーといふ、〔周卑晉繼レ之爲ニ范氏ー〕周卑とは周室衰微すること、晉繼レ之とは晉霸となつて諸侯を總ぶるをいふ、爲ニ范氏ーとは杜侯周の宣王の大夫となり王之れを殺す、其の子隰叔周を逃げ去り晉に適き子輿を生む、輿晉に仕へて理官となる、其の孫士會正卿となり范邑を食む、よりて范氏となれり、〔豹〕叔孫穆子の名なり、〔世祿〕世々官邑を食むこと、〔臧文仲〕魯語上を見よ、〔立ニ於後世ー〕立とは存して滅びず人々の法ること、

○以上第三章、魯の叔孫穆子執政范宣子の問に對へて死して朽ちざるの義を説きたる物語なり、

范宣子與ニ龢大夫ー爭レ田、久而無レ成、宣子欲レ攻レ之、問ニ於伯華ー、伯華曰、外有レ軍、內有レ事、赤也外事也、不ニ敢侵ーレ官、且吾子之心有レ出焉、可レ徵ニ訊ー也、問ニ於孫林父ー、孫林父曰、旅人所ニ以事ーレ子也、唯事是待、問ニ於張老ー、張老曰、老也以ニ軍事ー承レ子、非レ戎則非ニ吾所ーレ知也、問ニ於祁奚ー、祁奚曰、公族之不レ恭、公

いひ、溝を壑といふ、〔饜〕飽なり、〔必以レ賄死〕此の豫言は適中せり、叔魚贊理といへる役につき、雝子の女を受けて邢侯を抑壓せしかば、邢侯之れを殺せり、後編に詳し、〔遂弗レ視〕視は自ら養視すること、〔揚食我〕叔魚の兄叔向の子なり、姓は羊舌邑を揚に食むを以て揚食我といふ、〔叔向之母〕叔向は晉の大夫にて叔魚の兄羊舌肸の字なり、賢名あり、〔號〕なきさけぶこと、〔豺狼之聲〕細く鋭くはりさける如き聲なり、〔終滅二羊舌氏之宗一者必是子也〕宗は宗族なり、此の豫言も亦適中せり、食我既に長じて祁盈に黨す、盈罪を獲るや、晉侯盈と食我とを殺し、遂に祁羊舌の二家を滅せり、

○以上第二章、叔向の母其子叔魚の生時の貌及其の孫食我のなき聲をきゝて其の將來をトし適中せる物語なり、

魯襄公使二叔孫穆子來聘一、范宣子問焉曰、人有レ言、曰、死而不レ朽、何謂也、穆子未レ對、宣子曰、昔匄之祖、自レ虞以上爲二陶唐氏一、在レ夏爲二御龍氏一、在レ商爲二豕韋氏一、在レ周爲二唐杜氏一、周卑晉繼レ之、爲二范氏一、其此之謂乎、對曰、以二豹之所一レ聞、此之謂二世祿一、非レ不レ朽也、魯先大夫臧文仲其身沒矣、其言立二於後世一、此之謂二死而不一レ朽、

魯の襄公叔孫穆子をして晉に來聘せしむ、執政范宣子之れに問うて曰く、人言へるあり、曰く、死して朽ちずと、何といふことかと、穆子未だ對へず、宣子曰く、昔し匄の祖虞の世より以上は陶唐氏たり、夏の世に在りては御龍氏たり、商の世にありては豕韋氏たり、周の世にありては唐杜氏たり、周室微にして晉之に繼ぎ霸となりてより仕へて范氏となれり、死して朽ちずとは其れ此れを謂ふかと、穆子對へて曰く、豹の聞く所を以てすれば、此れを世々官邑を食むとい

レ家」大夫を家と稱す、「君レ之」之れに事ふること國君の如くすること、「大援」援は引なり、引きあげ用ひらるゝこと、「隸」隸屬して臣となること、「煩ニ司寇ニ」罪囚を刑するは司寇の職なり、故に罪を犯せば司寇に手數をかくることとなる、故にかくいふ、「公說」說は悅に同じ、公は其の義を執る固きを悅び嘉せしなり、「固止レ之不レ可」可は肯なり、キクと訓む、「賂レ之」貨賂をおくること、「心以守レ志」志は心の動き發すること、卽ち心のはたらきなり、「若受ニ君賜ー是隋ニ其前言ニ」隋は懷なり、ヤブルと訓む、臣に二君なし、若し今公の賜を受くれば是れ二心あることゝなる、二心あれば前言は反故になるわけなり、故にかくいひしなり、「逆レ之」逆は反なり、ソムクと訓む、「不レ可レ得」引き止むるを得べからざること、「遺レ之」之れを放ちやること、

○以上第一章、平公陽畢の計を用ひて亂の巨魁欒盈を誅し、其の族黨を滅し以て私黨を根絕し國の安寧を固くせし物語なり、

叔魚生、其母視レ之曰、是虎目而豕喙、鳶肩而牛腹、谿壑可レ盈、是不レ可レ饜也、必以レ賄死、遂弗レ視、揚食我生、叔向之母聞レ之、往及レ堂、聞ニ其號ー也、乃還曰、其聲豺狼之聲也、終滅ニ羊舌氏之宗ー者、必是子也、

羊舌叔魚生まる、其の母之れを視て曰く、是の子や目は虎目の如く銳く、喙は豕の如く長く銳く、肩は鳶の如くそばだち、腹は牛の如く張大なり、谿壑は水をみたすべくして而も害なし、されど是の子は飽かしむべからず、飽かしめば必ず貨賄を貪るを以て死なんと、遂に自ら養ひ視ざりき、羊舌食我生る、叔向の母之れを聞き尋ね往きて堂に及び、其の啼きさけぶ聲を聞き乃ち家に還りて曰く、其の聲は豺狼のさけぶ聲の如し、其の心も亦此の如くならん、終に我羊舌氏の一族を滅さんものは必ず是の子ならんと、

「叔魚」晉の大夫羊舌鮒の字なり、「谿壑」谷川を谿と

君也、若受君賜、是隋其前言、君問而陳辭、未退而逆之、何以事君、君知其不可得也、乃遣之、

此節は欒盈の臣辛兪の忠厚を記す、本章の附錄なり、欒盈の出でて楚に奔るや、執政范宣子欒氏の臣をして之れに從ふこと勿らしめ、欒氏に從はん者は大罪として處罰し其の尸をさらさんと令せり、時に盈の臣に辛兪といふものあり、盈に從ひて行けり、吏兪を執へて之れを公に獻ず、公兪を責めて曰く、國に大令あり、何故に之れを犯せるかと、兪對へて曰く、臣は大令に順へるなり、豈敢て之れを犯さんや、執政の曰へらく、欒氏の臣は欒盈に從ふことなくして君に從へと、是れ臣等に必ず君に從ふべきことを明に令するものなり、臣之れを聞く、三世大夫に仕ふれば之れを君(國君)の如くに思ひて事ふ、再世より以下は之れを主人として奉仕し敢て君として仕へず、而して君に事ふるには死を致してつくし、主人に事ふるには勤勞せよと、是れ君の嘗て明に令したまふ所なり、臣の家は祖父より晉國に大に引き用ひらるゝことなきを以て、代々欒氏に隷屬し、今臣の身に至るまで三世なり、臣故に敢て欒氏を君として事へずんばあらず、今執政の曰く、君に從はざる者は大罪として處罰せんと、臣敢て其の死を忘れて其の事ふべき君に叛き司寇の手を煩すことを爲さんや、是れ臣の從ひ往く所以なりと、公其の義を執るを悅び、固く之れを止むれども兪きかず、よりて厚く之れに貨賂をあたふ、兪辭して曰く、臣が懷抱する所の辭を陳べたり、心にて以て志を守り、辭に由りて以て之れを現はし身に行ふは、君に事ふる所以の道なり、いま若し君(公を指す)の賜物を受くれば是れ前言をやぶるわけになるなり、君(公を指す)臣を責問せられて、臣其の理由の辭を陳べ、未だ退かずして其の辭に反くことをなさば、何を以て君に事ふるを得んやと、公其の如何にしても止むるを得ざるを知るや、乃ち之れを放ち遣れり、

〔欒懷子〕懷子は欒盈の諡なり、〔執政〕范宣子なり、宣子は范文子の子にて名は匄なり、〔大戮〕大罪なり、死罪をいふ、〔施〕陳なり、其の屍を陳ねさらすこと、〔仕

宣子以公入於襄公之宮、欒盈不克、出奔曲沃、遂刺欒盈滅欒氏、是以沒平公之身、無内亂也、

此の節は欒盈晉にかへりて反をはかり公之れを誅することを記す、

居ること三年、欒盈かへりて晉國に入り、賊を絳都になす、執政范宣子公を奉じて襄公の宮に入る、欒盈公を攻むれども克たず、出でゝ其の舊邑曲沃に奔る、公之れを圍み遂に盈を殺し、其の一族徒黨を滅せり、是れを以て平公の身を終るまで國に内亂なかりき、〔居三年欒盈晝入爲賊於絳〕盈楚にあること一年、齊に奔る、齊の莊公析歸父をして盈と其の從士とをまもりて其の舊食邑の曲沃に入れしむ、盈曲沃の兵を帥ゐ晝絳都に攻め入れるをいふ、〔襄公之宮〕襄公の居りし宮殿なり、其の防備堅固なるを以て、此に入りしなり、〔沒〕終なり、

欒懷子之出、執政使欒氏之臣勿從、從欒氏者、爲大戮施、欒氏之臣辛俞行、吏執而獻之公、公曰、國有大令、何故犯之、對曰、臣順之也、豈敢犯之、執政曰、無從欒氏而從君、是明令必從君也、臣聞之、曰、三世仕家君之、再世以下主之、事君以死、事主以勤、君之明令也、自臣之祖、以無大援於晉國、世隸欒氏、於今三世矣、臣故不敢不君、今執政曰、不從君者、爲大戮、臣敢忘其死、而叛其君、以煩司寇、公說、固止之、不可、厚賂之、辭曰、臣嘗陳辭矣、心以守志、辭以行之、所以事

反して、彼れ若し敢て君に仇を報ゆるの不忠を爲さずして遠く他國に逃ぐれば、乃ち彼が適く所の外國に賂ひて彼を衣食に苦しむることなくしてやり、彼が反省して勤勉し以て吾國恩に報いしむるやうにするも亦可ならずやと、公許諾し、盡く盈の黨たる群賊を國外に放逐し、而して祁午と陽畢とをして曲沃にゆきて欒盈を逐はしむ、盈出で丶楚に奔る、公遂に國人に令して曰く、文公より以來我先君に功勳するありて其の子孫の保護寵榮せられざるものは將に位を授けて之れを官に立てんとす、功臣の子孫をさがし求めし者は必ず之れを賞せんと、

〔陽畢〕晉の大夫なり、〔穆侯〕晉祖唐叔八世の孫なり、〔亂兵〕猶兵亂といふが如し、〔輟〕止なり、ヤムと訓む、〔厭〕極なり、キハマルと訓む、〔速レ寇〕速は召なり、マネクと訓む、〔柯〕斧の柄なり、〔少間〕間は息なり、ヤムと訓む、〔圖在二明訓一〕圖は計畫なり、明訓は君臣の明敎なり、〔掄〕擇なり、エラブと訓む、〔常位〕尋常朝に仕ふるものをいふ、〔虧レ君〕君の位を虧ぐこと、君を廢し或は弑することをいふ、〔遂レ威〕遂は申なり、ノブと訓む、申張すること、〔偸生〕生をぬすみて君事に力をつくさぬこと、〔欒氏之誣二晉國一〕己の惡を善の如く人に思はするを誣といふ、欒書は厲公を弑すと雖直に名君悼公を迎立せしかば民は其の惡を善の如く思ひ居れり、故にいふ、〔覆レ宗〕覆は敗なり、ヤブルと訓む、宗は宗國なり、諸侯の臣其の本國を稱して宗國といふ、〔瑕原韓魏〕瑕は瑕嘉、原は原軫〔先軫〕、韓は韓萬、魏は畢萬にて皆晉の昔の賢臣なり、〔暱二於權一〕暱は親み近づくること、權は權臣なり、〔隱二於私一〕私する所の臣を隱蔽して罪せぬこと、〔不レ道〕道は導に同じ、〔產レ害〕產は生なり、害は亂なり、〔國倫〕國の常法なり、〔數〕罪をかぞへせむること、〔遺レ之〕之れを其の領邑より放つこと、〔戒箴〕二字ともに戒むること、〔待レ之〕待は備なり、ソナフと訓む、〔猶少〕猶易しといふが如し、〔外交〕交際する外國なり、〔其德〕其の國君の德なり、〔祁午〕前篇に見ゆ、〔適二曲沃一〕適は往なり、曲沃は欒盈の食邑なり、晉語を見よ、〔不レ育者〕育は遂なり、遂げざる者とは保護し寵榮せられざること、〔得レ之〕功臣の子孫をさがし求め得ること、

居三年、欒盈晝入、爲賊於絳、范

公曰く、子實に之れをはかれと、陽畢曰く、此れが計畫は君臣の明敎を明にして訓敕するにあり、君臣の明敎は威權ありて之れを行ふを得、威權は君自ら之れを秉るにあり、臣如何ともする能はず、君賢人の後の國に常位ある者の中より賢良なる者を擇びて立てて卿となし、亦舊臣中の己が志を逞くし君を廢弑して國を亂りし者の子孫を擇びて之れを去れよ、是れ威權を申張し遠きまで及ぼす法なり、かくして民其の威權を畏れて其の德に懷かば誰か能く君に從ふなきことあらんや、若し能く君に從はゞ則ち民の心皆養ひて君の有とすべし、民の心を養ひて君の有とし而る後其れに欲惡の正を知らせば、民孰か生を偸みて不忠を思ふものあらんや、民若し生を偸み不忠を思はずば則ち亂を思ふことなからん、且つ彼の欒氏は晉國の民を誣ひいつはるや久し、欒書實に宗國を敗り、厲公を殺して其の家を厚固にし多く私黨を養へり、されば若し欒氏を滅さば則ち民君の威を畏れん、而して今吾君若し瑕原韓魏諸忠臣の子孫を起し賞して之れを顯位に立てば則民懷かん、威と惠と各、其の正しき所に當らば則ち國安からん、君治まりて國安からば、亂をなさんと欲するものありとも誰か之れにくみせんと、君曰く、欒書は吾先君を迎へ立て、欒盈は未だ罪を得ず、如何にして之れを滅すべけんと、陽畢曰く、夫れ國家を正す者は權臣を親み近づけて之れを縱にさすべからず、威權を行ふ者は私する所の臣を隱蔽して罪せざることあるべからず、權臣を親み近づくれば、權臣權を縱にするを以て則ち君民を導くこと能はず、威權を行はんとして私する所の臣を隱蔽して罪せずば、臣庶皆之れに傚うて私するに至るを以て則ち政行はれず、政行はれずば何を以て民を導くを得ん、民の導かれざるは亦君なしと同じ、今君權臣を親み近づくと私する所の臣を隱蔽して罪せざるとの事をなさば、復亂を生じて且つ君の身を勤勞するに至らん、君其れ之れをはかれ、君若し欒盈を愛して滅す能はずば、則ち明に其の徒黨たる群賊を國外に放逐し、而して後國の常法を以て盈の罪をせめて之れを其の邑より放ち、厚く國民を戒めて以て彼れに備へよ、彼若し己が志を逞くして君に仇を報いんことを求めば、罪孰れか是れより大ならん、かくせば之れを滅さんこと易きのみ、之れに

亂者誰與、君曰、欒書立吾先君、欒盈不獲罪、如何、陽畢曰、夫正國者不可以暱於權、行權不可以隱於私、暱於權則不道、行權隱於私則政不行、政不行何以道民、民之不道、亦無君也、則其爲暱與隱也、復產害矣、且勤君身、君其圖之、若愛欒盈、則明逐群賊、而以國倫數而遣之、厚戒箴國以待之、彼若求逞志而報於君、罪孰大焉、滅之猶少、彼若不敢而遠逃、乃厚其外交而勉之、以報其德、不亦可乎、公許諾盡逐群賊、而使祁午及陽畢適曲沃逐欒盈、欒盈出奔楚、遂令於國人曰、自文公以來、有力於先君、而子孫不育者、將授立之、得之者賞、

此の節は平公陽畢に內亂を根絶する策を問ひ、陽畢之れに對へ、公之れに從ひ其の巨魁欒盈及び其の徒黨を國外に放逐することを記す、

公陽畢に謂ひて曰く、穆侯より以來今に至るまで、國內の兵亂止まず、民の欲志は極まることなく、禍敗止むときなし、此の如くんば民を離散さし、且つ寇兵を召き、難の吾身に及ばんことを恐る、之れを如何せんと、陽畢對へて曰く、君亂の枝葉を除くと雖本根猶樹立せり、本根樹立せば枝葉もます〳〵生長し、枝葉生長せば本根も亦ます〳〵茂る、是れを以て亂止まり難きなり、されば今若し其の斧の柄を大きくして其の枝葉を去てゝ、其の本根を絕ちきれば(卽ち枝黨をすてゝ巨魁欒盈を殺さば)亂以て少しく息むべしと、

め欒黶（欒武子の子）范宣子の女叔祁を娶りて盈を生む、黶卒す、叔祁其の老州賓と通ず、盈之れを患ふ、叔祁懼れ、之れを父宣子に訴へて曰く、盈將に亂を作さんとすと、盈施を好み士多く之れに歸す、宣子時に執政たり、其の徒黨多きを畏る、著に城かしめて將に之れを逐はんとす、箕遺、黃淵等之を知りて亂を作す、宣子遺、淵、嘉父、司空靜、羊舌虎等十人を殺せり、（羣賊）欒盈の黨にて大夫知起、中行喜、州綽、邢蒯の屬を指す、

謂陽畢曰、自穆侯以至於今、亂兵不輟、民志無厭、禍敗無已、離民且速寇、恐及吾身、若之何、陽畢對曰、本根猶樹、枝葉益長、本根益茂、是以難已也、今若大其柯、去其枝葉、絕其本根、可以少間、公曰、子實圖之、陽畢曰、圖在明訓、明訓在威權、威權在君、君掄賢人之後有常位於國者、而立之、亦掄逞志虧君以亂國者之後、而去之、是遂威而遠權、民畏其威、而懷其德、莫能勿從、若從則民心皆可畜、畜其心而知其欲惡、民孰偷生、若不偷生、則莫思亂矣、且夫欒氏之誣晉國也久矣、欒書實覆宗、殺厲公以厚其家、若滅欒氏、則民威矣、今吾若起瑕原韓魏之後、而賞立之、則民懷矣、威與懷各當其所、則國安矣、君治而國安、欲作

召叔嚮、使傅太子彪、

悼公司馬侯と高臺に升りて望み士民の殷富のありさまを見て曰く、樂しきかなと、司馬侯對へて曰く、君下民の殷富を臨みみるの樂は則ち誠に樂し、されど德義の樂は則ち未だ得られずと、公曰く、何をか德義の樂といふかと、司馬侯對へて曰く、諸侯の行は師傅日、君側に在りて敎導する所に由りて定まる、されば師傅君の善を導きて以て之れを行ひ、君の善を匡正して以て之れを戒む、かくせば君日、善にすゝまざるはなし、樂何ものか之れにしかん、之れを德義の樂といふと、蓋し太子の師傅を選ばんことを諷したるなり、公之れをさとりて曰く、たれか能く此の任にあたらんと、司馬侯對へて曰く、羊舌肸春秋に習へり適任ならんと、公乃ち肸を召して太子彪に傅たらしめたり、

〔司馬侯〕晉の大夫女叔齊なり、司馬に官するを以てかくいふ、〔諸侯之爲〕爲は行爲なり、〔日在君側〕師傅日、君側にありて敎導するに由りて定まるの意なり、〔羊舌肸〕晉の大夫にて字は叔嚮といふ、〔春秋〕歷史の名、史は善惡をかくさず記すを以て、之れに習ふものは善惡に明なり、故に司馬侯羊舌肸を推薦せるなり、此の春秋は孔子の春秋にあらず、〔太子彪〕平公なり、

○以上第八章、司馬彪羊舌肸を太子の師傅に推薦したる物語なり、

卷第十四

晉語八

本篇は平公一代の物語にして凡て十九章あり、

平公六年、箕遺及黃淵、嘉父作亂、不克而死、公遂逐羣賊、

此の節は箕遺等亂をなして死することを記す、

平公卽位の六年、大夫箕遺黃淵、嘉父と亂を作し克たずして死す、公遂に其の徒黨たる群賊を國外に放逐せり、

〔平公〕悼公の子名は彪、〔箕遺及黃淵、嘉父〕作亂不克而死〕三子は皆晉の大夫にして欒盈の黨なり、初

るまで八年なり、其間七たび諸侯を會合して寡人志を得ざるなし、是れ子の功なり、請ふ之れを子にあたへ子と共に之れを樂まんと、魏絳辭して曰く、夫れ戎翟を和して服從せしめたるは臣の僥倖のみ、八年間に七たび諸侯を合したるは君の威靈なり、又諸卿の勳勞なり、臣いづくんぞ之れを專にするを得んやと、公曰く、子なかりせば寡人は戎翟の侵寇を待つの具備なく、又河を渡りて南鄭を服することなけん、諸卿何の勞かあらん、子の功なり、子其れ之れを受けよと、君子之れを評して曰く、君能く善をしるして忘れず威ずべしと、

〔公伐ㇾ鄭〕鄭晉に叛きて楚に從ひしを以て伐ちしなり、〔蕭魚〕鄭の地なり、〔鄭伯嘉〕嘉は鄭伯の名、謚は簡公なり、〔女〕美女なり、〔工〕樂工なり、〔妾〕給使の女なり〔女樂〕女の樂師にて後世の伎女なり、〔二八〕八人一列なれば二八は二列にて十六人なり、古の舞は八人を以て一列とする制なり、〔歌鐘二肆〕歌鐘は歌樂の時にうちて歌を節する鐘なり、肆は列なり、十六鐘を一簴（鐘をかくる柱臺）に列ねかくる之れを一肆といふ、〔寶鎛〕寶として尊き鎛（小鐘）なり、〔輅車〕君の乘用の大車なり、〔一八〕一列八人なり、〔七合二諸侯一〕悼公五年戚に會し、七年鄬に會し、八年邢丘に會し、九年戲に同盟し、十年柤に會し、十一年亳城の北に會し、十二年蕭魚に會するをいふ、〔幸〕僥倖なり、〔二三子〕諸卿を指していふ、〔微ㇾ子〕微は無なり、〔無三以待二戎〕以て戎翟の侵寇を待つの備なしの意なり、〔無三以濟二河〕以て今回河を渡りて鄭を服することなしの意なり、〔志ㇾ善〕志は識なり、シルスと訓む、

○以上第七章、悼公鄭を伐ち鄭伯の納れたる貢物を分ちて魏絳を賞し、君子其の擧を稱したる物語なり、

悼公與二司馬侯一升ㇾ臺而望曰、樂夫、對曰、臨ㇾ下之樂則樂矣、德義之樂則未也、公曰何謂二德義一、對曰、諸侯之爲、日在二君側一、以二其善一行、以二其惡一戒、可ㇾ謂二德義一矣、公曰、孰能、對曰、羊舌肸習二於春秋一、乃

むるに足り、其の仁は以て公室を利すべきことを忘れず、其の勇は刑罰に對して能く果斷に之れを處置し、其の學殖は其の先人の職を廢てず、されば若し卿位にあらば外内必ず和平ならん、且つ雞丘の會合に其の官職を守りて毫も違はず、而して君に陳ぶるの辭恭順なりき、賞せざるべからざるなりと、公五たび張老に命じたれども、老固辭せしかば、乃ち絳に代りて元司馬たらしめ、絳をして新軍の佐將たらしめたり、

〔使張老爲卿〕新軍の佐將令狐文子の卒したるとき張老をして卿となし之れに代らしめたるなり、三軍の將佐は必ず卿位を以て之れに充つ、故に卿たらしむるなり、第一章の終を參照せよ、〔不疚於刑〕疚は病なり、刑に對して病しからずとは、能く果斷に裁決するをいふ、〔雞丘之會云云〕第二章を見よ、

○以上第六章、張老新軍佐將の職を魏絳に讓りし物語なり、

十二年、公伐鄭、軍於蕭魚、鄭伯嘉來納女、工、妾三十人女樂二八、歌鐘二肆、及寶鎛輅車十五乘、公賜魏絳女樂一八、歌鐘一肆曰、子教寡人和戎翟而正諸華、於今八年、七合諸侯、寡人無不得志、請與子共樂之、魏絳辭曰、夫和戎翟臣之幸也、八年七合諸侯、君之靈也、二三子之勞也、臣焉得之、公曰、微子、寡人無以待戎、無以濟河、二三子何勞焉、子其受之、君子曰、能志善也、

悼公十二年、公鄭を伐ち、蕭魚に軍す、鄭伯嘉降服し來りて、美女、樂師、妾各三十人、伎女十六人と、歌鐘二肆と、寶鎛と、大車十五乘とを納る、公魏絳に伎女八人と歌鐘一肆とを賜ひて曰く、子寡人に戎翟を和し諸華の諸侯を匡正することを教へてより、今に至

に於ては先君を匡正すること能はずして禍難を蒙るに至らしめ、仁に於ては先君を救ふ能はずして死に至らしめ、勇に於ては先君の爲に死する能はず、臣や大罪あり、しかるに君臣を公族大夫と爲し、今又父に代りて執政たらしめんとす、しかれども臣大罪の身を以て敢て執政の位につきて君の朝廷を辱しめ、又以て我の韓の一族をはづかしめんや、請ふ位を退かんと、舊職（公族大夫）までも固く辭して立たず、悼公之れをきゝて曰く、先君の難に死する能はずと雖、而も今能く辭して榮職を讓れり、其の心術の潔白忠清なる賞せざるべからざるなりと、公族大夫の長となし公族大夫を掌り治めしめたり、

〔韓獻子老〕悼公位に卽き韓獻子執政たり、此に至り（七年）老を以て辭職せり、〔公族穆子〕公族大夫韓穆子（名は無忌獻子の子）なり、〔厲公之亂〕欒中行の二卿が厲公を弑したる亂をいふ、〔備二公族一〕厲公の時無忌既に公族大夫たり、故にいふ、〔功庸〕國に對する功を功といひ、民に對する功を庸といふ、故に二字にて功績の意に見てよし、〔匡レ君〕此の君は先君厲公を指す、下句の死レ君の君も同じ、〔君朝〕此の君は今君悼公を指す、〔忝〕辱なり、ハヅカシムと訓む、〔韓宗〕韓氏の一族なり、〔使レ掌二公族大夫一〕公族大夫の長となし公族大夫を掌らしむること、

○以上第五章、悼公韓無忌の潔白公忠を嘉賞し復び重用したる物語なり、

悼公使張老爲卿、辭曰、臣不如魏絳、夫絳之知能治大官、其仁可以利公室不忘、其勇不疚於刑、其學不廢其先人之職、若在卿位、外內必平、且雞丘之會、其官不犯、而辭順、不可不賞也、公五命之、固辭、乃使爲司馬、使魏絳佐新軍、

新軍の佐將令狐文子卒するや、悼公張老をして卿となし之れに代らしめんとす、張老辭して曰く、臣は魏絳に如かず、夫れ絳の智は能く卿となりて大官を治

かの戎翟は水草を逐うてあつまり居り、貨財を貴びて土地を輕んず、されば之れに貨財を與へて其の土地を得るは、其の利の一なり、かくすれば戎翟は侵し來らざるを以て、邊鄙の耕農は儆戒を要せず、其の利の二なり、戎翟晉に事へば四隣の國震動せざるなし、其の利の三なり、君其れ之れをはかり考へよと、公其の說を悅ぶ、故に魏絳をして貨財を與へて諸の戎翟を撫治せしむ、戎翟皆服從す、是に於てか公遂に霸者となれり、

〔無終子嘉父〕無終は山戎の國名、子は爵名、嘉父は其の名なり、〔孟樂〕無終子の臣の名なり、〔好レ得〕貨財を貪り得るを好むなり、〔勞〕罷勞なり、〔失二諸華一〕華は夏なり、戎狄に對する自國の尊稱なり、夏は侯國多し、故に諸華といふ、師を戎翟に用ひば諸侯を存恤するを得ず、諸侯を存恤せざれば諸侯必ず叛く、故に失レ之といふ、〔荐處〕聚處なり水草を逐うて聚處するをいふ、〔易レ土〕易は輕なり、カロンズと訓む、〔邊鄙〕邊境の邑なり、〔耕農〕農は農の古字なり、〔儆〕警戒なり、〔伯〕霸に同じ、

○以上第四章、悼公魏絳の計に從ひ戎翟を和して服從せしめ霸者となりし物語なり、

韓獻子老、使公族穆子受事於朝、辭曰、厲公之亂、無忌備公族、不能死、臣聞之、無功庸者、不敢居高位、今無忌知不能匡君使至於難、仁不能救、勇不能死、敢辱君朝以忝韓宗、請遐也、固辭不立、悼公聞之曰、難雖不能死君、而能讓、不可不賞也、使掌公族大夫、

韓獻子老いて執政を辭す、公其の子公族大夫韓穆子をして父に代りて執政の職事を朝に受けしめんとす、穆子辭して曰く、厲公の亂に臣無忌は公族大夫の員に備りて、公の爲に死する能はず、臣之れを聞く、功績なきものは敢て高き位に居らずと、今無忌は智

に臨みては其れ臣より賢るべし、臣請ふ臣が能く擇ぶ所のものをすゝめん、君比べはかりて其の宜しきものを擇べと、公乃ち祁午をして軍尉と爲らしむ、祁奚の眼識は果してたがはず、祁午の軍政は其の宜しきを得、平公の世を終るまで軍に惡政なかりき、〔鄉方なり、方向なり、〔其壯也〕次に其冠也とあれば二十歲以下十五六歲まで の間をいふ、〔不淫〕淫は邪なり、〔柔惠〕柔は仁なり、惠は愛なり、〔小物〕己より卑小なるもの、〔流心〕放慢の心なり、〔非上不擧〕非上は上の爲に非ればの意、擧は動なり、行なり、〔臨大事〕此の大事は軍事を指す、〔比義〕比は方なり、義は宜なり、並べ比べて其宜しきものを擇ぶと、〔沒〕終なり、〔平公〕悼公の子、名は彪なり、〔秕政〕惡政なり、〔婉以從令〕婉は柔順なり、令は親の命令なり、〔鄉〕〇以上第三章、祁奚辭職して代りに我子祁午を薦め、公之れを用ひて能く其の職にかなひたる物語なり、

五年無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮、以和諸戎、公曰、戎翟無親而好得、不若伐之、魏絳曰、勞師於戎而失諸華、雖有功猶得獸而失人也、安用之、且夫戎翟荐處、貴貨而易土、與之貨而獲其土、其利一也、邊鄙耕農不儆、其利二也、戎翟事晉、四鄰莫不震動、其利三也、君其圖之、公說、故使魏絳撫諸戎、於是乎遂伯、

悼公卽位の五年、山戎の無終子嘉父其の臣孟樂をして魏莊子に因り虎豹の皮を納れしめ、以て諸戎を和し、晉に服從せしめんとす、公曰く、戎翟は恩親なくして貨財を貪り得るを好む、之れを和して我に服せしむるはかたし、之れを討伐せんには如かずと、魏絳曰く、軍兵を戎翟を伐つに罷勞さして諸華の諸侯の心を失はば、たとへ功ありと雖益なきこと、猶獸を得て人を失ふが如し、安んぞ之れを伐つを用ひん、且つ

ふが如し、〔狃〕習なり習ひ試むること、〔順〕上の命に順ふこと、〔不敬〕敬は敬みて其の職務を奉行すること、〔不說〕說は悅に同じ、〔反役〕會合より反ること、役といひしは軍を引率すること戰役の如きよりいふ、〔禮食〕公大夫を饗するの禮なり、〔令之佐新軍〕令狐文子卒して新軍に佐將たらしめしなり、上章を參照せよ、

○以上第二章、悼公魏絳が軍律を嚴守せしを賞し禮食を與へ新軍の佐將たらしめし物語なり。

祁奚辭於軍尉、公問焉曰、孰可、對曰、臣之子午可、人有言、曰、擇臣莫若君、擇子莫若父、午之少也、婉以從令、游有鄉、處有所、好學而不戲、其壯也、彊志而用命、守業而不淫、其冠也、和安而好敬、柔惠小物、而鎭定大事、有直質而無流心、非義不變、非上不舉、若臨大事、其可以賢於臣也、臣請薦所能擇、而君比義焉、公使祁午爲軍尉、歿平公、軍無秕政、

祁奚老いて軍尉を辭す、公之れに問うて曰く、子の後任はたれか可ならんと、祁奚對へて曰く、臣の子午可ならん、人言へるあり、臣を擇ぶは君にしくはなく、子を擇ぶは父にしくはなしと、午の少なるや、柔順にして以て親の命令に從ひ、遊ぶには必ず方あり、居處には定所ありて亂れず、學を好みて戲れず、其の壯となるや、志強固にして能く親の命令を用ひ、己が職業を守りて邪ならず、其の冠するよりは、和平安靜にして恭敬を好み、小物に對しては之れを仁み愛み、大事にあひては能く之れを安定し、正直の性質ありて放慢の心なく、禮義に非ざれば其の志を變せず、上の爲にするに非ざれば動かず、されば若し軍事を治むる

不敬、君不說、請死之、公跣而出、曰、寡人之言、兄弟之禮也、子之誅、軍旅之事也、請無重寡人之過、反役、與之禮食、令之佐新軍、

悼公卽位の四年に、諸侯を雞丘に會合す、時に魏絳中軍の司馬たり、曲梁にて公子揚干軍列を亂れり、魏絳其の車僕を斬り以て徇へり、公羊舌赤に謂ひて曰く、寡人諸侯を會合して國威をはれるとき、魏絳は寡人の弟を辱めたり、汝我が爲に絳を執へてとりにがすこと勿れと、羊舌赤對へて曰く、臣聞く、絳の志は堅直にして、事ありて艱難を避けず、罪ありて刑罰を避けず、されば臣之れを執へずとも將に來りて言辭を以て陳述せんとすと、言ひ終りたるとき、魏絳至り、僕人に陳謝の書を授け、劍に伏して自殺せんとす、士魴と張老と左右より絳を止む、僕人書を公に授く、公其の書を讀む、書辭に曰く、臣は公子揚干を責めたれば自ら其の身の死すべきを忘れず、さきに君は使吏に乏しく、臣の不肖をして中軍の司馬を試み習はしめらる、臣聞く、軍衆は上の令に順ふを以て武となし、軍事は其の職を守りて死することあるも職務を犯すなきを以て敬となすと、今君諸侯を會合さる、臣敢て敬みて其の職務を奉行せざらんや、されど君は臣が職務を奉行するを悅ばれず、請ふ死に就かんと、公跣のまゝ走り出でて絳に謂ひて曰く、寡人の言は兄弟に對するの禮にて私なり、子の詰責は軍隊統轄上の職事にて公なり、寡人過てり、子死さば寡人又忠臣を殺すの過を得、請ふ寡人の過を重ぬるなかれと、役より反るの後、絳に禮食を與へ、之れをして新軍に佐將たらしめたり、

〔公子揚干〕悼公の弟なり、〔行〕軍列なり、〔曲梁〕晉の地、雞丘のある所なり、〔斬二其僕一〕公子は斬るべからず、故に其の僕を斬りしなり、僕は公子の車の僕御をいふ、〔羊舌赤〕羊舌職の子なり、〔屬〕會なり、アハスと訓む、〔戮〕辱なりハヅカシムと訓む、〔爲レ我勿レ失〕我が爲に執へて取りにがす勿れの意なり、〔來辭〕辭は事狀を辭にて申す意なり、〔僕人〕君の命を傳ふることを掌る役なり、〔士魴〕彘恭子なり、〔交止レ之〕交は夾なり、左右より、夾みて絳を止むること、〔誅〕責なり、セムと訓む、〔乏レ使〕使吏なり、猶吏とい

つ、故に晉之れを救へるなり、〔延〕陳なり、のべひろむること、〔道逆者〕諸侯の道德あるものと逆亂のものと、〔呂宣子卒云云使ㇾ佐ニ新軍一〕下軍の佐將呂宣子卒す、乃ち新軍の將鐃恭子をして之れに代らしめ、新軍の佐將令狐文子を以て新軍の將たらしめ、趙文子を以て其の佐將たらしめしなり、〔文也〕文は文德なり、〔恤ニ大事一〕國の大事を憂へて盡力すること、心力を軍國に盡くすをいふ、〔三年公始合ニ諸侯一〕此の七字は此の節の首にあるべきものなれば誤りて此に入りしものなるべし、〔雞丘〕雞澤なり、今の直隷省廣平府雞澤縣なり、〔布ㇾ令〕法令（諸侯間の守るべき法令）を發布すること、〔結ㇾ援〕互に救援する義を結ぶこと、〔令狐文子卒云云使ㇾ佐ニ新軍一〕新軍の將令狐文子卒す、故に其の佐將趙文子を以て之れに代らしめ、魏絳を以て其の佐將としたるなり、〔不ㇾ犯〕其の官を守りて違はざること、〔候奄〕元候に同じ、〔范獻子〕范文子の族昆弟士富なり、獻子は其の謚なり、〔魏莊子〕莊子は絳の謚なり、〔始復伯〕伯は霸に同じ、晉國が霸者となりしは悼公は始めにて、文公よりいへば二度目なり、故に始復といふ、

○以上第一章、悼公卽位新政を發布し賢良を選用し遂に霸業を成せし物語なり、

四年會ニ諸侯於雞丘ニ、魏絳爲ニ中軍司馬一、公子揚干亂ニ行於曲梁一、魏絳斬ニ其僕一、公謂ニ羊舌赤一曰、寡人屬ニ諸侯一、魏絳戮ニ寡人之弟一、爲ㇾ我勿ㇾ失、赤對曰、臣聞、絳之志、有ㇾ事不ㇾ避ㇾ難、有ㇾ罪不ㇾ避ㇾ刑、其將ニ來ㇾ辭、言終、魏絳至、授ニ僕人書一而伏ㇾ劍、士魴、張老交止ㇾ之、僕人授ㇾ公、公讀ㇾ書、曰、臣誅ニ於揚干一、不ㇾ忘ニ其死一、日君乏ㇾ使、使ニ臣狃ニ中軍之司馬一、臣聞、師旅以ㇾ順爲ㇾ武、軍事有ㇾ死、無ㇾ犯爲ㇾ敬、君合ニ諸侯一、臣敢

〔張老〕前編を見よ、〔元候〕中軍の候なり、候は斥候を掌る役なり、〔鐸遏寇〕晉の大夫なり、〔信彊〕信義に强きこと、〔輿尉〕上下軍の尉なり、〔藉偃〕晉の大夫なり、〔惇率〕篤くしたがひまもること、〔共給〕共は恭に同じ、給は前の肅給の給に同じ、〔輿司馬〕上下軍の司馬なり、〔程鄭〕晉の大夫なり、〔贊僕〕君の乘車（兵車以外）の僕御なり、

始合諸侯於虛朾以救宋、使張老延君譽於四方且觀道逆者、呂宣子卒、公以趙文子爲文也而能恤大事、使佐新軍、三年、公始合諸侯、四年諸侯會於雞丘、於是乎布令結援修好申盟而還、令狐文子卒、公乃以魏絳爲不犯、使佐新軍、使張老爲司馬、使范獻子爲候奄、公譽達於戎、五年、諸戎來請服、使魏莊子盟之、於是乎、始復伯、

此の節は公の霸業を記す、

公卽位三年始めて諸侯を會合せんとし、之れを虛朾に會合し、以て宋を救へり、而して張老をして四方の國に行きて君の聲譽を陳べしめ、且つ諸侯の道德ある者と逆亂の者とを觀察せしむ、此の時下軍の佐將呂宣子卒す、公趙文子の文德ありて能く心を軍國につくすを以て新軍の佐將たらしむ、四年諸侯雞丘に會合せり、是に於て公法令を發布し、救援の義を結び、和好を修め、盟を申ねてかへれり、時に令狐文子卒す、公乃ち魏絳を以て官を守りて違はざるものとなし、新軍に佐將たらしめ、張老をして絳に代りて元司馬たらしめ、范獻子をして老に代りて元候たらしむ、公の聲譽諸戎の國に達せり、五年諸戎來りて從服せんことを請ふ、よりて魏莊子をして之れと盟はしむ、是に於てか始めて復霸者となれり、

〔虛朾〕宋の地、今の江蘇省徐州府銅山縣にあり、〔救宋〕宋の大夫魚石宋侯に叛きて楚にゆき、楚宋を伐

潞氏を伐ち之れを滅す、七月秦の桓公晉を伐ちて輔氏（晉の邑、今の陝西省西安府朝邑縣の西北十三里）に次り晉の功を破らんと欲す、景公之れを聞き翟よりめぐりて之を伐たんとす、時に魏顆公に先んじて秦軍を輔氏に撃ちて之れを破り、其の力士杜回を捕虜とせり、〔其勳銘㆓於景鐘㆒〕景鐘は景公の鐘なり、魏顆の功大なるを以て之れを鐘に銘刻せるなり、〔不㆑育〕育は遂なりトグと訓む、遂げずとは其の子孫保護し寵榮せられざるをいふ、〔士貞子〕晉の卿士渥濁なり、貞子は其の謚なり、〔帥㆑志〕帥は循なり循守すること、志は前志なり、前王典法の書をいふ、〔宣惠〕宣は徧なり、惠は順なり、〔右行辛〕晉の大夫賈辛なり、右行は右軍なり、其の祖右軍の將たりしより、官名を以て氏となすに至りしなり、〔以㆑數宣㆑物〕數は算數、宣は明なり、物は事なり、〔司空〕都邑を建て宮室を起し封洫を經營する等の事を掌るを以て、算數に明なるものに非れば能はず、故に右行辛を以て之れに任ずるなり、〔欒糾〕晉の大夫にて欒武子の一族なり、〔能御〕御術に巧なること、〔和㆓於政㆒〕和は和平なり、政は軍政を指す、〔戎御〕公の兵車の御なり、〔荀賓〕晉の大夫なり、〔戎右〕公の兵車に乘るとき陪乘して守護する役なり、〔欒伯〕欒武子なり、伯は兄弟の序なり、〔公族大夫〕公族（諸侯の一族）と卿との子弟を敎誨することを掌る役なり、〔荀家〕晉の大夫なり、〔惇惠〕惇は篤厚なり、惠は慈惠なり、〔荀會〕晉の大夫にて荀家の一族なり、〔文敏〕文は禮法、敏は聰敏なり、〔黶〕欒武子の子、謚を桓子といふ、〔無忌〕韓獻子の子、謚を穆子といふ、〔鎭靖〕鎭は重なり、重厚なり、靖は安なり、安靜なり、〔膏粱之性〕膏は肥肉、粱は穀の美なるもの、常に膏粱を食ふもの卽ち貴族の性をいふ、〔道㆑之〕道は導に同じ、〔諗〕告なりツグと訓む、〔修㆑之〕氣性を修めしむること、〔不㆑倦〕倦は懈なりオコタルと訓む、〔婉〕婉曲なり、〔壹〕質直にして放慢ならぬこと、〔祁奚〕晉の大夫なり、〔果而不㆑淫〕淫は邪なり、下句端而不㆑淫の淫も同じ、〔元尉〕中軍の尉なり、尉官は兵甲の準備補充兵卒の整理等凡て軍の監督に從ふもの、〔羊舌職〕晉の大夫なり、羊舌は姓、職は其の名なり、〔肅給〕肅は恭敬なり、給は足なり、捷敏なること、〔魏絳〕晉の大夫、謚して莊子といふ、令狐文子の曾祖魏犨の子なり、〔元司馬〕中軍の司馬なり、

則ち諸生の氣性質直にして放漫の心なくなると、乃ち此の四人の者をして公族大夫とならしむ、公又祁奚の果斷にして邪ならざるを知るや元尉と爲らしめ、羊舌職の聰敏にして恭捷なるを知るや之れに輔佐たらしめ、魏絳の勇敢にして亂暴ならざるを知るや元司馬たらしめ、張老の智ありて詐らざるを知るや元候たらしめ、鐸遏寇の恭敬にして信義に強きを知るや輿尉たらしめ、籍偃の舊職をあつく守りて恭捷なるを知るや輿司馬たらしめ、程鄭の端正にして邪ならず且つ直諫を好みて隱し忌まざるを知るや贊僕たらしめたり、

〔二月乙酉卽レ位〕正月辛巳武宮に朝し二月乙酉に卽くは準備等の爲なるべし、〔呂宣子〕大夫呂錡の子呂相なり、宣子は諡なり、〔邲之役〕前編を見よ、〔呂錡〕晉の大夫にて諡して武子といふ、鄢陵の役矢に中りて死す、〔知莊子〕晉の大夫にて、名は首、知武子の父なり、莊子は諡なり、〔獲三楚公子穀臣與二連尹襄老一以免二子羽一〕連尹は楚の官名、襄老は其の名、子羽は知莊子の子、知罃(知武子)のあざななり、邲のたゝかひに楚人知子羽をとりこにす、ときに呂錡襄老を射てこれを殺し、公子穀臣を射て之れを囚にせり、のち晉人穀臣と襄老の尸とを歸へし子羽を歸へさんことをもとむ、楚人之れを許諾せり、故に免二子羽一といふ、〔鄢之役親軼二楚王一而敗二楚師一〕軼は射の古字なり、鄢陵の戰に呂錡楚王を射て其の目に中て楚師敗る、楚將養由基呂錡を射項に中りて死せり、〔而無レ後〕後は子孫の顯位に在る者を指す、〔崇〕高なりタカクスと訓む、位官を高くすること、〔武子之季文子之母弟也〕武子は范武子、季は季子卽ち末子なり、文子は范文子、母弟は同母弟なり、〔武子宣レ法〕宣は明にすること、法は法律なり、晉の執秩の法は武子の制定する所なり、故にいふ、〔定二諸侯一〕諸侯を晉に反かぬやうに其の心を固く定めさすこと、〔賴〕蒙なり、カウムルと訓む、〔彘季〕彘恭子は武子の季子なり、故に彘季といふ、〔屏二其宗一〕屏は藩なり、宗は宗族なり、其の宗族の藩屏として其の保護繁榮に當らしむること、〔令狐文子〕晉の大夫魏顆の子魏頡なり、食邑を令狐に領するを以て令狐といふ、文子は其の諡なり、令狐は今の山西省平陽府猗氏縣内にあり、〔克レ潞之役云云〕晉の景公の六年六月晉の將荀林父公の命を奉じて赤翟

此の節は公卽位して舊勳子孫の賢才及び諸賢良を擢用することを記す、
二月己酉の日、公位に卽く、乃ち呂宣子をして下軍の佐將たらしめて曰く、邲の戰役に、呂錡は知莊子に下軍に從ひ其の佐將となり、楚の公子穀臣と連尹襄老とを捕へ、以て子羽を免れしめ、鄢陵の戰役に親ら楚王を射楚軍を敗り、以て晉國を安定せり、而るに子孫顯位にある者なし、其の子孫は位官を高くし優遇せざるべからざるなりと、又彘恭子をして新軍に將たらしめて曰く、恭子は范武子の末子にして范文子の同母弟なり、武子は法律を明にして以て晉國を定め、今に至るまで其の法を是れ用ひ居れり、文子は身を勤勞して諸侯を晉國に服事せしめ、今に至るまで其の惠を蒙れり、かの二子の德は其れ忘るべけんやと、故に彘季を以て其の宗族に藩屛たらしむ、令狐文子をして新軍の佐將たらしめて曰く、昔し潞氏に勝ちし戰役に、秦攻め來りて晉の事功を敗らんとはかりしに、魏顆は其の身を以て秦軍を輔氏に擊退し親ら秦の力士の杜回を捕虜とし、其の勳功は景公の鐘に銘せらる、しかれども今に至るまで保護し寵榮せられず、其の子は興さゞるべからざるなりと、君士貞子の前王の典法に循ひて背かず、博聞にして敎育に徧く通じ順ふを知るや、太傅たらしめ、右行辛の能く數術を以て事物を明にし事功を定むるを知るや、司寇たらしめ、欒糾が能く馬を御して以て軍政を和平にするを知るや、戎車の御たらしめ、荀賓が勇力ありて亂暴ならざるを知るや、戎車の右たらしむ、欒伯公族大夫を任命せんと請ふ、公曰く、荀家は篤厚にして慈惠に、荀會は禮法ありて聰敏に、欒黶は果斷にして勇敢に、韓無忌は重厚にして安靜なり、この四人の者をして之れをなさしめよ、夫れ貴族の者は其の性驕肆放漫にして正しくし難し、故に篤厚慈惠の者をして之れに道藝を敎へしめ、禮法あり聰敏なるものをして其の志を導かしめ、果斷勇敢のものをして之れに事物の得失を告げしめ、重厚安靜なるものをして其の氣性を修めしめん、篤厚慈惠なるものの之れを敎ふれば則ち敎普くゆきわたりて諸生怠らず、禮法あり敏捷なるもの之れを導けば敎婉曲にしてよく諸生の心に入り、果斷勇敢なるもの之れに告ぐれば諸生其の過を隱さず、重厚安靜なるもの之れを修むれば

於輔氏、親止杜回、其勳銘於景鐘、至於今不育、其子不可不興也、君知士貞子之帥志博聞、宣惠於敎也、使爲大傅、知右行辛之能以數宣物定功也、使爲司空、知欒糾之能御、以和於政也、使爲戎御、知荀賓之有力而不暴也、使爲戎右、欒伯請公族大夫、公曰、荀家惇惠、荀會文敏、黶也果敢、無忌鎭靖、使茲四人者爲之、夫膏粱之性難正也、故使惇惠者敎之、使文敏者道之、使果敢者諗之、使鎭靖者修之、惇惠者敎之、則徧而不倦、文敏者道之、則婉而入、果敢者諗之、則過不隱、鎭靖者修之、則壹、使茲四人者爲公族大夫、公知祁奚之果不淫也、使爲元尉、知羊舌職之聰敏肅給也、使佐之、知魏絳之勇而不亂也、使爲元司馬、知張老之知而不詐也、使爲元候、知鐸遏寇之恭敬而信彊也、使爲輿尉、知籍偃之惇率舊職而共給也、使爲輿司馬、知程鄭之端而不淫、且好諫而不隱也、使爲贊僕、

に賞を與へ、舊刑の者を裁斷し、囚繫の罪人を赦し、罪の疑はしき者を放免し、官にありて功德を積むものを進用し、恩惠を鰥寡に及ぼし、賢才ありて小罪を以て久しく廢せられて困めるものを起し用ひ、老幼を養ひ孤疾を恤む、年七十を過ぐるものは公親ら之れにあひ稱して王父と曰ふ、王父に對しては君敢て之れに父事して其の敎を承けざることあらざりき、〔辛巳〕正月辛巳の日なり、〔武宮〕先祖武公の廟なり、〔門子〕大夫の適なり、〔舊族〕舊臣の子孫なり、〔滯賞〕滯れる賞與にて先世に功ありて未だ賞を與へざるもの、〔畢故刑〕未判決の舊刑を判決し終ること、〔宥間罪〕宥は放免なり、間罪は罪の疑はしきものをいふ、〔薦積德〕薦は進なり、進用なり、積德は官にありて功德を積むもの、〔逮鰥寡〕逮は及なり、恩惠を及ぼすこと、老いて妻なき者を鰥といひ、老いて夫なきものを寡といふ、〔振廢淹〕振は起なり、起用すること、淹は久なり、廢久は賢才にして小罪を以て久しく廢せられ困苦せるものをいふ、〔孤疾〕孤は幼にして父なきもの、疾は癈疾のもの、〔王父〕祖父の尊稱、七十以上の者を王父と稱するは祖父を以て遇するなり、

二月乙酉、公即位、使呂宣子佐下軍曰、邲之役、呂錡佐知莊子於下軍、獲楚公子穀臣與連尹襄老、以免子羽、鄢之役、親射楚王而敗楚師、以定晉國而無後、其子孫不可不崇也、使彘恭子將新軍曰、武子之季文子之母弟也、武子宣法以定晉國、至於今是用、文子勤身以定諸侯、至於今是賴、夫二子之德其可忘乎、故以彘季屛其宗、使令狐文子佐之曰、昔克潞之役、秦來圖敗晉功、魏顆以其身卻退秦師

くることなからんことを期せり、君の信誠なる命令を辱うして敢て其の職事を奉承し、力を致さゞらんやと、是に於て公乃ち諸大夫と盟約して國に入れり、〔彘恭子〕范士魴なり、恭子は謚、邑を彘に食むを以て、彘恭子といふ、〔悼公〕即ち孫周なり、時に年十四なり、〔庚子〕厲公八年（悼公元年）の正月庚子の日なり、〔逆〕迎なり、出迎ふること、〔清原〕晉語四を見よ、〔孤〕喪中人君の自稱、厲公弑せられてより十日目なり、故に云ふ、〔不レ及レ此〕及は至なり、イタルと訓む、此は此の地位即ち人君の位置を指す、〔天也〕天は天祐なり、〔元君〕元も亦君なり、故に二字にて君の意に見てよし、〔不材〕用ふべからざるを、〔穀不レ成也〕穀成らずとは即秕となるなり、〔其願〕願はずして思ひがけなく得たる地位、即ち君位を指す、〔將レ不ニ敢不一レ成〕穀に譬をとりていひしなり、將に敢て善き穀をなさずんばあらず、即ち善き令を出ださずんばあらずの意なり、〔令之不レ從〕從ひて命令を受くる所の君なき意なり、〔訪〕謀なり、ハカルと訓む、〔不レ元〕君にして君たらざるなり、〔制〕專制なり、〔反ニ易民常一〕常は法なり、民の守るべき常用をひつくりかへして反逆の心を養はすこと、〔庇蔭〕二字共におほふこと、保護に同じ、〔刑史〕刑は刑官にて司寇なり、史は大史なり臣にして大罪を犯せば司寇之れを刑し大史之れを記錄にしるす、〔允令〕允は信なり、〔業〕事なり職事なり、

辛巳、朝ニ於武宮一、定ニ百事一、立ニ百官一、育ニ門子一、選ニ賢良一、興ニ舊族一、出ニ滯賞一、畢ニ故刑一、赦ニ囚繫一、宥ニ間罪一、薦ニ積德一、逮ニ鰥寡一、振ニ廢淹一、養ニ老幼一、恤ニ孤疾一、年過ニ七十一者、公親見レ之、稱曰ニ王父一、不ニ敢不一レ承、

此の節は公國に入り官制を立て恩惠を施して孤を撫し老を養ふことを記す、

正月辛巳の日、公武宮に朝し、入國して君たることを報告す、乃ち諸の職事を定め、諸の官を立てゝ舊時の非なるものを改め、門子を敎育し、賢良を選用し、舊臣の子孫を擧げ、先世功ありて未だ賞せられざるもの

元以濟大義、將在今日、若欲暴虐以離百姓、反易民常、亦在今日、圖之進退、願由今日、大夫對曰、君鎭撫羣臣、而大庇蔭之、無乃不堪君訓、而陷於大戮、以煩刑史、辱君之允令、敢不承業、乃盟而入、

此の節は悼公國境まで出迎へる大夫と誓約して國に入ることを記す、

欒中行の二卿既に厲公を殺す、欒武子、知武子、彘恭子をして周にゆきて悼公を迎へしむ、庚午の日諸大夫清原に出迎へたり、公諸大夫に謂ひて曰く、孤が始めの願は此に至らざりき、孤の此に至れるは天祐なり、そもそも人の君あるは將に之れより命令を受けんとするなり、若し君の命令を受けて之れを行はず棄つるは、是れ恰も穀を焚くが如し、民何に由りて生を托せん、其れ君の命令を受けても、命令の實地に用ふべからざるは、是れ恰も穀の秕の如し、何の益もなし、されば穀の秕となるは(即ち命令のよからざるは)孤の罪咎なり、穀成熟して之を焚き棄つるは(即ち善き命令を受けて行はざるは)諸君の暴虐なるなり、孤は長く其の地位に居らんと欲す、されば命令を出だすや將に善美をつとめずんばあらず、今や諸君は君なく、命令を受けんとするも從ひて受くる所のものなきを以ての故に、君を求めて之れに謀らんとするなり、孤は即ち求めらるる君となれり、孤の君たるの務をなさゞれば、廢せらるゝも其れ誰をか怨みん、君たるの務をつくして暴虐を以て之に奉事するは諸君の專制なり、諸君若し君を奉じて以て大義を成さんと欲するも將に今日の決心に在らんとす、若し能く君に奉事せず暴虐にして以て百姓の心を離ち、民の常法をひつくりかへして反逆の心を養はさんと欲するも、亦今日の決心に在り、諸君之をはかれよ、而して二者何れに從ふか、願くは今日其の進退をきかんと、諸大夫對へて曰く、君群臣を鎭撫して大に之を保護せんとせらる、臣等敢て君の訓令を奉行するに堪へずして大罪に陷り、以て刑史に煩をか

〔圍ニ公於匠麗氏ニ〕公が匠麗氏の宅に遊びたるを圍みたるなり、匠麗氏は公の嬖大夫なり、〔事廢〕事失敗すること、〔一利〕威行はるゝを指す、〔一惡〕弑逆の惡名を指す、〔吾畜ニ於趙氏ニ〕畜は養なり、韓獻子は趙宣子に養育せらる、故にいふ、〔孟姫之讒吾能違レ兵〕違は避なり、サクと訓む、孟姫は宣子の子趙朔の妻晉の景公の姉なり、宣子の弟樓嬰と通ず、嬰が兄趙同趙括嬰を放逐す、姫同括の二人を景公に讒す、公之を殺せり、時に獻子能く其の兵難を避け、以て趙氏を存せり、〔尸〕主なり、ツカサドルと訓む、〔厥〕韓獻子の名なり、〔果〕果敢なり、〔順〕忠順なり、〔徹〕達なり、〔戾〕帥なり、シタガフと訓む、

○以上第十一章、欒中行の二卿厲公を殺さんとして韓獻子を召しが、獻子順道を守りて應せざりし物語なり、

巻第十三

晉語七

本編は悼公一代の物語にて凡て八章あり、

既殺厲公、欒武子使知武子彘恭子如周迎悼公、庚午、大夫逆於清原、公言於諸大夫曰、孤始願不及此、孤之及此天也、抑人之有元君、將稟命焉、若稟而棄之、是焚穀也、其稟不材、是穀不成也、穀之不成、孤之咎也、成而焚之、二三子之虐也、孤欲長處其願、出令將不敢不成、二三子為令之不從、故求元君而訪焉、孤之不元、廢也其誰怨、元而以虐奉之、二三子之制也、若欲奉

以求威、非吾所能爲也、威行爲不仁、事廢爲不知、亨一利亦得一惡、非所務也、昔者吾畜於趙氏、孟姬之讒、吾能違兵、人有言、曰、殺老牛莫之敢尸、而況君乎、二三子不能事君、安用厥也、中行偃欲伐之、欒書曰不可、其身果而辭順、順無不行、果無不徹、犯順不祥、伐果不克、夫以果戾順行、民不犯也、吾雖欲攻之、其能乎、乃止、

欒武子中行獻子と、厲公を匠麗氏の宅に圍み、乃ち韓獻子を召く、獻子辭して曰く、君を殺して以て己が威を立てんことを求むるは、吾が能く爲し得る所に非ざるなり、若し君を殺して威行はれ得ば則ち是れ不仁の行たり、之れに反して事失敗すれば則ち是れ不知の至りたり、若し成功して一利を受くるとも亦弑逆の一惡名を得ん、此の如きは吾が能く務め得る所に非ざるなり、昔吾趙氏に養はる、孟姬の讒ありしとき、吾能く兵難を避けて趙氏を存したり、人言へるあり、老牛を殺すも自ら敢て之れを殺すことをつかさどるなかれと、獸を殺すすら猶然り、況や君を殺すをや、吾爲すに堪へざるなり、諸君君に事ふる能はずして之れを殺さんとせば自ら之れを爲せ、いづくんぞ厥を用ふるを要せんやと、中行偃よりて之れを伐たんと欲す、欒書曰く、そは不可なり、獻子を見るに其の身を處する果敢にして辭令は忠順なり、忠順なれば人之に從ふを以て事行はれざるなく、果敢なれば志疑はざるを以て事達せざることなし、故に忠順のものを犯すは不祥なり、果敢なるものを伐たば勝たず、夫れ果敢の志を以て忠順の道にしたがひて行へば、民之れを犯さず、吾之れを攻めんと欲すと雖其れ能く遂げ得んやと、中行偃乃ち獻子を伐つことを止めたり、

軌、在外爲姦、禦軌以德、禦姦以刑、今治政而內亂、不可謂德、除鯁而避强、不可謂刑、德刑不立、姦軌竝至、臣脆弱、弗能忍俟也、乃犇翟、三月厲公殺、

長魚蟜は既に胥之昧夷陽午と共に三郤を殺し、乃ち欒中行の二卿を劫して、公に言ひて曰く、此の二子を殺さずんば、憂必ず君に及ばん、君何ぞ早く之れを殺さゞるやと、公曰く、一朝にして三卿を殺し其の尸をさらせり、此の上に殺す者をますべからざるなりと、魚蟜對へて曰く、臣之れを聞く、亂內にあるを軌と名づけ、外にあるを姦と名づく、軌をとゞむるには德を以て懷柔し、姦をとゞむるには刑を以て畏服さすと、今君政を治めて內亂る、德ありと謂ふべからず、鯁臣を除きて强臣を避けて刑せず、刑行はるると謂ふべからず、德と刑と行はれざるときは、姦軌のもの竝び至りて君危し、臣は脆弱のものなり、君の危きを俟つに忍びざるなりと、乃ち翟に逃亡せり、其れより纔かに三月の後に至りて、厲公は遂に二卿に殺されたり、

〔長魚蟜〕厲公の嬖臣にて胥之昧夷陽午と共に三郤を殺したるものなり、〔脅〕劫に同じ、〔欒中行〕欒書、中行偃の二卿なり、〔不殺此二子者憂必及君〕君二子を殺さずば、二子誅を恐れて必ず君を圖らんとす、故に憂必ず君に及ばんといふ、〔尸三卿〕尸は殺して屍をさらすこと、三卿は三郤を指す、〔除鯁〕鯁は害なり、賊害の臣をいふ、三郤を指す、〔避强〕强は强臣なり、欒中行を指す、〔犇〕奔に同じ、〔三月厲公殺〕三月は三月の後なり、厲公七年冬十二月魚蟜翟に逃亡し、閏十二月欒中行の二卿胥之昧を殺し、翌年正月公を殺せり、

〇以上第十章、長魚蟜公に欒中行の二卿を殺さんことを勸めて、公きかず、自ら難を恐れて翟に逃亡する物語なり、

欒武子中行獻子圍公於匠麗氏、乃召韓獻子、獻子辭曰、殺君

聽す、公ひそかに人をして之をうかゞはしむれば、果して孫周にあへり、公はよりて郤至が己を廢することゝ信じ、是の故に嬖臣の胥之昧と夷陽午とをして郤至及其の一族なる苦成叔、郤錡の二人を殺さしむ、郤錡郤至に謂ひて曰く、君我等に對して無道なり、我吾一族と吾徒黨とを帥ゐ夾みて君を攻めんと欲す、たとひ事成らずして死すと雖、必ず國を敗らん、國敗るれば君必ず危からん、其れ可ならんかと、郤至曰く、そは不可なり、吾之れを聞く、武人は亂をなさず、智人は詐らず、仁人は徒黨をくまずと、夫れ君の寵祿を戴きて富めるを利とし、富みたるを利として以て徒黨をあつめ徒黨多きを利用して以て君を危くせば、君の我を殺すや今よりは後れんも、早晩我を殺すは明なり、且つ徒黨をあつむれば衆人をして罪を得せしむるに至る、衆人に何の罪かある、我が爲に罪なき者をして罪を被らしむるは酷ならずや、我は等しくこれ死するなり、亂を起して死するよりは君の命をききて死するにしかざるなりと、二郤之れに從ふ、是の故に皆自殺せり、公既に三郤を殺すや、欒書は難の身に及ばんことを恐れ、厲公を殺し、乃ち孫周を周より迎へ納れ立てゝ君となせり、是れを悼公となす、

〔王子發鉤〕楚の王子發鉤なり、發一に茂に作る、名は發字は鉤ならんといふ、〔微二郤至一〕微は無なり、〔不レ免〕捕虜たるを免れずといふ意なり、〔孫周〕悼公の名、此の時周にあり、周語下を見よ、〔戰而擅舍二國君一而受二其問一〕前章に詳なり、舍はゆるすこと、國君は敵國の君なり、問は遺なり禮物なり、オクリモノと訓む、〔覘〕微視なり、ウカヾフと訓む、〔胥之昧夷陽午〕二人共に厲公の嬖臣なり、胥之昧名は童、之昧は字なり、〔吾宗〕宗は宗族なり、〔後矣〕後は晩なり、オソシと訓む、〔鈞〕等なり、ヒトシクと訓む、

○以上第九章、欒書郤至を讒し公をして之れを殺さしめ、己亦公を弑して悼公を迎立し、以て其の身の安をはかりし物語なり、

長魚蟜既殺二三郤一、乃脅二欒中行一、而言二於公一曰、不レ殺二此二子者一、憂必及レ君、公曰、一旦而尸二三卿一、不レ可レ益也、對曰、臣聞レ之、亂在レ内爲

郤至將往、必見之、郤至聘周、公使覘之、見孫周、是故使胥之昧與夷陽午刺郤至苦成叔及郤錡、郤錡謂郤至曰、君不道於我、我欲以吾宗與吾黨夾而攻之、雖死必敗國、國敗君必危、其可乎、郤至曰、不可、至聞之、武人不亂、知人不詐、仁人不黨、夫利君之富、富以聚黨、利黨以危君、君之殺我也、後矣、且衆何罪、鈞之死、不若聽君之命、是故皆自殺、既刺三郤、欒書殺厲公、乃納孫周而立之、是爲悼公、

晉既に鄢陵に戰ひて勝ち楚の王子發鉤を捕虜とせり、欒書ひそかに王子發鉤に謂ひて曰く、子我君に告げて、郤至は人をして楚王に齊魯の援軍の未だ晉に至らざる中に戰ふの利なることを勸めしめたり、且つ彼の戰ひや楚に利あらず、楚王はしば〳〵危難に陷れり、若し郤至の王を見て車より下りて走るなかりせば、王は必ず捕虜たるを免るゝ能はざりしなりと曰へよ、吾は子をして楚にかへるを得しめんと、發鉤乃ち其の言を厲公に告ぐ、公欒書に告ぐ、欒書曰く、臣はもとより之れを聞けり、郤至は難をなさんと欲し苦成叔をして齊魯の援軍の來るをゆるくせしめ、以て己は君に早く楚と戰ふことをすゝめたり、戰ひて敗るれば將に君を廢して孫周を納れて位に卽かしめんとせり、されど事成らずして戰勝てり、故に楚王を免して逃れしめたり、此の如きことは兎に角、ほしいまゝに敵國の君をゆるして逃れしめ、其の禮物を受けしは亦大罪に非ずや、且つ今君若し至を戰捷報告の爲に周に使者としやらば、必ず孫周を見るならんと、公曰く、諾しと、欒書人をしてひそかに周にゆき、孫周に謂はしめて曰く、郤至將に周に往かんとす、子必ず之れにあへよと、郤至乃ち命を奉じて周に

からずして死せんと欲し、宗祝に命じて死を祈らしめて難の起る前死せることを記す、

鄢陵よりかへり、范文子は其の宗祝に謂ひて曰く、君は驕泰にして功あり、夫れ德ありて以て勝ちしものだも猶怠慢の心生じて之れを失はんとするものなり、而るに況んや驕泰にして勝を得たるをや、君には私臣多し、今戰勝を以てかへらば、私臣必ず顯はれん、君私臣を顯はさんと欲せば必ず舊臣を去らざるべからず、舊臣を去らんと欲せば騷難必ずおこらん、吾難に及ばんことを恐る、凡て吾宗祝のものはそれ我が爲に死を祈れよ、吾難に先ちて死し難にかかるを免るゝことを爲さんと、厲公七年の夏に文子卒せり、其の冬騷難おこる、難にかゝるもの三郤に始まりて公にをはれり、

〔宗祝〕宗廟に事ふる官なり、此の宗祝は文子の臣なり、〔驕泰〕泰も亦驕なり、〔烈〕功なり、〔多レ私〕私は私臣なり、嬖臣愛妾を指す、〔昭〕顯なり、〔恐レ及〕難に及ばんことを恐るゝなり、〔先レ難爲レ免〕難起るに先ちて死し、以て難にかゝるを免れんことを爲さんとなり、始ニ於三郤ニ卒ニ於公ニ、前章に說く、

○以上第八章、范文子鄢陵の戰に我子を懲戒し、戰後君臣を戒飭し、凱旋後難を豫知して死を祈りて死したる、家を思ひ國を思ふ物語なり、

既戰、獲王子發鉤、欒書謂王子發鉤曰、子告君曰、郤至使人勸王戰、及齊魯之未至也、且夫戰也微郤至王必不免、吾歸子、發鉤告公、公告欒書、欒書曰、臣固聞之、郤至欲爲難、使苦成叔緩齊魯之師、已勸君戰、戰敗將納孫周、事不成、故免楚王、然戰而擅舍國君而受其問、不亦大罪乎、且今君若使之於周、必見孫周、公曰諾、欒書使人謂孫周曰、

不佞、吾何福以及此、吾聞之、天道無親、唯德是授、吾庸知天之不授晉、且以勸荊乎、君與二三臣其戒之、夫德福之基也、無德而福隆、猶無基而厚墉也、其壞也無日矣、

此の節は、范文子戰勝後軍前に立ちて君臣を戒飭することを記す、

晉軍既に楚軍を鄢陵に退け、將に楚の糧穀をとりて之を食はんとす 時に范文子馬を公の軍馬の前に立てゝ曰く、我君幼弱にして諸臣不才なり、しかるに吾何の福ありて以て此の大勝に及べる、誠に望外の幸なり、吾之れを聞く、天道は私に親むことなく、たゞ德あるものに福を授くと、此の度は吾いづくんぞ天の晉に福を授けて楚に勝たしめ、且つ以て楚に德を修むることを勸奬するにあらざるを知らんや、君と諸大夫と其れ之れを戒め備へよ、夫れ德は福の基なり、德なくして福の隆盛なるは猶基なくして牆をあつくするが如し、其の崩壞するや日なし、吾も亦大に德を修めんのみと、

〔將穀〕楚の糧穀をとりて食はんとするなり、左傳に晉楚軍に入り三日穀すとあり、〔戎馬〕軍馬なり、君の軍馬を指す、〔不佞〕不才なり、〔庸〕何なり、ナンゾと訓む、〔二三臣〕諸大夫を指す、〔戒之〕戒は備なり、いましめそなふること、〔墉〕牆なり、

反自鄢、范文子謂其宗祝曰、君驕泰而有烈、夫以德勝者、猶懼失之、而況驕泰乎、君多私、今以勝歸、私必昭、昭私難必作、吾恐及焉、凡吾宗祝爲我祈死、先難爲免、七年夏、范文子卒、冬難作、始於三郤、卒於公、

此の節は范文子國に難の起るを豫知し、其の難にか

ざるをいふなり、〔功烈〕烈も亦功なり、
○以上第七章、鄢陵の戰に、范文子欒武子に鄭楚と戰ふの不利、及び戰ひ勝ちたるときは公驕傲に陥り國亂をかもすに至るを以て戰はざるを可とすることを說きしに、武子きかずして戰ひ勝ち、公果して驕傲に陥り、遂に弑せらるゝに至りし物語なり、

鄢陵之役、荊厭晉軍、軍吏患之、將謀、范匄自公族趨過之曰、夷竈堙井、非退而何、范文子執戈逐之曰、國之存亡天命也、童子何知焉、且不及而言姦也、必爲戮、苗棼皇曰、善逃難哉、

此の節は鄢陵の役に范文子が子范匄を懲し戒めたることを記す、
鄢陵の戰に、楚軍晉軍を壓迫して陣す、軍吏之れを患へ、將に之れが防拒の法をはからんとす、時に范匄公の直轄の軍中より走り來りて軍吏の所を過ぎりて曰く、我軍竈を毀ち井を塞ぎて決死を示さば、退却するや必せりと、范文子戈を執りて逐うて曰く、國の存亡は天命なり、童子何をか知らん、且つ汝己の職務を忘れて言ふは姦なり、必ず戮せられんと、苗棼皇之れを評して曰く、文子は善く難をのがれしかなと、
〔厭〕壓なり壓逼して陣すること、〔范匄〕范文子の子、諡して宣子と曰ふ、〔公族〕公の帥ゐる所の軍なり、范匄は此の中に屬せり、〔夷竈堙井〕夷は毀ちて平にすること、堙は塞ぐこと、軍中にては炊事用に竈を設け飲料水を得る爲に井を穿つ、今之れをこぼち之れをふさぐは、必死して復飲食せざることを示すなり、〔非退而何〕敵は退却するに非ずして何ぞ、即ち必ず退却すといふ意なり、〔不及而言〕職務の及ぶ所に非ずして言ふと、即ち己が職を忘れて出しやばりて言ふこと、〔善逃難哉〕文子我子を逐ひ叱りたるに由りて、諸大夫も其の出しやばりたる罪を咎むる能はず、故にかく批評したるなり、

既退荊師於鄢陵、將穀、范文子立於戎馬之前曰、君幼弱、諸臣

此の節は文子の豫言通り厲公驕傲にして嬖臣を愛し大臣を殺し身亦弑逆の難にあふことを記す、

是に於てか、厲公は大勝を得しを以て己の知にほこり功にほこり、教化を怠りて租税を重くし、其の嬖臣の祿をまし、大臣三郤を殺して、之れを朝廷にさらし、其の妻妾貨財を沒收して以て愛妾等に分與せり、是に於てか國人公の所爲をいさぎよしとせず、遂に之れを翼に殺し、之れを翼の東門の外に葬るに、遣車一乘を以てせり、厲公の殺されし所以は、たゞ德なくして功績多く服從するもの多く驕傲に陷りたればなり、

〔三郤〕前に出づ、〔尸〕陳なり、しかばねを陳ねさらすこと、〔納二其室一〕納は沒收すること、室は妻妾貨財を指す、〔蠲〕潔なり、イサギヨシと訓む、〔遂殺二諸翼一〕翼は晉の舊都なり、晉語一に出づ、初め厲公鄢陵より歸るや盡く群大夫を去りて其の左右の嬖臣を立てんと欲す、乃ち先づ愛する所の胥童、夷羊午、長魚蟜の三嬖臣を以て卿となさんとし、三郤を殺す、長魚蟜又兵を以て欒書、中行偃の二卿を劫し將に之れを殺さんとす、公忍びず、二卿を其の位に復す、厲公七年冬匠麗氏に遊ぶ、二卿公を執へ、八年正月、程滑をして公を殺さしむ、〔車一乘〕車は遣車なり、殯中死者の靈

遣車（三禮義疏）

に供へたる食物を載せて墓にもちゆく車をいふ、諸侯は遣車七乘を用ふる禮なるに、一乘とは禮を成さ

の上下軍なり、蓋し中軍を二分し、其の將上軍を率ゐ其の佐將下軍を率ゐたるなり、故に左傳に欒書（武子）中軍に將たり范燮（文子）之れに佐たりとあり、〔無レ德而服者衆必自傷也〕衆は多なり、オホシと訓む、德なくして服從する者多ければ其の力到底之れを治むること能はず、遂には自ら失敗してきずつくに至るものなり、故にいふ、〔輯睦〕和睦に同じ、〔伐レ知〕伐は誇なり、ホコルと訓む、〔多レ力〕多はまされりとすると、ほこること、力は功なり、〔斂〕租稅なり、〔大ニ其私暱一〕大は其の祿をますこと、暱は近なり、私近は私に近づくる臣、嬖臣のこと、〔婦人〕愛妾を指す、〔委レ室〕己が家室をすてゝ君に差上ぐること、〔徒退〕徒は空なり、ムナシクと訓む、〔將與幾人〕將幾人與に同じ、幾人あるか幾人もなしにて極めて少きをいふ、〔亂ニ地之秩一〕土地の秩序を亂ること、大夫の田をとりて愛妾の田とするが如きをいふ、〔產〕生なり變亂を生ずること、〔害レ大〕大は大臣を指す、〔韓之役惠公不レ復レ舍〕舍は本營なり、韓の役に惠公秦軍に捕へられて本營にかへらず、晉語三編を見よ、〔鄢之役三軍不ニ振旅一〕景公の三年に楚と鄢に戰ふ、晉軍大敗して衆散亡し振旅して入る能はず、鄢は今の河南省開封府鄭州の東六里にあり、〔箕之役先軫不ニ復命一〕襄公元年、先軫師を帥ゐて翟人を箕に伐ちて之れを敗りたれども、先軫此に死して君に復命するを得ず、箕は今の山西省太原府大谷縣の東二十里にあり、〔今我任ニ晉國之政一〕任は任に當ること、武子時に上卿となり、政を執る、故にいふ、〔損〕減なり、ヘラスと訓む、〔違ニ蠻夷一〕違は避なり、サクと訓む、蠻夷は楚を指す、楚は南蠻なるを以てなり、〔重レ之〕之は恥辱を指す、〔不ニ相聽一〕相爭ひて聽かざること、相和せざるをいふ、

於レ是乎、君伐レ知而多レ力、怠レ教而重レ斂、大ニ其私暱一、殺ニ三郤一而尸ニ諸朝一、納ニ其室一以分ニ婦人一、於レ是乎國人弗レ蠲、遂殺ニ諸翼一、葬ニ之翼東門之外一、以ニ車一乘一、厲公之所ニ以死一者、唯無レ德而功烈多、服者衆也、

安かるべし、今やたゞ諸侯の服從して盟主の地位にあるを以て、諸侯の叛き或は亂るゝあれば必ず之を伐つ、故に國內常に亂れさわぐ、されば德なくして凡て諸侯の服從するは國騷亂の本なり、且つたゞ聖人のみは德を修むるを以ての故に、外患なく又內憂なし、聖人に非るよりは外患なければ必ず內憂あり、子なんぞ姑く鄭と楚とをすてゝ以て外患となし、君臣德を修めて國の輯睦をはからざるや、諸臣の國內にて相共同せば、必ず將に輯睦して國治まらんとす、今我戰うて又楚と鄭とに勝たば、吾君は將に己の知に誇り功にほこり敎化を怠りて租稅を重くし、其の嬖臣の祿を增し、其の愛妾の領田を益さんとす、與ふべき田地には限ありて愛妾の寵愛は限なし、限りなき愛欲を以て限りある田地を與へんとせば、勢諸大夫に與へし田地を奪ひ上ぐるに非ざれば、則ちいづくに之れを取りて益すを得んや、而して諸大夫の田をすてゝ空しく國を退去するもの、はた幾人あるか、幾人もこれなからん、此の如くんば國亂るの基に非ずや、されば此の度戰うて若し勝たざれば則ち晉國の幸福なれども、戰うて若し勝たば上述の如くになるは必然なれば、是れ土地の秩序を亂すものなり、此の極や其れ變亂を生じて將に大臣を害ふに至らんとす、子なんぞ姑く戰ふなからざるやうにせずやと、欒武子曰く、昔し韓の戰役に我軍敗れて惠公本營に復へらず、邲の戰役にも亦敗れて三軍凱旋せず、箕の戰役には大將先軫死して復命せず、晉には固より此の大恥辱三あり、今我晉國の政をすぶる任に當りて、晉國の恥を滅することをなさずして、又以て蠻夷を避けて伐たず以て恥辱を重ぬることをなし得んや、戰ひ勝ちて、たとへ後の患ありと雖吾が知る所に非ずと、范文子曰く、否、福を擇ぶには其の重きものを取るに若くはなし、禍を擇ぶには其の輕きものをとるに若くはなし、福は輕きものを取りて用ふる所なく、禍は重きものを取りて用ふる所なし、晉國は固より子の言の如く三大恥辱あれども、此の度戰ひ勝ちて其の君臣互に驕りて和せず國亂れて諸侯の笑とならんよりは、なんぞ姑く蠻夷をさけて伐たざるを以て恥辱となすにまさらずやと、欒武子聽かず、遂に楚人と鄢陵に戰ひ、大に之れに勝てり、

〔欒武子將二上軍一范文子將二下軍一〕此の上下軍は中軍

鄢、吾君將伐知而多力、怠教而重斂、大其私暱、而益婦人田、不奪諸大夫田、則焉取以益、此諸臣之委室而徒退者、將與幾人、戰若不勝、則晉國之福也、戰若勝、亂地之秩者也、其産將害大、盍姑無戰乎、欒武子曰、昔韓之役、惠公不復舍、邲之役、三軍不振旅、箕之役、先軫不復命、晉國固有大耻三、今我任晉國之政、不損晉耻、又以違蠻夷以重之、雖有後患、非吾所知也、范文子曰、擇福莫若重、擇禍莫若輕、福無所用輕、禍無所用重、晉國固有大耻、與其君臣不相聽、以爲諸侯笑也、盍姑以違蠻夷爲耻乎、欒武子不聽、遂與荊人戰於鄢陵、大勝之、

此の節は鄢陵の戰に范文子鄭楚を伐つの害を論じ、之れを止めて國内の輯睦治平をはからんことを欒武子に說き、武子きかず、戰ひて勝つことを記す、鄢陵の戰に晉鄭を伐ち楚鄭を救ふ、時に欒武子中軍の上軍に將たり、范文子佐將となりて其の下軍に將たり、欒武子將に戰はんと欲す、范文子欲せずして曰く、吾之れを聞く、たゞ厚き德あるものゝみ能く多福を受く、故に德なくして服從する者多ければ必ず自ら傷つくに至るものなりと、今晉君德無くして諸侯服するもの衆多なり、故に晉君の德にかなふやうにせんには、諸侯皆畔きて服せざるにあり、かくなれば君反省して德を修むるに至るべきを以て、國少しく

すを以て、國猶救ふべきなり、之に反し、憂の國內より起るは、國內分裂するを以て是れ治め難きなり、諸君なんぞ姑く楚と鄭とをすてゝ以て外患となし、國內の一致和睦をはからざるやと、

〔刑二其民一〕刑法を以て其の民を正しくすること、〔成〕刑成るなり、刑法の完全に行はるゝこと、〔龢〕和の古字なり、〔威〕畏なり、〔司寇之刀鋸日弊〕司寇は刑を司る官、刀鋸は刑に用ふる具、卽ち刀は斬罪に、鋸は刖罪（足をひききる刑）に用ふ、弊は敗なり、一句の意は、小民刑を犯すときは直に之を刑するを以て、司寇の用ふる刀鋸は日に〱敗れて役に立たぬやうになれりとなり、小民を濫刑するをいふ、〔斧鉞不レ行〕有司刑を犯す時は斧鉞を以て之を斬る、今斧鉞の刑行はずといふは有司刑を犯すも罪せざるなり、斧鉞は周語上に圖解す、〔由レ大〕大は下句の大人にて有司を指す、大不レ過の大も亦同じ、〔由レ細〕細は細民なり小民をいふ、細無レ怨の細も同じ、〔誅〕除なり、ノゾクと訓む、〔以レ忍〕忍んで刑を行ふこと、〔大人〕位を以ていふ、有司を指す、〔幸〕僥倖なり、〔距〕自なり、ヨリと訓む、〔偏〕一方なり、〔疾〕憂なり、〔難〕治めがたきこと、

○以上第六章、鄢陵の戰に、范文子が鄭楚を伐つことを止めて外患となし以て國內の一致和睦をはからんといへる物語なり、

鄢陵之役、晉伐鄭、荊救之、欒武子將上軍、范文子將下軍、欒武子欲戰、范文子不欲、曰、吾聞之、唯厚德者能受多福、無德而服者衆、必自傷也、稱晉之德、諸侯皆叛、國可以安、唯有諸侯、故擾擾焉、凡諸侯難之本也、且唯聖人能無外患、又無內憂、詎非聖人、不有外患、必有內憂、盍釋荊與楚以爲外患乎、諸臣之內相與、必將輯睦、今我戰又勝荊與

也、過由大、而怨由細、故以惠誅怨、以忍去過、細無怨而大不過、而後可以武刑外之不服者、今吾刑外乎大人、而忍於小民、將誰行武、武不行而勝幸也、幸以爲政、必有內憂、且唯聖人能無外患、又無內憂、詎非聖人、必偏而後可、偏而在外、猶可救也、疾自中起是難、盍姑釋荊與鄭、以爲外患乎、

鄢陵の戰に、晉鄭を伐ち楚鄭を救ふ、諸大夫戰はんと欲す、范文子欲せずして曰く、吾聞く人に君たる者は刑法を以て其の民を正しくし、刑法全く行はれて而る後に武を外に振ふ、是れを以て國內和睦し外國畏るゝと、今吾が國の司寇の用ふる刀鋸は日にやぶるれども、斧鉞の刑は行はれず、是れ小民のみを刑して有司を刑せざるなり、かく國內だも猶ほ刑の行はざるあり、而るを況や外國に威行はれんや、夫れ戰は刑殺を行ふ用なり、過ある者を刑殺するなり、すべて過は有司より出でゝ、怨は小民より起る、故に人君恩惠を施して以て怨を除き、忍んで刑を以て過を處罰するときは、小民は怨むことなく、有司は過をなさず、此の如くなりたる後に、武を以て外國の過ある者即ち服從せざる者を刑す、しかる時は必ず成功して國威大なり、しかるに今吾國の刑は有司を度外にして、忍んで小民にのみ行ふ、國內の刑みだるゝこと此の如きに、將に外誰に向つて武を行はんとするか、行ふも益なからん、若し之に反し、强ひて武を用ふれば武威は眞實に行はれず、かくしてたとひ戰に勝つともそは僥幸のみ、僥幸にして勝ち以て政を爲せば、必ず內憂起るあり、且つたゞ聖人のみは能く德を愼しむを以て、外患なく又內憂なし、聖人にあらざるよりは、必ず內憂か外患か何れか一方ありて後に戒懼するを以て可きものなり、二者何れか一方ありてよしといふも、患の外に在るは國內一致して之に當るの心を起

裏〕工尹は楚の官名、襄は其の名なり、〔問〕遺なり、オクルと訓む、〔事之殷〕事は軍事、殷は盛なり、戰の烈しきときをいふ、〔屬〕適なり、タマ〳〵と訓む、〔不穀〕寡人に同じ、〔免〕脱なり、ヌグと訓む、〔君之外臣〕君の外國の臣にて、他國の君に對していふ辭なり、〔間〕適なり、タマ〳〵と訓む、〔三肅〕三たび肅拜すること、肅拜は軍禮にて手を垂れて地に至るなり、

○以上第四章、郤至が勇にして軍禮を守りし物語なり、

鄢陵之役、大夫欲爭鄭、范文子不欲曰、吾聞爲人臣者、能內睦而後圖外、不睦內而圖外、必有內爭、盍姑謀睦乎、考訊其皁、以出則怨靖、

鄢陵の戰に、諸大夫楚と爭ひて鄭を得んと欲す、范文子欲せずして曰く、吾聞く人臣たる者は能く國內にて相親睦して而して後に外征をはかる、故に國內にて大臣相親睦せずして外征をはかれば、互に功を貪り、國內の爭を起すことありと、諸君なんぞ姑く休息して相親睦することをはからざるや、相親睦して後其の士大夫に問ひ謀り一致して後外征の軍を出だすときは、則ち怨惡するものなきを以て軍強く功も亦大なりと、

〔考訊〕問ひはかること、〔皁〕衆なり士大夫を指す、〔以出〕以て外征の軍を出だすこと、〔怨靖〕靖は安なり、安息なり、怨安息すとは怨むものなきをいふ、

○以上第五章、鄢陵の戰に范文子諸大夫國內に相親睦して後師を出ださんことを言へる物語なり、

鄢陵之役、晉伐鄭荊救之、大夫欲戰、范文子不欲曰、吾聞、君人者刑其民、成而後振武於外、是以內龢而外威、今吾司寇之刀鋸日弊、而斧鉞不行、內猶有不刑、而況外乎、夫戰刑也、刑之過

り、サクと訓む、忌は兵家の忌む時日なり、兵家は月の暗き時に陳するを忌みて避く、恭王が陳したるは六月晦日（厲公六年）なり、（恐らくは其夜ならん）晦日は月晦し、故にいふ、〔一間也〕間は隙なり、〔譁〕かまびすしきこと、〔顧〕かへりみ恃むこと、〔說〕悅に同じ、〔鄢陵〕今の河南省開封府鄢陵縣にあり、

○以上第三章、鄢陵の戰に欒書郤至が己の見に反し、公に說きて楚を伐ちて之れを破り、功を專にせしを怨む物語なり、

鄢之戰、郤至以韎韋之跗注、三逐楚恭王卒、見王必下奔、退戰、王使工尹襄問之以弓曰、方事之殷、有韎韋之跗注、君子也、屬見不穀而下、無乃傷乎、郤至甲冑而見客、免冑而聽命曰、君之外臣至、以寡君之靈、間蒙甲冑、不敢當拜君命之辱、爲使者故、敢三肅之、君子曰、勇以知禮、

鄢陵の戰に、郤至あかねぞめのかはの跗注をはき、三たび楚の恭王の卒を逐ひ、恭王を見れば必ず車より下り奔る、戰より退きて後、恭王は工尹襄をして晉軍に使し郤至に遺るに弓を以てせしめて曰く、戰の烈しき時に當りてあかねぞめのかはの跗注をはきたる將あり、君子の人なり、たま〳〵不穀を見ては車を下りて奔る、乃ち其の時に傷をうけしことなからんかと、郤至甲冑をつけて使者を見、後冑をぬぎて恭王の命をきゝて曰く、君王の外臣至は寡君の威靈を以て其の時たま〳〵甲冑を被りき、是れを以て傷をうくるに至らざりき、されば敢て君王の辱き遺問の命を拜受するに當らざれども、折角御使者を以て見舞はれたるの故を以て、敢て三肅すと、乃ち三たび肅拜せり、君子至を評して曰く、勇にして禮を知れりと、

〔鄢之戰〕鄢は鄢陵に同じ、〔韎韋〕あかねぞめのかは、〔跗注〕腰より下につくる兵服なり、袴の若くにして足背迄連屬す、〔必下奔〕下は車より下るなり、〔工尹

之、必以勝歸、夫陳不違忌、一間也、夫南夷與楚來弗與陳、二間也、夫楚與鄭陳而弗與整、三間也、且其士卒在陳而譁、四間也、夫衆聞譁則必懼、五間也、鄭將顧楚、楚將顧夷、莫有鬪心、不可失也、公説、於是敗楚師於鄢陵、欒書是以怨郤至、

厲公卽位の六年に鄭を伐つ、ときに公苦成叔を齊に、欒黶を魯に使はして師を請ひ、共に之れを伐たしむ、楚の恭王師を起し又東夷の兵をあはせ帥ゐて、鄭を救ふ、楚軍半ば陳す、公令して之れを撃たしめんとす、欒書曰く、君黶等をして齊魯に使し師を與して我を助けしむ、齊魯の軍未だ至らず、請ふ其の來るを俟たんと、郤至曰く、不可なり、今楚の軍陳すと雖將に退かんとするの兆あり、此の時に乘じて我之れを撃たば必ず大勝して凱旋するを得ん、其の理由を説かん、夫れ楚軍陳するに晦時を避けざるは不祥の事なり、是れ楚の一つの間隙なり、夫れ東夷の兵楚と共に來りて共に陳せざるは、戰ふを欲せざるのしるしなり、是れ楚の二つの間隙なり、夫れ楚と鄭と共に陳して共に整のはざるは、兵一致せざる證なり、是れ楚の三つの間隙なり、且つ其の士卒は陳にありて甚かまびすしきは令嚴ならざるの證なり、是れ楚の四つの間隙なり、夫れ兵衆味方のかまびすしきを聞けば、味方の不利にてかくかまびすしきにてはなきやと疑心暗鬼を生じて、必ず畏懼するなり、是れ楚の五つの間隙なり、而して戰ふに及びて、鄭は將に楚を顧み恃まんとし、楚は將に東夷を顧み恃まんとし、士卒に決心奮鬪する心なし、今此の好機を得失ふべからざるなりと、公悦びて之れに從ふ、是に於て大に楚軍を鄢陵に敗れり、欒書は是れを以て郤至を怨むに至れり、

〔欒黶〕欒武子の子、謚して桓子といふ、〔恭王〕莊王の子、名は箴（一に審に作る）なり、〔東夷〕楚の東に居る夷なり、〔欒書〕欒武子なり、〔陳不違忌〕違は避な

言を以てせば、霸主の地位すら憂多きを病むなり、然らば則ち一段進みたる王者は猶更憂多きか、王者たるもの亦愚の至ならずやと、文子對へて曰く、我は王者ならんや、諸侯なり、夫れ王者は其の德を修め成し、遠國の人各〻其の地方の財物を貢し以て之れに歸服す、況んや近國のものをや、故に毫も憂なし、しかるに今我君德寡くして諸侯を從服し、王者の功をあげんと求む、故に憂多きなり、子は土地なくして富まんと欲するものを見たるか、彼等は終歲營々役々として働き、毫も休息することを得ず、豈能く安樂ならんや、我君亦德なくして功を欲す、彼れに似たらずや、たゞに安樂を得るのみならず大なる後患あらん、子も亦我言を思へやと、

〔厲公〕景公の子名は州蒲なり、〔將〻伐〻鄭〕此の時鄭楚に從ひ晉に反く故に公之れを伐たんとするなり、〔范文子不〻欲曰云云〕厲公德を修むることなくして徒に功を欲し、三郤を始め諸卿亦自ら功を立つるに急に、互に相反目するを以て、若し一朝大事生ぜんか內亂外患交〻來りて復如何ともすべからざるに至る、故にしかり、〔諸侯皆畔則晉可〻爲也〕爲は治なり、今晉に從服せる諸侯皆畔かば、晉は君臣共に戒懼して德を修むるを以て、而る後に始めて能く國を治むべしとなり、〔唯有〻諸侯〻故擾擾焉〕擾擾は亂れさわがしきさま、一句の意は盟主となりて諸侯從ふあり、故に諸侯畔き或は亂るれば之れを伐つ、故に國內常に亂れさわがしとなり、〔諸侯難之本也〕諸侯畔き或は亂るれば則ち之れを伐ち、國內騷擾す、故に諸侯は國內騷難の本なりといふ、〔方賄〕賄は財なり、方財は地方の財物なり、

○以上第二章、范文子君臣德を修めずして功を立てんとするを以て、公が鄭を伐んとするを欲せず、其の意を語りて郤至を諷したる物語なり、

厲公六年伐鄭、且使苦成叔及欒黶興齊魯之師、楚恭王帥東夷救鄭、楚半陳、公令擊之、欒書曰君使黶也興齊魯之師、請俟之、郤至曰、不可、楚師將退、我擊

なり、邑を苦に食むを以て苦成叔子と稱す、〔容レ子〕子を推薦し得んとなり、〔溫季子〕晉の卿郤至也、邑を溫に食む、故に溫季子と稱す、〔誰之不レ如〕人誰か子の才に如かんや、子に及ばずとなり、〔可ニ以求一乎〕以て榮達を求むべきかの意なり、〔張老〕晉の大夫にて前編に見えたる張侯の子なり、〔欒伯〕欒武子なり、伯は兄弟の序なり、〔滋〕益なり、マスと訓む、〔范叔〕范文子なり、叔は兄弟の序なり、〔可ニ以大一〕以て德を大にすべしとなり、〔可ニ以成一〕以て善を成すべしの意なり、〔物備矣〕物は事なり、實をますと、德を大にすると、善を成すとの三事を指す、〔三郤〕郤駒伯と郤錡(苦成叔子)と郤犨(溫季子)とを云、〔亡人之言〕其の言皆輕薄傲慢なり、故にいふ、〔知子之道〕道は訓なり、〔先主〕主は大夫の稱、先主は先大夫にて成子宣子を指す、〔覆露〕露は潤ほすこと覆潤とは猶加護といふが如し、

○以上第一章、趙文子冠して欒、中行、范、韓、知、三郤の諸卿に見えて諸卿の言をきゝ、之れを張老に告げ、老之れを評し文子を奬勵せる物語なり、

厲公將レ伐レ鄭、范文子不レ欲曰、若以ニ吾意一諸侯皆畔、則晉可レ爲也、唯有ニ諸侯一故擾擾焉、凡諸侯難之本也、得レ鄭憂滋長、安用レ鄭、郤至曰、然則王者多レ憂乎、文子曰、我王者也乎哉、夫王者成ニ其德一而遠人以ニ其方賄一歸レ之、故無レ憂、今我寡德、而求ニ王者之功一故多レ憂、子見ニ無レ土而欲レ富者一樂乎哉、

厲公鄭そむきて楚に從へるを以て、之れを伐たんと欲す、范文子之れを欲せずして曰く、若し吾意ふ所を告白せば、從服せる諸侯皆畔かば則ち晉は治むべきなり、たゞ晉は諸侯の從ひて盟主たるの地位にあり、故に常に國內さわがし、凡て諸侯をたもつは實に騷難の本なり、されば今鄭を得ば楚必ず鄭を救ひて我をうつを以て我國の憂はます〳〵長大となる、いづくんぞ鄭を伐づを要せんやと、郤至問うて曰く、子の

は武、文子は謚なり、冠は加冠の禮にて元服のこと、〔美哉〕成人を美むるの辭なり、〔莊主〕莊は文子の父趙莊子(朔)なり、主は大夫の稱なり、〔實之不ㇾ知〕內實の外貌の華美なるにかなふや否やを知らずの意なり、〔中行宣子〕晉の卿にて名は庚、宣子は謚なり、本姓は荀、別れて中行氏となる、〔吾老矣〕吾年老いたれば子が才德の至る所を見る能はずといふこと、〔不ㇾ足者〕才德足らざるもの、不肖者といふ、〔興王〕國を興す英主なり、〔逸王〕逸樂を貪る亡主なり、〔工〕矇瞍の官なり、〔誦㆓諫於朝㆒〕諫は前世箴諫の言なり、めくらが前世の箴諫の言を朝廷にて誦讀せることは周語にも見ゆ、〔列〕位なり、〔獻ㇾ詩〕詩を獻じて諷すること、〔兜〕惑なり、マドフと訓む、〔風聽〕風は采なり、采聽はききとること、〔臚言〕傳へ言ふ言なり、此にては商旅の傳へいふ善惡の言を指す、〔辨㆓妖祥於謠㆒〕妖祥は吉凶の兆なり、俗謠は吉凶の兆を豫言するもの多し、故に之れをきゝて吉凶の兆を辨別するなり、〔考㆓百事於朝㆒〕考は考へ察すること、百事は百官の職事なり、〔謗譽〕毀譽に同じ、〔盡ㇾ戒之術也〕盡ㇾ戒は戒愼を全うすること、術は道なり、〔郤駒伯〕晉の卿にて名は錡、駒伯は字なり、〔壯而不ㇾ若㆓老者㆒多矣〕此れ年長者少壯者を抑ふるの語なり、言ふは年壯者は才ありと雖老成のものに及ばざること多し、汝才を恃む勿れとなり、〔蔑〕無なり、ナシと訓む、〔如㆓草木之產㆒也各以㆓其物㆒〕物は類なり、草木の產殖するが如く、竹は竹、松は松と、各、其の同類が繁茂す、之れと同じく善は善類、不善は不善の類が身につもるとなり、〔糞除〕汚穢を掃除すること、自ら修潔するにたとふ、〔知武子〕晉の卿にて名は罃、武子は謚なり、本姓は荀、邑を知に食むを以て知と稱す、知一に智に作る、〔成宣〕成子宣子なり、成子は趙衰の謚にて文子の曾祖にあたる、宣子は前編に出づ、文子の祖父なり、〔老爲㆓大夫㆒非ㇾ恥乎〕老いて大夫とならば恥辱にあらずや、德を修めて早く大夫となり政をとるに至るべしとなり、〔道㆓前志㆒〕道は由なり、前志は前世の典法の書なり、前世典法の書を讀み之れに率由すること、〔先君〕文公を指す、〔道ㇾ法〕道は言なり、國法を論議し定ること、〔以政〕國政を執れりといふ意なり、〔取ㇾ惡〕憎惡せらるゝこと、〔不ㇾ憚ㇾ死〕憚は畏るゝこと、〔必濟〕濟は成なり、成功なり、〔苦成叔子〕晉の卿郤犨

淫に陷らんことを疾みたる故なり、子思へよやと、次に郤駒伯にまみゆ、駒伯曰く、美なる哉子よ、然れども、壯者はたとへ才ありとも老成者に若かざること多しと、次に韓獻子にまみゆ、獻子曰く、子之れを戒めよ、始めて元服せし時より此れを成人と謂ふ、成人になれば始め善にくみするにあり、始め善にくみすれば其の善が主となりて更に善を身に積み進むるを以て不善はよりて至ることなし、之れに反し始め不善にくみすれば、其の不善が主となりて更に不善を身に積み進むるを以て、善も亦よりて至ることなし、之れを譬ふれば猶草木の產殖するが如く、各、其の同類を以てはびこりふゆるなり、人の冠あるは猶宮室の牆屋あるが如し、汚穢を除きて清潔にせんのみ、卽ち身の不善を除きて善とせんのみ、何ぞ又この上に加へんと、次に知武子にまみゆ、武子曰く、吾子之れを勉めよ、子は成子宣子の子孫なり、其の子孫にして老いて大夫とならば恥にあらずや、成子の文德と宣子の忠貞とは其れ忘るべけんや、夫れ成子は前世典法の書を讀み之れに率由して、我先君文公を輔佐し、國法を論定して、卒に以て國政を執るに至れり、文德といはざるべけんや、夫れ宣子は心力をつくして襄靈の二公を諫め、諫めし故を以て君に惛惡せらるゝも死を恐れず、進みて諫めたり、忠貞といはざる可けんや、吾子之れを勉めよ、宣子の忠貞ありて之れをいるゝに成子の文德を以てせば、君に事へて必ず成功せんと、次に苦成叔子にまみゆ、叔子曰く、抑も今年少にして官に就けるもの多く、誠に厭ふべし、されば吾いづくんぞ子を推薦し得んやと、次に溫季子にまみゆ、季子曰く、汝の才誰にかしかざらんや、以て榮達を求め得べきかと、文子乃ち張老にまみえて諸卿の言をつぐ、張老文子に謂ひて曰く、善し、欒伯の言に從はば以て其の實力をますべし、范叔の敎を守れば以て其の德を大にすべし、韓子の戒を守れば以て其の善を成すべし、三子の敎によりて實力をまし德を大にし善を成すの三大事皆備はれり、其の之れを能く行ふと否とは子の志の如何にあるのみ、夫の三郤の如きは亡人の言なり、何ぞ稱述するに足らんや、知子の訓は善し、是れ先主の子の身を加護することを言ひしなり、子つとめざるべけんや、

〔趙文子冠〕趙父子は趙宣子の孫、趙朔の子なり、名

乎、夫宣子盡諫於襄靈、以諫取惡、不憚死進也、可不謂忠乎、吾子勉之、有宣子之忠、而納之以成子之文、事君必濟、見苦成叔子、叔子曰、抑年少而執官者衆、吾安容子、見溫季子、季子曰、誰之不如、可以求乎、見張老而語之、張老曰善矣、從欒伯之言、可以滋、范叔之教可以大、韓子之戒可以成、物備矣、志在子、若夫三郤、亡人之言也、何稱述焉、知子之道善矣、是先主覆露子也、

趙文子元服し、欒武子にまみゆ、武子曰く、美なるかな子よ、昔し吾は趙莊主に事ふるに及べり、故に我子を見る猶莊主を見るが如し、然れども思へ、外貌の華美なるは則ち榮とすべきも、其の內實の之れにかなふや否やを知らず、子は請ふ實力を養ふことをつとめよと、次に中行宣子にまみゆ、宣子曰く、美なるかな子よ、されど惜い哉吾年老いて子が才德の至る所を見ることを得ざるをと、次に范文子にまみゆ、文子曰く、子は今より戒めつゝしむべし、夫れ賢者は寵遇身に至りてます／＼戒めつゝしみ、不肖者は寵遇を得るが爲に驕る、故に國を勃興するの王は忠諫の臣を賞して戒飾を怠らず、安逸を貪るの王は忠諫の臣を罰して驕淫に耽るなり、古の王者は政と德と既に成りて又民言をきゝ以て戒め怠らず、是に於てか工官をして前世箴諫の言を朝廷に誦讀せしめて戒愼し、位にある臣下は詩を獻じて諷諫し、君をして惑うて邪に陷ることなからしめ、君は又商旅傳へ言ふ所の言を市場にてきゝとり、俗謠をきゝて善惡の兆を辨別し、百官の職事を朝廷にて考へ察し、民の政に關する毀譽を道路に出でて問ひ察し、かくして己の身に邪あれば必ず之を正す、これは卽ち戒愼を全くするの道なり、先王が此の道を守り行はれたるは、是の驕

本編は厲公一代の物語にて、凡て十一章あり、

趙文子冠、見欒武子、武子曰、美哉、昔吾逮事莊主、華則榮矣、實之不知、請務實乎、見中行宣子、宣子曰、美哉、惜也吾老矣、見范文子、文子曰、而今可以戒矣、夫賢者寵至而益戒、不足者爲寵驕、故興王賞諫臣、逸王罰之、吾聞古之王者政德既成、又聽於民、於是乎使工誦諫於朝、在列者獻詩、使勿兜、風聽臚言於市、辨妖祥於謠、考百事於朝、問謗譽於路、有邪而正之、盡戒之術也、先王疾其驕也、見郤駒伯、駒伯曰、美哉、然而壯不若老者多矣、見韓獻子、獻子曰、戒之、此謂成人、成人在始與善、始與善、善進善、不善蔑由至矣、始與不善、不善進不善、善亦蔑由至矣、如草木之產也、各以其物、人之有冠、猶宮室之有牆屋也、糞除而已、何又加焉、見知武子、武子曰、吾子勉之、成宣之後、而老爲大夫、非恥乎、成子之文、宣子之忠、其可忘乎、夫成子道前志、以佐先君、道法而卒以政、可不謂文

せり、我喜に堪へず、故に然るなりと、妻對へて曰く、陽子は外貌美しくとゝのへども內心實直ならず、言論を尙びて謀計なし、是れを以て禍難其の身に及び遂に死せり、子之れに比せられたりとて何ぞ喜ぶを要せんやと、伯宗曰く、汝の言一理あり、されど我辨智あることは確なり、諸大夫を召き之れに酒を飮ませて之れと語らん汝試に之れ聽けと、妻對へて曰く、諾と、伯宗乃ち諸大夫を招きて酒をのませて之れと語る、飮酒を終るの後、其の妻伯宗に謂ひて曰く、子の言の如く辨智は子に若くものなし、然れども民は好んで其の才の己より賢れる人を戴く能はず、必ず憎みて之れを害せんとするは、久しき昔より明なる事實なり、されば諸大夫は子の己より賢れるを憎忌するに至るや必せり、禍難は遠からず必ず子の身に及ばん、子なんぞ速に賢士を索めて自ら圖らざるや、願くは子州犂を庇護して安全を得しめんと、伯宗之れに從ひて賢士を索め、畢陽を得たり、後欒弗忌の難に及び、諸大夫果して伯宗を邪間物とす、伯宗將に自ら謀りて身を保たんとして及ばず、遂に殺さる、時に畢陽は州犂を楚に送りて、實に其の知遇に報いたり、

〔陽子〕前編及前章に見えたる陽處父なり、〔我知〕辨智なり、〔華〕外貌の美しくとゝのへること、〔主レ言〕主は尙なり、たふとぶこと、〔是以難及ニ其身ニ〕陽處父の殺されたることをいふ、前章に見ゆ、〔旣レ飮〕旣は終なり、ヲハルと訓む、〔亟〕速なり、〔其上〕上は賢なり、才能のまされるものをいふ、〔庇〕庇ひ護ること、〔州犂〕伯宗の子なり、楚に事へて大宰となる、〔畢陽〕晉の士にて賢にして力あり、有名なる豫讓の祖父なり、〔欒弗忌之難〕厲公の時なり、欒弗忌は晉の大夫にて伯宗は其の黨なり、三郤（郤至、郤錡、郤犨の三大夫）弗忌を害とし伯宗と幷せて之れを殺せり、〔將レ謀〕伯宗將に身の安を謀らんとしての意なり、〔荆〕楚の一名なり、

○以上第十四章、伯宗の妻夫を勸諫して賢士を索め、其の子州犂の安全をはかりたる物語なり、

卷第十二

晉語六

〔大車〕牛馬なり、〔立而辟之〕辟は開なり、下句吾辟之の辟も同じ、一句の意は轉覆せる牛車を引き起して道をあけよとなり、〔辟傳〕辟は避なり、〔加遲〕加は益なり、マス／＼と訓む、〔捷〕旁徑に出づること、〔有朽壤而自崩、將若何〕謙遜の辭なり、國用節なく多く山木を伐れば木盡きて山禿ぐ、山禿げば大雨にあひ崩壞するは當然なり、是れ政の惡しきなり、はた如何せんやといふを謙してかくいひたるなり、朽壤は朽腐せる土壤なり、〔國主山川〕國は國君なり、〔涸〕竭なり、ツクと訓む、〔降服〕服を降し縞素の衣をきること、〔出次〕次はやどること、宮を出でゝ郊にやどるをいふ、〔縵〕裝飾なき車なり、〔不擧〕音樂を止むること、〔策〕策文を以て告祭すること、〔以禮焉〕禮は神を禮拜すること、〔以告〕牛馬の主の言を以て君に告ぐること、〔從之〕君之れに從ふこと、

○以上第十三章、梁山崩壞し伯宗召されて來る、途中牛車の主の言に感じ其の言を君に申し上げ、君も之れに從はるゝ物語なり、

伯宗朝、以喜歸、其妻曰、子貌有喜何也、曰、吾言於朝、諸大夫皆謂我知似陽子、對曰、陽子華而不實、主言而無謀、是以難及其身、子何喜焉、伯宗曰、吾飲諸大夫酒、而與之語、爾試聽之、曰、諾、既飲、其妻曰、諸大夫莫子若也、然而民不能戴其上久矣、難必及子、子盍亟索士、憖庇州犂焉、得畢陽、及欒弗忌之難、諸大夫害伯宗、將謀而殺之、畢陽實送州犂於荊、

伯宗朝廷より喜色を以て歸れり、其の妻曰く、子の顏貌をみるに喜色あるは何ぞやと、伯宗曰く、吾朝廷にて言論せり、時に諸大夫皆我辨智陽子に似たりと評

崩而以傳召伯宗、伯宗問曰、將若何、對曰、山有朽壤而自崩、將若何、夫國主山川、故川涸山崩、君爲之降服出次、乘縵不擧、策於上帝、國三日哭以禮焉、雖伯宗亦其如是而已、其若之何、問其名不告、請以見、弗許、伯宗及絳以告、而從之、

梁山崩壊す、公急に驛車を以て伯宗を召す、伯宗卽ち驛車に乘じて來る、途中牛車の道路のまんなかに當りてくつがへるに遇ふ、伯宗命じて牛車を立て道を開かしめて曰く、君命急なり、速に驛車を避けよと、牛車の主對へて曰く、驛車を用ふるは急速ならんが爲なり、若し吾が牛車を立てし道を開くをまたば長き時間を要するを以て、則ちゆくことます〱遲くならん、旁徑に出でて行くの速きに如かずと、伯宗其

の言を喜び、其の居を問へば、絳都の人なり、伯宗乃ち問うて曰く、絳都にありて何をか聞けると、牛車の主曰く、梁山崩壊し君驛車を以て伯宗を召すと聞くと、伯宗問うて曰く、梁山の崩るゝ如何にせんと、牛車の主對へて曰く、山に朽腐せる土壤ありて、自ら崩壊せるもの、はた之れを如何せんや、夫れ國君は山川の主なり、故に川水涸竭し山岳崩壊せば、國君は之れが爲に服を降して縞素の衣を服し、宮を出でゝ郊にやどり、縵車に乘り、音樂を止め、策文を以て上帝に告祭し、國民三日の間哭して以て神を禮拜すと聞けり、伯宗と雖其れ亦是の如くせんのみ、其れ之れを如何せんやと、伯宗其の言を感じ、其の名を問へば告げず、連れて以て君に見えんと請へば、許諾せず、伯宗已むを得ず、去りて絳都に至り參朝して牛車の主の言を以て君に告ぐ、君亦之れに從へり、

〔梁山〕晉國の山鎭にして望祭して尊崇する所なり、今の陝西省同州府部陽韓城二縣の境にあり、梁山の崩壊は景公の十四年なり、〔傳〕傳車なり宿場に備へ付けたる車をいふ、急用の時は宿場々々にて備付けの車に乘り換へて行くなり、〔伯宗〕晉の大夫なり、

をして君が辱く我國に臨まれたる爲に、粗末なる弊邑の禮を以て君の下執政にまでおくらしむ、願くは此れを以て君の婦人の克を笑へる者に、禮として報いんと、苗棼皇之れを見、私に人に謂ひて曰く、郤子は勇なれども禮義を知らず、其の功にほこりて國君を耻しむ、其れ必ず天命を以て終ふる能はざらんと、

〔齊侯來〕齊の頃公晉に破られたるを以て晉に服し來朝せるなり、〔獻レ之〕饗を致してもてなすこと、〔得ニ隕命之禮ニ〕國君を饗する禮の中に隕命の禮を得たれば、之れを用ひたりとなり、隕命とは君が戰に生捕らるゝをいふ、隕命之禮は捕虜としたる君を饗する禮なり、司馬法に其の儀を說きて曰く、左に旗を結びて司馬飲を授く、君右に苞壺を持ち左に飲を承けて以て進むと、郤子は己齊に使して恥辱を得たれば齊侯に對し殊更に此の無禮を用ひたるなり、〔不腆〕腆は厚なり、不厚は粗末なり、〔歸ニ諸下執政ニ〕歸は饋なり、食物をおくること、オクルと訓む、執政は執事なり、此の一句は君に食を奉るといふ謙辭なり、〔以懋御人〕懋は願なり、ネカハクハと訓む、御人は君に侍御する人婦人をいふ、一句の意は此の食を以て願くは君の婦人の臣を笑ひし者に御禮として報いんとなり、〔郤子勇而不レ知レ禮矜ニ其功ニ而耻ニ國君ニ〕隕命の禮は戰にて生捕せる國君を饗する禮なり、齊侯は生捕となりし者に非ず、晉に服して來朝せるものゝみ、しかるに今此の禮を用ふるは無禮の至なり、故にかくいふ、矜は誇なり、伐は功なり、〔其與幾何〕其れ此の世に生を得るは幾何時か、極めて短日月たり、間もなく天命を全うせずして死すべしとなり、

○以上第十二章、郤子齊の頃公を饗して無禮なり、苗棼皇評して天命を全うして死するを得ずといへる物語なり、

梁山崩、以レ傳召ニ伯宗ニ、遇ニ大車當レ道而覆ニ、立而辟レ之曰、辟レ傳、對曰、傳爲レ速也、若レ竢ニ吾辟ニ之、則加遲矣、不レ如ニ捷而行ニ、伯宗喜、問ニ其居ニ、曰、絳人也、伯宗曰、何聞、曰、梁山

何力之有焉、范文子見、公曰、子之力也夫、對曰、燮也受命於中軍、以命上軍之士、上軍之士用命、燮也何力之有焉、欒武子見、公曰、子之力也夫、對曰、書也受命於上軍、以命下軍之士、下軍之士用命、書也何力之有焉、

靡笄の戰役に勝ちてかへる、大將（中軍をひきゐる）郤獻子景公に謁見す、公曰く、戰勝は子の功なるかなと、獻子對へて曰く、克や君の命令を以て三軍の士に命じ三軍の士命令を遵守して戰ひ勝ちたるなり、克や何の功か之あらんと、上軍の佐將范文子謁見す、公曰く、戰勝は子の功なるかなと、文子對へて曰く、燮や命令を中軍に受け、以て上軍の士に命じ、上軍の士命令を遵守して戰ひ勝ちたるなり、燮や何の功かこれあらんと、下軍の將欒武子謁見す、公曰く、戰勝は子の功なるかなと、武子對へて曰く、書や命令を上軍に受け、以て下軍の士に命じ、下軍の士命令を遵守して戰ひ勝ちたるなり、書や何の功かこれあらんと、

〔力〕功なり、〔克〕郤獻子の名なり、〔欒武子〕名は書、武子は諡なり、卿にて此の役下軍の將たり、

〇以上第十一章、靡笄の戰役に軍將郤獻子范文子欒武子各、其の功を上下に歸して誇らざりし物語なり、

靡笄之役也、郤獻子伐齊、齊侯來、獻之以得隕命之禮、曰、寡君使克也不腆弊邑之禮爲君之辱、敢歸諸下執政、以慭御人、苗棼皇曰、郤子勇而不知禮、矜其功、而耻國君、其與幾何、

靡笄の戰役に、郤獻子大將となりて齊を伐ち、之れに勝てり、よりて齊の頃公は晉に服し來朝せり、郤子之れを饗し隕命の禮を用ひ、頃公に謂ひて曰く、寡君克

濟南府歷城縣の東北にあり、
○以上第九章、靡笄の戰役に大將郤獻子傷つき弱れるを、其の車の御將張侯之れを慰勵し鼓をうちて進軍を令し、大に勝てる物語なり、

靡笄之役、郤獻子師勝而反、范文子後知、武子曰、燮乎女亦知吾望爾乎、對曰、夫師郤子之師也、其事臧、若先則恐國人之屬耳目於我也、故不敢、武子曰、吾知免矣、

靡笄の戰役に、郤獻子軍勝ちてかへれり、范文子後れて入る、父武子之れを召して曰く、燮よ汝も亦吾が汝を憂へ望むことを知れるかと、蓋し文子は上軍の佐將なれば最先に國に入るべきに、後れて入りたれば、武子心配して問へるなり、文子對へて曰く、夫れ此の度の軍は郤子の軍なり、而して勝てり、吾若し先だちて國に入らば、國人皆吾に耳目を注ぎ第一に吾を稱せん、しかるときは郤子の名譽を損することを恐るるを以て、敢て先づ入らざりし所以なりと、武子曰く、汝に此の心掛あり、吾以て其の咎を免れんことを知れりと、

〔范文子〕此の時上軍の佐將たり、〔女〕汝なり、下の爾も同じ、〔望〕憂へ望むこと、〔師郤子之師也〕晉が齊を伐つに至りしは魯衞が郤子に因りて救を晉に求め、郤子は之れによりて齊に受けたる屈辱（前章を見よ）を雪がんとして、熱心に景公に說き、公之れを許すや、郤子自ら大將となりて中軍をひきゐたり、故に郤子之師といひしなり、〔其事臧〕臧は善なり、其の軍事善しとは戰勝ちしことを言ふ、〔屬〕注なり、ツク又はソヽグと訓む、〔免〕咎を免れんこと、
○以上第十章、靡笄の役の凱旋の時上軍の佐將范文子の謙抑して、後れて入りし物語なり、

靡笄之役、郤獻子見、公曰、子之力也夫、對曰、克也以君命命三軍之士、三軍之士用命、克也

甲冑而効死、戎之政也、病未若死、祇以解志、乃左并轡、右援枹、而鼓之、馬逸不能止、三軍從之、齊師大敗、逐之三周華不注之山、

靡笄の戰役に、郤獻子矢にあたりて傷く、曰く、余が病極れりと、張侯時に車御たり、獻子に謂ひて曰く、三軍の心は此の大將の車にあり、三軍の耳目は此の車に建てたる旗とうつ鼓とにあり、大將の車に退却の旗の立つなく、鼓に退却を命ずる聲なくば、軍は必ず成功せん、吾子之れを忍べ、以て其の病むを言ふべからず、夫れ命を宗廟に受け、脤を社に受けて出征し、甲冑をつけて死を致すは、此れ軍の常則なり、子思へや、子病むも未だ死するに至らず、忍ばざるべからず、若し子病むといはゞ三軍の士まさに其の志を沮喪し如何ともすべからざるに至らんと、乃ち左手に轡を取り、右手に枹をとりて鼓をうち進軍す、馬逸走して止むること能はず、三軍之れに從ひて奮戰し齊の軍大に敗る、晉軍之れを追撃し三たび華不注山をめぐれり、

〔郤獻子傷〕矢にあたりて傷つくこと、〔喙〕儩なり、儩は極なり、キハマルと訓む、〔張侯〕晉の大夫なり、〔三軍之心在此車〕此車は大將の車をいふ、大將の車進めば軍進み車退けば軍退く故にいふ、〔其耳目在於旗鼓〕三軍の士は大將の車にたてたる旗を見、鼓聲をきゝて進退す、故にいふ、〔退表〕表は旗なり、退旗は退却を命ずる信號の旗なり、〔退聲〕退却を命ずる太鼓の音なり、〔集〕成なり成功をいふ、〔受命於廟〕出征の際に必ず君より宗廟にて戒命を受く、故にいふ、〔受脤於社〕脤は社神（地神）に供ふる肉なり、出征の際は社神をまつり其の供肉をうけてゆく、故にいふ、〔戎之政也〕戎は軍なり、軍の政とは猶軍の常則といふが如し、〔未若死〕若は猶至の如し、イタルと訓む、〔祇以解志〕祇は適なり、マサニと訓む、解志とは三軍の士が志を解くことにて、意氣沮喪するをいふ、〔援枹〕援は手許にひきよせて持つこと、枹は太鼓をうつぶち、〔華不注之山〕齊の山名、今の山東省

笄（三禮圖）

○以上第七章、范武子が子文子の不遜を戒め懲らせる物語なり、

靡笄之役、韓獻子將斬人、郤獻子駕將救之、至則既斬之矣、郤獻子請以徇、其僕曰、子不將救之乎、獻子曰、敢不分謗乎、

靡笄の戰役に、軍司馬の韓獻子將に人を斬らんとす、郤獻子車に駕して將に之を救はんとす、蓋し其人罪の赦すべきものに在ればなり、至れば則ち既に之れを斬れり、郤獻子韓獻子に請うて以て斬られたるものを軍中にふれ示して士卒を戒めたり、其の車僕問うて曰く、子は將に之れを救はんとせしにあらずや、しかるに今却つて其の斬を贊するは何ぞやと、郤獻子曰く、吾之れを救はんとして及ばず、事既に此に至る、獨り謗を韓子に蒙らすは我忍びざる所なり、吾敢て謗を分たざらんや、これ吾の此く行へる所以なりと、

〔靡笄之役〕靡笄は齊の山の名、今山東省濟南府歷城縣の南十里にあり、景公卽位の十一年春齊魯を伐ち隆を取る、魯急を衞に告ぐ、衞乃ち魯と救を晉に請ふ、晉公乃ち郤獻子を大將となし韓獻子欒武子を其の將として兵を帥ゐて二國を救ひ齊を伐たしむ、齊と鞍に戰ひ、之れを靡笄山下に破れり、〔徇〕ふれ示すこと、〔僕〕車僕なり、

○以上第八章、靡笄の役に、郤獻子の謗を韓獻子のみに負はさず、自ら之れを分ち負ひし美談なり、

靡笄之役、郤獻子傷、曰、余病喙、張侯御曰、三軍之心在此車、其耳目在於旗鼓、車無退表、鼓無退聲、軍事集矣、吾子忍之、不可以言病、受命於廟、受脤於社、

政の位をゆづり、其の怒を和げ國を亂すなからしめんとし致仕して隱居せる物語なり、

范文子莫退於朝、武子曰、何莫也、對曰、有秦客庾辭於朝、大夫莫之能對也、吾知三焉、武子怒曰、大夫非不能也、讓父兄也、爾童子何知、而三掩人于朝、吾不在晉國、亡無日矣、擊之以杖、折委笄、

范文子おそく朝廷より退出してかへる、父武子問うて曰く、何ぞ退出のおそきやと、文子對へて曰く、秦の使客の朝廷にて隱語するものあり、諸大夫之れに能く對ふるなし、吾其の三事を解き對へたり、故におそしと、武子怒りて曰く、諸大夫對ふること能はざるに非ざるなり、謙遜して長老の人々に讓れるなり、汝童子何をか知らん、しかるに謙遜して長老に讓るを知らず、三たび人の美を朝廷におほへり、此の如き心掛にては、長老を始め諸大夫に蔑み憎まるゝを以て、吾は晉國に居住するを得ず、吾家の亡びんことも亦日なからんと、乃ち杖をとりて之れをうち、委貌冠をやぶり笄を折れり、

〔范文子〕范武子の子名は燮なり、〔莫〕暮に同じ、曰くれておそくの意なり、オソクと訓む、〔秦客〕秦の使客なり、〔庾辭〕隱語なり、かくしことば、なぞ、〔知三〕三事を解したりとの意なり、〔父兄〕父兄の年輩の人、長老をさす、〔三掩人于朝〕隱語の解を長老に讓りて對へしむれば長老の美を成す譯なり、しかるに文子は三事を解したり、故に三たび人の美を朝廷におほひかくし自ら美となすとなり、〔不在晉國〕在は居住なり、〔折委笄〕委は委貌冠、笄は簪なり、頭髮にさすもの、一句の意は委貌冠をやぶり笄を折りたりとなり、

委貌(如皮弁者)(三禮圖)

怒甚矣、不逞於齊、必發諸晉國、不得政何以逞怒、余將致政焉以成其怒、無以內易外也、爾勉從二三子、以承君命、唯敬、乃老、

郤獻子齊に聘す、齊の頃公婦人をして私に之れを觀せしむ、婦人之れを笑へり、蓋し獻子はちんばなるを以てなり、郤獻子大に怒り歸りて齊を伐ち無禮を攻めんことを請ふ、范武子朝廷より退き、家にかへり其の子燮を召して曰く、燮よ吾之れを聞く、人まさに怒れるに我之れをおかし妨ぐれば、必ず害にあふと、夫れ郤子の怒ること甚し、齊を伐ちて其の心を逞くせずば、必ず其の怒を晉國に發して國を亂さんとす、若し彼によき地位をあたへば彼は必ず怒をはらすべし、されど彼れ執政の地位を得ずんば何を以て其の怒を快くはらさん、されば余は將に執政の地位を郤子にゆづり、以て其の怒をはらさし、國內に志を得ざるを以て、更に亂を國外になすことなからしめんとす、汝は勉めて諸卿の人々に從ひて以て君命を奉承し、たゞつゝしみうやまへよと、乃ち執政の地位を辭して隱居せり、

〔郤獻子聘於齊〕景公(成公の子)の八年なり、獻子は晉の卿郤缺の子、名は克なり、謚して獻子といふ、〔頃公〕惠公の子、名は無野なり、〔使婦人觀而笑之〕史記晉世家には頃公の母樓上より觀て之れを笑ふ、然る所以の者は郤克僂なればなりとあり、齊世家には齊夫人をして帷中より之れを觀せしむ、郤克上る、夫人之れを笑ふとあり、其の笑ひし所以は史記には郤克が僂なりし爲といひ、穀梁傳には眇なりし爲といひ、韋注には跛なりし爲といふ、未だ何れが是なるを知らず、〔范武子〕名は會、武子は謚、晉の正卿にて此の時執政なり、〔燮〕武子の子にて謚して文子といふ、〔干人之怒〕人の怒れるを干し妨ぐること、〔毒〕害なり、〔不逞於齊〕齊を伐ち其の怒を快くはらさゞること、〔不得政〕政は政をとる地位執政を指す、〔以內易外〕志を國內に得ざるを以て、更に亂を國外になすことなからしめんの意なり、〔二三子〕諸卿を指す、〔老〕致仕して隱居すること、

〇以上第六章、范武子郤獻子の怒れるを見、之れに執

黑臀而立之、寔爲成公、

靈公暴虐なり、趙宣子しば〳〵諫む、公之れを患へ鉏麑をしてゆきて之を殺さしむ、鉏麑晨に宣子の家に往けば則ち寢殿の門開けたり、内をうかゞへば禮服をつけて將に朝せんとすれども、まだ時早きを以て坐しゝまゝかりねせり、麑之れを見退きて歎じて言ひて曰く、趙孟は敬ひつゝしめるかな、夫れ恭敬の念を忘れざるは社稷の重臣なり、國の重臣を殺すは不忠なり、又君命を受けて之れをすつるも亦不信なり、我は今此に不忠か不信か何れかの名を受けざるべからず、死するに若かずと、宣子の庭の槐樹にふれて死せり、是に於て靈公宣子を招きて醉はしめ將に之れを殺さんとせしが能はず、宣子逃る、其の留守に趙穿公を桃園に攻めて之れを弑す、宣子聞きて直に引き還へし、公子黑臀を周より迎へ之れを立つ、是れを成公となす、

〔鉏麑〕晉の力士なり、〔賊〕殺なり、コロスと訓む、〔寢門〕寢殿の門なり、〔辟〕開なり、ヒラクと訓む、〔盛服〕禮服なり、〔社稷之鎭〕鎭は重なり、重臣をいふ、〔享〕受なり、ウクと訓む、〔一名〕不忠か不信か何れかの一名なり、〔廷〕庭に同じ、〔靈公將殺趙盾不克〕公宣子を招きて酒に醉はしめ其の歸途に兵を伏せ之を殺さんとせしが能はざりしこと、詳細は左傳宣公二年の條に見ゆ、〔趙穿〕晉の大夫にて宣子の從父昆弟なり、〔攻公於桃園〕桃園は園の名、公の此に遊ばれしとき攻めて弑したるなり、〔逆公子黑臀而立之〕逆は迎なり黑臀は文公の子襄公の弟なり、此の時周にあり、宣子は公の己を殺さずんばやまざるを以て、逃げて國境に至りしとき、公が穿に弑せられたるを聞き、急遽國に歸り、諸大夫とはかり、公子黑臀を周より迎へて立てたるなり、〔寔〕是に同じ、

〇以上第五章、靈公無道にして宣子を殺さんとし、宣子逃る、趙穿公を弑す、宣子かへりて成公を迎へ立つる物語なり、

郤獻子聘於齊、齊頃公使婦人觀而笑之、郤獻子怒、歸請伐齊、范武子退自朝曰、燮乎吾聞之、干人之怒、必獲毒焉、夫郤子之

鮑革、大夫華元等とはかりて之れを殺したり、〔不ㇾ脩〕脩は行ふなり、〔懼ㇾ及〕天罰の却て此方に及ばんとするをおそるの意なり、〔太廟〕太祖の廟なり、晉祖唐叔の廟をいふ、〔軍吏〕軍隊監督の吏なり、〔樂正〕軍隊の鐘鼓を司る官なり、〔趙同〕宣子の弟にて大夫なり、〔憚〕懼なり、オドスと訓む、〔陵〕大國を以て小國をしのぐこと、〔錞于〕金錞ともいふ、鼓と相和してうつもの、〔丁寧〕鉦なり一名は鐃といふ、〔儆〕戒なり、〔蹔事〕蹔は猝なり、猝事は猝に不意に出でゝうつことをいふ、〔爲ㇾ君〕君道を尊び明にする爲の意なり、〔旁〕偏なり、アマネクと訓む、〔治兵振旅鳴二鐘鼓一以至二於宋一〕振旅は至二於宋一の下につけて見るべし、治兵は兵を治めとゝのへて出征すること、振旅は出征の兵をとゝのへて凱旋すること、

金錞（三禮圖）

金鐃（三禮圖）

〇以上第四章、趙宣子宋を伐ちて君道を尊び明にし、晉君をして盟主の地位を失はざらしめし物語なり、

靈公虐、趙宣子驟諫、公患ㇾ之、使二鉏麑賊一ㇾ之、晨往、則寢門辟矣、盛服將ㇾ朝、蚤而假寐、麑退歎而言曰、趙孟敬哉、夫不ㇾ忘二恭敬一、社稷之鎭也、賊二國之鎭一不忠、受ㇾ命而廢ㇾ之不信、享二一名於此一、不ㇾ若ㇾ死、觸二廷之槐一而死、靈公將ㇾ殺二趙盾一、不ㇾ克、趙穿攻二公於桃園一、逆二公子

小罪憚之、襲侵之事陵也、是故伐備鐘鼓、聲其罪也、戰以錞于丁寧、儆其民也、襲侵密聲、爲蹔事也、今宋人殺其君、罪莫大焉、明聲之、猶恐其不聞也、吾備鐘鼓爲君故也、乃使旁告於諸侯、治兵振旅、鳴鐘鼓、以至於宋、

宋人其の君昭公を殺す、趙宣子師を靈公に請ひて以て宋を伐たんとす、公曰く、是れ晉國の急にする所に非ずと、宣子對へて曰く、大なるものは天地、其の次は君臣、之れをして各其の所を得せしむるは、教訓を明にする所以なり、今宋人其の君を殺せり、是れ天地の公道に反きて民の守るべき法則に逆ふものなり、天必ず之れを誅せん、晉諸侯の盟主となりて、天に代りて其の罰を行はずば、將に却て天罰の我に及ばんことを懼る、故に請ふと、公之れを許す、宣子乃ち太廟に奉告して命令を發し、軍吏を召し、樂正を戒め、三軍の用ふる鐘鼓を各軍に必ず備へしむ、趙同宣子に問うて曰く、今や國に大事あり、しかるに民を鎭撫することをなさずして、鐘鼓を備ふるを勉むるは何ぞやと、宣子曰く、大罪のものは之れを征伐し、小罪のものは、之れをおどす、或は襲ひ或は侵す事は大國を以て小國を陵ぐものなり、是の故に征伐に鐘鼓を備ふるは其の罪を聲らし明にするなり、戰爭に錞于及鉦を用ふるは其の民を戒飾するなり、襲ひ又は侵すときに其の聲明を秘密にするは、俄に不意に出づる事を爲して功を修めんと欲すればなり、今宋人其の君を殺す、罪これより大なるものなし、明に之れをならして之れをせむるも、猶其の聞えざらんことを恐るゝなり、吾鐘鼓を備ふるは、之れを打ちて進軍し、以て君道を尊び明にし、宋人を懲らし教へんが爲の故なりと、乃ちあまねく諸侯に告げしめ、兵を治めとゝのへて出で、鐘鼓をならして以て宋を征伐して之れを懲らし、振旅せり、

〔宋人殺昭公〕靈公卽位の十年なり、昭公は宋の成公の子、名は杵臼なり、昭公無道なりしかば公の弟

つくせり、汝之れを勉めよ、苟も志を改めずして此の行に從はゞ、將來我晉國に臨みて帥長とならんものは汝にあらずして其れ誰ぞやと、乃ち諸大夫を召し之れに告げて曰く、諸君以て我を賀すべし、吾厥を擧げ用ひてあたれり、吾乃今日罪を君に免れしことを知れりと、

〔趙宣子〕趙衰の長子なり、名は盾、宣子は謚なり正卿にて國政を執れり、賢名あり、孔子も其の人物を稱せり、〔韓獻子〕名は厥、獻子は謚なり、晉の大夫にて韓簡の孫に當る、〔靈公〕襄公の子、名は夷皐、暴なり、大夫趙穿の爲に弑せらる、〔司馬〕軍司馬なり、軍の刑罰を掌る、〔河曲之役〕靈公即位の六年秦が晉を伐ちて河曲に戰ひたる役をいふ、河曲は晉の地、今の山西省蒲州府蒲坂縣にあり、〔趙孟〕宣子なり、趙氏は世々孟と稱す、〔干行〕干は犯なり、行は軍列なり、〔韓厥〕厥は即ち獻子の名なり、〔不レ沒〕身を全うせずの意なり、〔其主〕宣子を指す、〔莫〕暮に同じ、〔戮二其車一〕車は車僕即ち車の御者なり、〔周〕忠信なり、〔擧レ義〕義は義の人を指す、〔不レ能〕其の職務をつくす能はざると、〔以レ是〕是は以二乘車一干レ行ことを指す、〔是行〕軍律を守りて軍列を犯したるものを戮したる行を指す、〔臨長〕長は帥なり、帥長は猶宰相大將といふが如し、

○以上第三章、趙宣子韓獻子を擧げて之れを試み、其の職を果行せるを喜びて諸大夫に告げる美談なり、

宋人殺二昭公一、趙宣子請二師於靈公一以伐レ宋、公曰、非二晉國之急一也、對曰、大者天地、其次君臣、所二以爲一レ明訓也、今宋人殺二其君一、是反二天地一而逆二民則一也、天必誅焉、晉爲二盟主一、而不レ脩二天罰一、將レ懼レ及焉、公許レ之、乃發二令於大廟一、召二軍吏一而戒二樂正一、令二三軍之鐘鼓必備一、趙同曰、國有二大役一、不レ鎭二撫民一而備二鐘鼓一何也、宣子曰、大罪伐レ之、

趙宣子言韓獻子於靈公、以爲司馬、河曲之役、趙孟使人以其乘車干行、獻子執而戮之、衆咸曰、韓厥必不沒矣、其主朝升之、而莫戮其車、其誰安之、宣子召而禮之曰、吾聞事君者、比而不黨、夫周以擧義比也、擧以其私黨也、夫軍事無犯、犯而不隱義也、吾言汝於君、懼汝不能也、擧而不能、黨孰大焉、事君而黨、吾何以從政、吾故以是觀汝、汝勉之、苟從是行也、臨長晉國者、非汝其誰、皆告諸大夫曰、二三子可以賀我矣、吾擧厥也而中、吾乃今知免於罪矣、

趙宣子韓獻子を靈公に推薦して以て軍の司馬となせり、河曲の役に、宣子人をして其の乘車を以て軍列を犯さしめたり、獻子とらへて之れを戮せり、衆みな曰く、韓厥は必ず身を全うするを得ざらん、其の主朝に己を軍司馬にのぼせて、暮に其の主の車僕を戮す、其れ誰か之れに安んぜんと、宣子獻子を召し之れを禮して曰く、吾きく君に事ふるものは比して黨せずと、忠信にして以て義の人を擧げ用ふるを比といふなり、人を擧げ用ふるに其の己に私するものをもつてするを黨といふなり、夫れ軍事は侵犯さるゝことなし、侵犯されて之れを隱さず處分するは是れ義なり、吾この度汝を君に推薦したれども、汝が職を盡す能はざらんことを恐れたり、若し汝を擧げ用ひて汝職を盡くす能はずば、我黨を行ふ孰か是れより大ならん、是れより大なる黨はなきなり、君に事へて黨を行へば吾何を以て政に從ふを得ん、吾故に是の擧を以て汝の能否を試みたり、しかるに汝は能く其の職に

ら其の材能を高しとなし、行德義に本づかずして人をしのぎをかす、此の如きは衆怨のあつる所となる、故に吾之れに從はば未だ其の利を得ずして其の災難にかゝりて身の破滅とならんことを懼る、是の故に分れて去れりと、果して其の後一年にして乃ち賈季の亂あり、陽子之れに死せり、

〔如レ衞〕君命によりて衞に聘すること、〔甯〕晉の邑の名、今の河南省懷慶府修武縣の東にあり、〔逆旅〕旅館なり、〔甯嬴氏〕甯は邑名、嬴は旅館の主人の姓なり、〔擧〕起なり、タツと訓む、〔及レ山〕山は溫山なり、今河南省懷慶府溫縣の西南三十里にあり、〔其懷也〕懷は居を懷ふこと、〔機〕樞機なり、樞は門戶を開閉する所以にしてくるゝなり、機は弩の張弛する所以にして弩の引き金なり、由りて物のかなめの義に用ふ、〔爲レ情〕情を生ずること、〔成二於中一〕中は心を指す、〔身之文也〕文は飾なり、〔合〕外貌と情と言と一致すること、〔釁〕隙なり、間隙なり、〔貌濟〕濟は成なり、完成なり、ととのふ義なり、〔其言匱〕匱は乏なり、其の言乏しとは言足らざることにて、ととのはざるをいふ、〔外彊レ之〕彊は强に同じ、强ひてととのふること、〔中外易〕易は異なり、中情と外貌と相異なること明白に現はること、〔類〕合なり、アフと訓む、〔瀆〕輕なり、カロンズと訓む、〔歷レ時〕歷は相なり、相は視なり、ミルと訓む、〔譿〕聽敏にして智謀多きこと、〔以濟蓋也〕聽敏にして智謀に富むを以て外貌をとゝのへて其の所をおほひかくせりとなり、〔主レ能〕主は尙なり、尙は高なり、高レ能とは己が才能を高しとすると、〔不レ本而犯〕不レ本は德義に本づかぬこと、犯は人をしのぎ犯すこと、〔期年〕一年なり、〔有二賈季之難一陽子死レ之〕賈季は狐偃の子射姑なり、賈邑を食み字を季と稱す、故に賈季といふ、襄公(文公の子)卽位の七年に父文公の作りし新上下軍を廢して舊制に復し三軍とす、射姑を中軍の將とし趙盾(次章を見よ)を其の佐將とす、陽處父の衞より歸るや、公に言し趙盾を中軍の將とし、射姑を其の佐將にさぐ、射姑之れを怨み、一族の狐鞫居をして處父を殺さしめ、自らは翟に奔れり、

○以上第二章、甯邑の旅館の主人嬴氏陽處父の人と爲りを見て、其の終をよくせざるを豫言し、中れる物語なり、

也、若中不濟而外彊之、其卒將復中外易矣、若外內類、而言反之、瀆其信也、夫言以昭信、奉之如機、歷時而發之、胡可瀆也、今陽子之情譓矣、以濟蓋也、且剛主能、不本而犯、怨之所聚也、吾懼未獲其利而及其難、是故去之、期年乃有賈季之難、陽子死之、

陽處父衛にゆき、反るとき甯邑を過ぎ、旅館の甯嬴氏にやどる、嬴氏其の妻に謂ひて曰く、吾君子の人を求むること久し、乃ち今之を得たりと、起ちて陽子に從ひて行く、陽子みち〳〵之れと語る、嬴氏溫山まで從ひ行きて引き還せり、其の妻曰く、子は求むる所の君子を得て之れに從ひゆかずしてかへれるは何ぞ、其れ居を懷へるかと、嬴氏曰く、否、吾陽子の外貌を見て之れを好み、其の言をきゝて之れを惡めり、夫れ外貌は情の華なり、言は外貌の樞機なり、人は身ありて情を生じ、情は心に成る、言は身の飾なり、言は身の飾りとして之れを情より發するを以て、外貌と中情と言との三者は相離るべからず、三者相一致して而して後に事行はる、三者分離するときは則ち行に隙ありて失敗するものなり、今陽子の外貌はとゝのへども、其の言は之れにかなはず、されば其の外貌のとゝのへるも實にとゝのへるに非ずして虛飾なり、若し中情とゝのはずして外貌を强ひてとゝのふれば、其れ卒には將に中情と外貌と相異なりて、虛飾の馬脚を現はし、又如何ともす能はざるに至らんとす、又若し外貌と中情と合ひて而も言の之れに反するは、其の信義を輕んずるものなり、夫れ言は以て信義を明はし示すものなり、故に言を奉持することは恰も樞機の如く、詳察熟慮し時をみて而して之れを發するものなり、なんぞ輕んずべけんや、今陽子の中情は聰敏にして智謀多し、之れを以て外貌をとゝのへて其の短所をおほひかくせり、其の性は剛直にして自

親ら管敬子を擧用せり、管敬子は其の賊なりきと、公曰く、子何を以て其の賢なることを知るやと、臼季對へて曰く臣は彼が其の敬を忘れざることを見たり、夫れ敬とは德を敬ひつゝしむことなり、德を敬ひつつしみて以て事にのぞまば、其れ何ぞ成らざることあらんやと、公乃ち缺を見、下軍の大夫たらしむ、

〔舍〕やどること、〔冀野〕冀は邑の名、今の山西省平陽府河津縣の東界にあり、郊外を野といふ、〔耨〕耕して草を除去すること、クサギルと訓む、〔饁〕野に食をおくること、オクルと訓む、〔其父有レ辠〕辠は罪なり、冀芮公を弑せんとはかり公宮をやく（前編に出づ）秦伯誘ひて之れを殺す、故にいふ、〔國之良也〕國は國士、良は俊良なり、〔滅二其前惡一〕滅は問はざること、前惡は前人（父を指す）の惡なり、〔殛レ鯀〕殛は誅なり、コロスと訓む、鯀洪水を治めて成らず、舜之れを羽山に放ち殛せり、〔興レ禹〕興は起し用ふること、〔今君之所レ聞也〕下句齊桓の句にかゝる、〔管敬子〕敬子は管仲の謚なり、〔其賊也〕管仲は桓公と公子糾との戰に桓公を射て傷つく、（齊語を見よ）故にいふ、〔敬德之恪也〕恪は敬ひつゝしむこと、一句の意は敬とは德を敬ひつゝしむことなりとなり、〔下軍大夫〕下軍の將校なり、大夫之れをつとむるを以ていふ、

○以上第一章、臼季冀缺の賢を知りて之れをすゝめ、公其の父の罪を問はずして用ひたる物語なり、

陽處父如レ衛、反過レ甯、舍二於逆旅甯嬴氏一、嬴謂二其妻一曰、吾求二君子一久矣、乃今得レ之、擧而從レ之、陽子道與レ之語、及レ山而還、其妻曰、子得レ所レ求而不レ從レ之、何其懷也、曰、吾見二其貌一而欲レ之、聞二其言一而惡レ之、夫貌情之華也、言貌之機也、身爲レ情、成二於中一、言身之文也、言文而發レ之、合而後行、離則有レ釁、今陽子之貌濟、其言匱、非二其實一

を逐ひ出すをいふ、城濮の役と同じ年なり、〔伯〕霸に同じ、

○以上第十四章、文公の霸業は子犯の内助の功多きに居る物語なり、

卷第十一

晉語五

本編は文、襄、靈、景、厲五公間の物語なり、凡て十四章あり、

臼季使舍於冀野、冀缺耨、其妻饁之、敬相待如賓、從而問之、冀芮之子也、與之歸、既復命而進之曰、臣得賢人、敢以告、文公曰、其父有罪、可乎、對曰、國之良也、滅其前惡、是故舜之刑也殛鯀、其擧也興禹、今君之所聞也、齊桓親擧管敬子、其賊也、公曰、子何以知其賢也、對曰、臣見其不忘敬也、夫敬德之恪也、恪於德以臨事、其何不濟、公見之、使為下軍大夫、

臼季使して冀野に舍れり、時に冀缺耕してくさぎれり、其の妻之れに食をおくるに、夫婦互に敬して相待遇すること恰も賓客の如し、臼季之れを怪み就て之れを問へば冀芮の子なり、連れてともに歸る、既にして文公に復命し、缺を推擧して曰く、臣此の賢人を得たり、敢て以て君に告ぐと、文公曰く、其の父罪あり、用ひて可ならんかと、臼季對て曰く、彼は國士の俊良なり、其の前人の惡を問はずして用ひよ、古より此の例あり、是の故に舜の刑を施すや主に鯀を殺し、其の賢を用ひるや鯀の子禹を擧げたり、こは古のことなれども、今君見聞する所をあぐれば、彼の齊の桓公は

信、乃伐レ原、曰可矣乎、對曰、民未
知レ禮、盍大蒐備レ師尙レ禮以示レ之、
乃大蒐二於被廬一作二三軍一、使下郤縠
將二中軍一以爲中大政上、郤溱佐レ之、子
犯曰、可矣、遂伐二曹衞一、出二穀戍一、釋二
宋圍一、敗二楚師於城濮一、於レ是乎遂
伯、

文公位に卽きて二年、其の民を用ひて征討に從はんとす、子犯曰く不可なり、民未だ上を尊ぶの義を知らず、なんぞ亂を避けて他邦にある天子を周に納れ以て民に上を尊ぶの義を示さゞるやと、公乃ち周室の、亂を平げて襄王を周の宮城に納る、公子犯に問うて曰く、民を征討に用ひて可ならんかと、子犯對へて曰く、不可なり、民未だ信の重んずべきを知らず、なんぞ原を伐ちて以て之れに信の重んずべきを示さゞるやと、公乃ち原を伐つ、公又子犯に問うて曰く、民を征討に用ひて可ならんかと、子犯對へて曰く、民未だ禮の重んずべきを知らず、なんぞ大に蒐獵して軍を備へ禮を尊び以て之れに示さゞるやと、公乃ち大に被廬に蒐獵し三軍を作り、郤縠を中軍に將とし以て國政を掌らしむ、郤溱之れに佐將たり、是に於て子犯曰く、民既に義と信と禮とを知る、以て之れを征討に用ひて可なりと、公乃ち師をおこし、曹衞を伐ち、齊を救ひて穀に屯する楚の戍卒を逐ひ出し、宋の圍を釋き、楚軍を城濮に敗れり、是に於てか遂に諸侯の霸となれり、

〔用二其民一〕用は征討に用ふること、〔盍納二天子一云云〕〔伐レ原云云〕〔伐二曹衞一〕〔釋二宋圍一云云〕以上皆前章を見よ、〔備レ軍〕軍を治めとゝのふること、〔尙レ禮〕尙は尊なり、軍は尊卑の別を明にし威儀を習ふを以てしかいふ、〔被廬〕晉の地名、〔三軍〕上中下の三軍なり、〔郤縠將二中軍一〕趙衰の推薦によること前章に見ゆ、〔大政〕國政なり、〔郤溱〕晉の大夫にて郤縠と一族なり、〔出二穀戍一〕穀は齊の地名、今の山東省兗州府東阿縣にあり、楚齊を伐ちて穀を取り申公叔侯をして之れを戍らしむ、公乃ち齊を助け楚を伐ち其の戍卒

て曰く、辛甲は故殷の臣にて紂に事ふ、蓋し七十五諫して聽かれず、去りて周に至る、召公與に語りて之を賢とし、文王に告ぐ、文王親自ら之を迎へ以て公卿と爲し、長子(地名)に封ずとあり、尹は尹佚なり太史に官す、故に又史佚と稱す、賢史の稱あり、〔周召畢榮〕周は周文公、召は召康公、畢は畢公、榮は榮公なり皆一族又は隨從の賢諸侯なり、〔億寧〕二字共に安なり、やすんずること、〔柔和〕柔も亦安なり、〔惠於宗公〕惠は順なり、シタガフと訓む、宗公は大臣なり、〔罔時恫〕罔は無なり、ナシと訓む、恫は痛なり、怨痛なり、〔胡爲〕何すれぞ益なからんや、益ありの意なり、〔文〕文敎なり、猶單に敎といふが如し、〔八疾〕前述の籧篨、戚施、僬僥、侏儒、矇瞍、嚚瘖、聾聵、僮昏を指す、〔官師〕師は長なり、〔所材〕材は器使なり、器具の如く使用すること、〔直鎛〕直は主なり、ツカサドルと訓む、鎛は鐘なり、鐘を擊つことを掌ること、〔蒙璆〕蒙は戴なり、イタヾクと訓む、璆は玉磬(周語下に圖出づ)なり、はとむねは俯すこと能はざる故に磬をいただかしむるなり、〔扶盧〕扶は緣なり、ヨルと訓む、盧は矛戟の柄なり、ほこの柄に緣りて戲をなすこと、〔修聲〕音聲を修むること、歌樂を學ぶことをいふ、めくらは目なきも音聲に於ては審なり、故に之れを修めしむるなり、〔聾聵司火〕つんぼは耳聞ゆることなきも視力に於ては則ち審なり、故に火を修めしむるなり、〔實裔土〕實は一處に住居さすこと、裔土は邊鄙の地をいふ、〔能質〕才能性質なり、〔利之〕利は利導なり、〔原〕源に同じ、〔印〕仰に同じ、アフグと訓む、〔浦〕大水の別に通流するもの、卽ち支流なり、

○以上第十三章、文公胥臣に公子讙の師傅として陽處父は如何と問ひ、胥臣敎は敎へらるゝ者の性質才能如何にありて、敎ふる者はたゞ之れを利導するに過ぎざるものなることを言ひて、暗に其の不適任なることを諷したる物語なり、

文公卽位二年、欲用其民、子犯曰、民未知義、盍納天子以示之義、乃納襄王於周、公曰可矣乎、對曰、民未知信、盍伐原以示之

す、〔傅〕もりやくなり、〔讙〕文公の子襄公の名なり、〔善ㇾ之乎〕補導して善くすることと出來ようかの意なり、〔是在ㇾ讙〕是れ讙の心掛次第にて善くも惡しくもなるなり、〔籧篨〕胸のはれ出でて俯すべからざる疾、はとむね、〔俛〕俯すこと、〔戚施〕僂人なり、せむし、〔僬僥〕一寸法師よりまだ小なるもの、魯語に僬僥氏長三尺とあり、我現今の尺に直ほせば二尺內外なり、〔擧〕高き處に物をあぐること、〔侏儒〕一寸法師なり、〔援〕高き處より物をひきとること、〔矇瞍〕眸子ありて見えざるを矇と曰ひ、眸子なきを瞍と曰ふ、故に二字にてめくらの義なり、〔嚚瘖〕二字共に言ふ能はざる疾、おしなり、〔聾聵〕五音の和を別たざるを聾と曰ひ、生れながら耳の聞えざるを聵と曰ふ、故に二字にてつんぼの義なり、〔僮昏〕僮は無智、昏は闇亂なり、故に二字にて愚蒙の義なり、〔質〕性質なり、〔贊ㇾ之〕贊は補導なり、〔濟〕成なり、才德成就すること、〔違質〕不善の性質なり、〔敎將ㇾ不ㇾ入〕入は心に入ること、〔大妊〕周の王季の妃なり、〔不ㇾ變〕身變動せざること、異常なきをいふ、〔少溲〕溲は便なり、少便は小便に同じ、〔豕牢〕厠なり、〔病〕病痛なり、〔敬友〕兄弟に對して善く盡すを友といふ、〔二虢〕文王の弟虢仲と虢叔となり、〔二蔡〕韋註に二蔡文王子、管叔初亦爲ㇾ蔡とあれども、諸家皆疑うて然らずとなす、何となれば文王の子は此の外に武王、周公の如き賢なるものあれば、此の二人のみを只管愛するといふ理由なければなり、然らば二蔡は一族中の人なるべしといふ、〔刑〕法なり、ノットルと訓む、自ら手本となりて法を示し化すること、〔大姒〕文王の妃なり、〔比〕親なり、シタシムと訓む、〔諸弟〕一族中の己より年下の者の總稱、〔詩云〕詩經大雅思齊の篇なり、下句に引ける詩も同篇なり、共に其の第二章の句なり、〔寡妻〕適妻（本妻）なり、〔御〕治なり、ヲサムと訓む、〔詢〕謀なり、ハカルと訓む、下句の咨、度、諏、訪の四字皆同じ、〔八虞〕韋註に八虞周八士、皆任ニ虞官ニ（山澤を掌る官）、伯達、伯适、仲突、仲忽、叔夜、叔夏、季隨、季騧とあれ共其の人名に就きては古來疑を挾む者少からず、〔閎夭〕周の賢臣にて周室一統の業に就きては太公望、周公につぐ功ある人なり、〔南宮〕南宮适なり、亦賢臣なり、〔蔡原〕蔡公原公なり、當時の賢諸侯なるべし、〔辛尹〕辛は辛甲なり、史記周本紀集解に劉向別錄を引き

も其の敎心に入らざらんとす、此の如くんば其れ何ぞ善を爲さんや、臣之れを聞く昔し周の王季の妃大妊、娠みて身に異常なく、厠に小便するが如くいと容易く文王を生み得て、病痛を覺えざりき、文王は生れながら性質善美にして身を修め德をみがきたれば、母に在りては母憂苦せず、もりやくに在りてはもりやく勤め苦しまず、師に於ては師煩しからず、父王に事へては父王怒らず、二虢を敬ひ愛しみ、二蔡を惠み愛しみ、自ら妃大姒の手本となりて之れを德化し、同族の年下の者を親しめり、故に詩に之れを歌ひて曰く、文王は自ら本妻の手本となりて之れを德化し、其れより兄弟を感化し、以て家邦を治むと、文王德既に成るも自ら安んぜず、四方の賢良の臣を用ひて自ら輔けたり、其の父王の後を受けて位に卽くに及びては、八虞、二虢、閎夭、南宮适、蔡公、原公、辛甲、尹佚の諸賢にとひはかり、其の上に周、召、畢、榮の四公に相談し、以て百神を安んじ萬民を安んじ和げたり、故に詩に歌うて曰く、文王は政をなすに大臣に諮詢し之に從ひて行ふを以て公平なり、故に鬼神も嘉みして毫も怨み痛むことなしと、是れ則ち文王は專ら師傅の敎誨の力に由り才德を成就せるに非ず、自ら勉めて成就したるなりと、公曰く、然らば則ち敎は益なきかと、胥臣對へて曰く、何すれぞ益なからん、文敎は其の善き性質をますく善く美しくす、故に人は生れて學ぶ、學問によるに非ざれば道に入り性質をよくする能はず、敎は廢すべからざるなりと、公曰く、かの八疾の者は敎ふべからずといひしが、そは如何にするかと、胥臣對へて曰く、此れ等のものは官長が器使する所なり、卽ちせむしは鐘をうつことを主り、はとむねは玉磬を戴くことをなし、一寸法師は矛戟の柄に緣りて戲をなし、めくらは音聲を修め、つんぼは火を司る、愚者、おし、一寸法師より低く小さき者に至りては、官長の器使する能はざる所なり、以て邊鄙の地に遠ざけ居くなり、夫れ敎は習學する者の體の才能性質に因りて、之れを宜しき樣に導くものなり、たとへば川の若く然り、泉源あり更に多くの枝流の水を仰ぎ之れを受けて然る後大となるなり、人も善き才能性質あり、敎によりて之れを開發して大となるなり、

〔陽處父〕晉の大夫なり、後賈季に殺さる、後篇に解

寡妻、至於兄弟、以御於家邦、於是乎、用四方之賢良、及其卽位、詢於八虞、而咨於二虢、度於閎夭、而謀于南宮、諏于蔡原、而訪于辛尹、重之以周召畢榮、億寧百神、而柔和萬民、故詩曰、惠於宗公、神罔時恫、是則文王非專教誨之力也、公曰、然則教無益乎、對曰、胡爲、文益其質、故人生而學、非學不入、公曰、奈夫八疾何、對曰、官師之所材也、戚施直鎛、籧篨蒙璆、侏儒扶盧、矇瞍修聲、聾聵司火、僮昏嚚瘖僬僥官師所不材也、以實裔土、夫教因體能質而利之者也、若川然、有原以卬浦而後大、

文公胥臣に問うて曰く、吾陽處父をして我子讙にもりやくたらしめて之れを教誨せんとす、陽子は其れ能く讙を善くせんかと、胥臣陽子の適任に非るを知れども之れを直言するを憚る、是に於て諷意を以て對へて曰く、是れ讙の心次第にて善くなり又惡しくもなるなり、左に其の理由を申上げん、はとむねの人はうつむかしむべからず、せむしの人は仰がしむべからず、一寸法師よりも猶ひくきものは物を高き處にあげしむべからず、一寸法師は物を高き所よりとらしむべからず、めくらは物を視せしむべからず、おしは物を言はしむべからず、つんぼは物をきかしむべからず、愚者は事を謀らしむべからず、此れ等は先天的の不具者なれば敎誨すべからざるものなり、されば普通のものにて性質もし善にして賢良の人之れを輔導せば、則ち賢明の才德の成就すること、立ちながらにして待つべし、若し不善の性質ならば、敎ふと

能者〔二〕才能者をして實行せしむること、〔愈〕勝なり、マサルと訓む、

○以上第十一章、臼季文公を諫め勸めたる物語なり、

文公問於郭偃曰、始也吾以國爲易、今也難、對曰、君以爲易、其難也將至矣、君以爲難、其易也將至矣、

文公郭偃に問うて曰く、始めや吾國を以て治め易しと爲せり、しかるに今や治め難し、如何せば可ならんかと、郭偃對へて曰く、君以て何事も爲し易しとすれば輕侮の念起る、輕侮の念起らば怠る、怠らば其の難きこと至らんとす、之れに反し、君以て爲し難しとすれば愼みて勉む、愼みて勉むれば其の易きこと將に至らんとす、君何ぞ患へん、愼み勉めんのみと、

〔郭偃〕晉大夫なり、前に出づ、

○以上第十二章郭偃文公を諫め勸めたる物語なり、

文公問胥臣曰、吾欲使陽處父傅讙也而敎誨之、其能善之乎、對曰、是在讙也、籧篨不可使俛、戚施不可使仰、僬僥不可使擧、侏儒不可使援、矇瞍不可使視、嚚瘖不可使言、聾聵不可使聽、僮昏不可使謀、質將善而賢良贊之、則濟可竢也、若有違質、敎將不入、其何善之爲、臣聞、昔者大任娠文王不變、少溲于豕牢、而得文王、不加病焉、文王在母不憂、在傅弗勤、處師弗煩、事王不怒、敬友二虢、而惠慈二蔡、刑于大姒、比于諸弟、詩云、刑于

なりと、乃ち趙衰の故を以て淸原に蒐獮して治兵するとき五軍を作り、趙衰して新上軍に將たらしめ、箕鄭之れに佐たり、胥嬰新下軍に將として先都之れに佐たり、狐偃卒す、先且居佐將を請ふ、公曰く、趙衰三たび讓りて義を失はず、讓るは賢人を推擧するなり、義を失はざるは德を廣大にするなり、德廣大に賢人至らば國何の患かあらん、請ふ衰をして子に從はしめんと、乃ち趙衰をして上軍の佐將たらしむ、

〔原季〕趙衰なり原邑の大夫たり、故に原と稱す、季は兄弟の次序なり、〔三德者偃之出也〕三德は襄王を周に納れて民に義を示すと、原を伐ちて民に信を示すと、（以上前章を見よ）大に蒐獮して民に禮を示すと（下章にあり）なり、此は狐偃の謀りて公にすゝむる所なり、故に偃之出也といふ、〔紀レ民〕紀は治なり、〔其章〕章は著なり、功の著大なること、〔毛之知〕毛は偃の兄狐毛なり、〔齒〕年齒なり、〔城濮之役〕公が楚將子玉を城濮に破りたる戰役なり、前章を見よ、〔先且居〕先軫の子なり、〔軍伐〕伐は功なり、〔善レ君〕道を以て善く君に事へ力をつくすこと、〔能ニ其官一〕能く其の官職を治めて治績あること、〔臣之倫〕倫は輩なり、同輩なり、〔胥嬰、先都〕共に晉の大夫なり、〔三讓〕欒枝と狐偃と先且居とに讓りしことを指す、〔作ニ五軍一〕上中下三軍の外に新に上下二軍を作るをいふ、〔蒲城伯〕先且居なり、蒲城の邑を食む、故にいふ、〔佐ニ上軍一〕上軍の佐將は新上軍の將より上位なり、故に衰を此の地位に据ゑしなり、

○以上第十章、趙衰謙讓にして賢をすゝめ公之れを嘉みし優遇せる物語なり、

文公學ニ讀書於臼季ニ三日、曰、吾不能行也咫、聞則多矣、對曰、然而多聞以待ニ能者、不猶愈乎、

文公讀書を臼季に學ぶこと三日、曰く、吾不能にして行ふこと少く、聞くことのみは則ち多し、如何せんと、臼季對へて曰く、然れども君多く聞きて自ら行ふ能はざるも、才能者を待ち命じて之れを行はしむれば、猶君が之れを行ふが如し、猶學ばざるにまさること萬々ならずやと、

〔臼季〕胥臣なり、〔咫〕少なり、スクナシと訓む、〔待ニ

之、辭曰、城濮之役、先且居之佐軍也善、軍伐有賞、善君有賞、能其官有賞、且居有三賞、不可廢也、且臣之倫、箕鄭、胥嬰、先都在、乃使先且居將上軍、公曰、趙衰三讓、其所讓皆社稷之衛也、廢讓是廢德也、以趙衰之故、蒐於清原作五軍、使趙衰將新上軍、箕鄭佐之、胥嬰將新下軍、先都佐之、子犯卒、蒲城伯請佐、公曰、趙衰三讓不失義、讓推賢也、義廣德也、德廣賢至、有何患矣、請令衰從子、乃使趙衰佐上軍、

公趙衰をして次卿と爲らしむ、趙衰辭して曰く、夫の君の得たる三德は狐偃より出でたり、德を以て民を治むるは其の功の著しく大なるものなり、廢つべからざるなり、君其れ偃を以て之れと爲せよ、公乃ち狐偃をして次卿とならしむ、偃辭して曰く、臣の兄毛の智は臣より賢り其の年齒又臣より長ぜり、而して毛や位にあらず、又兄を措いて弟の出づるは禮にそむけり、敢て命をきかずと、公乃ち狐毛をして次卿となし、上軍に將たらしむ、狐偃之れに佐將たり、狐毛卒す、公趙衰をして之れに代り上軍に將たらしむ、趙衰辭して曰く、城濮の役に先且居の軍に佐將たるや、善く軍を治めて功ありき、夫れ軍功あるものは賞あり、道を以て善く君に事ふるものは賞あり、能く其の官職を治めて過誤なきものは賞あり、且居には其の三賞を得る功績あり、廢てゝ用ひざることあるべからず、君且居を將とせよ、且つ臣の同輩には、箕鄭、胥嬰、先都の三大夫あり、先づ之れを用ひよと、公乃ち先且居をして上軍に將たらしむ、公曰く、趙衰三たび位を讓れり、其の讓る所の人は皆社稷を衞るの良臣なり、此の謙讓の人を廢てゝ用ひざるは是れ德をすつるもの

胥臣多聞、皆可以爲輔、臣弗若也、乃使欒枝將下軍、先軫佐之、取五鹿先軫之謀也、郤穀卒、使先軫代之、胥臣佐下軍、

公上卿に任ずべきものを趙衰に問ふ、趙衰對へて曰く、郤穀可なり、穀や行年五十、學を守ることます〱厚し、夫れ先王の法志は德義の府藏なり、德義は生民の本なり、此の法志を學びて德義を守ること厚きものは百姓を忘れず、能く之れを安んじ治むるものなり、穀是れなり、請ふ穀をして上卿たらしめよと、公之れに從ふ、公趙衰をして次卿と爲らしむ、趙衰辭して曰く、欒枝は貞正謹愼に、先軫は謀計に富み、胥臣は博聞多識なり、皆以て君の輔佐と爲すべし、臣は若かざるなり、請ふ三子を擇べと、公乃ち欒枝をして下軍に將たらしめ、先軫之れに佐將たらしむ、楚衞曹を帥ゐて宋を圍みしとき衞を伐ち五鹿を取りしは先軫の謀なり、故に郤穀卒するや先軫をして之れに代らしめ、胥臣を以て先軫の代即ち下軍の佐將とせり、

〔元帥〕上卿なり、中軍を帥ゐる、中軍の將は將位の最上級なり、〔郤穀〕晉の大夫なり、〔行年〕行は歷なり、歷年は此れまで歷來りたる年なり、〔惇〕厚なり、〔法志〕典法の書なり、〔爲卿〕卿は次卿なり、〔欒枝〕晉の大夫なり、〔胥臣〕前に見えたる司空季子なり、〔取五鹿〕五鹿は衞の地、楚衞曹を帥ゐて宋を圍みしとき(前章を見よ)公衞曹を伐ちて楚をして宋の圍をとかしむ、此の時衞の五鹿城をとれり、

○以上第九章、趙衰謙讓人をすゝめて自ら下りたる美談なり、

公使原季爲卿、辭曰、夫三德者偃之出也、以德紀民、其章大矣、不可廢也、使狐偃爲卿、辭曰、毛之知賢於臣、其齒又長、毛也不在位、不敢聞命、乃使狐毛將上軍、狐偃佐之、狐毛卒、使趙衰代

對へて曰く、君の心信實なれば、則ち百官爲す所の善惡分明に知らるゝを以て、賞罰あやまらず、名分信實に正しければ、則ち上下各其の分を守りて犯さず、號令信實なれば、則ち士民信じ守りてたがはず力をつくすを以て、時に失廢の事功なし、事業に信實なる時は、則ち士民其の意を體し、信實に事業に從ひ次第ありて亂れず、是の今の時に當り君之れを示し、民君の心の信實に止まるを知らば、己貧なりと雖君己を餓死するに至らしめざるを知るを以て毫も疑懼せず、爭うて其の所藏を出して相振救すること、恰も之れを家に取り入るゝが如く易く思ふならん、かゝるときは民何の乏しきことかこれあらんやと、公其の言を嘉みし、箕邑を治めしむ、淸原に蒐獵するに及びて新上軍の佐將たらしめたり、

〔箕鄭〕晉の大夫なり、〔信二於名一〕名は名分なり、〔美惡不レ踰〕美惡は善惡なり、百官の善惡をいふ、〔不レ踰〕は賞罰あやまらざることを指す、〔廢功〕失廢の事功なり、〔有レ業〕業は次第なり、〔於レ是乎〕是の今の時に當りの意なり、〔不レ懼〕懼は疑ひ懼るゝこと、〔藏出如レ入〕各其の所藏を出して相振救すること、恰も物を家にとり入るゝが如く容易く且つ快く思ふならんとなり、〔使レ爲レ箕〕爲は治なり、箕は邑の名今の山西省太原府太谷縣にあり、〔淸原之蒐〕淸原は地名、今の山西省平陽府稷山縣にあり、蒐は春季の獵なり、蒐獵と同時に兵を演習す、淸原の蒐獵は文公卽位の七年なり、〔新上軍〕晉には從來上中下の三軍あり、淸原の蒐獵の時新に上下二軍をつくれり、之れを新上下軍と曰ふ、

○以上第八章、箕鄭文公の問に對して信實の要を對へ、公其の忠信を嘉みして重用したる物語なり、

公問二元帥於趙衰一、對曰、郤縠可、行年五十矣、守レ學彌惇、夫先王之法志德義之府也、夫德義生民之本也、能惇篤者不レ忘二百姓一也、請使二郤縠一、公從レ之、公使二趙衰一爲レ卿、辭曰、欒枝貞愼、先軫有レ謀、

體の意思の時は皆何(國の名)人といふ、次の晉人も同じ、是れ春秋の筆法なり、〔名寶〕重寶なり、〔行ㇾ成〕は和睦なり、〔詹〕叔詹なり、詹が文公を厚遇すべきことをいへども鄭伯きかず、詹しからば殺せといひしも亦きかざりしこと第一章に見ゆ、文公之れを聞知す、故に詹を得ば還らんといひしなり、〔亨〕煮なり、煮殺すこと、〔淫〕放なりナラフと訓む、〔違ㇾ親〕親族の情にたがふこと、鄭晉は共に周室より出づ、故に親族と曰ふ、〔卿才〕卿相の才なり、〔尊ㇾ明〕明は賢明の人をいふ、〔勝ㇾ患〕勝は遏なり、トヾムと訓む、患を未萌にとゞむること、〔鼎耳〕鼎は其の用種々あり、食物を煮又は盛るのみならず又煮刑に用ひたり、耳は其の左右に耳の如くつき出でたるところ、周語中に圖出づ、〔詹伯〕叔詹なり、叔は氏、詹は名、伯は其の兄弟の序を示す爲に附する字なり、〔將軍〕中軍の將なり、將軍の字は支那の書にて此に見ゆるを始めとす、

○以上第七章、文公鄭伯が己が諸侯を周歷せし時冷遇せしを責めて之れを伐ち叔詹を得て甘心し、之れを煮殺さんとし、詹の言に感じて之れを許し禮遇してかへせる美談なり、

晉國饑、公問二於箕鄭一曰、救ㇾ饑何以、對曰、信、公曰、安信、對曰、信二於君心一、信二於名一、信二於令一、信二於事一、公曰、然則若何、對曰、信二於君心一、則美惡不ㇾ踰、信二於名一、則上下不ㇾ干、信二於令一、則時無二廢功一、信二於事一、則民從ㇾ事有ㇾ業、於ㇾ是乎、民知二君心一、貧而不ㇾ懼、藏出如ㇾ入、何匱之有、公使ㇾ爲ㇾ箕、及二清原之蒐一、使ㇾ佐二新上軍一、

晉國饑饉なり、公箕鄭に問うて曰く、饑饉を救ふは如何なる法を以てせんと、箕鄭對へて曰く、信實あるのみと、公曰く、いづくに信實を行はんと、箕鄭對へて曰く、君の心信實に、名分信實に、號令信實に、事業に信實なるにありと、公曰く、然らば則ち如何と、箕鄭

也、乃就亨、據鼎耳而疾號曰、自今以往、知忠以事君者與詹同、乃命弗殺、厚爲之禮而歸之、鄭人以詹伯爲將軍、

文公は己の諸侯を周歷せし折、鄭に至りしに鄭伯は曹伯が己が駢脅の狀を逼りて觀し如き無禮を以て己を過せるを責めて鄭を伐ち、其城上の女垣を毀ち墮せり、鄭人重寶を獻じて以て和を請ふ、公許さずして曰く、我に叔詹を與へば我軍は則ち還らんと、詹聞きて往かんことを請ふ、鄭伯許さず、詹固く請うて曰く、一臣の身を以て百姓を赦し社稷を定むるを得べし、誠にたやすきことならずや、君何ぞ臣を愛惜するを要せんやと、鄭伯已むを得ず之れを許す、是に於て鄭人詹を以て晉人に與ふ、晉人將に之れを煮殺さんとす、詹曰く、臣願くは我辭を言ひ盡くすを得ん、死は固より臣の願ふ所なれば何とぞ之れを許されたしと、公許諾して其の辭を聞く、詹曰く、天我鄭に大禍を降し我君をして曹伯が君王の駢脅の狀をみしが如き無禮の行に放ひて禮義をすてゝ親族の情に違はしむ、臣諫めて曰く、不可なり、夫の公子は賢明にして其の左右は皆卿相の才なり、若し其の國に復りて霸となり諸侯に其の志を恣にするを得るに至らば、我鄭に大禍を降して赦すことなからんと、されど聞かれざりき、今果して大禍にあふに及べり、夫れ臣がさきに賢明の人を尊び患を未萠に遏めんとせるは知なり、今我身を殺して國の禍を贖ふは忠なり、知にして且つ忠なり、臣に於て足れり、乃ち煮殺の刑に就かんと、鼎の耳によりて疾呼して曰く、今より以往知忠をつくして以て君に事ふるものは、詹と同じ運命に會せん、宜しく我を手本として用意する所あれと、文公其の言に感じ乃ち命じて之れを殺さず、厚く禮を以て遇し之れを鄭に歸へせり、鄭人詹を以て將軍となせり、

〔誅レ觀レ狀以伐レ鄭〕誅は責なり、觀レ狀とは曹伯が文公の曹を過ぎりしとき逼りて公の駢脅の狀を觀し（第一章を見よ）如き無禮を以て鄭伯が己を過せることをいふ、〔反二其陴一〕反は毀ち墮してひつくりかへすこと、陴は城上の女垣ひめがきなり、〔鄭人〕國人全

の大夫なり、〔舅犯〕狐偃なり、文公の舅にて字は子犯なり、故にいふ、〔臣取レ二〕二は二つの利益なり、曹衞の二君を復へすこと、〔君取レ一〕一は一つの利益なり、宋の圍をとくことをいふ、〔與レ之〕與は許なり、ユルスと訓む、〔彊〕傿と通ず、タフルと訓む、〔三施〕曹衞の君を復し、宋の圍をとく三の恩施をいふ、〔三怨〕曹衞の君を復へさず宋の圍をとくやうにせぬ三の怨なり、〔攜〕離なり、ハナチ又ハナスと訓む、〔圖レ之〕宋を救ひ曹衞の君を國にかへすことをはかること、〔拘ニ宛春於衞一〕此の時公軍して衞に在り、故に衞に拘ふといふ、〔從ニ晉師一〕從はあとを追ひ行くこと、〔退舍〕舍は三十里なり、〔老〕罷なり、ツカルと訓む、〔忘レ在レ楚乎〕文公楚にあるとき楚王優禮を以て之を遇し其の報を問へるとき、公晉楚兵を構へば退くこと九十里にして楚猶許さずして擊たば決戰せんと答へたること（第一章を見よ）を忘れたるかの意なり、〔抗レ宋〕宋を救ひて楚に反抗すること、〔生レ氣〕氣は勇憤の氣象なり、〔三舍〕九十里なり、〔城濮〕今の山東省曹州府濮州にあり、

○以上第六章、文公宋を救うて楚をうち、義を守りて戰ひ大に勝ち信を諸侯に得たる物語なり、

文公誅レ觀狀以伐レ鄭、反ニ其埤、鄭人以ニ名寶行レ成、公弗レ許、曰、予ニ我詹而師還、詹請レ往、鄭伯弗レ許、詹固請曰、一臣可ニ以赦ニ百姓而定中社稷上、君何愛ニ於臣也、鄭人以レ詹予ニ晉人、晉人將レ亨レ之、詹曰、臣願獲レ盡レ辭而死、固所レ願也、公聽ニ其辭、詹曰、天降ニ鄭禍、使ニ淫レ觀レ狀、棄レ禮違レ親、臣曰、不可、夫晉公子賢明其左右皆卿才、若復ニ其國、而得ニ志於諸侯、禍無レ赦矣、今禍及矣、尊レ明勝レ患知也、殺レ身贖レ國忠

て之れに抗すれば、我は義に於て曲り楚は義に於て直きなり、かゝれば楚の兵衆は我處置を怒りて勇氣を生ぜざることなし、しかる時は罷れて爲すなしと謂ふべからず、若し我君の地位を以て彼の臣下の軍を避けて彼猶去らずば、彼も亦義を缺ぎて曲なるわけなり、しかる後決戰するも可なりと、乃ち退くこと九十里、以て楚の軍を避けたり、楚の兵衆義を思ひて止まらんと欲す、子玉肯ぜず、晉軍を追うて城濮に至る、晉軍果して之れを迎へ撃ちて大に戰ひ楚兵大に敗れかへる、君子先軫子犯を評して曰く、善く德を行ひ且つ德を報ゆることを以て其の君に勸む、誠に臣道を失はざるものなりと、

〔楚成王伐ㇾ宋〕是より先き宋は楚に從ひしが、是の時晉に親しみ從ひしを以て、成王怒りて之れを伐ちしなり、〔伐二曹衞一以救ㇾ宋〕曹は此の時楚に服し、衞は新に楚と婚し、共に楚をたすけて宋をうつ、故に文公之れを伐ちしなり、〔門尹班〕宋の大夫なり、〔宋絕〕宋は我晉と絕ちて楚に服せんとなり、〔告ㇾ楚〕告は請なり、楚に宋の圍を釋かんことを請ふなり、〔先軫〕晉の大夫にて賢名あり、〔主二楚怨一〕楚を怨む主動者となすこと、〔藉ㇾ之告ㇾ楚〕宋をして齊秦二國の勢力をかりて楚に圍を釋かんことを請はしむること、〔齊楚不ㇾ得二其請一〕其請は宋の圍をとく請求なり、宋が齊秦二國の勢力を藉りて圍をとかんことを請ふなるに、此には齊秦が請ふやうにかけるは、宋が請ふも實は齊秦の勢力之をなさしむるなれば、實は齊秦が請ふも同じわけなるを以てかく書きたるなり、〔厲ㇾ怨〕厲は結なり、ムスブと訓む、〔用ㇾ之〕之は齊秦の兵を指す、〔蔑ㇾ不ㇾ欲〕蔑は無なり、ナシと訓む、一句の意は齊秦の軍楚を伐つことを欲せざるなしとなり、〔以二曹田衞田一賜二宋人一〕此の時晉軍は曹衞の二國を圍む、衞侯は楚に與みすれども國人は之れを欲せず、襲うて衞侯を出して晉に圍を解かんことを說く、曹は文公攻めて曹伯を執へ居るを以て二國の處分は、晉侯の欲するまゝなり、故に自由に其の田を分ちて宋にあたへたるなり、〔令尹子玉〕楚の宰相にて第一章に見ゆ、此の時楚の成王は晉の請を納るゝ考なれども、子玉きかず、成王も其のなすまゝに任せたれば、晉との掛合より戰爭になるまで皆子玉の一存にてなす、故に成王といはずして子玉といひしなり、〔宛春〕楚

ずと、公曰く、それは如何にせば可ならんかと、先軫曰く、宋をして我を置きて齊秦二國に賂ひて救を求め、二國の勢力をかりて楚に圍を釋かんことを請はしめ、我は曹衞二國の地をとり之れを分ちて宋人に賜はば、齊秦二國に對しても宋に對しても好を失はず、かくして楚若し曹衞の地を愛すれば我之れを分ちて宋に與ふを喜ばざるを以て、我と同盟なる齊秦二國の請求を許諾せざるべし、齊秦二國其の請求を遂ぐるを得ざれば、必ず楚に對して怨を結ばん、然る後君齊秦二國の兵を用ひて楚を擊たば、齊秦二國は贊成して楚を破らんと欲せざることなしと、公悅ぶ、是の故に宋をして齊秦に請はしめ、又曹衞を伐ちて衞侯を逐ひ曹伯を執へ、其の田を分ちて宋人に賜ふ、是に於て楚の將令尹子玉宛春をして來り公に告げしめて曰く、請ふ衞侯を國に復し、曹伯を封じて復位せしめよ、さすれば臣も亦宋の圍を釋かんと、舅犯怒りて曰く、子玉は無禮なるかな、彼人臣の身分にて二つの利益を取り、我君に一の利益を取らせんとす、必ず之を擊てと、先軫曰く、否、子よ楚の請を許せよ、若し我楚が曹衞の君を國に復へすの請を許さずば、是れ宋の圍を釋くことを許さゞるなり、しかるときは宋の兵衆は楚の爲にたふるゝことなからんか、かくなれば楚は一言にして三の恩施あり、予は一言にして三の怨あるわけなり、怨すでに多くば以て人を擊ちがたし、さればひそかに曹衞の君を國にかへすことを許諾して、曹衞をして我を德とし以て楚との間を離れしめ、且つ宛春をとらへて以て楚を怒らし、既に戰ひし後、宋を救ひ曹衞二君を復へすことの實行をはかるに如かずと、公悅ぶ、是の故に楚の請を許諾し宛春を衞にとらへたり、子玉乃ち宋の圍を釋く、而も其の宛春をとらへしを怒り、晉の後をおふ、楚の軍陳す、晉軍退くこと三十里なり、軍吏請うて曰く、我軍は君之れをすべ、楚軍は臣下(子玉を指す)之れをすぶ、しかるに今之れを退くるは、此れ君を以て臣を避くるなり、誠に耻辱なり、且つ楚の軍は罷れたり、擊たば必ず敗れん、何の故に退くやと、子犯曰く、諸君我君が楚にありしとき晉楚兵を構へば九十里を退き、其の恩に報ゆることを言へるを忘れたるか、偃や之れを聞く、戰爭は義直きを壯となし義曲れるを罷るとなすと、我未だ楚の恩惠に報いずして宋を救ふを以

宛春來告曰、請復衞侯而封曹、臣亦釋宋之圍、舅犯慍曰、子玉無禮哉、臣取二、君取一、必擊之、先軫曰、子與之、我不許、曹衞之請、是不許釋宋也、宋衆無乃彊乎、是楚一言而有三施、子一言而有三怨、怨已多矣、難以擊人、不若私許復曹衞以攜之、執宛春以怒楚、既戰而後圖之、公說、是故拘宛春於衞、子玉釋宋圍、從晉師、楚師陳、晉師退舍、軍吏請曰、以君避臣辱也、且楚師老矣、必敗、何故退、子犯曰、二三子忘在楚乎、偃也聞之、戰鬭直爲壯、曲爲老、未報楚惠而抗宋、我曲楚直、其衆莫不生氣、不可謂老、若我以君避臣而不去、彼亦曲矣、退三舍避楚、楚衆欲止、子玉不肯、至於城濮、果戰、楚衆大敗、君子曰、善以德勸、

文公立ちて四年に楚の成王宋を伐つ、公齊秦二國を率ゐ楚の味方なる曹衞の二國を伐ちて、以て宋を救ふ、是れより先宋人門尹班をして危急を晉に告げしむ、公諸大夫を召し之れに告げて曰く、宋人危急を告ぐ、急に之れを救はざれば則ち宋は我と絶ちて楚に從はん、楚に宋の圍を釋かんことを請へば則ち楚は我に許諾せず、よりて我楚を擊たんと欲すれども、齊秦の二國欲せず、其れ之れを如何せんと、先軫曰く、齊秦二國をして楚を怨むの主動者たらしむるに若か

去之、及盟門、而原請降、

此の節は文公王の賜邑原の服せざるを以て之れを伐ちて信を示し、原乃ち降ることを記す、

文公原邑服せざるを以て之れを伐つ、軍に命ずるに三日の糧を用意することを以てす、しかるに三日にして原邑降らず、公令して軍を撤去して之れを去らしむ、時に諜者出でゝ軍吏に謂ひて曰く、原邑窮困す、保つこと、一二日に過ぎずと、軍吏以て公に告ぐ、公曰く原邑を得て信義を失はゞ、何を以て人を使はん、夫れ君の信義は民の庇はれて安んずる所のものなり、吾之れを失ふべからざるなりと、乃ち命じて軍を撤去せしむ、軍去りて盟門に及ぶ、原邑の人公の信義にあつきを感じて降を請へり、

〔三日之糧〕呂覽爲欲篇には七日之糧に作れり、蓋し傳聞の異に出づるなるべし、〔疏〕撤なり、撤去すること、〔諜〕諜者なり、間諜なり、〔不レ過二一二日一〕保守すること一二日に過ぎずの意なり、〔庇〕蔭なり、オホハルと訓む、〔盟門〕原邑の内の地名なり、

〇以上第五章、文公周の亂を平げて王を都にいるゝこと、王の賞賜の邑中陽樊原の二邑下らず、公徳を以て之れを撫服せる物語なり、

文公立四年、楚成王伐宋、公率齊秦伐曹衞以救宋、宋人使門尹班告急於晉、公告大夫曰、宋人告急、舍之則宋絕、告楚則不許我、我欲擊楚、齊秦不欲、其若之何、先軫曰、不若使齊秦主楚怨、公曰可乎、曰、使宋舍我而賂齊秦、藉之告楚、我分曹衞之地、以賜宋人、楚愛曹衞、必不許齊秦、齊秦不得其請、必屬怨焉、然後用之、蔑不欲矣、公說、是故以曹田衞田賜宋人、令尹子玉使

此の節は文公王賜の邑陽樊の服せざるを以て之れを圍み、邑人倉葛の言に感じ圍をとき陽樊の人を出だし土地のみとりしことを記す、

陽樊の邑人文公に服屬するを肯ぜず、公よりて之れを圍み、急に攻めて將に其の民を殘ひ殺さんとす、邑人倉葛邑城の垣に上り晉軍に向ひ呼びて曰く、君は王の位を失ひしを輔けて之れを復せしは臣たるの禮を順ひ守りしなり、今陽樊の民は未だ君の德になれず、されば未だ敢て君の命を承けざるなり、しかるに君は將に之れを殘ひ殺さんとす、乃ち非禮なることなからんか、我陽樊には夏商の頃より相承け守る所の典禮あり、周室の師旅あり、樊仲の官世々之れを守る、故に此の邑に居るものは官守卽ち樊仲の守る所の人々に非ざれば他は則ち皆王の父兄甥舅の人々のみなり、今君王室を安んじ定めて其の王の姻族を殘ひ殺さば、民は將にいづくに依り賴らん、故に余は敢て私に此の語を君の軍吏にまで陳ぶ、たゞ君の之れをはかり考ふる所あるを望むのみと、公聞きて曰く、是れ君子の言なりと、乃ち圍をとき陽樊の邑人を放ちて其の欲する所に去らしめ、たゞ其の地のみをとれり、

〔陽人〕陽は陽樊なり、周語中を見よ、〔殘〕そこなひころすこと、〔倉葛〕陽樊の邑の人、〔王闕〕王の位を失ひしをいふ、〔嗣典〕相承けつぎて守る所の典禮なり、〔師旅〕軍隊なり、邑人を以て軍隊を組織するを以て平時は軍隊なくとも師旅といひしなり、〔樊仲〕周宣王の功臣仲山甫なり、其の子孫亦世々樊仲と稱するなり、〔父兄甥舅〕周語中を見よ、〔姻族〕姻は姻戚にて甥舅を指し、族は親族にて父兄を指す、〔放〕依なり、依賴すること、〔布二之於吏一〕布は陳ぶること、吏は軍吏なり、〔出二陽人一〕出は釋して之れを放ち其の欲する所に至らしめ、其の地のみをとること、

文公伐レ原、令以二三日之糧一、三日而原不レ降、公令レ疏レ軍而去レ之、諜出曰、原不レ過二一二日一矣、軍吏以告、公曰、得レ原而失レ信、何以使レ人、夫信民之所レ庇也、不レ可レ失也、乃

鄭の地名、今河南省開封府汜水縣の南卅五里にあり、〔失レ周〕周の天子の信用を失ふこと、〔求二諸侯一〕諸侯の盟主たるを求むること、〔宗レ人〕宗は尊なり、〔尊レ人は暗に勤レ王を指す、〔文之業〕晉の祖文侯の事業なり、文侯は周の平王を輔けて東遷の業に力をつくし王より賞賜せらる、〔武之功〕文公の祖父にて始めて晉國を一統せる功あり、〔疆〕疆内なり封内のこと、〔公説〕説は悦に同じ、〔草中之戎與二麗土之翟一〕草中と麗土とは晉の東にある邑の名、二邑には戎人翟人居れり、故にいふ、〔東道〕道案内の義なり、〔下〕東に下ること、王の居る所は晉の東にあたるを以てなり、〔陽樊〕周の邑名、周語中を見よ、〔溫〕周の邑の名、周語中を見よ、〔隰城〕周の地、今の河南省懷慶府武陟縣の西南にあり、〔成周〕周の都なり、〔郟〕周の王城の建てられたる地、周語中を見よ、〔饗醴〕饗禮を行ひ醴酒を設けたるを、優禮なり、醴酒は一夜づくりの酒あまざけの如きもの、〔命レ公胙侑〕命じて公に胙侑をたまふこと、胙は祭肉侑は侑幣(すゝむる幣帛の義、單に幣帛といふに同じ)なり、〔隧〕周語中を見よ、〔王章〕章は表章なり、〔無二若レ政何一〕政を天下に爲すなしの意なり、〔南陽〕所謂河内の地、今の河南省にて黃河の北方にあたる地方の總稱なり、〔原〕周語中を見よ、〔州、陘、絺〕此の三邑は今の河南省懷慶府河内縣の中にあり、〔組〕今の河南省衞輝府滑縣の東にあり、〔欑茅〕今の河南省懷慶府修武縣の北にあり、

陽人不服、公圍之、將殘其民、倉葛呼曰、君補王闕、以順禮也、陽人未狎君德、而未敢承命、君將殘之、無乃非禮乎、陽有夏商之嗣典、有周室之師旅、樊仲之官守焉、其非官守、則皆王之父兄甥舅也、君定王室、殘其姻族、民將焉放、敢私布之於吏、唯君圖之、公曰、是君子之言也、乃出陽人、

東道、二年春、公以二軍、下次于陽樊、右師取昭叔于溫、殺之于隰城、左師迎王于鄭、王入于成周、遂定之於郟、王饗醴、命公胙侑、公請隧、弗許、曰王章也、不可以二王、無若政何、賜公南陽陽樊、溫、原、州、陘、絺、鉏、欑茅之田、

此の節は、文公周室の亂を平げて襄王を都に奉じ王の賞賜を受くることを記す、

文公元年冬、周の襄王昭叔の難を避けて鄭の氾に居り使をして晉に來り騷難を告げしめ、又秦にも告げしめたり、子犯文公に謂ひて曰く、國民既に君に親しめども未だ義を知らず、君なんぞ周の亂を平げて襄王を納れ、以て民に上を尊むべきの義を知らしめざるや、君若し王を周に納れざれば秦伯將に王を納れんとす、斯る時は周の天子の信用を失はん、何を以て諸侯の盟主たるを求め得んや、夫れ身を修め人を服する能はず、而して又己を屈して人を尊ぶ能はずば、人はたいづくんぞ己に依歸せんや、君よ我祖文侯の業を繼ぎ武公の功業を定め、領土をひらき封内を安定せんことは、此の度の擧にあり、君其れ之れを務めよと、公悅ぶ、乃ち賄賂を草中の戎と麗土の翟とにおくりて、道案内たらんことを求めたり、二年春に、公は二軍を率ゐて東に下り陽樊にやどる、右軍昭叔を溫邑に捕へて之れを隰城に殺し、左軍王を鄭に迎ふ、王成周に入る、遂に王を郟の王城に納れ、之れを安んぜり、王饗禮を以て公を饗し醴酒を設けて飲まし、命じて公に祭肉と侑幣とを賜ふ、公隧を請ふ、王許さずして曰く、こは王者の表章なり、天下には二王あるべからず、若し之れを許與せば天下に二王あるわけなり、以て政を天下に爲すなしと、乃ち公に南陽にある陽樊、溫、原、州、陘、絺、鉏、欑茅の八邑の田を賜へり、

㊟

〔冬〕文公元年冬なり、〔襄王避昭叔之難〕周語上中を見よ、昭叔は王子帶なり、襄王の弟にて甘昭公と稱す、故に昭叔(叔は弟の稱に附する字)といふ、〔氾〕

を敎育すること、〔舊族〕舊臣有功の族なり、〔貴寵〕貴位にありて君寵を得威權ある臣なり、〔耇老〕老人なり、〔賓旅〕賓客なり、〔故舊〕ふるなじみの友なり、公が公子時代の友を指す、〔胥、籍、狐、箕、欒、郤、栢、先、羊舌、董、韓〕此の十一族は晉の舊族なり、文公の時に當りて有名なるは、胥臣(前の司空季子)狐偃、籍談、箕鄭、欒枝、郤縠、先軫、羊舌大夫、董因、韓萬、韓簡等なり、皆晉語中に發見す、栢は一に伯に作る、〔寔〕誠なり、〔近官〕中央政府の官なり、〔諸姬之良〕諸姬は晉(晉の姓は姬)と同姓のもの、良は賢良の臣なり、〔中官〕宮中の官なり、〔異姓之能〕能は才能の臣なり、〔遠官〕地方の官なり、〔貢〕貢賦なり、租稅をいふ、〔士食㆑田〕田は公田なり、士は公田を受け其の收穫によりて食むを以てしかいふ、〔庶人食㆑力〕庶人は庶民なり、庶民は農耕して食ふ、故にいふ、〔工商食㆑官〕工は百工なり、商は官賈(官の各府庫に屬隸し物品の價格を司り賣買に從ふ者市賈の對)なり、此れ等は皆官給のものなり、故に食㆑官といふ、〔皁隸食㆑職〕士の臣を皁、皁の臣を輿、輿の臣を隸といふ、微職に從ふものなり、此れ等は其の職の大小によりて祿を給せらる、故に食㆑職といふ、〔官宰食㆑加〕官宰は大夫の家臣なり、加は大夫の加田(領地の外に加賜されたる無稅の田)なり、大夫は加田を以て家臣の祿に充つるよりいふ、〔民阜〕阜は安なり、安樂をいふ、〔匱〕乏なり、

○以上第四章、文公官制を整理し任職を謹み民庶を愛撫して國家の基礎固く、財用豐になれる物語なり、

冬、襄王避昭叔之難、居於鄭地汜、使來告難、亦使告於秦、子犯曰、民親而未知義也、君盍納王以敎之義、若不納、秦將納之、則失周矣、何以求諸侯、不能修身、而又不能宗人、人將焉依、繼文之業、定武之功、啓土安疆、於此乎在矣、君其務之、公說、乃行賂于草中之戎與麗土之翟、以求

地方の官務を掌る、而して公は租稅によりて食み、大夫は領邑によりて食み、士は公田によりて食み、庶人は其の力に由りて食み、工商は官の給與に由りて食み、皁隸の小臣は其の職務に由りて食み、大夫の家臣は大夫の加田に由りて食む、是に於て政治平に民生安樂、國の財乏しからず、勢盛なるに至れり、〔元來春〕文公が呂冀の亂を避けて王城に至りたるは三月にして、晉都に歸りたるは四月なり、四月は孟夏にして春に非ず、しかるに此の春といへるは、史官が王侯の事を記するには春より始むるを常例とするを以て、夏といへば常例に反し且つ芽出度からざる嫌あるを以て、夏といはずして春といへる者なり、〔夫人嬴氏〕禮を以て迎へし秦伯の女なり、第一章に見ゆ、〔衞三千人〕衞は衞士なり、〔紀綱之僕〕紀綱は總攝なり、公に隸して國を總攝し不虞に備ふる兵をいふ、蓋し呂冀の二大夫死すとも其の餘黨如何なる變を起すやもはかられざるを以て、秦伯は護衞として此の兵を送りたるなり、故に特に紀綱之僕といひて尊重したるなり、〔屬〕會なり、アツムと訓む、〔賦〕授なり、サヅクと訓む、〔棄レ責〕責は債なり、棄レ債とは民の舊債（滯納せる租稅等の稱）をすてゝ免除すること、〔薄レ斂〕薄は輕くすること、斂は租稅なり、〔分レ寡〕分は財を分與すること、寡は鰥寡孤獨なり、〔救レ乏〕乏は衣食乏しくして足らざるもの、〔振レ滯〕振は拯なり、救に同じ、滯は微賤の官に淹滯して困しむもの、〔匡レ困〕匡は匡救なり、困は災厄疾病にかゝりて財を失ふもの、〔資レ無〕資は資財を與へて業に就かしむること、無は財產皆無のもの赤貧者なり、〔關〕關所なり、此にて其の通過の稅金を指す、〔易レ道〕易はやすくすること、道をやすくとは道路を修治して平坦にし通行に便するを、〔茂レ穡〕茂は勉なり、ツトムと訓む、穡は稼穡の道なり、〔勸レ分〕分は常分の業なり、猶常業といふが如し、〔省レ用〕用は用度なり、〔利レ器〕利は便利にすること、器は器用なり、日用の器具なり、〔明レ德〕德は德敎なり、〔擧レ善〕善は善德の人なり、〔援レ能〕援は引上げ用ふること、能は才能の人なり、〔官レ方〕方は常なり、官レ常とは常官（一通り普通にそなふべき官）を立つること、〔定レ物〕物は事なり、百事を治め定むること、〔正レ名〕上下の服位及親疎新舊族類の名分を正しくすること、〔育レ類〕親疎新舊の族類

斂、施舍分寡、救之振滯、匡困資無、輕關易道、通商寬農、茂穡勸分、省用足財、利器明德、以厚民性、擧善援能、官方定物、正名育類、昭舊族、愛親戚、明賢良、尊貴寵、賞功勞、事耇老、禮賓旅、友故舊、胥籍狐箕欒郤栢先羊舌董、韓、寔掌近官、諸姬之良掌其中官、異姓之能掌其遠官、公食貢、大夫食邑、士食田、庶人食力、工商食官、皁隸食職、官宰食加、政平民阜、財用不匱、

文公卽位の元年春、公夫人嬴氏と王城より晉の都にかへれり、秦伯衞兵三千人を納る、實に公に隷して國を總攝し不虞に備ふるの兵なり、公百官を會めて職事を授け、有功者に任命し、民の舊債をすてて租税を輕くし、恩德を施し苛法を禁じ、先づ鰥寡孤獨に財を分ち、衣食乏しくて足らざる者を救ひ、微官に淹滯して苦しむ者を救ひ、災厄に罹りて財を失ふ者を救ひ、赤貧の者に資財を與へて業に就かしめ、次に關所の税を輕くし道路を平坦にして商賈の交通に便にし、次に農夫に對する政を寛大にし稼穡の道を勉め、常業を守りて怠らざることを勸奬し、用度を減省し財貨を充足して救急の備にし、器用を便利にし德敎を明にして以て民性を厚くし、次に士大夫の善德の者を擧げ、才能ある者を用ひ、其の常官を立てゝ之れに任じ、以て百事を治定し、上下の服位及親疎新舊の族類の名義を正しくして、其の親疎新舊の族類を敎育し、舊族をあらはし尊び、親戚を親愛し、賢良の臣を顯はして重用し、貴寵の臣を尊遇し、功勞者を賞賜し、老者を養事し、賓客を禮遇し、故舊を友として親めり、是に於て胥、籍、狐、箕、欒、郤、桓、先、羊舌、董、韓の舊族の人は誠に中央政府の官務を掌り、同姓の賢良の臣は其の宮中の官務を掌り、異姓の才能の臣は其の

反、宜吾不得見也、從者爲羈紲之僕、居者爲社稷之守、何必辠居者、國君而讎匹夫、懼者衆矣、謁者以告、公遽見之、

文公の晉國を出奔するや、内豎の頭須は公の所藏のものを守りしものなり、之れを盜みて逃げ公に從ひて翟にゆかず、公の國に入るや、乃ち見えんことを求む、公之れに辭するに髮を洗へるを以てせり、頭須謁者に謂ひて曰く、髮を洗へば頭を低るゝを以て、則ち其の心ひつくりかへる、心ひつくりかへれば考慮する所も亦ひつくりかへりて正を失へるなり、吾見ゆることを得ざるはあたりまへなり、夫れ公に從ひて國を出でしものは羈紲の僕となりて事へ、從はずして國に居りしものは社稷を守るの役となれり、されば從はずして國に居りしもの不忠なるに非ず、何ぞ必ずしも之れを罪するを得ん、苟も國君にして匹夫を仇として遇せば畏懼するもの必ず多からん、衆を安んずる所以に非ずと、謁者頭須の言を以て公に告ぐ、公にはかに之れにあへり、

〔豎〕内豎なり未だ冠せざる宮仕のもの、〔頭須〕里鳧須のこと、〔藏〕所藏の金品なり、〔不從〕文公に從ひて逃げざるなり、韋註に藏をぬすみて逃げ盡く用ひて公を納れんことを求むとあれば、ぬすみて私にせるに非ず、之れを散じて諸大夫を說き、文公を國に納るる運動をなしたるものなり、韓詩外傳には初め文公に從ひ曹國にてぬすみて逃ぐる如く記載すれども、そは誤なりといふ、〔沐〕髮を洗ふこと、〔謁者〕宮中にありて賓客のことを掌る官なり、〔圖反〕反も亦覆なり、はかり考ふること、卽ち考慮のひつくりかへりて正を失ふこと、〔羈紲之僕〕羈は馬の絡頭、紲は馬のたづななり、君の馬の羈紲をとりてお供する役をいふ、

〇以上第三章、文公頭須の言をきゝ怨怒をすてゝ之れを見たる物語なり、

元年春、公及夫人嬴氏、至自王城、秦伯納衛三千人、實紀綱之僕、公屬百官、賦職任功、棄責薄

り、〔伯楚〕勃鞮の字なり、〔已知レ之〕之は下句の君たり、臣たるの道を指す、下句未レ知レ之の之も同じ、〔故入〕入は國に入るなり、〔將レ出〕出は國を出奔すること、〔好惡不レ易〕善を好み惡を惡みて心變らざること、〔明訓〕訓は敎なり、〔明訓能終〕能く明敎を成すこと、〔蒲人翟人〕蒲城に居る人翟に居る人にて公を指す、〔君之所レ惡〕君は二君を指す、〔其無二蒲翟一乎〕二君は蒲人翟人を畏れ惡みたり、今君も斯の如く亦畏れ惡むべき人の國内に伏在せることなからんやとなり、〔伊尹放二太甲一〕太甲は殷の湯王の孫なり、太甲湯王の政に從はず伊尹之れを桐宮に放つこと三年太甲過を悔い伊尹之れを復へして帝とす、〔卒以爲二明王一〕以は用なり、下句同じ、太甲は遂に伊尹を怨みず之れを用ひて明君となれりとなり、〔管仲賊二桓公一〕賊はそこなひ傷つくること、此の事は齊語を見よ、〔侯伯〕伯は霸に同じ、侯霸は諸侯の霸者なり、〔乾時之役〕桓公と公子糾と乾時に戰ひ管仲桓公を射て傷けたる役をいふ、(齊語を見よ)乾時は齊の地にて今の山東省青州府博興縣にあり、〔申孫之矢〕申孫は矢の名、〔桓鉤〕桓公の帶鉤なり、〔佐相〕輔相に同じ、〔令名〕善きほまれある名、〔德宇〕德量なり、〔所レ好〕好みすべき所の人卽ち善人をいふ、暗に伯楚自身を指す、〔其能久矣〕久は君位にあること久しきこと、〔民主〕民主たるの道なり、〔辠戾之人〕辠は罪なり、罪戾之人とは猶罪人といふが如し、伯楚は宦官なり、宦官は宮刑を受けしものなるを以てかくいふ、〔於レ是〕當二是時一の意なり、〔偪〕逼害なり、〔己丑〕三月己丑の日(朔日)なり、公の晉の宮に入りしは二月十九日なれば其れより十二日目にあたる、此の日も左傳には三月三十日とせり、蓋し此れは晉曆により左傳は魯曆によりしを以て此の相違を來たせしなり、〔呂郤〕郤は冀芮なり、郤氏の族なるを以ていふ、〔馹〕驛馬なり、宿場の馬、〔自レ下脫〕下は間道を指す、〔王城〕晉語三を見よ、

○以上第二章、文公寺人勃鞮の言に感じ舊怨をすてて之れを見災難を免れたる物語なり、

文公之出也、竪頭須守レ藏者也、不レ從、公入、乃求レ見、公辭レ焉以レ沐、謂二謁者一曰、沐則心覆、心覆則圖

ざるか、昔し伊尹は帝太甲を放ちたれども太甲は之れを怨みず、遂に伊尹を用ひて明王となれり、齊の管仲は嘗て桓公をそこなひきづつけたれども、桓公は之れを怨みず、遂に管仲を用ひて諸侯の霸者となれり、彼の乾時の戰役に管仲が放ちし申孫の矢は桓公の帶鉤に雨集せり、帶鉤は袪より身に近く爲に傷を受けしも、桓公は毫も管仲を怨む言なく、之を用ひ、管仲亦力をつくして其の輔相となりて己が身を終へ、桓公之れによりて能く令名を成せり、今君余が嘗て君の袪をたちきり君を殺さんとせしを以て余を見ずといはる、君の德量何ぞ寛裕ならざるの甚しきや、君にして其の好みすべき善人(伯楚自身を指す)を惡みて遇せずば其れ能く久しく君位を保つを得んや、君は實に明敎を行ふ能はずして民に主たるの道を棄てんとするか、余は罪人なれば君に遇せられずとて又何ぞ患へん、毫も患ふ所なし、されど君は今我を見ずんば其れ後悔することなからんや、必ず後悔することあるべしと、是の時にあたり、呂甥冀芮の二大夫は逼害せられんことを畏れ、公を國に納れしを悔い、亂をなさんと謀り、將に三月己丑(朔日)の日を以て公宮を焚き、公出でて火を救はゞ遂に之を殺さんとせり、伯楚之れを知る、故に公に見えんことを求めたるなり、公其の言をきゝ懼れてにはかに伯楚を見て曰く、豈汝が言の如くならざらんや、然り誠に汝の言の如し、汝を見ざりしは是れ吾が心の惡しきなり、吾は請ふ此の惡しき心を去らんと、伯楚乃ち呂冀二大夫の謀を以て公に告ぐ、公懼れひそかに驛馬に乗り間道より脱出し、秦伯に王城に會し、之れに亂の起るわけを告ぐ、己丑の日に及び果して公宮に火事あり、呂冀の二大夫は公を探し求むれども獲ず、遂に河上にまで探しゆけり、秦伯之れを誘ひて殺せり、

〔寺人〕宦官なり、〔蒲城〕前に出づ、文公の嘗て父獻公の命を受けて守りし所なり、〔袪〕袂なり、〔爾射二予于屛內一〕此の事こゝに出づるのみにて他書に見えざれば其の詳細得て知りがたし、〔爲二惠公一從二余于渭濱一〕公翟にありし時、翟の君に從ひて渭水の濱に獵す、惠公之れをきゝ勃鞮をしき往きて殺さしめんとしたるをいふ、〔若宿而至〕若は汝なり、若干二一命一の若も同じ、宿は一宿なり、一晩どまりなり、〔干二二命一〕干は妄從すると、二命は二君(獻公惠公)の命な

於是呂甥冀芮畏偪、悔納公、謀作亂、將以己丑焚公宮、公出救火而遂殺之、伯楚知之、故求見公、公懼遽見之、曰、豈不如女言、然是吾惡心也、吾請去之、伯楚以呂郤之謀告公、公懼、乘馹自下脫、會秦伯於王城、告之亂故、及己丑、公宮火、二子求公、不獲、遂如河上、秦伯誘而殺之、

初め獻公宦官の勃鞮をして文公を蒲城に伐たしむ、文公急遽垣を踰えて走る、勃鞮進み其の袂をとらへ之れをたちきれり、公國に入りて即位するに及び、勃鞮まみえんことを求む、公之れを辭して曰く、驪姫の讒を構へて吾を逐ひしとき、汝は予を屏内に射、余を蒲城に攻めて困しめ、又余が衣袂をたちきれり、加之又惠公の爲に余を渭濱に候ひ殺さんとせり、其の時三日間に至れと命ぜられしに、汝は一宿にして渭濱に至り、余を狙へり、かく汝二君の命に妄從し以て余を殺さんことを求めたり、余は汝伯楚よりしば〳〵困められたり、何の舊怨ありて然るや、汝退いて之れを考へ、他日考へつきたらば我を見よと、伯楚對へて曰く、吾は君を以て君臣の道を既に知る故に國に入れりと爲せり、しかるに君は未だ之れを知らざるか、知らずば又將に國を出奔するに至らんとす、夫れ君に事へて貳心を抱かざる是れを臣たるの義とす、善を好み惡を惡みてかはらざる是れを君の義となす、君は君たるの義を行ひ、臣は臣たるの義を行ふ、是れを明敎といふ、能く明敎を成し行ふは眞の民に主なり、獻惠二君の世に君はたゞ蒲人翟人のみ、余君に於て何の緣故かあらん、而して君は二君の惡む所なり、余命を受けて之を除くは臣たるの義務にて、余はたゞ力の及ばん所まで行ふのみ、何ぞ貳心を抱きて蒲翟の人を殺さゞることあらんや、今君位に卽く、其れさきに二君が畏れ惡みし蒲翟の人の如き者の國內に伏在することなからんや、必ず之れあり、君之れを知ら

翌日(十九日)なり、〔戊申〕丁未の翌日(廿日)なり、
〔剌〕は殺なり、
○以上第一章、文公翟を出でゝ諸國を周歴し遂に秦伯の後援を得て晉に入り君位に卽くの物語なり、

初獻公使寺人勃鞮伐公於蒲城、文公踰垣、勃鞮斬其袪、及入、勃鞮求見、公辭焉曰、驪姬之讒、爾射予于屛內、困余於蒲城、斬余衣袪、又爲惠公從余于渭濱、命曰三日、若宿而至、若干二命、以求殺余、余於伯楚屢困、何舊怨也、退而思之、異日見我、對曰、吾以君爲已知之矣、故入、猶未知之、又將出矣、事君不貳是謂臣、好惡不易是謂君、君君臣臣、是謂明訓、明訓能終、民之主也、二君之世、蒲人翟人、余何有焉、除君之所惡、唯力所及、何貳之有、今君卽位、其無蒲翟乎、伊尹放太甲、而卒以爲明王、管仲賊桓公、而卒以爲侯伯、乾時之役、申孫之矢、集於桓鉤、鉤近於袪、而無怨言、佐相以終、克成令名、今君之德宇、何不寬裕也、惡其所好、其能久矣、君實不能明訓、而棄民之主、余辠戾之人也、又何患焉、且不見我、君其無悔乎、

〔辰以成レ善〕善は善利なり、歳星が大辰星の次にやどるは春初なり、春初は農事の始なり、農は天下の善利なり、故に大辰星は民に農時を示し天下の善利を成さしむるものといふ、〔后稷是相〕相は視なり、后稷は大辰星を視て農事の忽にすべからざるをさとり、農耕の道を究知し民を教へ周室の基礎を立てたりとなり、〔唐叔以封〕晉の祖唐叔は歳星の大火星の次にやどりし年に晉に封ぜられたりとなり、〔瞽史〕第一節を見よ、〔如二穀之滋一〕穀物の蕃滋（しげりみのること）するが如く子孫繁榮せんとなり、〔泰之八〕泰は泰卦☰☷（乾下坤上）なり、其の三爻より五爻に至るまでを合すれば☳即ち震となる、震は前節に叙べたるが如く陰爻にて其の數八なり、故に八といふ〔曰是謂二天地配亨小往大來一〕泰卦の卦辭なり、周易の卦辭は小往大來吉亨とありて此れと異なり、此れは恐らく連山歸藏二易の卦辭なるべしといふ、配は合なり亨は通なり、一句の意は、天と地と相合して亨通し、小なるものは往きて大なる者來りて動かず、安泰なるの象なりとなり、小なる懷公去りて大なる文公〔重耳〕來り、晉國安泰にして動かずといふ意にとりしなり、〔以レ辰出〕歳星の大辰星の次にやどりし年に國を出づること、〔以レ參入〕參は參星にて實沈星の次中にあり、一句の意は歳星が實沈星の次中なる參星に宿りし年に國にいるとなり、〔晉祥〕晉君たるの善祥なりの意なり、〔天之大紀也〕大紀は大法なり、一句の意は天の運行の大法に從ふとなり、歳星の晉國の守護の星神たる大辰實沈二星に宿りし年に、國に出入するを以てかくいひしなり、〔秉レ成〕秉は執なり、成を執るとは成功を執るにて成功すると、〔公子濟レ河〕翌年の正月（歳星の實沈星の次にやどりし年）なり、〔召二令狐、臼衰、桑泉一〕三とも邑の名なり、召は其の邑の長を召すこと、令狐は今の山西省平陽府猗氏縣に、臼衰は同臨晉縣に、桑泉は同解州にあり、〔高粱〕前編を見よ、〔甲午〕二月甲午の日（六日）なり、〔廬柳〕晉の地、今の山西省平陽府猗氏縣にあり、〔郇〕晉の地、今の山西省平陽府中にあるは明なるも、縣州の名は明ならず、〔辛丑〕二月辛丑の日（十三日）なり、〔壬寅〕辛丑の翌日即ち十四日なり、〔甲辰〕二月甲辰の日（十六日）なり、〔丙午〕二月丙午の日（十八日）なり、〔曲沃〕晉語第一を見よ、絳も同じ、〔丁未〕丙午の

ば君は河を渡りて且に成功を取らんとす、而して必ず諸侯に霸者となりて子孫之れにより賴らん、君決して懼るゝことなかれと、公子乃ち決心して河を渡り、令狐、臼衰、桑泉三邑の長を召く、〔三邑皆降る、時に翌年正月なり、晉人懼れ懷公高梁に出奔す、大夫呂甥冀芮の二人軍を帥ゐて出で二月甲午の日廬柳に軍し之をふせぐ、秦伯公子縶をして晉軍に往き二大夫をさとさしむ、二大夫命をきゝ軍を退きて郇に屯す、辛丑の日、狐偃秦晉の大夫と郇に盟ふ、壬寅の日、公晉の軍に入る、甲辰の日、秦伯還れり、丙午の日公曲沃に入り、丁未の日絳都に入り、武宮にて位に卽く、戊申の日、懷公を高梁に殺せり、

〔十月〕晉の惠公卽位の十五年（魯の僖公二十三年）十月なり、惠公の卒せるは左傳には九月とあり此には十月とあるは、左傳は魯曆により、此れは晉曆によりしなり、閏月を置くと置かざるとに由り此の相違を來たせしなり、月の上より見れば同月なり、〔河〕黃河なり、〔授〕還なり、カヘスと訓む、〔載璧〕公子の寶玉にして周歷の際常に車に載せて子犯守護して從へしものなり、〔還軫〕前に說く、〔惡〕罪惡なり、〔舅氏〕子犯は公子の舅なり、故に舅氏と曰ふ、〔有レ如二河水一〕河水の明淸なるが如く我心明白なり、〔沈レ璧〕璧を河に沈めて河神をまつること、玉を沈めて川の神をまつるは古の禮なり、〔質〕信なり信盟なり、〔董因〕晉の大夫なり、有名なる良史董狐の祖なり、〔公〕公子を指す、此の節晉及晉人に對しては卽位前と雖皆公と稱す、蓋し尊ぶの辭なり、〔濟〕渡なり、渡りて晉國に入らんかの意なり、以下濟の字皆同じ、〔歲在二大梁一〕歲星が大梁星の次にあること、〔將レ集二天行一〕集は成なり、ナスと訓む、行は運なり、天行は天運に同じ、天運とは猶天の曆數といふが如し、將に天の曆數を得成さんとすとは君位を得んとすといふ意なり、〔元年始受實沈之星也〕公が天の曆數を得たる卽ち君位を得たる元年（卽ち惠公卒するの翌年にあたる）に始めて受くるは實沈星の次なり、蓋し歲星は翌年を以て大梁星の次を去りて實沈星の次にやどるよりいふ、〔實沈之虛〕實沈は高辛氏（帝嚳）の季子たり、死して上天し星となれり、實沈星是れなり、虛は墟に同じ墟址なり、〔君之行也〕行は去なり、國を去りしことを指す、〔大火〕大火星なり、〔閼伯之星〕本章第一節を見よ、

此の節は重耳晉に入り君位に卽くことを記す、晉の惠公卽位の十五年(魯の僖公二十三年)十月惠公卒す、十二月秦伯公子を晉に納る、黃河に及び、子犯公子に載璧を還へして曰く、臣君の諸國を周歷するに從ひて天下を巡り罪惡甚だ多かりき、臣だも猶之れを知れり、しかるを況んや君に於てをや、猶深く知りたまふ、されど臣は其の死するには忍びず、請ふ此れより逃げんと、公子曰く、余は舅氏と心を同じくす、若し心を同じくせざる所の者あらば當に大禍を受くるべし、我心事明白なること河水の清明なるが如きありと、因りて璧を沈めて河の神を祭り以て信實かはらざることを誓へり、時に晉の大夫董因河に來りて公を迎ふ、公之れに問うて曰く吾其れ河を渡りて進まんかと、董因對へて曰く、今歲星大梁星の次(ヤドリ)にあり、是の時公は將に天の曆數を得んとす、其曆數を得たる元年に始めて受るは實沈星の次なり、實沈星は高辛氏の子實沈の靈の升天して輝く所のものなり、實沈の居りし墟には晉人是に居れり、故に晉國の興る所以は實沈の保護による、今君其の保護を得て興る時に當れり、何ぞ河を渡りて進まざることなけん、君の國を去りしや歲星大火星の次にありき、大火星は閼伯の星なり一に是れを大辰星といふ、辰星は以て民に農時を示し天下の善利を成さしむるものなり、周の祖后稷は此の星を視て農耕の道を知り、之に因りて周室の基礎を立てたり、其の子孫なる武王の子唐叔は此の星に歲星のやどりし年に晉國に封ぜられたり、瞽史其の後を占ひて記錄にのせたり、其の記錄に曰く、唐叔の子孫は其の祖の後をつぎつぎて其の繁榮すること穀物のしげりみのるが如くならんと、今や晉國は奚齊卓子の二公子殺されて死し、惠公懷公は內外の親を失ひ國家殆ど耗滅するに近し、君入りて位をつがずんば何を以て子孫繁榮せん、故に君は必ず晉國を有せん、臣君のことを筮し、泰卦の八を得たり、其の卦辭に曰く、是れを天地相合して亨通して、もとらず、小なるもの往き大なるもの來るの象と曰ふと、今は實に此の時に及べり、何ぞ河を渡りて進まざることあらんや、且つ君は歲星の大辰星の次にやどりし時を以て國を出でて、實沈星の次なる參星にやどりし時を以て國に入るは、皆晉國に君たるの善祥にして而して亦天行の大法に從ふものなり、されば

從君還軫、巡於天下、惡其多矣、臣猶知之、而況君乎、不忍其死、請由此亡、公子曰、所不與舅氏同心者、有如河水、沈璧以質、董因迎公於河、公問焉曰、吾其濟乎、對曰、歲在大梁、將集天行、元年始受、實沈之星也、實沈之虛、晉人是居、所以興也、今君當之、無不濟矣、君之行也、歲在大火、大火閼伯之星也、是謂大辰、辰以成善、后稷是相、唐叔以封、瞽史記曰、嗣續其祖、如穀之滋、必有晉國、臣筮之、得泰之八、曰、是謂天地配亨小往大來、今及之矣、何不濟之有、且以辰出而以參入皆晉祥也、而天之大紀也、濟且秉成、必霸諸侯、子孫賴之、君無懼矣、公子濟河、召令狐、臼衰、桑泉、皆降、晉人懼、懷公奔高梁、呂甥冀芮帥師、甲午軍於廬柳、秦伯使公子縶如師、師退次於郇、辛丑、狐偃及秦晉大夫盟于郇、壬寅公入於晉師、甲辰秦伯還、丙午入於曲沃、丁未入於絳、卽位於武宮、戊申刺懷公於高梁、

如く歸順するは文德の象なりとなり、〔文武具厚之至也故曰ㇾ屯〕屯は厚なり、故に厚之至也の句を承け、直に其の卦に名づくる所以を說くなり、〔繇〕卦の解釋の辭なり、〔元亨利貞勿ㇾ用ㇾ有ㇾ攸ㇾ往利ㇾ建ㇾ侯〕其の說明は下句にあり、〔主二震雷一長也故曰ㇾ元〕震は雷なり、故に震雷といふ、屯卦は震雷を主となす、震雷は威力大なり、此れ其の威力長大物皆懾伏して君長たるの象なり、故に長也といふ、周易文言傳に元者善之長也とあり、威力長大物皆懾伏して其の君長たるは善の長大なるもの也、故曰ㇾ元といふ、〔衆而順嘉也故曰ㇾ亨〕嘉は善なり、善祥なり、衆歸順するは善祥なり、故に嘉也といふ、周易文言傳に亨者嘉之會也とあり、嘉之會とは善の集會する所換言すれば衆善祥の意なり、故に曰ㇾ亨といふ、〔內有二震雷一故利貞〕內は內卦なり、內卦は貞なり、內に震雷ありて貞固なり、時を待ちて外に發す、發して宜しきにかなはざるなし、故に利といふなり、〔車上水下必伯〕屯卦をみるに、震の車は上にありて升登し、坎の水は下にありて卑きに就く、公子國を得て勢升上し天下の民衆歸從するの象なり、故に必伯といふ、伯は霸に同じ、〔小事不ㇾ濟壅也故曰ㇾ勿ㇾ用ㇾ有ㇾ攸ㇾ往〕濟は成なり、壅は閉塞して通ぜざること、失敗なり、震は動くなり、坎は水なり、水は險なり、屯卦を一面より見れば動きて險にあふときは通ぜざるの象あり、故に誤り動きて小事を企圖するときは成功せず失敗すといふ、有ㇾ攸ㇾ往とは小事を以て行く所あるときにはの意なり、〔一夫〕一人なり、公子を指す、〔坤母也〕周易說卦傳に坤爲ㇾ母とあり、〔震長男也〕周易說卦傳に震爲二長子一とあり、〔母老子彊故曰ㇾ豫〕豫卦は坤下震上なり、坤は母にして震は長子なれば、此の卦は母內にありて老い、長子外にありて强大なる象なり、かゝれば母は安樂なり、故に豫といふ、豫は樂なり、〔居樂出威之謂也〕內に居て安樂に外に出でて威力あるの謂なりの意にて、公子の今日につきていへば、秦にありては秦伯の助力によりて晉侯の位を得て安樂に、晉侯となれば威力を外にふるひ霸となるにあたるをいふ、

十月、惠公卒、十二月秦伯納二公子一、及ㇾ河、子犯授二公子載璧一曰、臣

通せざる七八の爻を以て占ふと反對に吉なるなり、〔在レ易皆利レ建レ侯〕易は周易なり、屯の卦辭に曰く、利レ建レ侯、豫の卦辭に曰く、利ニ建レ侯行一レ師と、故に皆利レ建レ侯と曰ふ、侯は侯業（諸侯たるの事業）なり、〔得レ國之務也〕務むる所は國を得るにあるのみの意なり、〔震車也〕周易說卦傳には、震動也震爲レ雷あれども、左傳閔公元年に辛廖の言をあげ震爲ニ土車一とあれば古は又車の象となせしことを知るべし、〔坎水也〕周易說卦傳に坎爲レ水爲ニ溝瀆一云々とあり、〔坤土也〕周易說卦傳に坤爲レ地とあり、地は土なり、〔屯厚也豫樂也〕此れは屯豫の字義を解したるものにて象を解きたるに非ず、〔車班ニ外內一順以訓レ之〕屯豫二卦の象を合說せるものなり、班は分布なり、順は柔順なり、屯卦の坎は水なり、水の性は柔順なり、豫卦の坤は說卦傳に解きて坤順也とあり、二卦につきて見るに車の象なる震は其の外內二卦に分布せり、而して柔順なる坎と坤と之れに伴ふ、屯筮は車內にあり、柔順なる水外にありて之を訓へ導きあやまらしめざるの象なり、豫卦は車外にあり、柔順なる土之を載せ其の進路を誤らぬやう訓へ導くものなり、故に順以訓レ之といふ、〔泉原以資レ之土厚而樂〕又二卦に就きて其象を雜解す、坎は水なり、泉原は水なり、資は資給なり、泉原以資レ之とは水が土に潤澤を資給するをいふ、坤は土なり、屯は厚きなり、豫は樂むなり、土厚而樂とは土は資給されたる水の潤澤を以て厚く萬物を生育して樂むをいふ、〔震雷也〕周易說卦傳に震爲雷とあり、〔坎勞也〕周易說卦傳に勞ニ於坎一とあり、鄭玄の說に水性勞而不レ倦萬物之所レ歸也とあり、坎は水なり、水の性は勞して倦まず故に勞也といひしなり、されど後の句に勞の事を說かざる故衍文となす人もあり、〔衆也〕坎は水なり、水積厚なれば衆盛なり、故に坎衆也と云、〔主ニ雷與レ車而尙ニ水與一レ衆〕此れ以下屯卦に就きていふ、易にては內を主となす、尙は上なり、外を指す、屯は震下坎上なり、震は雷なり車なり、坎は水なり、衆なり、故に雷と車とを主として水と衆とを上にのすといふ、其の象は次句に解せり、〔車有レ震武也〕主ニ雷與レ車の象なり、震は威なり、雷聲の力は威大なり、故に車に威力あるは武德の象なりといふ、〔衆而順文也〕尙ニ水與レ衆の象なり、水の性は順なり、故に順字を以て水字にかふ、衆水の性の順なるが

レ往と曰ふ、かく一人の行ぐに衆は歸順して武威あり、故に利レ建レ侯と曰ふ、次に豫卦に就きてみるに、坤は母なり、震は長男なり、母老いて內にあり子强大にして事を外に用ふるを以て、母は安樂なり、故に卦を名づけて豫と曰ふなり、其の卦辭に曰く、利ニ建レ侯行レ師と、これ內に居て樂しみ外に出でゝ威ある象の謂なり、公子の今日を以て言へば、身秦に居て安樂に晉侯の位を得、外師を出して威を震ひ霸功を立つるに當る、故に是の二卦は皆國を得るの卦なり、吉豈是れより大ならんやと、

〔筮レ之〕筮は蓍(メドギ)なり、蓍にて占ふこと、〔尙有ニ晉國ニ〕筮に向つて告ぐるの辭なり、尙は庶幾なり、(コヒネガハクハと訓む、〔得ニ貞屯悔豫皆八一也〕貞は內卦(下方の卦)悔は外卦(上方の卦)なり、屯豫皆卦名なり、屯卦は震下坎上(內卦は震外卦は坎)豫卦は坤下震上(內卦は坤、外卦は震)なり、筮をとり、之を揲(カゾ)へて爻を求むるときは必ず七八九六の四數を得、七八は少

☵ 坎 外卦　☳ 震 內卦　(屯卦)

☳ 震 外卦　☷ 坤 內卦　(豫卦)

陽少陰の爻にて變通せざるものなり、九六は老陽老陰の爻にて變通するものなり、震は☳にて兩陰爻一陽爻の上にあり、此兩陰爻は八(少陰)にして變通せざるものなり、(筮を揲へて占ふ法は易の繫辭傳を見てしるべし)一句の意は初筮して內卦に震を有する屯卦を再び筮して外卦に震を有する豫卦、卽ち兩卦とも皆八の數を得たりとなり、〔筮史〕筮事を掌る官なり、〔占レ之〕筮を揲へて得たる卦の吉凶を占ふと、〔皆曰不吉〕筮史は蓋し連山(夏の易)歸藏(殷の易)の二易にて占ひたるなり二易は七八の爻を以て占ふ、之によれば二卦ともよからず、故に不吉と曰ふ、〔閉而不レ通爻無レ爲也〕不吉の理を說くなり、閉は閉塞なり、不レ通は變通せざるなり、無爲は爲す所なきなり、屯卦は震下坎上なり、震は動く象、坎は險阻の象なり、動きて險阻にあひ進む能はざるの象なり、豫卦は坤下震上なり、坤は土の象、震は動く象なり、物地上に動くも地の掣肘拘束をうけて自由なること能はざる象なり、ゆゑにかくいひたるなり、〔司空季子曰吉〕司空季子は周易を以て占ひたり、周易にては九六の變通する爻を以て占ふ、故に二易の七八の變

威(アル)之謂也、是二者得(ヘ)國(ル)之卦也、

此の節は重耳晉國を有たんことを筮ひて筮史皆不吉といふ、司空季子之れを反說して吉となし其の理を說くことを記す、

公子親ら筮をとりて曰く、こひねがはくは晉國を有たんと、初め筮して屯卦を得、再び筮して豫卦を得、屯卦の內卦豫卦の外卦皆同じく八なるを得たり、筮史連山歸藏の二易を以て其の得たる卦の吉凶を占うて曰く、二卦ともに皆不吉なり、八は閉塞して變通せず、其の爻爲す所なし、凶象なりと、司空季子曰く否是れ周易を以て占へば皆吉なり、周易に在りては、二卦共に侯業を立つるに利ありと曰へり、公子晉國を有ち以て王室を輔けずんば安ぞ能く侯業を立てんといはんや、我筮に命じてこひねがはくは晉國を有たんと曰へば、筮我に告げて侯業を立つるに利ありと曰ふ、故に我は國を得ることを務めんのみ、吉孰れか是より大なるものあらんや、夫れ屯卦は震下坎上なり、豫卦は坤下震上なり、兩卦の內外卦皆震なり、震は車なり、坎は水なり、坤は土なり、屯は厚大なり、豫は樂(タノシミ)なり、車は外內に分れあり、順德を以て之れを訓へ導きて方向を誤らしめず、以て秦君の公子を輔導して其の業を誤らしめざるの象にあらずして何ぞや、又水泉の原渾々として竭きず以て土に資給し、土は厚大にして原泉の資給を得て萬物を生育するを樂しむ、其れ實に公子が晉國を有ちて萬民を撫育するに非らずんば、何を以て此の象にあたらんや、此の象にあたるは公子が晉國を有つの證なり、又震は雷なり、車なり、坎は勞するなり、水なり、衆なり、先づ屯卦に就てみるに、此の卦は雷と車とを主として水と衆とを上にせり、車に威力あるは武德の象なり、衆歸順するは文德の象なり、文武の二德具はるは厚大の至なり、故に卦を名づけて屯と曰ふなり、其の卦辭に曰く、元亨利貞勿ㇾ有ㇾ攸ㇾ往利ㇾ建ㇾ侯と、今之れを解釋せん、其の卦の震雷を主とするは其の威長大物皆懾伏して君長たるの象なり、故に元と曰ふ、衆歸順するは善祥なり、故に亨と曰ふ、內卦に震雷あり、貞固にして時を待ちて外に發す、故に利ㇾ貞なり、又內外二卦をみるに車上り水下る、是れ諸侯の上に出でて衆歸往するの象なり、公子は必ず霸者とならん、小事を企圖せば成功せずして失敗す、故に勿ㇾ用ㇾ有ㇾ攸

其の三章に曰く共二武之服一以定二王國一と、秦伯は重耳が君とならば必ず諸侯の霸となりて天子を匡佐するならんといふ意にてうたへるなり、(匡)をさめただすこと、(不レ從レ德)德は德惠なり君王の德惠(王室を輔け霸業を成すを望むことを指す)に從ひて務めざらんやとなり、

公子親筮之曰、尚有晉國、得貞屯悔豫皆八也、筮史占之、皆曰不吉、閉而不通、爻無爲也、司空季子曰、吉、是在易、皆利建侯、不有晉國以輔王室、安能建侯、我命筮曰、尚有晉國、筮告我曰、利建侯、得國之務也、吉孰大焉、震車也、坎水也、坤土也、屯厚也、豫樂也、車班外內、順以訓之、泉原以資之、土厚而樂其實、不有晉國、何以當之、震雷也車也、坎勞也水也衆也、主雷與車、而尚水與衆、車有震武也、衆而順文也、文武具厚之至也、故曰屯、其繇曰、元亨利貞、勿用有攸往、利建侯、主震雷長也、故曰元、衆而順嘉也、故曰亨、內有震雷、故利貞、車上水下、必伯、小事不濟壅也、故曰勿用有攸往、一夫之行也、衆順而有武威、故曰利建侯、坤母也、震長男也、母老子彊、故曰豫、其繇曰、利建侯行師、居樂出

詩は天子が諸侯に命服(諸侯に任命するときに賜ふ衣服)を賜ふときにうたふ詩なり、其の首章にいはく、君子來朝、何錫二予之一、雖レ無レ予レ之、路車乘馬と、秦伯は此の詩を應用的に解し己が女を重耳に與ふといふ意にてうたひたるものなれども、子餘は直に之れを詩の本旨を以て解したるを以て、公子を下降せしめ、又君以二天子之命服一命二重耳一といひたるなり、〔降拜〕堂を下りて禮拜すること、古は堂上に於て宴を行ふ、〔安志〕安逸を貪る志なり、〔黍苗〕詩經小雅黍苗の詩なり、邵伯が述職して諸侯を勞來することをうたへり、其の詩に曰く、芃々黍苗、陰雨膏レ之、悠々南行、邵伯勞レ之と、子餘が公子をして此の詩をうたはしめたる意は子餘自ら之れを説明せり、〔卬〕仰に同じ、仰慕なり、〔庇廕〕庇護すること、おほふこと、〔膏澤〕うるほすこと、〔嘉穀〕美穀なり、〔先君之榮〕先君は穆公の父襄公を指す、榮は榮え耀く功德なり、襄公西戎を伐ちて功あり爵を賜うて伯となる、〔濟レ河〕濟は渡なり、河は黃河なり、〔復彊〕興復し强盛にすること、〔重耳之望也〕晉は周室より出づ、故に王室を輔けて强盛にするは重耳の希望する所なるを以て之れを秦伯に望むなり、〔集レ德〕集は成なり、ナスと訓む、德を己が身に修め成すこと、〔歸載〕載も亦成なり、晉に歸りて更に大に德を成し全くすると、〔使主〕猶主といふが如し、〔成二封國一〕封國を保成すること、〔忞レ志〕志を忞にして霸業をなすこと、〔用二重耳一〕重耳を用ひて征伐せしむること、〔惕々〕おそれつゝしむこと、〔是子將レ有焉〕是の子(重耳を指す)此の功業(勤王と霸業)を有たんとすとなり、〔專在二寡人一乎〕寡人の專有にあらんやの意なり、〔鳩飛〕詩經小雅小宛の首章なり、其の詩に曰く、宛彼鳴鳩、翰飛戾レ天、我心憂傷、念二昔先人一、明發不レ寐、有レ懷二二人一と秦伯は己は晉の先君(重耳の父にて穆公は其の女を娶る)と我女(重耳の妻となりし嬴女)とを念ひ、晉國を安んじ重耳を君とせんといふ意にてうたへるなり、〔沔水〕逸詩なり、其の詩に曰く、沔彼流水、朝二宗於海一と、重耳は己國に反らば當に秦に朝事すべしといふ意にてうたへるなり、〔六月〕詩經小雅六月の詩なり、尹吉甫が周の宣王を佐けて征伐し周室を中興せるをうたへるもの、其の首章に曰く、王于出征、以匡二王國一と、其の二章に曰く以佐二天子一と、

君王天子の命服を以て重耳に命じ賜へり、重耳敢て安逸を貪る心あらんや、故に敢て堂を下りて命の辱きを拜せざらんやと、拜禮を成し、卒りて堂に上れり、子餘公子をして黍苗の詩をうたはしむ、子餘又秦伯に謂ひて曰く、重耳の君王を仰慕するや、猶黍苗の陰雨の降らんことを仰ぎ望むが如し、若し君王實に之れを庇護し陰雨を下してうるほし能く美穀と成して薦めて宗廟の神の前にあらしめば、(即ち重耳を輔けて國に反へり宗廟に奉事せしむれば)何の幸か之れに如かん、是れ偏に君王の力なり、君王若し君王の先君襄公の榮え耀く功德を更に大にあきらかにかゞやかして、東に行きて黄河を渡り師を整へて周室を輔け、之れを以前の强盛に興復し下さるれば、亦何の幸か之れに如かん、是れ重耳の君王に希望する所なり、重耳若し君王の力により德を己が身に成し晉に歸りて更に之れを全くし安全に晉の民に主となりて封國を保成するを得ば、其れ何ぞ實に君王に服從せざらんや、而して君王若し志を恣にして霸たらんとし以て重耳を用ひて征伐せしむれば、重耳はそれ死力を致して之れに從はん、かゝれば四方の諸侯其れ誰かおそれつゝしみて以て君王の命に從はざらんやと、秦伯歎じて曰く、是の子は將に自ら此の事功(勤王と霸業)を有せんとす、豈寡人の專有すべき所にあらんやと、秦伯鳩飛の詩をうたふ、公子沔水の詩をうたひて之れに答ふ、秦伯又六月の詩をうたふ、子餘公子をして堂を下り禮拜せしむ、秦伯も亦堂を下りて辭退す、子餘秦伯に謂ひて曰く、君王は天子を佐け王國ををさめたゞす所以のものを擧げて、以て重耳に命ぜらる、重耳敢て惰る心あらんや、又敢て君王の德惠に從ひて務をつくさゞることあらんやと、

〔衰之文〕衰は趙衰なり、文は儀容辭令を指す、〔如レ賓〕賓は國賓なり、諸侯をいふ、〔中不レ勝レ貌〕中は中情なり、中情外貌に勝たずとは文飾餘ありて中情の足らざること、〔華而不レ實〕華は言語の巧麗なること、不レ實は行のまことならぬこと、〔不レ度而施〕己が力を度らずして施設すること、〔恥門〕上述の五恥の門なり、〔不レ可三以封二〕以て封國を守るべからずの意なり、〔非レ此〕此の五恥の門を閉ぢ塞ぐに非ざればの意なり、〔無レ所〕功を立つる所なしの意なり、〔燕〕宴に同じ、宴會なり、〔采叔〕詩經小雅采叔の詩なり此の

成嘉穀薦在宗廟、君之力也、君若昭先君之榮、東行濟河、整師以復彊周室、重耳之望也、重耳若獲集德而歸載使主晉民成封國、其何實不從、君若恣志以用重耳、四方諸侯、其誰不惕惕以從君命、秦伯歎曰、是子將有焉、豈專在寡人乎、秦伯賦鳩飛、公子賦沔水、秦伯賦六月、子餘使公子降拜、秦伯降辭、子餘曰、君稱所以佐天子匡王國者、以命重耳、重耳敢有惰心、敢不從德、

此の節は秦伯公子を饗すること、子餘の巧妙の辭令秦伯を感歎さし公子を助くるの意を暗々裡にかたくさすことを記す、

他日秦伯將に公子を饗せんとす、公子子犯をして己に從はしむ、子犯曰く、吾は衰の儀容あり辭令に巧なるに如かざるなり、請ふ衰をして從はしめよと、乃ち子餘をして公子に從はしむ、秦伯公子を饗すること國君を饗する禮の如くす、子餘重耳を相けて秦伯に接すること國賓の如くす、禮卒る、明日大に宴して公子をもてなさんとす、秦伯其の大夫に謂ひて曰く、禮をなして終へざるは耻なり、中情の外貌に勝たざるは耻なり、言辭巧麗にして行まことならざるは耻なり、一たび己が力を度らずして妄に施設するは耻なり、施設して成らざるは耻なり、此の五耻の門を閉塞せざれば封國を守るべからず、此の五耻の門を閉づるに非ざれば師を用ふるも功を立つる所なし、二三子それ之れをつゝしめよやと、明日に及び大に宴會を催し公子をもてなす、時に秦伯は黍叔の詩をうたへり、子餘公子をして堂を下りて拜禮せしむ、秦伯も亦堂を下りて之れを辭退せり、子餘秦伯に謂ひて曰く、

たるなり、〔黷〕なれけがして男女別なきこと、〔黷レ災〕黷は生なり、灾は災に同じ、〔道レ利〕道は導に同じ、〔阜〕厚なり、豐にすること、〔相更〕更は續なり、ツヅクと訓む、〔不レ遷〕遷は離散なり、〔攝固〕攝は持なり、維持なり、〔土房〕房は居なり、土居は猶家國といふが如し、〔大事〕晉國をとりて君となる事を指す、〔子犯〕狐偃の字なり、〔何ニ有於妻一〕妻をとるに何の心配することかこれあらんとなり、〔子餘〕趙衰の字なり、〔禮志〕禮のことをしるせる記錄なり、〔有レ入〕人の意を入れ從ふこと、〔求ニ用於人一〕己が用をなさんことを人に求むること、〔婚媾〕重婚を媾といふ、重耳は翟に在るとき翟の君を入れて妻となす、今亦秦と婚すれば重婚に中る、故にしかいふ、〔受レ好〕愛好する女を受けての意なり、〔德レ之〕恩德として感ずること、〔逆レ之〕逆は迎なり、親迎するなり、

他日秦伯將レ饗ニ公子一、公子使ニ子犯從一、子犯曰、吾不レ如ニ衰之文一也、請使ニ衰從一、乃使ニ子餘從一、秦伯饗ニ公子一如レ饗ニ國君一之禮上、子餘相如レ賓、卒レ事、秦伯謂ニ其大夫一曰、爲レ禮而不レ終恥也、中不レ勝レ貌恥也、華而不レ實恥也、不レ度而施恥也、施而不レ濟恥也、恥門不レ閉、不レ可ニ以封一、非レ此用レ師則無レ所矣、二三子敬乎、明日燕、秦伯賦ニ采叔一、子餘使ニ公子降拜一、秦伯降辭、子餘曰、君以ニ天子之命一服ニ命重耳一、重耳敢有ニ安志一、敢不ニ降拜一、成レ拜卒登、子餘使ニ公子賦ニ黍苗一、子餘曰、重耳之卬ニ君也、若ニ黍苗之卬ニ陰雨一也、若君實庇ニ廕膏澤一之、使レ能

時の意、子圉が我國に人質たりし時といふをいみてかくいひたるなり、〔嬪嬙〕婦官なり、〔離二其惡名一〕離は罹なり、惡名は惡評なり、〔非レ此則無レ故〕此の如き理由に非ざれば直に公子と結婚せり、其の結婚せずして媵とせしは他故(他の理由)なし、此の如き理由なりしとの意なり、〔歡レ之故也〕歡を結ばんと欲するの故なりとなり、〔公子有レ辱〕公子の自ら身を辱めて四人となるあるはの意なり、〔唯命是聽〕此の嬴女を進退するの命は公子にきゝて如何やうにもせんとなり、〔司空季子〕公子隨行の臣、晉の大夫胥臣臼季なり、後司空の官につきしを以て司空季子といふ、司空の解は周語上を見よ、〔同姓〕此同姓は同父にして生れ德と姓と同じきものをいふ、〔黃帝之子二十五人〕其の名を詳にせず、〔青陽〕後帝位にのぼる、少昊是なり、〔夷鼓〕其事蹟を詳にせず、〔青陽方雷氏之甥也〕方雷は國名といひ、或は姓といふ、前說可なるに近し、甥は姉妹の子の稱なり、史記五帝本紀索隱に、黃帝の次妃は方雷氏の女なり、女節と曰ふ、青陽を生めりとあり、〔夷鼓彤魚氏之甥也〕彤魚は國の名、史記五帝本紀索隱に、黃帝の次妃は彤魚氏の女、夷鼓を生むとあり、〔同生〕同父に同じ、〔四母之子〕四母の名は詳ならず、〔二十五宗〕宗は小宗にて別子(適子以外の子の稱)の庶孫の分家せしものゝ稱なれども、こゝにては二十五子が二十五家を立てし意に見てよし、〔玄囂〕事蹟詳ならず、帝嚳の祖なり、〔倉林〕事蹟詳ならず、〔同二於黃帝一〕德黃帝に同じの意なり、〔少典〕國名といひ人名といふ、前說可なり、〔取〕娶なり、メトルと訓む、〔有蟜〕國名なり、〔炎帝〕神農氏なり、耒耜を造りて耕作を敎へ醫藥の道を創めたる帝王なり、〔二帝用レ師以相濟也〕濟は成なり、其の功を成すこと、一句の意は二帝軍を用ひて以て互に功を相成さんとし黃帝は炎帝を滅ぼせりとなり、史記五帝本紀には神農氏の世(子孫のこと、)衰ふ、諸侯相侵伐し百姓を暴虐して神農氏征する能はず、是に於て軒轅(黃帝の名)乃ち干戈を習用し、以て不享を征す、諸侯咸來りて賓從す云云、炎帝と阪泉の野に戰ひ三戰し、然る後其の志を得たりとありて、炎帝の子孫と戰ふといひ國語と異なれり、蓋し傳聞の異に出づるなるべし、〔男女相及〕男女相嫁娶すること、〔生レ民〕人類を繁殖すること、〔同心則同志〕心は本體より見、志は其の動き活く方より見

所の女を娶り其の岳父の力をかりて以て大事を成就せんこと亦可ならずやと、公子又子犯に謂ひて曰く、何如と、子犯對へて曰く、將に其の國をも奪ひ取らんとするに、其の妻を取るに何の憂ふる所かあらん、たゞ秦王の命ずる所に從ひ之れを納れて可なりと、公又子餘に謂ひて曰く、何如と、子餘對へて曰く、禮志にこれあり、曰く、將に人に請ふことあらんとすれば必ず先づ人の意を入れて從ふことあり、人の己を愛せんことを欲すれば必ず人を愛し、人の己に從はんことを欲すれば必ず先づ人に從ふと、されば人に恩德を施すことなくして人に己が用をなさんことを求むるは罪なり、今子は將に婚姻して以て秦に從はんとするときなれば、秦君の愛好する女を受けて之を親愛し、秦君の命に聽從して以て恩意を秦につくすも、余は其の未だ可ならざらんことを懼るゝなり、又何ぞ疑ふを要せんやと、公子乃ち嬴女を秦君にかへし、更めて結納をいれ正禮を以て之れを迎へ妻とせり、

〔歸二女五人一〕婦は嫁なり、トツグと訓む、〔懷嬴與焉〕嬴は秦の穆公の女、懷公(子圉)が秦に人質たりしとき穆公は嬴を其の妻とせり、故に懷嬴といふ、與焉とは媵(こしもと、侍女)となりて五人の中に與れりとなり、〔匜〕水を注ぐ器なり、〔沃盥〕沃は水を澆ぐこと、盥は手を澡ふこと、故に二字にて手にそゝぎあらふことなり、〔揮レ之〕揮は灑なり、ソヽグと訓む、洗ひて水のつきたる手をふりそゝぎて嬴の衣にかけたること、〔匹〕敵なり、對等をいふ、〔卑〕賤なり、イヤシムと訓む、〔降服〕上服をぬぐこと、人に降る禮なり、〔囚命〕自ら囚人となりて命をきくこと、〔寡人之適〕適は適妃の子なり、〔子圉之辱〕子圉の辱く我國に在りし

文姫匜(宣和博古圖)

一は青陽と夷鼓とす、皆德を同じくするを以て己姓と爲れり、青陽は方雷氏の甥にて夷鼓は彤魚氏の甥なり、其の同父にして異を德にし異姓なる者は四母の子にて、別れて十二姓となれり、故に黃帝の子は二十五人にして二十五宗あれども、其の姓を得るものは十四人にて十二姓(同德にして同姓なるもの各二人ある故十二姓なり、其の一組は前にあり、其の一組は後に出づ)と爲れり、他の十一人は德薄くして姓なく記錄に存せざるものなり、十二姓とは姬、酉、祁、己、滕、葴、任、荀、僖、姞、儇、依是れなり、其の中にて同德同姓のものは前述の己姓の青陽と夷鼓とにして、其の一はたゞ玄囂と倉林とのみ、父黃帝と德を同くせしを以ての故に、共に同じく姬姓となれり、兄弟又は父子德を同じくするの難きこと是の如し、兄弟德を同じくせずして相そこなひし例は史に明なり、昔し少典有蟜氏の女を娶りて黃帝と炎帝とを生めり、黃帝は姬水のほとりの地に成長し、炎帝は姜水のほとりの地に成長せり、成長して其の德を異にす、故に黃帝は姓を姬となし、炎帝は姓を姜と爲せり、二帝軍を用ひて以て互に功を相成さんとし、炎帝は遂に黃帝の爲に滅ぼされたり、是れ兄弟と雖德を異にせし故なり、かく異姓なれば則ち德を異にす、異なる德は則ち族類を異にす、異なる族類は親近の間と雖男女相嫁娶するは、人類を繁生するを以てなり、之れに反し同姓なれば則ち德をおなじくす、おなじ德のものは則ち心をおなじくす、おなじ心のものは則ち志をおなじくす、おなじ志のものは疎遠の間と雖男女相嫁娶せざるは、男女相なれけがして別なきに至らんことを畏るる故なり、男女相なれ、けがして別なきときはすなはち怨を生ず、怨みて亂るればすなはち災を生ず、災生ずれば同姓を滅するに至る、是のゆゑに妻を娶るに其の同姓のものを避くるは、亂れて同姓を滅すの災をきたすを畏れてなり、故に異なる德のものは婚姻をなし、同じ德のものは德義を以て相親しむ、德義にて親めば以て利益をみちびき、利益ありて以て其の同姓の族をゆたかにす、かく姓と利益と相滅びず繼續しそれが成就して離散せざるときは、すなはち能く維持すること固くして、其の家國を保守することを得るなり、今子は子圉に於て德を異にすること恰も道路の人の如し、されば其の棄つる

棄、以濟大事、不亦可乎、公子謂子犯曰、何如、對曰、將奪其國、何有於妻、唯秦所命從也、謂子餘曰、何如、對曰、禮志有之、曰、將有請於人、必先有入焉、欲人之愛己也、必先愛人、欲人之從己也、必先從人、無德於人、而求用於人罪也、今將婚媾以從秦、受好以愛之、聽從以德之、懼其未可也、又何疑焉、乃歸女、而納幣且逆之、

此の節は重耳秦伯の女嬴氏をめとることを記す、秦伯公子に女五人を嫁がしむ、其の中に懷嬴與りて媵となれり、公子嬴をして匜をさゝげて水を手に沃がしむ、既にして其の手の水をふるひそゝぎて、嬴の衣にかけて濕ほせり、嬴怒りて曰く、秦晉二國は對等なり、何を以て我を賤むること此の如きやと、公子懼れて上服を脫ぎ、自ら囚人となりて命を請へり、是に於て秦伯公子を見て曰く、寡人の適妃の子は此の嬴女を以て才ありとなす、子圉の我國に質たるや嬴を以て婦官に備へてかしづかしめたり、今我公子と婚を成さんと欲すれども、子圉の婦官に備はりしを以て惡評を來さんことを恐れて媵となせしのみ、其のわけは此の外にはなし、故に敢て婚姻の正禮を以て之れを公子におくらずして五人の中に加へしは、此に由りて公子と歡を結ばんと欲するの故のみ、しかるに今公子の身を辱めて命を請ふにあふ、此れ寡人の禮を備へざりし罪なり、寡人はたゞ公子の命をきゝて此の女を進退せんとす、幸に之れを恕せよと、公子は子圉と伯父甥の間柄なれば之れを納るれば骨肉相娶るの嫌あるを以て辭退せんと欲す、ときに司空季子公子に謂ひて曰く、同父にして生れ、德と姓と同じき者を兄弟と爲すときけり、昔し黃帝の子は二十五人ありき、其の德と姓と同じきものは二人のみ、其の

也、公子有辱、寡人之罪、唯命是聽、公子欲辭、司空季子曰、同姓爲兄弟、黃帝之子二十五人、其同姓者二人而已、唯青陽與夷鼓、皆爲己姓、青陽方雷氏之甥也、夷鼓彤魚氏之甥也、其同生異姓者、四母之子、別爲十二姓、凡黃帝之子、二十五宗、其得姓者十四人爲十二姓、姬、酉、祁、己、滕、葴、任、荀、僖、姞、儇、依是也、唯玄囂與倉林氏、同於黃帝、故皆爲姬姓、同德之難也如是、昔少典取於有蟜氏、生黃帝炎帝、黃帝

以姬水成、炎帝以姜水成、成而異德、故黃帝爲姬、炎帝爲姜、二帝用師以相濟也、異德之故也、異姓則異德、異德則異類、異類雖近、男女相及、以生民也、同姓則同德、同德則同心、同心則同志、同志雖遠、男女不相及、畏黷故也、黷則生怨、怨亂毓災、災毓滅姓、是故取妻避其同姓、畏亂災也、故異德合姓、同德合義、義以導利、利以阜姓、姓利相更、成而不遷、乃能攝固、保其土房、今子於子圉、道路之人也、取其所

〔櫜〕矢房（矢箙）なり、やづつ、〔韔〕弓韔なり、ゆみぶ

矢　箙（禮記義疏）

弓　韔（禮記義疏）

くろ、〔周旋〕猶馳驅といふが如し、〔令尹子玉〕令尹は官名、楚にて宰相を令尹といふ、子玉は楚の大夫成得臣の字なり、〔懼ニ楚師ニ〕此の懼はおどすこと、〔我不レ脩也〕我德の脩らざるなりの意なり、〔胙レ楚〕胙は福なりサイハヒスと訓む、〔冀州之土〕古の冀州の土、晉の國なり、〔令君〕善君なり、〔有レ文〕文は文辭なり辭令なり、〔約〕窮約なり、〔三材〕三人の賢才なり、狐偃趙衰賈它を指す、〔則請止ニ狐偃ニ〕則は然則の意、止ニ狐偃ニは狐偃を止めて人質とせんとの意なり、〔曹詩〕曹國の詩なり、今の曹風候人の篇にあり、〔彼己之子〕己は其と音義通ず、彼其の子とは猶彼の子といふが如し、〔媾〕和好なり、〔郵〕過なり咎なり、〔於レ是懷公〕於レ是は猶當ニ是時ニといふが如し、懷公は惠公の子圉にて秦に人質となりしものなり、〔秦伯〕穆公なり、伯爵なるを以て秦伯といふ、〔楚子〕成王なり、子爵なるを以て楚子といふ、

秦伯歸ニ女五人ニ、懷嬴與レ焉、公子使ニ奉レ匜沃ヒ盥、既而揮レ之、嬴怒曰、秦晉匹也、何以卑レ我、公子懼降レ服囚命、秦伯見ニ公子ニ曰、寡人之適、此爲レ才、子圉之辱、備ニ嬪嬙ニ焉、欲ニ以成ヒ婚、而懼レ離ニ其惡名ニ、非レ此則無レ故、不ニ敢以レ禮致ヒ之、歡レ之之故

んやと、王曰く然りと雖不穀は願くは之を聞かんと、公子對へて曰く、若し君の威靈を以て晉國に復り君たるを得ば、晉楚兵を治め中原に會せるとき、其れ君を避くること九十里せん、若し楚師をかへすの命を得ずんば、其れ左に鞭弭をとり、右に櫜鞬をつけ、以て君と戰場に相馳逐せんと、令尹子玉之れをきゝ成王に謂ひて曰く、請ふ晉の公子を殺さん、殺さずして晉國に反へさば將來必ず楚の師をおどさんと、成王曰く不可なり、楚の師の敵をおそるゝは、我が德の修まらざる爲なり、我にして不德ならば之を殺すも何の利かあらん、天にして若し楚に幸せば諸侯誰かよく我をおどさん、楚天の幸を得べからずば幸を得るものは冀州の士に國する晉か、晉に其れ善君なからんや必ずや善君あらん、善君たるものは公子か、公子は敏穎にして辭令あり、窮約して人に媚び諂はず、賢才三人之に師傅として輔翊す、是れ天の之れに幸するものなり、天のたすけて興す所のものは誰か能く之れを禦ぎ妨ぐるを得んと、子玉曰く然らば則ち狐偃を止めて人質とせんと、王曰くそれも亦不可なり、曹の詩に曰く、彼の子は其の和好を全うせず却て寇(アダ)をなせりと、此の詩は彼の子の擧を過として刺りたるなり、夫れ彼の子の擧を過として之れに效ひ從はば其の過又これより甚しからん、過に效ひ從ふは義に非ざるなりと、遂によく之れを過せり、是の時に當り懷公秦より逃げて晉にかへる、秦伯公子を楚より呼ぶ、楚子幣物とあつくして公子を秦に送れり、

〔成王〕名は熊頵、楚の名君なり、〔九獻〕爵(サカヅキ)を九たび獻ずること、上公を享する禮なり、〔庭實旅百〕庭實は庭に陳ぬる贈物なり、旅は陳なり、陳ぬること百とは其甚多きをいふなり、亦上公を享する禮なり、〔饗〕受なり、〔國薦〕國君の禮を以てお馳走を薦むること、〔非敵〕敵は對なり、對等の地位なり、〔君設〕國君を遇する禮を設くること、〔子女〕士女なり、〔羽旄〕羽は鳥羽なり、旄は旄牛の尾、ともに裝飾に用ふるもの、〔齒革〕齒は象牙、革は犀兕の皮なり、〔波及〕波は流なり、流及とは猶傳播といふが如し、〔不穀〕諸侯の謙辭なり、猶寡人といふが如し、〔三舍〕三十里を一舍となす、三舍は九十里なり、〔不獲命〕楚の師をかへすの命を得ずの意にて、楚が師をかへして歸らずばの謙辭なり、〔弭〕弓の緣なきもの、後の角弓なり、つのゆみ、

中原、其避君三舍、若不獲命、其左執鞭弭、右屬櫜鞬、以與君周旋、令尹子玉曰、請殺晉公子、弗殺而反晉國、必懼楚師、王曰、不可、楚師之懼、我不脩也、我之不德、殺之何爲、天之胙楚、誰能懼之、楚不可胙、冀州之士、其無令君乎、且晉公子、敏而有文、約而不諂、三材傳之、天胙之矣、天之所興、誰能禦之、子玉曰、則請止狐偃、王曰、不可、曹詩曰、彼己之子、不遂其媾、郵之也、夫郵而效之、郵又甚焉、效郵非義也、於是懷公自秦逃歸、秦伯召公子於楚、楚子厚幣、以送公子於秦、

此の節は重耳楚にゆく、楚王之れを優遇し秦に送ることを記す、

重耳遂に鄭を去りて楚にゆく、楚の成王周の禮を以てこれを享應し、九たび酒を獻じ庭に贈物として陳ねたる品物は甚多し、公子辭退せんと欲す、子犯曰く天の命じて與ふ所なり、君其れ之を受けよ、亡人にして國君の禮を以て之れに薦進し、對等の地位に非ずして禮を設けて遇すること國君の如くす、天君をたすくるに非ずんば誰か楚王の心をひらきて君を遇すること此の如くならしめんや、公子之れに從ふ、既に享應を受く、楚子公子に問うて曰く、子若し晉國にかへりて君たらば何を以て我に報いんとするかと、公子再拜稽首して對へて曰く、士女や玉帛は則ち君の國に多くこれあり、羽旄や齒革は則ち君の地に多く產出す、其の此れ等のものの晉國に傳播し晉人の益をうくる者は、悉く君の國の殘餘の品のみ、我晉國の貧弱なるや此の如し、又何を以て報ゆるものあら

〔長レ幼〕幼より成長する迄なり、〔還軫〕軫は車後の横木なり、還軫とは猶回車といふが如し、回車とは車をひきまはすことにて、周歴するを、〔四者〕親ニ有大一と用ニ前訓一と禮ニ兄弟一と資ニ窮困一とを指す、〔徼〕求なり、モトムと訓む、〔黍稷無レ成不レ能レ爲レ榮〕無レ成は苗にて長成せざること、榮は秀なり、穗なり、一句の意は、黍稷も苗のまゝにて成長せざれば穗をなして榮ゆること能はずとなり、重耳も今のまゝにて窮約すれば晉君となる能はざるを以て優遇せずとも心配の要なしの意にて引けるなり、〔黍不レ爲レ黍四句〕蕃廡蕃殖ともにしげりふゆること、句意は黍稷を種ゑても黍稷とならず他物となれば將來しげりふゆること能はざるを以て速に除去すべしとなり、吾が重耳を優遇しても重耳が晉君とならず君も亦其の報福を得ざれば之れを優遇するの要なく、寧ろ之れを殺すに如かずといふ意にて引きたるなり、〔所レ生不レ疑唯德之基〕生ずる所の物は必ず種うる所の物、即ち黍稷を種うれば必ず黍稷を得るも必然の事理なることを毫も疑はずして、之れを種ゑて保護し栽培するは即ち德の基をたつるものなりとなり、重耳が將來晉君となるは明なることなれば君は之れを疑はずして禮遇し保護するは德の基を立つるものなりといふ意にて引きたるなり、

遂如レ楚、楚成王以二周禮一享レ之、九獻、庭實旅百、公子欲レ辭、子犯曰、天命也、君其饗レ之、亡人而國薦之、非レ敵而君設レ之、非レ天誰啓レ之心、既饗、楚子問二於公子一曰、子若復二晉國一、何以報レ我、公子再拜稽首對曰、子女玉帛、則君有レ之、羽旄齒革、則君地生焉、其波二及晉國一者、君之餘也、又何以報、王曰、雖レ然不穀願レ聞レ之、對曰、若以二君之靈一、得レ復二晉國一、晉楚治レ兵、會二於

ん、諺に曰く、黍稷も苗のまゝにて長成せざれば穗を爲す能はず、又黍を種ゑても黍とならずして他物となれば黍は將來しげりふゆること能はず、稷を種ゑても稷とならずして他物となれば、稷は將來しげりふゆること能はず、かゝる黍稷は速に之れを刈り去るべし、されど生ずる所のものが種うる所のものと違はず、卽ち黍を種ゑて黍となり、稷を種ゑて稷となるはあたりまへのことなれば、毫も之れを疑はずして其の苗を保護してしげりみのらしむるは、これ德の基をたつるものなり、君の重耳に於けるも亦此の如し、君重耳に恩德を施しても重耳後晉君とならず君報福を得ざれば別に優遇するの要なく寧ろ之を殺すに如かざらんも、恩德を施さば必ず福を得之れに反すれば必ず禍を得るは既定の事理にして將來重耳が君となるも確なることなれば、君も亦重耳に恩德を施して德の基を立つることよけれ、然らずんば之れを殺して後の禍を除くこそよけれと、文公亦聽かず、〔文公〕名は捷といふ、〔叔詹〕鄭の大夫なり、〔有天〕天の啓き助くるあるもの、〔前訓〕先君の敎訓、〔資ニ窮困ニ〕資は資を與へて之れを救ふこと、〔三胙〕胙は福なり、〔啓〕開なり、開き助くること、〔狐氏〕重耳の母方なり、晉祖唐叔より出でゝ翟にあるもの、〔狐姬〕獻公の妃にして重耳の母なり、〔伯行〕狐偃の父狐突の字なり、〔成而儁才〕成は成人なり儁才は俊才に同じ、〔離違〕離は罹なり、違は去なり、禍に罹りて國を去ること、〔得レ所〕所は安全なる所、翟を指す、〔久約〕久しく窮約すること、〔釁〕瑕なり、過失なり、〔同出〕同父なり、〔靖〕治なり、〔載〕成なり、ナスと訓む、〔外內〕外は國外卽ち諸侯を指し、內は國內卽ち臣庶を指す、〔狐趙〕狐偃趙衰なり、〔周頌〕詩經周頌天作の篇にあり、〔天作ニ高山一大王荒レ之〕大王が岐山の下に邑し周室の基礎を堅くしたるをうたひたるなり、高山は岐山を指し、大王は文王の祖父なり、詩の意は、天がこの高き山を作生せり、大王は此山を保護して更に大きく立派にせりとなり、〔晉鄭兄弟〕晉鄭二國共に周室より出づ、故にいふ、〔武公〕名は滑といふ、〔文侯〕系圖を見よ、〔夾輔〕夾は併なり、〔勞而德レ之〕其の功を勞とし且つ其の行を恩とすること、〔盟質〕質は信なり、盟信の書なり、〔相起〕起は扶持なり、タスクと訓む、〔王之遺命〕平王が世相起也と命せし言をいふ、

く、臣之れを聞く、天の啓き助くる所の者を親み、先君の敎を用ひ、兄弟に禮を加へ、窮困者を賓を與ふるは、誠に善行にして、かゝる善行者は天の幸福を下して佑助する所となると、今晉の公子を見るに三福あり、天將に之れを啓き助けんとす、夫れ同姓の結婚せざるは子孫の蕃殖せざるを惡む爲なり、されど時として結婚せしが爲に善きことあり、公子の境遇これなり、狐氏は晉の祖唐叔より出でて翟に在り晉と同姓なり、狐姬は狐伯行の女にして晉の獻公の妃となり、實に重耳を生めり、重耳成人となり俊才なり、禍にかゝりて國を去り身を居くに安全なる所、乃ち同姓の住する翟に居るを得たり、而も久しく窮約して行に瑕(キズ)なし、此れ一の福なり、兄弟九人ありて今存するものは、たゞ重耳のみ、國外にさまよひ苦むの患難にかゝり、而も晉國は治まらず、公子のかへりて治むるを待たんとす、此れ二の福なり、晉侯は日々其の怨政を成して外の諸侯も內の臣庶も皆之れを見棄つ、之れに反し重耳は日々其の德を修め成して狐趙の賢臣之れを輔けて其の將來を謀る、此れ三の福なり、周頌に之れあり、曰く、天高山を作生す、大王は之れを荒にすと、荒とは之れを尊び大にすることなり、天の作生する所を助けて益〻大ならしむるは、實に天の啓き助くる所のものを親むものといふべし、夫れ晉と鄭とは兄弟の國なり、吾先君武公晉の文侯と力を合はせ心を一にして、周室の股肱となり平王をあはせたすけしかば、平王は其の勳を勞とし且つ其れを恩となし、之れに信盟の書を賜ひて曰く、二國は世々互に相扶持せよと、君若し天の啓き助くる所のものを親しまんとならば、三福を得たる公子は天の啓き助くるものと謂ふべし、若し先君の訓を用ひんとならば、文侯の功と武公の業とは先君の訓と謂ふべし若し、兄弟を禮遇せんとならば晉鄭は古よりの親戚にして且つ平王互に相扶持せよとの遺命あれば兄弟と謂ふべし、若し窮困せる者に賓を與へたすけんとならば、公子は國を出亡して幼より長ずるまで諸國を周歷す窮困せるものと謂ふべし、君此の四の善行をすてゝ行はずして以て天の禍を求むるは、乃ち不可なることなからんか、君其れ之れをはかり考へよと、文公聽かず、叔詹復諫めて曰く、君若し公子を禮遇せざれば則ち請ふ之れを殺さん、其の理由を申さ

公子有三胙焉、天將啓之、同姓不婚、惡不殖也、狐氏出自唐叔、狐姬伯行之子也、實生重耳、成而儁才、離違而得所、久約而無釁、一也、同出九人、唯重耳在、離外之患、而晉國不靖、二也、晉侯日載其怨、外内棄之、重耳日載其德、狐趙謀之、三也、在周頌曰、天作高山、大王荒之、荒大之也、大天所作、可謂親有天矣、晉鄭兄弟也、吾先君武公與晉文侯、戮力一心、股肱周室、夾輔平王、平王勞而德之、賜之盟質曰、世相起也、若親有天、獲三胙者、可謂有天、若用前訓、文侯之功武公之業、可謂前訓、若禮兄弟、晉鄭之親、王之遺命、可謂兄弟、若資窮困、亡在長幼、還軫諸侯、可謂窮困、棄此四者、以徼天禍、無乃不可乎、君其圖之、弗聽、叔詹曰、若不禮焉、則請殺之、諺曰、黍稷無成、不能爲榮、黍不爲黍、不能蕃廡、稷不爲稷、不能蕃殖、所生不疑、唯德之基、公弗聽、

此の節は重耳鄭をすぐ、鄭公其の臣の諫をきかずこれを禮せざることを記す、

公子鄭をすぐ、鄭の文公も亦禮せず、叔詹諫めて曰

此の節は重耳宋を過ぎ宋公の其の臣の言をいれ優遇することを記す、

公子宋を過ぐ、司馬の公孫固と相善し、公孫固襄公に謂ひて曰く、晉の公子國を出亡し幼より長に及ぶまで流寓して一日も安處せず、而るに善を好みて飽くことなく、狐偃に父事し、趙衰に師事し、賈佗に長事す、狐偃は其の舅なり、仁惠にして謀略に富めり、趙衰は其の先君の戎車の御として名望ありし趙夙の弟なり、辭令に巧にして忠信貞正なり、賈佗は公族なり、多識にして恭敬なり、此の三人の者實に之れを輔佐す、公子平居するときは則ち之れに下り事へ、行動するときは即ち之れに咨問し、幼より成人となるまで倦み怠らず、誠に禮あるものに近し、禮あるものに恩德を施すときは、必ず報ゆるあるものなり、故に商頌に曰く、湯王の賢を尊び士に下る甚疾速にして毫も遲疑せず、故に聖敬の德日に進み、遂に天帝に升り聞ゆと、此の詩は湯王が禮あるものに下り事へて之れを厚遇せるをうたひ謂ひたるなり、君其れ之れを考へはかりたまへと、襄公之れに從ひ公子を優遇し馬八十匹を贈れり、

〔司馬〕官名、軍の刑罰を司る長官、〔公孫固〕宋公の一族なり、〔襄公〕名を茲父といふ、〔長レ幼〕幼より長ずるまでの意なり、〔厭〕飽なり、飽きいとふこと、〔長事〕兄事すること、〔先君〕なくなりし君をいふ、獻公を指す、〔戎御〕戎車の御者なり、〔文〕文辭なり、辭令なり、〔公族〕諸侯の一族をいふ、〔多識〕多く物事をしること、〔左右〕輔佐すること、〔成レ幼〕幼年より成人までの意なり、〔樹〕種なり、種子をうゑつくること、此は恩德を施すを指す、〔艾〕報なり、〔商頌〕商國の頌詩なり、此に引ける句は詩經商頌長發の篇にあり、〔湯降不レ遲〕湯は湯王なり、降は下なり、賢を尊び士に下ること、不レ遲とは極めて疾速にして毫も遲疑せぬこと、〔聖敬日躋〕聖は通なり、躋は升なり、一句の意は、通明恭敬の德日に進み、遂に天帝にまで升り聞ゆとなり、〔二十乘〕馬四匹を乘となす、八十匹なり、

公子過レ鄭、鄭文公亦不レ禮焉、叔詹諫曰、臣聞レ之、親二有天一、用二前訓一、禮二兄弟一、資二窮困一、天所レ福也、今晉

子を指す、〔首誅〕最先きに誅せらるゝもの、〔貳〕別なり、曹君は禮せざれば之れと行を別にして禮を加へざるやの意なり、〔餽レ飧寘レ璧〕餽は饋に同じ、食物をおくること、飧は熟食なり、寘は置なり、璧は玉の名にて交を求むる時に進物として用ふ、一句の意は、盤上に熟食を置き其の下に璧を置きしとなり、熟食の下に璧を置きしは人に見えしめざるを欲する爲なり、〔公子受レ飧反レ璧〕璧を反へせるは、臣下は境外の人と交を結ぶ禮なし、負羈は此の禮を犯せり、公子は禮を重んずるを以て之を反へしたるなり、〔曹伯〕曹は伯爵なり、故にいふ、〔匹〕儕輩なり、ともがら、〔亡公子〕國を出亡せる公子〔明レ賢〕賢人を尊びあらはすこと、〔榦〕本なり、〔宗〕本なり、〔紀レ政〕紀は治なり、〔常〕法也、〔先君〕曹の始祖を指す、〔叔振〕文王の子なり、故に文王より出づといふ、〔唐叔〕武王の子なり、故に武王より出づといふ、〔卿材三人〕賢材の卿三人なり、三人は狐偃と趙衰と賈佗とをいふ、〔蔑〕輕んずること、〔宜〕義なり、〔闕〕缺なり、缺損あること、〔三常〕前の政之榦と禮之宗と國之常とを指す、〔失レ位〕猶君たるの職を果さずといふが如し、

公子過レ宋、與二司馬公孫固一相善、公孫固言二於襄公一曰、晉公子亡長レ幼矣、而好レ善不レ厭、父二事狐偃一、師二事趙衰一、而長二事賈佗一、狐偃其舅也、而惠以有レ謀、趙衰其先君之戎御趙夙之弟也、而文以忠貞、賈佗公族也、而多識以恭敬、此三人者、實左二右之一、公子居則下レ之、動則咨レ焉、成レ幼而不レ倦、殆有二禮焉一、樹二於有禮一必有レ艾、商頌曰、湯降不レ遲、聖敬日躋、降二有禮一之謂也、君其圖レ之、襄公從レ之、贈以二馬二十乘一、

先に誅せられん、子なんぞ早く我君と別れて自ら之れを禮せざるやと、僖負羈乃ち公子に熟食をおくり、其の中に璧を置けり、公子は熟食をうけて璧をかへせり、負羈曹伯を諫め言ひて曰く、夫の晉の公子は此の國に在り、君のともがらなり、君亦何ぞ之れを禮せずして可ならんやと、曹伯曰く、諸侯の亡公子其れ甚多し、誰か此の國を過ぎらざらん、すべて逃亡者は禮なきものなり、余いづくんぞ能く盡く禮遇するを得んやと、負羈對へて曰く、臣之れを聞く、親戚を愛寵し賢人を尊びあらはすは政の本なり、賓客を禮し窮乏をめぐむは禮の本なり、禮を以て政を治むるは國の法なり、法を失へば政立たざるは君の知る所なり、國君は私親なし、國を以て國と親しむことを爲す、我國祖叔振は文王より出で、晉の祖唐叔は武王より出づ、文武二王が天下一統の功業は、實に諸姫の子を立てゝ諸侯となせり、故に二王の子孫は世々親睦をすてざるなり、しかるに今之れをすてゝ、公子を遇せざるは、是れ親戚を愛せざるものなり、晉の公子は生れて十七年にして國を亡去し、賢材なる卿三人之れに從ひて輔佐するは公子賢なるが爲なり、實に公子は賢といふべし、而るに君之れを輕んじて禮せざるは、是れ賢人を尊びてあらはさゞるものなり、晉の公子の出亡して窮せるは愛憐せざる可からざるなり、而して公子は親戚にして賢人なり、之れを他の賓客に比して大に禮遇せざるべからざるなり、此の二つの者を失はゞ是れ賓を禮遇せず窮乏を憐まざるものなり、國に君となりて天の福祿を守るものは將に之れを義の爲に施さんとするなり、若し義の爲に施さずば天の怒りにあひて福祿缺損することあらん、玉帛酒食は猶糞土の如きのみ、糞土を愛惜して以て國の三の本をやぶり、君職を盡くさずして天の福祿を缺損するは大災なり、君是の大災を難とせざるは、乃ち不可なることなからんか、君よ其れよく之れをはかり考へよと、曹公きかず遂に公子を禮遇せざりき、

〔共公〕名を襄といふ、〔骿脅〕骿は比なり、脅は腋下の名なり、脅骨合比して一の如きを骿脅といふ、俗にいふ一枚あばらなり、〔諜〕候なり、ウカヾフと訓む、〔微〕障蔽なり、ついたての如きものをいふ、〔薄〕迫なり、セマルと訓む、〔僖負羈〕曹の大夫なり、〔一人〕公

伯曰、諸侯之亡公子其多矣、誰不過此、亡者皆無禮者也、余焉能盡禮焉、對曰、臣聞之、愛親明賢政之榦也、禮賓矜窮禮之宗也、禮以紀政國之常也、失常不立、君所知也、國君無親、國以爲親、先君叔振出自文王、晉祖唐叔出自武王、文武之功、實建諸姬、故二王之嗣、世不廢親、今君棄之、是不愛親也、晉公子生十七年而亡、卿材三人從之、可謂賢矣、而君蔑之、是不明賢也、晉公子之亡、不可不憐也、比之賓客、不可不禮也、失此二者、是不禮賓不憐窮也、守天之聚、將施宜、宜而不施、聚必有闕、玉帛酒食猶糞土也、愛糞土以毀三常、失位而闕聚、是之不難、無乃不可乎、君其圖之、公弗聽、

此の節は公子曹を過ぎて曹君禮せざること、大夫信負羈私に公子を遇すること、及び曹君を諫めて曹君きかざることを記す、

公子衞より曹を過ぐ、曹の共公も亦禮遇せず、公子の一枚あばらなることを聞き、其の狀を觀んと欲し、公子を館舍に止め、其の將に浴せんとして障蔽を設くるときをうかゞひ、迫り近づきて之れを觀たり、大夫僖負羈の妻、負羈に謂ひて曰く、吾晉の公子を觀察するに賢人なり、其の從者は皆國相の器なり、衆賢を以て一人の公子を輔佐す、公子は必ず晉國を得て君たらん、公子晉國を得て無禮の國を討たば、曹は其れ最

り、晉の子孫にては公子實に有德なり、晉君重ねて無道なり、天有德の人に幸して之れを晉に君とせば晉に君臨して其の先祀を守らんものは必ず公子ならん、公子若し國に復りて君となり其の德を修め其の民を鎭撫せば、必ず諸侯の心服を獲て霸となり、無禮の諸侯を討たん、君今に及びて早く公子に親しむをはからずば、衛は實に討伐さるゝ中にあらん、臣等小人是れ討たれんことを懼る、敢て心を盡くして諫めざらんやと、公きかず、遂に公子を禮せざりき、

〔文公〕名は燬と云、〔有邢翟之虞〕虞は備なり、此の時刑人翟人衛を伐ち菟圃を圍む、文公師をひきゐて之を防ぐ、故にいふ、〔甯莊子〕衛の正卿にて、名は速といふ、〔紀〕紀綱なり、〔親民之結也〕親は親戚なり、君親戚を親めば民親親の道を知る、親親の道を知れば上君に對して親しみて畔かず、故に民の心を結ぶ所以なりといふ、〔善德之建也〕善は善人なり、善人を尊ぶことを指す、〔衛親也〕衛と晉とは共に姬姓なり、故にいふ、〔康叔文之昭也唐叔武之穆也〕康叔は衛の祖、唐叔は晉の祖、文は文王、武は武王なり、昭穆は親族の別、周語下に說く、〔天胙〕胙は福祿なり、〔天聚〕天胙に同じ、〔胤〕子孫なり、〔晉仍無道〕仍は重なり、カサネテと訓む、獻公惠公共に無道なり、故にいふ、〔胙有德〕胙は福なり、サイハヒスと訓む、〔衛而在討〕衛は第一に討たるゝ中にありとの意なり、

自衛過曹、曹共公亦不禮焉、聞其駢脅、欲觀其狀、止其舍、諜其將浴、設微、薄而觀之、僖負羈之妻、言於負羈曰、吾觀晉公子賢人也、其從者皆國相也、以相一人、必得晉國、得晉國而討無禮、曹其首誅也、子盍蚤自貳焉、僖負羈饋飧寘璧焉、公子受飧反璧、負羈言於曹伯曰、夫晉公子在此、君之匹也、君不亦禮焉、曹

可以固、德無建不可以立、此三者君之所愼也、今君棄之、無乃不可乎、晉公子善人也、而衞親也、君不禮焉、棄三德矣、臣故云、君其圖之、康叔文之昭也、唐叔武之穆也、周之大功在武、天胙將在武族、苟姬未絶、周室而俾守天聚者、必武族也、武族唯晉實昌、晉胤公子實德、晉仍無道、天胙有德、晉之守祀、必公子也、若復而修其德、鎭撫其民、必獲諸侯、以討無禮、君弗蚤圖、衞而在討、小人是懼、敢不盡心、公弗聽、

此の節は公子衞を過ぐ衞君禮せず、大夫甯莊子諫めたれども衞君きかざることを記す、

公子衞を過ぐ、衞の文公邢翟に備ふるありし爲に之れを禮遇すること能はず、大夫甯莊子諫めて言ひて曰く、夫れ禮は國の紀綱なり、親戚を親しむは民の心を結ぶ所以なり、善人を尊ぶは德を建つる所以なり、國に紀綱なければ以て長く世を終ふ可からず、民の心を結ぶなければ以て國を固むべからず、德建つることなければ以て位に立つ可からず、此の三つの者は君たるもの丶愼み修むべき所なり、然るに今君は之を棄つ、乃ち不可なることなからんか、晉の公子は善人なり、而して衞は晉と親戚なり、君之れを禮せず、かく三德を棄てらる、臣故に云ふ、君其れ之をはかり考へよと、夫れ我祖康叔は文王の昭族なり、晉祖唐叔は武王の穆族なり、周室の大功業を建てしものは武王にあり、されば天の福祿は將に武王の族に在らんとす、故に苟も姬姓未だ絶滅せず、天が周室の宗族の中の人をして天の福祿を守らしめんものは必ず武王の族ならんか、武王の族にては唯晉のみ實に隆昌な

を刺りたるもの、詩の意は祭仲の言もおもふべきも、之れに從ひて弟を殺さば多くの人がかれこれといふ此れも亦畏るべしと、公は遲疑して決せず遂に大亂をかもせりとなり、こゝは公子は齊を懷うて去る能はざるも從者の謀は畏るべし、畏れて從はざるべからずといふ意にて引きたるなり、〔管敬仲〕管仲なり、敬は謚、仲は字なり、〔民之上也〕上は上行なり、〔從ㇾ懷〕私をおもひて欲を縱にすること、〔民之下也〕下は下行なり、〔民之中也〕中は中行なり、〔去ㇾ威遠矣〕威をおそれざること甚しきをいふ、〔辟〕刑罰なり、〔紀綱〕治むること、〔裨輔〕輔佐なり、〔先君〕桓公をいふ、〔齊國之政敗矣〕孝公位に卽きて諸侯之に畔き霸業地に墜つ、故にいふ、〔公子幾矣〕幾は近なり、チカシと訓む、公子國を得て君たるに近しの意なり、〔濟ニ百姓ニ〕濟は成なり、治め成すこと、〔釋ㇾ之〕釋は置なり、すておくこと、〔敗不ㇾ可ㇾ處〕敗は敗國なり、齊を指す、〔大火〕大火星の次なり、〔閼伯之星也〕閼伯は陶唐氏の火正にて商丘に居る、死して上天して大火星となる、故にいふ、〔紀ニ商人ニ〕紀は治なり、治め主ること、閼伯は商丘に居る、故に其の墟に國せし商人を治め主るといふ、〔商之饗ㇾ國三十一王〕三十一王は湯王、太丁、外丙、仲壬、太甲、沃丁、太康、小甲、雍巳、太戊、仲丁、外壬、河亶甲、祖乙、祖辛、沃甲、祖丁、南庚、陽甲、盤庚、小辛、小乙、武丁、祖庚、祖甲、廩辛、庚丁、武乙、太丁、帝乙、帝辛をいふ、二代目の太丁は卽位せずして卒したれど、太子なりし故數へ入れたるなるべし、〔瞽史〕周語下に見ゆ、〔唐叔〕晉の始祖なり、〔未ㇾ半〕唐叔より惠公に至るまで十四世なり、故に半ならずといふ、〔亂不ㇾ長ㇾ世〕亂は幾代も永く續くものに非ず、早く治まるの意なり、〔無ㇾ所ㇾ濟〕濟は成なり、事業成就すること、〔舅氏〕子犯は公子の舅なり、故に舅氏といふ、舅は母の兄弟なり、母方のをぢ、〔厭〕飽なり、〔柔嘉〕嘉は美なり、柔美は柔脆なる美味なり、〔腥臊〕なまぐさく不味なること、

過ㇾ衞、衞文公有ニ邢翟之虞ニ、不ㇾ能ㇾ禮焉、寗莊子言ニ於公ニ曰、夫禮國之紀也、親ㇾ民之結也、善ㇾ德之建也、國無ㇾ紀不ㇾ可ニ以終ニ、民無ㇾ結不

死するか其の死所を知らざるなり、此の如くんば誰か能く豺狼と余の肉を爭ひ食はんや、之れに反して若し克く事成るあらば、公子は亦晉國の產する柔脆に美味なる物を甘く食し得ることなからんや、大に飽食するを得べし、かゝれば偃の肉はなまぐさくして不味なり、はたいづくんぞ之れを食ふを用ひんと、公子も悟るところあり、遂に共に齊を去りて行けり、

〔齊侯妻ㇾ之〕桓公其の女姜氏を公子に妻はすこと、〔二十乘〕四馬を乘となす、二十乘は八十匹なり、〔知ニ齊之不ㇾ可ニ以動一〕齊の力弱きを以て之れを動かし其の力によりて國に反るべからざるをしること、〔蠶妾〕姜氏の養蠶に從へる小妾なり、〔貳〕疑なり、ウタガフと訓む、〔無ㇾ成ㇾ命〕天命に從ひ大事を成就すること、〔詩云上帝云云〕詩經大雅大明の篇にあり、女は汝なり、周の武王を指す、詩の意は上帝は汝武王の上に臨みて汝の身を保護し給へり、故に敵(殷の紂王)を伐たば必ず先づ汝疑心あることなかれとなり、公子も上帝の加護あれば從者の謀を疑ふなかれといふ心にて引證したるなり、〔先王〕武王を指す、〔極ニ於此一〕極は至なり、イタルと訓む、〔寧歲〕安寧なるとしなり、〔民無ニ成君一〕成は定なり、民に定まれる君なしとは、奚齊卓子は殺されて死し、惠公は內外共に之れを惡むを以てなり、〔吾不ㇾ動〕動は移去なり、〔周詩曰云云〕詩經小雅皇皇者華の篇なり、莘々は衆多なるさま、征は行なり、征夫は征行の丈夫なり、靡は無なり、每懷無ㇾ及とは常に公の爲に進み行くことを懷ひて、早く目的の處に及ぶことなからんことを恐れ居れりとなり、〔夙夜三旬〕姜氏の詩を解釋せる語なり、征は行くなり、行は道なり、啓處は跪きて休み居ること、及は目的の地に及ぶなり、〔順ㇾ身〕私の安きに順ふこと、〔懷安〕私をおもひて安逸を貪ること、〔日月不ㇾ處〕日月は一處に止まりをらざること、猶時は人を待たずといふが如し、〔西方之書〕西方は周をいふ、周は西方にあるを以てなり、〔疚ニ大事一〕疚は病なり、大事を病ますとは猶大事を誤らすといふが如し、〔鄭詩云云〕詩經鄭風將仲子の篇にあり、仲は將仲子にて大夫祭仲を指す、鄭の莊公の弟共叔段母の愛を恃みて傲暴なり、祭仲數諫むれども公因循して決する能はず遂に大亂を致す、此の詩は卽ち公の因循遲疑する

は則ち刑罰に處するあり、次に私を懷いて之れに從ふこと水の流るゝが如きは威を畏れざること甚しきものにして愚闇暴昧の徒なり、故に之れを下行といふ、此の如きものは其れ刑罰に處せらるゝにあるのみ、若し夫れ中行に至りては私を懷ふと同時に又威を畏れて欲を縱にせざるものにして中庸を得るにちかし、故に吾は之れに從はん、子我齊を懷ひて去る能はざらんも亦天威の畏るべきを思へよ、鄭詩にいへる言も亦吾れ之れに從はん、子も亦其の從者の言を畏れて之れに從はざるべからざるなり、我大夫管仲は天威の畏るべきを思ひ自ら此の中行を養ひ、又民を敎へて養はせたり、此れ其の能く齊國を治めとゝのへ先君を輔佐して霸業を成せし所以なり、子にして若し之の中行をすてゝ私に從ひ安逸を貪らば亦大事をなし難からずや、今や我齊國の政は敗れて先君の時の如くならざるなり、晉君の無道は久し斃れんと近し、子の從者の謀は忠正なり從はざるべからず、時日は及べり、公子が國を得て君たるは近し、國に君として以て百姓を治め成すべし、而るに之の好機を置きて安逸を貪るは人に非ざるなり、夫れ政の敗れたる國には處るべからず、時機は失ふべからず、忠正の謀は棄つべからず、私を懷ひ安逸を貪る心には從ふべからず、子よ必ず速に去れ、且つ吾之れを聞く、晉國の始めて封ぜられしときは歲星が大火星の次にやどりし年なりきと、大火星は閼伯の星神にて實に商人を治め主れり、商の國をうけて君たる三十一代なりき、晉は歲星の大火星の次にやどりし年に國をうけたれば商と同じく大火星卽ち閼伯の神の配下にあり、故に瞽史の記錄に曰く晉の唐叔の世は將に商の世數の如く三十一世ならんとすと、而して今は未だ其の半に至らざるなり、國亂るとも幾世も永く續くものに非ず、當に久しからずして平時に復すべし、公子の存するものはたゞ子のみなり、されば子は必ず晉國を有たん、如何ぞ私を懷ひて安逸を貪るべけんやと、公子きかず、姜氏乃ち子犯と謀り、公子に酒をのませ、醉はせて之れを車に載せて以て去らしむ、公子醒めて大に怒り戈を持ち子犯を逐うて曰く、若し事成る所なくば吾は舅氏の肉を食ふとも其れ滿足することを知らんやと、舅犯走り且つ對へて曰く、若し事成る所なくば余未だ原野に溝壑に餓死するか病

ことを患へ、從者と桑樹の下に謀る時に蠶妾桑樹の上にありて桑を摘めり、子犯其の樹上に人の在ることを知ることなく齊を去ることを相談せり、蠶妾聞きて姜氏に告ぐ、姜氏之れを殺し、而して公子に謂ひて曰く、子の從者將に子を連れて齊を去らんとし桑樹の下に謀れり、其れを聞ける蠶妾は吾已に之れを殺したれば吾の外に此の謀をしるものなし、子は必ず之れに從へ、以て疑ふべからず、疑へば天命を成就して功名を得ることなし、詩に曰く、上帝は汝武王の上に臨みて汝を保護せり、汝は決然として所信を行ひ心に疑を抱くこと勿れと、先王武王は天命の疑ふべからざることを知り之に從ひしが故に、卒に天下を有つに至れり、此れに由れば天命は疑ひて可ならんや、子は晉國の騷難を逃れ去りて此に至れり、子の去りしより晉國には安らかなる歲なく、晉民には定まれる君なし、天は未だ晉を滅さず、而して晉には他の公子なくたゞ子あるのみ、然らば他日晉國を保たんものは子に非ずして誰ぞや、子其れ之れを勉めよ、上帝子の上に臨みて保護せり、疑へば必ず咎あらんと、公子曰く、吾は移り去らず、必ず此に死なんと、姜氏曰く、然らず、周詩に曰く、多くの征夫は常に進み行く事を懷ひて及ぶなからんとすと、かく征夫は夙に起き夜はに寢ねて道を行きて跪き居るに暇あらざるも、猶目的の處に及ぶなからんことをおそる、況や其の身の安きに順ひ己が欲を縱にし之れを懷ひこゝに安ずるときは、將た何ぞ目的の處に及び得ん、すべて人は志を立てゝ其の目的の處に及ばんことを求めずば、何ぞそれ能く此に及ぶことを得んや、日月は一處に定居せず行きて止むことなし、人誰か安んじて逸樂を貪るを得んや、西方の書にこれあり、曰く、私事を懷ふと安逸とは大事をあやまらすと、鄭の詩に曰く、祭仲も懷ふべし多くの人の言も亦畏るべしと、昔我管敬仲言へるあり、小妾之れを聞けり、曰く、威を畏るゝこと疾病の如きは民の上行なり、私を懷ひて之れに從ふこと水の流るゝが如く止まる所を知らざるは民の下行なり、私を懷ひて又威の畏るべきを思ひ、欲を縱にせざるは民の中行なりと、夫れ民威を畏るゝこと疾病の如くなれば乃ち能く民を威すを得、能く威を以て民を畏れしむれば民の上に君臨して之れを治むるを得、民若し其の威を畏れざるとき

君、而成霸者也、子而棄之、不亦難乎、齊國之政敗矣、晉之無道久矣、從者之謀忠矣、時日及矣、公子幾矣、君國可以濟百姓、而釋之者非人也、敗不可處、時不可失、忠不可棄、懷不可從、子必速行、吾聞、晉之始封也、歲在大火、閼伯之星也、實紀商人、商之饗國、三十一王、瞽史之記曰、唐叔之世、將如商數、今未半也、亂不長世、公子唯子、子必有晉、若何懷安、公子弗聽、姜與子犯謀、醉而載之以行、醒以戈逐子犯曰、若無所濟、吾食舅氏之肉、其知厭乎、舅犯走且對曰、若無所濟、余未知死所、誰能與豺狼爭食、若克有成、公子無亦晉之柔嘉是甘食、偃之肉腥臊、將焉用之、遂行、

此の節は公子齊に安んじて去るの志なし、齊姜諫むれどもきかず、遂に子犯とはかりて酒に醉はし車にのせて去らすことを記す、

齊侯公子に己が女（齊姜）を妻はし之れを遇すること甚厚く、資財として馬八十匹を與ふるあり、公子大に喜び將に齊に死なんのみと思ひて曰く、民生安樂なれば滿足なり、誰か其の他を知らんと、居ること一年にして桓公卒し、孝公位に卽く、諸侯齊に畔く、子犯齊の力弱く公子の國に反る世話を賴むべからざるを知り、又公子の齊に安居して此に終焉する志あるを知り、齊を去らんことを欲すれども公子の肯ぜざる

桑下、蠶妾在上焉、莫知其在也、妾告姜氏、姜氏殺之、而言於公子曰、從者將以子行、其聞之者、吾已除之矣、子必從之、不可以貳、貳無成命、詩云、上帝臨女、無貳爾心、先王其知之矣、貳將可乎、子去晉難而極於此、自子之行、晉無寧歲、民無成君、天未喪晉、無異公子、有晉國者、非子而誰、子其勉之、上帝臨子矣、貳必有咎、公子曰、吾不動矣、必死於此、姜曰不然、周詩曰、莘莘征夫、每懷靡及、夙夜征行、不遑啓處、猶懼無及、況其順身縱欲懷安、將何及矣、人不求及、其能及乎、日月不處、人誰獲安、西方之書有之、曰、懷與安、實疚大事、鄭詩云、仲可懷也、人之多言、亦可畏也、昔管敬仲有言、小妾聞之、曰、畏威如疾、民之上也、從懷如流、民之下也、見懷思威、民之中也、畏威如疾、乃能威民、威在民上、弗畏有刑、從懷如流、去威遠矣、故謂之下、其在辟也、吾從中也、鄭詩之言、吾其從之、此大夫管仲之所以紀綱齊國、裨輔先

げて以て公子に服す、公子此の外にまた何をか求めんとはする、夫れ天の降す事は必ず先づ其の象の現はるゝあり、國を出でてより十二年目に此の邑に來り此の賜を得たれば、今より十二年の後に必ず此の土地を獲ん、二三子之れを心にしるせよ、今年歳星壽星の次にやどれり、其れより次第に諸星次を周ること十二にして鶉尾星の次にやどる年に及ばば、其れ此の土地を所有せんか、天既に此のごとを告げたり、歳星鶉尾星の次を經て復び壽星の次にやどる年に至らば、必ず諸侯を獲て霸とならん、是れ天の道の我に示す所なり、而して天の道に從ひて行くは今日是の土塊を得るより始めん、而して此の土地を有つは十二年後の戊申の日を以てせんか、何となれば戊は土なり、申は伸廣なり、戊申は卽ち土地を申廣する所以の義なればなりと、公子之れに從ひ再拜稽首して土塊を受けて之れを車に載せ、遂に去りて齊にゆけり、

〔五鹿〕衞の邑なり、〔野人〕農夫なり、〔子犯〕狐偃の字なり、〔此土〕五鹿を指す、〔志〕識なり、シルスと訓む、〔歳在二壽星一及二鶉尾一〕歳は歳星なり、一年に一星次を經十二年にして天を一周す、壽星鶉尾皆星次の名なり、一句の意は、今年は歳星壽星の次にあれば、其れより十一星次を經て鶉尾星の次に至らば、卽ち今より十二年目に至らばの意なり、〔天以命矣〕以は已なり、スデニと訓む、命は告ぐるなり、〔復二於壽星一〕今年歳星壽星の次にあり、それが諸星次を經て復び壽星の次にかへらばにて、今より十三年を經ばの意なり、〔由レ是〕是の土塊を受くるよりなり、〔戊申〕十二年後の戊申の日なり、戊は五行に配すれば土にあたり、申は伸と音通ず、故に土を申ぶる所以なりといふ、

齊侯妻レ之甚善焉、有二馬二十乘一、將レ死二於齊一而已矣、曰、民生安樂、誰知二其它一、桓公卒孝公卽レ位、諸侯畔レ齊、子犯知二齊之不一レ可二以動一、而知三文公之安二齊而有一レ終焉之志一也、欲レ行而患レ之、與二從者一謀二於

臣從者以て然りとなす、乃ち翟を出でゝ齊に出發せり、

〔日吾來レ此也〕日は往日なり、サキニと訓む、〔榮〕寵榮なり、〔成レ事〕國に反るの事を爲すこと、〔達〕至なり、イタルと訓む、〔困而有レ資〕資は資給なり、翟の君重耳に資給をなすなり、〔擇レ利〕利は寄旅の便利なり、〔戾〕定なり、サダマルと訓む、〔底〕止なり、トヾマルと訓む、〔底著滯淫〕二語共に長く久しく止まりておちつくこと、〔速行〕行は去なり、〔其遠〕其の道の遠きなり、〔蓄力〕蓄は養なり、力は專ら資財を指していふ、〔一紀〕歲星の一周を一紀となす、十二年なり、〔可三以遠二矣〕以て遠國に行くべしの意なり、〔長〕老なり、〔多讒〕多くの讒言をなすもの、羣小をいふ、〔衷〕中情なり、〔思レ始〕始は初の時、管仲在世の時を指す〔前言〕前人の言、卽ち管仲の言を指す、〔厭レ邇〕厭は足なり、邇は諸侯を指す、〔逐レ遠〕逐は求なりモトムと訓む、遠は夷狄を指す、〔遠人〕夷狄の人なり、重耳一行を指す、夷狄に居るを以てなり、〔入服〕入貢して服從すること、〔鄭〕過なり、咎なり、〔季年〕晚年なり、

過二五鹿一、乞二食於野人一、野人擧レ塊以與レ之、公子怒、將レ鞭レ之、子犯曰、天賜也、民以レ土服、又何求焉、天事必象、十有二年、必獲二此土一、二三子志レ之、歲在二壽星一及二鶉尾一、其有二此土一乎、天以命矣、復二於壽星一、必獲二諸侯一、天之道也、由レ是始レ之、有レ此其以二戊申一乎、所二以申一レ土也、再拜稽首、受而載レ之、遂適レ齊、

此の節は公子五鹿にて野人に食を乞ひて其の土を與へたるを怒りうたんとせるを子犯の天賜なりとて再拜して受けしめたることを記す、

齊にゆくの途中五鹿の邑を過ぎ食を農夫に乞ふ、農夫土塊を擧げて以て之れに與ふ、公子怒り將に之れを鞭たんとす、子犯曰く、こは天の賜なり、民土を奉

文公在翟十二年、狐偃曰、日吾來此也、非以翟爲榮可以成事也、吾曰、奔而易達、困而有資、休以擇利可以戾也、今戾久矣、戾久將底、底著滯淫、誰能興之、盍速行乎、吾不適齊楚、避其遠也、蓄力一紀、可以遠矣、齊侯長矣、而欲親晉、管仲沒矣、多讒在側、謀而無正、衷而思始、夫必追擇前言、求善以終、饜邇逐遠、遠人入服、不爲郵矣、會其季年可也、茲可以親、皆以爲然、乃行、

此の節は狐偃重耳を奉じて翟を去り齊に往かんと欲し、隨從の諸大夫贊成し遂に決せることを記す、

文公翟にあること十二年なり、狐偃曰く、往日吾が此に逃れ來れるは翟を以て寵榮となし以て國に反るの事を成す可しとなせしには非ざるなり、吾は其の時此く言へり、道近き故奔りて至り易く、困窮して資給を得るあり、此に休息して寄旅の便利を擇びて其の窟寓を定むべしと、今定まりて身安きこと久し、定まりて身安くば將に止まりておちつかんとす、長く久しく止まりおちつかば誰か能く之れを起して活動せしむるものぞ、諸君なんぞこゝを去らざるや、吾は未だ齊楚にゆかざりき、そは其の道の遠きを以て避けたるなり、今吾は力を養ふこと十二年に及べり、以て遠き國に遊ぶべし、齊侯は年老いて晉に親しまんと欲す、賢相管仲沒して群小側にあり、侯事を謀りて公正ならずんば、中情より管仲在世の時を思はん、故に侯は夫れ必ず管仲の言を追ひ擇み善を求めて以て終をよくせんとし、諸侯を足し夷狄を懷つくるを求めん、されば夷狄の人(重耳一行)の入服するを咎むることなく寧ろ歡び迎ふるならん、殊に今は桓公の晩年此の如き心を抱く時に出くはせり、誠によき時なり、茲にゆき賴りて親しみ後日の計を爲すべしと、

の士皆此に在り、我能く坐して刑を待つあり、豈面を傷つくる迄に力戰して君を救ふ能はざらんや、されど此の度の敗や君自ら善を忘れ德に背き忠言を用ひざるの致す所、我が如何とも致す能はざる所なり、速に刑を行へよと、是に於て丁丑の日に慶鄭をきり、公乃ち絳都に入れり、

〔司馬說〕司馬は軍司馬なり、說は其の名、〔數〕個條をあげて罪をせむること、セムと訓む、〔次〕軍列なり、〔令〕軍令なり、〔將止〕止は獲なり、捕へらるゝこと、君親止の止も同じ、〔面夷〕夷は傷なり、力戰して面を傷つくること、〔而罪〕而は汝なり、以下同じ、〔女〕汝なり、〔不レ能二面夷一〕我面夷する能はざらんや、されど此の度の敗は君の善を忘れ德に背き忠言を用ひずして自ら招きしものなれば仕方なし、我如何ともする能はずといふこと、〔趣行レ事〕趣は速なり、スミヤカと訓む、事は刑なり、〔丁丑〕惠公卽位の六年十一月丁丑の日なり、

○以上第七章、惠公韓原の戰に己を秦に捕へらるゝに至らしめし慶鄭を誅して後國に入りし物語なり、

十五年、惠公卒ス、懷公立ツ、秦乃召シテ二重耳ヲ於楚ヨリ一而納ルレ之ヲ、晉人殺シテ二懷公ヲ於高梁ニ一、而授ク二重耳ニ一、實ニ爲ス二文公ト一、

惠公位にあること十五年にして卒す、子懷公立つ、秦の穆公乃ち公子重耳を楚より召して之れを晉に納る、晉人懷公を高梁に殺して位を重耳に授けたり、重耳立つ、之れ實に文公と爲す、

〔懷公〕秦に人質となりし子圉なり、秦に在ること八年にして逃げかへりしものなり、〔晉人殺二懷公於高梁一〕秦の穆公重耳を晉に納るゝや、懷公出でて高梁に走る、晉人追うて之れを殺すなり、高梁は晉の地、今山西省平陽府臨汾縣の東三十七里にあり、

○以上第八章、惠公卒するや、秦の穆公公子重耳を納れて君となせし物語なり、

巻第十

晉語四

此の編は文公一代中の記事、凡そ十四章あり、

ず之れを死刑にせざるべからずと、公亦由靡の説に賛し死刑にすることに決せり、〔奔レ刑之臣〕奔は趨なり、自ら好んで刑に趨くの臣をいふ、〔以レ賊〕賊は刺客を指す、〔成而反レ之〕成は和睦なり、〔出不レ能レ用〕軍出でて其の臣下の力を用ふる能はず反抗をうくるをいふ、〔入不レ能レ治〕軍入りて其の臣の罪を治め正す能はざること、〔殺二孺子一〕孺子は秦に入質とせる世子圉を指す、晉君もし秦に報仇せんとして刺客をやり又兵をやらば、秦は必ず之れを殺さんことをいふ、〔忌〕怨なり、〔其聞〕其の外國への評判なり、〔賢〕勝なり、マサルと訓む、〔喪レ君〕君を失喪せしむること、君を捕へさすことをいふ、

君命二司馬説一刑レ之、司馬説進二三軍之士一、數二慶鄭一曰、夫韓之誓曰、失レ次犯レ令死、將止不二面夷一死、僞言誤レ衆死、今鄭失レ次犯レ令、而罪一也、鄭擅進退、而罪二也、女誤二梁由靡一使レ失二秦公一、而罪三也、君親止、女不二面夷一、而罪四也、鄭也就レ刑、慶鄭曰、説三軍之士皆在、有二人能坐待一レ刑、而不レ能二面夷一、趣行レ事乎、丁丑、斬二慶鄭一、乃入レ絳、

此の節は慶鄭を斬ることを記す、

君司馬説に命じて慶鄭を刑せしむ、司馬説三軍の士を進め、慶鄭をせめて曰く、夫れ韓の戰に君が衆をあつめて誓約せられたる法に曰く、軍列をみだし軍令を犯すものは死罪に處す、大將捕へられて之れを救ひ其の面を傷つくる迄に力戰せざるものは死罪に處す、僞言して衆を誤らすものは死罪に處すと、今鄭や軍列をみだし軍令を犯せり汝の罪一なり、鄭や擅に進退して命を用ひず汝の罪二なり、汝梁由靡を誤らせて秦公を取りにがさしむ汝の罪三なり、君親ら捕へられしに汝之を救ひ面を傷くる迄に力戰せず汝の罪四なり、鄭や速に死に就けと、慶鄭曰く、説よ、三軍

命而擅進退犯政也、快意喪君犯刑也、鄭也賊而亂國、不可失也、且戰而自退、退而自殺、臣得其志、君失其刑、後不可用也、

此の節は、群臣慶鄭の處置を論じ、公梁由靡の說に從ひ死刑に處するに定めたることを記す、

公既に慶鄭を刑せんとす、蛾晳諫めて曰く、臣之れを聞く、自ら好みて刑に趨くの臣は寧ろ之れを赦して以て讎を報いしむるに如かずと、君なんぞ之れを赦して以て秦に赴かし讎を報いしめざるやと、梁由靡駁して曰く、不可なり、我能く彼が罪を赦して以て讎を報いしめんとするも、秦豈能く之れを受けんや、且つ君秦と戰ひて勝たずして之れに報ゆるに刺客を以てす武なりといふ可からず、國を出でゝ戰ひて克たず國に入りて安處せず、報復せんと騷ぐは智ありといふべからず、一たび秦と和して又之れに反くは信なりといふべからず、有罪を殺さずして刑罰を失ひ政をみだれば威行はるといふべからず、若し君の軍出でて臣下の反抗を得て其の力を用ふる能はず、軍入りて有罪の臣下を治むる能はずして、此の如き小策を弄さば、我國を敗りたる上に人質とせる孺子子圉をも殺すに至らん、故に慶鄭を死刑に處せんにしかずと、君の曰く、鄭を斬れ、決して自殺せしむること勿れと、家僕徒曰く、君の臣の罪を怨みざるあり、臣の自ら罪を知りて刑に就き自殺するは、其の外國へのきこえは之れを刑するよりまされり、自殺せしむるに如かずと、梁由靡また駁して曰く、夫れ君は政刑の二者を有し、是れを以て臣民を治む、臣民は之れに服從せざるべからず、臣民にして君命をきかずして擅に進退するは是れ君の政を犯すものなり、己が意を快くして君を顧みず捕へしめらるゝは刑を犯すものなり、鄭や賊虐にして此の二罪を犯し國を亂せり、之を許せば政刑を失ふなり、政刑は決して失ふべからず、且つ臣下にして出でゝ戰ひ敗れて自ら退き、退きて自殺せば臣は其の志を快くし得んも、君は之れを處置する能はざるを以て其の刑を失ふわけなり、此の如くんば今よりして後復政刑を用ひて臣民を治むる可からざるに至るなり、僕徒の說非なり、必

此の節は慶鄭惠公に死を請ふことを記す、惠公かへりて絳都の郊に至り、慶鄭が出奔せずして國に止まると聞き、家僕徒をして之れを召さしめて曰く、鄭や大罪あり猶逃げずして國にありやと、慶鄭對へて曰く、臣怨むらくは君の始めて國に入りし時、恩德に報いんとして其の心を降さず、其の心を降して臣下の諫をきかば戰はずしてすみ、又戰ふに至りても良臣を用ひて車右となさば敗れざりしことを、君既に自ら敗れて妄に臣を誅せんとするは濫刑なり、又有罪を失ひて誅せざるも濫刑なり、濫刑あらば以て國を守るべからず、臣は是れを以て君のかへるを待ちて刑につき以て君の政を全うせんとすと、君曰く、之れを刑せよと、慶鄭曰く、下に直言を以て諫むるあるは臣たるものゝ道なり、上に直しき刑を行ふあるは君の聰明なるなり、臣道をつくすあり君聰明なるは國家の利益なり、君が臣を刑せずと雖臣は必自殺するなりと、

〔絳郊〕絳は晉の都なり、都の四方百里の間を郊といふ、〔不レ降〕心を降さず倣慢なりしこと、〔用レ良〕良臣を用ひて車右となすこと、慶鄭が車右となるは吉なることト兆に見ゆ、故に良臣は己を指す、〔有罪〕鄭己を指す、〔不レ可ニ以封國一〕以て封國（領國）を守るべからずの意なり、〔臣之行也〕行は道なり、

蛾晳諫曰、臣聞之、奔刑之臣、不若赦之以報　讎、君盍赦之以報於秦、梁由靡曰、不可、我能行之、秦豈不能、且戰不勝而報之以賊、不武、出戰不克、入處不安、不知、成而反之、不信、失刑亂政、不威、出不能用、入不能治、敗國且殺孺子、不若刑之、君曰、斬鄭、無使自殺、家僕徒曰、有君不忌、有臣死刑、其聞賢於刑之、梁由靡曰、夫君政刑、是以治民、不聞

惠公秦を出でて未だ國に至らず、蛾晳慶鄭に謂ひて曰く、我君の秦に捕へられしは子の罪なり、今君將に歸り來らんとす、子何ぞ君を待つの要あらん、早く逃去せざるやと、慶鄭曰く、鄭や之れを聞けり、曰く、軍敗るれば戰うて死し、大將捕へらるれば敵に打ち入りて之れを奪はんが爲めに奮戰して死すと、此の二の行は吾行はざりき、加之吾は重ねて他人を誤らせ其の君を失はしむることをなせり、吾には此の大罪三あり、將に安くに逃れゆかんとするや、逃れゆく所なきなり、故に我君若し歸り來らば將に待ちて刑せられ以て君の心を快からしめんとす、君若し歸り來らずば吾は將に部下の兵を率ゐて獨りにて秦を伐たんとす、伐ちて君をとり戻し得ずば打死せんのみ、此れを以て逃去せずしてこゝに待つある所以なり、且つ臣出奔せば己の志を快くせんも、しかせば君をして煩悶せしむるなり、こは逆道なり、君だも逆道を行へば猶其の國を失ふ、況んや臣をや吾は刑を待たんのみと、

〔蛾晳〕晉の大夫なり、〔子何俟〕子は何ぞ君のかへるを待つ要あらんや、早く出奔せざるやの意なり、〔將止〕止は獲なり、捕へらるゝこと、〔誤レ人而喪ニ其君ニ〕梁由靡を誤らせて晉君を秦兵に捕へさせしことをいふ、〔安適〕適は之なり、ユクと訓む、〔得ニ其志ニ〕出奔して其の志を快くすること、〔畳〕煩悶なり、〔犯〕逆なり逆道をいふ、

公至ニ於絳郊ニ、聞ニ慶鄭止ニ、使ニ家僕徒告ニ之曰、鄭也有レ罪、猶在乎、慶鄭曰、臣怨ニ君始入而報ニ德不レ降、降而聽レ諫不レ戰、戰而用レ良不レ敗、既敗而誅、又失ニ有罪ニ、不レ可ニ以封國ニ、臣是以待レ刑、以成ニ君政ニ、君曰刑レ之、慶鄭曰、下有ニ直言ニ、臣之行也、上有ニ直刑ニ、君之明也、臣行君明、國之利也、君雖レ弗レ刑、必自殺也、

んことを願へり、是の故に殺さるゝを免れずと言ふ、其の有司は則ち然らず、曰く、吾君の國に入りて位に卽きしは君王の惠なり、君王は能く吾君を納るゝを以て吾君貳心を懷けば則ち能く之れを執へてこらす、能く之れを執へてこらせば則ち能く之れを釋さん、然るときは君王の德是れより大なるはなく、恩惠是より厚きはなし、之れに反し吾君を納れて保助を成し遂げず、吾君を廢して復び起さず、恩德を施して吾臣民の怨を求むることを爲すは、他君ならばいざしらず、君王は其れ然らざらんと、秦君曰く、然り、汝の言ふ所の如しと、乃ち改めて晉君を客館に舍し、七牢の食をおくりて優待せり、

〔逆〕迎なり、〔訊〕問なり、〔小人〕位を以ていふ、人民を指す、以下同じ、〔死喪者〕戰死するもの、〔君子〕位を以ていふ、有司を指す、以下同じ、〔比〕頃なり、〔故久〕久は晚なり、オソシと訓む、〔而無ㇾ來〕而は汝なり、〔則不〕不は否なり、シカラズと訓む、〔忌而不ㇾ思〕忌は怨なり、ウラムと訓む、不ㇾ思は大義を思はざるなり、〔七牢〕牛羊豕を一牢となす、七牢をおくるは侯伯をもてなすの禮なり、

○以上第六章、呂甥の善謀巧辭能く晉國の體面を保ち、秦公を感動させ、以て其の君の患を救へる物語なり、

公未ㇾ至、蛾晳謂二慶鄭一曰、君之止、子之罪也、今君將ㇾ來、子何俟、慶鄭曰、鄭也聞ㇾ之、軍敗死ㇾ之、將止死ㇾ之、二者不ㇾ行、又重ㇾ之以ㇾ誤ㇾ人而喪二其君一、有二大罪三一、將二安適一、君若來將ㇾ待ㇾ刑以快二君志一、君若不ㇾ來、將三獨伐ㇾ秦、不ㇾ得ㇾ君必死ㇾ之、此所ㇾ待也、臣得二其志一、而使三君瞢二是犯一也、君行ㇾ犯猶失二其國一、而況臣乎、

此の節は慶鄭己が爲に惠公の捕へられたるを以て其の罪を自覺し、君の己を處置するを待つことを記す、

其君、且知其罪曰、必事秦、有死無它、故不和、比其和之而來、故久、公曰、而無來、吾固將歸君、國謂君何、對曰、小人曰不免、君子則不、公曰、何故、對曰、小人忌而不思、願從其君而與報秦、是故云、其君子則不、曰、吾君之入也、君之惠也、能納之則能執之、能執之則能釋之、德莫厚焉、惠莫大焉、納而不遂、廢而不起、以德爲怨、君其不然、秦君曰、然、乃改館晉君、饋七牢焉、

此の節は呂甥秦に使して晉君を迎へ、其の巧妙の辭令能く穆公を感動して晉君の待遇を改めさせ、其の歸朝を早くせるのことを記す、

呂甥秦にゆきて晉君を迎ふ、穆公之れに問うて曰く、晉國和するかと、呂甥對へて曰く、和せずと、穆公曰く、何故かと、呂甥對へて曰く、其の人民は其の君の罪を念はずしてたゞ其父兄子弟の戰死せる者を悼み、車馬を賦課し兵甲を修繕するを憚らず、以て世子を立てゝ國君となさんとして曰く、必ず吾が仇を報いん、秦に親まんより寧ろ齊楚に事へん、齊楚は又こもごも我を輔けんと、之れに反し其の有司は其の君を思慕し且つ其の罪を知りて曰く、必ず秦に事へん、死することありと雖他心をいだくなけんと、かく人民と有司と各〻其の意見を異にするが故に和せず、臣は其の之れを和するころほひを見はからひて來れり、故に來朝すること晩かりきと、公曰く、汝來ることなきも吾は固より將に晉君を歸へさんとせしなり、汝の國にては其の君の身につきて如何に噂せるやと、呂甥對へて曰く、人民は殺さるゝを免れずと曰へど、有司は然らず、免れんといへりと、穆公曰く何故かと、呂甥對へて曰く、人民はたゞ怨みて大義を思はず、其の君に從ひて秦に仇を報い

れ我を廢し世子圉を以て代へて君となせよ、且つ賞賜して衆を悅ばせと、衆皆哭せり、是に於て易田の法をなして衆を賞賜せり、呂甥又衆を招致し之れに告げて曰く吾君は其の身の外國にあり痛恨深きも之れを憂へずして羣臣を是れ憂へらる、亦仁惠の至ならずや、されど君は猶外國に在りて苦しまる、如何にせんと、衆曰く然り、如何に爲して可ならんかと、呂甥曰く、韓原の敗北を以て吾兵甲はつきたり、されど若し各地に車馬を賦課し兵甲を修繕し以て世子を輔佐し以て君となさば、四鄰の諸侯之れを聞くと雖、我は君を喪ひて君あるなり、且つ羣臣和睦し兵甲ますます多くば、我に好意を持つ國はますく\すゝみて好意を表し、我を惡む國は畏懼せん、しからば國に益あるに近からんかと、衆皆說べり、是に於て州兵を作れり、

〔郤乞〕晉の大夫にて惠公と共に捕へられて秦にあるもの、〔致二之言一〕言は言ひぐさなり、〔二三子〕猶諸君といふが如し、〔改置〕改めて他人を位に置くの意、猶廢すといふが如し、〔賞〕賞賜なり、〔說レ衆〕說は悅に同じ、〔焉作二轅田一〕焉は於レ是なり、コヽニオイテと訓む、轅は易なり、易田は易田の法なり、肥美なる公田と磽确なる衆庶の田とを易ふる法なり、〔致レ衆〕致は招致なり、〔慙焉〕深く痛み恨むさま、〔其亡之不レ恤〕亡は外國にあること、恤は憂なり、〔病〕敗なり、敗北をいふ、〔征繕〕征は車馬を賦課すること、繕は甲兵を修繕することゝ、〔孺子〕世子子圉を指す、〔爲二君援一〕爲レ君といふの避謙の辭なり、〔輯睦〕和睦なり、〔好レ我者〕我國に好意を表する國をいふ、〔焉作二州兵一〕焉は焉作二轅田一の焉に同じ、二千五百家を州と爲す、州兵とは州長をして各〻其の屬を帥ゐて甲兵を修繕せしむるなり、

呂甥逆二君於秦一、穆公訊レ之曰、晉國和乎、對曰、不レ和、公曰何故、對曰、其小人不レ念二其君之罪一、而悼二其父兄子弟之死喪者一、不レ憚二征繕一、以立二孺子一、曰、必報二吾讎一、寧事二齊楚一、齊楚又交輔レ之、其君子思二

ムスブと訓む、〔成〕平なり、和睦なり、〔知二河東政一〕河東は河東の地にて晉君が貨賂として秦に與へんと約せし地なり、知は司なり、ツカサドルと訓む、一句の意は、秦は賠償として河東の地を得、官司を置き其の地の政を司るに至れりとなり、
〔以上第五章、晉饑ゑて秦之れを救ひ、秦饑ゑて晉救はず、秦君怒りて晉君をうち晉君敗れて捕へらる、秦君晉君をかへして其の太子を人質とし賠償として河東の地をとりし物語なり、

公在秦三月、聞秦將成、乃使郤乞告呂甥、呂甥敎之言、令國人於朝曰、君使乞告二三子曰、秦將歸寡人、寡人不足以辱社稷、二三子其改置以代圉也、且賞以說衆、衆皆哭、焉作轅田、呂甥致衆而告之曰、吾君慙焉其亡之不恤、而羣臣是憂、不亦惠乎、君猶在外若何、衆曰、何爲而可、呂甥曰、以韓之病兵甲盡矣、若征繕以輔孺子以爲君援、雖四鄰之聞之也、喪君有君、羣臣輯睦、兵甲益多、好我者勸、惡我者懼、庶有益乎、衆皆說、焉作州兵、

此の節は呂甥敗殘後の士衆を慰勵し晉國の軍備をかためて秦にそなふることを記す、
惠公秦に在ること三ヶ月、秦の將に和睦せんとするを聞き、乃ち郤乞をして私に晉にかへり呂甥に告げしむ、呂甥乞に言を敎へ國人を朝廷にあつめ、令して曰く、我君は乞をして諸君に告げしめて曰く、秦は將に寡人をかへさんとす、されど寡人は敵に捕へられて國家に傷をつけたれば、たとひかへるとも復位して辱くなくも社稷に事ふるに足らざるなり、諸君其

快しと思ふと雖、天下の諸侯は孰れか我の處置を非道として惡まざらんや、是れ天下の憎惡を招くなり、殺すべからずと、公子縶曰く、吾豈將に空しく之れを殺さんとするならんや、吾は將に公子重耳を以て之れに代へて君たらしめんとするなり、晉君の無道なるは天下聞かざることなく、重耳の仁惠なるは天下知らざるなし、戰ひて大國に勝つは武强きなり、無道の君を殺して有道の君を立つるは仁の行なり、勝ちて後害を絕つは知の至なりと、公孫枝曰く、其の君を殺して一國の士を耻しめて、又余は有道の君を納れて以て汝に臨むと曰はんも、國民の侮辱せられたる怨は容易に消ゆるものに非ず、されば此の計は乃ち不可なることなからんか、若し不可ならば必ず諸侯の笑と爲らん、戰ひ勝ちて諸侯に笑はるれば、武强しと謂ふべからず、其の弟の晉君を殺して其の兄（重耳）を立てんに、其の兄我を德として其の弟を親愛する情を忘るれば、是れ人をして骨肉の親情を絕滅さするものにして仁の行といふべからず、若し其の兄にして其の弟を親愛する情を忘るゝことなくば、必ず我の其の弟を殺せしを怨み其の仇を報るなり、是の如くんば再び恩を施して皆成就せざるものなり、知と謂ふべからずと、君の曰く、公孫の言理あり、然らば則ち如何にして可ならんかと、公孫枝曰く、晉君をひきゐ歸りて以て晉國と和好を結ぶに若かず、而して其の君を國に復へして其の適子を人質とし、後子と父とをして代る〳〵秦に人質となして處らしむれば、國家に害なかるべしと、乃ち其の計に從へり、是の故に惠公を國にかへして太子圉を人質とし河東の地を取れり、是に於て秦始めて河東の地の政を司るに至れり、

〔王城〕秦の土地の名、今の陝西省西安府朝邑縣の東にあり、〔合ニ大夫一〕合は會合なり、〔構ニ諸侯一〕諸侯に賴り諸侯をして我に難を構へしむること、〔慝〕災難なり、〔合作〕一致して謀をめぐらすこと、〔耻ニ大國之士一〕其の軍を破り其の君を禽にす、故に耻しむといふ、〔中原〕原中なり、原野の中なり、〔重レ之〕重ねて耻辱を與ふること、〔雖レ微ニ秦國一〕微は無なり、秦國の人は勝ちて敵國の主を禽にし殺せしなれば憎惡せず、寧ろ愉快に思ふならんとなり、〔不レ患〕患は憎惡の意なり、〔徒〕空なり、ムナシクと訓む、〔要〕結なり、

重耳代之、晉君之無道莫不聞、公子重耳之仁莫不知、戰勝大國武也、殺無道而立有道仁也、勝無後害知也、公孫枝曰、恥一國之士、又曰余納有道以臨汝、無乃不可乎、若不可必爲諸侯笑、戰而笑諸侯、不可謂武、殺其弟而立其兄、兄德我而忘其親、不可謂仁、若勿忘、是再施而不遂也、不可謂知、君曰、然則若何、公孫枝曰、不若以歸以要晉國之成、復其君而質其適子、使子父代處秦、國可以無害、是故歸惠公而質子圉、秦始知河東之政、

此の節は穆公晉君處分の法を議し公孫枝の謀に從ひ晉君をかへし太子圉を人質として和することを記す、

穆公凱旋して王城に至り、諸大夫をあつめて謀りて曰く、晉君を殺さんと、之れを國外に放逐せんと、秦にひきゐ歸りて捕虜とせんと、之れを晉國にかへさんと、孰れが利なるかと、公子縶對へて曰く、之れを殺さんこと利ならん、之れを國外に放逐せば恐らくは諸侯に賴り、諸侯をして難を我に構へしめん、我國にひきゐ歸りて捕虜とせば則ち國家多難ならん、之れを國に復へさば、則ち彼君臣一致謀作して恐らくは君の憂を爲すに至らん、故に之れを殺さんには如かずと、公孫枝曰く、そは不可なり、我大國の士を原野の中に恥しめ、又其の君を殺して重ねて之れに侮辱を與へば、彼の子は父の仇を報いんことを思ひ、臣は君の讎を報いんことを思はん、秦國の人は此の度大勝せしなれば晉君を殺すとも惡むことなし、否寧ろ

性癖にて短所なりとなり、〔卜レ右〕右は車右なり、車右は大將兵車に乘るとき其の右側に侍して守護する役なり、〔不孫〕不遜に同じ、〔家僕徒〕晉の大夫なり、〔步揚〕晉の大夫なり、〔韓簡〕晉の卿なり、〔戎〕兵車なり、〔梁由靡〕晉の大夫なり、〔承レ公〕承は次なり、ツグと訓む、〔鬪士〕決死して鬪はんとする士なり、〔處レ己〕己は惠公を指す、秦の穆公の保護の下に身を置きしを以ていふ、〔煩レ己〕己の入る爲めに穆公の力を煩はせしをいふ、〔慍〕怒なり、〔晉莫レ不レ怠〕此の度の戰曲晉に在り、軍士皆之を知る、秦に向つて進むは恩人に弓をひくわけなるを以て軍士力めずして怠る、故にいふ、〔狃〕輕侮なり、〔衡〕橫に同じ、ヨコタフと訓む、〔離戈〕離纒せる戈なり、〔列〕軍列なり、軍隊をいふ、〔客還〕客は晉の使者を指す、〔服〕己に服從するものゝ義なり、〔遂〕成なり、〔內主〕國內にありて主として內應せるもの里丕を指す、〔外賂〕外國（秦を指す）におくるべき貨賂なり、〔彼塞〕彼は晉君を指す、塞は我に糴をいるゝを防ぐの意なり、〔無レ天〕天が正に與みするなくばの意なり、〔有レ天〕天が正に與みするあらばの意なり、〔輯〕揖と通ず、ゐしやくすること、〔戎馬〕惠公の戎車の馬なり、〔濘〕泥なり、〔號〕呼なり、〔輅〕迎なり、迎へうつこと、〔將レ止レ之〕止は獲なり、とらふること、下句の止二於秦一の止も同じ、〔釋來〕釋は舍なり、秦公をすて來りて我が君を救へとの意なり、

穆公歸、至於王城、合大夫而謀曰、殺晉君與逐出之、與以歸、與復之、孰利、公子縶曰、殺之利、逐之恐構諸侯、以歸則國家多慝、復之則君臣合作、恐爲君憂、不若殺之、公孫枝曰、不可、恥大國之士於中原、又殺其君以重之、子思報父之仇、臣思報君之讎、雖微秦國、天下孰不患、公子縶曰、吾豈將徒殺之、吾將以公子

君を憂ふるを忘れず、しかるに今君既に位定まりて軍隊亦完成せり、君其れ軍隊をとゝのへよ、寡人將に親ら君と旗鼓の間に見えんとすと、晉の使者還る、公孫枝進みて穆公を諫めて曰く、昔し君の晉國に公子重耳を納れずして今の晉君を納れて君としたるは、是れ君の有德者を置きて君とせずして己に服從する者を置きて君とせしなり、己に服從する者を置きて君となして而も之れを保護すること成就せず、今又擊ちて勝たざるときは其れ諸侯の笑となるを如何せん、君なんぞ還りて其の亂れて彼が自ら斃るゝを待たざるやと、穆公曰く然り、昔し吾の公子重耳を晉國に納れずして今の晉君を納れて君とせしは、是れ有德者を置かずして己に服從する者を置きしなり、然れども、公子重耳は實に自ら國にかへるを諾せざりしなれば、吾又何をか再三進め得んや、已むを得ず今の晉君を納れて君としたるに、彼は其の內應せる主要なる大夫を殺し、其の外國に貨賂をおくる約束に背けり、加之彼は我に糴を入るゝを防ぎ我は之れを施す、若し天にして正に與みするなくば我亦何をか云はん、若し天にして正に與みするあらば吾は必ず之れに勝たんと、秦君乃ち大夫に揖(エシャク)して兵車に就かしめ、自ら太鼓をうちて進擊す、晉の軍潰亂し、惠公の兵車の馬泥中に陷る、惠公慶鄭を呼びて曰く、我を汝が車に載せよと、慶鄭曰く、君は善を忘れて德に背き、又吉(ヨ)き卜兆をすてゝ吾を用ひて車右となさず、今敗れて何ぞ我を臣の車に載せよといはるゝか、能く言はれたる義理なり、鄭の車は君の辱けなくも避難せらるゝに足るよき車に非ずとて取り合はず、是の時梁由靡は韓簡の御者となりて進み、秦公を迎へ擊ち、將に之れを捕へんとす、慶鄭急に之れを呼びて曰く、秦公をすて來りて我君を救へと、是に於て梁由靡車を廻して公を救ふ、されど間に合はず秦公を逸せしのみならず、亦惠公を救ふこと能はず、公は遂に秦軍に捕へられたり、

〔六年〕惠公卽位の六年なり、〔歲定〕年豐にして民安定すること、〔韓〕韓原なり、晉の地、周語上を見よ、〔君其訊㆑射也〕糴を秦におくらざりしは虢射の謀なり、故にいふ、訊は問なり、射は虢射なり、〔舅所㆑病也〕諸侯異姓の大夫を稱して舅といふ、所㆑病は短所なり、一句の意は此の如くあてこすりを言ふは舅の

公將止之、慶鄭曰、釋來救君亦不克救、遂止於秦、

此の節は穆公怒りて晉をうち、惠公敗れて捕へらるることを記す、

其の翌年卽ち惠公卽位の六年に、秦は豐年にて民安んせり、是に於て穆公晉の不實を怒り、軍を帥ゐて侵伐し、韓原に至れり、惠公慶鄭に謂ひて曰く、秦の寇兵深く侵入せり、如何せんと、慶鄭對へて曰く、君親ら德に背きて秦の怨を深くせり、能く其の寇兵の深く入るを止め得んや、其の處置の如きは鄭の知る所に非ず、君其れ虢射に問へよ、惠公曰く、此れ舅が性癖なりと、乃ち兵を帥ゐて之れを防がんとし、車右の人を卜ひしに慶鄭がなる吉なる兆出でたり、しかるに、公曰く慶鄭は不遜なり車右となすべからずと、家僕徒を以て車右となす、步揚公の兵車に御者となる、梁由靡韓簡の兵車に御者となり、虢射其の車右となりて、公の車に次ぐ、公秦の兵を禦ぎ韓簡をして秦の軍を視察せしむ、簡視察し終りて曰く、軍兵は我より少なけれども、決死して鬪はんと欲する士は多しと、公曰くそは何故かと、簡曰く、君の國を出奔するや己が身を秦に置き、君の國に入るや己が爲に秦を煩はし、國饑ゑて其の糴を食ふ、秦は三たび恩惠を施せるも君は報ゆることなきを以ての故に怒りて攻め來れり、是れを以て今之れを擊てば秦軍は怒らざることなく、晉軍は怠らざることなし、秦に決死して鬪ふの士の多きは是の故なりと、公曰く然り、されどいま我秦を擊たずして歸らば必ず我を輕侮せん、一夫だも輕侮の念を抱かしむべからず、況んや敵國をやと、公乃ち韓簡をして戰を挑ましめて曰く、昔し君の給はりし恩惠は寡人未だ敢て之を忘れず、故に君に抗するを欲せず、されど寡人には股肱の兵衆あり、之を合せて陣せしめたる以上は、彼等戰はんと欲して寡人之れを離れかへらしむること能はざるなり、君の軍を引きて還らんことは寡人の願ふ所なり、君若し還らずんば寡人將に避くる所なし、君と一戰せざらんと欲するも得ざらんとすと、穆公雕める戈を横たへ、出でて使者を見て曰く、昔し君の未だ國に入らずして他國に流寓するや寡人の憂ふる所なりき、君の國に入るや軍隊未だ完成せざるを以て寡人亦未だ敢て

饑食其糴、三施無報、故來、今又擊之、秦莫不慍、晉莫不怠、鬭士是故衆、公曰然、今我不擊歸必狃、一夫不可狃、況國乎、公令韓簡挑戰曰、昔君之惠、寡人未之敢忘、寡人有衆、能合之弗能離也、君若還、寡人之願也、君若不還、寡人將無所避、穆公衡雕戈、出見使者曰、昔君之未入、寡人之憂也、君入而列未成、寡人未敢忘、今君既定而列成、君其整列、寡人將身見、客還、公孫枝進諫曰、昔君之不納公子重耳而

納晉君、是君之不置德而置服也、置而不遂、擊而不勝、其若爲諸侯笑何、君盍待之乎、穆公曰、然、昔吾之不納公子重耳而納晉君、是不置德而置服也、然公子重耳實不肯、吾又奚言哉、殺其內主、背其外賂、彼塞我施、若無天乎云、若有天吾必勝之、君輯大夫就車、君鼓而進之、晉師潰、戎馬濘而止、公號慶鄭曰、載我、慶鄭曰、忘善而背德、又廢吉卜、何我之載、　鄭之車不足以辱君避也、梁由靡御韓簡、輅秦

予必撃我、公曰、非鄭之所知也、遂不予、

此の節は秦の飢饉に晉君糴を與へて恩に報いざりしことを記す、

其の翌年秦飢饉なり、惠公河上の民をして之れに粟をおくらしめんとす、大夫虢射曰く、先に貨賂としておくる可き地を與へずして、今之れに糴を與ふるも、毫も秦の深き怨を減ずることなくして、寇敵を厚く豐にするわけなり、故に與へざるにしかずと、公曰く然りと、大夫慶鄭諫めて曰く、そは不可なり、君はすでに其の土地を與へずして己の利となし、又其の穀物を與ふるをもしまば、是れ善を忘れて德に背くものなり、我と雖かゝる不德の者に對しては必ずこれを撃たん、さればこの度糴を與へずば秦は必ず我を撃たんと、公曰くこれ鄭の知る所に非るなりと、遂に秦に糴を與へざりき、

〔秦饑〕晉饑の翌年（惠公即位の五年）なり、〔河上〕河上の地（秦に與へんと約せし地）なり、〔輸〕送なり、〔粟〕もみごめなり、〔虢射〕晉の大夫なり、〔損〕減なり、ヘラスと訓む、〔慶鄭〕晉の大夫なり、〔賴其地〕賴は利なり、其の與ふべき土地を與へずして己の利となすこと、〔愛其實〕愛は惜なり、實は土實なり、穀物を指す、

六年、秦歲定、帥師侵晉、至於韓、公謂慶鄭曰、秦寇深矣奈何、慶鄭曰、君深其怨、能淺其寇乎、非鄭之所知也、君其訊射也、公曰舅所病也、卜右、慶鄭吉、公曰鄭也不孫、以家僕徒爲右、步揚御戎、梁由靡御韓簡、虢射爲右、以承公、公禦秦師、令韓簡視師、曰師少於我、鬭士衆、公曰何故、簡曰、以君之出也處己、入也煩己、

かある、天災の流行するは各國かはる〴〵これあり、故に其の窮乏せる者をたすけ饑うる者に食を與ふるは人の道なり、さらば寡人は天下に對して人の道をすつる可からざるなりと、乃ち公孫枝に謂ひて曰く、晉に糴を與へんかと、公孫枝對へて曰く、君王は晉君に施すあるも晉君は其の民衆に施すことなし、今晉國旱して飢ゑ、命を君王にきくは其れ天の道なり、君王若し天の道に背きて與へずば天之れに豐年をあたへて此の度の凶をつぐのはしめん、加之若し糴與へざるときは晉の民衆は君王の擧を悅ばず、かゝれば晉君の君王の施に報いざるを解くに此れを以て絶好の辭柄となすに至るあらん、故に之に與へて以て其の民衆を悅ばすに如かず、民衆君王の擧を悅びば必ず其の君の行を咎めん、其の君民衆の言をきゝて行を改め、君王に約束の地をおくらずして、然る後に之を征誅せば、晉君は我兵を禦がんと欲すと雖民衆服せざるを以て、誰と共に我をふせがんとする、ふせがんと欲するも能はざるなりと、是の故に穆公は舟を黃河に浮べて糴を晉におくり與へたり、

〔晉饑〕惠公卽位四年なり、饑は飢饉なり、〔糴〕買穀なり、かひよね、〔晉君無禮於君〕約に背き地を與へざるを指す、〔往年有難〕里丕の黨を殺すをいふ、〔天殃〕天災なり、〔補乏〕補は輔くること、乏は窮乏者なり、〔薦饑〕薦は進なり、進め與ふること、饑はうゑたるもの、〔公孫枝〕字は子桑、秦の大夫なり、〔天予之〕天が豐年をあたへて此度の凶をつぐのはしめんとなり、〔苟衆不說、其君之不報也則有辭矣〕說は悅に同じ、下句の說字皆同じ、辭は辭柄なり、一句の意は、君王が糴を與へざれば晉の民衆は之れを悅ばず、晉の民衆君王の擧を悅ばざれば、其の君王に約束の地を報いざるに對して、此の事を以て辭柄として當り前の如く思ふならんとなり、〔汎〕浮なり、〔河〕黃河なり、

秦饑、公令河上輸之粟、虢射曰、弗予賂地、而予之糴、無損於怨、而厚於寇、不若勿予、公曰、然、慶鄭曰、不可、已賴其地、而又愛其實、忘善而背德、雖我必擊之、弗

りとて內應するものなければ何の役にも立たず、汝は暫く辛抱して我が之れを圖るを待てと、
〔處者〕國にをる諸大夫をいふ、〔說〕悅に同じ、〔足者不處〕足は力君を出だすに足ること、處は國に處ること、〔若化〕化は轉化なり、常なきをいふ、〔遠〕去なり、國を逃れ去ることをいふ、
○以上第四章、惠公里丕二大夫及七輿大夫を殺すこと、共華貞節のこと、丕豹秦の穆公に晉君をうちて父の仇を反さんことを請ひて公の時機を待てと諭さるることの物語なり、

晉饑、乞糴於秦、丕豹曰、晉君無禮於君、衆莫不知、往年有難、今又薦饑、已失人又失天、其殃也多矣、君其伐之、勿予糴、公曰、寡人其君是惡、其民何罪、天殃流行、國家代有、補乏薦饑道也、不可以廢道於天下、謂公孫枝曰、予之乎、公孫枝曰、君有施於晉君、晉君無施於其衆、今旱而聽於君、其天道也、君若弗予、而天予之、苟衆不說、其君之不報也、則有辭矣、不如予之以說其衆、衆說必咎其君、其君不聽、然後誅焉、雖欲禦我、誰與、是故汎舟於河、歸糴於晉、

此の節は、晉國凶年にして米を秦に請ひ秦之れに與ふることを記す、
晉國飢饉なり、惠公糴を秦に乞ふ、丕豹穆公に謂ひて曰く、晉君の君王に無禮なること衆人知らざるなし、往年國に騷難ありて今又大に飢饉なり、晉君すでに人心を失ひ、又天助を失へり、其の咎禍や多し、君其れ之れを伐て、糴をあたふること勿れと、穆公曰く、寡人は其の君をば是れ惡めども、其の民には何の罪

賜〕共華の一族にて大夫なり、〔夫子〕丕鄭を指す、〔知而背之〕己人を誤りて死に至らしめしを知り、己恬然として一身の安をはかるは其の人に對して相すまぬわけなり、故に背之といふ、〔任〕荷なり、ニナフと訓む、

丕鄭之子曰豹、出奔秦、謂穆公曰、晉君大失其衆、背君賂、殺里克而忌處者、衆固不說、今又殺臣之父及七輿大夫、此其黨半國矣、君若伐之、其君必出、穆公曰、失衆安能殺人、且夫禍唯無釁、足者不處、處者不足、勝敗若化、以禍爲違、孰能出君、爾俟我、

此の節は丕豹秦の穆公に晉を伐つ可きことを說き、公未だ早きを以て姑く時機を待つべきことをいへることを記す、

丕鄭の子を豹といふ、父殺されたるを以て出でて秦に奔れり、穆公に謂ひて曰く、晉君大に其の民衆の心を失へり、君王に貨賂を贈る約に背き、大夫の里克を殺して國に處る、諸大夫を忌み惡めり、されば衆庶は固より晉君の行を悅ばざりしに反省することを爲さず、今又臣の父と七輿大夫とを殺せり、此れを以て其の黨國に半あるのみ、半は從ひ服さゞるなり、故に君若し之を伐たば晉君必ず出奔せんと、穆公曰く、晉君若し能衆人の心を失はゞ、いづくんぞ能く多くの大夫を殺すを得んや、且つ夫れ禍はたゞ死を免るゝを得れば幸とすべし、汝の如き是れなり、而して諸大夫にして其の力君を出だすに足る者は、君に忌まれて殺さるゝを以て國に處られず、國に安んじ處る者は其の力君を出だすに足らず、君の忌まざるものなり、國に處る者は勝ち處られざる汝の如き者は敗なるも、すべて勝敗は轉化して常なきものなれば、敗けたりとて憂ふるには足らざるなり、汝は禍にかゝりて國に處られず逃れ去れるものなれば君を出だす能はざるは勿論、國に處る大夫と雖力足らざるもののみなれば孰か能く君を出だし得んや、されば今伐ちた

中生の下軍の大夫なり、〔丕豹〕丕鄭の子なり、

丕鄭之自秦反也、而聞里克死、見共華曰、可以入乎、共華曰、二三子皆在而不及、子使於秦、可哉、丕鄭入、君殺之、共賜謂共華曰、子行乎、其及也、共華曰、夫子之入吾謀也、將待及、賜曰、孰知之、共華曰、不可、知而背之不信、謀而困人不知、困而不死無勇、也、任大惡三、行將安入、子其行矣、我姑待死、

此の節は七輿大夫の一人なる共華が貞節を記す、

丕鄭の秦より反るや、里克が殺されて死せるを聞き、私に七輿大夫の一人なる共華を見て曰く、以て國に入るべきかと、共華曰く、吾黨の二三子は皆國に在りて罪せらるゝに及ばず、子は秦に使して功あり、以て入るも可ならんかなと、丕鄭よりて國に入る、間もなく君は之れを殺せり、共賜丕鄭の殺されたるを見、私に共華を見之れに謂ひて曰く、子は國を逃れ去る方よからんか、將に禍に及ばんとすと、共華曰く夫子の國に入りしは吾謀なり、而して此の難にあへり、吾面目の夫子の靈に見ゆるなし、何ぞ逃れ去りて身の安をはかるを得んや、吾は將に禍の及ぶを待たんとすと、共賜の曰く、丕夫子をすゝめて國に入らせしはたゞ子のみ之れを知る、他人孰か之れを知らんや、しかく憂ふに及ばざらんと、共華曰く、不可なり、己人を誤りしを知りて而も己のみ逃れて安をはかるは不信の至なり、人の爲に謀りて中らず、却て人を困しむるは不知の至なり、人を困しめて而して己は恬然として死せざるは勇なきの至なり、吾は此の大惡の行三つを荷へり、將にいづくに逃れ去らんとするか、逃れ去る所なきなり、子は其れ早く逃れ去れよ、我は姑く坐して死を待たんのみと、

〔共華〕七輿大夫の一人なり、〔二三子〕七輿大夫の人人を指す、〔不及〕罪せらるゝに及ばずの意なり、〔共

問且召三大夫、鄭也與客將事、冀芮曰、鄭之使薄而報厚、其言我於秦也、必使誘我、弗殺必作難、是故殺丕鄭、及七輿大夫共華、賈華、叔堅、騅歂、纍虎、特宮、山祁、皆里丕之黨也、丕豹出奔秦、

此の節は冀芮公に申して丕鄭及七輿大夫を殺すことを記す、

丕鄭は秦にゆきて貨賂を贈ることの遲延し未だ果たす能はざることを陳謝して後、乃ち穆公に謂ひて曰く、君は厚禮を以て呂甥、郤稱、冀芮の三大夫に問遺して之れを召し、來らば止めてかへさゞれ、而して兵を以て公子重耳を奉じて我國に入れよ、臣の屬內にをりて應ぜば、晉君（惠公）必ず出奔せん、臣民今や晉君の暴に苦しむこと久しと、穆公許諾せり、丕鄭國にかへる、穆公乃ち大夫冷至をして晉に報禮し且つ呂郤冀の三大夫に厚く問遺し之れを秦に召さしむ、此の時丕鄭は秦使冷至の接待となりて之れをもてなせり、冀芮秦の厚く問遺して己を召すを見て曰く、丕鄭の命を奉じて秦に使するや禮聘の物薄少なるに、秦使の報禮に來るや禮聘の物厚大なり、こは鄭が我等のことを秦君に言ひ、必ず我等を誘ひ召して囚とするならん、されば鄭を殺さずんば、彼は必ず我等に危難を加へんと、是の故に公に言して丕鄭を殺し、七輿大夫の共華、賈華、叔堅、騅歂、纍虎、特宮、山祁とも併せ殺せり、此の七大夫は皆里克丕鄭の徒黨なり、鄭の子の丕豹は出でゝ秦に奔れり、

〔緩賂〕緩は遲なり、貨賂を贈ることの遲くなりしことなり、〔厚問〕厚く問遺（訪問して聘物をおくること）すること、〔呂甥、郤稱、冀芮〕三大夫とも惠公の股肱にして里丕二大夫の反對黨なり、〔冷至〕秦の大夫なり、〔報問〕報禮問遺なり、〔與レ客將レ事〕客は冷至を指す、將は行なり、オコナフと訓む、事を行ふとは聘事を行ふなり、接待してもてなすと、〔作レ難〕我に危難を加ふるを作さんとなり、〔七輿大夫〕前卷に出づ、

寡人をして我社稷の重臣を過り殺さしめたりと、郭偃之れを聞きて曰く、先づ君の爲に善く謀らず、諫めて君をして重臣を殺さしめしもの は冀芮なり、衆と善く圖らず妄に重臣を殺せしものは君なり、先づ善く謀らずして諫め君をして重臣を殺さしむるは不忠の行なり、善く衆と圖らずして妄に重臣を殺す は不祥の行なり、不忠の行あるものは君の罰を受け、不祥の行あるものは天の禍にかゝる、君の罰を受くれば或は死し或は戮せられ、天の禍にかゝるもの は後嗣なし、されば道に志すもの は不忠不祥の爲すべからざることを忘るゝこと勿れ、忘るれば禍將に及ばんとすと、此の豫言は適中して 公は死して嗣なきのみならず、文公入りて卽位する に及び秦人は冀芮を殺して其の尸をさらせり、

〔惠公既殺二里克一〕公は冀芮の獻策に本づきて里克を殺せり次章に見ゆ、〔鎮〕重なり重臣をいふ、〔死戮〕或は死し或は戮せらるゝと、〔文公〕卽ち重耳なり、〔秦人殺二冀芮一而施レ之〕次編に詳なり、施は尸をさらすと、

○以上第三章、郭偃が惠公冀芮の里克を殺せるを見、其の必ず災禍にかゝるべきを豫言し適中したる物語なり、

惠公卽レ位、乃背二秦賂一、使下丕鄭聘二於秦一、且謝上レ之、而殺二里克一曰、子殺二二君與一一大夫一、爲二子君一者、不二亦難一乎、

此の節は惠公里克を殺すことを記す、

惠公位に卽くや乃ち約に背きて 秦に貨賂をおくらず、大夫丕鄭をして秦に聘し且つ之れを謝罪せしむ、而して其の留守中に冀芮の獻策を納れ大夫里克を殺して曰く、子は嘗て二君と一大夫とを殺せり、されば子の君となることは亦極めて危難の至ならずやと、

〔二君〕奚齊と卓子とを指す、〔一大夫〕荀息を指す、

丕鄭如レ秦謝レ緩レ賂、乃謂二穆公一曰、君厚問以召二呂甥、郤稱、冀芮一而止レ之、以レ師奉二公子重耳一、臣之屬內作、晉君必出、穆公使下冷至報

謠にきざしあらはれたり、若し入りて君とならば必ず諸侯の霸となりて以て天子にまみえん、其の光は民の謠に明にあらはれたり、夫れ十四年の數は民の言にしるし述ぶる所なり、重耳が晉に入らんとするの形は民の意の述べ示す所なり、入りて霸者たらんとするの光は其の明德の輝きて民の感知する所なり、かく民は言にしるして以て其の數をのべ、意に思ふ所を述べ示して重耳の晉に入るを導き、又重耳は明に明德を輝して以て民をてらす、民の重耳を思慕するや此の如し、重耳至らずして何ぞ待つ所あらん、されば十四年の後に先導せんとするもの行きて重耳を迎へば、重耳は將に至りて君臨せんとすと、〔善之難也〕善の爲し難きやの意なり、〔滋〕ます〳〵なり、〔中〕中心なり、〔播〕布なり、布きあらはるゝこと、〔外〕言動をいふ、〔越〕揚なり、揚がりかゞやくこと、〔冢嗣〕太子なり、〔替〕滅なり、ホロブと訓む、〔魄〕形なり、〔兆〕見なり、アラハルと訓む、きざしあらはるること、〔伯〕霸に同じ、〔耿〕炤なり、てらしあきらかなること、〔紀〕記に同じ、〔術〕述に通ず、のべしめすこと、〔明之燿也〕明は明德なり、〔導レ之〕重耳の晉に入るを導くこと、〔炤〕照なり、テラスと訓む、

〇以上第二章、惠公共世子を改葬して共世子の靈之れを享けず、民謠ひて公を刺り公子重耳を思ふこと、郭偃民謠を批評して其の言の必ず信實に現はるべきことを豫言することの物語なり、

惠公既殺里克而悔之曰、芮也使寡人過殺我社稷之鎭、郭偃聞之曰、不謀而諫者冀芮也、不圖而殺者君也、不謀而諫不忠、不圖而殺不祥、不忠受君之罰、不祥罹天之禍、受君之罰死戮、罹天之禍無後、志道者勿忘、將及矣、及文公入、秦人殺冀芮而施之、

惠公既に大夫里克を殺し、之れを悔いて曰く、冀芮や

り、〔懷〕思なり、憂思なり、〔爾有〕有は所有の財なり、〔歸〕依歸なり、安じてたより從ふこと、〔猗〕歎辭なり、アヽと訓む、〔違〕去なり、〔歲之二七〕十四歲の後をいふ、〔靡有微〕靡は無なり、微は子遺(のこり、殘類)なり、一句の意は公は亡びて其の子孫殘りなからんとなり、〔翟公子〕翟に在ます公子、重耳を指す、〔王妃〕周の王の配偶なり、輔佐となるをいふ、

郭偃曰、甚哉善之難也、君改葬共君以爲榮也而惡滋章、夫人美於中必播於外而越於民、民實戴之、惡亦如之、故行不可不愼也、必或知之、十四年君之冢嗣其替乎、其數告於民矣、公子重耳其入乎、其魄兆於民矣、若入必伯諸侯以見天子、其光耿於民矣、數言之紀也、魄意之術也、光明之燿也、紀言以叙之、述意以導之、明燿以炤之、不至何待、欲先導者行乎、將至矣、

此の節は郭偃の民謠に對する批評にして、必ず其の信實にあらはるべきことをいへることを記す、

郭偃之れをきゝて曰く、甚しい哉善の爲し難きや、君は共君を改葬して以て光榮の行となし、而して君享けず、民信ぜず、君の惡はます〳〵あらはれたり、夫れ人君たるもの中心善美なれば、必ず言動にあらはれ、民の上に揚がり輝くを以て、民も亦實に之れを欣び戴く、人君の中心醜惡なる場合も亦此の如く、言動にあらはれ、民の上に揚り輝き、民の怨惡する所となる、故に人君たるものは行を愼まざるべからざるなり、民は必ず人君の中心の善惡を知るあるものなり、民の謠へる所によれば、十四年の後には君の太子は其れ滅びんか、其の年數は民より之れを告げたり、又公子重耳は其れ入りて君とならんか、其の形は民の

る丶を欲せざるなり、國人之れをうたひて曰く、公は正禮を以て共世子を改葬したれども、吉き報なかりき、孰か其の世子をして是の臭を發せしめしや、公が全く禮なき爲なり、公は正禮を以て葬れども共世子に聽かれず、信心に葬式を行へども共世子に誠とせられざりき、公は無道にして國に法なし、而も公も苟にも位に居り生命を保たんことを徼倖せり、公は正禮を以て信心に共世子を改葬するといふも、そは所謂不正の正不信の信にして、眞正眞信には非ざるなり、公早く悟りて其の不正の正を改めずんば大命それ傾きて國將に危からん、我等は畏れて憂思にたへず、されば各、其の資財をあつめ守りて以て安んじたよるべき時をまたん、あゝ我等は國を去らんとすれども先祖の地なるが爲に躊躇して忍びず、中心哀戚にたへざるなり、されど深く考ふれば我等が此の哀苦を受くるは長からざるべし、十四歳の後には無道なる公は亡びて其の子孫も孑遺あることなからん、翟に在ます公子の如きは仁惠の美德あり、必ずや我國家を鎭撫して王宮の輔佐となり、我等に安樂を與へ給はん、我等は是の人によらん、しばらく忍びて時を待たんかなと、

〔出二共世子一云云〕共世子は太子申生なり、共君と謚す、故に共世子といふ、獻公の時申生の葬り禮の如くならず、故に改葬するなり、説者曰く惠公は獻公の夫人賈君と通ず悖道の至なり、故に共世子の靈之れを醜として其の禮を享けず、惡臭を外に發すと、〔貞之無レ報也〕貞は正なり、報は吉報なり、句意は正禮を以て改葬すれども吉き報なかりきとなり、屍臭外に發し共世子の之れをうけざりしとをいふ、〔是人斯〕是人は共世子を指す、斯は助語の辭なり、〔貞爲レ不レ聽信爲レ不レ誠〕公は正禮を以て改葬すれども共世子にきかれず、信心を以て葬禮を行へども共世子に誠とせられず、共世子の靈公の禮を享けず屍臭外に發せしをいふ、〔刑〕法なり、〔媮居〕媮は苟且(カリソメ)なり、苟且にも位に貪り居ること、〔幸生〕長く生命を得んと徼倖すること、〔不レ更二厥貞一〕更は改なり、厥は其なり、一句の意は公の所謂正は不正の正、信は不信の信にて、眞正眞信に非ず、若し之れを改めずばとなり、〔大命其傾〕傾は危なり、天の大命をうけて君たることも危からんとは、君位を失ひ國危殆に至るをいふ、〔威〕畏な

度、考省不倦、日考而習、戒備畢矣、

此の節は、郭偃の謠歌に對して戒愼すべきことを說きたることを記す、

郭偃衆人の謠をきゝ評して曰く、善い哉夫れ衆人の口は天意にして禍福の門なり、之によりて戒懼せば福至り、顧みざれば禍至る、是を以て君子は衆人の言を省みて動作し、衆人の言を觀察して戒となし、内は心に謀り外は事を度りて之れを行ふ、故に事成らざるなし、かく内は心に謀り外は事を度り、常に衆人の言を省み考へて倦まず、日々考へはかりて習ひ行へば、戒備の道はこゝに完全なりと、

〔衆口〕衆人の口なり、〔省衆而動〕衆人の言をかへりみて言動すること、〔監戒〕監は監察なり、衆人の言を監察して戒懼すること、〔謀度〕下句の内謀外度の略、内は心に謀り外は事を度ること、〔濟〕成なり、〔考省〕衆人の言を省み考ふること、〔畢〕是に全く畢るの意にて完全なること、

○以上第一章、惠公位に卽きて不信なり、衆人謠うて豫言し其の中れること、及び郭偃の謠に對して君臣を戒むる物語なり、

惠公卽位、出共世子而改葬之、臭達於外、國人誦之曰、貞之無報也、孰是人斯、而有是臭也、貞爲不聽、信爲不誠、國斯無刑、媮居幸生、不更厥貞、大命共傾、威兮懷兮、各聚爾有、以待所歸兮、猗兮違兮、心之哀兮、歲之二七、其靡有徵兮、若翟公子、吾是之依兮、鎭撫國家、爲王妃兮、

此の節は惠公太子申生を改葬して申生の靈之れを享けず、國人其の不德をうたひてそしることを記す、

惠公位に卽き共世子の屍を出して之れを改葬せり、その時世子の屍臭外に達せり、蓋し禮なき公に葬ら

此の編には惠公一代中の事凡八章を記せり、

惠公入背外内之賂、輿人誦之曰、佞之見佞、果喪其田、詐之見詐、果喪其賂、得而狃、終逢其咎、喪田不懲、禍亂其興、既里丕死禍、公隕於韓、

此の節は衆庶が惠公の不信と里丕二大夫の心事の非とを謠へるうたの豫言が中れることを記す、

惠公國に入りて卽位するや、約にそむきて内外に貨賂を贈らず、衆人之れをみて謠ひて曰く、僞善者が却て人の僞善にかゝり、竟に其の得べき田地を失へり、詐僞者が却て人に詐られ、竟に其の貨賂を失へり、君も國を得たるに狃れて不信の行をなさば終には災禍にあはん、又僞善者も其の田地を失ひて懲り戒むることなく又非謀を企てば、禍亂其れおこりて身斃れんと、既にして里丕二大夫は禍にかゝりて非命の死をとげ、公は韓の戰に囚虜となり、謠へる豫言は適中せり、

〔背外内之賂〕外内に貨賂を與ふる約束にそむきて與へざること、外は秦を指し内は里克丕鄭を指す、其の約束は前編に詳し、〔輿人〕衆人なり、〔誦〕謠ふなり、〔佞之見佞〕佞は僞善なり、一句の意は僞善者(里丕二大夫を指す、此の二大夫は貨賂によりて惠公を納るゝに決す故にいふ)が却て人(惠公を指す)の僞善にかゝれりとなり、〔果〕竟なり、ツヒニと訓む、〔詐之見詐〕詐僞者(秦を指す、秦が惠公を立つるは其本意に非ず故にいふ、前編に詳し、)が却て人(惠公を指す)に詐らるゝこと、〔喪田不懲〕僞善者卽ち里丕二大夫が約束の貨賂たる田地を得ずして懲り戒むるとなく、秦と共に重耳を迎へ納れんとするをさしていふ、〔里丕死禍公隕於韓〕後章に詳し、死は非命の死なり、隕は隕命なり、國君敵に捕はるゝをいふ、

郭偃曰、善哉、夫衆口禍福之門也、是以君子省衆而動、監戒而謀、謀度而行、故無不濟、内謀外

穆公問冀芮曰、公子誰恃於晉、對曰、臣聞之、亡人無黨、有黨必有讎、夷吾之少也、不好弄戲、不過所復、怒不及色、及其長也弗改、是故出亡無惡於國、而衆安之、不然夷吾不佞、其誰能恃乎、君子曰、善以微勸、

秦の穆公冀芮に問うて曰く、公子夷吾は晉にありて何人を恃みとせるかと、冀芮對へて曰く、臣聞く亡人は徒黨なし故に出亡す、若し徒黨あらば必ず之れに反抗する讎ありと、夷吾の幼少なるや、弄戲して人に憎まるゝことを好まず、人より受けしことあらば正しく報復して過つことなく、怒れども節制して顏色にあらはさず、其の長ずるに及びても之れを改めず、是の故に國を出亡しても國人より惡まるゝことなく、此の度も衆心夷吾の君たるを安心せり、故に夷吾はたゞ衆を恃むのみ、然らずば夷吾は不佞なり、其れ誰をか能く恃まんや、恃む所なきわけなりと、君子之れを評して曰く、彼は能く微言を以て穆公に夷吾をたすけて國に入れ君とせんことを勸めたるもの、機智といふべしと、

〔不過所復〕復は報復なり、むくゆること、人より受けしことを報ゆるに正しくして過たずとなり、德を以て怨に報ゆるをいふ、〔怒不及色〕怒れども顏色にあらはさざること、〔弗改〕幼少の心を改めざること、〔衆安之〕衆其の君たるを安心せりといふこと、〔以微勸〕微言を以て夷吾を君とせんことを穆公にすすめ助力を請へりといふこと、

○以上第八章、冀芮穆公の公子夷吾の何人を恃めるかの問に對へて、其の長所をあげ、以て助けて君とせんことを請へる物語なり、

卷第九
晉語三

若求置晉君以成名於天下、則不如置不仁以滑其中、且可以進退、臣聞之、仁有置、武有置、仁置徳、武置服、是故先置公子夷吾、寔爲惠公、

此の節は穆公公子縶とはかりて先づ夷吾をたてゝ晉君となすことを記す、

公子縶反りて穆公に復命す　穆公曰く、吾は公子重耳に與みせん、重耳は仁者なり、其の再拜して稽首せざりしは己後たることを貪らざるを示すなり、起ちて哭泣せしは其の父を愛するの至情を示すなり、退きて私に使者を訪問せざりしは利を貪らざることを示すものなり、吾は重耳を立てんと、公子縶曰く、君の言は過てり、君若し晉君を立てゝ其の國をよくしてやらんことを求めらるゝならば、仁者を立てゝ君となすも亦可なり、されど君若し晉君を立て之れによりて威名を天下に成さんことを求めらるれば、則ち不仁なる者を立てゝ君となし、以て其の國を亂すに如かず、且つ其の君は君の力にて改易することを得べし、臣之れを聞く、他國に仁義を示す場合にも君を立てゝやり、威武を示す場合にも亦君を立てゝやる、仁義を示す場合には有徳の君を立てゝやり、威武を示す場合には己に服從する君を立てゝやると、君宜しく夷吾を立てゝ晉國を亂し、以て威名を成すの基とせらるべしと、穆公之れに從ふ、是の故に先づ公子夷吾を立てゝ君となせり、是を惠公となす、

〔不レ沒〕沒は貪なり、ムサボルと訓む、〔載〕成なり、ナスと訓む、國をよくなすことを指す、〔成名〕名は威名なり、〔滑二其中一〕滑は亂なり、ミダスと訓む、中は國を指す、〔進退〕改易すること、〔仁有レ置武有レ置〕仁は仁義を示す場合、武は威武を示す場合をいふ、〔置レ徳置レ服〕徳は有徳者、服は己に服從する者をいふ、〔寔〕是に同じ、

○以上第七章、獻公卒するや里克丕鄭とはかりて奚齊卓子驪姬を殺して、君を秦の穆公に請ふこと、穆公公子縶とはかりて先づ公子夷吾を立てゝ君となす物語なり、

しさの餘り子たるの道を忘却したるなり、〔中大夫〕大夫は上中下の三階級に分つ、中大夫は其の中位なり、〔汾陽〕汾水のほとりの地名、〔百萬〕百萬畝なり、〔嬖大夫〕晉鄭二國にて下大夫の稱、〔負葵〕晉の土地の名、〔七十萬〕七十萬畝なり、〔蔑二天命一〕蔑は無なり、天命なしとは天の助命を借るをまつことなく成功すとなり、〔遂〕成なり、成功すること、〔何國之與有〕何ぞ國を有する心あらんやとなり、〔河外列城五〕河外は黃河以東なり、列城は列りつゞける城邑なり、〔津梁之上無レ有二難急一也〕津はわたしば、梁は橋梁なり、東游のとき他國の領土ならば津梁を通過し又之れを設くるにも一々其の國の允許を得ざるべからざるのみならず、又難急の事起るをはかり難し、故に此の難なからしめんが爲に此の地をたてまつるとなり、〔亡人之所二懷挾一纓纕以望二君之塵垢一者〕懷挾は懷き持つこと、纓は馬纓（むながい）纕は馬の腹帶なり、一句の意は亡人が君王の馬前に立ちて纓纕を持ち、以て君王の疾驅さるゝとき、起る塵を望みて慕ふ寸志を示すものとなり、君王の下風に立ちて君王の餘光をうけんことを冀ふ寸志（換言すれば君王の慕下に從ひて御助力を冀ふ寸志）を示すのみとなり、〔四十鎰〕二十兩を一鎰となす、〔珩〕佩上の飾にて形磬に似て小なり、〔六雙〕六對なり、〔不三敢當二公子一、請納二之左右一〕敢て公子に呈するに足るものに非ず、請ふ左右の御許にまで納めんとは、公子に呈上せんといふ謙辭なり、

白珩（古玉圖攷）

公子縶反、致命穆公、穆公曰、吾與公子重耳、重耳仁、再拜不稽首、不沒爲後也、起而哭愛其父也、退而不私、不沒於利也、公子縶曰、君之言過矣、君若求置晉君而載之、置仁不亦可乎、君

亡人之所懷挾纓纕以望君之塵垢者、黄金四十鎰、白玉之珩六雙、不敢當公子、請納之左右、

此の節は公子縶夷吾をとひて入國をすゝめ、夷吾直に承諾し、且己入國せば秦に領土を獻じ、公子に重賂を贈ることを言ひ、只管盡力をたのむことを記す、

公子縶翟より退き梁にゆき、公子夷吾を弔ふことと公子重耳を弔ふ命の如くす、夷吾冀芮に告げて曰く、秦人我が爲に勤めて力をつくすと、冀芮曰く、公子之れを勉めよ、亡人は操守堅く廉潔なるなかれ、操守堅く廉潔なれば大事行はれず、重き賄賂を以て德に當てよ、されば我は貲財をつくして毫もをしむこと勿れ、諸公子實に皆君位を欲する心あり、しかるを我まぐれ幸に之れを得ば亦よきことならずやと、公子夷吾之れに從ひ、出でゝ使者を見て再拜稽首し起ちて哭泣せず、退きて公子縶を訪問して曰く、中大夫里克我に與しぬ、吾入りて君たらば之れに汾陽の田地百萬畝を與ふることを命せり、變大夫丕鄭亦我に與しぬ、吾入りて君たらば之れに負葵の田地七十萬畝を與ふることを命せり、かく國内に於て勢力ある二大夫は吾味方なり、されば君王苟も我を輔けらるれば、又天の助命を借るなくして吾希望は成就して位に卽くを得るなり、おかげを以て亡人苟も國に入りて宗廟を掃除し社稷を定むるを得ば望足る、何ぞ敢て國土を望まんや、君王は實に多くの郡縣を有せらるゝも、其の上に河外の列城五をたてまつりて御領土の中に入れん、豈君王に此の如き地なき爲にたてまつると謂ふわけならんや、たゞ君王が東游さるゝとき、津梁の上に難急の事あるなからしめんが爲にたてまつるなり、又亡人の君王の下風に就きて君王の餘光をうけんことを冀ふの寸志のみ、又黄金四十鎰と白玉の珩六對と、敢て公子に呈するに足らず、請ふ之れを左右の御許まで納めん、敢て助力を望むと、

〔勤レ我〕我が爲に勤めて力を盡くすの意なり、〔狷潔〕操守堅固にして廉潔なること、〔不レ行〕大事行はれざること、〔重賂配レ德〕配は當なり、重き賄賂を德に當てよとは重き賄賂を德の代につかへといふ意なり、〔再拜稽首〕使命を有り難く思ひ且つ助力を請ふの意あり、故に再拜して稽首するなり、〔起而不レ哭〕うれ

すて親をすてゝ他國に居るもの不孝の子なり、故に人親しむなしといふ、〔置之者〕置は立なり、〔父死在堂〕死して堂上に殯す、故にいふ、〔求利〕國に入りて利を求むること、君位に卽くをいふ、〔人實有之〕人は群公子を指す、有之は君位を欲するの心あること、〔重有命〕命は國に反る命なり、〔敢有它志以辱君義〕今は我心たゞ悲痛の念あるのみ毫も他の志なし、況や君位を欲するの念をや、今我君位を欲するの念あり、國に反るも不仁不孝の者なれば反對者續出して益、國をみだし、却て君王の高義を辱しむるに至るを以て、我は豈之れを爲して君王の高義を辱しむることをなさんやとなり、〔再拜不稽首〕使命を有難く思はざる意を暗示するなり、故に稽首せざるなり、〔起而哭〕起ち上り其の位置をかへて哭すること、〔不私〕私に使者を訪問せざること、

公子縶還弔公子夷吾於梁、如弔公子重耳之命、夷吾告冀芮曰、秦人勤我矣、冀芮曰、公子勉之、亡人無狷潔、狷潔不行、重賂配德、公子盡之、無愛財、人實有之、我以徼倖、不亦可乎、公子夷吾出見使者、再拜稽首、起而不哭、退而私於公子縶曰、中大夫里克與我矣、吾命之以汾陽之田百萬、丕鄭與我矣、吾命之以負葵之田七十萬、君苟輔我、蔑天命矣、吾必遂矣、亡人苟入掃除宗廟、定社稷、亡人何國之與有、君實有郡縣、且入河外列城五、豈謂君無有、亦爲君之東游津梁之上無有難急也、

身亡父死、不レ得レ與ニ於哭泣之位一、又何敢有ニ它志一、以辱ニ君義一、再拜不ニ稽首一、起而哭、退而不レ私、

此の節は公子縶重耳を問ひ國に反ることを以てし、重耳喪にあり子たるの禮を盡す能ざるを以て之れを辭退することを記す、

穆公乃公子縶をして翟にゆき、公子重耳を弔はしめて曰く、寡君縶をして公子の憂懼の中にありて、又之れに重ぬるに喪の哀に遇へるを弔はしむ、寡人之れを聞く、國を得るも常に喪の時に於てし、國を失ふも常に喪の時に於てすと、今や喪の時に會す、時は去り易し失ふべからず、又久しく逃亡してあるべからず、公子其れよく之れを圖れ、吾一臂の力を致さんと、重耳舅犯に告ぐ、舅犯曰く、不可なり、亡人は人之れを親しむなきも、若し信と仁とあれば人以て之れを親むことを爲す、是の故に亡人にも仁信を有するものは之れを立てゝ君となすも、其の國は危殆ならざるなり、公子は今亡人なり、しかるに父死して猶殯宮にあるに拘らず子たるの務をすて國に入りて利を求めば人孰か我を以て仁者となさんや、又君位を欲するは獨我のみならず群公子皆此の心これあり、しかるを我まぐれ幸にも之れを求めば、人は孰か我を信あるものとせんや、亡人にして不仁不信ならばたとひ國に入るとも何を以て其の利を長く享くるを得んや、亡びんこと立ちながらにして待つべしと、公子重耳其の言に從ひ、出でゝ使者を見て曰く、君王亡臣重耳を惠み弔ひ、又重ねて國に反れとの御命あり、何の幸か之れに如かん、されど重耳は身逃亡して父死し哭泣の位に卽きて子たるの務をつくすを得ず、不孝の至なり、今や臣の心たゞ哀痛極なきの念あるのみ、又何ぞ敢て他の志ありて君王の義を辱しむることを爲さんやと、再拜して稽首せず、起ちて哭泣し、退きて私に公子縶を訪問せざりき、

〔得レ國常於レ喪失レ國常於レ喪〕君死して繼嗣定まらざるときは、諸公子各立たんことを爭ふ、是に於て成功するものは國を得、然らざるものは國を失ふ、故に常於レ喪といふ、〔喪不レ可レ久〕此の喪は亡なり、出亡なり、一句の意は久しく出亡して居るべからずとなり、〔亡人無レ親〕亡人は國を出亡する人なり、亡人は國を

子明曰、君使縶也、縶敏且知禮、敬以知微、敏能竄謀、知禮可使、敬不隊命、微知可否、君其使之、

此の節は穆公晉に使する使者を擇び、大夫子明、公子縶を以て適任となし、公之れに決することを記す、穆公乃ち大夫子明と公孫枝とを召して告げて曰く、かの晉國の亂には吾は誰を使者としてつかはさん、吾は使者をやり、先づかの重耳夷吾二公子の中より其の可なるものを擇びて之れを立て、以て晉國の朝夕にせまれる急難を治めんとすと、大夫子明對へて曰く、君公子縶を使者とせよ、縶は聽敏にして且つ禮を知り、恭敬にして以て機微を知るの明あり、聽敏なれば能く我謀計をかくして人に知らしめず、禮を知れば國に使者としてよく、恭敬なれば君命を失墜せず、機微を知るの明あれば能く可否を知る、君其れ之れを使者とせよと、公乃ち之れに從へり、

〔子明〕秦の大夫百里孟明なり、子明は字なり、〔公孫枝〕秦の公族にて、字は子桑といふ、〔若二二公子一〕若は擇なり、エラブと訓む、〔縶〕秦の公子縶なり、字は子顯といふ、〔微〕幾微なり、〔竄〕隱すこと、〔隊〕墜に同じ、失墜なり、

乃使公子縶弔公子重耳於翟、曰、寡君使縶弔公子之憂、又重之以喪、寡人聞之、得國常於喪、失國常於喪、時不可失、喪不可久、公子其圖之、重耳告舅犯、舅犯曰、不可、亡人無親、信仁以爲親、是故置之者不殆、父死在堂、而求利、人孰仁我、人實有之、我以徼幸、人孰信我、不仁不信、將何以長利、公子重耳、出見使者、曰、君惠弔亡臣、又重有命、重耳

ず、遠地に出亡して草の中にさまよひ、未だ倚り頼る所あらざらしむ、今又之れに重ぬるに寡君死去を以てし、喪亂竝び至れり、幸に君王の威靈を以て鬼神吉祥を下し罪人よく其の罪に伏したれども、嗣君未だ定まらざるを以て群臣は敢て安んじ處ることなし、將に君王の命令を待ちて之れを決定することあらんとす、君王若し我社稷を惠み顧み、我先君の和好を忘れず、其出亡して他國に徙居する公子を收養して、之れを立てゝ國君となし、以て其祭祀を主らせ、且つ我國家を鎭撫して其の民人に惠を及ぼし下さらば、四鄰の諸侯之れを聞くと雖、其れ誰か君王の威をおそれつゝしみ、君王の德を欣慕せざるものあらんや、かくして我國君は永く君王の重厚なる恩愛を蒙り、君王の重厚なるおかげを受け、我等群臣又君王の大德を受けて事ふるを得ば、晉國は其れ誰か君王の臣庶として君王に報いざるものあらんや、君王願くは愛憐を垂れ給はんことをと、秦の穆公許諾して使者を反へせり、

〔梁由靡〕晉の大夫なり、〔秦穆公〕名は任好といふ、秦國の富强をはかり冥々の中に一統の基礎を立てたる明君なり、西方の諸侯の霸たり、〔寡君〕群臣が其君を稱する謙辭、〔紹續〕紹は繼、續は嗣なり、〔昆裔〕昆は後、裔は末、後末は子孫をいふ、〔隱悼〕隱は憂、悼は懼なり、〔播越〕播は散、越は遠なり、遠地に散亡してさまよふこと、〔託在〕身を託して住居すること、〔不祿〕君の死を他國に告ぐるときの謙辭、〔臻〕至なり、イタルと訓む、〔君之靈〕君は穆公を指す、以下同じ、穆公の夫人は獻公の女にて秦晉二國は盟誓昏姻の國なり、故に君王の威靈のおかげにてといふ、〔衷〕善なり、吉祥をいふ、〔罪人〕驪姬を指す、〔寧處〕安んじをること、〔逋遷〕逋は亡なり、國を出亡して他國に遷徙すること、〔裔胄〕子孫なり、群公子を指す、〔塡撫〕塡は鎭に同じ、〔儆懼〕つゝしみおそるゝこと、〔終二君之重愛一〕終は永く蒙ること、重愛は重厚なる恩愛なり、〔重貺〕重厚なる賜なり、〔羣隸臣〕隸は役なり、群役臣とは猶羣臣といふが如し、

乃告大夫子明及公孫枝曰、夫晉國之亂、吾誰使、先若夫二公子而立之、以爲朝夕之急、大夫

の本なれば敢て爲さゞるべし、されど國に久しく君なきときは、則ち諸侯各謀りて其の好む所の公子を外より召して晉に納れんことを恐る、かゝるときは則ち民各異心ありて之れに從はず、爲に亂を大きくするの恐あり、諸侯の中にて秦は最も我國を親めり、之れに賴らば必ず惡しくはなすまじ、諸君なんぞ秦侯に我國君を定めて立てんことを請はざるやと、諸大夫許諾せり、

〔徑〕直なり、タヾチニと訓む、〔民各有心〕其の君に對して民が異心をいだくあること、〔厚亂〕亂を大きくすること、

乃使梁由靡告於秦穆公曰、天降禍於晉國、讒言繁興、延及寡君、使寡君之紹續昆裔隱悼播越託在草莽、未有所依、又重之以寡君之不祿、喪亂竝臻、以君之靈、鬼神降衷、罪人克伏其辜、羣臣莫敢寧處、將待君命、君若惠顧社稷、不忘先君之好、辱收其逋遷裔冑、而建立之、以主其祭祀、且塡撫其國家、及其民人、雖四隣諸侯之聞之也、其誰不儆懼於君之威、而欣喜於君之德、終君之重愛、受君之重貺、而羣臣受其大德、晉國其誰非君之羣隸臣也、秦穆公許諾反使者、

此の節は梁由靡をして國君を定め立てんことを秦の穆公に請はしめ、穆公許諾することを記す、

乃ち梁由靡をして秦の穆公に告げしめて曰く天禍災を我晉國に降し、延いて我寡君の世に及び、讒言しげく興り、寡君の繼嗣子孫をして憂懼國に居る能は

公子の中にて誰にても之れを君とし國を定めんとせり、此の時機を失ふべからず、國を亡げて他鄉に流寓するものは國亂るゝに非ざれば何ぞ入ることを得ん、民騷擾して危きに瀕するに非ずんば何ぞ之れを治め安んずるを得ん、幸に君の子なり、たゞ其れ國に入らんことを求めよ、顧慮すること勿れ、國方に亂れて民騷擾す、子入るも誰か主となりて我を禦がんや、且つ諸大夫は群公の中にて誰にても君とし國を定めん考なれば、苟も衆の擁立する所なれば、孰か能く從はざるものあらんや、されば子はなんぞ國の財をつくして鄰國の諸侯及國內の諸大夫に賂ひ國空虛となりたりとて愛むことなく、以て入らんことを求めざるや、既に國に入りて君となり而る後に貨財を聚むることをはかれと、公子夷吾之れに從ひ、出でて使者を見再拜稽首して入國を許諾せり、

〔呂甥、郤稱〕二人共に晉の大夫にて公子夷吾の徒なり、〔蒲城午〕晉の大夫なり、〔主レ子〕子が內應の主とならんとの意なり、〔大夫無レ常〕諸大夫は羣公子の中にて誰を君とするといふ定見なし、誰にても早く君として國を定めん考なりの意なり、〔孰適〕適は主なり、〔盡レ國〕國の有をつくすこと、〔外內〕外は鄰國の諸侯を指し、內は國內の諸大夫を指す、〔無レ愛レ虛〕虛は空虛なり、國の有をつくして賂へば國空虛となるを以て、入りたりとて何の益なきが如くなれど其れを愛惜することなく入れとなり、〔圖レ聚〕財を聚むるを圖ること、

呂甥出告大夫曰、君死自立則不レ敢、久恐諸侯之謀徑召君於外、則民各有レ心、恐レ厚レ亂、盍レ請君於秦乎、大夫許諾、

此の節は呂甥諸大夫に君を秦に請ひ早く國を定むるの得策なるをいひ諸大夫承知することを記す、

呂甥夷吾を立てんと欲す、夷吾は乃ち秦にたよれり、故に秦の援を請はざるべからず、是に於て朝廷に出で諸大夫に告げて曰く、我君死して嗣なし、公子夷吾國に入ることを許諾すれども、夷吾は君命を受けて嗣となりたるに非ざれば、其の君の死せるを利用し、入りて直に自立して君とならんことは其の身の危殆

所に因りて之れを立てゝ君とするにあり、苟も衆庶の利とする所鄰國の善みして立つる所の君ならば、大夫其れ之れに從ひて臣事せよ、重耳は敢て其の命に違はず謹んで事へんのみと、

〔屠岸夷〕晉の大夫なり、〔擾〕騷擾なり、〔鉥〕導なり、〔舅犯〕狐偃なり、偃は重耳の舅(母の兄弟、をぢ)にて字は子犯なり、故に舅犯といふ、〔槁落〕かれおつること、〔易〕反なり、正が邪に反はること、正を失へること、〔偃也〕偃は卽ち舅犯の名なり、〔剡〕鋒なり、〔譏在兄弟〕兄弟譏を受けて國を去り離散すること、〔惠顧〕惠みて顧み慮ること、〔亡人〕國を逃亡せる人、〔供備〕充分にそなへつくすこと、〔洒埽〕ふきさうぢ、〔固國者〕君を立てゝ國を固く定むる者、卽ち大夫を指していふ、〔善鄰〕鄰國と善く和好すること、〔因民而順之〕民の愛する所に因り之れに順ひて君とすること、

呂甥及郤稱、亦使蒲城午告公子夷吾於梁曰、子厚賂秦人以求入、吾主子、夷吾告冀芮曰、呂甥欲納我、冀芮曰、子勉之、國亂民擾、大夫無常、不可失也、非亂何入、非危何安、幸苟君之子、唯其索之、方亂以擾、孰適禦我、大夫無常、苟衆所置、孰能勿從、子盍盡國以賂外內、無愛虛以求入、既入而後圖聚、公子夷吾出見使者、再拜稽首許諾、

此の節は呂甥郤稱の二大夫蒲城午をして公子夷吾を呼ばしむ、夷吾冀芮にきゝ入國を許諾せることを記す、

里丕の二大夫重耳を招くときくや、夷吾の徒たる呂甥と郤稱とは蒲城午をして梁に往き公子夷吾に告げしめて曰く、子厚く秦君に賂ひて以て國に入らんことを求めよ、吾は子の爲に內應せんと、夷吾冀芮に告げて曰く、呂甥我を納れんと欲す、如何と、冀芮曰く、子は之を勉めよ、今や晉國は亂れ民騷擾し、諸大夫は群

は今を措きて他に其の期なし、子今なんぞ國に入らざるや、吾れ請ふ先導を爲さんと、重耳舅犯に告げて曰く、里克我を納れんと欲す、如何と、舅犯曰く、從ふべからず、其理由を申さん、夫れ樹木を堅く丈夫にするには栽培の始に於てせざるべからず、栽培の始に其の根を固くせざれば終には必ず槁れ落つるものなり、國を治むるも亦此の如し、國に君長たる者はたゞ哀樂喜怒の禮節を知り、是れを以て民を導き治むるあるのみ、哀樂喜怒の禮節を知るは是れ治國の本なり、君國に入りて位に卽かば其の本を忘れたるものなり、何となれば父の喪にあひて哀むは子たるものの情なり、しかるに父の喪を哀まずして國を求むるは、子たるの道を缺きて利を得んとするものにて至難の事なり、又國の亂れたるときは不虞の變時々起るを以て此の時國に入るは危殆の事なり、又喪を以ての故に國を得るは、則必ず喪を以て樂しみとなすなり、喪を以て樂みとすれば己も亦喪中の人たらんと欲し、己が生を哀むの念生ずるなり、又國の亂れたるに因りて入れば則必ず亂を喜ぶものなり、亂を喜ぶときは則ち必ず德を修むることを怠るに至る、是れ皆哀樂喜怒の禮節の正を失へるものなり、此の禮節正を失ひて何を以て民を導き治むるを得ん、民我に導き治められずば誰か我を以て君長とせんやと、重耳曰く、父の喪あるに非ざれば誰か父に代りて國をうけん、又國亂るに非ざれば誰か我を迎へ納れん、されば國に入るも亦可ならずやと、舅犯曰く、偃や之れを聞けり、喪と亂とには小大の別あり、大喪と大亂との鋒は犯すべからず、父母の死を大喪と爲し、兄弟讒を得て國を亡げ離散するを大亂となすと、今まさに大喪大亂に當れり、是の故に之れを犯して國に入るは至難の事なりと、重耳乃ち此の言に從ひ、出でて使者を見て曰く、子亡人重耳を惠みて顧み慮らる、何の幸か之れに如かん、されど吾は父が存生中洒掃の職をつくして奉侍するを得ず、又父死するも敢て其の喪に臨みて子たるの禮を爲さず、以て其の罪を增し重ね恐懼措く所を知らず、しかるに今大夫の來臨を辱くす、されど吾は子たるの務を盡さず禮を缺きて何を以て國に入るを得んや、故に敢て厚意を辭退す、夫れ國を定むる者は衆庶を親愛して鄰國と善く和好するものを擇び立てゝ君とするにあり、民の愛する

落、夫長國者、唯知哀樂喜怒之節、是以導民、不哀喪而求國、難、因亂以入殆、以喪得國則必樂喪、樂喪必哀生、因亂以入、則必喜亂、喜亂必怠德、是哀樂喜怒之節易也、何以導民、民不我導誰長、重耳曰、非喪誰代、非亂誰納我、舅犯曰、偃也聞之、喪亂有小大、大喪大亂之剡也不可犯也、父母死爲大喪、讒在兄弟爲大亂、今適當之、是故難、公子重耳出見使者曰、子惠顧亡人重耳、父生不得供備洒埽之職、死又不敢莅喪、以重其罪、且辱大夫、敢辭、夫固國者、在親衆而善隣、在因民而順之、苟衆所利隣國之所立、大夫其從之、重耳不敢違、

此の節は里克屠岸夷をして公子重耳に國にかへりて即位せんことを勸めしめしに、重耳舅犯に今國に入るの期に非ざるの理をきゝ、之れを辭退することを記す、

既に奚齊卓子を殺す、里克丕鄭と亡公子を呼ばんとす、乃ち屠岸夷をして翟に使し公子重耳に告げしめて曰く、今我晉國亂れ民騷擾せり、國を得るは其の亂れたる時にあり、何となれば國を亡げたるものは亂れたる時に非れば國に入るを得ず、國に入るを得ざれば之れを得る能はざればなり、又民を治むるは其の騷擾せる時にあり、何となれば騷擾せる民は勞る、勞るゝ民は之れを治め易ければなり、子が國を得る

〔重賂〕厚大なる賄賂なり、〔厚者〕二公子の中にて德望勢力の厚大なるもの、〔國誰之國也〕國は誰の國ならん、吾々の自由自在にするを得べければ我々の國となるといふ意なり、〔利之足〕足は本なり、〔惑蠱〕たぶらかしまどはすこと、〔誣二國人一〕誣は欺き詐ること、〔奪二之利一〕利は權勢寵威を指す、〔信而亡レ之〕驪姬の言を信用して羣公子を逃亡さすこと、〔殺二無罪一〕無罪は太子申生を指す、〔藏レ惡〕惡は悖逆の念をいふ、〔救禦〕禦は止むること、〔弭レ憂〕國の憂を止むること、弭は止なり、〔於二諸侯一且爲レ援〕諸侯に援を請ふことを爲すの意なり、〔庶幾曰〕人々庶幾くは曰ふなり、〔賴二其富一〕賴は利なり、〔爲二諸侯載一〕諸侯の歷史に記載せられて恥を後世にのこすこと、〔不レ可レ常也〕常は常道なり、

於レ是殺二奚齊卓子及驪姬一而請二君於秦一、既殺二奚齊一、荀息將レ死レ之、人曰、不レ如下立二其弟一而輔上レ之、荀息立二卓子一、里克又殺二卓子一、荀息死レ之、君子曰、不レ食二其言一矣、

此の節は里克奚齊を殺すことと荀息節に死することを記す、

是に於て里克は丕鄭とはかりて、奚齊と其弟卓子と驪姬とを殺して嗣君を秦の穆公に請へり、里克既に奚齊を殺すや、其の傅荀息將に之れに殉死せんとす、或人息に說きて曰く、其の弟を立てゝ之れを輔くるに如かず、今死すとも何の益かあらんと、荀息乃ち卓子を立つ、里克又卓子を殺せり、荀息是に於て死せり、君子息を評して曰く、其の言を食まざるものなりと、

既殺二奚齊卓子一、里克及二丕鄭一使三屠岸夷告二公子重耳於翟一曰、國亂民擾、得レ國在レ亂、治レ民在レ擾、子盍レ入乎、吾請爲二子鉥一、重耳告二舅犯一曰、里克欲レ納レ我、舅犯曰、不可、夫堅樹在レ始、始不レ固レ本、終必槁

なし、我は子の爲に子の事を助け行はん、子は七輿大夫を帥ゐて我が之れに應ずるを待て、我は翟に使して重耳を動かし、又秦に援を請ひて以て夷吾を搖かさん、而して二公子の中にて其の德望勢力薄弱なる者を立てゝ君とせば、必ず大なる賄賂を得べし、其の德望勢力厚大なる者は邪魔して國に入るなからしむべし、然らば國は果して誰の國ならん、吾等が自由になるなりと、里克曰く、そは不可なり、克之を聞く、夫れ義は利の本にして貪慾は怨の本なり、故に義をすつる時は則ち利立たず、厚く貪るときは則怨生ずと、夫れ孺子奚齊を殺すは豈罪を民に得たる爲ならんや、たゞ其の母驪姬が我君を誑かし惑はし、國人を欺き詐り、羣公子を讒言して其の權威を奪ひ、君の心をして迷ひ亂れ己が甘言を信用して之れ等公子を逃亡せしめ、罪なき太子を殺して諸侯の笑と爲り、百姓をして其の心の中に悖逆の念を藏することあらざるなからしむるに至れるを以て、之れを放任せば、恰も大川を壅ぎたるが決潰し汎濫して救ひ止むべからざるが如く、國の亂れんことを恐るゝなり、是の故に吾は將に奚齊を殺して驪姬の禍心を絶ち、公子の外にある者を立てゝ君となし、諸侯に援を請ひ以て民の志を定め國の憂を止めんと欲するなり、此くせば人々は皆庶幾くは諸侯我擧を義として援けて我國を撫愛し、百姓我擧を欣びて之れを奉戴せば國は以て安く固かるべしと曰はん、しかるに今子は君を殺して其の富を利とし、貪り取りて義に反かんとす、貪るときは則民怨み、義に反けば則其の富は身の利とならずして身を危くする本となる、富を利として貪りて民怨み、國を亂して身危くば何の益かあらん、加之諸侯の歷史に記載せられて恥を後世にのこさんことを懼るゝなり、されば子の考は人臣の常道となすべからざるなりと、丕鄭も其の至理の言に服し、里克の言に從ひて行動する旨を許諾せり、

〔國士〕國に秀出せる士なり、〔七輿大夫〕太子申生の下軍（太子の帥ゐし軍）の大夫にて共華、賈華、叔堅、騅歂、纍虎、特宮、山祁の七人をいふ、〔使ㇾ翟動ㇾ之〕公子重耳は翟に居るを以て此に使して重耳を動かすこと、〔援ㇾ秦以搖ㇾ之〕公子夷吾は梁にあり秦にたよるを以て、秦に使して援をこひ以て夷吾を動かすこと、〔其薄者〕二公子の中にて德望勢力の薄弱なるもの、

遂也、我爲子行之、子帥七輿大夫以待我、我使翟以動之、援秦以搖之、立其薄者、可以得重賂、厚者可使無入、國誰之國也、里克曰、不可、克聞之、夫義者利之足也、貪者怨之本也、廢義則利不立、厚貪則怨生、夫孺子豈獲罪於民、將以驪姬之惑蠱君而誣國人、讒羣公子而奪之利、使君迷亂信而亡之、殺無罪以爲諸侯笑、使百姓莫不有藏惡於其心中、恐其如壅大川潰而不可救禦也、是故將殺奚齊而立公子之在外者、以定民、弭憂、於諸侯、且爲援、庶幾曰、諸侯義而撫之、百姓欣而奉之、國可以固、今殺君而賴其富、貪且反義、貪則民怨、反義則富不爲賴、賴富而民怨、亂國而身殆、懼爲諸侯載、　不可常也、丕鄭許諾、

此の節は里克丕鄭にはかりしに、丕鄭は之れによりて權を擅にせんといへるを、里克其の義に非ざることを說き丕鄭悟り相共に力を致すことを記す、

里克次に丕鄭の許に至り告げて曰く、三公子の徒相はかりて將に孺子を殺さんとす、子は將に如何にせんとするかと、丕鄭曰く、荀息は之れに對して何と言へるかと、里克對へて曰く、荀息は之れに死なんと曰へりと、丕鄭曰く、子之れを勉めよ、夫れ子と荀息とは我晉の國士なり、國士のはかる所は成らざること

生不レ悔、生人不レ愧、貞也、吾言既往矣、豈能欲レ行二吾言一而又愛二吾身一乎、雖レ死焉辟レ之、

此の節は獻公卒し里克奚齊を殺さんとして其の傅荀息の心を試みしに荀息死を以て對へたることを記す、

獻公卽位二十六年に公卒す、里克將に奚齊を殺して禍を絶たんとす、先づ奚齊の傅荀息に告げて曰く、三公子の徒相はかりて將に孺子を殺さんとす、子は將に如何にせんとするかと、荀息曰く、彼等吾君の死を視ること死獸の如く棄てゝ顧みず、其の孤子を殺せば、吾はたゞ死あるのみ、吾は彼等に從ふことなしと、里克曰く、子死して孺子位に立たば死すとも亦可ならずや、されど子死して孺子廢せらるれば何ぞ死することを用ひんや、死さば犬死を免れざるに非ずや、宜しく慮る所あれと、荀息曰く、昔し君が臣の君に事ふる道を我に問ひしとき、我は對ふるに忠貞をつくすことを以てせり、君の曰く忠貞とは何の謂かと、我對へて曰く、以て公室を利すべくして己の力にて能くする所ありて爲さゞることなきは忠なり、死者を葬り生者を養育し死人たとへ復生きもどるとも、己は死者に對して禮を盡くしあるを以て悔ゆる所なく、又生者に對しては養育保護の任を全うせるを以て毫も愧づる所なきは貞なりと、あゝ吾が此の言は既に吾が口より出で早や過去のことゝなりぬ、吾豈吾が言を實行せんと欲して又吾身を愛惜せんや、吾は死と雖何ぞ避くる所あらん、吾はたゞ吾が言を實行せんのみと、

〔三公子〕申生、重耳、夷吾なり、〔孺子〕奚齊を指す、〔死二吾君一〕死は死畜なり、死獸の如く棄てゝ顧みざること、〔蔑〕無なり、ナシと訓む、〔辟〕避なり、サクと訓む、

里克告二丕鄭一曰、三公子之徒將レ殺二孺子一、子將二何如一、丕鄭曰、荀息謂レ何、對曰、荀息曰、死レ之、丕鄭曰、子勉レ之、夫二國士之所レ圖、無レ不

黃河なり、汾涑澮共に川の名、山西省を流る、黃河の支流なり、〔渠〕池なり濠をいふ、〔汪〕汪然なり、大なるさま、〔違二其違一〕上の違は去なり、サルと訓む、下の違は違へる行卽ち非道をいふ、〔齊德〕齊侯の德なり、〔豐否〕豐は厚きこと、否は厚からざること、〔釋二其閉脩一〕釋は舍なり、スツと訓む、閉は守、脩は治なり、守治は國の守治なり、〔輕二於行道一〕輕しく國を出で、行途に下ること、〔君子〕位を以ていふ、人君を指す、〔天昏〕天は夭死、昏は狂惑の疾なり、

是歲也、獻公卒、八年爲二淮之會一、桓公在レ殯、宋人伐レ之、

此の節は、宰周公の齊晉二侯の評の中れることを記す、

宰周公の豫言は適中せり、是の歲に獻公卒せり、其の八年にして齊の桓公は淮の會盟を爲せり、其の明年桓公卒して猶殯宮にあるとき宋人齊を伐てり、

〔淮之會〕桓公が淮に諸侯を會合せること、淮は葵丘より遙東方にあり、〔桓公在レ殯宋人伐レ之〕こは淮の會の明年の事なり、桓公卒して未だ葬らず、五公子立たんことを爭ふ、太子宋に奔る、宋の襄公齊を伐ち之れを納る、是れを孝公となす、

○以上第六章、獻公葵丘の會盟に與らんとし宰周公の言をきゝて引き還へせること、及宰周公獻公及齊桓公の將來を豫言して中れる物語なり、

二十六年、獻公卒、里克將レ殺二奚齊一、先告二荀息一曰、三公子之徒、將レ殺二孺子一、子將二如何一、荀息曰、死二吾君一而殺二其孤一、吾有レ死而已、吾蔑レ從レ之矣、里克曰、子死孺子立、死不二亦可一乎、子死孺子廢、焉用レ死哉、荀息曰、昔君問二臣事レ君於我一、我對以二忠貞一、君曰、何謂也、我對曰、可三以利二公室一、力有レ所レ能、無レ不レ爲忠也、葬二死者一養二生者一、死人復

におくりかへすこと、〔懷〕安なり、懷柔して安んずること、〔典言〕法言なり、法敎の命令をいふ、〔薄二其要結一〕要結は條約なり、條約を薄くすとは手輕にしてきびしく重くせぬこと、〔厚レ德之〕厚く恩德を加ふること、〔三屬二諸侯一〕屬は會なり、アツムと訓む、三たび諸侯を會合すとは所謂乘車の會三（齊語を見よ）をいふ、〔存二亡國三一〕魯衞邢の三國を輔けて國を存せしをいふ、〔鎭〕塡に同じ、オクと訓む、〔甍〕屋棟なり、〔責〕債に同じ債金卽ち貸金をいふ、〔不レ果レ奉〕果は克なり、アタフと訓む、奉は行なり、オコナフと訓む、〔皇〕匡なり、正なり、タヾスと訓む、〔將レ在レ東〕東は此の度の會盟の地卽ち葵丘より東なり、〔有レ勤〕勤は國事を勤むること、

宰孔謂二其御一曰、晉侯將レ死矣、景霍以爲レ城、而汾河涑澮以爲レ渠、戎翟之民實環レ之、汪是土也、苟違二其違一、誰能懼レ之、今晉侯不レ量二齊德之豐否一、不レ度二諸侯之勢一、釋二其閉脩一、而輕二於行道一、失二其心一矣、君子失レ心、鮮レ不二夭昏一、

此の節は宰周公獻公の行動を觀察して其の心を失へるを以て死期の遠からざることを言へることを記す、

宰周公其の御者にいひて曰く、晉侯は將に死なんとす、夫れ晉の國たるや大霍山をもつて城壁となし、汾河涑澮の四水を以て濠となす、戎翟の民實に其の周圍を環繞して服屬す、汪然たる大國土なり、此の國土に君たるもの、苟も非道を去りて國を治め四方に臨まば、誰か能く之れをおどすものあらんや、しかるに今晉侯は齊侯の德の厚きか否かを量らず、又諸侯の强弱の勢を度らず、其の國を守り治むることをすて、輕しく會盟の途に上り、齊侯の幕下に馳せんとするは、實に其の本心を失へるなり、人君にして本心を失へば夭死或は狂惑の疾に罹らざることすくなしと、

〔景霍〕景は大なり、霍は山の名、大山なるを以て大霍といふ、山西省霍州東三十里にあり、〔汾河涑澮〕河は

此の節は獻公葵丘の會に赴かんとして、宰周公の齊の桓公の政略を說きて、其の力を晉に致すに及ばざるを以て會せざるも懼るゝに足らずとの言をきゝ、中途より還ることを記す、

齊の桓公の葵丘の會盟に、獻公は將にゆきて此れに與らんとし、途中にて周の宰周公に遇へり、宰周公獻公に謂ひて曰く、君は會盟に行くことなくして可なり、夫れ齊侯は施惠と功力を擧ぐることとを務むることを諸侯に示すを好みて、德を修むるを務めず、故に貢物を輕くして諸侯を招致し、重き贈り物を以て之れを遺歸し、服し至る者をして勸み勵みて仕へ、畔く者をして思慕して其の心を翻やさしむ、之れを懷柔するに法言を以てし、其の約束を手輕にして厚く之れに恩德を加へ以て信義を示し、三たび諸侯を會合し三亡國を存して之れに恩施を示す、是れを以て北は山戎を伐ち、南は楚を伐ち、西に於ては此の會盟を爲せるなり、齊侯の事業を見るに、之れを譬ふれば家室を建つるが如し、既に其棟を置けり此の上に何も加ふるものなし、其れと同じく齊侯の事業は此れが極點にて此の上に出づることなからん、且つ吾之れを聞けり、惠を施すは偏く及ぼし難く、施されたる惠は報い難しと、偏く及ぼさず又報いざれば互に怨みを生じて終には互に仇讎となるに至らん、夫れ齊侯の施惠は譬へば債金を出だして人に貸すが如し、必ず其の報酬を望まんとす、されば施惠を受けて報いずば將に大なる讎を蒙らんとす、されど債金に限あるが如く施惠にも亦限あれば、齊侯は迚も之れを偏く全く行ふこと能はず、されば晉に施惠及び難からん、故に君は此の度の會盟に行かずとも、齊侯は之れを怒り晉を伐ち匡す暇はあらざるなり、是れを以て齊侯將來の會盟と雖、將に此の度の處より東の地にてなすならん、迚も西方の地にて行ひ西方の諸侯を服することは能はざるなり、君會盟に與らずとも懼るゝこと勿れ、其れ國事に勵精せんのみと、公は乃ち之れをきゝて國に引き還れり、

〔葵丘之會〕齊語を見よ、〔宰周公〕周の王の卿士にて冢宰となり、周邑を領す、故に宰周公といふ、名は孔といふ、〔施與ㇾ力〕施は惠施、力は功力郎ち功業なり、〔輕致₂諸侯₁〕貢物を輕くして諸侯を招致すること、〔重遺ㇾ之〕來貢せる諸侯に丁重なる贈物を與へて國

んか、さらば此の時に、出征さるれば宜しからんと、〔卜偃〕晉の大夫郭偃なり、卜事を掌るより卜偃といふ、〔丙之晨〕獻公卽位の二十二年十月朔日(丙子の日)の晨なり、〔龍尾伏レ晨〕龍尾は星の名、伏は隱なり、晨は日月の交會なり、龍尾星が日月の交會に隱るとは、日月が龍尾星の處に交會して龍尾星の光見えざるをいふ、虢晉に壓せらるゝをたとへたるなり、〔均服〕均は同なり、軍服は君臣共に同じ故に同服といふ、〔振振〕威武勇しきさま、〔旂〕交龍を畫けるはた、齊語に圖解す、〔鶉之賁賁〕鶉は鶉火星にて晉にたとふ、賁々は鶉火星の光强くかゞやくさま、〔天策焞焞〕天策は星の名にて虢にたとふ、焞々は光なきさま、〔火中〕鶉火星の晨に南方の中央に出づること、〔成レ軍〕軍に勝ちて大に功をなさんの意なり、〔火中而旦〕火は鶉火星なり、一句の意は、鶉火星の晨に南方の中央に出づるはの意なり、〔九月十月之交乎〕交は晦日と朔日との間をいふ、

○以上第五章、卜偃童謠によりて虢を伐つによき月を公に對へたる物語なり、

葵丘之會、獻公將レ如レ會、遇二宰周公一、曰、君可レ無レ會也、夫齊侯好レ示レ務二施與一レ力、而不レ務レ德、故輕致二諸侯一、而重遺レ之、使三至者勸而畔者慕二、懷レ之以二典言一、薄二其要結一、而厚德之以示二之信一、三屬二諸侯一、存二亡國三一、以示二之施一、是以北伐二山戎一、南伐レ楚、西爲二此會一也、譬レ之如レ室、既鎭二其甍一矣、又何加焉、吾聞レ之、惠難レ徧也、施難レ報也、不レ徧不レ報、卒二於怨讎一、夫齊侯將レ施二惠如一レ出レ責、是之不レ果奉、而暇二晉是皇一、雖二後之會一、將レ在レ東矣、君無レ懼焉、其有レ勤也、公乃還、

らすは、己れ自ら其の國の本たる忠信を拔き去るものなり、何を以て能く久しきを保つを得ん、吾早く國を去らずば禍の身に及ばんことを懼ると、其の妻子を連れて西山に逃れ行けり、果して其の後三月にして、虞は乃ち晉に伐たれて亡びたり、

〔師出於虞〕晉と虢との間に虞國あれば、晉は道を虞に借りて虢に出でたるをいふ、虞は周の大王の子仲雍の後にて、今の山西省解州平陸縣のあたりなり、〔宮之奇〕虞の大夫なり、〔外寇〕外兵なり、〔除闇〕闇は闇昧の心なり、〔施其所惡於人〕攻伐は惡む所なり、しかるに晉に道をかして虢を伐たすは是れ己が惡む所を人に施すものなり、〔以賄滅親〕賄は貨財なり、晉名馬と名璧とを虞におくりて道を借らんことを求む、虞公之れを許す、故に以賄といふ、虞と虢と共に周の後にて大族なり、しかるに之れを顧みず、故に滅親といふ、〔釁〕隙なり、〔其本〕本は國の本、卽ち忠信を指す、〔孥〕妻子なり、〔適〕往なり、ユクと訓む、〔西山〕國の西界なり、〔三月虞乃亡〕晉虢を伐つの兵を以て直に虞を伐ちて滅せり、

〇以上第四章、虞公宮之奇の諫を用ひず晉の爲に滅ぼされたることと、宮之奇國を去ることとの物語なり、

獻公問於卜偃、曰、攻虢何月也、對曰、童謠有之、曰、丙之晨、龍尾伏辰、均服振振、取虢之旂、鶉之賁賁、天策焞焞、火中成軍、虢公其奔、火中旦、其九月十月之交乎、

獻公卜偃に問うて曰く、虢を攻むるには何れの月をよしとするかと、卜偃對へて曰く、童謠にこれあり、曰く、十月丙子の日の朝龍尾星は辰に隱れて見えず、此の時君臣同じ軍服に身を固めて威武勇しく虢をとるの旂をたつ、此の時鶉火星は賁々として輝き、天策星は焞々として光なし、故に鶉火星の南方の中央に出づる時、必ず軍に勝ち功を成さん、虢公は敗れて其れ出でゝ奔らんと、是れ天に口なし、童をして言はしむるものか、天行を察するに、鶉火星の晨に南方の中央に出づるは、其れ九月の晦日十月の朔日の間なら

れば、民は凶夢を吉夢と僞りて賀せしめたるを怒り、命令に逆ひて出で丶死力を致さずとなり、〔宗國既卑〕宗國は宗家の國卽ち周を指す、當時周室衰微し威令行はれず、故に卑しといふ、〔遠レ己〕遠は疎外なり、〔將レ行〕行は去なり、サルと訓む、〔虢乃亡〕晉の獻公虢を伐ちて之れを滅せり、

以上第三章、虢公驕侈史嚚の言を用ひず晉に滅ぼされたること、舟之僑虢の亡ぶるを知り晉にゆき禍を免れたることの物語なり、

伐レ虢之役、師出二於虞一、宮之奇諫而不レ聽、出謂二其子一曰、虞將レ亡矣、唯忠信者、能留二外寇一、而不レ害、除レ闇以應レ外、謂二之忠一、定レ身以行レ事謂二之信一、今君施二其所レ惡於人一、闇不レ除矣、以レ賄滅レ親、身不レ定矣、夫國非レ忠不レ立、非レ信不レ固、既不二忠信一、而留二外寇一、寇知二其釁一而歸圖焉、已自拔二其本一矣、何以能久、吾不レ去、懼レ及焉、以二其孥一適二西山一、三月虞乃亡、

晉が虢をうつの役に道を虞國に借りて出づ、宮之奇虞公を諫めて道を借すの不可を說けども、虞公聽かず、之奇乃ち朝を出でて其の子に謂ひて曰く、虞は將に亡びんとす、夫れたゞ忠信の人は能く國內に外寇を留めて、而も外寇我に害を加へず、何をか忠信といふ、闇昧の心を除きて以て外事に應ずる之れを忠といひ、其の身を安定して以て事業を行ふ之れを信といふ、我君は其の惡む所のものを人に施す、是れ闇昧の心除かざるものなり、貨賄を貪りて以て親愛の情を滅却す、是れ其の身安定ならざるものなり、夫れ國は忠に非れば立ち行かず、信に非れば堅固ならず、しかるに既に忠信ならずして外寇を國內に留むるときは、外寇は其の隙を窺ひ知り其の國に歸りて之れを取ることを謀らん、されば外寇に道をかし國內に留

の益する所かあらん、吾之れを聞く、曰く、大國道ありて小國こゝに入る之れを服從といひ、小國傲慢にして大國こゝに入る之れを征誅といふと、我國民の君の驕侈を疾めるや大なり、是れを以て敢て君の命に逆ひて從はず、故に君の驕侈幾分か抑止するを得たり、しかるに今民其の命に從ひ夢の吉なりといふを以て之れを賀すれば、君は民我命に從へりと思ふ驕侈の心必ず伸びて大きくならん、是れ天帝君が鑒み戒むる所のものを奪ひて其の罪惡を益さすものなり、民は君の行を疾み天又之れを惑はす、されば大國來り征誅するに當り、令を出すも民は乃ち其の僞られたるを怒り命に逆ひて出でゝ死力を致すなからん、而して我宗國は既に卑しく、諸侯は我を疎外す、かく內外共に我を親しむなければ、其れ誰か之れを救ふといふものあらんや、亡ぶるや必せり、吾は國の亡ぶるを俟つに忍びざるなり、吾は將に國を去らんとすと、乃ち其の家族をひきゐて晉にゆけり、後六年にして果して虢は晉に伐たれて亡びぬ、

〔虢公〕虢は周語上に解す、其の祖は周の文王の弟虢仲なり、此の時の君は名を醜といふ、〔鉞〕周語上に圖解す、〔西阿〕阿は屋翼なり、屋ののきをいふ、〔帝〕天帝なり、〔襲〕入なり、イルと訓む、〔史嚚〕史は太史、嚚は其の名なり、〔蓐收〕西方の司神なり、少皞氏の子といふ、〔刑神〕刑殺を司る神なり、〔天事官成〕天の下す事柄は禍福共に其の之れを司る官の神を降下して之れを示すものなり、されば蓐收の神は刑神なれば、之の降下は我國に刑殺のあること（卽ち晉國爾が門に入るとは晉兵國門に征め入りて刑殺する兆）を示すなりとの意なり、〔賀レ夢〕凶夢を吉夢なりといひて賀せしむるなり、〔舟之僑〕虢の大夫なり、〔不レ度〕神意をはからざること、〔於レ己何瘳〕瘳は愈なり、猶益といふが如し、一句の意は己に於て何の益する所かあらんとなり、〔敖〕傲慢なり、〔遂ニ於逆レ命〕命に逆ふことを遂行すること、思ひきつて命令に逆ひて從はぬこと、〔嘉ニ其夢ニ〕其の夢の吉なるを嘉みして賀すること、〔展〕申なり、のびひろがること、〔鑒〕かんがみ戒とする所のもの、〔益ニ其疾ニ〕疾は罪惡なり、〔其態〕態は行爲なり、〔誑〕惑なり、マドハスと訓む、〔出レ令乃逆〕前に吉夢なりといひて民を賀せしむ、しかるに今大國征討し來りて令を出して民をつとめしむ

公拜稽首、覺召史嚚占之、對曰、如君之言則蓐收也、天之刑神也、天事官成、公使囚之、且使國人賀夢、舟之僑告諸其族曰、衆謂虢亡不久、吾乃今知之、君不度而賀大國之襲、於己何瘳、吾聞之、曰、大國道小國襲焉曰服、小國敖大國襲焉曰誅、民疾君之侈也、是以遂於逆命、今嘉其夢侈必展、是天奪之鑒而益其疾、民疾其態、天又誑之、大國來誅、出令乃逆、宗國既卑、諸侯遠己、內外無親、其誰云救之、吾不忍俟也、將行、以其族適晉、六年虢乃亡、

虢公夢むらく、宗廟にあるとき神ありて下れり、其の神は人面にて白毛虎の如き爪あり、鉞をもちて西の屋翼に立てり、公懼れて走る、神曰く走る勿れと、公止まる、時に天帝公に命じて曰く晉國をして爾の門に入らしめんと、公拜して稽首すと思へば、夢覺めたり、公乃ち史嚚を召して之れを占はしむ、史嚚對へて曰く、君の言の如くば則ち蓐收の神ならん、こは天の刑殺を掌る神なり、すべて天の下す事は禍福各〻其の之れを掌る官を下して示すといへり、然らば此の神の我國に降れるは、國に刑殺あるの兆ならん、御用心あるべしと、公其の不吉なるを怒り、史嚚を囚へしめ且つ國人をして夢を吉兆なりとて賀せしめたり、舟之僑之れを聞き、其の家族を召し告げて曰く、衆虢の亡ぶることは久しからずといひぬ、吾乃ち今にして始めて其の僞ならざるを知れり、君は神の意を度り考へずして國人をして吉なりとて賀せしむ、大國の己が門に入るとは是れ征め入るなり、己に於て何

也、且必告悔、告悔是吾免也、乃遂之梁、居二年、驪姬使奄楚以環釋言、四年復爲君、

此の節は夷吾冀芮にきゝて梁に走ることを記す、

重耳翟に處ること一年、公子夷吾も亦晉國を出奔せり、夷吾曰くなんぞ吾兄に從ひて翟に隱れざらんやと、冀芮曰く、不可なり、後に出でて同じ處に走らば同謀の罪を免るゝを得ず、且つ俱に國を出でて俱に國に入るは難し、又共に居て其の情好を異にするは兄弟鬩牆の基にして惡しゝ、されば梁に走るにしかず、何となれば梁は秦に近くして秦君は吾君と親し、而して吾君老いたり、子梁にゆきて秦にたよらば、驪姬は秦の子を助けて晉を討たんことを懼れ、必援を秦に求めん、且つ吾梁にあるを以てまさに必ず羣公子を逐ひしを悔ゆることを秦に告げんとす、彼悔ゆることを告げば是れ吾は罪を免れて身を全うするを得るなりと、夷吾乃ち之れに從ひ遂に梁にゆけり、梁に居ること二年、驪姬は果して奄楚をして幣物として玉環を持ちて秦に來り造言して己の他意なきことを申しわけせしめたり、かくて夷吾は梁に居ること四年の後、國に復りて位をつぎ君となれり、

〔冀芮〕晉の大夫にて夷吾に奉侍するものなり、〔不免罪〕罪は同謀の罪なり、〔偕〕俱なり、〔聚居〕聚は共なり、〔異情〕情好同じからざること、〔秦親吾君〕秦の穆公の夫人は獻公の女なり、故にいふ、〔援於秦〕秦に援を求めんとなり、〔告悔〕公子を逐ひしを悔ゆることを告ぐること、〔環〕玉の環なり、〔釋言〕造言して他意なきを申しわけすること、〔四年復爲君〕夷吾梁にあること四年、獻公卒す、秦の穆公夷吾を納れて君とせり、故にいふ、

○以上第二章、重耳夷吾二公子出奔の事、其の臣各、其の公子の爲にはかりて公子の將來をよくせん爲に出奔地を定めたる物語なり、

虢公夢在廟、有神、人面白毛虎爪、執鉞立於西阿、公懼而走、神曰無走、帝命曰、使晉襲於爾門、

憂於翟、以觀晉國、且以監諸侯之爲、其無不成、乃遂之翟、

此の節は重耳狐偃にきゝて翟に逃ぐることを記す、獻公卽位の二十二年、重耳國をにげて柏谷に至り、齊楚の中何れかにゆかんことを卜ふ、狐偃曰く、卜ふことなかれ、夫れ齊楚は道遠くして而も其の國君の望む所大なり、故に困却の身を以て往く可からず、何となれば道遠ければ容易に至り難く、君の望む所大なれば之れを報ゆるは容易ならざるを以て走りてたより難し、困却して往けば後悔すること多し、困却して且つ後悔多き所には以て走りたよらんことを望むべからず、若し偃の考ふる所を以てせば其れ翟にゆくべきか、夫れ翟は晉に近くして而も晉と通ぜず、君民愚陋にして敵國多し、故に之れに走らば至り易く、晉と通ぜざるを以て我惡事を祕するに都合よく、敵國多ければ互に相助けて憂患を共にするを得べし、されば今若し翟に走りて我憂を休め、以て晉國の事情を觀察し、且つ以て諸侯の所爲を監視して他日の計をなさば、其れ成功せざることなからんと、重耳乃ち遂に翟にゆけり、

〔出亡〕國を亡げ出ること、〔柏谷〕晉の地なり、〔狐偃〕狐突の子にて字は子犯、重耳の舅（母の兄弟）なり、〔望大〕國君の望大なること、諸侯の朝貢を望みて亡公子を恤へざるをいふ、〔難通〕通は至なり、イタルと訓む、〔走望〕走りたよりて保護をのぞむこと、〔近晉而不通〕不通は晉と通ぜざること、〔多怨〕怨は敵國を指す、〔竄惡〕竄は隱なり、惡は惡事なり、我計畫する所は晉より見れば惡事なるを以ていふ、〔諸侯之爲〕爲は所爲なり、

處一年、公子夷吾亦出奔、曰盍從吾兄竄於翟乎、冀芮曰不可、後出同走、不免於罪、且夫偕出偕入難、聚居異情惡、不若走梁、梁近於秦、秦親吾君、吾君老矣、子往、驪姬懼、必援於秦、以吾存

〔共君〕共は恭に同じ、恭君は恭敬の君の義なり、蓋し此の謚は國人のおくりしものなり、

驪姫既殺太子申生、又譖二公子曰、重耳夷吾與知共君之事、公令奄楚刺重耳、重耳逃於翟、令賈華刺夷吾、夷吾逃於梁、盡逐羣公子、乃立奚齊焉、始爲令國無公族焉、

此の節は、驪姫二公子を放逐して奚齊を立つることを記す、

驪姫既に太子申生を殺し、又二公子をそしりて曰く、重耳夷吾も亦共君の逆謀を預り知れりと、公乃ち奄楚をして重耳を刺殺さしむ、重耳翟に逃ぐ、公又賈華をして夷吾を刺さしむ、夷吾梁に逃ぐ、かく驪姫は盡く群公子を逐ひ、乃ち奚齊を立てゝ太子とせり、是に於て始めて號令をなし國に公族なからしめたり、

〔譖〕そしること、〔奄楚〕奄は宦官楚は字名は披といふ、〔翟〕北翟なり前に出づ、〔賈華〕晉の大夫なり、〔梁〕嬴姓の國にて伯爵なり、後晉に併はさる、此の時は獨立せるなり、今陝西省西安府韓城縣の南二十里に其の故城あり、〔羣公子〕獻公の庶子と先君の支庶とを指す、

○以上第一章、驪姫讒して太子申生を殺し、二公子を放逐し、奚齊を太子となし盡く公族を滅し、以て己が望を達せし物語なり、

二十二年、公子重耳出亡及柏谷、卜適齊楚、狐偃曰、無卜焉、夫齊楚道遠而望大、不可以困往、道遠難通、望大難走、困往多悔、困且多悔、不可以走望、若以偃之慮、其翟乎、夫翟近晉而不通、愚陋而多怨、去之易達、不通可以竄惡、多怨可以共憂、今若休

於狐突曰、申生有罪、不聽伯氏、以至於死、申生不敢愛其死、雖然吾君老矣、國家多難、伯氏不出、柰吾君何、伯氏苟出而圖吾君、申生受賜以至於死、雖死何悔、是以謚爲共君、

此の節驪姬申生にすゝめて自殺さすことと、申生死に臨みて狐突に出でゝ父をたすけ國をすくはんことを遺言する忠孝の情を記す、

驪姬は自ら曲沃に至り、申生を見て之れを哭して曰く、子は進に縊死せよ、子は父だも忍びて自ら之れを殺す心あり、況や能く國人を愛せんや、忍びて父を殺して以て人に好く思はれんことを求むるも人は孰れか之れを能く思はんや、父を殺して以て人に利せられんことを求むるも人は孰れか之れに利を與へんや、此れ皆民の憎惡する所の行なり、此の惡行あらば以て長生すること難し、命を受けて刑を受けんよりは自ら死するに勝らずやと、驪姬退き去るや、申生は乃ち直に新城の宗廟に縊死せり、其の將に死せんとするとき、猛足をして狐突に遺言せしめて曰く、申生は稷桑の戰に伯氏の言を聽かず、罪を得て死するに至れり、吾は敢て少も其の死を惜まず、されども吾が父君は老いたり、國家は多難なり、伯氏出でゝ輔けずんば吾君を若何にせんや、伯氏苟も出でゝ吾が君の爲に力を盡くして圖らば、申生は其のお蔭を以て快く死せん、かゝれば死すと雖何ぞ悔ゆる所あらんやと、是れを以て申生を共君と謚せり、

〔縣〕懸に同じ、縊死なり、〔有父忍之〕父だも忍びて之れを殺す心ありの意なり、〔雉經〕縊死なり、〔新城之廟〕新城にある宗廟なり、〔猛足〕前に出づ、太子の臣なり、〔不聽伯氏〕稷桑の戰に狐突太子に國を去りて他國に逃げんことを勸めしも太子聽かざりしをいふ、伯氏は狐突の字なり、〔伯氏不出〕狐突門を閉ぢて出でざること五年なり、〔圖吾君〕君の爲に力を盡くしてはかること、〔申生受賜以至於死〕伯氏出でゝ君を輔くるを肯ぜば申生は大なる賜を得たるに等し、されば御蔭を以て快よく死せんとなり、

知不重困、勇不逃死、若罪不釋、去而必重、去而罪重不知、逃死而惡君不仁、有罪不死無勇、去而厚惡、惡不可重、死不可避、吾將伏以俟命、

此の節は太子死を決せる忠孝のことを記す、
或る人申生に謂ひて曰く、此の度の事は讒人の所爲にて子の罪に非ず、何ぞ國を去りて他國に行かざるやと、申生曰く、不可なり、吾國を去りて吾罪釋くるときは民庶は必ず罪を君に歸せん、故に吾國を去るは是れ君に惡名を負はすものなり、父の惡を世に著はせば諸侯に笑はる、諸侯に笑はるれば吾は國を去るとも誰の國に向つて入らんや、たとひ他國にゆくとも安かるを得ず、内にありては父母の爲に困しみ、外に在りては諸侯に冷笑されて困まば、是れ困しみを重ぬるわけなり、又君をすてゝ罪をのがるゝは是れ死を逃るゝわけなり、吾之れを聞く、仁者は君に惡名を負はせず、智者は困しみを重ねず、勇者は死を逃れずと、故に吾若し罪釋けずば國を去りて罪必ず益重くなる、自ら罪を益重くするは不智なり、死を逃れて君に惡名を負はすは不仁なり、罪ありて死せざるは勇なきなり、吾國を去らば自ら罪惡を厚くするなり、罪惡は厚く重ぬべからず、而して死は何れにゆくとも避く可からず、されば吾は將に伏して以て君の命を待たんとすと、
〔惡君也〕君に惡名をおはすの意なり、〔誰鄉〕鄉は向に同じ、誰の國に向ひての意なり、〔厚惡〕惡は罪惡なり、下句惡不可重の惡も同じ、

驪姬見申生而哭之曰、以速縣、有父忍之、況國人乎、忍父而求好人、人孰好之、殺人以求利人、人孰利之、皆民之所惡也、難以長生、驪姬退、申生乃雉經於新城之廟、將死、乃使猛足言

介なるが爲敢て孺子と共に國を出でゝ他國に去らざりしなり、是れを以て讒言至れども之れを訟ふる所なし、故に大難の中に陷りて乃ち讒言の爲に死するに及べり、然れども歟や敢て死を惜まざるなり、たゞ吾孺子の罪を救うて死を免れしむる能はず、讒人と均しく是の不忠の惡名を殘すを悔ゆるのみ、されど吾は聞けり、君子は君父に對して忠愛の情を去らず、讒言をうくるとも自ら反覆して申し分けせずと、さらば讒言行はれば身死して可なり、身死すとも猶介名あるなり、身死して忠愛の情を遷し易へざるは志彊固なるなり、忠愛の情を守りて父を悦ばすは孝なり、己が身を殺して以て志を成し遂ぐるは仁なり、己死しても君を忘れざるは敬なり、孺子之れを勉めよ、身死して必ず人に愛惜せられ民に思慕さるゝも亦可ならずやと、申生許諾せり、

〔小臣圉〕小臣は太子の小臣、圉は其の名なり、〔寡知〕知慮少なきこと、〔不敏〕敏は達なり、不達は物事にゆきとゞかぬこと、〔心度〕猶心の中といふが如し、〔棄レ寵〕寵は尊榮の地位即ち太子の位置を指す、〔求二廣土一〕他國に逃ぐることをいふ、〔竄伏〕二字共に隱ることと、〔狷介〕堅く己が本分を守りて和合せざることと、〔不二敢行一〕國を去りて他國に奔ることを敢てなさゞりしとなり、〔言至〕言は讒言なり、〔愛レ死〕愛は惜なり、〔唯與二讒人一均是惡也〕己太子を救解して死を免れしむる能はざりしは惡即ち不忠なり、讒人、(驪姬を指す)も惡なり己も亦惡なり、故に均是惡也といふ、〔不レ去レ情〕情は忠愛の情をいふ、不レ遷レ情の情も同じ、〔不レ反レ讒〕反は反覆して申し開くこと、〔彊〕志の強きこと、〔遺レ愛〕愛惜せらるゝこと、〔民之思〕民に思慕さるゝといふこと、

人謂申生曰、非子之罪、何不去乎、申生曰不可、去而罪釋、必歸於君、是惡君也、章父之惡、而笑諸侯、吾誰鄕而入、內困於父母、外困於諸侯、是重困也、棄君去罪、是逃死也、吾聞之、仁不惡君、

犬に與ふ犬斃死せり、小臣に酒を毒味せしむれば小臣亦斃死せり、公怒り命じて太子の傅杜原欵を殺さしむ、申生は新城に奔り還れり、

〔齊姜〕申生の母なり、〔歸胙〕歸は遺なり、オクルと訓む、胙は胙肉なり、祭に供へたる肉をいふ、〔絳〕晉の都なり、〔田〕田獵なり、〔鴆〕一種の毒鳥、其の羽を浸したる酒をのめば死すといふ、〔堇〕有毒の草なり、鳥頭（とりかぶと）のこと、〔祭之地〕酒をのむ前に地にそゝぎ祭るなり、古禮なり、〔墳〕沸き起ること、〔小臣〕官名、後宮の事務を掌る、宦官之れに任ず、〔杜原欵〕太子の傅なり、〔新城〕曲沃なり、曲沃の城は太子の爲に新に築きしものなり、故に新城といふ、

杜原欵將死、使小臣圉告申生曰、欵也不才、寡知不敏、不能教導以至於死、不能深知君之心度棄寵求廣土而竄伏焉、小心狷介不敢行也、是以言至而無所訟之、故陷於大難、乃逮於讒、然欵也不敢愛死、唯與讒人均是惡也、吾聞、君子不去情、不反讒、讒行身死可也、猶有令名焉、死不遷情彊也、守情說父孝也、殺身以成志仁也、死不忘君敬也、孺子勉之、死必遺愛、死民之思、不亦可乎、申生許諾、

此の節杜原欵死するとき太子に必ず臣子たるの情を守りて易へず死を決すべきを遺言せることを記す、

杜原欵將に死なんとするとき、小臣圉をして申生に告げしめて曰く、欵や不才にして智慮少なく、物事の道理に達せざりし、是れを以て孺子を教導すること能はずして以て自ら死するに至れり、吾深く君の心中を測り知り、孺子をして尊榮の地位を棄て廣土を求めて逃れ隱れて身を全うせしむること能はず、小心狷

を得ざる所以なり、吾は將に隱れんとすと、明日里克は疾と稱して朝せざりき、それが爲に二十日にして驪姬の計畫せる禍難は成就しき、

〔疏レ之〕疏は緩怠沮喪なり、怠らせよわらすこと、驪姬の志を怠らせ弱らすをいふ、〔固二太子一〕固は固持なり、固く保護すること、〔攜レ之〕攜は離なり、離間すること、之は驪姬の黨を指す、〔爲二之故一〕故は計略なり、〔其志〕驪姬の志を指す、〔況〕益なり、マス〳〵と訓む、〔往言〕既に口より出だせし言なり、〔人中心〕人は驪姬を指す、〔廉〕廉直なり、〔長廉〕長は大なり、大としてはこること、〔撓〕屈するを、〔廢レ人〕人は太子を指す、〔利方〕方は比方なり、比方は比較するを、利方とは君と太子と何れに從ふが己に利益なるかとはかりくらぶるを、〔伏〕隱るゝを、〔三旬〕十日を一旬となす、三旬は三十日なり、〔難乃成〕難は驪姬の計畫せる禍難にて太子を殺し二公子を除くを指す、

驪姬以二君命一命二申生一曰、今夕君夢見二齊姜一、必速祠而歸レ福、申生許諾、乃祭二於曲沃一、歸二福於絳一、公田、驪姬受レ福、乃寘二鴆於酒一、置二堇於肉一、公至、召二申生一獻、公祭二之地一、地墳、申生恐而出、驪姬與二犬肉一、犬斃、飮二小臣酒一、亦斃、公命殺二杜原欵一、申生奔二新城一、

此の節は驪姬申生に命じて其の母を祭らせ、申生より公におくれる祭肉に私に毒を置きて以て申生を陷るゝことを記す、

驪姬君の命を以て申生に命じて曰く、今夜君は夢に齊姜を見たり、故に子は速に其の靈をまつりて供祭の肉をおくれと、申生許諾す、乃ち曲沃にて母の靈をまつり、供祭の肉を絳の都なる父の許におくれり、時に公は獵りして留守なりしかば、驪姬はひそかに其の申生より送り來れる神酒の中に鴆毒を入れ、肉の中に堇毒を入れたり、公歸るや、申生を召して此の酒肉を公に獻ぜしむ、公酒をとりて地にそゝぎまつる、地沸起す、申生大に恐れて出づ、驪姬肉をとりて

無心、是故事君者、君爲我心、制不在我、里克曰、殺君以爲廉、長廉以驕心、因驕以制人家、吾不敢、抑撓志以從君、爲廢人以自利也、利方以求成人、吾不能、將伏、明日稱疾不朝、三旬難乃成、

此の節は里克丕鄭に己が中立の志を告げて、丕鄭の之れを惜めること、里克の中立を實行せし爲に驪姬の謀計全く成りしことを記す、

其の翌朝、里克は丕鄭を見て曰く、彼の史蘇の言ひしとは將に實現せんとす、優施昨夜我に告ぐらく、君の太子を廢する の謀は既に成れり、將に奚齊を立てんとすと、丕鄭曰く、子は優施に何といへるやと、里克曰く、吾は中立せんと對へたりと、丕鄭曰く、惜しい哉、子優施にそは詐ならんと曰ひて以て驪姬の意を緩怠沮喪させ、亦太子を固く守護して以て驪姬の黨を離間させんには如かざりしに、多く之れが計謀を爲して以て驪姬の志を變へさせ、其の志少しく緩怠沮喪せしめしならば、乃ち其の黨を離間すべきなり、しかるに今子中立せんと曰ひて、ます〳〵其の計謀を固くさせなば、彼等は必ず成功するならん、以て離間することを得がたしと、里克曰く、既に出でし言は悔ゆとも及ぶべからず、且つ驪姬の中心は固くして唯、何事も忌憚する所なし、何ぞ之れを敗るべけんや、子は將に如何せんとするかと、丕鄭曰く、我は心なし、是の故に君に事ふるものは君を以て我心となす、故に我心の制裁は我に非ずして君に在りと、里克曰く此の度の處置我に四策あり、君を殺して太子を立て此れを以て自ら廉直の行と爲し、此の廉直の行を大なりとなし、以て驕慢の心を生じ、驕慢の心に因りて人の家國を制裁して政を擅にするは此れ一策なり、されど吾は敢て爲す能はず、又抑も吾志を屈して君に從ふ是れ一策なり、又太子を廢して奚齊を立て以て自ら利する亦一策なり、君と太子と何れに從ふが利益なるかを比較して、其の己に利ある方の人に從ひて其の事をたすけなさんことを求むる是れ一策なり、此の三策亦皆吾之れを爲す能はず、中立の已む

れんと、
〔來二里克一〕來は來りて己が用をなさしむることにて、味方に引きいるゝをいふ、〔一日而已〕一日かゝらば成さんにていと易きをいふ、〔特羊之饗〕特羊は一羊なり、饗は饗應なり、〔郵〕過なりトがと訓む、〔主孟〕大夫を主と稱す、大夫の妻も亦主と稱す、孟は里克の妻の名なり、〔咯〕啖なり、クハスと訓む、〔暇豫〕暇は閒なり、豫は樂なり、ゆつくりと靜に樂しむこと、〔暇豫之吾吾不レ如二鳥烏一〕吾吾は自ら親しまざるさま、鳥烏は烏なり、一句の意は暇豫せんとして敢て君に親まざるは、其の智鳥の木を擇びて自在に飛翔し樂しむに如かずとなり、里克の爲には君を諫め君より悅ばれざるを以てかくいひたるなり、〔人皆集二於苑一〕集は止なり、苑は茂木なり、奚齊に喩ふ、此の一句は人皆奚齊に與みするに喩ふ、〔己獨集二於枯一〕枯は枯木なり、太子に喩ふ、此の一句は里克獨り太子に與みするに喩ふ、〔其母既死〕太子の母は既に死せり、故にいふ、〔辟レ奠〕辟は去なり、奠は馳走の膳部なり、〔飱〕夕食なり、〔而言〕而は汝なり、〔秉レ君〕秉は執なり、執レ君とは君の志を執るにて君の志に從ふをいふ、〔通復故交〕復は白なり、申上ること、一句の意は、驪姬の謀を太子に通じて申し上げ是の故を以て厚く太子と交るといふこと、〔中立〕君にも阿り從はず又太子を助けず中立する、〔其免乎〕免は禍を免るをいふ、

旦而里克見二丕鄭一曰、夫史蘇之言將及矣、優施告レ我、君謀成矣、將レ立二奚齊一、丕鄭曰、子謂レ何、曰、吾對以二中立一、丕鄭曰、惜也、不レ如レ曰下不レ信以疏レ之、亦固二太子一以攜レ之、多爲二之故一、以變二其志一、志少疏乃可レ聞也、今子曰二中立一、況固二其謀一、彼有レ成矣、難二以得一レ間、里克曰、往言不レ可レ及、且人中心唯無レ忌レ之、何可レ敗也、子將二何如一、丕鄭曰、我

太子而立奚齊、謀既成矣、里克曰、吾秉君以殺太子、吾不忍、通復故交　吾不敢、中立、其免乎、優施曰免、

此の節は優施驪姫の命を受けて里克を饗し之れをして中立せしめ、太子を殺すの計畫を堅固にせしことを記す、

驪姫優施に告げて曰く、君は既に我に太子を殺して奚齊を立つることを許せり、されど我里克を憚れり、如何にせば可ならんかと、蓋し里克は大夫の中にて勢力あり且つ才物なればなり、優施曰く、吾里克を味方に引入れんこと、一日かゝれば成し得ん、子は我が爲に特羊の饗應を具へよ、吾は此れを以て里克に從ひて酒を飲ません、我は俳優なればば何事を言ふも過なからん、必ず味方にせんと、驪姫許諾せり、乃ち驪姫は饗應を具へ、優施をして里克の宅に持ちゆき之れに酒を飲ましむ、酒の半に優施は起ちて舞ひ、里克の妻に謂ひて曰く、主孟よ我に馳走せよ、我はこゝにゆつくりと靜に樂しみて君に事ふることを敎へんと、乃ち歌うて曰く、ゆつくりと靜に樂しまんとして敢て其の親しまざるは、其の智烏の木を擇びて自在に飛翔して樂しむにしかず、人は皆茂木に止まるに己は獨り枯木に止まるは笑ふべしと、里克聞き終りて笑ひて曰く、何をか茂木といひ何をか枯木といふかと、優施の曰く、其の母は夫人となり其の子は君となる、恰も盛榮なる茂木といはざるべけんや、其の母は既に死して其の子は又謗らるゝあり、恰も衰枯なる枯木といはざるけべんや、枯木はかれたる上に傷くありと、優施出で去る、里克膳部を去り夕食をなさずして寢ぬ、夜半に優施を召して曰く、曩に汝がいひたることは戲談か、抑も之を聞く所ありたるかと、優施曰く然り、聞く所ありて言ひたるなり、君は既に驪姫に太子を殺して奚齊を立つることを許諾せり、而して其の謀既に成れりと、里克曰く、吾君の志に從ひて太子を殺さんことは吾爲すに忍びず、さりとて驪姫の謀を太子に通じて白し、是の故を以て太子と厚く交らんことも吾は敢て爲すを得ず、吾は其れ中立せん、さらば禍を免れんかと、優施曰くかくせば必ず禍を免

を取ることを言へりと、彼はたとひ其の失言を後悔すと雖衆は從はずして將に實行せんことを責めんとす、一旦出だせし言は僞るべからず、衆の勢は止むべからず、是れを以て彼れは深く君を殺すことを謀計せり、君若し早く彼れを除くを圖らずんば、禍難將に至らんとすと、公曰く、吾は申生を除くを忘れざるなり、されど未だ以て彼を罪に致すの事あらざるを以て之れを實施し得ざるのみと、

〔申生之謀〕君を殺して自ら代るの謀を指す、〔日吾固告君〕日は往日なり、〔矜翟之善〕矜は伐なり、ホコルと訓む、善は善き功なり、戰勝の功を指す、〔不順〕太子の心を順とせざること、〔失言於衆〕衆に許すに國を取ることを失言せりとなり、〔欲有退〕退は退きて悔ゆること、後悔をいふ、〔不可食〕食は僞なり、イツハル又ハムと訓む、〔弭〕止なり、トドム又ヤムと訓む、

驪姬告優施曰、君既許我殺太子而立奚齊、吾難里克、奈何、優施曰、吾來里克、一日而已、子爲我具特羊之饗、吾以從之飮酒、我優也言無郵、驪姬許諾、乃具、使優施飮里克酒、中飮、優施起舞、謂里克妻曰、主孟啗我、我敎茲暇豫事君、乃歌曰、暇豫之吾吾、不如鳥烏、人皆集於苑、己獨集於枯、里克笑曰、何謂苑、何謂枯、優施曰、其母爲夫人、其子爲君、可不謂苑乎、其母既死、其子又有謗、可不謂枯乎、枯且有傷、優施出、里克辟奠、不殯而寢、夜半召優施曰、曩而言戲乎、抑有所聞之乎、曰然、君既許驪姬殺

ざる讒言を蝎譖といふ、〔滋〕益なり、マス〳〵と訓む、〔令名〕恭從の名なり、〔果戰〕果は竟なり、ツヒニと訓む、〔杜〕閉なりトヅと訓む、

○以上第十一章、里克太子の出征を諫めて聽かれず退きて太子を慰撫すること、太子君の賜はる衣玦を危しみ先友之れを慰諭すること、狐突太子に戰はずして國を去り身を全うせんことをすゝめ太子きかず戰ひ克ちてます〳〵讒を得る物語なり、

卷第八

晉語二

此の物語には獻惠二公間の事八章を記せり、

反自稷桑處五年、驪姬謂公曰、吾聞申生之謀愈深、日吾固告君曰、得衆、衆弗利焉能勝翟、今矜翟之善、其志益廣、狐突不順、故不出、吾聞之、申生甚好信而彊、又失言於衆矣、雖欲有退、衆將責焉、言不可食、衆不可弭、是以深謀、君若不圖、難將至矣、公曰、吾不忘也、抑未有以致罪焉、

此の節は驪姬申生が位を奪ふ謀深く成れりと讒して早く處置すべきことを公に說くことを記す、

太子翟を稷桑に敗りて反りて處ること五年、驪姬公に謂ひて曰く、吾聞く申生の君を殺さんとするの謀いよ〳〵深しと、往日吾固より君に告げて彼は衆の心を得んと曰ひき、衆彼の勢を得るを利とせざれば死力を致さゞるを以て、彼はいづくんぞ能く翟に勝たんや、翟に勝ちしは衆が彼に心服するの證なり、彼は今翟に勝ちし功に誇りて、其の君に求めんとする志益、廣大なり、狐突は彼の志を忠順ならずとするを以ての故に門を閉ぢて出でざるなり、吾又之を聞く、申生は甚だ忠信を好みて彊く又衆に向ひて國

子戰はんと欲す、狐突諫めて曰く、不可なり、突之れを聞く、國君嬖臣多きときは大夫其の讒にあうて危く、嬖妾多きときは適子其の讒にあうて危く、適子危きときは國亂る、國亂るゝときは社稷危しと、子や今危殆に瀕せり、されば若し子が國を去らば父の心に順ひて己は死に遠ざかるわけになる、またかくすれば兵衆の心に順ひ國も亂れず社稷に利益あるわけなり、子は其れ今熟慮して此に國を去ることをはかるべきか、況や此の度の戰は翟と戰ひて身を危くするのみならず、戰克つもそが直に讒言を宮中に起すの端緒となるに於てをや、請ふ輕擧する勿れと、中生曰く、不可なり、此の度君の我を使ふは我を歡び愛するに非ざるなり、抑も吾心を測り知らんと欲するなり、是の故に我に異服を賜ひ、我に金玦を佩ばせられたり、又出征の際甘言を以て我を慰撫せられたり、言の甚だ甘きは其の言ふ人の心の中は必ず苦きものなり、我を譖るもの宮中に在り、故に君は此の苦き心を生じたるなり、讒者の爲す所は畏るべしと雖、君既に我を使ふ以上は我臣子たるの本分をつくさんのみ、何ぞ之れを避くるを得んや戰ふに若かざるなり、戰はずして反るときは我罪ますます厚からん、故に我は戰ふ、戰うてたとへ死すと雖猶恭從の名を得るあらんと、竟に戰ひて翟を稷桑に敗りて反へり、讒言果してます／＼宮中より起れり、狐突は太子に國を去ることを敎へたるを以て、反るや直に閉門して出でず、以て其の難を避けたり、君子之れを評して曰く、深く身の爲に謀れりと、

〔稷桑〕皐落翟にある地名なり、〔出逆〕逆は迎へうつこと、〔好レ外〕嬖臣（お氣に入りの臣）多きをいふ、〔殆〕危なり、アヤフシと訓む、〔好レ內〕嬖妾（お氣入りの妾）多きをいふ、〔惠二於父一而遠二於死一〕惠は順なり、シタガフと訓む、一句の意は、子が國を去れば父の心に順ひて逆はず、且つ己も亦死に遠ざかるわけなり、〔惠二於衆一而利二社稷一〕子が此れより國を去らば兵衆の心に順ひて戰をやめ、又奚齊と爭ふこともなければ國亂れず社稷に利ありとなり、〔起二讒於內一〕戰勝ちて歸るも宮中にて讒を構ふるもの多きは明なるを以てかくいふ、〔告二我權一〕金玦を佩ばすを指す、〔譖〕讒言すること、〔蝎譖〕蝎は木をくふ蟲なり、蝎木を食へば木之れを避くる能はず、此の如く避くる能は

意なき證なり、兵權を握らすは太子をして災害に遠ざからしめんとするなり、君親愛して且つ災害なし、又何ぞ患へんや、つとめんのみと、

〔狐突〕晉の同姓にて字は伯行といふ、〔御戎〕御は御者なり、戎は戎車なり、戎車は兵車なり、〔先友〕晉の大夫なり〔爲右〕車右なり、君の右側に侍し君をまもる役なり、〔中分〕躬の半衣を分つ意なり、〔金玦之權〕兵權に譬ふ、〔尨〕雜色なり、〔衣純〕純は純德の人なり、〔玦之以金銑者〕銑は寒きと、一句の意は溫潤なる王の玦を佩ばさずして寒き金にて造りたる玦を佩ばすとなり、〔寒之甚矣〕君が太子を待の心冷なること甚しきものなりとなり、〔兵之要〕兵權なり、〔偏躬〕躬之偏に同じ、〔慝〕惡なり惡意をいふ、

至於稷桑、翟人出逆、申生欲戰、狐突諫曰、不可、突聞之、國君好外大夫殆、好內適子殆社稷危、若惠於父而遠於死、惠於衆而利於社稷、其可以圖之乎、況其危身於翟、以起讒於內也、申生曰不可、君之使我、非歡也、抑欲測吾心也、是故賜我奇服而告我權、又有甘言焉、言之大甘、其中必苦、譖在中矣、君故生心、雖蝎譖焉避之、不若戰也、不戰而反、我辠滋厚、我戰雖死、猶有令名焉、果戰、敗翟於稷桑而反、讒言益起、狐突杜門不出、君子曰、善深謀、

此の節は戰前に狐突太子に國を去りて身を全うせんことをすゝめ太子きかず、戰ひ勝ちて讒にあふことを記す、

太子兵を進めて稷桑に至る、翟人出でゝ迎へ伐つ、太

たるなり、〔令不レ偸〕偸は薄なり、ウスシと訓む、〔何の意は君が太子に命令する薄からず、卽ち手厚しとなり、〔不レ懼レ不レ得〕不レ得は不レ得レ立なり、此の處を、左傳には 太子曰吾其廢 乎、里克曰子懼二不孝一無レ懼レ不レ得レ立とあり、〔敬賢二於請一〕恭敬事をなす時は必ず賞を得るを以て、此の方法は請求して得るよりもまさりたりとなり、賢は愈なり、マサルと訓む、〔善處二父子之間一矣〕里克入りては其の父を諫め、出でては其の子を諭し勉めしめ、父子をして互に相うらむなく且つ惡に陷るを避けしむ、故にいふ、

太子遂行、狐突御レ戎、先友爲レ右、衣二偏衣一而佩二金玦一、出而告二先友一曰、君與二我此一何也、先友曰、中分而金玦之權、在二此行一也、孺子勉之、狐突歎曰、以レ尨衣レ純、而玦レ之以二金銑一者、寒之甚矣、胡可レ恃也、雖レ勉之、敵其可レ盡乎、先友曰、衣二躬之偏一、握二兵之要一、在二此行一也、勉之而已矣、偏躬無レ慝、兵要遠レ災、親以無レ災、又何患焉、

此の節は先友太子を慰諭することを記す、

太子は遂に出征せり、此の時狐突は戎車の御となり、先友は車右の役となりて之れに從へり、太子は偏裻の衣をき、金玦を佩び、出でゝ先友に告げて曰く、君が我に此を與ふる所以は何故かと、先友曰く、君は身の半衣を分ちて子にきせ、且つ兵を以て事を決するの權を子に與へたるなり、されば此の度の出征には孺子は大に勉めて功をたてよと、狐突歎じて曰く雜色の衣を以て純德の人にきせ、金の寒きものにて造りたる玦を佩ばすは、君の太子を待つの心冷きの甚だしきなり、なんぞ恃むべけんや、されば太子は之れを勉むと雖、其れ敵をつくすことを得べけんやと、先友曰く否、君は太子に躬の半衣を分ちてきせ、兵權を握らせたり、されば此の度の出征に於ては太子は大に勉めんのみ、躬の半衣を分ちて衣するは君に惡

は國を監治し、若し國を守るものあれば太子は君に從ひて以て其の軍士を撫循するは古の制なり、しかるに今君は國に居て太子は行く、此の如き變例は古より未だあらざるなりと、公曰く、此れは子の知る所に非ざるなり、寡人之れを聞く、太子を立つるの道は三あり、德同じければ年長を以て立て、年同じければ愛する所を以て立て、愛同じければ卜筮にて之れを決すと、子は吾父子の間に就て謀慮すること勿れ、吾は此度の出征を以て申生の能否を觀んとするなりと、いたく里克の諫を悅ばざりき、

〔釋二申生一〕釋は舍なり、申生を舍けとは申生を將として出征せしむる勿れの意なり、〔非レ故也〕故は故事なり、〔身鈞〕德同じきこと、〔愛疑〕愛同じきこと、

里克退見二太子一、太子曰、君賜二我偏衣金玦一何也、里克曰、孺子懼乎、衣二躬之偏一、而握二金玦一、令レ不レ偸矣、孺子何懼、夫爲二人子一者懼レ不孝、不レ懼レ不レ得、且吾聞レ之、敬二賢於請一、孺子勉レ之乎、君子曰、善處二父子之間一矣、

此の節は里克太子を慰諭することを記す、

里克退きて太子に見ゆ、太子曰く、君が此の度の出征に偏裻の衣と金玦とを我に賜へるは如何なるわけかと、里克曰く、孺子よ懼るゝか、君が子に身の半衣を分ちてきせ兵權を握らすは、これ君が子に介するの薄からざることを示すなり、孺子何ぞ懼るゝを要せん、夫れ人の子たるものは不孝を懼れて位に立つを得ざるを懼れず、且つ吾之れを聞く恭敬事をとれば必ず賞を得、故に請求して得るにまされりと、されば孺子はつとめて恭敬をなせよと、君子之れを評して曰く、里克は善く父子の間に處り、父子をして惡に陷るを避けしむるものなりと、

〔偏衣〕偏裻の衣なり、〔孺子〕少子なり太子年少なり故にいふ、〔衣二躬之偏一〕偏は半なり、一句の意は身の半衣を分ちて衣するとなり、蓋し里克は之れを善意に解したるなり、〔握二金玦一〕金玦は兵權にたとへ

れ內より起る讒言を如何せん、太子の身は危い哉と、〔僕人贊〕僕人は僕御、贊は其の名なり、太子の僕御なり、〔奇〕異なり、異服を指す、〔示之以堅忍之權〕金は堅なり、玦は忍なり、權は兵權なり、金玦を佩びて將たらしむ、故に堅忍の權といふ、言ふは公太子に堅忍の心あり、兵權に因りて之を示すとなり、〔險〕危なり、アヤフシと訓む、〔阻〕疑なり、ウタガフと訓む、

申生勝翟而反、讒言作於中、君子曰、知微、

此の節は僕人贊の豫言の適中せることを記す、

僕人贊の豫言は違はず、申生は翟に勝ちて反るや、讒言は果して宮中よりおこれり、君子僕人贊を稱して曰く、彼は幾微の情を知悉するものなりと、

○以上第十章、驪姬申生を讒し太子に東山の翟を伐たしむ、太子の僕人贊之れを以て太子の危期と豫言し適中せる物語なり、

十七年冬、公使太子伐東山、里克諫曰、臣聞、皐落氏將戰、君其釋申生、公曰、行也、對曰、非故也、君行太子居以監國也、有守太子從以撫軍也、今君居太子行、未有此也、公曰、非子之所知也、寡人聞之、立太子之道三、身鈞、以年、年同以愛、愛疑決之以卜筮、子無謀吾父子之間、吾以此觀之、公不說、

此の節は里克太子をして東山を伐たしむるの非を諫めて公きかず不與なりしことを記す、

獻公卽位の十七年冬、太子をして東山の翟を伐たしむ、大夫里克入りて諫めて曰く、臣聞く皐落氏將に大に戰はんとすと、君よ其れ申生をして將たらしむるを止めよと、公曰く否申生を行かせんと、里克對へて曰く、此れは故事に非るなり、君出征するときは太子

と、褻は背縫なり、即ち異りたるまじり色のせぬひの衣なり、〔金玦〕金にて造りたる玦なり、玦は環の如くにして缺けたる佩玉なり、

玦（古玉圖攷）

僕人贊聞之曰、太子殆哉、君賜之奇、奇生怪、怪生無常、無常不立、使之出征、先以觀之、故告之以離心、而示之以堅忍之權、則必惡其心而害其身矣、惡其心必內險之、害其身必外危之、危自中起難哉、且是衣也、狂夫阻之衣也、其言曰、盡敵而反、雖盡敵、其若內讒何、

此の節は僕人贊が公が太子を東山征伐にやるとき賜ふ所の衣玦を見て公の太子を害する心あり太子の危きことを豫言することを記す、

僕人贊之れを聞きて曰く、太子は危い哉、君は之れに異服を賜へり、すべて異より怪を生じ、怪より無常を生ず、君既に無常なれば太子は立つを得ざるなり、君が太子をして出征せしむるは先づ其の能否を觀んとするなり、故に偏裻の衣をきせて之れに告ぐるに汝に離心あることを示し、金玦を與へて之れに示すに我に堅忍の心あり因りて兵權を用ひることを以てす、かゝるときは必ず其の心を惡みて其の身を害するならん、其の心を惡めば必ず內より之れを危くし、其の身を害せんとする時は必ず外より之を危くす、危難の中より起るは誠に防ぎ難きものなる哉、且つ是の衣や狂夫と雖疑ひ怪しむの異服なり、君は太子に此の異服をきせ、其の出征の際に命じて曰く、敵を殲滅して反れと、太子はたとひ敵を殲滅して反ると雖、其

を伐たしむ、此の時公は太子に偏裻の衣をきせ之れに金の玦を佩びしめて出立させたり、〔有ㇾ所ㇾ行ㇾ之〕徒に仁慈を行ふにあらず必ず爲にする所ありて行ふならんとなり、蓋し國人の己に歸するを待ちて其の姦謀を行はんと欲すといふ意なり、〔國故〕國を敗るを恐るゝの故の意なり、〔未ㇾ終ㇾ命〕命は天壽なり、〔外人〕他人なり、〔長ㇾ民者無ㇾ親〕無ㇾ親は私に親愛することなきこと、〔衆以爲ㇾ親〕汎く衆を親愛することをなすの意なり、〔況厚ㇾ之〕況は益、なり、マス〳〵と訓む、〔惡ㇾ始而美ㇾ終〕君父を殺して位を得是れ惡ㇾ始なり、衆を利し得て百姓和ぐ是れ美ㇾ終なり、〔以ㇾ晩蓋〕晩は後なり、後善を以て前惡を掩ふこと、〔民利是生〕民は利に因りて以て生くの意なり、〔交利〕交は倶なり、トモニと訓む、〔寵〕尊榮の地位なり、〔衆說〕說は悅に同じ、〔欲其甚矣〕太子君を殺さんとするの心甚しからんの意なり、〔以ㇾ君爲ㇾ紂〕君を以て殷の紂王と假定せんにとなり、〔章二其惡一〕章は著なり、君の暴惡を著はすこと、〔厚二其敗一〕君の敗政を厚大にして國を亡ぼすこと、〔鈞之死也〕鈞は同なり、ヒトシク又はオナジクと訓む、死は殺なり、

コロスと訓む、〔善不〕善惡なり、〔恤〕憂なり、ウレフと訓む、〔老而授二之政一〕老は隱居なり、〔其欲〕國を利するの欲なり、〔其所ㇾ索〕衆を得るの求なり、〔釋ㇾ君〕君を釋放して殺さずの意也、〔自二桓叔一以來孰能愛ㇾ親〕桓叔は獻公の曾祖、晉語の首の晉の略沿革の條を見よ、桓叔宗家を伐ちて其の兄の子昭侯を翼に殺し、嚴伯(桓叔の子)翼を伐ちて昭公の子孝侯を殺し、武公(嚴伯の子)遂に翼を滅して之を併合し、獻公又桓叔嚴伯の一族を滅す故にいふ、翼は第一章に解す、〔諸侯必絕〕諸侯必侮りて交好を絕つこと、〔皐落翟〕東山にある赤狄の一種なり、皐落は或は都名といひ或は氏族の名といふ、山西省絳州垣曲縣西北六十里に其の故城あり、〔苛〕擾なり、ミダスと訓む、〔邊鄙〕邊境の邑なり、〔封疆〕境界なり、〔輯睦〕和ぎ睦しく服從すること、〔濟二其辠一〕濟は成なり、勝たざるを罪として罰すること、〔厚圖〕厚は大なり、大にはかること、〔不ㇾ儆〕儆は戒備なり、〔封疆信〕信は伸なり、伸びひろがること、〔得二其賴一〕賴は利なり、〔知二可不一〕太子を處置する道を知らるると、〔東山〕皐落翟の居る地なり、〔偏裻之衣〕偏は異色まじりて純ならざるこ

良の子が之れを爲さば國亡びず、而も世々廢てられず、祭祀せらる、かくして今に至らば吾れ豈紂王の善惡を知るを得んや、かく善良の子が暴なる父君を殺すときは其の父君の惡大に著はれず、國亡びず祭祀廢れず、されば申生豈之れを君に行ふを憚らんや、君之れを憂ふるなからんと欲すと雖其れ得べけんや、若し大難至りて而して後之れを憂ふるとも其れ何ぞ及ばんやと、公懼れて曰く、如何にして可ならんと、驪姬曰く、君盍ぞ隱居して申生に政を授けざるや、彼政を執るを得て其の欲する所を行ひ其の求むる所を得ば、乃ち其れ君を釋して殺さゞらん、君よく其れ之れをはかれ、我晉國は桓叔より以來孰れか能く親を愛せしものある、たゞ親を愛するの情なし故に能く翼を併合し得たるなり、君熟慮して身の謀をなさざるべからずと、公曰く、中生に政を與ふべからず、何となれば我は武と威とを用ひ是れを以て諸侯に臨めり、されば未だ沒せずして政を失はば武ありと謂ふべからず、子ありてそれに勝たざれば威ありと謂ふべからず、加之我彼に政を授けば諸侯必ず能く我國を侮りて交を絶たん、我國を侮りて交を絶たば必ず能く我國を侵害せん、政を失ひて國を害ふは我爲すに忍びざるなり、汝憂ふること勿れ、吾將に之をはからんとすと、驪姬曰く、皐落翟の朝夕我邊境の邑を侵し擾すを以て一日として民をして其の田野に牧畜するを得ざらしむ、之れが爲に君の倉廩固より實たず、又國境を削り取られんことを恐る、君なんぞ太子をして此の翟を伐たしめて、以て其の兵衆を用ふるに果すか否かと、兵衆のまことに和ぎ睦しく心服するかとを觀ざるや、太子若し翟に勝たざれば其れを以て罪となし之れを處罰すと雖可なり、若し翟に勝たば則ち善く衆を用ひん、而して其の君に求むる所必ずます／＼廣大ならん、君は乃ち大に之れに對してはかるべきなり、且つ夫れ翟に勝たば諸侯驚き懼れ吾邊境は戒備の要なく、百姓安んじて田畜に從ひ得るを以て君の倉廩は盈つ、かく四鄰は服從し國境は伸び廣がりて君は大に其の利益を得ん、加之又これによりて太子に對する處置をはかり知るを得れば其の利や多し、要するに太子をして翟を伐たしむるは太子を處置する最良法なり、君よ其れ之れをはかれと、公大に悦ぶ、是の故に公は申生をして皐落の翟

の能不を見て最後の處置をなさんとすることを記す、

俳優の施驪姬に敎ふらく、夜半に泣きて公に謂ひて曰へ、吾聞く申生は甚だ仁を好みて彊く、甚だ寬惠にして民を慈愛すと、此れ等の行は皆爲にする所ありて行ふものにして、準備成らば大に之れを爲すことあらんとす、今太子は君を妾に惑ひて必ず國を亂さんといへり、彼は乃ち君が國を敗る故の爲に其の彊き力を君に行ひて劫すことあらば君は天壽を全うせずして沒せざることなからんや、君は其れ之れを如何せんや、なんぞ早く妾を殺さゞる、一妾の故を以て國を敗り百姓を亂すことなかれと、公曰く、彼れ豈其の民を愛して其の父を愛せざることあらんや、憂ふるに及ばずと、驪姬の曰く、否君よ妾も亦深く君の爲に懼るゝ所あるなり其のわけを申さん、妾聞く、外人の言に曰く、仁を爲すと國を治むるとは同じからず、仁を爲すものは親を愛するこれを仁と謂ひ、國を治むるものは國家百姓を利する之れを仁といふと、故に民に長たるものは私に親むものなし、汎く衆を愛して親むことをなす、苟も衆中生の所爲を以て利と爲して百姓親和せば、豈能く君を殺して位に卽くことを憚らんや、又衆の爲の故に敢て親を愛せずして之れを殺して衆の害を除かば、衆は益す〱之れを厚き惠として感謝せん、されば彼は始に惡くして終を善くし、後の善を以て前の惡を掩はんとするものなり、凡て民は利によりて以て生くるものなれば、彼れ君を殺して厚く衆に利を與へば、衆誰れか之れを沮止せん、又親を殺して人民に惡き事を施さずば人民誰か之れを見捨てん、又苟も衆は倶に利を得て、己は尊榮の位置を得、己の志は行はれて衆之れを悅ばゞ、太子の君を殺さんと欲するの心其れ甚しからん、其の心甚しければ、太子のみならず何人にても斷行せんか如何と惑はざるものあらん、たとへ君を愛せんと欲するの念生ずと雖、其の惑たるや永生に解けざるなり、又一歩をすゝめて考ふるに、今君を以て殷の紂王と假定して、若し紂王に善良の子ありて、武王の征討を待たず先づ紂王を亡ぼさば、決して紂王の暴惡を世に著はして民心を離散し、紂王の敗政を厚くして國を滅すが如きことなからん、ひとしく之れ暴王を殺すなり、必ずしも手を武王に借ることなからん、其の善

假手於武王、而其世不廢、祀至於今、吾豈知紂之善不哉、君欲勿恤其可乎、若大難至而恤之、其何及矣、公懼曰、若何而可、驪姬曰、君盍老而授之政、彼得政而行其欲、得其所索、乃其釋君、且君其圖之、自桓叔以來、孰能愛親、唯無親、故能兼翼、公曰、不可與政、我以武與威、是以臨諸侯、未沒而亡政、不可謂武、有子而不勝、不可謂威、我授之政、諸侯必絕、能絕於我、必能害我、失政而害國、不可忍也、爾勿憂、吾將圖之、驪姬曰、以皐落翟之朝夕苛我邊鄙、使無日以牧田野、君之倉廩固不實、又恐削封疆、君盍使之伐翟、以觀其果於衆也、與衆之信輯睦焉、若不勝翟、雖濟其辠可也、若勝翟則善用衆矣、求必益廣、乃可厚圖也、且夫勝翟、諸侯驚懼、吾邊鄙不儆、倉廩盈、四隣服、封疆信、君得其賴、又知可不、其利多矣、君其圖之、公說、是故使申生伐東山、衣之偏裻之衣、佩之金玦、

此の節は驪姬太子が公を殺して自ら代らん心ありと讒して公之れを信じ、太子をして東山を伐たしめ其

こと、

太子遂行、克霍而反、讒言彌興、

此の節は太子霍に克ちて妬疾せられ讒にあひしことを記す、

太子は遂に公に從ひて征伐にゆき霍に克ちて反へるや、驪姫一派の讒言は之れによりていよ〳〵興れり、

○以上第九章、士蔿が太子の爲に謀りし美談なり、

優施教驪姫、夜半而泣、謂公曰、吾聞申生甚好仁而彊、甚寛惠而慈於民、皆有所行之、今謂君惑於我、必亂國、夫無乃以國故而行彊於君、君未終命而不沒、君其若之何、盍殺我、無以一妾亂百姓、公曰、夫豈惠其民而不惠於其父乎、驪姫曰、妾亦懼矣、

吾聞之、外人之言曰、爲仁與爲國不同、爲仁者愛親之謂仁、爲國者利國之謂仁、故長民者無親、衆以爲親、苟衆利而百姓和、豈能憚君、以衆故不敢愛親、衆況厚之、彼將惡始而美終、以晩蓋者也、凡民利是生、殺君而厚利衆、衆孰沮之、殺親無惡於人、人孰去之、苟交利而得寵、志行而衆説、欲其甚矣、孰不惑焉、雖欲愛君、惑不釋也、今夫以君爲紂、若紂有良子而先喪紂、無章其惡而厚其敗、鈞之死也、無必

りて以て之れを罪せん、されば太子は克つと克たざるとに拘らず、其の罪を避くる所なし、故に太子は其の勤勉して而も君の意に入らず不興を得んよりは、他國に逃げ去るに如かず、然らば君は其の欲する所を果すを得、太子は死に遠ざかりて且つ令名あらん、太子は逃隱して第二の吳の大伯とならんこと亦よきことならずやと、

〔行之克也〕行は此の行なり、此の度の征伐を指す、〔克與レ不〕不は不レ克こと、〔不レ入〕君の意にかなはざること、〔君得二其欲一〕君は欲を果たすを得ること、奚齊を立つるを得ることを指す、〔令名〕善き名なり、〔吳大伯〕周の文王の伯父なり、弟に位を讓りて逃れたる人にて吳の祖なり、故に吳太伯といふ、史記周本紀に曰く、古公（大王）長子あり太伯と曰ふ、次を虞仲と曰ふ、太姜（古公の妃）少子季歷を生む、季歷太任を娶り昌（即ち文王）を生む、聖瑞あり、古公曰く我世つぎに當に興るものあるべし、其れ昌に在らんかと、長子太伯虞仲古公の季歷を立てゝ以て昌に傳へんと欲するを知り、乃ち二人亡げて荆蠻に如き、文身斷髮して季歷に讓ると、太伯の行は孔子も論語に於て之れを稱贊せり、

太子聞レ之曰、子輿之爲レ我謀忠矣、然吾聞レ之、爲二人子一者、患レ不レ從、不レ患レ無レ名、爲二人臣一者、患レ不レ勤、不レ患レ無レ祿、今我不才而得レ勤與レ從、又何求焉、焉能及二吳太伯一乎、

此の節は太子士蔿の言をきゝて感謝したれども從はず、子たるの務を全うせんといへる恭順なる言動を記す、

太子士蔿の言をきゝて曰く、子輿の我が爲に謀ること忠の至なり、然れども吾之れを聞く、人の子たるものは父の命に從はざるを患へて己が令名なきを患へず、人の臣たるものは君の事を勤めざるを患へて己が祿を得るなきを患へずと、今我不才にして君の事を勤め父の命に從ふを得ば足れり、又何をか求めんや、我焉んぞ能く吳の太伯に及ばんやと、

〔子輿〕士蔿の字なり、〔患レ不レ從〕從は父の命に從ふ

〔體〕四支なり、〔上下左右〕上は手、下は足、左右は左の手足右の手足を指す、〔相心目〕心目をたすくると、相は助なり、〔倦〕勞なり、ツカルと訓む、〔上貳〕上の副にて手を指す、〔下貳〕下の副にて足を指す、〔履〕歩なり、〔周旋〕めぐりまはること、たちまはること、〔役心目〕心目に役使せられて事をなすこと、〔百物〕多くのもの、〔攝〕兼攝なり、〔違心目〕心目の使令に違ひて用をなさゞること、〔軍有左右〕左右は猶正副といふが如し、〔不知〕敵に知られざること、〔變非聲章〕變は軍を變動すること、聲は鐘鼓をうちて號令すること、章は旗章にて信號して指揮すること、〔釁〕隙なり、間隙なり、〔凶〕凶凶なり、恐懼すること、〔敵之如志〕敵の志を得る如きはの意なり、〔陵小〕小國を侵陵すること、〔征大〕大國を征伐すること、〔棟〕棟梁なり、〔棟成乃制之不亦危乎〕棟梁なりて乃ち之れを制裁し他の任務即榱椽等の任務をなさしむれば撓折して危しとの意、太子を下軍の將となさば太子若し敗北の非運に陥らば其の位を廢せらるゝが如き災難にたとふ、

士蔿出語人曰、太子不得立矣、改其制而不患其難、輕其任而不憂其危、君有異心、又焉得立、行之克也、將以害之、若其不克、其因以皐之、雖克與不、無所避皐、與其勤而不入、不如逃之、君得其欲、太子遠死、且有令名、爲吳大伯、不亦可乎、

此の節は士蔿公の太子を廢するの心あるを以て、太子の國を逃るるの安全なることを人に語り、暗に太子に早く國を去るべきことを諷示することを記す、士蔿出でゝ人に語りて曰く、太子は立つことを得ず、何となれば君は太子の職制を改めて其の難を患へず、太子の任務を輕くして其の危きを憂へず、君は他心あり、太子焉んぞ立つことを得んや、且つ此の度の征伐や、太子克たば太子が衆を得勢あるを疾みて將に之れを害せんとす、若し其れ克たざれば其れに因

り申生下軍にあるも亦可ならずやと、士蔿對へて曰く、下軍の將は以て上軍の副となるべからず、何となれば毎軍必ず正副二將あり、以て相助けて事をなす、故に太子は君の副なれば宜しく上軍の副將たらざるべからざればなりと、公曰く何故にしかいふかと、士蔿對へて曰く、副將は猶四支の如し、四支以て心目を助け用ひて倦み疲れざるは身の利益なり、手は代る〲擧げ足は代る〲歩み、たちまはる時手足各〻變り動きて以て心目の役使となりて働く、故に能く事を治めて多くの物を制し得るなり、若し足が手の用を兼ね手が足の用を兼ぬる如きことあらば、たちまはるときに代る〲動きて用をなさざるを以て、心目の使令に違ひ反りて多くの物に制せらるに至る、何事をか能く治め得んや軍も亦此の如し、故に古先王の軍を治むるや、毎軍獨立して各〻正副二將あり、正將闕くれば從ひて之れを補ふ、(卽ち副將直に之れに代る)此の補任成りても敵に知られず、是れを以て敗るゝこと寡し、若し下軍の將を以て上軍の副とするときは、上軍の將闕くるときは下軍は變動して之れに奔ること能はず、上軍敗ると雖之れを補救すること能はず、蓋し下軍の將上軍に將たるときは天子なればよけれ臣下之れを帥ゐるときは臣君の位を奪ふのみならず、下軍に將なくなり、又下軍の兵上軍を救へば下軍の陣地は空虛となればなり、又たとへ此の變動を敢てなすと雖、兵の變動は鐘鼓を打ちて號令し旗章を以て信號指揮するに非れば之れを移動すること能はず、鐘鼓の打令旗章の指揮一定の數を過ぐるときは則ち軍に間隙を生ず、軍に間隙あれば則ち敵其れに乘じて攻入る、敵人攻め入りて恐懼せば味方の敗北を救ふだも暇あらず、誰か能く敵を退くるを得んや、敵の志を得るが如きは國家の憂患なり、されば下軍を以て上軍の副とするときは或は弱小の國ならば侵陵し得可けんも、とても大國を征することは難し、君其れ之れを圖れと、公曰く寡人男子ありて之れを制裁す、毫も子の憂ふ可き所に非ざるなりと、士蔿對へて曰く、太子は國家の棟梁なり、棟梁成りて之れを制裁し他の務をなさしむるは亦危きの至ならずやと、公曰く其の任務を輕くせば、たとへ危しと雖撓折に至るに至らず亦何の害かあらんと、

なり、〔嗣〕位をつぐこと、〔左レ之〕左は疎外すると、

乃言於公曰、夫太子君之貳也、而帥下軍、無乃不可乎、公曰、下軍上軍之貳也、寡人在上、申生在下、不亦可乎、士蔿對曰、下不可以貳上、公曰何故、對曰、貳若體焉、上下左右以相心目、用而不倦、身之利也、上貳代舉、下貳代履、周旋變動、以役心目、故能治事、以制百物、若下攝上、與上攝下、周旋不變、以違心目、其反爲物用也、何事能治、故古之爲軍也、軍有左右、闕從補之、成而不知、是以寡敗、若以下貳下、闕而不變、敗弗能補也、變非聲章、弗能移也、聲章過數則有釁、有釁則敵入、敵入而凶、救敗不暇、誰能退敵、敵之如志、國之憂也、可以陵小、難以征大、君其圖之、公曰、寡人有子而制焉、非子之憂也、對曰、夫太子國之棟也、棟成乃制之、不亦危乎、公曰、輕其所任、雖危何害、

此の節は士蔿理をつくして公を諫め公きかざることを記す、

士蔿乃ち公に言ひて曰く、夫れ太子は君の副なり、而るに下軍を帥ゐるは乃ち不可なるをなからんかと、公曰く、下軍は上軍の副なり、されば寡人上軍にあ

を懼れしめ、且つ君の偉功をあらはさんと、叉二大夫をして倶に曰はしむらく、戎翟の曠漠なる地を我晉の下邑の如くならしめば、晉の領土をひらかんこと亦宜ならずや、二公子の蒲屈に主たるは必要のことなりと、公大に悦べり、そこで曲沃に城きて太子をこゝに處き、叉蒲に城きて公子重耳をこゝに處き、叉屈に城きて公子夷吾をこゝに處けり、驪姫はかく既に太子を遠ざけて乃ち讒言をなせり、太子は是れに由りて罪を得たり、

〔賂〕賄賂をおくること、〔二五〕梁五、東關五の二大夫なり、〔宗〕宗邑なり、宗邑とは本宗として尊ぶべき邑の義なり、曲沃は晉の桓叔（獻公の祖）の發祥の地にして宗廟あり、故にいふ、〔二屈〕屈は南北に分たる、故に二屈といふ、〔疆〕境に同じ、〔不威〕威は畏なり、〔疆埸〕境界なり、〔戎心〕戎狄侵略の心なり、〔旌君伐〕旌は章なり、アラハスと訓む、伐は功なり、〔翟〕狄に同じ、〔廣莫〕廣漠に同じ、〔都〕下邑なり、〔生之言〕言は讒言なり、

○以上第八章、驪姫梁五東關五の二大夫に賄賂をおくりて公に言はしめ三公子を遠ざけたる物語なり、

十六年、公作二軍、公將上軍、太子將下軍、以伐霍、師未出、士蔿言於諸大夫曰、夫太子君之貳也、恭以俟嗣、何官之有、今君分之土而官之、是左之也、吾將諫以觀之、

此の節は公太子をして下軍に將たらしめしを士蔿の太子を疎外するものとなしていぶかることを記す、獻公即位の十六年に公上下の二軍を作り、公自ら上軍に將となり、太子下軍に將となり、以て霍を伐たんとす、兵未だ出でず、士蔿諸大夫に言ひて曰く、夫れ太子は君の副なれば恭しくして以て其の位を嗣ぐを俟つのみ、何の官職かこれあらん、しかるに今君は之れに曲沃の土を分與し叉之れに將帥の官職を授けらる、是れ太子を疎外し臣下を以て遇するものなり、吾將に諫めて以て君の志をみんとすと、

〔霍〕國の名、周の文王の子霍叔武の封土なり、〔貳〕副

同じ、潔白なること、〔大志重〕重は重厚なり、〔不レ忍レ人〕忠恕にして惡を人に施すに忍びざること、〔僨〕僨なり、タフルと訓む、〔可レ疾〕疾は速なり、〔自忍也〕自ら忍びて死すること、〔近行〕卑近の行なり、〔遷〕志を遷すこと、〔秉レ常〕不斷の行爲をとりて憚る所なく行ひて志を遷さずといふこと、〔内固〕内固く君の心を得ること、〔善不〕善惡なり、〔單レ善〕單は盡なり、ツクスと訓む、盡レ善とは善意をつくすこと、〔甚精〕精は前の精潔に同じ、潔白なること、

〇以上第七章、驪姬三公子を除く謀を優施に問ひ施詳に敎ふる物語なり、

驪姬賂二二五一、使レ言二於公一曰、夫曲沃君之宗也、蒲與二二屈一君之疆也、不レ可二以無一レ主、宗邑無レ主、則民不レ威、疆場無レ主、則啓二戎心一、戎之生レ心、民慢二其政一、國之患也、若使下太子主二曲沃一、而二公子主中蒲與上屈、乃可二以威一レ民而懼レ戎、且旌二君伐一、使二俱曰一、狄之廣莫、於レ晉爲レ都、晉之啓レ土、不二亦宜一乎、公說、乃城二曲沃一、太子處レ焉、又城レ蒲、公子重耳處レ焉、又城二二屈一、公子夷吾處レ焉、驪姬既遠二太子一、乃生二之言一、太子由レ是得レ辠、

驪姬獻公の愛幸する所の梁五、東關五の二大夫に賄賂し、公に言はしめて曰く、夫れ曲沃は君の宗邑なり、蒲と二屈とは君の境界の邑なり、以て主を置きて守るなかるべからず、宗邑に守るべき主なき時は則ち民畏れず、境界の邑に守るべき主なきときは則ち戎狄侵略の心をひらく、戎狄の侵略の心をひらき、民の其の政を畏れざるは、國家の憂患なり、されば若し太子をして曲沃に主たらしめ、重耳夷吾の二公子をして蒲と屈とに主たらしめば、乃ち民を威壓し戎狄

譖於申生、

公の愛せる俳優の名を施と曰ふ、驪姬に通ぜり、驪姬之れに問うて曰く、吾大事をなさんと欲すれども三公子の徒の之れを妨げんことを憚る、如何にせば可ならんかと、優施對へて曰く、早く三公子の位置を定めて其の位の極至する所あるを知らしめよ、夫れ人自ら其の身の位の極至する所あるを知れば、他心を抱くことあることすくなし、かゝればたとへ他心を起すありと雖乃ち殘ひ破ることたやすきなりと、驪姬曰く、吾三公子を除かんと欲す、何人を始に除きて可ならんと、優施曰く必ず先づ申生を除けよ、何となれば申生の人と爲りや小心にして潔白なり、而して志は遠大にして重厚なり、又忠恕にして惡を人に施すに忍びず、潔白なるものは辱しむることやすく、重厚なるものは其の節を守ること堅きを以て斃るゝこと速なるべく、惡を人に施すに忍びざるものは必ず自から忍びて死するものなればなり、されば卑近なる行を以て之れを辱めよと、驪姬曰く重厚なれば乃ち其の志を遷さすに難きことなからんやと、優施の曰く、辱を知るものは辱め易く、辱しむ可きものは重厚なりと雖其の志を遷さすことを得、若し辱を知らざるものは、己が將來に於て如何になりゆくが如きことは毫も知る所なきを以て、必ず固く不斷の行爲をとり憚る所なくふれまふを以て、其の志を遷さすこと難きものなり、今子は內は固く君の心を得、外は寵幸を恣にすれば、子の云爲する所は善惡に拘らず皆信ぜられざることなし、されば子若し外面に於ては善意を盡くして太子を待遇し、內に於て不義を以て之れに辱を加ふれば、太子の志移らざることなし、且つ吾聞く、甚だ潔白なるものは必ず愚に近しと、潔白なれば辱しめ易く、愚なれば禍難を避くるを知らず、其の志遷ることなからんと欲すと雖其れ之れを得べけんやと、是の故に驪姬は先づ譖言を申生に施せり、

〔優〕俳優なり、〔大事〕太子を廢して奚齊を立つることを指す、〔難二三公子之徒一〕難は憚り恐るゝこと、三公子は申生と重耳と夷吾となり、〔處レ之〕處は定なり、サダムと訓む、位置を定むること、〔慢心〕猶他心といふが如し、〔殘〕そこなふこと、〔欲レ爲レ難〕難は至難の事卽ち三公子を除くことを指す、〔精潔〕清潔に

は徼倖をもとむること、〔縱君〕放縱の君なり、〔冒上〕冒は抵冒なり、貪慾をいふ、冒上は貪欲の君なり、〔忠下〕忠義なる臣下なり、〔厭〕足なり、充足すること、〔回〕邪なり、〔有ㇾ心〕離叛の心あること、〔吾不ㇾ言〕下位にあるを以て上位の人に讓る心あり、故に不ㇾ言といふ、〔公說〕說は悅に同じ、〔乘〕升なり、〔棄ㇾ政〕政は職務なり、〔役〕兵士の仕事なり、先登は勇士の務にして軍帥の務にあらず、故にいふ、〔非二其任一〕任は軍帥の任なり、〔老謀〕老は老將、老農の老に同じ、老謀は熟慮せる善謀なり、〔壯事〕壯烈の事功なり、〔被ㇾ羽〕鳥羽を背に被ること、支那にては後世にても軍將は旄(毛飾一說に兜鍪の上の飾)を負ひたり古の風ののこりしなるべし、〔先升〕先登なり、

○以上第六章、郤叔虎の謙讓壯烈、國につくせる物語なり、

公之優曰施、通於驪姬、驪姬問焉曰、吾欲作大事、而難三公子之徒、如何、對曰、蚤處之使知其極、夫人知有極、鮮有慢心、雖其慢乃易殘也、驪姬曰、吾欲爲難、安始而可、優施曰、必於申生、其爲人也、小心精潔、而大志重、又不忍人、精潔易辱、重僨可疾、不忍人必自忍也、辱之近行、驪姬曰、重無乃難遷乎、優施曰、知辱可辱、可辱遷重、若不知辱、亦必不知固秉常矣、今子內固而外寵、且善不莫不信、若外單善而內辱之、無不遷矣、且吾聞之、甚精必愚、精而易辱、愚不知避難、雖欲無遷、其得之乎、是故先施

柤、郤叔虎將乘城、其徒曰、棄政而役、非其任也、郤叔虎曰、既無老謀、而又無壯事、何以事君、被羽先升、遂克之、

獻公獵して翟柤の國に祲氣のたなびけるを見るや、宮に歸り寢に就けども寐ねられず、蓋し之れを伐たんとして焦慮すればなり、其のとき郤叔虎朝す、公就寢すれども寐ねられざることを語る、叔虎對へて曰く、牀笫の安からざる爲か、抑も驪姫のお側に侍らざるが爲かと、公應へず、叔虎出でゝ士蔿に語りて曰く、今夕君の寐ねられざるは必ず翟柤を伐たんが爲に焦慮せらるゝが故ならん、夫れ翟柤の君は利を專有するを好みて忌み憚るところなく、其の臣下は競ひへつらひて媚を求む、故に其の進みて上位にあるものは君の明を蔽ひて私腹をこやすものにして、其の位を退きて窮巷に困しむものは君を諫めて逆鱗にふれたるものなり、かく其の君上は貪欲にして不義をなすに忍び、其の臣下は偸安にして徼倖をもとめ、放縱の君ありて諫諍の臣なく、貪惏の君ありて忠義の臣下なく、君臣上下各〻其の私欲を充足し其の邪惡を縱にせば、民各〻離叛の心ありて攜りたよる所なし、是の如くにして國に處りて君たらんことは亦至難のことならずや、故に我君にして若し之れを伐たば必ず克つべきなり、吾は下位にあれば君に申上げず、子必ず之れを申上げよと、士蔿乃ち入りて告ぐ、公悅び直に翟柤を伐てり、時に郤叔虎將に自ら敵城に升り攻め入らんとす、其の徒曰く子は己が職務をすてゝ兵士の仕事をなすは其の軍帥の任にそむくものなりと、叔虎曰く、我既に善謀なくして又壯烈の事功なくんば、何を以て君に仕へんやと、鳥羽を背に被りて先登し遂に之れに克てり、

〔田〕田獵なり、〔翟柤〕國の名、〔氛〕祲氣なり凶惡の氣をいふ、〔寑〕寢に同じ、就寢なり、〔郤叔虎〕晉の大夫なり、名は豹、叔虎は字なり、〔牀笫〕閨房をいふ、〔存側〕側に侍ること、〔公辭焉〕猶公不應といふが如し、〔壅塞〕君の聰明を蔽ふこと、〔距違〕君命を距ぎて違ふこと、君の顏を犯して諫諍するをいふ、〔以忍〕忍は不義を爲すを忍ぶなり、〔偸以幸〕偸は偸安なり、幸

て此の曲沃を守らんのみ、又何ぞ己が身のことを圖らんや、且つ夫れ父の寵愛する所のものが其の賜をうくるを羨みて其の中を離間し、自ら貪りとらんとするは不忠の至なり、人を排斥して自ら其の事を成し利を取るは不貞の至なり、臣子の孝敬忠貞なるは君父の安んずる所なり、されば臣子にして君父の安んずる所を棄てゝ行はず自らの安全をはかるは孝の道に遠ざかれり、故に吾は其れ敬順を守りて遷らざらんのみと、

〔烝〕冬の祭なり、〔武公〕獻公の父なり、其の廟は曲沃にあり、〔涖レ事〕事は祭事なり、〔猛足〕太子の臣なり、〔伯氏〕長子をいふ、〔羊舌大夫〕晉の大夫にて羊舌は姓、名は突といふ、〔不レ遷〕そむかざること、〔所レ安〕父の安んずる所なり、〔作レ令〕君父に從はず、自ら命令をつくりなすこと、〔間〕離間すること、ハナツと訓む、〔嘉二其況一〕嘉は羨むこと、況は賜なり、〔廢レ人〕人を廢斥すること、〔棄レ安〕安んずる所を棄て行はざること、〔其止也〕敬順に止まらん意なり、

以上第五章、太子申生の孝敬忠貞よく臣子の道を守りし美談なり、

獻公田見二翟柤之氛一、歸寢不レ寐、郤叔虎朝、公語レ之、對曰、牀笫之不レ安邪、抑驪姬之不レ存レ側邪、公辭焉、出語二士蔿一曰、今夕君不レ寐、必爲二翟柤一也、夫翟柤之君、好レ專レ利而不レ忌、其臣競諂以求レ媚、其進者壅塞、其退者距違、其上貪以忍、其下偸以幸、有二縱君一而無二諫臣一、有二冐上一而無二忠下一、君臣上下、各厭二其私一以縱二其回一、民各有レ心、無レ所二據依一、以レ是處レ國、不二亦難一乎、君若伐レ之、可レ克也、吾不レ言、子必言レ之、士蔿以告、公說、乃伐二翟

ず、吾は其れ中立せんのみと、三大夫乃ち別れたり、
〔黜〕廢なり、〔丕鄭荀息〕皆晉の大夫なり、丕鄭は後に奚齊卓子驪姬を殺し、荀息は奚齊の傅となり共に死せり、〔役事〕役は爲なり、ナスと訓む、〔阿〕隨なり、シタガフと訓む、〔誤〕悞と通ず、惑なり、〔民誤失德〕失德とは正しき德性卽恆心を失ひて放辟邪侈爲さゞるなきこと、〔治義〕義は上下の義なり、〔不佞〕不才なり、〔其靜也〕靜に默して居らんといふことにて中立すること、

○以上第四章、獻公驪姬に惑ひ太子を廢して奚齊を立てんとし里克丕鄭荀息の三大夫各其の態度を語り明かしたる物語なり、

烝於武公、公稱疾不與、使奚齊涖事、猛足言於太子曰、伯氏不出、奚齊在廟、子盍圖乎、太子曰、吾聞之羊舌大夫曰、事君以敬、事父以孝、受命不遷爲敬、敬順所安爲孝、棄命不敬、作令不孝、又何圖焉、且夫閒父之愛、而嘉其況、有不忠焉、廢人以自成、有不貞焉、孝敬忠貞君父之所安也、棄安而圖、遠於孝矣、吾其止也、

武公を烝祭するとき獻公疾と稱して其の祭に與らず、奚齊を代理として涖ましめたり、猛足太子申生に謂ひて曰く、父君病あり、長子代理となりて出でずして小子奚齊宗廟にありて祭事に從ふ、これ子を疎んずるものなり、子なんぞ自ら身を安固にすることをはからざるやと、太子曰く、吾之れを羊舌大夫に聞けり、曰く君に事ふるには敬を以てし父に事ふるには孝を以てす、君命をうけてそむかざるを敬となし、父の安んずる所に敬み順ふを孝となすと、されば君の命をすてゝ守らざるは不敬にして、父にそむきて自ら命令をなすは不孝なり、吾はたゞ君父の命を奉じ

驪姬生奚齊、其娣生卓子、公將黜太子申生而立奚齊、里克、丕鄭、荀息相見、里克曰、夫史蘇之言將及矣、其若之何、荀息曰、吾聞、事君者竭力以役事、不聞違命、君立臣從、何貳之有、丕鄭曰、吾聞、事君者、從其義不阿其惑、也、惑則誤民、民誤失德、是棄民也、民之有君、以治義也、義以生利、利以豐民、若之何其民之與處而棄之也、必立太子、里克曰、我不佞、雖不識義、亦不阿惑、吾其靜也、三大夫乃別、

驪姬奚齊を生み、其の娣卓子を生めり、獻公驪姬にきき將に太子申生を廢して奚齊を立てんとす、時に里克、丕鄭、荀息の三大夫相見る、里克曰く、彼の史蘇の言將に及ばんとす其れ之れを如何せんと、荀息曰く、吾聞く君に事ふる者は力を竭くして以て君の事を爲すと、我未だ君の命に違ふことを聞かず、君世嗣を立つれば臣は則ち從ひて之れに事へんのみ、何ぞ二心あらんと、丕鄭曰く吾聞く、君に事ふる者は其の義には從へども其の惑には君命と雖隨はずと、何となれば君惑ひて非行をなせば則ち民も亦之れに效ひ惑ひて非行をなすに至る、民惑ひて非行を爲せば全く其の恆心を失ひて邪侈至らざる所なし、かくして刑辟に陷るに及びて之れを罪するは是れ全く民を棄つるものなり、民の君あるは之れによりて以て上下の義を治めんとするなり、義あれば利を生ず利あれば以て民を豐裕にす、かゝれば民邪惡に陷ることなし、されば如何でか吾人人臣たるもの民と共に處らんとして君の惑に隨ひて自ら惑ひ又民を惑はし之れをすつるべけんや、吾は必ず太子申生を立てんと、里克曰く、我は不才なり義をしらずと雖亦惑に隨は

きものは之に安んず、是れを以て能く常ありて不易なりと、我君に之れありや、又木を伐るに其の根よりきらざれば必ず萌芽復び生じ、水を塞ぐに其の源より塞がざれば復び流る、それと同じく禍亂を滅すに其の基礎より滅さざれば必ず復び亂るゝものなり、今君驪戎を伐ち其の父を滅して其の子を畜ふは禍亂の基礎をのこすものなり、其の子を畜ひて又其の欲を縱にせしめば其の子は必ず父の恥を報いんことを思ひて其の欲望を伸張せん、すべて美人と雖必ず惡心あらば美しといふべからず、驪姬是れなり、君其の美色を好めば必ずこれに其の眞情を吐露して瀉がん、彼れ其の君の眞情の愛を得て以て其の欲望を增し其の惡心を縱にせば、必ず國を敗り且つ禍亂の基礎を深くせん、國の亂るゝは必ず女戎より發するは三代皆然り、懼れて戒めざるべけんやと、

〔二三大夫〕猶諸大夫といふが如し、〔日君〕日は昔日なり、〔疾心〕疾惡の心なり、〔固皆至矣〕至は猶生ずといふが如し、〔欣レ之〕欣は欣戴なり、〔以自封也〕封は厚なり、アツクスと訓む、一句の意は、君自ら厚く利をとるとなり、驪姬を得て寵することを指す、〔判〕離なり、ハナルと訓む、〔其天道也〕晉國の亂は天の爲す所なりの意なり、〔其態〕其の君の態度なり、〔從二其欲一〕從は縱に同じ、ホシイマヽと訓む、〔信二其欲一〕信は伸に同じ、伸張なり、〔好色〕美色なり、美人をいふ、〔授二之情一〕眞情を吐露して愛を注ぐこと、〔厚二其欲一〕厚は益なり、マスと訓む、〔女戎〕前章に說く、

驪姬果作レ難、殺二太子一而逐二二公子一、君子曰、知二難本一矣、

此の節は史蘇の豫言の中れること、君子の史蘇を評せることを記す、

史蘇の豫言はたがはず、驪姬は果して難をおこし太子申生を殺して重耳夷吾の二公子を放逐せり、君子史蘇を評して曰く、彼は禍難の起る本を知る達見の士といふべきなりと、

〔驪姬果作レ難云云〕すべて後章に詳なり、〔二公子〕は重耳と夷吾となり、

○以上第三章、驪姬が公子をして外に我子を國都の守備に任ぜしを以て、史蘇が國亂の本と評して諸大夫を戒め適中したる物語なり、

也、民外不得其利、而內惡其貪、則上下既有判矣、然而又生男、其天道也、天彊其毒、民疾其態、其亂生哉、吾聞君子好好而惡惡、樂樂而安安、是以能有常、伐木不自其本、必復生、塞水不自其源、必復流、滅禍不自其基、必復亂、今君滅其父而畜其子、禍之基也、畜其子、又從其欲、思報父之恥、而信其欲、雖好色、必惡心、不可謂好、好其色、必授之情、彼得其情、以厚其欲、從其惡心、必敗國且深亂、亂必自女戎、三代皆然、

此の節は史蘇が驪姬が國を亂すの基礎既に成れることを說き、諸大夫を警告することを記す、

史蘇朝廷にて諸大夫に告げて曰く、諸大夫よ其れ之れを戒めよや、驪姬が國を亂すの本はなれり、昔日君が驪姬を以て夫人と爲せしとき、民の君を疾惡する心固に生じき、其の故を語らん、昔者君の驪戎を伐つや百姓を起して之れを使役し以て百姓の爲に害を除けり、是れを以て民能く君を欣び戴けり、故に忠心を盡くし勞力を極めて以て死を致してつとめざることなし、しかるに今君は百姓を起して使役し百姓の爲に利を與へずして以て自ら厚く利せり、民は外征上に於ては其の利を得ずして國內に於て其の君が獨り利を貪り樂しむを惡む、かゝれば則ち上下既に相離れたり、此れ不祥の大なるものなり、然るに驪姬は又男子を生み益〻君寵を一身にあつむるに至れり、是れによれば晉國の亂は其れ天の爲す所なり、天は晉に對する慘毒を強くし、國民は其の君の態度を疾惡せば騷亂は其れ生ぜんかな、吾聞く君子は好き者は之を好み、惡しき者は之を惡み、樂しき者は之を樂しみ、安

二大夫の驪姫の國を害することを論じ郭偃の論の中れる物語なり、

獻公伐驪戎克之、滅驪子、獲驪姫以歸、立以爲夫人、生奚齊、其娣生卓子、驪姫請、使申生處曲沃、重耳處蒲城、夷吾處屈、奚齊處絳、以儆、無辱之故、公許之、

此の節は驪姫が己が子の奚齊を絳都に居らし、三公子を外におかんことを請ひ公許せることを記す、

獻公驪戎を伐ちて之れに克ち驪子を滅ぼし、其の女驪姫を獲て連れ歸り立てゝ夫人と爲す、奚齊を生めり、其の娣亦寵を得て卓子を生めり、驪姫請うて曰く、太子申生をして曲沃に處らしめ、公子重耳をして蒲城に處らしめ、公子夷吾をして屈に處らしめ、公子奚齊をして絳都に處らしめて、以て戒備せしめば國を辱めらるゝの事故起るなからんと、公之れを許せり、

〔驪子〕驪戎の君なり、子は爵なり、〔其娣〕女子の同異弟なり、男子にては妹といふ、〔申生〕獻公の太子にて溫良の孝子なり、驪姫の爲に讒せられて自殺す、後章に詳し、〔曲沃〕前に說く、〔重耳〕申生の異母弟なり、後に位に卽きて文公といふ、〔蒲城〕邑の名、今山西省平陽府隰州の東南に其の故城あり、〔夷吾〕重耳の異母弟なり、後位に卽きて惠公といふ、〔屈〕邑の名、今の山西省平陽府吉州の東北に其の故地あり、〔絳〕晉の都なり、前に出づ、〔儆〕戒備なり、〔辱之故〕故は事なり、辱之事とは國辱の事故なり、

史蘇朝告大夫曰、二三大夫其戒之乎、亂本生矣、日君以驪姫爲夫人、民之疾心、固皆至矣、昔者之伐也、起百姓以爲百姓也、是以民能欣之、故莫不盡忠極勞以致死、今君起百姓以自封

難」難は禍難なり、「不終年」年は一年なり、「非義」義は義刑なり、宜しきにかなひたる法則をいふ、「齒」年齒なり、「非德」德は德惠なり、「不及世」世は世嗣なり、「非天」天は天の祐助なり、「不離數」離は歷なりフと訓む、數は世代の數なり世代の數を歷ずとは永く世代を傳ふること能はざるなり、「廢國」國事を廢棄して顧みざること、「向己」己の欲に從しはしむること、「不度」利害の本をはからざること、「迂求」迂は邪なり、邪惡の道を以て利を求むること、「賈怨」賈は市なり、カフと訓む、「贊」助なり、タスクと訓む、「隸農」農は農の古字なり、隸農は小作人のこと、「沃田」肥沃の田なり、「易之」易は治なり、治め耕すこと、「饗」食をうくること、ウクと訓む、

士蔿曰、戒莫如豫、豫而後給、夫子戒也、抑二大夫之言其皆有焉、

此の節は士蔿の二大夫の言を批評せることを記す、

士蔿史郭二大夫の言を聞き諸大夫に謂ひて曰く、戒は豫め備ふるに如くはなし、豫め備へて而して後に事に及ぶ毫も懼るるに足らざるなり、夫子よ戒め備ふべきなり、抑ゝ二大夫の言は我晉國に皆これある事實なりと、

「士蔿」晉の大夫にて姓は劉、字は子輿といふ、「豫」豫備なり、「給」及なり、オヨブと訓む、「夫子」諸大夫を指していふ、「二大夫」史蘇と郭偃とを指す、「皆有焉」晉國に現在其の事實ありといふ意なり、

既驪姬不克、晉正於秦、五立而後平、

此の節は驪姬の失敗し郭偃の豫言の中れるを記す、

既にして驪姬は晉に克ちて之れを服すること能はず、晉は鄰國の秦に輔け正され君五たび代り立ちて後國家平安に復しぬ、

「晉正於秦」秦の穆公が惠文二公を晉に納れ呂郤の屬を殺すことを指す、皆後卷に詳し、正は輔正なり、「五立」君五たび立つこと、五君は奚齊、卓子、惠公、懷公、文公をいふ、系圖を參照せよ、

○以上第二章、獻公驪姬を得て寵すること、史蘇郭偃

べからず、國事を廢棄して專ら己の欲に從ふ、禮法ありと謂ふべからず、利害の本を度らず邪惡を以て己が利を求む、義刑ありと謂ふべからず、君寵を恃みて怨を國人に買ふ、德惠ありと謂ふべからず、己を助くるの族類小なくして己を怨むの敵多し、天助ありと謂ふべからず、かく德義を行はず禮義に則らず人心を失ひ謀計を過り天も亦助けず、豈大事をなし得んや、故に吾君の夫人（驪姬）を觀察するに、若し亂を爲すも己を益することなくして却て己が敵とする人を利すること、猶小作人の肥沃の田を得勤めて之れを耕し治むと雖、其の收穫の大部分をうくること能はずして田主の爲に取らるゝが如きのみと、

〔郭偃〕晉の大夫なり、〔三季王〕三代の季世の王卽夏の桀王と、殷の紂王と、周の幽王となり、〔惑〕淫惑の行なり、〔不レ疚〕疚は病なり、不レ病とは自ら病しきことゝなさゞるなり、〔肆〕極なり、キハムと訓む、〔不レ違〕違は違避なり、サクと訓む、〔流レ志〕流は放なり、ホシイマゝと訓む、〔無二所不レ疚〕所は一所なり、一所とは猶一といふが如し、一句の意は以上の三の行は一として國を亡ぼすの病禍に非ざることなしとなり、〔追鑑〕前世の得失を追考してかんがみいましむること、〔晉國之方偏侯也〕方は方隅なり、偏侯は偏在せる諸侯なり、一句の意は晉國は一方隅に偏在せる諸侯なりとなり、〔大國〕齊秦などの大諸侯を指す、〔大家〕上卿の人々を指す、〔驟立〕驟は數なり、シバシバと訓む、驟立とは君しば〳〵代り立たんとなり、〔集レ亡〕集は至なり、イタルと訓む、〔口三五之門也〕下句の不レ過二三五一と同じく占卜家の常語ならん、三は三辰（日月星）五は五行なり、一句の意は口は三辰を經紀し五行を宣ぶる門戶なりとなり、〔小鯁〕小骨なり、〔戕〕傷なりきずつけそこなふこと、〔其與幾何〕其の害や幾何かあらん、大したることなしとなり、〔其銘〕器物に刻せる戒の銘なり、古は戒を器物に銘記せり、〔嗛嗛〕小小なり、ちひささま、〔就〕歸就なり、〔矜〕矜式なり、つゝしみのつとること、〔祇〕適なり、マサニと訓む、〔狃〕貪なり、ムサボルと訓む、〔膏〕肥なり、〔離〕罹なり、カゝルと訓む、〔得レ聚者〕聚は財衆を指す、〔非レ謀〕謀は善謀を指す、〔不レ卒レ時〕卒は盡なり、ツクスと訓む、時は一時（三ヶ月）なり、〔非レ人〕人衆の心服を得るに非ざればの意なり、〔不レ免

を得ざるなり、且つ上卿や鄰國の君が將に師保となりて之れを輔佐せんとするあり、是を以て禍亂多くともしば〳〵君の代り立つ位のことならんのみ、亡滅には至らざるなり、君しば〳〵代り立つと雖多くて五たびに過ぎざらん、何となれば口は三辰を紀し五行を宣ぶる所の門戸なり、是れを以て口より生ずる吉凶は三度或は五度ありとなすを例とす、されば我驪姫の讒口の亂も亦三度か五度かあるに過ぎざればなり、且つ夫れ龜兆縱線兩端に相會ふ骨を口に銜むに似たりといふ、其の骨は口に銜み得るものなれば小さき骨なり、其れと同じく讒口の害も亦小なり、以て小しく國を傷つくるに過ぎず、國を亡ぼすこと能はざるなり、されば此の骨に當るもの卽ち讒口に當る二三の人々が傷つけられんのみ、晉の國家其のものに於ては何の大害かあらん、何となれば龜兆に骨を口中に銜み齒牙を以て之れを弄ぶと謂ふと雖、永く弄ぶときは口を傷つくること大なるを以て到底永く之れを弄ぶに堪へざるが如く、君も亦永く讒口を甘受し得ざるなり、其れ國を害する幾何のことかあらん、故に晉國は懼れんことは則ち甚しからんも亡びんことは猶未だしなり、昔し商の衰へしとき其の器に刻せる銘に下の如きことあり、曰く、小小の德は歸就するに足らざるなり、以てつゝしみ法るべからず、若し之に歸就せばまさに憂を取らんのみ、小小の食祿は貪りとるに足らざるなり、以て我身を肥やすことを爲す能はず、若し之れを貪らばまさに咎にかゝらんのみと、此れと同じく驪姫の國を亂すと雖亦小小の害にして我國やたゞ僅なる禍咎にかゝらんのみ、彼れやそれ何ぞ能く國人を服して亡滅の大禍をなすを得んや、吾れ聞く、亂を以て財衆を得る者は善謀あるに非ざれば一時を無事に盡くすこと能はず、人衆を得るに非ざれば自ら禍難を免るゝこと能はず、禮法あるに非ざれば一歲を無事に終ふること能はず、義刑あるに非ざれば無事に其の年壽を盡くすこと能はず、德惠あるに非ざれば其の位世嗣に及ぼすを能はず、天命の佑助あるに非ざれば世代長久なるを能はずと、今驪姫を見るに其の安全なる謀に據らずして危亡の道に居れり、能く謀るものと謂ふべからず、事を行ふに龜兆の所謂齒牙を以て骨を弄ぶこと卽ち讒口を以てす、人心を得るものと謂ふ

與幾何、晉國懼則甚矣、亡猶未也、商之衰也、其銘有之、曰嗛嗛之德、不足就也、不可以矜而祇取憂也、嗛嗛之食、不足狃也、不能爲膏、而祇離咎也、雖驪之亂、其離咎而已、其何能服、吾聞、以亂得聚者、非謀不卒時、非人不免難、非禮不終年、非義不盡齒、非德不及世、非天不離數、今不據其安、不可謂能謀、行之以齒牙、不可謂得人、廢國而向已、不可謂禮、不度而迂求、不可謂義、以寵賈怨、不可謂德、少族而多敵、不可謂天、德義不行、禮義不則、棄人失謀、天亦不贊、吾觀君夫人也、若爲亂其猶隸農也、雖獲沃田而勤易之、將弗克饗、爲人而已、

此の節は郭偃の意見にて驪姫國をみだすと雖國を亡ぼすに至らざることを說けることを記す、

郭偃の曰く、夫の夏殷周三季の王の亡びたるや宜なり、そは天下人民の君主となり、淫惑を縱にして自ら病しとなさず、奢侈を極めて之れを避け去ることをなさず、みだらなる志をほしいまゝにして憚る所なく行へり、此の三のものは一として亡國の病禍に非るはなきに、之れに安んじ亡ぶるに至るまで前世の失敗を追ひ鑑みて戒と爲すを得ざりければなり、今我晉國を見るに一方に偏在せる諸侯なり、其の領土又三季の王より小にして大國側にあり、されば君は其の淫惑を縱にせんと欲するも勢未だ專にすること

西方に日あり東方に日あり、兩日相與に鬪ひ西方の日勝ち東方の日勝たざるを夢みたりと、伊尹以て湯に告ぐ、湯故に師をして東方より國西に出でしむ、未だ刃を接せずして桀走るとあり、之を言ひたるなるべし、〔殷辛〕辛は紂王の名、〔有蘇〕己姓の國、〔妲己有レ寵於レ是乎與二膠鬲一比而亡レ殷〕膠鬲は殷の賢臣なり、殷より周にゆき武王を助けて殷を亡ぼせり、其の妲己と比したる事は子史に見えざれば詳ならず、〔周幽王云云〕周語上を見よ、〔與二虢石甫一比〕此の事も子史に詳述せざれば明知すること能はず、虢石甫名は鼓、幽王の卿士なり、史記周本紀に幽王虢石甫を以て卿と爲し事を用ひしむ、國人皆怨む、石甫人と爲り佞巧善諛にして利を好むとあれば其の奸臣なりしことは知らる、〔宜咎〕平王の名、〔奔レ申〕申は姜姓にて太子の母の國なり、〔繒人〕繒は禹の後にて姒姓なり、申と婚姻を通せり、故に共に周をうちしなり、〔周於レ是乎亡〕周は幽王死後平王中興したるも東遷せり、是れより後は春秋の世にて周室は虛位を保つに過ぎず、故に亡ぶといふ、〔俘女〕捕虜の女、卽驪姬を指す、〔三季之王〕夏の桀王殷の紂王周の幽王なり、〔賊之兆也〕戎が國を賊ひ敗るの兆候なりの意なり、〔宅〕居なり、安居をいふ、〔跨〕據なり、據有すること、

郭偃曰、夫三季王之亡也宜、民之主也、縱レ惑不レ疚、肆レ侈不レ違、流レ志而行、無レ所レ不レ疚、是以及レ亡、而不レ獲二追鑑一、今晉國之方偏侯也、其土又小、大國在レ側、雖レ欲レ縱レ惑、未レ獲レ專也、大家隣國將レ師二保之一、多而驟立、不二其集亡一、雖二驟立一、不レ過レ五矣、且夫口三五之門也、是以讒口之亂、不レ過二三五一、且夫挾二小鯁一也、可二以小戕一、而不レ能レ喪レ國、當レ之者戕焉、於レ晉何害、雖レ謂下之挾而猾以中齒牙上、口弗レ堪也、其

立つ、太子宜咎出でゝ申に奔りしかば、申人は繒人と西戎の兵を召し以て周を伐ち王を殺せり、周是に於てか亡びたり、今晉君は寡德にして俘虜の女に安んじ又其の寵愛をます、されば君を以て三代の末世の王にあつと雖亦可ならずや、且つ其の占兆に曰く、縱線兆の端に相會ふ恰も口に骨を銜むに似たり、兆端の左右裂けて齒牙の如し卽ち骨を口中に銜み齒牙にて之れを弄ぶが如し、是れ讒口の害をなすの象なりと、我初め驪戎を伐つことを卜ひしとき、龜兆此の如く離散し不吉を以て我に答へたり、兆の是の如きは戎が國を敗るの兆徵なり、されば國は吾が安居する所に非るなり、國の分離することと則ち近き將來にあらん、且つ其の龜兆に就て詳に考ふるに、戎が其の國に勢を得て之れを據有せざれば縱線兆端に相會ふといふ可けんや、縱線兆端に相會ふは則ち其の兆徵なるや明なり、又戎が其の君にとり入りて志を逞しうするを得ざれば、能く口に骨を銜むの兆あらはれんや、口に骨を銜むの兆あらはるは戎(骨)が君(口)にとり入りたる明徵なり、又戎が其の國に據有して志を逞しくして君之れに安んぜるは骨を口中に銜み齒牙にて弄ぶの兆之れを明示せり、若し此の如くなるに逢ふときは國人は戎の害を知ると雖、君の旣に安んじて從ふ所なれば其れ誰れかこゝに從はざることあらんや、必ず從ふに至るなり、諸夏にして戎に從ふは敗亡に非ずして何ぞや、故に政に從ふものは深く戒懼せざるべからず、今にして之れに備ふるに非ざれば國の亡びんこと日なからんと、

(里克)晉の大夫にて、字は季といふ、(有施)喜姓の國なり、其の現在地を缺く、(以妹喜女焉)女を以て人に進むるを女といふ、(妹喜有寵於是乎與伊尹比而亡夏)伊尹は殷の湯王を輔けて天下を一統したる賢臣なることは有名なることなれば贅說せず、比は仲間なり、仲間となりて力を合はすこと、伊尹が妹喜と比して夏を亡ぼせしことは、正史に見えず、呂氏春秋愼大篇に湯(殷の湯王)天下の寧んぜざるを憂へ伊尹をして往きて曠夏を視せしむ、其の信ぜざるを恐れ、湯由りて親ら伊尹を射る、伊尹夏に奔ること三年、反りて亳(殷の都)に報ず、湯伊尹と盟ひて以て必ず夏を滅ぼさんことを示す、伊尹又復往きて曠夏を視、末喜に聽く、末喜言ひて曰く今者天子(桀をさす)

有施、有施人以妹喜女焉、妹喜有寵、於是乎與伊尹比而亡夏、殷辛伐有蘇、有蘇氏以妲己女焉、妲己有寵、於是乎與膠鬲比而亡殷、周幽王伐有褒、有褒人以褒似女焉、褒似有寵生伯服、於是乎與虢石甫比、逐太子宜咎而立伯服、太子出奔申、申人繒人召西戎以伐周、周於是乎亡、今晉寡德安俘女、又增其寵、雖當三季之王、不亦可乎、且其兆云、挾以銜骨、齒牙爲猾、我卜伐驪、龜往離散以應我、夫若是賊之兆也、非吾宅也、離則有之、不跨其國、可謂挾乎、不得其君能銜骨乎、若跨其國而得其國、雖逢齒牙以猾其中、其誰云弗從、諸夏從戎、非敗而何、從政者不可以不戎、亡無日矣、

此の節は里克其の理由を問ひ、史蘇答ふることを記す、

里克曰く、そは如何なることかと、史蘇曰く、昔夏の桀王有施の國を伐つ、有施の君其の女妹喜を以て桀に進めたり、妹喜寵遇あり、是に於てか伊尹と力をあはせて夏を亡ぼせり、殷の紂王有蘇の國を伐つ、有蘇の君其の女妲己を以て紂に進めたり、妲己寵遇あり、是に於てか膠鬲と力をあはせて殷を亡ぼせり、周の幽王有褒の國を伐つ、有褒の君其の女褒姒を以て幽王に進めたり、褒姒寵遇あり伯服を生めり、是に於てか虢石甫と力をあはせて太子宜咎を逐ひて伯服を

ことを記す、
公大夫に酒を飲ましめ、司正の役をして爵に酒を實てゝ史蘇に與へしめて曰く、酒を飲ませて肴を與ふる勿れ、夫れ驪戎の役に汝は勝ちて不吉なりと曰ひぬ、されど結果は之に反せり、故に汝を賞するに爵を以てし、汝を罰するに肴を與ふるなきを以てす、敵國に克ちて美妃を得たり、其の吉あることいづれかこれより大ならんと、史蘇爵をのみつくし再拜稽首して曰く、卜の兆に不吉とありしかば臣は敢て之れをかくさゞりき、若し臣兆の示せる法をかくし臣の官職をつくさずば臣に二罪あり、何を以て君に事ふるを得ん、かゝれば大罰將に至らんとす、たゞ肴なきのみにあらざるなり、臣の幸何ものか之れに如かん、さて君も亦其の得たる吉を樂しみて豫め其の凶の來るに備へられよ、凶事にしておこることあるなくば之れに備ふるとも何の害かあらん、若し凶事あらば之れに備へば除き去ることを爲さん、されば臣の占卜の中らざりしは國家の福なり、臣何ぞ之れによりて罰せらるゝを憚らんと、酒を飲みをはりて出でたり、〔司正〕賓主の禮を正す役なり、〔無レ肴〕俎にのせたる肴を與ふる勿れの意なり、〔女〕汝なり、〔卒〕盡なり、ツクスと訓む、〔蔽〕おほひかくすこと、〔紀〕經なり、法なり、〔失二臣之官一〕臣の守るべき官職をつくさゞること、〔二皋〕皋は罪に同じ、二罪とは蔽レ兆と失レ官とを指す、〔瘳〕瘉に同じ、害の除去するに喩ふ、〔不信〕占卜の中らざりしことをいふ、

史蘇告二大夫一曰、夫有二男戎一、必有二女戎一、若晉以二男戎一勝レ戎、而戎亦必以二女戎一勝レ晉、其若レ之何、

此の節は史蘇諸大夫に驪姬の必ず國の害をなすことを告ぐることを記す、
史蘇朝より退き諸大夫に告げて曰く、夫れ男兵あれば必ず女兵あり、昔し晉が男兵を以て戎狄に勝たば、戎狄も亦必ず女兵を以て晉に勝たん、其れを如何せんと、〔男戎〕戎は兵なり、〔女戎〕女兵なり、驪姬をさす、〔勝レ戎〕此の戎は戎狄なり、驪戎を指す、下の戎亦の戎も同じ、

里克曰、何如、史蘇曰、昔夏桀伐二

て生じたる兆なり、「挾以銜骨齒牙爲猾」挾は會な
り、アフと訓む、猾は弄なり、モテアソブと訓む、一句
の意は兆に縱線あり兩端にて相會ふ、恰も口に骨を
銜むに似たり、又兆端の裂けたる所齒牙相交るに似
たり、故にこは口に骨を銜みて齒牙にて弄ぶかたち
なれば讒言をきゝて弄び信ずる象なりとなり、「戎夏
交捽」戎はえびすにて驪戎を指す、夏は中夏にて晉を
指す、交捽は兩々相當りて勝敗なきなり、一句の意
は兆の縱線は內外を相爲すことも恰も戎と夏と內外
を相爲すが如し、而して其の兆端の裂けて齒牙相交
はるに似たるは、恰も戎と夏と相戰ひて兩々相當り
て勝敗なきが如しとなり、「交捽是交勝也」兩々相當
りて勝敗なし故に交々勝つといふ、「有口」口は讒口
をいふ、「攜」離なり、「何口之有」何ぞ讒口を憂ふるこ
とかこれあらんとなり、「口在寡人」讒口を信ずる
と否とは寡人の心にありとなり、「與之」與は讒口を
おこすこと、「其人也必甘」其の君に入る讒言は必ず
うまからんとなり、甘言以て君を誑かすをいふ、「逞
而不知」逞は快なり、不知は其の害惡を知らざるこ
と、「壅」防なり、防止をいふ、「驪姬」驪戎の君の女な
り、其の晉室を覆さんとせしことは後章に詳し、

公飲大夫酒、令司正實爵與史
蘇曰、飲而無肴、夫驪戎之役、女
曰勝而不吉、故賞女以爵、罰女
以無肴、克國得妃、其有吉孰大
焉、史蘇卒爵、再拜稽首曰、兆有
之臣不敢蔽、蔽兆之紀、失臣之
官、有二辠焉、何以事君、大罰將
及、不唯無肴、抑君亦樂其吉而
備其凶、凶之無有、備之何害、若
其有之、備之爲瘳、臣之不信國
之福也、何敢憚罰、飲酒出、

此の節は、公驪戎に克ち驪姬を獲たるを以て吉とな
し、諸大夫の前にて史蘇を責め、史蘇拜謝して出づる

交捽是交勝也、臣故云、且懼有口攜民國移心焉、公曰、何口之有、口在寡人、寡人弗受、誰敢興之、對曰、苟可以攜、其入也必甘、受逞　而不知、胡可壅也、公不聽、遂伐驪戎克之、獲驪姬以歸、有寵、立以爲夫人、

此の節は獻公占卜を信ぜず、史蘇の諫を用ひず、驪戎を伐ちて克ち驪姬を獲てかへり之れを寵せしことを記す、

獻公驪戎を伐たんことを卜ふ、史蘇之れを占うて曰く、勝ちて而も不吉なりと、公曰く、何といふことかと、史蘇對へて曰く、龜兆をみるに、縱線兆端に相會ふ、恰も口に骨を銜むに似たり、兆端の左右裂けて齒牙の如し、卽ち骨を口中に銜み齒牙にて之れを弄ぶが如し、是れ讒口の害をなすの象なり又兆の縱線は內外を相爲すこと恰も戎と晉と內外を分つが如し、而して兆端の裂けて齒牙相交るに似たるは、戎と晉と兩々相當るの象なり、兩々相當るは是れ兩々相勝つなり、臣故にかくいへり、且つ啻に戎禍のみならず、兆によれば讒口の君を誑すあり、爲に國民君より離れて其の心を移し易へんことを懼ると、公曰く、何ぞ讒口を恐るゝことかこれあらん、讒口を信ずると否とは寡人の心にあり、寡人讒口を斥けて受けずば、誰か敢て讒をおこさんと、史蘇對へて曰く、苟も君と民とを離すべく讒口を弄するものは、必ず甘言を以て君に說き入らん、君受けて快しとなし其の害を知られずば、何ぞ之れを防止し得べけんやと、公聽かず、遂に驪戎を伐ちて之れに克ち驪姬を獲て以て歸れり、後大に寵愛を加ふるあり、立てゝ以て夫人と爲せり、

〔獻公〕武公の子にて、名は詭諸といふ、〔驪戎〕戎狄の名、今陝西省西安府臨潼縣東二十四里に驪戎城あり其の故地といふ、〔史蘇〕史は官名、占卜を掌る官なり、蘇は其の名、姓を缺く、晉の大夫なり、〔遇〕見なり、ミルと訓む、〔兆〕龜兆なり、龜甲に墨をぬり灼き

ふること同一なり、たゞ其の己が身の在る所に由りて則ち死を致し恩を報ゆるなり、生に報ゆるに死を以てし、恩賜に報ゆるに勤力を以てするは人の道なり、臣敢て君の言に從ひ私の利の爲に人の道を廢して舊君を見すてなば如何、臣は非人なり、君非人を用ひて上卿となさば何を以て國家に忠を訓へんや、且つ君は成が舊君に從ひて死するを知りて臣を止めらるれども、未だ成が死せずして君に曲沃に奉仕するの二心ある非行たることを知らざるなり、君に從ひて舊君に二心を用ふるときは、今後亦君に對して二心を懷かずともかぎられず、君何ぞ臣を用ふることを爲さんやと、遂に武公の軍と鬪うて死せり、〔武公伐レ翼殺二哀侯一〕卷頭に叙べたる武公が本家を滅し晉を一統するの時なり、武公は名は稱といふ、兎角の評あれども晉を一統して富强の基を開きたる人なれば明君たると疑なし、翼は本家の都にて山西省平陽府翼城縣の東南に其の故城あり、哀侯は名は光、鄂侯の子なり、〔欒共子〕哀侯の大夫にて名は成といふ、〔上卿〕諸侯の上卿は必ず天子の命ぜらるゝものに限る、〔成〕欒共子の名なり、〔事レ之如レ一〕之れに事ふること同一なりの意なり、〔食レ之〕食は祿なり、祿をあたへて養ふこと、〔生之族也〕生は父を指す、族は類なり、一句の意は、父師君三者の中、父ありて始めて吾身あるなれば父恩を第一とするが如きも、君師あるに非れば人と成る能はざれば、此の二者も亦父と同じ類にて軒輊すべからずとなり、〔壹事レ之〕同一に之れに事ふといふこと、〔唯其所レ在則致レ死焉〕ただ其の身の在る所、卽ち君父に在りては君父の爲に、師に在りては師の爲に力をつくして死すなり、〔報レ生以レ死〕生は父と君と師とを指す、〔成之從〕我が舊君(哀侯)に從ひて死することの意なり、〔待二於曲沃一〕待は猶奉仕といふが如し、一句の意は曲沃に君に奉仕すること、曲沃は武公の都にて山西省平陽府曲沃縣にあり、〔貳〕二心なり、

○以上第一章、哀侯の大夫が節を守りて武公に從はざりし物語なり、

獻公卜レ伐二驪戎一、史蘇卜レ之、曰、勝而不レ吉、公曰、何謂也、對曰、遇二兆一挾以銜レ骨、齒牙爲レ猾、戎夏交捽、

廿九悼公——卅平公——卅一昭侯——卅二頃公——卅三定公——卅四出公
戴子——忌——卅五哀公——卅六幽公——卅七烈侯——卅八孝公——卅九靜公

晉國の物語は九卷に分つ、卷帙の大なる爲に分けしものにて別に意味なし、一の卷には武公獻公間の事凡そ十二章あり、

武公伐翼殺哀侯、止欒共子曰、苟無死、吾以子見天子、令子爲上卿制晉國之政、辭曰、成聞之、民生於三、事之如一、父生之、師敎之、君食之、非父不生、非食不長、非敎不知、生之族也、故壹事之、唯其所在則致死焉、報生以死、報賜以力、人之道也、臣敢以私利廢人之道、君何以訓矣、且君知成之從也、未知其待於曲沃也、從君而貳、君焉用之、遂鬭而死、

武公本家の都なる翼を伐ちて其の主哀侯を殺し、其の大夫欒共子を止めて曰く、苟も死することなかれ、吾は子をつれて天子に謁え、子をして上卿となし以て晉國の政を治めしめんと、共子辭して曰く、成之れをきく、民は三より生るを以て之れに事ふる皆同一なりと、三とは何ぞ、父と君と師となり、父之れを生み、師之れを敎へ、君之れを祿して食ふ、父あるに非ざれば生まれず、祿あるに非ざれば長ぜず、敎あるに非ざれば道理を知らず、父ありて吾身生まるゝなれば父恩を第一とすべきも、父ありと雖君師の二者なかりせば人と爲る能はざるを以て、此の二つの恩も亦父と同類にして軒輊するところなし、故に之れに事

となり、諸侯を率ゐて周に事へたり、其の最も大なる功績は秦楚を懲して中原の侵入を防ぎ中原の諸侯の安泰をはかりたること是れなり、文公の後襄靈二公は其の器父祖に如かず、國勢稍衰ふ、成公に至り文公の遺業をつぎて霸業を修め楚と强を爭ひて之れに勝てり、是れより景公厲公の二代は漸く其の業を保つを得るに過ぎず、悼公に至り大に國勢を張りて霸功を立てたり、されど其の子平公より以後は繼嗣其の人を得ず、韓、魏、趙、知、范、中行の六卿跋扈し、晉君はたゞ位にそなはるのみ、六卿亦各其の權を爭ひ、韓、魏、趙、知の四卿范中行二卿を伐ちて之れを滅し其の地を分つ、後幾もなくして韓、魏、趙の三卿知氏を滅して其の地を分つ、是れより三卿晉國を擅にし、三十九代靜公に至り之れを廢して其の地を三分し、周の威烈王に賂ひて諸侯となる、戰國時代に在りて强富の名ありし韓魏趙は卽ち是れなり、晉は唐叔虞より三十九世七百三十年にして亡ぶ、系圖左の如し、

ふ、〔怵惕〕おそるゝこと、〔勝〕擧なり、アグと訓む、〔附協〕附從和協なり、〔甯戚、隰朋、賓胥無、〕三子とも齊の大夫なり、甯戚は微賤より擧用せられたる偉材、隰朋は公族にて齊の莊公の曾孫戴仲の子なり、賓胥無は其の傳を缺く、管子小匡篇に、升降揖讓進退閑習、辨辭之剛柔、臣不レ如二隰朋一、請立爲二大行一、墾レ草入レ邑、辟レ土聚レ粟、多レ衆盡二地之利一、臣不レ如二甯戚一、請立爲二大司田一、決レ獄折レ中、不レ殺二不辜一、不レ誣二無罪一、臣不レ如二賓須無一、請立爲二大司理一とあり、〔伯功〕伯は霸に同じ、

○以上第五章桓公の霸業の物語なり、

卷第七

晉語一

晉は周と同姓にして其の祖を唐叔虞といふ、周の成王の弟にて名は叔虞、唐に封ぜられたるより唐叔虞と呼ぶ、唐は方百里の地にて齊などに比べては小國なりし、叔虞の子燮に至り唐を改めて晉といふ、其の都晉水に臨むを以てなり、其れより十代の孫昭侯に至りて始めて弱く、國を分ちて其の叔父桓叔を曲沃に封じてより、曲沃の勢强盛となり、桓叔の孫武公に至り遂に本家を滅して晉國を一統し、周王に賂ひ命ぜられて晉君となり、始めて列りて大諸侯の中に入る故に武公は晉國の中興の祖たるべき君なり、子獻公に至り驪姬を寵し其の言に迷ひて太子を殺して、姬の子を立つ、爲に夷吾、重耳の二公子は身を全うする爲諸邦に流寓するに至り、國內は紛擾す、公薨ずるに至り、太子奚齊（驪姬の子）立ちしも忽ち弑せられて國大に亂る、齊の桓公秦の穆公とはかり公子夷吾を秦に迎へ立てゝ位をつがしむ、之れを惠公と爲す、惠公秦の恩に叛き且つ功臣を殺し遂に秦の破る所となり、其の薨ずるや太子懷公卽位せしも、秦は公子重耳（獻公の子惠公の子）を擁護し兵を率ゐて晉に入り重耳を立てゝ君となす、文公是れなり、懷公走りて遂に殺さる、文公政を修め百姓を惠みて晉國强大となり、遂に齊の桓公薨後、其の遺業をうけて霸

は二國の名、譚は今の山東省齊南府歷城縣の東南七十里、遂は同省兗州府甯陽縣の西北三十里に其の故城あり、桓公公子たりし時莒に奔る、時に譚を過ぐ、譚君禮せず、公即位するとき亦賀せず、又北杏の會盟に遂人至らず、故に皆之れを滅せり、不レ有とは其の地を私有せず、諸侯に分與せしこと、〔魚鹽〕齊は渤海に瀕するを以て魚鹽の利豐富なり、〔東萊〕齊の東の萊夷なり、〔幾〕譏に同じ、察なり、異服異言を察すること、〔不レ征〕征は稅なり、〔稱レ廣〕施惠の廣大なること、〔葵玆、晏負、夏領、釜丘〕此の四地は阨塞にして山戎及もろ／＼の戎狄と接するものなり、〔五鹿、中牟、蓋與、牡丘〕五鹿は衞の地、中牟は晉の地、蓋與は晉の北界の戎狄と接する地、牡丘は何れの國に屬する地なるや明ならず、〔諸夏之地〕漢人族の住する地なり、夏は戎狄に對する漢人の誇稱なり、〔示レ權〕威權をしめすこと、

敎大成、定三三革一、隱二五刄一、朝服以濟レ河、而無二怵惕一焉、文事勝矣、是故大國慙愧、小國附協、唯能用二管夷吾、甯戚、隰朋、賓胥無、鮑叔牙之屬一、而伯功立、

此の節は、桓公霸業の成就と之れを輔けたる臣下とを記す、

桓公政敎大に成りて後、甲や冑や盾やを置きて用ひず、刀や劍や矛や戟や矢やを藏めて出さず、朝服して以て黃河を渡り、晉の亂を平げておそるゝ所なく、大に文事の政を擧げ示せり、是の故に大國の諸侯は慙愧して武斷の事をなさず、小國の諸侯は附從して和協し、天下太平なりき、桓公はたゞ能く管夷吾を始め甯戚、隰朋、賓胥無、鮑叔牙の屬を用ひてこの霸功を立てたるなり、

〔定三三革一〕定は奠なり、オクと訓む、おきて用ひざること、三革は甲と冑と盾となり、〔隱二五兵一〕隱は藏なり、五兵は刀と劍と矛と戟と矢となり、〔朝服〕入朝の服にて武裝せざるなり、〔濟レ河〕黃河をわたりて晉の亂を定め惠公をたつること、前節の反二胙於絳一をい

とは空しくして來るをいふ、幣物少なきよりいふ、槖は槖に通ず、囊なり、〔梱載而歸〕梱は滿なり、賜ふ所のお土產物多きより滿載して歸るといふ、〔拘〕引なり、引きとむること、〔許二桓公一〕許は盟約聽許すること、

桓公知天下諸侯多與己也、故又大施忠焉、可爲動者爲之動、可爲謀者爲之謀、軍譚遂而不有也、諸侯稱寬焉、通齊國之魚鹽於東萊、使關市幾而不征、以爲諸侯利、諸侯稱廣焉、築葵茲晏負夏領釜丘、以禦戎翟之地、所以禁暴於諸侯也、築五鹿中牟蓋與牡丘、以衞諸夏之地、所以示權於中國也、

此の節は、桓公が己をすてゝ諸侯の利をはかり、戎狄を防ぎて漢土の安寧を保てることを記す、前節の覆說なり、

桓公天下の諸侯の多く己に從ふを知るや、又大に忠信を施せり、諸侯の爲に動くべきものには之れが爲に動きて救濟し、諸侯の爲に謀るべきものには之れが爲に謀りて其の禍をゆるくせり、譚遂の二國無禮にして命をきかず、桓公乃ち之れを滅し、其の地を分ちて諸侯に與へ、自ら之れを有たず、此れに由りて諸侯は桓公を寬惠と稱せり、又齊國の魚と鹽とを東萊より諸國に通じ、魚鹽を求むる爲に齊に來るものに對しては、關所市場の役をして其の異服異言を觀察する丈にて稅金をとらざらしめて、以て諸侯の利益をはかることをなせり、此れに由りて諸侯は桓公の施惠の廣きを稱せり、又桓公が葵茲、晏負、夏領、釜丘に城塞を築きて戎翟の地を禦ぎたるは、其の諸侯に侵暴し來るを禁遏する所以なり、又五鹿、中牟、蓋與、牡丘の四城塞を築きて以て諸夏の地を衞りたるは、威權を中國の諸侯に示す所以なりき、

〔軍二譚遂一而不レ有〕軍は軍を以て之を滅すこと、譚遂

君懿公を殺して遂に衞の都に入る、衞人出で丶走る、宋の桓公之れを河に逆へ衞の餘民を以て公孫申を立て丶戴公と爲し、以て曹邑に寄寓せしむるをいふ、廬は寄寓なり、曹は衞の邑名、今の所在地を缺く、〔楚丘〕衞の地、今河南省衞輝府滑縣の東六十里にあり、〔散〕失亡なり、〔育〕養ふなり、〔繫馬〕閑内につなぎたる良馬なり、〔若二市人一〕從レ之者如レ歸レ市の意なり、

桓公知諸侯之歸己也、故使輕其幣而重其禮、故天下諸侯罷馬以爲幣、縷綦以爲奉、鹿皮四个、諸侯之使、垂橐而入、稛載而歸、故拘之以利、結之以信、示之以武、故天下小國諸侯既許桓公、莫之背、就其利而信其仁、畏其武、

此の節は、桓公が諸侯に利を與へ仁を施し武を示して之れを懷柔して背くなからしめしことを記す、

桓公諸侯の己に歸服するをしる、故に其の己に貢する贄幣を輕くして、己が其の使賓に酬うるの禮を重くせしむ、故に天下の諸侯は罷馬を以て幣となし、縷綦を以て玉しきとなし、鹿皮四皮を貢するのみ、されば諸侯の使者は齊に入るときは囊を空しくして來り、國に歸るときは贈り物を滿載してかへれり、かく桓公は天下の諸侯をひくに利を以てし、諸侯の心を結ぶに信義を以てし、諸侯に示すに武力を以てせり、故に天下の小國の諸侯は既に桓公の盟約を聽許して敢て背くことなく、其の與へらるゝ利に就きて、其の深き仁惠を信じ、其の武力を畏れぬ、

〔輕二其幣一〕其の齊に貢する贄幣を輕小にすること、〔重二其禮一〕貢物を持ち來りたる諸侯の使賓に酬うる禮を丁重にすること、〔罷馬〕使用に堪へざる馬なり、〔縷綦以爲レ奉〕普通のいとすぢにて織りたる模樣ある布にて、生絲を用ひざるもの、奉は藉なり、玉をしくもの、貢幣するときには圭玉をもちゆく禮なれば藉を用ふるなり、〔四个〕个は枚なり、〔垂レ橐而入〕垂

桓公築二夷儀一以封レ之、男女不レ淫、牛馬選具、翟人攻レ衞、衞人出二廬於曹一、桓公城二楚丘一以封レ之、其畜散而無レ育、桓公與二之繫馬三百一、天下諸侯稱レ仁焉、於レ是天下諸侯知二桓公之爲レ己動一、是故諸侯歸レ之、譬若二市人一、

此の節は、桓公諸侯を助けて其の國を存し諸侯其の仁に心服せることを記す、

桓公は天下の諸侯のことを憂へたり、魯に夫人慶父の亂ありて二君殺されて死し、國絶えて後世嗣なかりしかば、桓公は卿の高子をして魯にやり僖公を立てゝ魯の國を存せさせたり、又翟人邢を攻めしかば、桓公は夷儀に城邑を築きて邢を移封せり、よりて邢は翟人に男女を淫姦奪略せらることなく、牛馬の數も充分にありて苦しむことなかりき、又翟人衞を攻む、衞人出奔して曹に寄寓せり、桓公よりて楚丘に城邑を築きて之れを移封せり、されど衞の畜類は失亡して養ふものなかりしかば、桓公は之れに繫馬三百匹を與へたり、天下の諸侯は桓公の處置を仁と稱して感服せり、是に於て天下の諸侯は桓公の己が爲に動きて救ひ毫も私意なきを知れり、是れ故に諸侯の之れに歸服すること譬へば市場に歸する人の如くなりき、

〔魯有二夫人慶父之亂一二君殺死〕夫人は魯の莊公の夫人哀姜なり、慶父は莊公の弟共仲なり、哀姜に通ず、哀姜之れを立てゝ君となさんと欲す、莊公薨ずるや慶父太子般を殺し、又閔公（莊公の子般の弟）を殺す、二君とは卽ち般と閔公となり、〔使二高子存一レ之〕高子は齊の卿高傒なり、高傒魯にゆき其の卿季友とはかり、莊公の少子申を迎へて君となす、之れを僖公となす、〔邢〕姫姓の國、周公の後なり、〔夷儀〕邢の邑、今直隷省順德府邢臺縣の西に其の故城あり、〔不レ淫〕淫は淫略なり姦淫奪略をいふ、〔選具〕選は數なり、數具とは數が充分に具はり奪略せらるゝことなかりきをいふ、〔翟人攻レ衞、衞人出二廬於曹一〕翟人衞を攻め其の

桓公よりて恐懼し、出でゝ使客を見て曰く、天威甚近し、小白余敢て天子の命じて汝堂を下り拜する勿れと曰はるゝを承けがひて行へば、忽ち天の譴を得て身必ず顚隊失位し以て天子の恥辱をのこさんことを恐ると、遂に堂下にて拜し、堂に上りて賜を受けたり、その時命ぜられて賜はりたる賞服は、大路と、龍旂九旒と、渠門と、赤旂となりき、諸侯桓公の行を見て忠順を稱し感服せり、

〔葵丘之會〕桓公卽位三十五年の會盟なり、葵丘は宋の地にて今の河南省衞輝府考城縣の東三十里にあり、〔天子〕周の襄王なり、〔宰孔〕大宰の周公なり、〔致レ胙〕致は送なり送賜をいふ、胙は祭肉なり、天子先祖を祭るときは祭肉を臣下に賜ふの禮あり、〔余一人〕天子の自稱、〔有レ事二文武一〕事は祭なり、文武は文王武王なり、〔且〕復なり、マタと訓む、〔卑勞〕卑下してつとむること、〔伯舅〕天子が異姓諸侯の牧伯を呼ぶ稱、〔下拜〕堂を下りて命を拜すること、臣の君に對する禮なり、〔客〕使客なり、宰孔を指す、〔天威不レ違レ顏咫尺〕違は遠なり、咫は八寸なり、天威は我顏前を遠ざからざること八寸一尺の間なりとは、極めて近きをいふ、〔隕越〕失墜に同じ、〔下拜升受〕下は堂を下ること、升は堂を升ること、〔大路〕諸侯朝服の車にて其の服馬に毛牛の尾を金にて塗飾せる樊纓（馬の胸の前につくる飾、むながい）九條あるもの、〔龍旂九旒〕

旂龍 周禮曰交龍爲旂（三禮義疏）

龍を畫きたる九の旒（はたあし）あるはた、〔渠門〕二本の旌旗なり、之れを建てゝ軍門となすより門といふ、〔赤旂〕龍旂の大なるもの、〔順〕忠順なり、

桓公憂ニ天下ノ諸侯一、魯有ニ夫人慶父之亂一、二君殺死、國絕無レ嗣、桓公聞レ之、使ニ高子存一レ之、翟人攻レ邢、

北三十里にあり、〔兵車之屬六〕屬は會なり、兵車之會とは兵を帥ゐての會盟をいふ、六とは六回にて、桓公卽位の五年北杏に、六年鄄に、七年また鄄に、二十七年檉に、三十九年鹹に、四十二年淮に會盟せしをいふ、〔乘車之會三〕乘車之會とは兵を帥ゐずに會したる誓約なり、三とは三回にて、桓公卽位の二十九年陽穀に、三十一年首止に、三十五年葵丘に會盟せしをいふ、〔櫜〕甲を入るゝ櫃、よろひびつ、〔鞬〕兵器（刀戟の類を指す）をいるゝ囊器なり、〔弢〕弓衣なり、弓ぶくろ、〔服〕矢服なり、えびら、〔隱〕去なり、かくし去ること、

葵丘之會、天子使宰孔致胙於桓公曰、余一人之命、有事文武、使孔致胙、且有後命、曰、以爾自卑勞、實謂爾伯舅無下拜、桓公召管子而謀、管子對曰、爲君不君、爲臣不臣、亂之本也、桓公懼出見客曰、天威不違顏咫尺、小白余敢承天子之命曰爾無下拜、恐隕越於下、以爲天子羞、遂下拜升受命、賞服大路龍旂渠門赤旂、諸侯稱順焉、

此の節は、葵丘の會に桓公天子の優命を辭して臣節を全うし、諸侯の威稱を得しことを記す、

葵丘の會盟に、天子は宰孔をして祭肉を桓公に送賜せしめて曰く、余一人汝に命ず、余文王武王を祭るあり、よりて宰孔をして其の祭肉を送賜せしむと、また後命あり、曰く、余は汝の余の命に對し自ら卑下してつとむるを以て汝を勞するをいたむ、實に汝伯舅に堂を下りて余が賜を拜する勿れと謂ふと、宰孔來りて命を致す、桓公管子を召して謀る、管子對へて曰く、君と爲りて君たるの務をつくさず、臣となりて臣たるの務をつくさゞるは騷亂の本なり、天子の命ありと雖それにあまえて臣たる務を缺くべけんやと、

に亡びて齊に入りしものなり、紀は今山東省青州府壽光縣の東南、鄰は同府臨淄縣の東にあり、〔革車八百乘〕兵車八百乘なり、齊の軍制にては前章に述べたるが如く車一乘に卒五十人屬するを以て、八百乘にては卒四萬人となる、しかるに前に管子は君有ニ此三萬人ニ以方ニ行於天下ーといへり、されば八百は六百の誤にあらずやといふ說あり、〔萊〕國の名、今山東省登州府黃縣の東南に其の故城あり、〔莒〕魯語に出づ、〔徐夷〕國の名、夷族なるを以て徐夷といふ、今安徽省泗州の北八十里に其の故城あり、〔帥服〕從服に同じ、〔三十一國〕其の名詳ならず、〔濟レ汝〕濟は渡なり、ワタルと訓む、汝は川の名、〔方城〕楚の北方にある險塞の名、〔望ニ汶山一〕望は遠方より望み祭ること、汶山は楚にあり、一に岷山といふ、〔山戎〕又北戎といふ、今直隸省永平府の境によりし戎狄なり、〔制〕擊なり、ウツと訓む、〔令支〕一に離枝に作る、國の名、今の所在地を缺く、〔斬〕伐なり、ウツと訓む、〔孤竹〕國の名、今の所在地を缺く、〔海濱〕渤海のほとりなり、〔飾レ牲〕いけにへを陳ぬること、〔載〕盟約の書をいふ、〔勠〕并なり、アハスと訓む、〔攘〕郤なり、うち郤くること、

〔白翟〕赤翟なり、周語中を見よ、〔泭〕桴の小なるもの、いかだ、〔桴〕いかだなり、〔石抗〕晉の地名、今の所在地を缺く、〔縣レ車〕車を鉤にかけて引あげゆくこと、〔束レ馬〕馬を結束してつれゆくこと、〔太行〕山の名、今の河南省にあり、〔辟耳〕山の名、亦今の河南省にあり、〔拘夏〕辟耳山中の谿の名、〔汖沙西吳〕汖は流の古字、流沙、西吳は二國の名、今の所在地を缺く、〔城レ周〕周の王城を築くこと、周の襄王の庶弟子帶亂を作し戎狄と襄王を伐ち、其の宮城の東門を焚く、桓公仲孫湫をして諸侯を徵して周をまもらしめ、之れに城きて王を奉ぜり、〔反ニ胙於絳一〕胙は位なり絳は晉の都にて今の山西省絳州縣なり、一句の意は、晉侯を位に卽かせ之れを絳の都に反へして居らしめたるをいふ、初め晉の獻公薨じて國亂れ、公子奚齊卓子死す、諸公子あれども他國に流寓して國に在らず、晉に侯位を缺くに至れり、桓侯師を帥ゐて之れを討じ大夫隰朋をして晉の公子夷吾を迎へ立てゝ君となし、絳に反りて國を治めしめたり、〔嶽濱〕嶽は北嶽にて恆山（一に常山に作る）なり、今の山西省にあり、濱は傍近なり、〔陽穀〕地名、今の山東省兗州府陽穀縣の東

不解翳、弢無弓、服無矢、隱武事、行文道、帥諸侯而朝天子、

此の節は、桓公が諸侯を糾正して天子に朝せることを記す、

桓公四鄰の諸侯を柔撫し四鄰の諸侯大に親しむ、既に侵略せる土地を反へし國境を正しくせり、卽ち其の地南は餉陰に至り、西は濟水に至り、北は黄河に至り、東は紀酅に至る、兵車凡そ八百乘あり、是に於て天下の甚淫亂なる諸侯を擇びて先づ之れを征せんとす、位に卽きて數年東南に淫亂なる諸侯多くあるを見る、卽ち萊、莒、徐夷、吳、越の諸國なり、桓公乃ち出征し、一戰して此れ等の諸國凡そ三十一國を從服し、遂に南征して楚國を伐ち、汝水をわたり、方城の險を踰え汶山を望祭し、楚をして絲を周室に貢せしむる盟を結びて反へり、是に於て荊州地方の諸侯來り服せざるものなし、此れより遂に北に進みて山戎を伐ち、令支を擊ち、孤竹を伐ちて南に歸れり、是に於て渤海の濱に國せる諸侯來り服せざるものなし、乃ち此れ等來服の諸侯と、牲を陳ね盟約の書を爲り以て上下のもろ〳〵の神に約し誓ひ、之れと力をあはせ心を同じくして不逞の諸侯の征討に從へり、乃ち更に西征して白翟の地を奪ひ、進みて西河に至り、舟をならべ桴を設け、之れにのりて黄河をわたり、石抗に至り、兵車を懸鉤し、軍馬を結束して太行山の險と辟耳山の拘夏溪とを踰えて、西の方流沙、西吳の地を服し、南の方周の王城を築きて王を安んじ、絳の都に晉侯を反へして位に卽かしめて其の國を安んぜり、是に於て北嶽のほとりの諸侯みな來り服せざるものなし、かく天下の諸侯來服したるを以て、桓公は大に諸侯を陽穀に會して盟へり、其の會盟は前後九回にて、兵車の會盟六回、乘車の會盟三回をなし、天下の親睦安寧をはかれり、是れより諸侯は甲を鎧櫃より出して用ひず、兵器を翳囊より出して用ひず、弓衣に弓を入れ矢服に矢を入れて用ふることなし、かく武事を去りて行はず、專ら文道の政治を行へり、桓公諸侯の相親睦せるを見る、是に於て諸侯を帥ゐて天子に朝覲し勤王の誠をつくせり、

〔餉陰〕地名、今の所在地を缺く、〔濟〕川の名、〔河〕黄河なり、〔紀酅〕紀は古の紀の國の都、酅は其の邑、共

〔蔽〕蔽は搪蔽なり、海濱は擁ある所に於て陣すること、海陸兩面より挾撃せらるゝ恐あるを以てなり、〔渠弭於レ有レ渚〕渠弭は禆海なり、禆海は小海なり、蓋し湖沼を指していふ、渚は水中の居る可き處卽ち洲なり、蓋し渚には草木あるを以て此れある禆海に陣するときは水草柴薪乏絕の憂なき故なり、〔環山於レ有レ牢〕環は繞なり、繞山は圍繞せる山地なり、牢は牛羊豕の牧畜なり、此の牧畜ある繞山中に陣するは食肉の供給に不足なき故なり、〔臺、原、姑與、漆里〕臺と原と姑與と漆里との四邑なり、今の所在地を缺く、〔柴夫、吠狗〕二邑の名、今の所在地を缺く、

四隣大親、既反侵地、正封疆、地南至於䳒陰、西至於濟、北至於河、東至於紀酅、有革車八百乘、擇天下之甚淫亂者、而先征之、卽位數年、東南多有淫亂者、萊莒徐夷吳越、一戰帥服三十一國、遂南征伐楚濟汝、踰方城望汶山、使貢絲於周而反、荊州諸侯莫不來服、遂北伐山戎、刜令支斬孤竹而南歸、海濱諸侯莫不來服、與諸侯飾牲爲載、以約誓於上下庶神、與諸侯勠力同心、西征攘白翟之地、至於西河、方舟設泭、乘桴濟河、至於石抗、縣車束馬、踰太行與辟耳之谿拘夏、西服流沙西吳、南城於周、反胙於絳、嶽濱諸侯莫不來服、而大朝諸侯於陽穀、兵車之屬六、乘車之會三、諸侯甲不解纍、兵

て草をとるもの、〔斤〕鉏に似て小なり、一種の耕具、〔欘〕鋤の大なるもの、

桓公曰、吾欲南伐、何主、管子對曰、以魯爲主、侵其侵地堂潛、使海於有蔽、渠弭於有渚、環山於有牢、桓公曰、吾欲西伐、何主、管子對曰、以衞爲主、反其侵地臺、原、姑與、漆里、使海於有蔽、渠弭於有渚、環山於有牢、桓公曰、吾欲北伐、何主、管子對曰以燕爲主、反其侵地柴夫、吠狗、使海於有蔽、渠弭於有渚、環山於有牢、

此の節は、桓公四方を征伐するとき其の主として賴るべき諸侯を問ひ、管子之れに對ふることを記す、

桓公曰く、吾南方の放肆なる諸侯を伐たんと欲す、何れの國を主人として我軍用を供せしめんと、管子對へて曰く、魯を以て主人となし、其侵略せる地堂潛の二邑を反し、我軍をして其の國の海濱は擁蔽ある所に於て、禆海は渚ある所に於て、山は牧畜ある所に於て陣すを得しめよと、桓公曰く、吾西方の放肆なる諸侯を伐たんと欲す、何れの國を主人として軍用を供せしめんと、管子對へて曰く、衞を以て主人となし、其の侵略せる地臺、原、姑與、漆里の四邑を反へし、我軍をして其の國の海濱は擁蔽ある所に於て、禆海は渚ある所に於て、山は牧畜ある所に於て陣するを得しめよと、桓公曰く、吾北方の放肆なる諸侯を伐たんと欲す、何れの國を主人として軍用を供せしめんと、管子對へて曰く、燕を以て主人となし、其の侵略せる地柴夫、吠狗の二邑を反へし、我軍をして其の國の海濱は擁蔽ある所に於て、禆海は渚ある所に於て、山は牧畜ある所に於て陣するを得しめよと、

〔何主〕何れの國を主人（即ち軍隊駐屯の根據地）として軍用を供せしめんといふこと、〔侵地〕侵は侵に同じ、侵略なり、〔堂潛〕二邑の名、堂は今山東省濟寧州魚臺縣、潛は今山東省兗州府西南境にあり、〔海於有

くなし、ひそかに之れを充足するには如何せば可なるかと、管子對へて曰く、罪過處分の法を輕くし、甲兵を出して之れを贖ふを得せしむるやうになせと、桓公曰く、之れを爲す法如何と、管子對へて曰く、命令して、重罪のものは其の罪を贖ふに犀皮の甲と車戟一本とを以てせしめ、輕罪のものは其の罪を贖ふに鞼盾と車戟一本とを以てせしめ、小罪のものは讁責して課するに三十斤の金を以てし、疑しき罪のものは其の首犯者と從犯者とを分ち、首犯者には其の罪を贖ふに十五斤の金を出ださしめ、從犯者は放免し、訴訟して裁判を求むるものは、原被兩告をたびたび詰問して其の答を觀察し、一度發したる辭は移し易ふることを許さず、判決成るときは、其の曲れるもの卽ち惡しき方に對して一束の矢を入れて其の罪を贖はしむべし、而して其の罪を贖ふ爲に納めたる金の中、よき金は之れを鑄て劍戟をつくり、之れを狗馬に試みて其の鋭利なるか否かを見、わるき金は之れを鑄て鉏夷斤欘をつくり、之れを土壤に試みて其の堅きか脆きかを見て、納金の質あしきものは復罰則して善き金を出ださしむるやうになすべしと、公

乃ち之れを實行せり、是に於て甲兵大に充足せり、〔輕レ過〕罪過の處分を輕くすること、〔移ニ諸甲兵一〕甲兵を出して其の罪を贖ふやうにせよとなり、〔重罪〕死刑なり、〔犀甲〕犀の皮の甲なり、〔一戟〕戟一本なり、此の戟は車戟（車上にたつる戟）をいふ、〔輕罪〕鼻

戟　（三禮圖）

きり、足きりなどの刑をいふ、〔鞼盾〕革にぬひを施してつくりたるたてなり、〔小罪〕禁錮拘留位の極めてかろき罪をいふ、〔以レ金〕金は鈞と通ず、三十斤の金をいふ、〔分ニ宥閒罪一〕閒は疑なり、一句の意は、疑しき罪の者は首犯者と從犯者とを分ち、首犯者には十五斤の金を出して罪を贖はしめ、從犯者は放免するとなり、〔索レ訟者〕訴訟して裁判をもとむるもの、〔三禁〕たびたび詰問すること、〔不レ可ニ上下一〕詰問に答へたる辭は移し易ふ（卽ち打消して言ひかへる）べからざること、〔坐成〕判決きまること、〔束矢〕一束の矢なり、〔美金〕よき金なり、〔鉏〕鋤なり、〔夷〕鉏の類に

正定し、鄰國より資財を受くることなく、而して吾よりは禮物の皮幣を重くして以てしば〳〵諸侯を聘問し、以て四鄰の諸侯を安心させば、則ち四鄰の國は我を親まん、又別に遊説の士八十人を設け、之れにあてがふに車馬衣裘を以てし、其の財幣を豐にして四方に周遊せしめ、以て天下の賢士を召來し、又人をして皮幣玩好の品をもち之れを四方にひさがしめ、以て其の各國の上下の好む所をみて、其の奢儉を察し、其の最も奢りて淫亂なる國を擇びて先づ之れを征せよと、

〔審吾疆場〕審は審査すること、疆場は境界なり、蓋し本國と侵地と相まじはりて其の境界明ならざるを以て、審査の必要あるなり、〔侵地〕侵略せる土地なり、〔封疆〕封は土を積みあぐること、疆は境なり、境界は土を積みあげてなす、ゆゑに封疆といふ、〔皮幣〕皮と幣帛となり、〔驟〕數なり、シバ〳〵と訓む、〔聘頫〕使者の多人數にて聘問するを頫といひ、少數にて聘問するを聘といふ、しかしこゝにては二字にて聘問の意に見て可なり、〔游士〕游説の士なり、〔奉之〕奉はあてがふこと、〔資幣〕資財幣帛なり、〔號召〕呼び召くこと、召來すること、〔玩好〕玩好の品なり、

桓公問曰、夫軍令則寄諸內政矣、齊國寡甲兵、爲之若何、管子對曰、輕過移諸甲兵、桓公曰、爲之若何、管子對曰、制、重罪贖以犀甲一戟、輕罪贖以鞼盾一戟、小罪讁以金分、宥間罪、索訟者三禁而不可上下、坐成以束矢、美金以鑄劍戟、試諸狗馬、惡金以鑄鉏夷斤欘、試諸壤土、甲兵大足、

此の節は、桓公甲兵充足の法を問ひ、管子其の法を對へ實施して甲兵大に充足するに至りしことを記す、

桓公又問うて曰く、夫れ軍事上の命令は之れを國政に託してひそかに擴張せり、されど我齊國は甲兵す

も善行あれば直に舉用するを得べく、匹夫も不善の行あらば誅戮するを得べし、郊外の政既に成り民一致す、是れを以て入りて國を守れば則ち固く安かに、出でゝ以て征伐すれば則ち彊盛なり、

〔譴〕譴責なり、〔宥〕寛なり、ユルスと訓む、〔有司已於事而竣〕この句三出の理由は第二章にとく、

〇以上第四章、屬大夫以下公命をかしこみて鄙（即ち郊外）を治め郊内と同じく富强になりし物語なり、

桓公曰、吾欲從事於諸侯、其可乎、管子對曰、未可、鄰國未吾親也、君若欲從事於天下諸侯、則親鄰國、桓公曰若何、管子對曰、審吾疆場、而反其侵地、正其封疆、無受其貲、而重爲之皮幣、以驟聘頫於諸侯、以安四鄰、則四鄰之國親我矣、爲游士八十人、奉之以車馬衣裘、多其資幣、使周游於四方、以號召天下之賢士、皮幣玩好使人鬻之四方、以監其上之所好、擇其淫亂者先征之、

此の節は、國內の政とゝのひたるを以て桓公霸業に從はんとして管子に問ひ、管子四鄰の諸侯未だ親しまざるを以て其の不可なるを說き、先づ四鄰の諸侯と親しむ法を對ふることを記す、

桓公曰く、國內の政既にとゝのへり、吾諸侯を征伐して霸業に從事せんと欲す、其れ可ならんかと、管子對へて曰く、未だ可ならず、何となれば鄰國の諸侯未だ吾を親しまざるなり、故に君若し天下の諸侯を治め霸業に從事せんと欲せば、則ち先づ鄰國の諸侯を親しめと、桓公曰く、鄰國の諸侯と親しむには如何せば可なるかと、管子對へて曰く、吾が國の境界を審査して、侵略せる鄰國の地を反へし、以て鄰國との境界を

脩レ邑、邑退而脩レ家、是故匹夫有レ善、可二得而擧一也、匹夫有二不善一、可二得而誅一也、政既成、以守則固、以征則彊、

正月の朝見に、五屬の大夫は各〻其の管内の政を奏上せり、桓公是の中にて治績すくなきものを擇びて之れを譴責して曰く、土地を分ち定め民を分つこと同じきに、何故汝のみ獨り治績すくなきや、敎善からざれば則ち政治まらざるなり、此の如きこと一二度は之れを赦るさんも、三度あれば則ち赦さずと、桓公又親ら之れに問うて曰く、子の屬に於て、平生義をなし學を好み、父母に慈愛孝行に、聰敏にうまれつき仁惠にして、其の名郷里に聞ゆるものありや、あらば則ち以て告げよ、有りて以て告げざる之れを明德の人を蔽ひかくすものといふ、かゝるものは、其の罪五刑に處すと、屬大夫乃ち命を奉じ己が職事を終へて退朝す、桓公又之れに問うて曰く、子の屬に於て、大勇にして膂力衆に秀で出づるものありや、あらば則ち以て告げよ、有りて以て告げざる之れを賢材の人を蔽ひかくすといふ、かゝるものは其の罪五刑に處すと、屬大夫命を奉じ己が職事を終へて退朝す、桓公又之れに問うて曰く、子の屬に於て父母に慈愛孝行ならず、郷里の長幼に對して長弟の道をつくさず、驕慢輕躁淫亂暴惡にして君長の令を用ひざるものありや、あらば則ち以て告げよ、ありて以て告げざる之れを罪人を仲間にして之れを掩ひかくすものといふ、かゝるものは其の罪五刑に處すと、屬大夫乃ち命を奉じ己が職事を終へて退朝す、五屬の大夫は公命に接し是に於て各〻退朝して其の屬を脩めとゝのふ、卽ち一屬の大夫は朝より退きて、其の所管の縣を脩めとゝのへ、縣長は屬大夫の命を奉じ屬の役所より退きて其の所管の郷を脩めとゝのへ、郷長は縣長の命を奉じ縣の役所より退きて、其の所管の卒を脩めとゝのへ、卒長は郷長の命を奉じ郷の役所より退きて、其の所管の邑を脩めとゝのへ、邑司は卒長の命を奉じ卒の役所より退きて、其の所管の家を脩めとゝのふ、かく上は屬大夫より下は邑司に至るまで、民の敎化につとむるを以て民皆善に趨く、是の故に、匹夫

聽斷し、以て公平ならしむべしと、桓公乃ち之れを實施し、其の各官長を召し戒めて曰く、各〻汝の所管の地を保んじ治めて淫逸怠惰にして政治を聽斷せざることあるなかれと、

〔卒帥〕帥は長なり、郷帥縣帥の長も同じ、〔五正〕正は長なり、五正は蓋し五大夫の上に位し、五大夫の治を監督する官なり、〔牧政〕牧は屬大夫をいふ、〔下政〕下は縣帥を指す、〔爾所〕所は所管の地なり、

○以上第三章、桓公管子にきゝて鄙を分ち定めて民を安んじたる物語なり、

正月之朝、五屬大夫復事、桓公擇是寡功者讁之曰、制地分民如一、何故獨寡功、敎不善則政不治、一再則宥、三則不赦、桓公又親問之曰、於子之屬、有居處爲義好學、慈孝於父母、聽慧質仁、發聞於郷里者、有則以告、有而不以告、謂之蔽明、其罪五、有司已於事而竣、桓公又問焉曰、於子之屬、有拳勇股肱之力秀出於衆者、有則以告、有而不以告、謂之蔽賢、其罪五、有司已於事而竣、桓公又問焉曰、於子之屬、有不慈孝於父母、不長弟於郷里、驕躁淫暴不用上令者、有則以告、有不以告、謂之下比、其罪五、有司已於事而竣、五屬大夫於是退而脩屬、屬退而脩縣、縣退而脩郷、郷退而脩卒、卒退而

ひて使役せざれば、則ち百姓は富むなり、犧牲の用として牛羊を民より奪取せざれば、則ち牛羊生長して民肉に飢ゑざるなりと、

〔伍鄙〕鄙は五分す、故に伍鄙といふ、第一章を見よ、〔相レ地〕相は視なり、土地の美惡及其産物を視ること、〔衰レ征〕衰は差なり、差別すること、征は税なり、〔政不レ旅レ舊〕政は徭役をいふ、旅は衆なり、若き民衆をいふ、舊は老人なり、旅レ舊とは老人を若き民衆の如くに使役すること、〔偸〕苟且なり、かりそめ、〔致二其時一〕時を定めて伐採獵漁を許すこと、〔不レ苟〕苟も得んとせざること、〔陵阜〕陵は高平の地、くが、陵はをか、阜は大なるをか、〔墐〕田間中の溝上の道、あぜみち、〔井〕井田なり、一里四方の田地の稱、〔田〕穀物をつくるはたけ、〔疇〕麻をつくるはたけ、〔均〕平なり、公平なること、〔憾〕恨なり、ウラムと訓む、〔略〕奪ひとること、〔遂〕長なり、生長すること、

桓公曰、定二民之居一若何、管子對曰、制レ鄙、三十家爲レ邑、邑有レ司、十邑爲レ卒、卒有二卒帥一、十卒爲レ鄕、鄕有二鄕帥一、三鄕爲レ縣、縣有二縣帥一、十縣爲レ屬、屬有二大夫一、五屬、故立二五大夫一、各使レ治二一屬一焉、立二五正一各使レ聽二一屬一焉、是故正之政、聽レ屬、牧政聽レ縣、下政聽レ鄕、桓公曰、各保二治爾所一、無二或淫怠一、不レ聽レ治者、

此の節は桓公伍鄙分制の法を問ひ、管子之れに對へて公實施して其の長を戒飭することを記す、

桓公曰く、伍鄙の民の居住地を定むるの法如何と、管子對へて曰く、鄙を分ち定むるには三十家を邑となす、邑に司あり、十邑を卒となす、卒に卒長あり、十卒を鄕となす、鄕に鄕長あり、三鄕を縣と爲す、縣に縣長あり、十縣を屬となす、屬に大夫あり、之れを治む、すべて五屬なり、故に五大夫を立てゝ各〻其の一屬を治めしめ、五正を立てゝ各〻其の一屬の政治を聽斷せしむ、是の故に正の政は屬大夫の治を聽斷し、屬大夫の政は縣長の治を聽斷し、縣長の政は鄕長の治を

し、政既に成就して、郷里に於ては長幼の序正しくして、幼者は長者をしのがず、役所に於ては賢不肖其れ相當の位に居り、不肖者にして賢者の位を犯して上ることなし、行なき士は斥けられて伍中に入ることなく、行なき女は斥けられて夫なし、夫れ是の故に民は皆勉めて善を爲せり、人々其の善を鄕に爲さんよりは善を里になすにしかず、其の善を里になさんよりは善を家に爲すに如かずといふ風に、己が最も直接の居住地に於て善をなし以て其の居住地をよくし之れを他に及ぼさんとせり、是の故に士の志向遠大にして敢て一朝の便利を冀ふものなく皆終歲の計を立つるあり、否敢て終歲の幸福の議を思ふものなく皆終身の功を立つるあるに至れり、

〔郷不レ越レ長〕越は陵ぎ犯すこと、〔朝不レ越レ爵〕朝は役所爵は位なり、〔罷士〕行なきを罷といふ、〔無レ家〕夫を家と稱す、

○以上第二章、桓公率先して自ら率ゐる所の五鄕を風化し、高國二卿亦公命を奉戴して其の管理する所の五鄕を感化せる物語なり、

桓公曰、伍鄙若何、管子對曰、相レ地而衰レ征、則民不レ移、政不レ旅レ舊、則民不レ偷、山澤各致二其時一、則民不レ苟、陵阜陵墐井田疇均、則民不レ憾、無レ奪二民時一、則百姓富、犧牲不レ略、則牛羊遂、

此の節は桓公伍鄙を治むる法を問ひ、管子之れに對ふることを記す、

桓公曰く、國郊内の政は既にとゝのへり、此れより郊外の政に及ばん、先づ伍鄙を治むる法は如何と、管子對へて曰く、土地の美惡と其の産物とを視て、其の租税を差別するときは、則ち民其の地に安居して移らざるなり、徭役の政は若き民衆の如く老者を使役せざるときは、則ち民其の上に對してつとめを苟且にせざるなり、山澤の政各、其のときを定めて伐採獵漁を許すときは、則ち民は禁を犯して苟も得んとせざるなり、くがをかあぜみち田穀畑麻畑の分配公平なれば、則ち民は恨みざるなり、民の耕作の時節を奪

こと、〔訾相〕訾は量ること、相は視ること、〔比成〕比は輔なり、〔立而授之〕大官の位に任じて之れに國事を授くること、〔設之〕問を假設すること、〔不疚〕疚はやみくるしむこと、不疚とはやみくるしむ所なく應對計策するをいふ、〔大厲〕厲は惡なり、過惡をいふ、〔贊〕輔佐なり、〔三選〕鄕大夫の推選と、長官の推選と、君の訾相とをいふ、

國子高子退修鄕、鄕退而修連、連退而修里、里退而修軌、軌退而修伍、伍退而修家、是故匹夫有善可得而擧也、匹夫有不善可得而誅也、政既成、鄕不越長、朝不越爵、罷士無伍、罷女無家、夫是故民皆勉爲善、與其爲善於鄕也、不如爲善於里、與其爲善於里也、不如爲善於家、是故士莫敢言一朝之便、皆有終歲之計、莫敢以終歲之議、皆有終身之功、

此の節は、國高二卿以下皆公の命を奉じてよく其の官を修め民皆善良に赴きたることを記す、

國子高子も亦公の命を奉戴し、朝より退きて其の管する所の五鄕を修めとゝのふ、鄕長は二卿の命を奉じ五鄕の府より退きて其の管する所の十連を修めとゝのへ、連長は鄕長の命を奉じ鄕の役所より退きて四里を修めとゝのへ、里長は連長の命を奉じ連の役所より退きて十軌を修めとゝのへ、軌長は里長の命を奉じ里の役所より退きて五家を修めとゝのへ、伍家の人々は軌長の命を奉じ軌の役所より退きて其の家を修めとゝのふ、是く上は五鄕の長より下は一家の主に至る迄、身を修め人を治むるに汲々たるを以ての故に、匹夫も善行あれば直に之れを擧用するを得べく、匹夫も不善の行あれば直に誅戮するを得べ

功休德、惟愼端愨以待時使民、以勸綏謗言、足以補官之不善政、桓公召而與之語、訾相其質、足以比成事、誠可立而授之、設之以國家之患而不疚、退問其鄕以觀其所能而無大厲、升以爲上卿之贊、謂之三選、

此の節は、桓公が賢士三選の法を記す、

是の故に鄕大夫は退きて德を修め賢才明德の士を進むれば、桓公は親ら其のすゝめられたる士を見、官を授けて之れを使役し、其の長官をして一年目に其の新なる屬官の功績を書し以て告げ、且つ其の秀出のものを選ばしむ、長官其の新なる屬官の賢才の者を選び、之れを君に白して曰く、臣の部下に人あり、我が官職に居て功績あり且つ美德なり、惟れ愼み正直にして以て適當の時を以て民を使役し、無理をなし民を苦しめず、以て民を勸め導きて上を謗るの言をして起るなからしむ、此の人や以て官の不善なる政を補うて美しく盛ならしむるに足れりと、桓公乃ち其の推薦せられたる新しき屬官を召して之れと語り、其の性質を量り視、以て其の才國事を輔け成すに足り、誠に大官に任じて之れに國事を執らすに足るべく、之に國家の大患を假設し其の處置を問ひて、應對計策毫も困しまず、退きて其の鄕里の人々に其のものゝ(推薦せられたるもの)の所能を聞きて觀察し、既往に於て大なる過惡なければ、此に始めて位官を升せて上卿の補佐となす、之れを士を拔擢任用する三選の法といふ、蓋し管子の公にすゝめて公の用ひし所なり、

〔役レ官〕官を授けて使役すること、〔官長〕長官なり、〔期〕一年なり、〔伐〕功なり、〔其官之賢者〕官は屬官なり、〔休德〕休は美なり、〔端愨〕正直なり、〔待レ時使レ民〕適當の時をまちて民を使役すること、民を無理に使はぬと、〔以勸綏ニ謗言〕綏は止なり、トヾムと訓む、一句の意は民を勸め導き民をして上の敎に服化し上を謗るの言を止むる

此の節は桓公郷長に其の郷の賢者を進むべく、進めざるものは五刑に處すことを命ずることを記す、

正月の朝見のときに、郷大夫は其の郷の政事を白うせり、桓公親ら之れに問うて曰く、子の郷に於て平生學を好み、父母に慈愛孝行に、聰敏にうまれつき仁惠にして、其の名郷里の中に聞ゆるものありや、あらば則ち以て告げよ、ありて以て告げざる之れを明德の人を蔽ひかくすといふ、かゝるものは其の罪五刑に處すと、郷大夫は乃ち命を奉じ己が職事を終へて退朝す、公又郷大夫に問うて曰く、子の郷に於て大勇にして膂力衆に秀で出づる者ありや、あらば則ち以て告げよ、ありて以て告げざる之れを賢才の人を蔽ひかくすといふ、かゝるものは其の罪五刑に處すと、郷大夫乃ち命を奉じ己が職事を終へて退朝す、桓公又郷大夫に問うて曰く、子の郷に於て父母に慈愛孝行ならず、郷里の長幼に對して長弟の道をつくさず、驕慢輕躁淫亂暴惡にして君長の命を用ひざるものありや、あらば則ち以て告げよ、ありて以て告げざる之れを罪人と仲間にして之れを掩ひかくすものといふ、かゝるものは其ゝ罪五刑に處すと、郷大夫乃ち命を奉じ己が職事を終へて退朝す、

〔正月之朝〕正月の朝見の日なり、〔郷長〕郷大夫なり、〔復レ事〕復は白なり、マウスと訓む、〔居處〕平生なり、〔質仁〕質は性質なり、仁は仁惠なり、〔發聞〕聞こえわたること、〔蔽レ明〕明は明德の人なり、〔有司已ニ於事一而竣〕此の一句三出すれども、三度已ニ於事一而竣きたるに非ず、文章上公が三問したるを以て三問毎に此の一句を附したるものなり、有司は郷大夫を指す、〔拳勇股肱之力〕拳は手拳なり、股はもゝ、肱は臂なり、一句の意は手足の力卽ち膂力ある大勇の人をいふ、〔蔽レ賢〕賢は賢才の人をいふ、〔長弟〕長上に事ふる道を長といひ、幼者をいつくしむ道を幼といふ、〔下比〕比は仲間なり、下比とは下罪民と仲間になりて之れを擁護すること、

是故郷長還而修レ德進レ賢、桓公親見レ之、遂使レ役レ官、桓公令ニ官長期而書レ伐以告且選、選ニ其官之賢者一而復レ之曰、有レ人居ニ我官一、有

雖能く君に當るものなからんと、
〔內政〕國政なり、〔里有司〕司は之れを掌る有司にて長なり、〔良人〕卿大夫なり、〔小戎〕兵車なり、有司之れに乘り卒五十人之に從ふ、〔獀〕春の獵をいふ、古は獵によりて兵を調練せり、〔振旅〕兵を收めとゝのふこと、〔獮〕秋の獵をいふ、〔治兵〕兵を出だすこと、〔卒伍整於里〕卒伍里共に前述の卒と伍と里とを指す、里は猶里の內連の內といふが如し、〔軍旅整於郊〕軍旅共に前述の軍と里とを指す、郊は郊內鄉を指す、鄉は郊內にあるを以てなり、〔內教〕國政を指す、〔恤〕憂なり、〔疇〕匹なり、タグフと訓む、〔乖〕そむきはなること、〔歡欣〕よろこぶこと、隔なき交をいふ、〔以相死〕死を致して相救ふこと、〔同和〕和脇を同じくすること、即ち和協一致すること、〔同哀〕哀戚を同じくすること、共に死するをいふ、〔方行〕猶横行といふが如し、〔屏〕藩屏なり、〔禦〕當なり、抵抗すること、
○以上第一章桓公管仲を用ひて霸業の基礎を定めたる物語なり、

正月之朝、鄉長復事、君親問焉

曰、於子之鄉、有居處好學、慈孝於父母、聰慧質仁、發聞於鄉里者、有則以告、有不以告、謂之蔽明、其罪五、有司已於事而竣、桓公又問焉曰、於子之鄉、有拳勇股肱之力秀出於衆者、有則以告、有而不以告、謂之蔽賢、其罪五、有司已於事而竣、桓公又問焉曰、於子之鄉、有不慈孝於父母、不長弟於鄉里、驕躁淫暴、不用上令者、有則以告、有而不以告、謂之下比、其罪五、有司已於事而竣、

於て國都の政を定め、其の士の五家を名づけて軌となし、軌に其の中の一人を擇びて長となし、十軌を以て里となし、里に之れを總括する有司を設け、四里を以て連と爲し、連に之れが長を設け、十連を以て鄕と爲し、鄕に鄕大夫あり之れを統ぶ、かく國政上に於て士の組合を組織し、之れを以て直に軍政上の令にあて以て軍を組織す、卽ち五家を軌と爲すを以ての故に、五人を伍隊となして軌長之れを帥ゐる、十軌を里と爲すを以ての故に、五十人を小戎隊となして里長之れを帥ゐる、四里を連と爲すを以ての故に、二百人を卒隊となして連長之れを帥ゐる、十連を鄕と爲すを以ての故に、二千人を旅隊となして鄕大夫之れを帥ゐる、五鄕に一大將あり故に五鄕の士卽ち一萬人を以て一軍と爲し、五鄕の大將之れを帥ゐる、鄕は前述の如く其の數十五なるを以て合して三軍(中軍左軍右軍)なり、中軍は公之れを帥ゐ、左右三軍は國高二鄕之れを帥ゐる、故に中軍の鼓あり、國子軍の鼓あり、高子軍の鼓あり、各、其の軍に令す、かくして春は獀獵して以て兵を收めと〻のふることを練習し、秋は獮旅して兵を出だすことを練習す、是れを實行したるが故に、數月の後は卒伍は里內に於て整頓し、軍旅は郊內に於て整頓せり、國內の政既に成就するや、管子はまた令して他の里郊に遷徙することなく、必ず永住せしめたり、故に卒伍隊の人々は祭祀には其の福を同じくし、死喪には其の憂を同じくし、禍災は之れを共にして相救ふ、かく人は人と相たぐひし、家は家と相たぐひし、代々同じ地に住居し、幼少の頃より同じく游びむつまじくす、故に夜戰のときには同隊の友の聲相聞えて以てそむき離れざるに足り、晝戰のときには目に其の顏を相見て以て其の誰なるかを相識るに足り、其の隔てなき親交は以て死を致して相救ふに足る、かく一隊の士居るときは其の樂を同じくして共にたのしみ、軍に行くときは其の和協一致して相離散せず、死するときは其の哀を同じくして共に死す、全卒伍皆此の如し、是の故に入りて守るときは則共同して固守し、出で〻戰ふときは則ち共同して敵にあたり彊し、軍既にと〻のふ、管子曰く、君此の三萬人の士あらば、以て天下を橫行して以て無道の諸侯を誅戮し、以て周室を安固にして其の藩屛となるを得べし、か〻れば天下の大國の諸侯と

爲之長、十軌爲里、里有司、四里爲連、連爲之長、十連爲鄕、鄕有良人焉、以爲軍令、五家爲軌、故五人爲伍、軌長帥之、十軌爲里、故五十人爲小戎、里有司帥之、四里爲連、故二百人爲卒、連長帥之、十連爲鄕、故二千人爲旅、鄕良人帥之、五鄕一帥、故萬人爲一軍、五鄕之帥帥之、三軍、故有中軍之鼓、有國子之鼓、有高子之鼓、春以蒐振旅、秋以獮治兵、是故卒伍整於里、軍旅整於郊、內教既成、令勿使遷徙、伍之人、祭祀同福、死喪同恤、禍災共之、人與人相疇、家與家相疇、世同居、少同游、故夜戰聲相聞足以不乖、晝戰目相視足以相識、其歡欣足以相死、居同樂、行同和、死同哀、是故守則同固、戰則同彊、君有此士也三萬人、以方行於天下、以誅無道、以屏周室、天下大國之君、莫之能禦也、

此の節は、桓公國政に託して軍政をしく法を問ひ、管子之れに對へ公嘉納して管子實施して效果をあげしことを記す、

桓公曰く、軍令をかくして國政に託す法如何と、管子對へて曰く、國政を行ひ之れに軍令を寄託し、二者相まちて行はれしめんと、桓公曰くよしと、管子是に

きもの、

桓公曰、國安矣、其可乎、管子對曰、未可、君若正卒伍脩甲兵、則大國亦將正卒伍脩甲兵、則難以速得志矣、君有攻伐之器、小國諸侯有守禦之備、則難以速得志矣、君若欲速得志於天下諸侯、則事可以隱令、可以寄政、

此の節は國既に安泰となれるを以て、桓公霸たらんとして、管子に問ひ、管子諸侯の其の志をしるときは防備するを以て、其の未だ可ならざることを說くことを記す、

桓公曰く國家既に安泰なり、霸業に從事して可ならんかと、管子對へて曰く、未だ可ならず、何となれば君軍隊を整頓し甲兵を修理せば、則ち大國の諸侯も亦將に軍隊を整頓し甲兵を修理せんとす、しかるときは則ち以て速に志を遂ぐることを得がたし、又君攻伐の器を整理することあらば、小國の諸侯も亦守禦の備をかたくするあらん、しかるときは則ち以て速に志を果たすことを得がたし、故に君若し速に天下の諸侯を征服して志を果たし得んと欲せば、則ち軍事に關することは其の命令をかくし、之れを國政に託し毫も軍備をなさゞるが如く諸侯に思はしめざるべからずと、

〔卒伍〕兵五人を伍となし百人を卒となす、故に二字にて軍隊の意に見てよし、〔甲兵〕甲はよろひ兵は軍器なり、〔攻伐之器〕卒伍と甲兵とを指す、〔事可以隱令〕事は軍事なり、一句の意は軍事に關する命令は隱して出さぬこと、〔寄政〕國政に寄託すること、軍令を國政の中にくるめ國政として出だすこと、

桓公曰、爲之若何、管子對曰、作內政寄軍令焉、桓公曰、善、管子於是制國、五家爲軌、軌爲之長、十軌爲里、里有司、四里爲連、連

六を覆說するなり、族は猶鄉といふが如し、市は市井にすむもの卽ち商なり、〔三虞〕虞は度なり、川澤の大小と其の生產物とを度り知りて之れが政を掌る官、三虞とは三部の虞官なり、〔三衡〕衡は平なり、山林の政を平にすること、三衡は三部の衡官なり、

桓公曰、吾欲從事於諸侯、其可乎、管子對曰、未可、國未安、

此の節は桓公諸侯の霸たらんとして管子に問ひ、管子國未だ安からざるを以て其の不可なることをいへることを記す、

桓公曰く、今や諸侯放肆なれば、我之れが征伐に從事し以て霸とならんと欲す、其れ可ならんかと、管子對へて曰く、そは未だ可ならず、何となれば國家未だ安泰ならざればなりと、

〔從事於諸侯〕諸侯放肆にして王命を奉ぜず攻伐これ事とするを以て、之れが征伐に從事して霸となること、

桓公曰、安國若何、管子對曰、修舊法擇其善者、而業用之、遂滋民、與無財、而敬百姓、則國安矣、

桓公曰、諾、遂修舊法擇其善者而業用之、遂滋民與無財、而敬百姓國既安矣、

此の節は、桓公國を安泰にする法を問ひて管子之れに對へ、公實行して國安泰となれることを記す、

桓公曰く、國家を安泰にする法如何と、管子對へて曰く、太公の舊法を修めとゝのへ、其の善きものを擇び之れを次第して用ひ、士民を養ひ育て貧にして財なきものは之れを振救し百姓を敬愛せば、則ち國安からんと、桓公曰く諾しと、遂に太公の舊法を修めとゝのへ、其の善きものを擇びて之れを次第して用ひ、士民を養ひ育て、貧にして財なきものは之れを振救し、百姓を敬愛して國家は既に安泰となりき、

〔舊法〕太公望の舊法をさす、〔業用〕次第して用ふること、〔遂滋〕養ひ育つること、〔無財〕貧にして財な

を指す、〔不以告〕俊秀の民を君上に告げ推擧せざること、〔其罪五〕五は五刑なり五刑の罪の何れかに處せらるゝの意なり、〔已於事而竣〕已は畢なり、ヲフと訓む、事は俊秀の民を推擧する事をいふ、竣は退伏なり、シリゾクと訓む、退きて休息すること、

桓公曰、定民之居若何、管子對曰、制國以爲二十一鄕、桓公曰善、管子於是制國以爲二十一鄕、工商之鄕六、士鄕十五、公帥五鄕焉、國子帥五鄕焉、高子帥五鄕焉、參國起案、以爲三官、臣立三宰、工立三族、市立三鄕、澤立三虞、山立三衡、

此の節は桓公管子に民の居を定むることを問ひて、管子の對を嘉納し、管子直に之れを實施することを記す、

桓公曰く、四民の住居地を一定する法如何と、管子對へて曰く、國都を分ち定めて二十一鄕となせと、桓公曰く善しと、管子是に於て國都を分ち定めて以て二十一鄕と爲せり、卽ち工商の鄕は各三合せて六となす、こは軍役に從はず、士の鄕は十五となす、こは專ら軍役に從ふ、十五鄕の士は、公其の五鄕の士を帥ゐて中軍となし、卿の國子五鄕の士を帥ゐ、卿の高子五鄕の士を帥ゐて左右の軍となす、又國事を三分して之れを定限次第し、以て三部と爲し、臣に三卿を立てて之れを分掌せしめ、工には三族、市井には三鄕、澤には三虞、山には三衡を設け、亦三卿をして分掌せしむ、

〔制國〕制は分ち定むること、國は國都なり、〔二十一鄕〕工商之鄕六士の鄕十五合せて二十一鄕なり、農の鄕此の中にあらず、下章に別說せり、〔國子高子〕二子共に齊の卿なり、〔參國起案〕國は國事、案は次第して分限を定むること、一句の意は國事を三分して之れを次第分限すること、〔三官〕猶三部といふが如し、〔三宰〕三卿なり、高子國子の外に一卿を置きて三卿となすなり、〔工立三族市立三鄕〕前の工商之鄕

此れと同じわけなるべし、〔官府〕昔し工は官の監督の下に従事するを以て官府につくといふ、〔羣萃而州處〕萃も州も集まること、故に一句の意は群りあつまりてをることとなり、〔異物〕ことなりたる他の物事をいふ、〔肅〕嚴なり、きびしくはげしきこと、〔審ニ其四時一〕四時の氣候を審に察して器物の材料たる木石、獸の角齒等の伐取製作に適する時節をしること、〔功苦〕器物の堅牢なるを功といひ、柔脆なるを苦といふ、〔權ニ節其用一〕權節ははかり定めて用意すること、其用は道具なり、〔論比〕論は擇なり、擇比はえらびくらべること、〔協レ材〕材を其れに適當の器にかなふやうに擇び用ふること、〔旦莫〕莫は暮に同じ、旦暮は朝夕なり、〔飭〕敎なり、ヲシフと訓む、〔巧〕細工の巧なり、〔相陳以レ功〕陳は陳ね示すこと、功は成功なり、〔察ニ其四時一〕四時の需用品を觀察すること、〔監〕視なり、視察すること、〔鄕之資〕地方の産物なり、〔市之賈〕賈は價に同じ、〔負任擔何〕背に負ふを負といひ、手に抱くを任といひ、肩にになふを擔といひ、さしあげて持つを何といふ、〔服レ牛〕牛車にのせること、〔軺レ馬〕軺は馬車なり、軺レ馬とは馬車につむと、〔周〕偏なり、偏く賣りひろむること、〔市レ賤〕市は取なり、トルと訓む、買ひ取ること、賤は安價なり、〔鬻レ貴〕鬻は賣なり、ウル又はヒサグと訓む、貴は高價なり、〔相示以レ賴〕賴は贏なり、眞のまうけ、卽純益をいふ、〔耒耜〕耒はすきの柄、耜はすきの金、故に二字にてすきのこと、〔枷芟〕枷は連枷なり、からざを、芟は大鎌なり、〔擊レ菒除レ田〕菒は枯草なり、田地の枯草を擊ち除きて田を淸くすること、〔時耕〕春の耕種の時なり、〔耰〕摩平なり、うち耕したる田の土を細に碎きて種蒔きの出來るやうにならすこと、〔槍刈耨鎛〕槍は椿なり地を刺し草をとる一種の器、刈は鎌なり、耨は茲基なり、くは、鎛は鉏なり、くはの一種、〔脫レ衣〕平生の衣服をぬぎて仕事着をきること、〔就レ功〕功は事なり、耕作の仕事をいふ、〔茅蒲〕茅蒲にてあみたる笠なり、〔襏襫〕蓑なり、〔霑レ體〕汗かきて體をうるほすこと、〔塗レ足〕足をどろまみれにすること、〔暴〕曝に同じサラスと訓む、日にさらすこと、〔四支之敏〕敏は敏捷なる力なり、〔暱〕近なり、チカヅクと訓む、此にては都市に近づきて惡風にそまず淳樸質實の風を存すること、〔秀民〕俊秀の民なり、〔有司〕直接に民を治むる官

夫れ是の故に工の子は恆に工となりて其の業を易ふることとなし、夫の商をして一處に群りあつまりて住居せしめ、其の四時の需用を察して之れを豫備し、其の各地方の產物を視察して以て其の市場の價を知り、或は負任し或は擔荷し、或は牛車にのせ或は馬車にのせて、四方に徧く賣りひろめ、又其の所有するものを以て其の所有せざるものと交易して、安價に買ひ取りて高價に賣る、かくて朝夕こゝに從事して以て其の子弟を敎へ、相語るに利益のことを以てし、相示すに純益のことを以てし、相陳ね示すに四方の物價を知ることを以てす、かく年少き頃よりして此事を習ひ、其の心こゝに安んじて他の物事をみて心遷らず、是の故に其の父兄の敎は嚴しく厲しからずして成り、其の子弟の學問は勞力せずして、之れを能くす、夫れ是の故に商の子は恆に商となりて其の業を易ふることとなし、夫の農をして一處に群りあつまりて住居せしめ、其の四時の作物の植付を觀察し、豫め其の耕具をはかり定めて用意し、耒耜、連枷、大鎌など具備せざることなく、寒中に及びて田の枯れ草を撃ち去りて田を淸くし以て春の耕稼の時を待ち、耕稼の時に及びては深く耕して疾く地面を平にし以て時雨の至るを待つ、時雨既に至れば其の槍、鎌、茲基、鉏を持ちて種蒔し、かくして以て朝夕田野に從事す、卽其の常衣を脫ぎて勞役に就き、頭には茅蒲の笠をかぶり、身には襏襫をき、體を汗まみれにし、足を泥まみれにし、其の髮や皮膚を日にさらし、其の四肢のはたらきをつくして田野の耕作に從事するなり、かく年少きころよりして此事を習ひ其の心こゝに安んじて他の物事をみて心遷らず、是の故に其の父兄の敎は嚴しく厲しからずして成り、其の子弟の學問は勞力せずして之れを能くす、夫れ是の故に農の子は恆に農となり其の業を易ふることなく、田野に處りて都市に近づかざれば淳樸質實の風を失はず、其の俊秀の民の能く士と爲らんものにて官に用ひて必ず恃むに足るものあり、有司見て以て之れを君上に告げざれば有司は五刑に處罰せらる、故に有司は俊秀の民を推擧するを以て一大事となし、此の事を終へて後退き休むなり、

〔閒燕〕淸淨にして閑靜なる地をいふ、我德川時代にても武士の住處は民と區劃し閑靜の處を擇びたるも

心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之教不肅而成、其子弟之學不勞而能、夫是故農之子恆爲農、野處而不暱、其秀民之能爲士者、必足賴也、有司見而不以告其罪五、有司已於事而竣、

此の節は、桓公が四民を別居せしむる法を問ひて管子其の法と其の理由とを對ふることを記す、

桓公曰く、士農工商の四民を別に處く所及び其の理由如何と、管子對へて曰く、昔は聖王の士を處くや清閑の地に就きて住せしめ、工を處くや官府に就きて住せしめ、商を處くや市井に就きて住せしめ、農を處くや田野に就て住ましむ、彼の士をして一處に群りあつまりて住居せしめ、清閑の時に於ては則ち父は父同士と義の重んずべきを言ひ、子は子同士と孝の尊ぶべきを言ひ、其の君に事ふるものは敬ならざるべからざるを言ひ、其の幼少なるものは悌を守らざるべからざるを言ふ、年少き頃よりして此れ等のことに習うて、其の心こゝに安んじて他の物事を見て心遷らず、是の故に其の父兄の教は嚴しく厲しくせずして成り、其の子弟の學問は勞力せずして之れを能くす、夫れ是の故に士の子は恆に士となりて業を易ふることなきなり、次に彼の工をして一處に群りあつまりて住居せしめ、其の四時の氣候を審に察して木石等器物の材料の伐取製作に適する時月を知り、器物の堅牢と柔脆とを辨別し、豫め其の製作用の道具をはかり定めて用意し、器物の材料を擇び比べて適當の材を用ひ、朝夕製作に從事して、以て其の器物を四方に敷き施し、之れを以て其の子弟を教へ、相語るに製作を以てし、相示すに製作の巧を以てし、相陳ね示すに成功の賞を以てし、器物製作以外の事は少しも之れに及ばず、かく年少き頃よりして此の事を習ひて其の心こゝに安んじて他の事をみて心遷らず、是の故に其の父兄の教は嚴しく厲しくせずして成り、其の子弟の學問は勞力せずして之れを能くす、

故士之子恆爲士、令夫工羣萃而州處、審其四時、辨其功苦、權節其用、論比協材、旦莫從事、施於四方、以飭其子弟、相語以事、相示以巧、相陳以功、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之敎不肅而成、其子弟之學不勞而能、夫是故工之子恆爲工、令夫商羣萃而州處、察其四時、而監其鄕之資、以知其市之賈、負任擔何、服牛軺馬、以周四方、以其所有、易其所無、市賤鬻貴、旦莫從事於此、以飭

其子弟、相語以利、相示以賴、相示以知賈、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之敎不肅而成、其子弟之學不勞而能、夫是故商之子恆爲商、令夫農羣萃而州處、察其四時、權節其用、耒耜枷芟、及寒、擊菒除田、以待時耕、及耕深耕疾耰之、以待時雨、時雨既至、挾其槍刈耨鎛、以旦莫從事於田野、脫衣就功、首戴茅蒲、身衣襏襫、霑體塗足、暴其髮膚、盡其四支之敏、以從事於田野、少而習焉、其

用ひたりと、

〔參其國〕國は郊內(國都の四方百里の間)なり、參にすとは其の士を三分して三軍となすをいふ、〔伍其鄙〕伍は五なり、鄙は郊以外なり、一句の意は郊以外の民衆を五分して五屬となすをいふ、五屬とは五つの屬軍の意なり、參其國と此句とは專ら兵制に就ていふ、〔定民之居〕四民の居住地を一定すると、下節に詳說せり、〔民之事〕事は職業なり、民の職業を定むることも亦下節に詳說せり、〔陵爲之終〕陵は墓、爲之終は埋葬すること、一句の意は陵墓を一定して死者を埋葬さし追本の情を厚からしむること、〔六柄〕生殺貧富貴賤の六事に關する政の本なり、

桓公曰、成民之事若何、管子對曰、四民者勿使雜處、雜處則其言哤、其事易、

此の節は、桓公民の職業を定めなすことを問ひ管子之れに對ふることを記す、

桓公曰く民の職業を定めなす法は如何と、管子對へて曰く、民を分ちて士農工商の四と爲す、この四民のものは地を別にして居住せしめ決して雜居せしむること勿れ、四民雜居するときは其の言語混亂し其の職業變更し易しと、

〔雜處〕雜居に同じ、〔哤〕亂なり、ミダルと訓む、混亂すること、〔易〕變更なり、

公曰、處士農工商若何、管子對曰、昔聖王之處士也、使就間燕、處工就官府、處商就市井、處農就田野、令夫士羣萃而州處、間燕則父與父言義、子與子言孝、其事君者言敬、其幼者言悌、少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故其父兄之教不肅而成、其子弟之學不勞而能、夫是

け、之れと相謀りて法制を設け爲し、以て民の守るべき綱紀となし、此の法制を用ひて政を公平にし、以て事變に應じ、之れを宜しきやうに處置し、又民の衆寡を比べて邑制兵制を定むるに一定の法度を以てし、先づ其の本を等しくして其の末を正しくし、本末井然たらしむ、かくして民を勸め勵すに賞賜を以てし、之をたゞしをさむるに刑罰を以てし、頭髮によりて年齡を次第し分ちて長幼の序を正しくし、以て民を敎ふるの紀綱となせりと、

〔昭王穆王〕昭穆二王は其の爲す所過失ありと雖、其の遠征は國威伸張の爲なり、又穆王が呂刑（書經にあり）を作りしは後世よりは是非の議論あれども、當時にありては適宜の法律なり、故に管子は特に之に掲げしなり、〔遠績〕遠き昔にのこしたる功績、卽ち遺法を指す、〔羣叟〕叟は老なり、老臣をさす、〔比校〕比は比較なり、校は考合なり、考試すること、〔象〕法象なり、法制をいふ、〔民紀〕紀は綱紀なり、〔式〕用なり、モチフと訓む、〔權〕平なり、タヒラニスと訓む、政を公平にすること、〔相應〕事變に應じて宜しきやうに處置すること、〔比綴以度〕綴は連結なり、連結して定むること、一句の意は民の衆寡を比べて邑制兵制を定むるに一定の法度を以てすること、〔竱〕等なり、ヒトシクスと訓む、〔肇〕正なり、タヾシクスと訓む、〔糾〕收なり、ヲサムと訓む、たゞしをさむること、〔班序〕次第し分つこと、〔顚毛〕頭の毛なり、〔紀統〕紀綱に同じ、法なり、

桓公曰、爲㆑之若何、管子對曰、昔者聖王之治㆓天下㆒也、參㆓其國㆒而伍㆓其鄙㆒、定㆓民之居㆒、成㆓民之事㆒、陵爲㆓之終㆒、而愼用㆓其六柄㆒焉、

此の節は、桓公當今に當り先王の政を爲す法を問ひ管子其の大綱を對ふることを記す、

桓公曰く、當今に於て先王の政を爲す法は如何と、管子對へて曰く、昔は聖王の天下を治むるや、其の郊内の民衆を三分して三軍となし、郊外の民衆を五分して五屬となし、民の居住地を一定し民の職業を定め成し、死者は陵墓を定めて埋葬し追本の情を忘るゝなからしめ、而して之れを統治するに愼みて六柄を

是れ崇び、九人の妃、六人の婦官、列妾數百人あり、食物は必の粱肉の美をくひ、衣服は必ず文繡のものを着、兵士は常にこゞえうゑたり、兵車は游車の殘はるるを待ちて之れに充て、兵士は列妾の餘食を待ちて之れを食ふ、俳優寵を得て前にあり、賢才退けられて後にありき、是れを以て國家の勢は日々に伸びず月月に益さず、衰廢極まれり、寡人宗廟を埽除する能はずして荒廢に歸せしめ社稷の祭を絶つに至らんことを恐る、此れが興復の方策は如何と、

〔逆〕迎なり、ムカフと訓む、〔郊〕近郊なり、國都四方五十里の間をいふ、〔爲二高位一〕崇高を極むるに喩ふ、〔田狩畢弋〕獸を獵るを田といひ、圍守して禽をとるを狩といふ、畢は雉兎をとる網、此にては其れにて雉兎をとること、弋はいとぐるみ、此にては其れにてとりをとること、〔卑〕鄙なり、イヤシムと訓む、〔崇〕高なり、たつとぶこと、〔九妃〕九人の妃なり、妃と同樣に勢力あり且つ同樣に待遇せられたるもの九人ありしよりいふ、〔六嬪〕嬪は婦官なり、六人の婦官をいふ、〔陳妾〕陳は列なり、陳妾は列妾なり、〔粱肉〕粟と肉と、轉じて美食、〔文繡〕あやもやうの美しきぬひぎぬ、〔戎士〕兵士なり、〔戎車〕兵車なり、〔游車〕游覽用の車なり、〔裂〕殘なり、そこなひやぶれること、〔優笑〕俳優なり、わざをぎ、〔日引〕引は申なり、ノブと訓む、〔月長〕長は益なり、マスと訓む、〔血食〕犧牲の血をすゝめて祭ること、轉じて祭ること、

管子對曰、昔吾先王昭王穆王、世法二文武遠績一以成レ名、合二羣叟一比二校民之有レ道者一、設レ象以爲二民紀一、式權以相應、比綴以レ度、竱本肇レ末、勸レ之以二賞賜一、糾レ之以二刑罰一、班二序顚毛一、以爲二民紀統一、

此の節は、管子周の昭穆二王の政をのべて公も亦之れに法らんことを暗示せることを記す、

管子對へて曰く、昔し吾周の先王昭王穆王は文武二王の遺法に法り、以て其の功名を成したり、其の昭穆二王の政をみるに、多くの老臣を會して士民の道藝あるものを比較考試して、其の材に相當する官を授

して必ず志を天下にのぶるを得ん、されば彼をして齊に在らしめば齊國勃興するを以て則ち必ず長く魯國の憂をなさんと、嚴公曰くしからば如何にせば宜しきやと、施伯對へて曰く、之を殺し其の屍を使者にあたへよと、嚴公よりて將に管仲を殺さんとす、齊の使者きゝて大に驚き請うて曰く、寡君は親ら管仲を誅戮することを爲さんと欲す、若し生得して以て親ら誅戮し群臣のみせしめにせざればなほ未だ其の請ふ所を得ざるが如きに同じ、請ふ之れを生きながら得んと、是に於て嚴公は管仲をひきしばりて以て齊の使者にあたへしむ、齊の使者管仲をうけて退き、國に至るまで、管仲をたび〳〵香薰したび〳〵浴せしめて其の身をきよめたり、

〔嚴公〕魯の莊公なり、魯語上を見よ、〔用其政〕其れを用ひて政をなさしむるの意なり、〔生得〕生きながらうること、〔比至〕國に至るまでなり、〔三釁〕三はたび〳〵なり、三浴の三も同じ、釁は香を身にぬりて清むること、

桓公親逆之于郊、而與之坐問焉曰、昔吾先君襄公、築臺以爲高位、田狩畢弋、不聽國政、卑聖侮士、而唯女是崇、九妃六嬪、陳妾數百、食必粱肉、衣必文繡、戎士凍餒、戎車待游車之裂、戎士待陳妾之餘、優笑在前、賢材在後、是以國家不日引、不月長、恐宗廟之不埽除、社稷之不血食、敢問爲此若何、

此の節は桓公管仲を出迎へ、之れに襄公以來の國家の衰廢をすくふ方策を問ふことを記す、

桓公親ら管仲を近郊に出でゝ迎へ共に國都にかへり、之れとともに坐して問うて曰く、昔し吾先君襄公臺を築きて崇高をきはめ、遊獵に荒みて國政をきかず、賢聖の人をいやしみ才能の士を侮り、たゞ女のみ

にすゝむることを記す、
桓公鮑叔のすゝめを納れたれども、管仲は時に魯に捕虜の身なれば如何にせば之れを召還するを得るかと問へり、鮑子答へて曰く、魯に引渡しを請はるべしと、桓公曰く、施伯は魯君の謀臣なり、彼れ我管仲を用ひんが爲に請へるを知らば、必ず我にあたへざらん、如何せば可なるかと、鮑子對へて曰く、使者をして之れを魯に請ひて寡君の命令に從はざる惡臣の君の國にあるあり、之れを誅戮して群臣のみせしめにせんと欲す、故に之れが引渡しを請ふと曰はしめば、則ち我にあたへんと、
〔施伯〕魯の大夫なり、〔不令之臣〕命令に從はざる惡臣なり、〔戮於羣臣〕之れを誅戮して群臣のみせしめにすること、

桓公使請諸魯、如鮑叔之言、嚴公以問施伯、施伯對曰、此非欲戮之也、欲用其政也、夫管子天下之才也、所在之國、則必得志於天下、令彼在齊、則必長爲魯國憂矣、嚴公曰、若何、施伯對曰、殺而以其屍授之、嚴公將殺管仲、齊使者請曰、寡君欲親以爲戮、若不生得以戮於羣臣、猶未得請也、請生之、於是嚴公使束縛以予齊使、齊使受而以還、比至三釁三浴之、

此の節は桓公鮑子の言に從ひ管仲を魯に請ひしに、果して施伯は之れを知り殺してかへさんとせしを漸くにして生きながらとりかへせしことを記す、
桓公使者を魯にやり、之れをして管仲を請はしむること鮑叔の言の如くす、嚴公この事を以て施伯に問ふ、施伯對へて曰く、此れは管仲を誅戮せんと欲するに非ず、之れを用ひて政をとらしめんとするなり、彼の管子は天下の偉才なれば、其の在る所の國は隆興

臣なり、〔凍餒〕こゞえうゝること、〔管夷吾〕齊の卿にて公子糾の傅なり、字は仲といふ、桓公をたすけて諸侯を糾合し天下を一匡したる偉人にて、其の功業亦史上に炳乎たり、〔柔民〕柔は安なり、ヤスンズと訓む、〔柄〕本なり、〔枹鼓〕枹は鼓をうつむちなり、〔加勇〕加は益なりマスと訓む、

桓公曰、夫管夷吾射寡人中鉤、是以濱於死、鮑叔對曰、夫爲其君動也、君若宥而反之、夫猶是也、

此の節は、桓公管仲は我敵なれば用ひがたしといはれしを、鮑叔の彼は忠義ものなれば君が怨を置きて用ひらるれば必ず忠義をつくすべしとすゝめ說くことを記す、

桓公曰く、かの管夷吾は寡人が莒より國に入るとき魯の兵を率ゐ、寡人を射て帶鉤にあてたり、是れを以て寡人は死するに近かりき、何ぞ之れを用ふるを得んと、鮑叔對へて曰く、彼は其の君の爲に働けるなり、君若し赦して之れを國にかへさば、彼は其の君に事へたる如く君の爲に力をつくして働かんと、

〔夫〕彼なり、以下同じ、〔射寡人中鉤〕桓公が莒兵におくられて國に反るとき、管仲は魯兵を率ゐて其の道を遮り、桓公を射て其の鉤にあてたるなり、鉤は帶鉤なり、帶をとめしむるかね、おびどめ、〔濱〕近なり、チカシと訓む、〔爲其君動〕其君は公子糾を指す、動は働なり、〔宥〕赦免なり、〔猶是也〕其の君（公子糾）に事へたる如く君にも亦忠勤をぬきんでんとなり、

桓公曰若何、鮑子對曰、請諸魯、桓公曰、施伯魯君之謀臣也、夫知吾將用之、必不予我矣、若之何、鮑子對曰、使人請諸魯曰、寡君有不令之臣在君之國、欲以戮於羣臣、故請之、則予我矣、

此の節は、鮑叔管仲を魯よりとりもどす方策を桓公

柔レ民弗レ若也、治二國家一不レ失二其柄一弗レ若也、忠信可レ結二於百姓一弗レ若也、制二禮義一可レ法二於四方一弗レ若也、執二枹鼓一立二於軍門一使二百姓加一レ勇焉弗レ若也、

此の節は桓公鮑叔を宰相とせんとし、鮑叔無能を以て辭し、其の友管仲を推薦せることを記す、

桓公既に莒より齊に反りて位に卽くや、鮑叔をして宰相たらしむ、鮑叔辭して曰く、臣は君の凡庸の臣なり、君恩惠を臣に加へて凍え飢ゑざらしめらるゝは則ち是れ君のたまものなり、若し必ず國家を治めんとならば則ち臣の能く爲す所に非ざるなり、君若し必ず國家を治めんとならば其の適任なるものは卽ち管夷吾なるか、臣の夷吾にしかざるもの五あり、寬大惠愛にして民を安んずることしかざるなり、國家を治めて其の國の本を失はず鞏固ならしむることしかざるなり、忠信を以て百姓の心を結ぶべきことしかざるなり、禮義を制定して四方に法らしむべきことしかざるなり、枹鼓をもちて軍門に立ち百姓をして勇を增し以て敵にあたらしむることしかざるなりと、

〔桓公自レ莒反二於齊一〕初め齊の襄公無道なり、羣弟其の身に禍の來らんことを恐れ、公子糾は魯に奔れり、管仲、召忽之れに傅たり、公子小白は莒に奔れり、鮑叔之れに傅たり、後襄公公孫無知の爲に殺され、無知一旦侯位につきしも間もなく亦弑せらる、是に於て齊人公子糾を魯に請へども魯は之れによつて利を得んと欲し直に之れをかへさず、是に於て公子小白を莒に迎ふ、莒人直に兵を發して之れを送る、魯之れをきゝ亦兵を發して糾を送り莒の道を遮りたれども、遂に之れを破る能はず、小白先づ國に入りて位に卽けり、之れを桓公となす、桓公の功業は史上に炳焉として世人普くしる、故に贅說せず、因にいふ桓公の卽位によりて公子糾は自殺し、召忽之れに殉し、管仲は魯に拘囚の身となれり、〔鮑叔〕齊の大夫にて桓公が公子たりし時の傅なり、名は牙、字は叔、溫恭にして賢名あり、〔宰〕大宰なり、宰相のこと、〔庸臣〕凡庸の

- 釐公（十三）
  - 襄公（十四）
  - 桓公（十六）
    - 無詭（十七）
    - 孝公（十八）
    - 昭公（十九）
      - 舍（二十）
    - 懿公（二十一）
    - 惠公（二十二）
      - 頃公（二十三）
        - 靈公（二十四）
          - 莊公（二十五）
          - 景公（二十六）
            - 晏孺子（二十七）
            - 悼公（二十八）
              - 簡公（二十九）
              - 平公（三十）
                - 宣公（三十一）
                  - 康公（三十二）
- 夷仲年
  - 無知（十五）

田和簒立後は所謂戰國時代にして、當代に於ける齊は東方の雄國として列國間の霸位にありたり、されど此には關係なければ缺叙す、本物語は桓公時代のことのみにて、凡て五章あり、

桓公自莒反於齊、使鮑叔爲宰、辭曰、臣君之庸臣也、君加惠於臣、使不凍餒、則是君之賜也、若必治國家者、則非臣之所能也、若必治國家者、則管夷吾乎、臣之所不若夷吾者五、寬惠

國語國字解下

湖村　桂　五十郎　講述

巻第六

齊語

齊國の物語なり、齊の先祖は堯の時の四岳にして夏の禹王を佐けて水土を平げて甚功あるものなり、其の裔孫を呂尚といふ、所謂太公望にして周の文王武王を輔けて殷を滅し天下を一統したる偉人なり、功を以て齊國に封ぜらる、之れを齊の始祖となす、太公より十五代までは記すべきことなし、十六代桓公に至り、英邁の資を以て賢相管仲の輔佐をうく、當時は所謂春秋の初にして諸侯放肆戎狄跋扈す、公卽ち奮つて諸侯を糾合し戎蠻を攘逐して天下を一匡し以て王に勤め民を安んぜり、故に孔子も亦其の功を稱せり、所謂五霸は公を以て首となす、公薨じてより庸君相つぎ遂に霸業を失ふ、二十六代景公に至りて桓公の志をつぎ賢相晏嬰之れを佐け、復國運の隆盛を來せしが、公薨後は繼嗣其の人を得ず、大夫の跋扈する所となる、就中田常最も勢力あり、簡公(二十六代)を弑して國を專にす、常の曾孫和に至り遂に康公(三十二代)を逐うて自立し其の國を領せり、太公封ぜられてより此に至るまで七百五十年にして亡ぶ、其の系圖左の如し、

(一)太公——(二)丁公——(三)乙公——(四)癸公——(五)哀侯
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├(六)胡公
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└(七)獻公——(八)武公——(九)厲公——(十)文公——(十一)成公——(十二)莊公——

（終）

國語國字解下目次

第四十二卷

國語 下

桂湖村講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

漢籍國字解全書